

外交・在外業務実施体制及び運営に
関する行政評価・監視結果報告書
『外務省改革「行動計画」』を中心として

平成 17 年 3 月

総務省行政評価局

前 書 き

相互依存が深まる今日の国際社会において、我が国は、国際社会全体の平和と繁栄を目指した様々な国際的な取組に積極的に参画し、その地位にふさわしい役割を果たすことが求められている。また、政治、経済など様々な面での地球規模化の一層の進展と海外の在留邦人及び海外渡航者数の増加等、我が国の外交が質及び量の面で拡大又は複雑化を続ける状況の中で、これまで以上に能動的に展開していくことが重要となっている。こうした中で、外務本省と世界各地に設置されている在外公館の担う役割は極めて重要となっているが、近年の外務本省と在外公館における一連の不祥事の発生は、我が国外務行政に対する国民の信頼を著しく損ねることとなった。

外務省は、これに対し、有識者により構成された外務大臣の私的懇談会「変える会」の外務省改革に関する最終報告等を踏まえ、平成 14 年 8 月、組織としての政策構想力と危機管理対応能力の強化、外務省職員の意識改革と徹底した競争原理の導入、外交施策の透明性と効率性の確保、及び国民へのサービスの向上を目指した領事業務の強化を主眼とする外務省改革「行動計画」を発表した。

外務省は、この外務省改革「行動計画」に基づき実施期限を定めて改善措置を順次講ずるとともに、その進捗^{しんちよく}状況を平成 15 年 3 月、8 月及び 12 月並びに 16 年 7 月の 4 回にわたり公表するなどの取組を進めてきているが、国民の信頼を取り戻し、外務省が国益を担う強力な外交政策を遂行できるようにするためには、今後も引き続き外務省改革を継続的・計画的に推進することが必要である。

本行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、現在外務省が進めている改革が着実に実施され成果を上げているかなどの観点から、外交・在外業務の実施体制及び運営状況について調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目 次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	行政評価・監視結果	2
1	外務省改革の経緯、外務省改革「行動計画」の概要等	2
2	調査の対象、実施方法等	7
3	調査結果	10
(1)	外務省改革「行動計画」の全体的な進捗状況	12
(2)	外務省改革「行動計画」に定められた160事項の改善状況等	15
	項目1 政・官の在り方	15
	項目2 外務省職員の意識改革	19
	項目3 人事制度の再構築	54
	項目4 秘密保持の徹底（秘密保全体制の抜本的見直し）	96
	項目5 ODAの効率化・透明化	108
	項目6 外務省予算の効率的使用・透明性の確保	125
	項目7 NGOとの新しい関係	141
	項目8 広報・広聴体制の再構築	157
	項目9 大使館などの業務の見直し	175
	項目10 政策立案過程などの透明化	223
	項目11 危機管理体制の整備	239
	項目12 政策構想力の強化	258
	項目13 事務の合理化	275
	項目14 外務省改革実施体制	286
(3)	外務省改革に関する国民への説明責任	293
(4)	在外公館館員に対する意識調査の結果	298
(5)	在留邦人に対する意識調査の結果	351
(6)	NGOに対する面談調査の結果	373
(7)	外交・在外業務に知見を有する者（有識者等） に対する意識調査の結果	387

(参考資料)

資料1	開かれた外務省のための10の改革(平成14年2月12日)	411
資料2	外務省改革に関する「変える会」-最終報告書-	
	(平成14年7月22日)	415
資料3	外務省改革「行動計画」(平成14年8月21日)	447
資料4	外務省機構改革(最終報告)(平成15年3月27日)	473
資料5	「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況(全体版)	
	(平成16年7月23日)	482

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、現在外務省が進めている改革が着実に実施され成果を上げていくかなどの観点から、外交・在外業務の実施体制及び運営状況について調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

外務省

(2) 関連調査等対象機関

在留邦人、外交・在外業務に知見を有する者等

3 担当部局

行政評価局

4 実施時期

平成15年12月～17年2月

第2 行政評価・監視結果

1 外務省改革の経緯、外務省改革「行動計画」の概要等

(1) 外務省改革の経緯

相互依存が深まる今日の国際社会において、我が国は、国際社会全体の平和と繁栄を目指した様々な国際的な取組に積極的に参画し、その地位にふさわしい役割を果たすことが求められている。また、政治、経済など様々な面での地球規模化の一層の進展と海外の在留邦人及び海外渡航者数の増加等により、我が国の外交が質及び量の面で拡大又は複雑化を続ける状況の中で、これまで以上に能動的な外交を展開していくことが重要となっている。こうした中で、外務本省と世界各地に設置されている182の在外公館（平成15年度末時点）の担う役割は極めて重要となっている。

しかしながら、平成13年1月の外務省大臣官房要人外国訪問支援室長による外交機密費（報償費）詐取事件、同年7月の九州・沖縄サミット準備事務局職員によるハイヤー契約に係る不正事件、いわゆる「プール金」問題など一連の外務省の不祥事の発生は、我が国外務行政に対する国民の信頼を著しく損ねることとなった。

こうした中、外務省は、平成14年2月、「開かれた外務省のための10の改革」を発表し、その中で盛り込まれた具体的に採るべき改革措置を検討するため、同年3月、外務大臣の私的懇談会として、有識者13名により構成された外務省改革に関する「変える会」（座長：宮内義彦 オリックス株式会社代表取締役会長）を発足させた。同会は、14年3月の第1回会合から同年7月の第12回会合まで計12回開催され、同年7月、外務省改革に関する最終報告を取りまとめた。外務省改革の経緯は、図1のとおりである。

(2) 外務省改革「行動計画」の概要等

外務省は、外務省改革に関する「変える会」の最終報告を踏まえ、平成14年8月、組織としての政策構想力と危機管理対応能力の強化、外務省職員の意識改革と徹底した競争原理の導入、外交施策の透明性と効率性の確保、及び国民へのサービスの向上を目指した領事業務の強化を主眼とする外務省改革「行動計画」（以下「行動

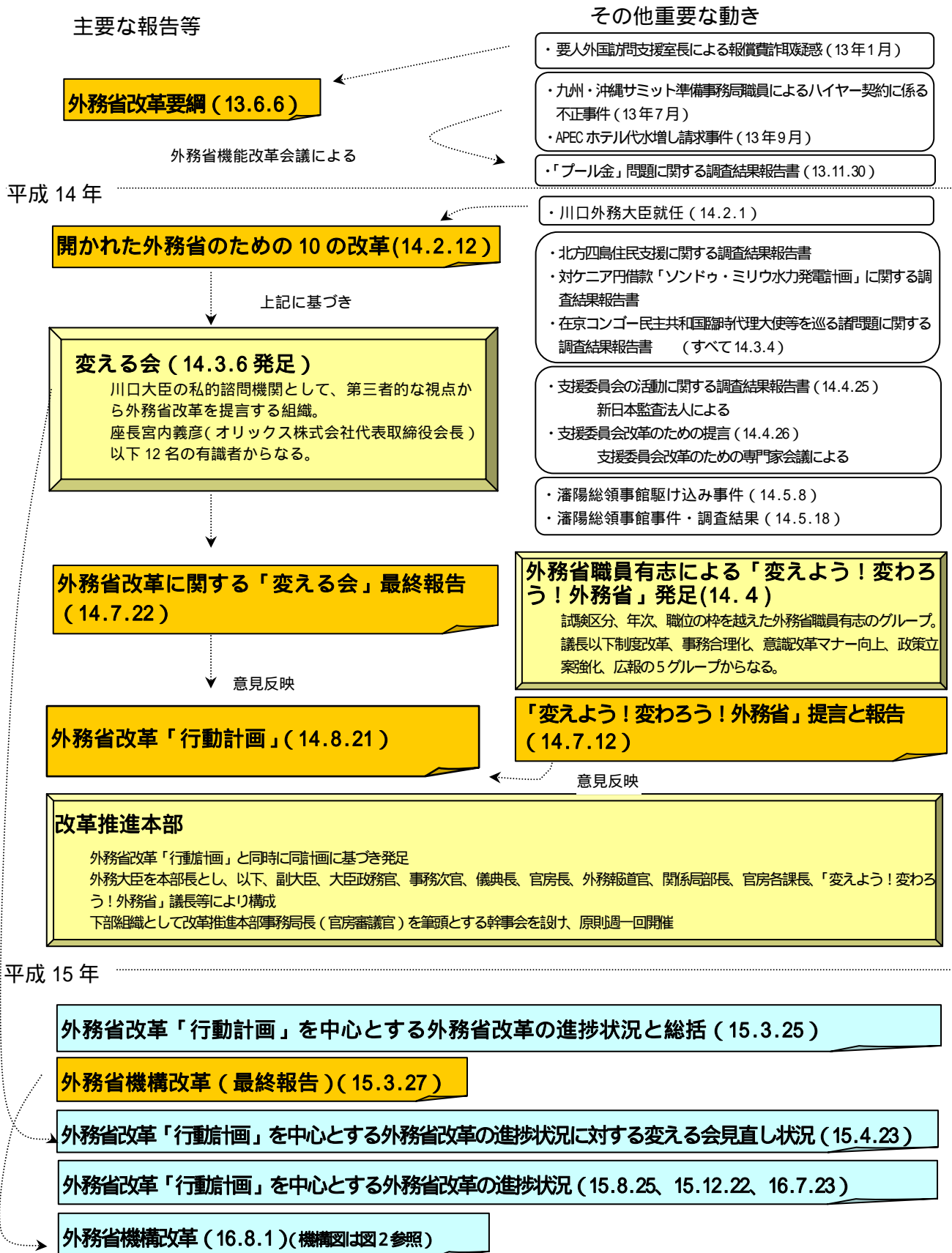
計画」という。)を公表した。

この「行動計画」は、14項目、51細目の下に160事項の措置が定められ、その概要は表1のとおりである。

また、外務省は、この「行動計画」に基づき実施期限を定めて改善措置を順次講ずるとともに、その進捗状況を平成15年3月、8月及び12月並びに16年7月の4回にわたり公表するなどの取組を進めてきている。

さらに、平成15年3月27日、『「日本の安全と繁栄を実現するための能動的・戦略的な外交」を展開できる組織・機構にする』との方針の下、「選択と集中」をテーマとした「外務省機構改革(最終報告)」を公表し、これを踏まえて16年8月1日、「外交戦略策定機能の強化」、「日本国民の保護と危機管理」、「情報収集・分析能力の強化」、「新たな国際的枠組みの構築」を改革の柱とする「外務省機構改革」(図2参照)を実施している。

図1 外務省改革の経緯



(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。

表1 外務省改革「行動計画」の概要

項目	細目
1 政・官の在り方	(1) 文書作成義務 (2) 政務本部の設置
2 外務省職員の意識改革	(1) 外務省職員に対する「使命」感の付与 (2) 在外公館の対応の改善 (3) 在外研修員に対する外交旅券の付与の廃止 (4) 法令の遵守 (5) 言葉遣いと夫人間の関係
3 人事制度の再構築	(1) 競争原理の徹底・職員の淘汰 (2) 公平性、客観性、透明性、予測可能性のある人事制度の確立 (3) 研修制度の抜本的強化 (4) 人事にかかる体制の見直し (5) 業務の合理化等 (6) 休暇制度の見直し
4 秘密保持の徹底（秘密保全体制の抜本的見直し）	(1) 包括的保秘対策の構築 (2) 秘密保全規則の大幅改訂 (3) 情報開示に向けた取組
5 ODA の効率化・透明化	(1) 無償資金協力の選定・実施過程の透明性を確保するための施策 (2) ODA の評価を拡充し有効性を検証するための施策 (3) 円借款の債権放棄に関し、国民への説明責任を果たすための施策 (4) ODAの選定・実施過程の効率化を確保するための施策
6 外務省予算の効率的使用・透明性の確保	(1) 予算執行の効率性・透明性の確保 (2) 報償費に関する説明責任の範囲に関する措置 (3) 調達の見直し・会計処理の一元化の推進 (4) 監査の強化 (5) 研修の実施 (6) 決算の充実
7 NGOとの新しい関係	(1) NGO諸団体への職員派遣 (2) NGOとの連携の実施 (3) NGOとの懇談会 (4) NGOの活動支援基盤整備
8 広報・広聴体制の再構築	(1) 広報体制の拡充 (2) 広聴活動の強化
9 大使館などの業務の見直し	(1) 在外公館全般 (2) 領事業務
10 政策立案過程などの透明化	(1) 説明責任・透明化 (2) 外部意見の政策への反映 (3) 内部通報制度の整備
11 危機管理体制の整備	(1) 本省の危機管理体制の整備 (2) 情報収集・分析能力の向上と政策への反映 (3) 在外公館での情報収集能力の向上 (4) 在外公館の警備体制の改善
12 政策構想力の強化	(1) 外交戦略目標の設定及び政策評価 (2) 総合外交政策局の機能強化 (3) 国際情報局の機能強化 (4) 政策情報の一元化 (5) 外部シンクタンクの有効活用 (6) 省内での政策提言の促進 (7) 首脳外交体制の強化 (8) 外務大臣補佐体制の整備・強化
13 事務の合理化	(1) 外務省の本格的なIT化の推進 (2) その他の合理化策
14 外務省改革実施体制	

(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。

図2 平成16年7月以前と8月以降の外務省機構図

平成16年7月以前（機構改革前）		平成16年8月以降（機構改革後）
外務大臣		外務大臣
副大臣2名 / 政務官3名		副大臣2名 / 政務官3名
事務次官		事務次官
外務審議官2名		外務審議官2名
儀典長		
官房長 (参事官10名、考查・政策評価官、調査官、総務課、人事課、情報通信課、会議課、在外公館課、 儀典総括官)		官房長 (参事官11名、考查・政策評価官、調査官、総務課、人事課、情報通信課、会議課、在外公館課)
監察査察官		監察査察官
外務報道官 (海外広報課、国内広報課、報道課、国際報道官)		外務報道官 (報道課、国内広報課、国際報道官)
審議官14名		審議官14名
文化交流部長 (政策課、人物交流課)		広報文化交流部長 (総合企画課、文化交流課)
領事移住部長 (政策課、邦人保護課、旅券課、外国人課)		国際社会協力部長 (政策課、国連正協課、専門機関課、人権人道課、地球環境課)
総合外交政策局長 (総務課、企画課、安全保障政策課、国連政策課)		総合外交政策局長 (総務課、安全保障政策課、国連政策課)
軍備管理・科学審議官 (軍備管理軍縮課、科学原子力課)		軍備不拡散・科学部長 (軍備管理軍縮課、不拡散・科学原子力課)
国際社会協力部長 (国連正協課、人権人道課、地球環境課)		
アジア大洋州局長 (地域政策課、北東アジア課、中国課、南東アジア第一課、南東アジア第二課、南西アジア課、大洋州課)		アジア大洋州局長 (地域政策課、北東アジア課、中国課、南東アジア第一課、南東アジア第二課、南西アジア課、大洋州課)
北米局長 (北米第一課、北米第二課、日米安全保障条約課)		北米局長 (北米第一課、北米第二課、日米安全保障条約課)
中南米局長 (中南米第一課、中南米第二課)		中南米局長 (中米課、南米カリブ課)
欧州局長 (西欧第一課、西欧第二課、中・東欧課、ロシア課)		欧州局長 (政策課、西欧課、中・東欧課、ロシア課)
中東アフリカ局長 (中東第一課、中東第二課)		中東アフリカ局長 (中東第一課、中東第二課)
アフリカ審議官 (アフリカ第一課、アフリカ第二課)		アフリカ審議官 (アフリカ第一課、アフリカ第二課)
経済局長 (国際経済第一課、国際経済第二課、国際エネルギー課、開発途上地域課、国際機関第一課、国際機関第二課)		経済局長 (政策課、国際貿易課、経済動向課、経済安全保障課、経済統合課)
経済協力局長 (政策課、調査企画課、国別開発協力課、国際機関課、技術協力課、有償資金協力課、無償資金協力課)		経済協力局長 (政策課、開発企画課、国別開発協力第一課、国別開発協力第二課、技術協力課、有償資金協力課、無償資金協力課)
条約局長 (条約課、国際協定課、法務課)		国際法局長 (国際法課、条約課、経済社会条約官)
国際情報局長 (国際情報課、分析第一課、分析第二課)		領事局長 (政策課、海外邦人安全課、旅券課、外国人課)
		国際情報統括官 (国際情報官4名)

(注) 外務省の資料による。

2 調査の対象、実施方法等

「行動計画」に定められた 14 項目の 160 事項を中心に外務省改革の実施状況、改善状況等について、表 2、表 3 及び表 4 のとおり、外務本省を対象とする調査、36 の在外公館を対象とする調査並びに 在外公館館員(404 人)に対する意識調査(以下「館員意識調査」という。)、35 か国に居住する在留邦人(540 人)に対する意識調査(以下「在留邦人意識調査」という。)、国内の外務省と関連のある国際協力 NGO 団体(3 団体)に対する面談調査(以下「NGO 面談調査」という。)及びその他外交・在外業務に知見を有する者(55 人)に対する意識調査(以下「有識者等意識調査」という。)を書面又は面談により実施した。

表 2 本調査の対象、実施方法等

区 分	外務本省調査	在外公館調査	意識調査
調査対象	関係するすべての部局	36 公館 うち 10 公館については実地に調査 (詳細は表 3 参照)	在外公館調査の対象とした在外公館の館員 36 公館 404 人 在留邦人 35 か国 540 人 NGO 3 団体 6 人 外交・在外業務に知見を有する者 55 人 (詳細は表 4 参照)
調査事項	「行動計画」の 160 事項のすべてについて実施状況、改善状況等を調査	「行動計画」の 160 事項のうち在外公館に係る 48 事項	外務省改革全般 (調査対象者ごとに特に関係に深い事項について聴取)
調査の主な観点	外務省改革は、「行動計画」に基づき着実に実施され成果を上げているか	外務本省からの指示・指導に基づいて改革は着実に実施され成果を上げているか	外務省改革をどのような点で評価しているか、今後何をどのように改善する必要があるか
調査の実施方法	外務本省の関係部局から書面又は面談により、160 事項の実施状況、改善状況等を調査	36 公館に対して調査票を送付し、その回答及び関連資料を要求 10 公館については、提出された回答及び関連資料に基づき、在外公館の施設・設備、窓口サービスの実施状況を含め実地に調査	各調査対象者に対し、書面又は面談により、外務省改革についての評価、在外公館の対応、領事窓口サービスの評価などについて意見等を聴取 (詳細は表 4 参照)

表3 在外公館調査の対象とした在外公館一覧

(単位：人)

	在外公館の名称	公館定員数	在留邦人数	実地調査対象
1	在インド大使館	34	1,939	
2	インドネシア在スラバヤ総領事館	9	(11,608)	
3	在シンガポール大使館	27	21,104	
4	在大韓民国大使館	59	19,685	
5	中華人民共和国在香港総領事館	36	(77,184)	
6	在パキスタン大使館	27	825	
7	在ネパール大使館	15	412	
8	在ミャンマー大使館	23	640	
9	アメリカ合衆国在ロサンゼルス総領事館	22	(331,677)	
10	アメリカ合衆国在ホノルル総領事館	13	(331,677)	
11	在カナダ大使館	27	37,955	
12	在ペルー大使館	21	1,518	
13	在コロンビア大使館	15	1,015	
14	在チリ大使館	12	1,077	
15	在メキシコ大使館	21	4,510	
16	在英国大使館	66	50,531	
17	在ウクライナ大使館	11	116	
18	在オーストリア大使館	30	1,715	
19	在スイス大使館	12	6,564	
20	在スペイン大使館	22	5,549	
21	在チェコ大使館	13	1,070	
22	ドイツ在フランクフルト総領事館	11	(27,081)	
23	在ハンガリー大使館	14	988	
24	在フランス大使館	60	32,372	
25	在ベルギー大使館	20	5,848	
26	在ポーランド大使館	17	703	
27	在ポルトガル大使館	11	515	
28	在ロシア大使館	74	1,702	
29	オーストラリア在シドニー総領事館	15	(45,128)	
30	在ニュージーランド大使館	15	11,924	
31	在アラブ首長国連邦大使館	13	1,449	
32	在サウジアラビア大使館	19	741	
33	在エジプト大使館	28	835	
34	在ケニア大使館	20	622	
35	在南アフリカ共和国大使館	26	1,004	
36	在モロッコ大使館	11	268	
	合計 36 公館	869		10 公館

(注) 1 「公館定員数」及び「在留邦人数」は平成15年度のものである。

2 「在留邦人数」とは、長期滞在者数と永住者数の合計である。

3 ()内の人数は、総領事館が立地する当該国の在留邦人数である。

4 「公館定員数」には、専門調査員、派遣職員、警備専門員、領事シニアボランティア等の人数を含まない。

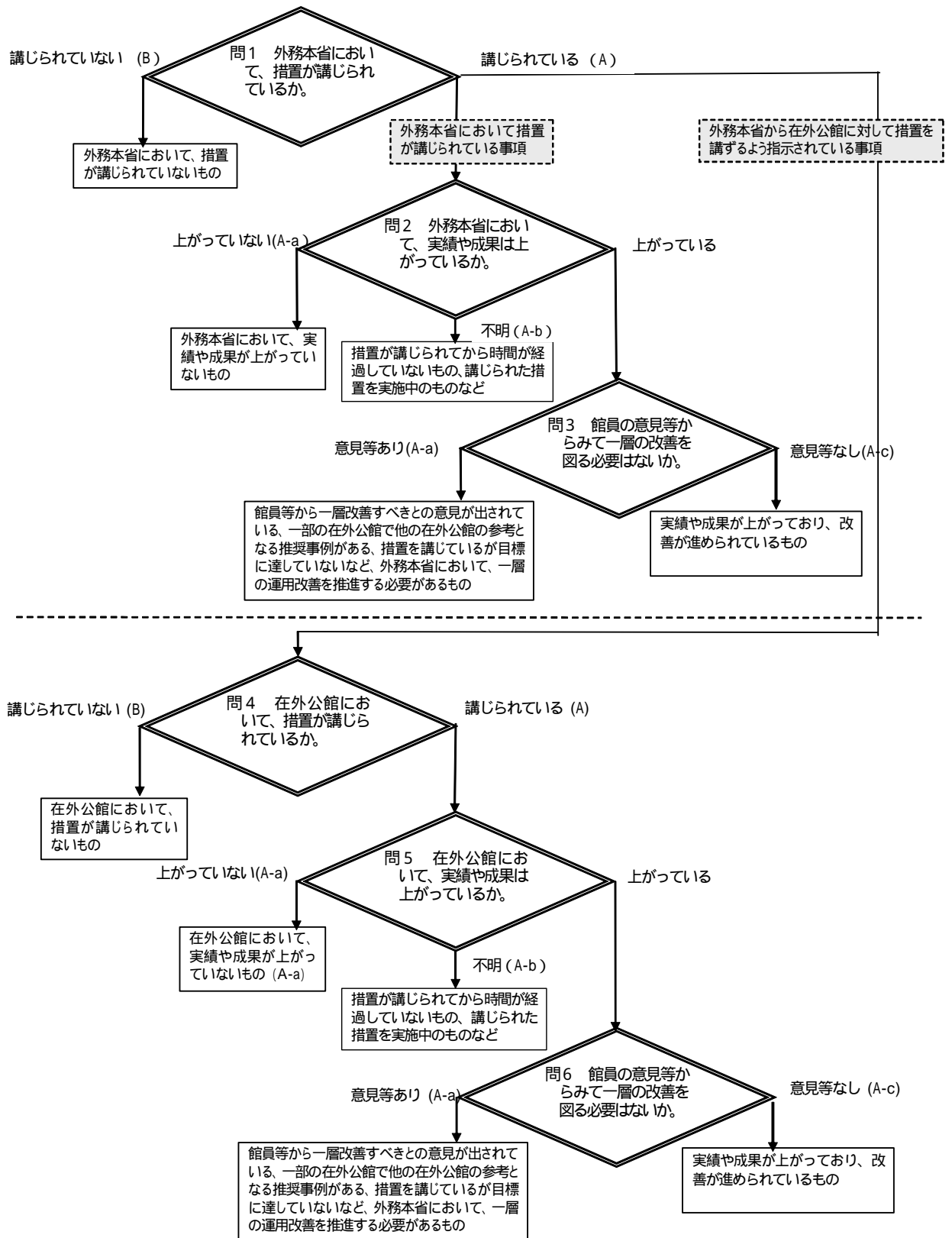
表4 意識調査の対象者、実施方法等

	在外公館館員	在留邦人	NGO	有識者等
調査対象	<p>404人</p> <p>36公館に勤務している外務省職員869人のうち、職種、階層、担当業務等を勘案して当局が選定した者</p>	<p>826人に配布 540人回収 (回収率:64.4%)</p> <p>36公館の管内に所在する日本人会、日本商工会、日本人学校等の役員又は職員、これらに属する在留邦人等</p>	<p>3団体(6人)</p> <p>外務省と関連のある国際協力NGOに勤務している者</p>	<p>55人</p> <p>外交・在外業務に知見を有する学識経験者、公的機関の在外事務所に勤務している者又は勤務した経験のある者、在外公館に勤務した経験のある者</p>
調査の実施方法	<p>36公館については、調査対象職員に対し、外務省を通じて質問票及び返送用封筒を配布し、各職員が回答を封筒に入れ封をして回収</p> <p>更に実地調査対象10公館については、当該公館の書面調査対象者114人の中から勤務年数、職種、階層、担当業務等を考慮して更に74人を選定し、他人の同席を廃して個人面談により意見等を聴取</p>	<p>27公館については、在外公館を通じて関係団体に質問表と返送用封筒を配布し、各個人から直接当省に郵送</p> <p>また、実地調査対象10公館のうち9公館の管内に居住する在留邦人については、原則として当省職員が関係団体を訪問し、団体ごとに1人から5人程度を対象に面談により意見等を聴取</p>	<p>当省職員が出向いて面談により意見等を聴取</p>	<p>国内に居住する者については、当省職員が出向いて意見等を聴取</p> <p>また、国外に居住する者については、原則として所属する在外事務所を通じて質問票を電子情報により送付し、電子情報により回収</p> <p>ただし、実地調査対象10公館のうち3公館の管内に居住する有識者等については、当省職員が直接面談により意見等を聴取</p>

3 調査結果

今回、「行動計画」に定められた 14 項目、51 細目及び 160 事項に係る調査結果の整理に当たっては、160 事項の一つ一つについて、図 3 の「160 事項の改善の要否の判定に当たっての手順」に従い、表 5 の「改善の要否の判定区分」により、改善の要否の判定を行った。

図3 160事項の改善の要否の判定に当たっての手順



(注)「A」、「A-a」、「A-b」、「A-c」及び「B」の記号は、表5の判定の記号である。

(1) 外務省改革「行動計画」の全体的な進捗状況

今回、「行動計画」に定められた14項目160事項の措置状況を調査した結果、表5のとおり、措置が講じられているものが157事項(98.1%)、措置が講じられていないものが3事項(1.9%)となっており、総じて措置は講じられている。

しかしながら、措置が講じられている157事項について、実績や成果が上がっているかとの観点から改善状況をみると、表5のとおり、改善する必要があるものが52事項(32.5%)、措置が講じられてから時間が経過していないものや講じられた措置を実施中のものなど改善する必要があるか否か判断できなかったものが18事項(11.3%)あり、全体として、外務省改革は実効性確保の途上段階にある。

表5 改善の要否の判定区分と該当事項数

(単位：事項、%)

160 事項の改善の要否の判定区分	記号	該当事項数 (構成比)
A 措置が講じられているもの	A	157 (98.1)
a うち改善する必要があるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 外務本省において、措置が十分ではなかったため、実績や成果が上がっていないもの ・ 外務本省から在外公館への指示が行われているが、在外公館において、措置が講じられていない又は十分ではなかったため、実績や成果が上がっていないもの ・ 在外公館館員等から一層改善すべきとの意見が出されている、一部の在外公館で他の在外公館の参考となる推奨事例がある、措置を講じているが目標にまで達していないなど、一層の運用改善を推進する必要があるもの 	A-a	52 (32.5)
b うち改善する必要があるか否か判断できなかったもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 措置が講じられてから時間が経過していないもの、講じられた措置を実施中のものなど、現時点では実績や成果が不明であるもの 	A-b	18 (11.3)
c うち実績や成果が上がっており、改善が進められているもの	A-c	87 (54.3)
B 措置が講じられていないもの	B	3 (1.9)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 表中の「該当事項数」の()内の数字は、160事項を母数とする構成比である。
 3 個別160事項の調査結果は、後記の「(2)外務省「行動計画」に定められた160事項の調査結果」を参照

また、「行動計画」に定められた 14 の項目別の判定結果をみると、表 6 のとおり、

改善する必要がある事項数が多いものは、「2 外務省職員の意識改革」(「外務省職員に対する「使命」感の付与」等 8 事項)、「3 人事制度の再構築」(「外部の有能な人材の大使への登用」等 11 事項)、「9 大使館などの業務の見直し」(「窓口サービスを中心とした領事業務の改善」等 11 事項)など、

改善する必要があるか否か判断できなかった事項数が多いものは、「3 人事制度の再構築」(「大使の任期は 3 年を目処として判断」等 5 事項)、「12 政策構想力の強化」(「中長期的な外交政策の企画立案機能の強化」等 5 事項)など、

措置が講じられていない事項があるものは、「9 大使館などの業務の見直し」(「拠点公館制度の導入」の 1 事項)及び「10 政策立案過程などの透明化」(「外務省顧問の外交アドバイザーへの改組の検討」及び「主要な外交政策の企画・立案に資するための民間有識者の意見を求めるシステムの検討」の 2 事項)

となっている。

表6 14の項目別の判定結果

(単位: 事項、%)

項目	事項数	措置が 講じら れているもの A	うち改	うち改善	うち実績や	措置が 講じら れてい ないもの B
			善する 必要が あるも の A-a	する必要 があるか 否か判断 できなか ったもの A-b	成果が上 がっており改 善が進めら れているもの A-c	
1 政・官の在り方	2	2	0	0	2	0
2 外務省職員の意識改革	11	11	8	0	3	0
3 人事制度の再構築	34	34	11	5	18	0
4 秘密保持の徹底	10	10	3	1	6	0
5 ODAの効率化・透明化	13	13	2	3	8	0
6 外務省予算の効率的使 用・透明性の確保	8	8	3	0	5	0
7 NGOとの新しい関係	7	7	0	1	6	0
8 広報・広聴体制の再構築	11	11	3	0	8	0
9 大使館などの業務の見 直し	24	23	11	1	11	1
10 政策立案過程などの透 明化	11	9	4	0	5	2
11 危機管理体制の整備	8	8	3	2	3	0
12 政策構想力の強化	14	14	2	5	7	0
13 事務の合理化	3	3	2	0	1	0
14 外務省改革実施体制	4	4	0	0	4	0
合計 (構成比)	160 (100.0)	157 (98.1)	52 (32.5)	18 (11.3)	87 (54.3)	3 (1.9)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「合計」欄の()内の数字は、160事項を母数とする構成比である。

(2) 外務省改革「行動計画」に定められた 160 事項の改善状況等

項目 1 政・官の在り方

ア 調査結果の概要

本項目においては、政と官の適正な役割分担と協力関係を維持するため、「文書作成義務」及び「政務本部の設置」の 2 事項の措置を講ずることとされている。

今回、これら 2 事項の改善状況等を調査した結果、いずれについても次のような措置が講じられ、改善が進められている状況がみられた。

平成 15 年 1 月、「外務省文書管理規程」(平成 13 年外務省訓令第 17 号)を改正し、国会議員からの人事管理等に関する意見提出について文書化する旨を新たに規定。ただし、16 年 12 月末時点で、この規定による実績はない。

平成 14 年 10 月、大臣を本部長とし、副大臣・政務官と次官等からなる政務本部を設置するとともに、副大臣主宰による省内の連絡協議会をおおむね 1 か月に 1 回開催し、この連絡協議会において、国会や政党との関係事務を実施

イ 総括表

(単位：事項)

	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの			措置が講じられていないもの	
		A	A-a	A-b		A-c
1	(1) 文書作成義務					
2	(2) 政務本部の設置					
合計		2	0	0	2	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「 」は、「措置が講じられているもの」等の区分に該当することを示している。

ウ 個別事項の調査結果

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
1	<p>7月16日の閣僚懇談会における「政・官の在り方」に関する申し合わせと「変える会」最終報告書を踏まえつつ、外務省として以下の措置をとる。</p> <p>1 文書作成義務【平成14年9月1日着手、10月末までに実施】</p> <p>文書管理規程を改正し、次の3類型に関する国会議員からの意見提出について、文書化する。その際には、省員側の応答も記録する。作成した文書については、閣僚懇談会申し合わせのラインで確認を行い、内容確認は、下記2の政務本部を通じ行う（内容確認の際に政側と官側で意見が異なり、最終的に意見の調整がつかない場合には、両論併記として保存する）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 採用・昇任等の人事管理 - 許認可・補助金交付決定等の事務事業 - それ以外の政策・施策に関する意見提出のうち、大臣の事務統括権限に支障が生じ得るもの 	<p>平成15年1月14日、「採用・昇任等の人事管理」、「許認可・補助金交付決定等の事務事業」及び「それ以外の政策・施策に関する意見提出のうち、大臣の事務統括権限に支障が生じ得るもの」の3類型に関する国会議員等からの意見提出があった場合の取扱いについて、「外務省文書管理規程」(平成13年外務省訓令第17号)が改正され、次のような規定が新たに盛り込まれた。</p> <p>外務省文書管理規程の主な改正箇所（抜粋）</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる場合も、前項の規定に準じて文書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 衆議院議員又は参議院議員並びにその秘書から、当省の人事管理に係る事務のうち次に掲げるものについて、特定の方針に基づく意志決定を求める等の意見提出があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 採用、昇任、降任、転任、配置換その他人事規則で定める人事異動をする事務 ロ 昇給、昇格又は降格をする事務 ハ 分限又は懲戒処分をする事務 <p>(2) 衆議院議員又は参議院議員並びにその秘書から、当省の所掌に係る事務事業（政策評価に関する標準的ガイドライン（平成13年1月15日政策評価各府省連絡会議了承）第1・2(2)に定める事務をいう）のうち次に掲げるものについて、特定の方針に基づく意志決定を求める等の意見提出があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう）をする事務 ロ 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等をいう）を交付する事務 ハ 立入検査、監査又は監察（法令の規定に基づき行われるものに限る）をする事務 	A-c

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>二 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう）をする事務 ホ 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導をいう）をする事務 ヘ 国の支出の原因となる契約に関する事務若しくは会計法（昭和22年法律第35号）第29条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する所管特殊法人の業務に係る契約に関する事務 ト 政府開発援助（財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成9年法律第109号）第21条第2項に規定する政府開発援助をいう）に関する事務 (3) 衆議院議員又は参議院議員並びにその秘書から、当省の所掌に係る政策（狭義）又は施策（政策評価に関する標準的ガイドライン第1・2(2)に定める政策（狭義）及び施策をいう）について、特定の方針に基づく意志決定を懲憑する等当省の事務統括に係る大臣の権限（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第10条にいう権限をいう）の適正な行使を妨げるような働きかけ行為があった場合 3 前項の文書作成に当たっては、当該意見提出又は働きかけ行為を受けた省員のこれに対する応答も合わせて記録しなければならない。</p> <p>上記の改正に併せて、外務省は、国会議員等と接触した際の大員等への報告及び対処ぶり決定のための文書様式を作成するとともに、平成15年8月の『「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況』（以下「外務省改革の進捗状況」という。）において、「作成した文書の内容確認については、行政府の一員として、閣僚懇談会の申し合わせと整合的な形で対応する」旨を明記している。</p> <p>上記の改正訓令は、平成15年1月30日から施行されているが、16年8月時点で、当該規定に基づき実際に文書等が作成された実績はない。</p>	
2	<p>2 政務本部の設置【平成14年10月末までに設置】</p> <p>以下の通り、大臣指示の拡充等の措置を講じ、国会や政党（特に部会）との連絡をはじめ政務関係事務の担当を明確にする。</p> <p>- 大臣を本部長とし、副大臣・政務官と次官等からなる政務本部を設置する。</p>	<p>「行動計画」に基づき、平成14年10月31日、大臣を本部長とし、副大臣・政務官と次官等からなる政務本部が設置され、「政務本部の設置について」（平成14年11月7日官総回章第98号）により全職員に周知されるとともに、同日、当該回章が公表された。</p> <p>政務本部は、平成14年10月31日に第1回が開催された後、16年8月時点で1度も開催されていないが、これに代わって、副大臣主宰による連絡協議会が国会や政党との連絡事務を担っている。</p>	A-c

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果										
<ul style="list-style-type: none"> - 副大臣は国会や政党との連絡事務等を統括する。 - 政務官は、副大臣の統括の下、政務補佐要員（現在の国会担当の官房審議官・参事官、条約局審議官、官房総務課国会班）とともに国会や政党との連絡事務に参画する。 - 副大臣主宰で政務官と官房長等の事務方との連絡協議を定例化する。 	<p>この副大臣主宰による連絡協議会の平成16年8月までの開催実績は、表1-(1)- のとおり、4月から8月までの間に4回開催されている。</p> <p>表1-(1)- 副大臣主宰による連絡協議会の開催状況</p> <table border="1" data-bbox="826 406 1957 769"> <thead> <tr> <th>月 日</th> <th>議 題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年 4月26日（月）</td> <td>政務本部連絡会議について、国会日程、主要外交日程、プレス関係</td> </tr> <tr> <td>5月10日（月）</td> <td>イラク邦人殺害事件に関する報告について、国会日程、主要外交日程、プレス関係</td> </tr> <tr> <td>6月14日（月）</td> <td>シーアイランド・サミット概要報告、イラク被害車両の公開について、国会日程、主要外交日程、プレス関係</td> </tr> <tr> <td>8月10日（火）</td> <td>平成17年度機構要求について、故鈴木総理の内閣・自民党合同葬について、本年夏の公式派遣議員団等の予定について、アテネ五輪対策について、主要外交案件、プレス関係</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	月 日	議 題	平成16年 4月26日（月）	政務本部連絡会議について、国会日程、主要外交日程、プレス関係	5月10日（月）	イラク邦人殺害事件に関する報告について、国会日程、主要外交日程、プレス関係	6月14日（月）	シーアイランド・サミット概要報告、イラク被害車両の公開について、国会日程、主要外交日程、プレス関係	8月10日（火）	平成17年度機構要求について、故鈴木総理の内閣・自民党合同葬について、本年夏の公式派遣議員団等の予定について、アテネ五輪対策について、主要外交案件、プレス関係	
月 日	議 題											
平成16年 4月26日（月）	政務本部連絡会議について、国会日程、主要外交日程、プレス関係											
5月10日（月）	イラク邦人殺害事件に関する報告について、国会日程、主要外交日程、プレス関係											
6月14日（月）	シーアイランド・サミット概要報告、イラク被害車両の公開について、国会日程、主要外交日程、プレス関係											
8月10日（火）	平成17年度機構要求について、故鈴木総理の内閣・自民党合同葬について、本年夏の公式派遣議員団等の予定について、アテネ五輪対策について、主要外交案件、プレス関係											

- （注）1 「『行動計画』の細目・個別事項の内容」は、「行動計画」に定められているものを転記している。
- 2 「判定結果」の欄の「A-a」は改善する必要があるもの、「A-b」は改善する必要があるか否か判断できなかったもの、「A-c」は実績や成果が上がっており改善が進められているもの、「B」は措置が講じられていないものである（調査結果報告書の12ページの表5を参照）
- 3 当該注は、以下の各表において同じ。

項目2 外務省職員の意識改革

ア 調査結果の概要

本項目においては、外務省職員の意識改革を進めるため、『外務省職員に対する「使命」感の付与』など5細目について11事項の措置を講ずることとされている。

今回、これら11事項の措置状況について調査した結果、外務省職員に対する「使命」感の付与のための「外務省員行動規範」を作成し、その徹底を図るなど11事項のすべてについて措置が講じられている。

しかしながら、これら11事項について実績や成果が上がっているかとの観点から改善状況をみると、在外公館においては、「外務省職員の意識は変わっていない」とする者も少なくなく、また、領事窓口での職員の対応について、在留邦人から厳しい意見が出されているなど、8事項について一層の改善を図る必要がみられた。

イ 総括表

(単位：事項)

No.	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの			措置が講じられていないもの
		A	A-a	A-b	
	(1) 外務省職員に対する「使命」感の付与				
3	あらゆる研修機会を活用した使命感の徹底				
4	本省各部局における職員の指導の徹底				
5	在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制の構築				
6	外務省員行動規範の作成・徹底				
	(2) 在外公館の対応の改善				
7	外部アンケートの実施とその結果を踏まえた在外公館の対応の改善				
8	在外公館窓口業務体制の改善				

No.	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの A	うち改善する必要があるもの	うち改善する必要があるか否か判断できなかったもの	うち実績や成果が上がっており改善が進められているもの	措置が講じられていないもの B
			A-a	A-b	A-c	
9	若手 種・専門職職員の領事業務への従事					
10	大使、総領事等の領事業務への関与					
11	(3) 在外研修員に対する外交旅券の付与の廃止					
12	(4) 法令の遵守(公務員倫理法・同規程及び現地法令の遵守・尊重)					
13	(5) 言葉遣いと夫人間の関係(職員の言葉遣いの改善についての周知徹底、在外公館館員の配偶者間に上下関係がないことの再確認)					
合 計		11	8	0	3	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「 」は、「措置が講じられているもの」等の区分に該当することを示している。

ウ 個別事項の調査結果

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
3	<p>1 外務省職員に対する「使命」感の付与 【直ちに実施】</p> <p>3 外務省研修所における新入省員研修、首席事務官研修、外部からの出向者も含む在外赴任前研修等、あらゆる研修機会を活用して、外交業務に携わるに当たっての使命感を徹底する。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>平成 14 年 8 月 21 日、外務省職員の意識改革に関する「外務省員行動規範」が作成され、次の方法で在外公館館員を含む全省員に周知されている。</p> <p>省内 LAN インフォメーション・ボードへの掲載 全省員が携行し得るよう行動規範を記したカードを作成し、配布</p> <p>「外務省員行動規範」（平成 14 年 8 月 21 日）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国民のために、国民とともに</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民全体の奉仕者という原点に立ち公務員としての自覚と責任を持って行動する。 2 開かれた外交を展開するため、広く国民の声を聞き、国民に進んで説明する。 3 公私の別を厳格にし、常に納税者の視点に立って誠実に業務を行う。 <p>信頼される外務省員として</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 常に国益を考え、歴史的視点と世界的視野に立って外交を行う。 5 外交に携わる者として、能力を不断に磨き、使命感を持って行動する。 <p>活力ある外務省として</p> <ol style="list-style-type: none"> 6 構想力に富み、活力に溢れた外務省とする。 7 スピードと効率性を重視し、政策目標と優先順位を明確にする。 </div> <p>外交業務に携わるに当たっての使命感を徹底するため、表 2-(1)- のとおり、新たに「在外公館赴任前研修」、「中堅職員養成研修」及び「外交実務研修」を実施するとともに、既存の研修についても、例えば、平成 16 年度第 2・3 部後期研修において、経済評論家、言論人、経済団体代表者等民間有識者による「外務省に求めるもの」と題した講義を新規に実施するなどの研修内容の改訂が行われている。</p>	A-a

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																				
	<p>表2-(1)- 「使命」感の付与に関する研修実施実績一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 300 1084 336">研修の名称</th> <th data-bbox="1084 300 1323 336">対象者</th> <th data-bbox="1323 300 1951 336">主な改定内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 336 1084 405">第2・3部前期研修</td> <td data-bbox="1084 336 1323 405">種・専門職職員</td> <td data-bbox="1323 336 1951 405">平成15年度から「外務省員の使命と役割」等の講義時間を延長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 405 1084 501">第2・3部後期研修</td> <td data-bbox="1084 405 1323 501">種・専門職職員</td> <td data-bbox="1323 405 1951 501">平成15年度から、経済評論家、言論人、経済団体代表者等民間有識者による「外務省に求めるもの」と題した講義を新規に実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 501 1084 569">第4部初任研修</td> <td data-bbox="1084 501 1323 569">種職員</td> <td data-bbox="1323 501 1951 569">平成16年度から「外務省改革」の講義時間を延長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 569 1084 638">第5部研修</td> <td data-bbox="1084 569 1323 638">在外赴任予定の他省庁出向者</td> <td data-bbox="1323 569 1951 638">平成14年度から「次官講話」等の講義時間を延長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 638 1084 734">在外公館赴任前研修</td> <td data-bbox="1084 638 1323 734">在外発令後で赴任前、及び在外発令が内定している職員</td> <td data-bbox="1323 638 1951 734">「行動計画」策定後、当該研修を新規に実施。平成14年8月から16年8月にかけて、合計9回実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 734 1084 802">中堅職員養成研修</td> <td data-bbox="1084 734 1323 802">種及び若手職員</td> <td data-bbox="1323 734 1951 802">「行動計画」策定後、当該研修を新規に実施 平成15年1月に合計4回実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 802 1084 871">在外公館次席研修</td> <td data-bbox="1084 802 1323 871">在外公館次席年次職員</td> <td data-bbox="1323 802 1951 871">平成14年度から「人事管理・マネジメント」、「外務省改革」と題した2講義を新規に実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 871 1084 999">首席事務官研修</td> <td data-bbox="1084 871 1323 999">首席事務官</td> <td data-bbox="1323 871 1951 999"> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度から「外務省改革」と題した講義を新規に実施 平成16年度は「外務省改革」等の講義時間を延長 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 999 1084 1067">在外公館官房要員事務研修</td> <td data-bbox="1084 999 1323 1067">入省4年目の種職員</td> <td data-bbox="1323 999 1951 1067">平成14年度から「外務省改革」と題した講義を新規に実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1067 1084 1163">外交実務研修</td> <td data-bbox="1084 1067 1323 1163">都道府県からの出向者</td> <td data-bbox="1323 1067 1951 1163">「行動計画」策定後、当該研修を新規に実施。 平成16年度から「外務省改革」と題した講義を新規に実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1163 1084 1232">在外公館警備対策官研修</td> <td data-bbox="1084 1163 1323 1232">在外赴任予定の他省庁出向者</td> <td data-bbox="1323 1163 1951 1232">「行動計画」策定前から引き続き実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】 今回、36公館を対象とした在外公館調査、これらの在外公館の館員404人を対象とした館員意識調査、これらの管内に居住する在留邦人540人を対象とした在留邦人意識調査、外交・</p>	研修の名称	対象者	主な改定内容等	第2・3部前期研修	種・専門職職員	平成15年度から「外務省員の使命と役割」等の講義時間を延長	第2・3部後期研修	種・専門職職員	平成15年度から、経済評論家、言論人、経済団体代表者等民間有識者による「外務省に求めるもの」と題した講義を新規に実施	第4部初任研修	種職員	平成16年度から「外務省改革」の講義時間を延長	第5部研修	在外赴任予定の他省庁出向者	平成14年度から「次官講話」等の講義時間を延長	在外公館赴任前研修	在外発令後で赴任前、及び在外発令が内定している職員	「行動計画」策定後、当該研修を新規に実施。平成14年8月から16年8月にかけて、合計9回実施	中堅職員養成研修	種及び若手職員	「行動計画」策定後、当該研修を新規に実施 平成15年1月に合計4回実施	在外公館次席研修	在外公館次席年次職員	平成14年度から「人事管理・マネジメント」、「外務省改革」と題した2講義を新規に実施	首席事務官研修	首席事務官	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度から「外務省改革」と題した講義を新規に実施 平成16年度は「外務省改革」等の講義時間を延長 	在外公館官房要員事務研修	入省4年目の種職員	平成14年度から「外務省改革」と題した講義を新規に実施	外交実務研修	都道府県からの出向者	「行動計画」策定後、当該研修を新規に実施。 平成16年度から「外務省改革」と題した講義を新規に実施	在外公館警備対策官研修	在外赴任予定の他省庁出向者	「行動計画」策定前から引き続き実施	
研修の名称	対象者	主な改定内容等																																				
第2・3部前期研修	種・専門職職員	平成15年度から「外務省員の使命と役割」等の講義時間を延長																																				
第2・3部後期研修	種・専門職職員	平成15年度から、経済評論家、言論人、経済団体代表者等民間有識者による「外務省に求めるもの」と題した講義を新規に実施																																				
第4部初任研修	種職員	平成16年度から「外務省改革」の講義時間を延長																																				
第5部研修	在外赴任予定の他省庁出向者	平成14年度から「次官講話」等の講義時間を延長																																				
在外公館赴任前研修	在外発令後で赴任前、及び在外発令が内定している職員	「行動計画」策定後、当該研修を新規に実施。平成14年8月から16年8月にかけて、合計9回実施																																				
中堅職員養成研修	種及び若手職員	「行動計画」策定後、当該研修を新規に実施 平成15年1月に合計4回実施																																				
在外公館次席研修	在外公館次席年次職員	平成14年度から「人事管理・マネジメント」、「外務省改革」と題した2講義を新規に実施																																				
首席事務官研修	首席事務官	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度から「外務省改革」と題した講義を新規に実施 平成16年度は「外務省改革」等の講義時間を延長 																																				
在外公館官房要員事務研修	入省4年目の種職員	平成14年度から「外務省改革」と題した講義を新規に実施																																				
外交実務研修	都道府県からの出向者	「行動計画」策定後、当該研修を新規に実施。 平成16年度から「外務省改革」と題した講義を新規に実施																																				
在外公館警備対策官研修	在外赴任予定の他省庁出向者	「行動計画」策定前から引き続き実施																																				

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																				
		<p>在外業務に知見を有する者 30 人を対象とした有識者等意識調査を実施したところ、次のとおり、在外公館において館員に対する指導等が行われ、これにより館員の意識改革は進みつつあるが、なお館員への徹底が十分ではない状況がみられた。</p> <p>< 在外公館調査 > 36 公館を対象として、在外公館における館員の使命感の付与に関する指導状況を調査したところ、すべての在外公館において、館員に使命感を付与するため、「日常業務の中で指導した」、「文書により周知した」、「研修・会議等の場を活用して指導した」などの措置が講じられている。</p> <p>< 館員意識調査の結果 > 36 公館の館員 404 人に対して、「外務省職員の意識は変わったと思うか」について聴取したところ、表 2-(1)- のとおり、「変わった」とする者が 201 人(49.8%)、「変わっていない」とする者が 146 人(36.1%)となっている。</p> <p>表 2-(1)- 外務省職員の意識の変化について (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="831 855 1957 1102"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th colspan="2">回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">変わった</td> <td>大きく変わった</td> <td rowspan="2">201</td> <td>19</td> <td rowspan="2">49.8</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば変わった</td> <td>182</td> <td>45.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変わっていない</td> <td>どちらかといえば変わっていない</td> <td rowspan="2">146</td> <td>118</td> <td rowspan="2">36.1</td> <td>29.2</td> </tr> <tr> <td>まったく変わっていない</td> <td>28</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td colspan="2">57</td> <td colspan="2">14.1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">404</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p> <p>この「変わった」とする 201 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、「外務省員行動規範」に掲げられている事項について自らが変わったとする者が多くなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常に世間の厳しい目にさらされていると感じるようになった。(類似意見 29 人) ・ 国民の税金により国民のためにサービスを行うという意識が植え付けられてきたと思う。(同 20 人) ・ 公私の区別を厳正にするよう心掛けている。(同 17 人) ・ 国民の目に見える外交を行うよう努力している。(同 12 人) 	回答区分		回答者数		構成比		変わった	大きく変わった	201	19	49.8	4.7	どちらかといえば変わった	182	45.0	変わっていない	どちらかといえば変わっていない	146	118	36.1	29.2	まったく変わっていない	28	6.9	無回答		57		14.1		合計		404		100.0		
回答区分		回答者数		構成比																																			
変わった	大きく変わった	201	19	49.8	4.7																																		
	どちらかといえば変わった		182		45.0																																		
変わっていない	どちらかといえば変わっていない	146	118	36.1	29.2																																		
	まったく変わっていない		28		6.9																																		
無回答		57		14.1																																			
合計		404		100.0																																			

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に会計業務は大きく変わった。裏表のない行政、国民への奉仕活動である等、原点に戻った職員が多いと思われる。(同 11 人) 一方、「変わっていない」とする 146 人に対し、その理由を聴取したところ、次のように、自らの周囲が変わらない(又は変わっていない)、との意見が多くなっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 変化を感じられない。人間の意識は簡単には変わらない。(類似意見 38 人) ・ 若い人の意識は変わったかもしれないが、年配者(又は幹部や上層部)の意識はいまだ変わらない。(同 6 人) ・ 目前の案件処理に多忙で、使命感等について意識する余裕がない。(同 4 人) ・ 在外公館に関しては、あまり変わっていないと思う。(同 3 人) <有識者等意識調査の結果> 有識者等 30 人に対して、在外公館館員と同様に、「外務省職員の意識は変わったか」について聴取したところ、「変わった」とする者が 15 人、「変わっていない」とする者が 11 人となっている。 このうち「変わった」とする 15 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、国民への態度・対応が変わったとする意見が多い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 以前は、尊大であったり一般社会の常識から乖離したような態度・対応がときにみられたりしたが、そのようなことはみられなくなった。(類似意見 5 人) ・ 公金流用など明らかにモラルの低下を示すような事件は聞かなくなった。 一方、「変わっていない」とする 11 人に対し、その理由を聴取したところ、意識面で変わっていないとする者が多い。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人により差はあるが、外務省至上主義という意識はまだあまり変わっておらず、他者の意見を聞こうとする意識に乏しい点もあまり変わっていないと思う。(類似意見 2 人) ・ 使命感の欠如。公僕としての認識が薄い。また外交の最前線で日本の国益を実現しようとする気概も感じられない。(同 1 人) <所見> 今回調査した在外公館の館員の半数近くが「外務省職員の意識は変わった」としており、「外務省員行動規範」に掲げられている事項が浸透しつつある状況がみられるが、「外務省職員の意識は変わっていない」とする意見も多くみられることから、今後も引き続き外務省職員の意識改革を徹底する必要がある。 	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果										
4	<p>本省各部局においても、それぞれの部局が積極外交を推進し、国益を推進する上で期待される役割につき、各局長の責任で職員の指導を徹底する。</p>	<p>「国益を推進する上で期待される役割」について、表2-(1)- のとおり、外務大臣等から本省幹部及び職員に対し訓示等が行われている。</p> <p>表2-(1)- 外務省幹部による職員の指導の概要</p> <table border="1" data-bbox="824 406 1957 770"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>訓示等の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年8月21日</td> <td>「第1回外務省改革推進本部」において、外務大臣から参加者（本省内幹部）に対し訓示した。</td> </tr> <tr> <td>14年8月21日</td> <td>「行動計画」及びこの公表に併せて発表された外務大臣のメッセージを、全省員及び全在外公館に発出 (以後、主任課長会議等を通じ、累次、省内での職員の指導を幹部に呼びかけ)</td> </tr> <tr> <td>15年8月26日</td> <td>改革推進状況の公表に併せて、官房総務課長から、全省員に対し、一層の協力を求めるメッセージを発出</td> </tr> <tr> <td>16年8月1日</td> <td>機構改革の実施に併せて、外務大臣から全省員に対し、改革の進捗につき振り返った上で、一層の努力を求めるメッセージを発出</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき本省が作成した。</p> <p>「行動計画」における「各局長の責任で職員の指導を徹底する」との措置については、その指導実績等の記録がなく、これが行われているとの事実は確認できなかったが、上記のとおり、外務大臣から本省内幹部及び職員に対し訓示されており、また、省内幹部に対し繰り返し職員の指導を行うよう働きかけられている。</p>	時期	訓示等の概要	平成14年8月21日	「第1回外務省改革推進本部」において、外務大臣から参加者（本省内幹部）に対し訓示した。	14年8月21日	「行動計画」及びこの公表に併せて発表された外務大臣のメッセージを、全省員及び全在外公館に発出 (以後、主任課長会議等を通じ、累次、省内での職員の指導を幹部に呼びかけ)	15年8月26日	改革推進状況の公表に併せて、官房総務課長から、全省員に対し、一層の協力を求めるメッセージを発出	16年8月1日	機構改革の実施に併せて、外務大臣から全省員に対し、改革の進捗につき振り返った上で、一層の努力を求めるメッセージを発出	A-c
時期	訓示等の概要												
平成14年8月21日	「第1回外務省改革推進本部」において、外務大臣から参加者（本省内幹部）に対し訓示した。												
14年8月21日	「行動計画」及びこの公表に併せて発表された外務大臣のメッセージを、全省員及び全在外公館に発出 (以後、主任課長会議等を通じ、累次、省内での職員の指導を幹部に呼びかけ)												
15年8月26日	改革推進状況の公表に併せて、官房総務課長から、全省員に対し、一層の協力を求めるメッセージを発出												
16年8月1日	機構改革の実施に併せて、外務大臣から全省員に対し、改革の進捗につき振り返った上で、一層の努力を求めるメッセージを発出												
5	<p>在外公館においては、我が国の国益増進の最前線に立っているとの認識の下、館長自らが陣頭指揮に当たるとともに、館長が責任を持って館員を指導し在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制を作る。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>「在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制を作る」ことについては、外務大臣等から外務省幹部及び職員に対し訓示等が行われている（前記の表2-(1)- 参照）ほか、次の措置が講じられている。</p> <p>在外公館に新たに赴任する大使・総領事への訓達において次の指示</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省改革は、本省と在外公館が一体となって省員自らが行うものであり、館長自らが一人一人の意識改革を始め在外公館業務の改善に積極的に取り組む。 意識改革に当たっては、全省挙げての議論の上、「外務省員行動規範」を常に念頭に置いて行動する。 <p>その他、各館長への訓達式においても、口頭指導という形で厳しく指導方訓示を実施</p>	A-a										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																															
		<p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制の構築状況について、在外公館調査、館員意識調査及び有識者等意識調査を実施した結果、次のとおり、36公館において館員に対する指導が行われており、館員404人中183人(45.3%)が「在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制が確立された」としている状況がみられる一方で、在外公館業務の業務が縦割りとなっている、在外公館長の指揮監督が不十分であるなどの理由で、そうした体制が「確立されていない」とする館員が143人(35.4%)あり、また、在外公館の年間目標である「館務目標」を知らないとする館員が複数人いる在外公館がみられるなど、なお在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制確立が十分ではない状況がみられる。</p> <p>< 在外公館調査の結果 ></p> <p>今回、36公館を対象として、公館が一体となって外交業務に邁進するための体制を作るために講じた措置について調査したところ、いずれの在外公館においても、「日常業務の中で指導した」、「文書により指導した」、「研修又は会議の場を活用して指導した」などの措置が講じられている。</p> <p>< 館員意識調査の結果 ></p> <p>36公館の館員404人に対して、「在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制が確立されたと思うか」について聴取したところ、表2-(1)- のとおり、「確立された」とする者が183人(45.3%)、「確立されていない」とする者が143人(35.4%)となっている。</p> <p>表2-(1)- 在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制の確立について (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="831 1062 1957 1310"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th>回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">確立された</td> <td>確立された</td> <td rowspan="2">183</td> <td>36</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば確立された</td> <td>147</td> <td>36.4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確立されていない</td> <td>どちらかといえば確立されていない</td> <td rowspan="2">143</td> <td>117</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>まったく確立されていない</td> <td>26</td> <td>6.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td>78</td> <td colspan="2">19.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>404</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p>	回答区分		回答者数	構成比		確立された	確立された	183	36	8.9	どちらかといえば確立された	147	36.4	確立されていない	どちらかといえば確立されていない	143	117	29.0	まったく確立されていない	26	6.4	無回答		78	19.3		合計		404	100.0		
回答区分		回答者数	構成比																															
確立された	確立された	183	36	8.9																														
	どちらかといえば確立された		147	36.4																														
確立されていない	どちらかといえば確立されていない	143	117	29.0																														
	まったく確立されていない		26	6.4																														
無回答		78	19.3																															
合計		404	100.0																															

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>この「確立された」とする 183 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、館長が陣頭指揮している、館内での連携が進んだなどが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当館の場合、大使が先頭に立って業務の優先度（プライオリティ）、方向性について館員に意識付けしてくれるので、全館一体となって業務を進めることができる。（類似意見 49 人） ・ 館内会議等で使命感や館員の用務等について話し合う機会が増えた。（同 13 人） ・ 各館員の意識が高まったことにより、体制が一層機能するようになった。（同 13 人） ・ 組織として現地コミュニティとの接触強化を図っている。（同 8 人） ・ 大使人事、在外公館における出向者の人員配置の見直し等により、館長が陣頭指揮に当たるための土壌が形成されたと思う。（同 5 人） <p>一方、「確立されていない」とする 143 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、業務分担が縦割りである、館長の指揮が不十分などが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務分担が縦割りであり、館が一体となって外交業務に邁進する体制になっていない。（類似意見 21 人） ・ 館長は館員にすっかり任せ切りで、互いの区分内で館員は動いている。（同 15 人） ・ 館長の考え方が旧態依然としており、無駄な仕事も多く館員に疲労がみられる。（同 10 人） ・ 国益増進の最前線にいるという意識が欠如しているように感じられる。国益の本質についてまったく議論されていない。（同 5 人） ・ 大規模公館では、まだ、館長が館全体を把握できる体制にない。（同 4 人） <p>また、上記の結果を公館別にみると、次のように、館長を始めとする公館幹部の対応状況に応じて「在外公館が一体」となっているか否かの評価が分かれている状況がみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象とした館員16人中12人が「確立された」と回答している在外公館においては、在外公館が一体となって外交業務に邁進するため、業務遂行に当たっての心構えや館務目標について館長主催の会議を開催するとともに、館長自らが領事部へ赴き、領事・査証業務について陣頭指揮を行うなどの措置が講じられている。また、これに関して調査対象とした館員から、「当館では、トップが部下を指導する体制が構築されている」、「領事部案件に関し、幹部との意思疎通が改善した」、「情報収集の関心事項について幹部から細かい指示が出ている」などの意見が出されている。 ・ 一方、調査対象とした館員 8 人中 7 人が「確立されていない」と回答した在外公館においては、館長の陣頭指揮を行っているなどの状況はみられず、館員からも「幹部に一体と 	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>なって外交業務に邁進する意識がみられない」、「館長と館員の間意識の差がある」、「館員同士の連携が悪い」などの意見が出されている。</p> <p><有識者等意識調査の結果> 有識者等 30 人に対して、「在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制が確立されたと思うか」について聴取したところ、「確立された」とする者が 12 人、「確立されていない」とする者が 12 人となっている。</p> <p>このうち「確立された」とする 12 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、館長が陣頭指揮している、体制強化が図られたなどが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該国の総領事館の活動をみると、外交業務を邁進する体制が強化されてきていることを感じる。(類似意見 3 人) ・ 大使はメールを最大限活用し、館内の情報共有に努めている。館員はそれぞれ外交業務を真摯に邁進している。(同 1 人) <p>一方、「確立されていない」とする 12 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、上記の館員意識調査の結果と同様に、館長の指揮監督が不十分、業務が縦割りなどが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 館長のイニシアティブが在外公館において実務に携わる末端にまで届いていない。(類似意見 4 人) ・ 在外公館において省庁別の縦割り意識があり、機能的な組織という意味での一体化は感じられない。(同 3 人) <p><在外公館調査の結果> 館務目標は、在外公館が一体となって取り組むべき館の年間活動目標であり、全館員が共有されるべきものであるとの観点から、今回、10 公館の館員に対し、「館務目標を承知しているか」について聴取したところ、表 2-(1)- のとおり、これを知らないとする者が多い在外公館がみられた。</p>	

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果			判定結果																																																
	<p>表 2 - (1) - 10公館における館務目標の周知状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="824 336 1962 815"> <thead> <tr> <th>在外公館名</th> <th>調査対象者数</th> <th>うち「館務目標を知らない」と回答した者</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A公館</td><td>12</td><td>1</td><td>8.3</td></tr> <tr><td>B公館</td><td>14</td><td>6</td><td>42.9</td></tr> <tr><td>C公館</td><td>15</td><td>3</td><td>20.0</td></tr> <tr><td>D公館</td><td>10</td><td>4</td><td>40.0</td></tr> <tr><td>E公館</td><td>10</td><td>1</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>F公館</td><td>10</td><td>1</td><td>10.0</td></tr> <tr><td>G公館</td><td>12</td><td>2</td><td>16.7</td></tr> <tr><td>H公館</td><td>10</td><td>2</td><td>20.0</td></tr> <tr><td>I公館</td><td>10</td><td>2</td><td>20.0</td></tr> <tr><td>J公館</td><td>11</td><td>4</td><td>36.4</td></tr> <tr><td>合計</td><td>114</td><td>26</td><td>22.8</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の実地調査による。</p> <p>これらの10公館における館務目標の設定方法等について調査したところ、次のとおり、館務目標を承知していない者が比較的少ない在外公館においては、館内で館務目標に関する議論を集中的に実施する、半年ごとに館務目標の達成状況をレビューするなどの取組が行われているのに対し、館務目標を知らないとする者が比較的多い在外公館においては、館務目標が館員に周知徹底されていない状況がみられた。</p> <p>G公館においては、平成15年3月から6月にかけて毎週1回、政務班、防衛班、経済班、広報文化班、領事班及び警備班が集まり、本省の指示にとどまらず在外公館として何を行うことができるか、何を重点に行うべきかについて改めて再確認・明確化する作業を行い、その議論を踏まえて平成15年度の館務目標を設定した。また、各班の館員は、それぞれの館務目標の下での「個人目標」を定めて業務を実施している。</p> <p>当該公館では、これまで、各班から前年度の館務目標をリメイクして提出し、これを取りまとめて館幹部で議論し決定していたため、班同士や館員同士で目標について議論することがなかったという反省があったこと、他省庁出身者から「外務省の仕事は何を目的としているのか分からない」との意見があったことなどから、在外公館の業務を一体的に行うためにも全員が参加して「今自分たちが何を行うべきか」について徹底的に議論</p>			在外公館名	調査対象者数	うち「館務目標を知らない」と回答した者	構成比	A公館	12	1	8.3	B公館	14	6	42.9	C公館	15	3	20.0	D公館	10	4	40.0	E公館	10	1	10.0	F公館	10	1	10.0	G公館	12	2	16.7	H公館	10	2	20.0	I公館	10	2	20.0	J公館	11	4	36.4	合計	114	26	22.8	
在外公館名	調査対象者数	うち「館務目標を知らない」と回答した者	構成比																																																	
A公館	12	1	8.3																																																	
B公館	14	6	42.9																																																	
C公館	15	3	20.0																																																	
D公館	10	4	40.0																																																	
E公館	10	1	10.0																																																	
F公館	10	1	10.0																																																	
G公館	12	2	16.7																																																	
H公館	10	2	20.0																																																	
I公館	10	2	20.0																																																	
J公館	11	4	36.4																																																	
合計	114	26	22.8																																																	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>してみることにしたものである。</p> <p>なお、この取組の成果として、当該公館では、館務目標設定の議論の過程の中で、我が国と相手国との外交関係樹立を記念した行事を行ってはどうかというアイデアが出され、この議論が発展し、その後、相手国をも巻き込んだ公館全体の取組に進展した例があるとされている。</p> <p>E公館においては、館務目標の進捗状況をよりの確に管理するため、平成16年度から各班別に上半期の目標に係る実施状況をレビューし、その結果を踏まえて各班の業務を推進している。</p> <p>D公館では、毎年度、館務目標を策定するに当たって、各班で議論させ、その結果を取りまとめ館務目標を設定し、これを外務本省に発出した後、館員に回覧していると説明しているが、全員に供覧すべきものではないとして各業務の班長のみ供覧しているため、今回、館員意識調査の対象とした10人のうち4人が館務目標を承知していなかった。(ほかB及びC公館も同じ。)</p> <p><所見> 在外公館に対して、在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制を確立するようとの指示だけではなく、在外公館にとって参考となる効果的な事例を紹介するとともに、「一体となって外交業務に邁進する体制の確立」のために何を行う必要があるのかについて指示するなど、実効性のある措置を講ずるよう在外公館に対し指示する必要がある。</p>	
6	この関連で、外務省員行動規範を定め、徹底する。	平成14年8月21日、外務省職員の意識改革に関する「外務省員行動規範」(前記のNo.3参照)が作成され、次の方法で省員に周知されている。 省内LANインフォメーション・ボードへの掲載 全省員が携行し得るよう行動規範を記したカードを作成し、配布	A-c
7	2 在外公館の対応の改善 (1) 在外公館の対応についての外部アンケート調査【平成14年9月着手、同年12月末までにとりまとめ完了】 平成14年度中に一部の在外公館について、在外公館に対する意見や要望につき、在留邦人よりアンケート調査を試験的に実施し、今後の業務に活かす。その	【外務省がこれまでに講じた措置】 在留邦人等から在外公館に対する意見や要望を聴取するため、表2-(2)-のとおり、在留邦人等を対象としたアンケート調査が実施されている。これらの結果については、在外公館に送付され、今後の業務に反映するよう指示がなされている。	A-a

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
<p>結果を踏まえ、必要であれば来年度以降もこれを継続する。</p>	<p>表2-(2)- アンケート調査の概要</p> <table border="1" data-bbox="808 304 1973 1366"> <thead> <tr> <th data-bbox="808 304 1043 376">アンケートの種類</th> <th data-bbox="1043 304 1973 376">アンケートの目的、対象、結果の処理等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="808 376 1043 839"> <p>在外公館の対応についての外部アンケート</p> </td> <td data-bbox="1043 376 1973 839"> <p>実施年月日 : 平成14年12月 調査対象 : 世界5地域に及ぶ19公館の管轄地域内に居住する在留邦人。約1,500通を回収 目的 : 大使館、総領事館の在り方について、在留邦人からの意見を聞き改善を図っていく。 結果処理 : 平成15年4月15日、調査結果を公表(外務省ホームページに掲載)。全在外公館あてに調査結果を送付するとともに、次のとおり指示 在留邦人から出された意見(領事窓口への苦情、情報発信に対する期待等)を踏まえ、改善策について検討すること。 調査対象とした19公館については、アンケート結果が外務省ホームページに掲載されている旨を在留邦人に紹介すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="808 839 1043 1366"> <p>日系企業支援に関するアンケート</p> </td> <td data-bbox="1043 839 1973 1366"> <p>実施年月日 : 平成14年5月 調査結果 : 全在外公館(EU、EFTA加盟国は除く。)の管轄地域にて活動する日系企業、商工会議所等 目的 : 在外公館を通じた日系企業の海外活動を支援するための策(ガイドラインの策定、各在外公館に日本企業支援担当室の設置)等の活動の実態を把握し、サービスの改善・向上を図る。 結果処理 : 平成14年10月、調査対象とした在外公館からの調査結果が出そろい、15年2月17日、これらを取りまとめたアンケート結果を全在外公館へ送付。その時の指示は次のとおり。 アンケート結果を基にした企業との話合いの機会を設け、その概要を本省に報告すること。 各館員に対し、相談しやすい在外公館たるべきとの基本姿勢を改めて徹底し、意識の向上を図ること。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	アンケートの種類	アンケートの目的、対象、結果の処理等	<p>在外公館の対応についての外部アンケート</p>	<p>実施年月日 : 平成14年12月 調査対象 : 世界5地域に及ぶ19公館の管轄地域内に居住する在留邦人。約1,500通を回収 目的 : 大使館、総領事館の在り方について、在留邦人からの意見を聞き改善を図っていく。 結果処理 : 平成15年4月15日、調査結果を公表(外務省ホームページに掲載)。全在外公館あてに調査結果を送付するとともに、次のとおり指示 在留邦人から出された意見(領事窓口への苦情、情報発信に対する期待等)を踏まえ、改善策について検討すること。 調査対象とした19公館については、アンケート結果が外務省ホームページに掲載されている旨を在留邦人に紹介すること。</p>	<p>日系企業支援に関するアンケート</p>	<p>実施年月日 : 平成14年5月 調査結果 : 全在外公館(EU、EFTA加盟国は除く。)の管轄地域にて活動する日系企業、商工会議所等 目的 : 在外公館を通じた日系企業の海外活動を支援するための策(ガイドラインの策定、各在外公館に日本企業支援担当室の設置)等の活動の実態を把握し、サービスの改善・向上を図る。 結果処理 : 平成14年10月、調査対象とした在外公館からの調査結果が出そろい、15年2月17日、これらを取りまとめたアンケート結果を全在外公館へ送付。その時の指示は次のとおり。 アンケート結果を基にした企業との話合いの機会を設け、その概要を本省に報告すること。 各館員に対し、相談しやすい在外公館たるべきとの基本姿勢を改めて徹底し、意識の向上を図ること。</p>	
アンケートの種類	アンケートの目的、対象、結果の処理等							
<p>在外公館の対応についての外部アンケート</p>	<p>実施年月日 : 平成14年12月 調査対象 : 世界5地域に及ぶ19公館の管轄地域内に居住する在留邦人。約1,500通を回収 目的 : 大使館、総領事館の在り方について、在留邦人からの意見を聞き改善を図っていく。 結果処理 : 平成15年4月15日、調査結果を公表(外務省ホームページに掲載)。全在外公館あてに調査結果を送付するとともに、次のとおり指示 在留邦人から出された意見(領事窓口への苦情、情報発信に対する期待等)を踏まえ、改善策について検討すること。 調査対象とした19公館については、アンケート結果が外務省ホームページに掲載されている旨を在留邦人に紹介すること。</p>							
<p>日系企業支援に関するアンケート</p>	<p>実施年月日 : 平成14年5月 調査結果 : 全在外公館(EU、EFTA加盟国は除く。)の管轄地域にて活動する日系企業、商工会議所等 目的 : 在外公館を通じた日系企業の海外活動を支援するための策(ガイドラインの策定、各在外公館に日本企業支援担当室の設置)等の活動の実態を把握し、サービスの改善・向上を図る。 結果処理 : 平成14年10月、調査対象とした在外公館からの調査結果が出そろい、15年2月17日、これらを取りまとめたアンケート結果を全在外公館へ送付。その時の指示は次のとおり。 アンケート結果を基にした企業との話合いの機会を設け、その概要を本省に報告すること。 各館員に対し、相談しやすい在外公館たるべきとの基本姿勢を改めて徹底し、意識の向上を図ること。</p>							

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>また、平成15年以降も次のような措置が講じられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年7月、「規制改革要望に関するアンケート」を実施し、このアンケートにおいて、EU加盟国内で運転免許証を切り替えた日本人が日本に一時帰国する際に日本の免許証を携帯できるようにしてほしいなどの要望が出され、これらの要望を16年2月20日、日・EU規制改革対話ブリュッセル会合の場において提出・申し入れを行った。 平成16年8月1日、領事業務に係る苦情や提言の受付窓口となる「領事サービス室」を外務省本省に新たに設置。また、省内関係部局と緊密に連携し、外務省全体として領事業務への取組を促すため、領事局長を本部長とし、省内関係課室長をメンバーとする「領事サービス本部」を設置 平成16年11月1日、在外公館事務所（領事窓口）の案内の改善、待合室における声掛けの励行、意見箱の設置などを内容とする「領事窓口改善のための基本事項」（領事サービス本部決定）を全在外公館に送付し、一層の領事サービスの強化に努めるよう指示 <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>在外公館における対応の改善状況について、在外公館調査、館員意識調査、在留邦人意識調査及び有識者等意識調査を実施した結果、次のとおり、36公館のすべての在外公館において館員に対する指導が行われており、館員404人中246人(60.9%)が「在留邦人等への対応は改善された」と回答し、また、在留邦人407人中360人(88.4%)が「窓口職員の対応は丁寧であった」と回答しているとの状況がみられる一方で、館員から、一部の幹部等は領事業務の重要性に対する認識が浅いなどの意見や、在留邦人から、窓口職員の対応が横柄であるなど厳しい意見が出されており、なお在外公館の在留邦人等への対応が十分ではない状況がみられた。</p> <p>< 在外公館調査の結果 ></p> <p>今回、36公館を対象に、在外公館の対応の改善を図るために講じた措置について調査したところ、いずれの在外公館においても、館員に対して、「日常業務の中で指導した」、「研修又は会議の場を活用して指導した」、「文書により指導した」などの措置が講じられているほか、業務実施体制や業務分担を変更した、在留邦人等との接触機会を拡大したなどの措置が講じられている。</p> <p>ただし、在外公館ごとの措置の内容は区々となっており、例えば、館員への指導のほか、「領事窓口時間を1時間延長した」、「在留邦人に対して積極的に情報を発信した」などの措置が講じられている在外公館にあっては、当該公館で調査した館員19人中12人(63.2%)が「在留邦人への対応は改善された」と回答しており、その一方で、日常業務の中で館員に</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																				
		<p>対し指導したとの措置以外は特段講じられていない在外公館においては、当該公館で調査した12人中6人が「相変わらずお上意識が強い」等の理由で「在外公館の対応は改善されていない」と回答している状況がみられた。</p> <p>< 館員意識調査の結果 > 36 公館の館員 404 人に対して、「在留邦人等への対応は改善されたと思うか」について聴取したところ、表 2-(2)- のとおり、「改善された」とする者が 246 人 (60.9%) であるのに対し、「改善されていない」とする者が 75 人 (18.6 %) となっている。</p> <p>表 2-(2)- 在留邦人等への対応の改善について (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="831 647 1957 892"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th colspan="2">回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">改善された</td> <td>大いに改善された</td> <td rowspan="2">246</td> <td>43</td> <td rowspan="2">60.9</td> <td>10.6</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば改善された</td> <td>203</td> <td>50.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">改善されていない</td> <td>どちらかといえば改善されていない</td> <td rowspan="2">75</td> <td>59</td> <td rowspan="2">18.6</td> <td>14.6</td> </tr> <tr> <td>まったく改善されていない</td> <td>16</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td colspan="2">83</td> <td colspan="2">20.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">404</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p> <p>このうち「改善された」とする 246 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、領事出張サービス等の実施、情報提供、領事窓口の改善等が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留邦人の行事等に積極的に参加するよう心掛けている。(類似意見 34 人) ・ 積極的に領事出張サービス等を実施している。(同 25 人) ・ 窓口時間の延長と事務処理日数の短縮を図った。(同 23 人) ・ 在留邦人への情報提供がきめ細かくなった。(同 20 人) <p>一方、「改善されていない」とする 75 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、領事業務に対する意識が低いという意見が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いまだに在留邦人からの相談を面倒くさがる雰囲気を感じられる。(類似意見 7 人) ・ 一部の幹部・種職員は領事業務の重要性に対する認識が浅い。(同 4 人) ・ 幹部が領事出張サービスに参加しているのをみたことがない。(同 3 人) ・ 幹部が積極的に在留邦人と接する、又は懇談するとの意志がみられない。(同 2 人) 	回答区分		回答者数		構成比		改善された	大いに改善された	246	43	60.9	10.6	どちらかといえば改善された	203	50.2	改善されていない	どちらかといえば改善されていない	75	59	18.6	14.6	まったく改善されていない	16	4.0	無回答		83		20.5		合計		404		100.0		
回答区分		回答者数		構成比																																			
改善された	大いに改善された	246	43	60.9	10.6																																		
	どちらかといえば改善された		203		50.2																																		
改善されていない	どちらかといえば改善されていない	75	59	18.6	14.6																																		
	まったく改善されていない		16		4.0																																		
無回答		83		20.5																																			
合計		404		100.0																																			

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p><有識者等意識調査の結果> 有識者等 30 人に対して、「在留邦人等への対応は改善されたと思うか」について聴取したところ、「改善された」とする者が 18 人、「改善されていない」とする者が 6 人となっている。</p> <p>このうち「改善された」とする 18 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、お客様志向が強化されたなどが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留邦人の会報及びメール等を活用して治安などの関係情報の発信が頻繁に行われている。（類似意見 5 人） ・ お客様志向が強化されてきていると思われる。領事部での窓口や電話での対応にこれを感じる。（同 4 人） <p>一方、「改善されていない」とする 6 人に対し、その理由を聴取したところ、領事窓口の対応が不適切などが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 領事の対応が不適切なため、ビザ申請に時間がかかりすぎる。 ・ 領事業務の位置付けは一般的に低いままに置かれているのではないか。例えば、大使館は異国の駆け込み寺的位置付けであるが、緊急事態の中、電話をするとお昼休みで留守電対応だったりする。民間では、お昼休みであっても電話当番なり輪番対応なりを行うのが通常ではないか。 <p><在留邦人意識調査の結果> 過去 3 年以内に居住国の在外公館領事窓口へ行ったことがある在留邦人 407 人に対し、「在外公館に行った際の窓口職員の対応はどうであったか」について聴取したところ、表 2-(2)-のとおり、「丁寧な対応であった」とする者が 360 人（88.4%）であるのに対し、「丁寧な対応ではなかった」とする者が 45 人（11.1%）となっている。</p>	

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果				判定結果																																	
	<p>表 2 -(2)- 窓口職員の対応について</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="831 331 1984 579"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th>回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">丁寧な対応であった</td> <td>非常に丁寧な対応であった</td> <td rowspan="2">360</td> <td>154</td> <td rowspan="2">88.4</td> <td>37.8</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば丁寧な対応であった</td> <td>206</td> <td>50.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">丁寧な対応ではなかった</td> <td>どちらかといえば丁寧な対応ではなかった</td> <td rowspan="2">45</td> <td>36</td> <td rowspan="2">11.1</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>まったく丁寧な対応ではなかった</td> <td>9</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td>2</td> <td colspan="2">0.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>407</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 在留邦人意識調査の結果による。</p> <p>このうち、「丁寧な対応であった」とする 360 人に対し、その理由を聴取したところ、次の理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書類作成の説明が丁寧でよく分かるようになった。(類似意見 79 人) ・ 言葉遣いが丁寧であった。(同 61 人) ・ 窓口に着いたのが午前 11 時 40 分頃で、午前の業務が終了する 12 時で窓口を閉められてしまうのかと思ったが、パスポート書類の更新手続をすべて終えるまで丁寧に対応してもらえた。(同 21 人) <p>一方、「丁寧な対応ではなかった」とする 45 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられており、中には、非常に厳しいものが含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 言葉のやり取りに人間らしさがなかった。冷たく感じた。(類似意見 11 人) ・ 口調が横柄で説明が雑(同 5 人) ・ 乳児とともに大使館の領事窓口へ昼近くに伺って手続をしていたら、12 時となった途端、窓口職員から「昼休み時間となりましたので閉めさせていただきます」と言われて、手続中であつたにもかかわらずその場を離れざるを得ず、約 2 時間無駄な時間を費やした経験が 2 度ある。 <p>また、平成 14 年 8 月(「行動計画」策定時)以前の領事窓口を承知している在留邦人 242 人に対し、「平成 14 年 8 月以前に比べ、窓口サービスでの意思疎通はスムーズになったと思うか」について聴取したところ、表 2 -(2)- のとおり、「スムーズになった」とする者が 171 人(70.6%)であるのに対し、「スムーズになっていない」とする者が 20 人(8.3%)となっている。</p>				回答区分		回答者数	構成比		丁寧な対応であった	非常に丁寧な対応であった	360	154	88.4	37.8	どちらかといえば丁寧な対応であった	206	50.6	丁寧な対応ではなかった	どちらかといえば丁寧な対応ではなかった	45	36	11.1	8.8	まったく丁寧な対応ではなかった	9	2.2	無回答		2	0.5		合計		407	100.0		
回答区分		回答者数	構成比																																			
丁寧な対応であった	非常に丁寧な対応であった	360	154	88.4	37.8																																	
	どちらかといえば丁寧な対応であった		206		50.6																																	
丁寧な対応ではなかった	どちらかといえば丁寧な対応ではなかった	45	36	11.1	8.8																																	
	まったく丁寧な対応ではなかった		9		2.2																																	
無回答		2	0.5																																			
合計		407	100.0																																			

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																									
	<p>表2-(2)- 窓口サービスでの意思疎通がスムーズになったかについて (単位:人、%)</p> <table border="1" data-bbox="831 331 1984 612"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th>回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スムーズになった</td> <td>かなりスムーズになった</td> <td rowspan="2">171</td> <td>81</td> <td rowspan="2">70.6</td> <td>33.5</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえばスムーズになった</td> <td>90</td> <td>37.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スムーズになっていない</td> <td>どちらかといえばスムーズになっていない</td> <td rowspan="2">20</td> <td>12</td> <td rowspan="2">8.3</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>まったくスムーズになっていない</td> <td>8</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以前からスムーズであり、問題ない</td> <td>20</td> <td colspan="2">8.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td>31</td> <td colspan="2">12.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>242</td> <td colspan="2">100.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 在留邦人意識調査の結果による。</p> <p>このうち、「スムーズになった」とする171人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、日本語での対応や、事務処理時間の短縮が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語で対応してもらえたので、安心感を持てた。(類似意見62人) ・ 最近はスムーズに処理をしてもらえる。以前は業務に対して知識不足の人が多かった。(同34人) ・ 以前と比べて対応が官僚的ではなく、親切になった。(同8人) <p>一方、「スムーズになっていない」とする20人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、窓口職員の態度に問題があるとの意見となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語能力があっても官僚的な対応の現地職員もいる。(類似意見4人) ・ 何も変わっていない。窓口は、必要に応じて日本人女性に対応する以外は日本語を理解していない現地人のみ。英語でコミュニケーションを図っている。(同4人) ・ 同一人物が長年窓口にいるのでスムーズにはなっていない。(同3人) <p>< 在外公館調査の結果 ></p> <p>上記の館員意識調査及び在留邦人意識調査の結果を踏まえ、10公館を対象として、在留邦人等から苦情や要望を汲み上げる仕組みがあるかとの観点から、領事窓口における意見箱の設置状況、ホームページ上での意見・要望の聴取の仕組みの設置状況について調査したところ、これら両方の措置を講じているところが3公館あるのに対し、いずれの措置も講じられていないところが3公館みられた。</p>	回答区分		回答者数	構成比		スムーズになった	かなりスムーズになった	171	81	70.6	33.5	どちらかといえばスムーズになった	90	37.2	スムーズになっていない	どちらかといえばスムーズになっていない	20	12	8.3	5.0	まったくスムーズになっていない	8	3.3	以前からスムーズであり、問題ない		20	8.3			無回答		31	12.8			合計		242	100.0			
回答区分		回答者数	構成比																																								
スムーズになった	かなりスムーズになった	171	81	70.6	33.5																																						
	どちらかといえばスムーズになった		90		37.2																																						
スムーズになっていない	どちらかといえばスムーズになっていない	20	12	8.3	5.0																																						
	まったくスムーズになっていない		8		3.3																																						
以前からスムーズであり、問題ない		20	8.3																																								
無回答		31	12.8																																								
合計		242	100.0																																								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																								
		<p>< 所見 > 在留邦人への対応については、館員と在留邦人から一定の評価を得ているものの、なお不十分であるとの意見もあることから、在留邦人への対応の改善に関し、引き続き一層の推進を図る必要がある。</p>																									
8	<p>(2) 在外公館窓口業務体制の改善【実施中】 窓口時間の延長を実施済み。引き続き上記(1)のアンケート調査結果を踏まえ、一層の改善を図る。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 平成13年10月1日、外務省は、次の内容の「窓口取扱時間に関するガイドライン」（以下この事項において「ガイドライン」という。）を全在外公館に送付し、窓口時間の延長を検討するよう指示している。</p> <p>「窓口取扱時間に関するガイドライン」の内容（抜粋）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として領事窓口は午前9時までに開くこと。 ・ 窓口昼休み時間は現地の慣習にもよるが可能な限り1時間以内とすること。 ・ 窓口終了時間は、現地の事情を勘案しつつも勤務時間の範囲内で可能な限り午後5時までとすること。 </div> <p>上記の指示の結果、各在外公館において、領事窓口時間の見直しが行われており、表2-(2)-のとおり、午前9時以前に窓口を開ける公館数が増加している。</p> <p>表2-(2)- 領事窓口開始時刻別の在外公館数の推移 （単位：公館数）</p> <table border="1" data-bbox="813 1066 1966 1310"> <thead> <tr> <th>領事窓口開始時刻</th> <th>平成11年度 (12年2月1日)</th> <th>13年度 (13年12月19日)</th> <th>15年度 (15年9月1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時以前に開く</td> <td>122</td> <td>144</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>午前9時過ぎ9時半以前に開く</td> <td>44</td> <td>44</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>午前9時半過ぎ10時以前に開く</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>午後4時～6時に開く</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>185</td> <td>190</td> <td>191</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。 2 公館数の合計は、出張駐在官事務所、領事業務を行っていない在外公館及び閉鎖中の在外公館を除いた数である。</p>	領事窓口開始時刻	平成11年度 (12年2月1日)	13年度 (13年12月19日)	15年度 (15年9月1日)	午前9時以前に開く	122	144	149	午前9時過ぎ9時半以前に開く	44	44	42	午前9時半過ぎ10時以前に開く	18	2	0	午後4時～6時に開く	1	0	0	合計	185	190	191	A-a
領事窓口開始時刻	平成11年度 (12年2月1日)	13年度 (13年12月19日)	15年度 (15年9月1日)																								
午前9時以前に開く	122	144	149																								
午前9時過ぎ9時半以前に開く	44	44	42																								
午前9時半過ぎ10時以前に開く	18	2	0																								
午後4時～6時に開く	1	0	0																								
合計	185	190	191																								

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																																																																			
	<p>3 一般在留邦人受付窓口を対象とし、季節等によって窓口時間を変更している在外公館は、最も長い時間窓口を開けている時間を対象とした。</p> <p>4 平成11年度から13年度にかけて5公館(アイスランド、アゼルバイジャン、ラトビア、ウガンダ、モザンビーク)、13年度から15年度にかけて1公館(スロバキア)が新設されたため、公館数の合計が増加している。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>上記の表2-(2)- のとおり、在外公館の領事窓口時間は延長されつつあるが、昼休み時間についてみると、次のとおり、2時間を超えるところがあり、その中には、在留邦人から昼休み時間が長すぎるとの意見が出されているところがある。一方、2時間を超えていた昼休みを独自に改善したところがあるなどの状況もみられた。</p> <p>ガイドラインに示されている領事窓口時間と、在外公館における領事窓口時間とを比較すると、表2-(2)- のとおり、191公館のうち、午前9時過ぎに窓口を開ける公館が42公館(22.0%)、昼休みが1時間を超えている公館が123公館(64.4%)、午後5時よりも前に窓口を閉めている公館が95公館(49.7%)となっている。</p> <p>表2-(2)- 各在外公館の領事窓口時間(平成15年9月1日現在) (単位:公館数、%)</p> <table border="1" data-bbox="831 895 1962 1412"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">開始時刻</th> <th colspan="2">昼休み</th> <th colspan="2">閉鎖時刻</th> </tr> <tr> <th>午前9時以前</th> <th>午前9時過ぎ</th> <th>1時間以内</th> <th>1時間超</th> <th>午後5時以降</th> <th>午後5時より前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガイドラインの基準</td> <td colspan="2">原則として9時</td> <td colspan="2">可能な限り1時間以内</td> <td colspan="2">可能な限り午後5時まで</td> </tr> <tr> <td>アジア地域 34公館</td> <td>29</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>24</td> <td>18</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>北アメリカ地域 23公館</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>中南米地域 30公館</td> <td>27</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>26</td> <td>23</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>ヨーロッパ地域 52公館</td> <td>34</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>38</td> <td>33</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>大洋州地域 13公館</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>中東地域 16公館</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>アフリカ地域 23公館</td> <td>23</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>14</td> <td>9</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>合計 191在外公館</td> <td>149 (78.0)</td> <td>42 (22.0)</td> <td>68 (35.6)</td> <td>123 (64.4)</td> <td>96 (50.3)</td> <td>95 (49.7)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">191(100.0)</td> <td colspan="2">191(100.0)</td> <td colspan="2">191(100.0)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	開始時刻		昼休み		閉鎖時刻		午前9時以前	午前9時過ぎ	1時間以内	1時間超	午後5時以降	午後5時より前	ガイドラインの基準	原則として9時		可能な限り1時間以内		可能な限り午後5時まで		アジア地域 34公館	29	5	10	24	18	16	北アメリカ地域 23公館	12	11	13	10	7	16	中南米地域 30公館	27	3	4	26	23	7	ヨーロッパ地域 52公館	34	18	14	38	33	19	大洋州地域 13公館	10	3	5	8	3	10	中東地域 16公館	14	2	13	3	3	13	アフリカ地域 23公館	23	0	9	14	9	14	合計 191在外公館	149 (78.0)	42 (22.0)	68 (35.6)	123 (64.4)	96 (50.3)	95 (49.7)		191(100.0)		191(100.0)		191(100.0)		
区分	開始時刻		昼休み		閉鎖時刻																																																																																
	午前9時以前	午前9時過ぎ	1時間以内	1時間超	午後5時以降	午後5時より前																																																																															
ガイドラインの基準	原則として9時		可能な限り1時間以内		可能な限り午後5時まで																																																																																
アジア地域 34公館	29	5	10	24	18	16																																																																															
北アメリカ地域 23公館	12	11	13	10	7	16																																																																															
中南米地域 30公館	27	3	4	26	23	7																																																																															
ヨーロッパ地域 52公館	34	18	14	38	33	19																																																																															
大洋州地域 13公館	10	3	5	8	3	10																																																																															
中東地域 16公館	14	2	13	3	3	13																																																																															
アフリカ地域 23公館	23	0	9	14	9	14																																																																															
合計 191在外公館	149 (78.0)	42 (22.0)	68 (35.6)	123 (64.4)	96 (50.3)	95 (49.7)																																																																															
	191(100.0)		191(100.0)		191(100.0)																																																																																

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																																		
	<p>(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。 2 公館数の合計は、出張駐在官事務所、領事業務を行っていない又は窓口時間が不明となっている在外公館及び閉鎖中の在外公館を除いた数である。 3 一般在留邦人受付窓口を対象とし、季節等によって窓口時間を変更している在外公館は、最も長い時間窓口を開けている時間を対象とした。</p> <p>さらに、昼休み時間が1時間を超えている123公館について、その時間別の公館数をみると、表2-(2)-のとおり、2時間以上のところが56公館(45.5%)となっている。 これについて、外務省は、「各公館の人員体制、執務時間等から一律に窓口時間を拡大できるものではない」としている。</p> <p>表2-(2)- 領事窓口の昼休み時間が1時間を超えている在外公館数等(平成15年9月現在) (単位:公館数、%)</p> <table border="1" data-bbox="842 687 1935 1099"> <thead> <tr> <th>地域別</th> <th>1時間超から 2時間未満</th> <th>2時間以上 2時間未満</th> <th>2時間半以上 3時間未満</th> <th>3時間以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アジア地域 24公館</td> <td>17</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>北アメリカ地域 10公館</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中南米地域 26公館</td> <td>5</td> <td>17</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ヨーロッパ地域 38公館</td> <td>21</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>大洋州地域 8公館</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中東地域 3公館</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>アフリカ地域 14公館</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計 123 在外公館 (100.0)</td> <td>67 (54.5)</td> <td>47 (38.2)</td> <td>7 (5.7)</td> <td>2 (1.6)</td> </tr> <tr> <td>うち昼休みが2時間以上の在外公館</td> <td colspan="4">56(45.5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。 2 公館数の合計は、出張駐在官事務所、領事業務を行っていない又は窓口時間が不明となっている在外公館及び閉鎖中の在外公館を除いた数である。 3 一般在留邦人受付窓口を対象とし、季節等によって窓口時間を変更している在外公館は、最も長い時間窓口を開けている時間を対象とした。</p> <p><在留邦人意識調査及び在外公館調査の結果> 36公館の在留邦人540人に対する、在外公館の領事業務についての回答の中には、次のように領事窓口時間に関する意見が出されている。</p>	地域別	1時間超から 2時間未満	2時間以上 2時間未満	2時間半以上 3時間未満	3時間以上	アジア地域 24公館	17	6	1	0	北アメリカ地域 10公館	10	0	0	0	中南米地域 26公館	5	17	3	1	ヨーロッパ地域 38公館	21	15	2	0	大洋州地域 8公館	6	2	0	0	中東地域 3公館	2	1	0	0	アフリカ地域 14公館	6	6	1	1	合計 123 在外公館 (100.0)	67 (54.5)	47 (38.2)	7 (5.7)	2 (1.6)	うち昼休みが2時間以上の在外公館	56(45.5)				
地域別	1時間超から 2時間未満	2時間以上 2時間未満	2時間半以上 3時間未満	3時間以上																																																
アジア地域 24公館	17	6	1	0																																																
北アメリカ地域 10公館	10	0	0	0																																																
中南米地域 26公館	5	17	3	1																																																
ヨーロッパ地域 38公館	21	15	2	0																																																
大洋州地域 8公館	6	2	0	0																																																
中東地域 3公館	2	1	0	0																																																
アフリカ地域 14公館	6	6	1	1																																																
合計 123 在外公館 (100.0)	67 (54.5)	47 (38.2)	7 (5.7)	2 (1.6)																																																
うち昼休みが2時間以上の在外公館	56(45.5)																																																			

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休み時間が現地並みに長く、窓口取扱時間が非常に短い。昼休み中に電話をしても誰も出ない。(類似意見 13 人) ・ 会社を休まずに済むよう、週に 1 回程度は夜遅くまで窓口を開けてほしい。(同 6 人) ・ 日本と当地の祝祭日の両方を休館としており非常に困る。(同 3 人) <p>在留邦人意識調査の結果を踏まえて、10 公館を対象として、領事窓口の昼休み時間について調査したところ、表 2-(2)- のとおり、昼休み時間を設けていないところが 2 公館、昼休みを 1 時間としているところが 2 公館、1 時間半としているところが 5 公館、2 時間としているところが 1 公館みられた。</p> <p>表 2-(2)- 10 公館における領事窓口の昼休み時間 (単位：時間)</p> <table border="1" data-bbox="846 687 1935 1102"> <thead> <tr> <th>在外公館名</th> <th>昼休み時間帯</th> <th>昼休み時間の長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>A 公館</td><td>12:30-14:00</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>B 公館</td><td>12:00-13:30</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>C 公館</td><td>なし</td><td>-</td></tr> <tr><td>D 公館</td><td>12:00-13:30</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>E 公館</td><td>12:30-14:00</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>F 公館</td><td>12:00-13:30</td><td>1.5</td></tr> <tr><td>G 公館</td><td>なし</td><td>-</td></tr> <tr><td>H 公館</td><td>12:00-14:00</td><td>2</td></tr> <tr><td>I 公館</td><td>12:00-13:00</td><td>1</td></tr> <tr><td>J 公館</td><td>12:30-13:30</td><td>1</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の在外公館調査の結果による。</p> <p>これらの在外公館の中には、次のように、実施体制を工夫して窓口時間を大幅に延長し、在留邦人から評価されている例がある一方で、次のように領事窓口の掲示がなされていないため、在留邦人から受付時間に関して苦情が出されている例がみられた。</p> <p>C 公館では、従来は、他の公館と同様に、領事窓口の取扱時間は「午前 9 時から 12 時まで」としていたが、平成 16 年 6 月から、「午前 9 時から午後 4 時まで」に延長した。(昼休み時間も受付)</p> <p>また、査証の申請から交付までの時間について、これまでの 72 時間かかるとしていたも</p>	在外公館名	昼休み時間帯	昼休み時間の長さ	A 公館	12:30-14:00	1.5	B 公館	12:00-13:30	1.5	C 公館	なし	-	D 公館	12:00-13:30	1.5	E 公館	12:30-14:00	1.5	F 公館	12:00-13:30	1.5	G 公館	なし	-	H 公館	12:00-14:00	2	I 公館	12:00-13:00	1	J 公館	12:30-13:30	1	
在外公館名	昼休み時間帯	昼休み時間の長さ																																		
A 公館	12:30-14:00	1.5																																		
B 公館	12:00-13:30	1.5																																		
C 公館	なし	-																																		
D 公館	12:00-13:30	1.5																																		
E 公館	12:30-14:00	1.5																																		
F 公館	12:00-13:30	1.5																																		
G 公館	なし	-																																		
H 公館	12:00-14:00	2																																		
I 公館	12:00-13:00	1																																		
J 公館	12:30-13:30	1																																		

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>のを 48 時間に短縮した。さらに、旅券、証明書についても、原則として申請があった日の翌日には交付する、遠隔地に居住する者についてはできる限り当日中に交付することを徹底することとした。これらの改善の要因としては、大使の意向と、現地職員が一名増員したことが大きいと説明している。</p> <p>これについて、面談調査を行った在留邦人からは、「大使館領事部窓口の受付時間が 12 時までだったのが、昼休みなしの午後 4 時までとなったのはありがたい。これも外務省改革の一つであろうが、改革の流れは良いと思う」との意見が出されている。</p> <p>在留邦人意識調査において、「J 公館の領事窓口については、「昼休み時間が 12 時から 14 時となっており、長すぎる」(1 件)、「14 時を過ぎても窓口が閉まっていることがあった」(1 件)との意見が出されている。</p> <p>当該公館では、査証関係の昼休み時間は 12 時から 14 時であるが、在留邦人関係窓口の昼休み時間は従前から 12 時 30 分から 13 時 30 分の 1 時間(勤務時間どおり)であり、この取扱時間については「日本人会が作成している手引」に掲載して PR しているとしている。</p> <p>しかしながら、公館の門入口、領事の建物入口及び領事窓口には、査証関係窓口の取扱時間(8 時 30 分から 11 時 30 分、14 時から 15 時 30 分)は掲載されているが、在留邦人関係の取扱時間はまったく掲載されておらず、在留邦人関係窓口の昼休み時間が 12 時 30 分から 13 時 30 分までとなっていることが、少なくとも在外公館の掲示をみる限り分からないものとなっている。</p> <p>なお、平成 15 年 9 月時点で J 公館から外務本省に報告されている邦人関係窓口取扱時間は、9 時から 12 時 30 分、14 時から 17 時となっており、当該在外公館の説明とは異なっている。</p> <p>< 所見 > 在外公館の領事窓口時間については、在外公館の窓口体制やニーズを踏まえつつ、現地職員の有効活用などにより、窓口時間の一層の拡大を図る必要がある。</p>	
9	<p>(3) 大使、総領事等の領事事務への従事 本年夏より若手 種・専門職職員を語学研修終了直後から、約 1 年間在外公館において領事業務に従事させている。 【実施中】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 平成 14 年 5 月 24 日、外務省は、「領実務従事に関するガイドライン」を作成し、原則として在外研修を終えた 種・専門職職員は着任後 1 年間、邦人保護、査証、旅券等の領事業務を経験させることとした。 上記ガイドラインに基づき、表 2-(2)- のとおり、領事業務に新任の 種・専門職職員を</p>	A-a

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果			判定結果												
	<p>従事させている。</p> <p>表2-(2)- 種・専門職職員の領事業務従事実績</p> <table border="1" data-bbox="831 371 1951 738"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>14年度に在外研修を終えて館務に就く若手59人 (種職員4人、専門職職員55人)</td> <td>15年度に在外研修を終えて館務に就く若手67人 (種職員9人、専門職職員58人)</td> <td>16年度に在外研修を終えて館務に就く若手50人 (種職員11人、専門職職員39人)</td> </tr> <tr> <td>対象公館</td> <td>46公館 アジア地域14公館、大洋州地域2公館、北米地域2公館、中南米地域5公館、欧州地域12公館、中東地域4公館、アフリカ地域7公館</td> <td>58公館 アジア地域15公館、大洋州地域2公館、北米地域3公館、中南米地域6公館、欧州地域18公館、中東地域1公館、アフリカ地域13公館</td> <td>44公館 アジア地域12公館、北米地域3公館、中南米地域4公館、欧州地域11公館、中東地域4公館、アフリカ地域10公館</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>また、これらの研修を終えた者から当該研修についての意見を取りまとめており、その概要は、次のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常に有益な研修であり、来年度以降も引き続き実施すべきである。 ・ 若手外交官にとって重要な意味のある研修であり、今後とも是非実施すべき。 ・ できる限り多くの館員を対象に短期間であっても領事実務研修を受けさせるべき。 ・ 短期間でも専任とすべき(兼任では窓口業務に従事できず)。 ・ 中規模公館においては、領事研修専任で1年間を費やすことは不可能。しかるべき人員上の手当が必要 ・ 中・小規模公館に対する人員面での配慮が必要 ・ 多様な領事業務を1年間で習得するのは不可能であり、増員配置とすべき。 ・ 領事業務に専念できる館とできない館では研修の充実度の差が生じると思われる。 ・ 館務に就くと同時の研修開始時期は適切である。 <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>今回調査した10公館のうち在外研修を終えた種・専門職職員に領事業務を経験させる研修が実施されることとなっている2公館における研修対象者の領事業務への従事状況をみると、2公館とも、「当該措置の趣旨は理解しているが、新任の種・専門職職員も担当業務を</p>			区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	対象者	14年度に在外研修を終えて館務に就く若手59人 (種職員4人、専門職職員55人)	15年度に在外研修を終えて館務に就く若手67人 (種職員9人、専門職職員58人)	16年度に在外研修を終えて館務に就く若手50人 (種職員11人、専門職職員39人)	対象公館	46公館 アジア地域14公館、大洋州地域2公館、北米地域2公館、中南米地域5公館、欧州地域12公館、中東地域4公館、アフリカ地域7公館	58公館 アジア地域15公館、大洋州地域2公館、北米地域3公館、中南米地域6公館、欧州地域18公館、中東地域1公館、アフリカ地域13公館	44公館 アジア地域12公館、北米地域3公館、中南米地域4公館、欧州地域11公館、中東地域4公館、アフリカ地域10公館	
区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度													
対象者	14年度に在外研修を終えて館務に就く若手59人 (種職員4人、専門職職員55人)	15年度に在外研修を終えて館務に就く若手67人 (種職員9人、専門職職員58人)	16年度に在外研修を終えて館務に就く若手50人 (種職員11人、専門職職員39人)													
対象公館	46公館 アジア地域14公館、大洋州地域2公館、北米地域2公館、中南米地域5公館、欧州地域12公館、中東地域4公館、アフリカ地域7公館	58公館 アジア地域15公館、大洋州地域2公館、北米地域3公館、中南米地域6公館、欧州地域18公館、中東地域1公館、アフリカ地域13公館	44公館 アジア地域12公館、北米地域3公館、中南米地域4公館、欧州地域11公館、中東地域4公館、アフリカ地域10公館													

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果				
		<p>抱えており、短期間であっても領事業務を経験させることは実際難しい」、「配置上は領事業務を担当させることとなっているが、実際は専属業務が多忙である」などの理由で、領事業務にほとんど従事させることができていない。</p> <p>一方、館員意識調査において、前記の 7の表 2-(2)- のとおり、「在留邦人等への対応が改善されていない」とする者が 75 人あり、これらの中には、次のように幹部職員等の領事業務に対する認識が浅いなどの意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の幹部・種職員は領事業務の重要性に対する認識が浅い。(類似意見 4 人) ・ 幹部が領事出張サービスに参加しているのをみたことがない。(同 3 人) ・ 幹部が積極的に在留邦人と接する、又は懇談するとの意志がみられない。(同 2 人) <p>< 所見 > 種・専門職職員を着任後 1 年間、領事業務に従事させることについて、研修させる在外公館の選定、新任の種・専門職職員の業務分担等を的確に行うとともに、公館幹部に対して理解を徹底する必要がある。</p>					
10	大使、総領事などの在外公館幹部についても、領事事務への監督責任を改めて明確にし、領事出張サービスなどにも参加させる。【平成14年9月より実施】	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 在外公館幹部の領事業務への関与等に関して、表 2-(2)- のとおり、外務本省から在外公館に対して指示が出されている。</p> <p>表 2-(2)- 在外公館幹部の領事業務への関与に関する外務本省から在外公館への指示実績</p> <table border="1" data-bbox="831 997 1951 1362"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 997 1048 1034">年月日</th> <th data-bbox="1048 997 1951 1034">外務本省から在外公館への指示実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 1034 1048 1362">平成14年 9月30日</td> <td data-bbox="1048 1034 1951 1362"> 全在外公館に対し、公館幹部の領事業務への関与及び領事出張サービスの促進を図るため、公館幹部の責任と指示により次の事項を励行するよう訓令を発出 在留邦人との双方向のコミュニケーション 在留邦人の各種会合行事への積極的参加 邦人の生活・活動支援等のため、公館長等から任国行政機関への申し入れが適切な場合の対応 他班業務との連携、館内コミュニケーション 緊急事態における館内体制の構築 領事出張サービス </td> </tr> </tbody> </table>	年月日	外務本省から在外公館への指示実績	平成14年 9月30日	全在外公館に対し、公館幹部の領事業務への関与及び領事出張サービスの促進を図るため、公館幹部の責任と指示により次の事項を励行するよう訓令を発出 在留邦人との双方向のコミュニケーション 在留邦人の各種会合行事への積極的参加 邦人の生活・活動支援等のため、公館長等から任国行政機関への申し入れが適切な場合の対応 他班業務との連携、館内コミュニケーション 緊急事態における館内体制の構築 領事出張サービス	A-a
年月日	外務本省から在外公館への指示実績						
平成14年 9月30日	全在外公館に対し、公館幹部の領事業務への関与及び領事出張サービスの促進を図るため、公館幹部の責任と指示により次の事項を励行するよう訓令を発出 在留邦人との双方向のコミュニケーション 在留邦人の各種会合行事への積極的参加 邦人の生活・活動支援等のため、公館長等から任国行政機関への申し入れが適切な場合の対応 他班業務との連携、館内コミュニケーション 緊急事態における館内体制の構築 領事出張サービス						

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果		
		<table border="1" data-bbox="831 268 1946 595"> <tr> <td data-bbox="831 268 1050 595">14年 10月31日</td> <td data-bbox="1050 268 1946 595"> <p>上記の訓令を踏まえて各在外公館が講じた措置の具体例を取りまとめ、これを参考にしよう全在外公館に通知 〔各在外公館が実施した「公館幹部の領事業務への関与」及び「領事出張サービス」の具体例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管轄州が広いため、各地の在留邦人の要望を踏まえながら出張サービスを実施。多くの在留邦人が居住する2つの州については、領事出張サービスを総領事の出張と組み合わせ、担当館員、現地職員3名のチームで実施 ・ 総領事の出張の下に、市内の日系デパートにおいて週末在外選挙登録出張受付を実施 </td> </tr> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>「行動計画」において在外公館幹部を領事出張サービスに参加させるとされていることを踏まえ、36公館における大使・総領事などの在外公館幹部の領事出張サービスへの参加状況を調査したところ、平成14年度及び15年度に領事出張サービスを実施した公館は26公館あり、このうち在外公館幹部が領事出張サービスに同行したものは4公館(15.4%)であるのに対し、他の22公館では幹部が同行する必要性が乏しいなどの理由で同行していない。</p> <p>一方、館員意識調査において、前記の 7の表2-(2)- のとおり、「在留邦人等への対応が改善された」とする246人の中には、改善されたとする理由として、次のように、大使を含め幹部職員が日本人会会合や領事出張サービスに参加するようになったことを挙げている者がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大使自身が日本人会等の会合に進んで参加している。(類似意見8人) ・ 領事出張サービスに幹部が出向くようになった。(同5人) <p>一方、「改善されていない」とする75人の中には、改善されていない理由として、次のように、幹部職員の領事業務への参加意識が低いことを挙げている者がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の幹部・種職員は領事業務の重要性に対する認識が浅い。(類似意見4人) ・ 幹部が領事出張サービスに参加しているのを見たことがない。(同3人) ・ 幹部が積極的に在留邦人と接する、又は懇談するとの意志がみられない。(同2人) <p>また、在留邦人540人に対し、「在外公館館員と在留邦人との交流は密接になったか」につ</p>	14年 10月31日	<p>上記の訓令を踏まえて各在外公館が講じた措置の具体例を取りまとめ、これを参考にしよう全在外公館に通知 〔各在外公館が実施した「公館幹部の領事業務への関与」及び「領事出張サービス」の具体例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管轄州が広いため、各地の在留邦人の要望を踏まえながら出張サービスを実施。多くの在留邦人が居住する2つの州については、領事出張サービスを総領事の出張と組み合わせ、担当館員、現地職員3名のチームで実施 ・ 総領事の出張の下に、市内の日系デパートにおいて週末在外選挙登録出張受付を実施 	
14年 10月31日	<p>上記の訓令を踏まえて各在外公館が講じた措置の具体例を取りまとめ、これを参考にしよう全在外公館に通知 〔各在外公館が実施した「公館幹部の領事業務への関与」及び「領事出張サービス」の具体例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管轄州が広いため、各地の在留邦人の要望を踏まえながら出張サービスを実施。多くの在留邦人が居住する2つの州については、領事出張サービスを総領事の出張と組み合わせ、担当館員、現地職員3名のチームで実施 ・ 総領事の出張の下に、市内の日系デパートにおいて週末在外選挙登録出張受付を実施 				

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																										
		<p>いて聴取したところ、表2-(2)- のとおり、「密接になった」と回答する者が230人(42.5%)あり、その理由として、次のように、大使・公使・総領事の活動を挙げている者がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大使・公使の当地訪問回数、懇談会への出席回数が増加した。(類似意見8人) ・ 総領事が各種イベントに参加している。(同2人) <p>表2-(2)- 在外公館館員の在留邦人との交流について</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="831 507 1977 788"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th colspan="2">回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">密接になった</td> <td>かなり密接になった</td> <td rowspan="2">230</td> <td>72</td> <td rowspan="2">42.5</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば密接になった</td> <td>158</td> <td>29.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">密接になっていない</td> <td>どちらかといえば密接になっていない</td> <td rowspan="2">91</td> <td>47</td> <td rowspan="2">16.9</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>まったく密接になっていない</td> <td>44</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">在外公館館員と交流したことがないので分からない</td> <td colspan="2">162</td> <td colspan="2">30.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td colspan="2">57</td> <td colspan="2">10.6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">540</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 在留邦人意識調査の結果による。</p> <p>< 所見 > 在外公館幹部の領事業務への関与、領事出張サービスについては、これらを行っている在外公館があるものの、その数はなお少ない状況がみられることから、在外公館幹部に対し、一層の徹底を図る必要がある。</p>	回答区分		回答者数		構成比		密接になった	かなり密接になった	230	72	42.5	13.3	どちらかといえば密接になった	158	29.3	密接になっていない	どちらかといえば密接になっていない	91	47	16.9	8.7	まったく密接になっていない	44	8.1	在外公館館員と交流したことがないので分からない		162		30.0		無回答		57		10.6		合計		540		100.0		
回答区分		回答者数		構成比																																									
密接になった	かなり密接になった	230	72	42.5	13.3																																								
	どちらかといえば密接になった		158		29.3																																								
密接になっていない	どちらかといえば密接になっていない	91	47	16.9	8.7																																								
	まったく密接になっていない		44		8.1																																								
在外公館館員と交流したことがないので分からない		162		30.0																																									
無回答		57		10.6																																									
合計		540		100.0																																									
11	<p>3 在外研修員に対する外交旅券の付与の廃止【平成14年9月付以降の発令者より実施】</p> <p>在外研修員に対する外交旅券の付与は、原則として廃止する。</p>	<p>平成14年9月26日、外務省は、今後発令される在外研修員に対しては、外交旅券の発給を原則として廃止することとし、人事院の留学制度を通じて派遣される各省庁の職員と同様に公用旅券を発給することとした。</p> <p>ただし、派遣対象国45か国のうち、次の基準に該当する数か国については、外交旅券の廃止により研修の実施に重大な支障があるとの在外公館における調査結果を踏まえて、例外的に研修員に外交旅券を発給することとしている。</p> <p>法治制度が実質的に有効に機能しておらず、不当に逮捕や起訴されるおそれがあること。厳しい検閲等により在外研修に必要な書籍の持込に支障が生じ得ること。</p>	A-c																																										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
		<p>外交官として接受されない場合、移動の自由が制限されること。 受入先の優れた教育機関が外交官としての身分を受入条件としていること。 外交官の身分以外で滞在する場合、滞在許可書の取得に著しく時間がかかり、研修の効率的実施に支障を来すこと。 その他、特定国に係る特殊事情があり、在外研修の効率的実施に著しく支障が生じ得ること。</p>							
12	<p>4 法令の遵守(公務員倫理法・同規程及び現地法令の遵守・尊重)【直ちに実施】 国家公務員倫理法・倫理規程の遵守及び在外公館における現地法令の尊重について、省員に改めて周知徹底する。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 国家公務員倫理規程の遵守及び在外公館における現地法令の尊重に関しては、表2-(4)-及び表2-(4)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表2-(4)- 倫理規程の遵守等に係る指示実績</p> <table border="1" data-bbox="831 756 1951 1326"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 756 1010 799">事 項</th> <th data-bbox="1010 756 1951 799">左記の事項に係る措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 799 1010 1214">国家公務員倫理規程の遵守</td> <td data-bbox="1010 799 1951 1214"> <p>平成14年9月13日、国家公務員倫理法及び倫理規程の運用について全在外公館あてに文書を発出するとともに、国家公務員倫理規程事例集等の資料を送付 14年11月8日、国家公務員倫理週間の徹底について、全在外公館に文書を発出 14年12月2日、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程運用方針の改訂について、人事課長から全省員あてに文書を発出 15年10月2日、国家公務員倫理教本(三訂版)及び国家公務員倫理規程事例集(平成15年増補版)を本省全部局及び全在外公館に配布 16年6月29日、国家公務員倫理審査会事務局長発「国の補助金により作成される書籍等の監修の取扱いについて」を受け、人事課長から全省員あてに回章を発出</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1214 1010 1326">現地法令の尊重</td> <td data-bbox="1010 1214 1951 1326"> <p>14年9月6日、『「外務省改革「行動計画」の実施」-【直ちに実施】すべき措置への取り組み-』を全在外公館に発出。当該文書において、在外公館における現地法令の尊重を館員へ周知徹底するように指示</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	事 項	左記の事項に係る措置実績	国家公務員倫理規程の遵守	<p>平成14年9月13日、国家公務員倫理法及び倫理規程の運用について全在外公館あてに文書を発出するとともに、国家公務員倫理規程事例集等の資料を送付 14年11月8日、国家公務員倫理週間の徹底について、全在外公館に文書を発出 14年12月2日、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程運用方針の改訂について、人事課長から全省員あてに文書を発出 15年10月2日、国家公務員倫理教本(三訂版)及び国家公務員倫理規程事例集(平成15年増補版)を本省全部局及び全在外公館に配布 16年6月29日、国家公務員倫理審査会事務局長発「国の補助金により作成される書籍等の監修の取扱いについて」を受け、人事課長から全省員あてに回章を発出</p>	現地法令の尊重	<p>14年9月6日、『「外務省改革「行動計画」の実施」-【直ちに実施】すべき措置への取り組み-』を全在外公館に発出。当該文書において、在外公館における現地法令の尊重を館員へ周知徹底するように指示</p>	A-a
事 項	左記の事項に係る措置実績								
国家公務員倫理規程の遵守	<p>平成14年9月13日、国家公務員倫理法及び倫理規程の運用について全在外公館あてに文書を発出するとともに、国家公務員倫理規程事例集等の資料を送付 14年11月8日、国家公務員倫理週間の徹底について、全在外公館に文書を発出 14年12月2日、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程運用方針の改訂について、人事課長から全省員あてに文書を発出 15年10月2日、国家公務員倫理教本(三訂版)及び国家公務員倫理規程事例集(平成15年増補版)を本省全部局及び全在外公館に配布 16年6月29日、国家公務員倫理審査会事務局長発「国の補助金により作成される書籍等の監修の取扱いについて」を受け、人事課長から全省員あてに回章を発出</p>								
現地法令の尊重	<p>14年9月6日、『「外務省改革「行動計画」の実施」-【直ちに実施】すべき措置への取り組み-』を全在外公館に発出。当該文書において、在外公館における現地法令の尊重を館員へ周知徹底するように指示</p>								

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																											
	<p>表2-(4)- 「行動計画」策定後における、法令の遵守に関する研修実績</p> <table border="1" data-bbox="835 304 1944 778"> <thead> <tr> <th>研修の名称</th> <th>実施年度</th> <th>研修の対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2・3部後期研修</td> <td>14、15(計2回)</td> <td>在外研修を控えた種・専門職職員に対する研修</td> </tr> <tr> <td>第4部初任研修</td> <td>15、16(計2回)</td> <td>新規採用の種職員</td> </tr> <tr> <td>第5部研修</td> <td>15、16(計2回)</td> <td>各省庁から在外公館への出向予定者</td> </tr> <tr> <td>在外公館次席研修</td> <td>14、15(計2回)</td> <td>在外公館の次席年次職員</td> </tr> <tr> <td>首席事務官研修</td> <td>15、16(計2回)</td> <td>首席事務官</td> </tr> <tr> <td>在外公館官房要員事務研修</td> <td>15、16(16年度は時期未定)</td> <td>本省に勤務する入省4年目の種職員</td> </tr> <tr> <td>在外公館警備対策官研修</td> <td>14、15(計2回)</td> <td>各省庁から在外公館への出向予定者</td> </tr> <tr> <td>在外公館赴任前研修</td> <td>14、15、16(計9回)</td> <td>在外公館に発令済み又は内示済みの職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>今回、36公館を対象として、国家公務員倫理法・倫理規程の遵守及び在外公館における現地法令の尊重に関して講じた措置について調査したところ、いずれの在外公館においても、「日常業務の中で指導した」、「研修又は会議の場を活用して指導した」、「文書により指導した」などの手段により職員を指導しているが、次のとおり、在外公館の館員からは、現地法令が遵守されていないなどの意見が出されており、法令の遵守、現地法令の尊重に関して十分ではない状況がみられる。</p> <p><館員意識調査の結果></p> <p>36公館の館員404人に対して、「平成14年8月以降、在外公館における法令の尊重等についてこれまでと変わったと思うか」について聴取したところ、表2-(4)- のとおり、「変わった」とする者が201人(49.8%)であるの対し、「変わっていない」とする者が70人(17.3%)となっている。</p>	研修の名称	実施年度	研修の対象者	第2・3部後期研修	14、15(計2回)	在外研修を控えた種・専門職職員に対する研修	第4部初任研修	15、16(計2回)	新規採用の種職員	第5部研修	15、16(計2回)	各省庁から在外公館への出向予定者	在外公館次席研修	14、15(計2回)	在外公館の次席年次職員	首席事務官研修	15、16(計2回)	首席事務官	在外公館官房要員事務研修	15、16(16年度は時期未定)	本省に勤務する入省4年目の種職員	在外公館警備対策官研修	14、15(計2回)	各省庁から在外公館への出向予定者	在外公館赴任前研修	14、15、16(計9回)	在外公館に発令済み又は内示済みの職員	
研修の名称	実施年度	研修の対象者																											
第2・3部後期研修	14、15(計2回)	在外研修を控えた種・専門職職員に対する研修																											
第4部初任研修	15、16(計2回)	新規採用の種職員																											
第5部研修	15、16(計2回)	各省庁から在外公館への出向予定者																											
在外公館次席研修	14、15(計2回)	在外公館の次席年次職員																											
首席事務官研修	15、16(計2回)	首席事務官																											
在外公館官房要員事務研修	15、16(16年度は時期未定)	本省に勤務する入省4年目の種職員																											
在外公館警備対策官研修	14、15(計2回)	各省庁から在外公館への出向予定者																											
在外公館赴任前研修	14、15、16(計9回)	在外公館に発令済み又は内示済みの職員																											

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果				判定結果																																										
	<p>表2-(4)- 在外公館における法令の尊重等について</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="831 331 1957 612"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th colspan="2">回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">変わった</td> <td>大きく変わった</td> <td rowspan="2">201</td> <td>36</td> <td rowspan="2">49.8</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば変わった</td> <td>165</td> <td>40.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変わっていない</td> <td>どちらかといえば変わっていない</td> <td rowspan="2">70</td> <td>60</td> <td rowspan="2">17.3</td> <td>14.9</td> </tr> <tr> <td>まったく変わっていない</td> <td>10</td> <td>2.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以前から尊重しており、変わっていない</td> <td colspan="2">50</td> <td colspan="2">12.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td colspan="2">83</td> <td colspan="2">20.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">404</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p> <p>このうち「変わった」とする 201 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通法規の遵守が、より徹底されるようになった。(類似意見 44 人) ・ 飲食や物品の授受に関して、倫理法が徹底されるようになった。(同 28 人) ・ 館内会議等でも倫理規程の遵守について繰り返し注意喚起があり、実態からみても館員の意識は確実に向上している。(同 18 人) <p>一方、「変わっていない」とする 70 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられているが、このうち飲酒運転に関しては、公的レセプションや外交団が公的経費によるパーティーに出席する際に、運転手の残業手当を払うことができないため、館員が運転することになり、恒常的に酒気帯び運転をせざるを得ない状況となっているとする者がみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒運転は何度も注意されているにもかかわらず実際には直っていない。(類似意見 3 人) ・ 現地の交通法規を守らない人がいる。(同 2 人) ・ 在外において、外務省員は特権を行使できるという意識が強すぎる。(同 2 人) <p>< 有識者等意識調査及び在留邦人意識調査の結果 ></p> <p>有識者等 30 人に対して、「平成 14 年 8 月以降、在外公館における法令の尊重等について変わったと思うか」について聴取したところ、「変わった」とする者が 16 人、「変わっていない」とする者が 6 人となっている。</p>				回答区分		回答者数		構成比		変わった	大きく変わった	201	36	49.8	8.9	どちらかといえば変わった	165	40.8	変わっていない	どちらかといえば変わっていない	70	60	17.3	14.9	まったく変わっていない	10	2.5	以前から尊重しており、変わっていない		50		12.4		無回答		83		20.5		合計		404		100.0		
回答区分		回答者数		構成比																																											
変わった	大きく変わった	201	36	49.8	8.9																																										
	どちらかといえば変わった		165		40.8																																										
変わっていない	どちらかといえば変わっていない	70	60	17.3	14.9																																										
	まったく変わっていない		10		2.5																																										
以前から尊重しており、変わっていない		50		12.4																																											
無回答		83		20.5																																											
合計		404		100.0																																											

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>これらの中には、「変わった」ことについては評価しているが、次のとおり、倫理規程が厳しすぎるあまり情報収集や民間ニーズの把握に支障が出ることを懸念している意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 館員の人たちが業務上のみならず日常の行動等にも注意していることが感じられる。ただ、倫理規程等により民間邦人との交流自体がごく制限されており、今のままで民間ニーズや情報の収集に支障が生じないのか心配になる。（類似意見3人） <p>また、在留邦人意識調査においても、上記と同様に、次のとおり、過度に倫理規程に縛られず、もっと在外公館職員と自由に交流を図りたいとの意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いろいろな規程があり、在外公館職員と在留邦人との交流が、特に飲食において限定されてしまう。（類似意見3人） ・ 公務員倫理規程により、大使を始め大使館職員は民間邦人との接触を極力避けている。イベント等の交流はなく、また、日本人会行事等にもなるべく出席しないように館内で指示されていると聞いた。（同1人） ・ 倫理規程や外務省改革の関係で、ゴルフとかの交流がなくなった。我々からすると意識しすぎているのではないか。これまでもそれぞれが料金を払っていたし、何もやましいことはしていなかった。家に来てもらっての夕食とか交流をしていきたいのだが。 <p><所見></p> <p>倫理規程の遵守、現地法令の尊重が館員の中に浸透しつつあるが、なお十分ではない状況がみられることから、これらを一層徹底するとともに、これらを徹底させるために必要な措置を講ずることについて検討する必要がある。</p> <p>また、倫理規程の遵守の指導によって在留邦人との交流や相手国との接触に関して過度に自制することによる在留邦人との交流や情報収集への影響を懸念する意見があることを踏まえ、倫理規程の遵守及び現地法令の尊重と在留邦人との交流の密接化・情報収集の円滑化に関するケース・スタディによる指導の実施について検討する必要がある。</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																													
13	<p>5 言葉遣いと夫人間の関係【直ちに実施】</p> <p>在外公館において、館員の配偶者の果たすべき役割は重要であるが、配偶者間に上下関係がないことを再確認する。また、職員の言葉遣いの改善についても改めて周知徹底する。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>言葉遣いと夫人間の関係に関しては、表2-(5)-及び表2-(5)-の措置が講じられている。</p> <p>表2-(5)- 在外公館に対する言葉遣いと夫人間の関係に係る指示実績</p> <table border="1" data-bbox="831 512 1951 836"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年 9月6日</td> <td>全在外公館に対し、『「外務省改革「行動計画」の実施」-【直ちに実施】すべき措置への取り組み-』を発出。当該文書において、言葉遣いの改善に関して、在留邦人等が参加する行事等では「大使閣下」といった表現を慎むべきなどの指示あり</td> </tr> <tr> <td>15年 3月28日</td> <td>人事課・在外公館課から「在外公館における配偶者の役割についての指針（ガイドライン）」を全在外公館に発出</td> </tr> <tr> <td>15年 10月15日</td> <td>人事課・在外公館課から「在外公館における配偶者の役割についての指針（ガイドライン）」の改訂版を全在外公館に発出</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2-(5)- 言葉遣いと夫人間の関係に関する研修実績</p> <table border="1" data-bbox="831 906 1951 1315"> <thead> <tr> <th>研修の名称</th> <th>実施年度</th> <th>研修の対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5部研修</td> <td>15、16</td> <td>各省庁から在外公館への出向予定者</td> </tr> <tr> <td>第5部配偶者一般研修</td> <td>15、16</td> <td>第5部研修員の配偶者、本省の赴任予定者の配偶者</td> </tr> <tr> <td>在外公館警備対策官研修（配偶者研修）</td> <td>14、15</td> <td>警備対策官研修員の配偶者</td> </tr> <tr> <td>在外公館赴任前研修</td> <td>14、15、16</td> <td>在外公館に発令済又は内示済の職員</td> </tr> <tr> <td>館長配偶者研修</td> <td>15、16</td> <td>本省及び他省庁に出向している参事官以上の館長の配偶者</td> </tr> <tr> <td>配偶者一般研修</td> <td>14、15</td> <td>本省の赴任予定者の配偶者</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）外務省の提出資料に基づき当省が作成した。</p>	年月日	内容	平成14年 9月6日	全在外公館に対し、『「外務省改革「行動計画」の実施」-【直ちに実施】すべき措置への取り組み-』を発出。当該文書において、言葉遣いの改善に関して、在留邦人等が参加する行事等では「大使閣下」といった表現を慎むべきなどの指示あり	15年 3月28日	人事課・在外公館課から「在外公館における配偶者の役割についての指針（ガイドライン）」を全在外公館に発出	15年 10月15日	人事課・在外公館課から「在外公館における配偶者の役割についての指針（ガイドライン）」の改訂版を全在外公館に発出	研修の名称	実施年度	研修の対象者	第5部研修	15、16	各省庁から在外公館への出向予定者	第5部配偶者一般研修	15、16	第5部研修員の配偶者、本省の赴任予定者の配偶者	在外公館警備対策官研修（配偶者研修）	14、15	警備対策官研修員の配偶者	在外公館赴任前研修	14、15、16	在外公館に発令済又は内示済の職員	館長配偶者研修	15、16	本省及び他省庁に出向している参事官以上の館長の配偶者	配偶者一般研修	14、15	本省の赴任予定者の配偶者	A-a
年月日	内容																															
平成14年 9月6日	全在外公館に対し、『「外務省改革「行動計画」の実施」-【直ちに実施】すべき措置への取り組み-』を発出。当該文書において、言葉遣いの改善に関して、在留邦人等が参加する行事等では「大使閣下」といった表現を慎むべきなどの指示あり																															
15年 3月28日	人事課・在外公館課から「在外公館における配偶者の役割についての指針（ガイドライン）」を全在外公館に発出																															
15年 10月15日	人事課・在外公館課から「在外公館における配偶者の役割についての指針（ガイドライン）」の改訂版を全在外公館に発出																															
研修の名称	実施年度	研修の対象者																														
第5部研修	15、16	各省庁から在外公館への出向予定者																														
第5部配偶者一般研修	15、16	第5部研修員の配偶者、本省の赴任予定者の配偶者																														
在外公館警備対策官研修（配偶者研修）	14、15	警備対策官研修員の配偶者																														
在外公館赴任前研修	14、15、16	在外公館に発令済又は内示済の職員																														
館長配偶者研修	15、16	本省及び他省庁に出向している参事官以上の館長の配偶者																														
配偶者一般研修	14、15	本省の赴任予定者の配偶者																														

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果										
		<p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>36 公館を対象として、言葉遣いと夫人間の関係についての取組状況を調査したところ、「当館における言葉遣いと夫人間の関係は、以前から良好で、周知徹底も行ってきているため、改めて特段の措置は講じなかった」としているところが4 公館みられるが、その他の32 公館では、「日常業務の中で指導した」、「研修又は会議の場を活用して指導した」、「文書により指導した」などの措置が講じられている。</p> <p>また、36 公館における「配偶者の役割等についてのガイドライン」の館内での配布状況を調査したところ、36 公館のいずれの公館も、全員又は関係する館員に配布されている。</p> <p>表2-(5)- 配偶者の役割等についてのガイドラインの配布状況 (単位：公館数)</p> <table border="1" data-bbox="835 651 1944 842"> <thead> <tr> <th>回答区分</th> <th>在外公館数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全館員に配布した</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>全館員ではないが、関係する館員に配布した</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>その他(関係する館員には配布、それ以外の館員には回覧させた等)</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 在外公館調査の結果による。</p> <p>以上のとおり、在外公館において館員に対する指導等が行われているが、館員意識調査、有識者等意識調査及び在留邦人意識調査の結果をみると、次のとおり、館員の言葉遣い等が改善されつつある状況がみられるものの、なお不十分である状況もみられた。</p> <p>< 館員意識調査の結果 ></p> <p>36 公館の館員404 人に対して、「平成14 年8 月以降、在外公館における言葉遣い、夫人間の関係等について、これまでと変わったと思うか」について聴取したところ、表2-(5)- のとおり、「変わった」とする者が125 人(30.9%)、「変わっていない」とする者が115 人(28.5%)となっている。</p>	回答区分	在外公館数	全館員に配布した	21	全館員ではないが、関係する館員に配布した	10	その他(関係する館員には配布、それ以外の館員には回覧させた等)	5	合計	36	
回答区分	在外公館数												
全館員に配布した	21												
全館員ではないが、関係する館員に配布した	10												
その他(関係する館員には配布、それ以外の館員には回覧させた等)	5												
合計	36												

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																										
	<p>表2-(5)- 在外公館における言葉遣い、夫人間の関係等について (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="831 331 1984 616"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th colspan="2">回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">変わった</td> <td>大きく変わった</td> <td rowspan="2">125</td> <td>22</td> <td rowspan="2">30.9</td> <td>5.4</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば変わった</td> <td>103</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変わっていない</td> <td>どちらかといえば変わっていない</td> <td rowspan="2">115</td> <td>80</td> <td rowspan="2">28.5</td> <td>19.8</td> </tr> <tr> <td>まったく変わっていない</td> <td>35</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以前から問題はなく、変わっていない</td> <td colspan="2">46</td> <td colspan="2">11.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td colspan="2">118</td> <td colspan="2">29.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">404</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p> <p>この「変わった」とする125人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、「お花当番」等の廃止や上下関係の緩和が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「お花当番」がなくなった。(類似意見14人) ・ 以前と比べ、夫人会の運営が職員の上下関係に左右されなくなった。(同10人) ・ みた限りでは上下関係に基づく接触はなくなった。(同6人) <p>一方、「変わっていない」とする115人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、いまだ上下関係が根強く残っているなどの意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夫人間の上下関係が完全になくなったとは思えない。(類似意見17人) ・ 上層部の配偶者の意識が欠如している。(同15人) ・ 配偶者間に上下関係がない、という定義自体に無理がある。(同7人) ・ 現実問題として館長夫人に対して「NO」とは言えない。(同4人) <p>なお、36公館の館員404人に対し、「ガイドラインを承知しているか」について聴取したところ、「よく承知している」とする者が233人(57.6%)、「承知していない」とする者が157人(38.9%)となっている。</p> <p><在留邦人意識調査の結果></p> <p>前記の7の表2-(2)- のとおり、「在外公館に行った際の窓口職員の対応はどうか」との質問に対して、「丁寧な対応であった」とする360人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。</p>	回答区分		回答者数		構成比		変わった	大きく変わった	125	22	30.9	5.4	どちらかといえば変わった	103	25.5	変わっていない	どちらかといえば変わっていない	115	80	28.5	19.8	まったく変わっていない	35	8.7	以前から問題はなく、変わっていない		46		11.4		無回答		118		29.2		合計		404		100.0		
回答区分		回答者数		構成比																																								
変わった	大きく変わった	125	22	30.9	5.4																																							
	どちらかといえば変わった		103		25.5																																							
変わっていない	どちらかといえば変わっていない	115	80	28.5	19.8																																							
	まったく変わっていない		35		8.7																																							
以前から問題はなく、変わっていない		46		11.4																																								
無回答		118		29.2																																								
合計		404		100.0																																								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 書類作成の説明が丁寧でよく分かるようになった。（類似意見 79 人） ・ 言葉遣いが丁寧であった。（同 61 人） <p>一方、「丁寧な対応ではなかった」とする 45 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられており、この中には、非常に厳しいものが含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 言葉のやり取りに人間らしさがなかった。冷たく感じた。（類似意見 11 人） ・ 口調が横柄で説明が雑（同 5 人） <p><所見> 配偶者間の関係、職員の言葉遣いについては、在外公館館員への指導が浸透しつつあるものの、なお十分ではない状況がみられることから、今後も引き続き一層の周知を図る必要がある。</p>	

項目3 人事制度の再構築

ア 調査結果の概要

本項目においては、「競争原理の徹底・職員の淘汰」など6細目について34事項の措置を講ずることとされている。

今回、これら34事項の措置状況について調査した結果、種職員の自動的な昇進の廃止、専門職職員や種職員に対する能力・業績に応じたキャリア・パスの設定など、34事項のすべてについて措置が講じられている。

しかしながら、これら34事項について実績や成果が上がっているかとの観点から改善状況をみると、部下から上司への評価制度やポストの省内公募制に関して運用基準の一層の明確化や透明性の確保などを求める意見が少なくなく、また、外部の人材や専門職職員からの大使への任用の実績が外務省改革「行動計画」に定められた目標に達していないなど、11事項について一層の改善を図る必要がみられた。

なお、「大使の任期は3年を目処として判断」など5事項については、現時点では実績がない、あるいは必要な措置が講じられてから時間が経過しておらず実績や成果が現れていないなどから、改善する必要があるか否か判断できなかった。

イ 総括表

(単位: 事項)

	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの			措置が講じられていないもの	
		A	A-a	A-b	A-c	B
	(1) 競争原理の徹底・職員の淘汰					
14	種職員の自動的な昇進の廃止					
15	10級に昇格しなかった種職員へのセカンドチャンス					
16	専門職職員のキャリア・パス					
17	種職員のキャリア・パス					
18	適材適所の原則の下での大使任用					
19	本省課長を経験した種職員の大使への任用					

	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの			措置が講じられていないもの	
		A	うち改善する必要があるもの A-a	うち改善する必要があるか否か判断できなかったもの A-b	うち実績や成果が上がっており改善が進められているもの A-c	B
20	優秀な専門職職員の大使への積極的な任用					
21	課長等中堅職員の大使への任用					
22	外部の有能な人材の大使への任用					
23	「本省・在外の幹部ポストに民間人を起用する際の基準」の見直し					
24	「大使人事選考委員会」の設置					
25	大使の業績評価の導入					
26	大使の業績評価の方法の検討					
27	大使の任期は3年を目処として判断					
28	省外からの大使の任用に当たっての支援体制の整備					
29	大使の再就職に係る基準の設定					
30	国際機関への出向、外部との人事交流の拡大					
31	地方自治体への出向の拡大					
32	事務次官ポストの在り方					
	(2) 公平性、客観性、透明性、予測可能性のある人事制度の確立					
33	公募制の拡充					
34	部下から上司への評価制度の改善					
35	特定語学研修職員に関連する人事配置の適正化					
36	子弟の採用					
	(3) 研修制度の抜本的強化					
37	在外赴任前研修の実施					
38	英語圏の研修員の学位の取得					

	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの				措置が講じられていないもの
		A	A-a	A-b	A-c	
39	種・専門職職員の語学力の向上					
40	種・専門職職員の専門家能力向上のための支援					
41	大学その他の研究機関との連携の強化					
42	種職員の語学研修の拡充					
43	研修中の名称					
	(4) 人事にかかる体制の見直し					
44	人事当局の体制の強化					
45	総務班制度の在り方の見直し					
46	(5) 業務の合理化等					
47	(6) 休暇制度の見直し					
	合 計	34	11	5	18	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「 」は、「措置が講じられているもの」等の区分に該当することを示している。

ウ 個別事項の調査結果

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
14	<p>1 競争原理の徹底・職員の淘汰 (1) 種職員の自動的な昇進の廃止【直ちに実施】</p> <p>種職員の大半は、これまで特段の事情が無い限り、ほぼ同期一律で11級まで昇格してきたが、今後は、これを廃止し、能力本位の原則に基づき、より厳しい昇格審査を行う。特に、11級及び10級への昇格については、原則として、特定の管理職ポスト(11級については重要課長相当ポスト、10級については課長相当ポスト)への昇任を条件とする。(本省の課長相当ポストに昇進しない者については、9級までで昇進がストップすることになる)</p>	<p>平成16年7月に公表された「外務省改革の進捗状況」において、「種職員の10級への昇格につき、課長相当ポストへの承認を条件とする等、明確な差が認められる運用とすることとした」とされている。</p> <p>種職員の11級及び10級への昇格状況をみると、能力本位の原則に基づき、より厳しい昇格審査が行われている結果、同期一律の昇格とはなっていない状況がみられた。</p>	A-c
15	<p>その過程で10級に昇格しなかった職員について、その後の研鑽如何では昇進する可能性(セカンド・チャンス)を残し、組織の活性化を図る。</p>	<p>平成16年7月に公表された外務省改革の進捗状況において、「昇格審査の結果10級に昇格しなかった職員に対するセカンドチャンスについては、実際の人事運用の中で実施中」とされている。</p> <p>昇進に何らかの問題のあった種職員に対しては、一定以上の年次の者には、人事課長・官房長から厳しく人事指導が行われている。その中で、個別の課題を言い渡し、その後の人事評価の中で改善が認められれば、昇進を再検討することで取り組んでいる状況がみられた。</p>	A-c
16	<p>(2) 専門職、種職員のキャリア・パス(異動・昇進コース)【直ちに実施】</p> <p>専門職職員は、地域専門家あるいは軍備管理や環境、テロ、貿易などの専門家として養成され、活躍することが期待</p>	<p>「行動計画」において示された「専門職職員のキャリア・パス(異動・昇任コース)」は、次のとおりである。</p>	A-c

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
	<p>されている。そのキャリア・パスは、別添2(省略)の通りであるが、今後、一層その能力を活用するため、成績優秀な者については大使館の政治部長等のポストへの任用等を積極的に行っていく。また、特定の専門分野に加えて管理能力も備えていると認められる職員については、若いうちから首席事務官等のポストに任用し、訓練を施し、大使・総領事や本省幹部への昇進の機会を積極的に設けていく。</p>	<p>専門職職員のキャリア・パス(異動・昇任コ-ス)(「行動計画」の別添2の抜粋)</p> <p>1 総論 (略)</p> <p>2 具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職職員は、従来からも一定級以上は昇格スピードに差異を設けていたが、今後は一層の競争原理を導入して、能力・業績に応じ、早い段階から昇格のスピードに差異を設ける。 ・ シニアの専門職職員が、在外において専門家として十分に活躍できるよう、大使館の政治部長等のポストを設定し、専門職職員の任用に道を拓く。右ポストに任用するに当たっては、参事官以上の肩書きを柔軟に付与する。 ・ 本省各課の執務体制として、優秀な専門職職員を、地域局においては「地域専門官」、機能局においては「分野専門官」として任用し、これらの者が地域班長又は分野班長として、総務班に報告するのではなく、直接に課長、首席(総括)のラインの下に入り、所掌する業務分野の政策決定に関与できるよう留意する。 <p>上記のキャリア・パスを踏まえ、次の措置が講じられている。</p> <p>専門職職員の人事をきめ細かくみるようにするため、平成15年1月から人事担当者を1人増員し、計3人に強化</p> <p>職員の専門性の向上のための専門官制度を平成15年8月から導入。専門職職員の専門性の向上を図るため、地域、安全保障、軍備管理、原子力・エネルギー等の14分野において、専門官として適当と認められる職員がいる場合に認定</p> <p>認定基準： 研修語学力を含む勤務成績が優秀な入省後10年以上の経験を有する5級から8級までの若手・中堅の専門職(原則45歳以下)のうち、特定の専門分野についての十分な識見を有し、又は、将来有することが見込まれる職員</p> <p>認定実績： 平成15年度7人、16年度4人</p> <p>通常の人事異動の中で、次のとおり、入省時の試験の枠を超えた選考を実施(平成15年度実績)</p> <p>在外公館長に専門職職員を発令 20人(平成13年度16人、14年度19人)</p> <p>従来は 種職員が占めていた本省ポストに専門職職員を発令 2人</p> <p>新設の室長ポストに専門職職員を発令 2人</p> <p>試験資格にとられないポストへの配置を行う「抜擢人事制度」に関し、抜擢の基準、選考手続、処遇等について平成16年3月に省内に周知</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
17	<p>種職員についても、誇りを持って仕事に励みうるような体制づくりを行う。具体的には、会計、情報通信（IT）、領事、総務・渉外等、主に四つの分野で専門家を養成し（但し、この四分野に限るものではない）、語学を含めた研修を強化する。また、本省では係長や課長補佐、更には室長、在外公館では管理部長や情報通信部長などの地位に昇進させ特に優秀な者については公館長にも抜擢する。そのキャリア・パスは別添2（省略）の通り。</p>	<p>「行動計画」において示された「種職員のキャリア・パス（異動・昇任コース）」は、次のとおりである。</p> <p>種職員のキャリア・パス（異動・昇任コース）（「行動計画」の別添2の抜粋）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1 総論 （略）</p> <p>2 具体的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 語学を含めた研修制度を拡充する。 ・ 各人が二分野で専門性をもつよう人事配置に留意する。 ・ 本省における係長等の肩書の付与、在外公館の管理部長、情報通信部長（CIO）、領事部長等の役割の明確化等、キャリア・パスの確立に必要な手当を行う。 ・ 秘書的業務に関しては、本省では「付」の名称を使用せず、「秘書」に変更する（局長付は局長秘書と呼称する）。 </div> <p>上記のキャリア・パスを踏まえ、次の措置が講じられている。</p> <p>種職員の人事をきめ細かくみるようにするため、平成15年1月から人事担当者を3人増員し、計5人に強化</p> <p>職員の専門性の向上のための専門官制度を平成15年8月から導入。種職員については、会計、情報通信（IT）、領事、総務・渉外等、主に四分野で専門家を養成し、専門官としての認定が適当と認められる職員がいる場合に認定</p> <p>認定基準： 研修語学力を含む勤務成績が優秀な入省後10年以上の経験を有する5級から8級までの若手・中堅の種職員（原則45歳以下）のうち、特定の専門分野についての十分な識見を有し、又は、将来有することが見込まれる職員</p> <p>認定実績： 平成15年度8人、16年度8人</p> <p>通常の人事異動の中で、次のとおり、入省時の試験の枠を超えた選考を実施（平成15年度実績）</p> <p>在外公館長に種職員を発令 1人（平成13年度2人、14年度0人） 従来は専門職職員が占めていた本省ポストに種職員を発令 3人</p>	A-c

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																				
18	<p>(3) 大使の任用 適材適所の原則の下、最適の人材を大使に任用するため、省内での競争を強化するとともに、省外からの適材の発掘に努める。【直ちに実施】</p>	<p>外務省は、平成 16 年 7 月に公表した外務省改革の進捗状況において、「大使については、外部からの人材の任用と専門職からの任用の双方について、変える会最終報告書の内容に沿った人事運用を行うこととした」としている。</p> <p>また、今後の改革の方向性として、「大使の人的体制の強化・外部人材の積極的起用」を掲げて、「大使の人的体制は、「行動計画」に示された目標に向けて着実に前進・強化されてきており、今後ともこのような努力を継続・促進していく」としている。</p> <p>種職員、専門職職員、種職員及び外部人材からの大使任用実績をみると、表 3-(1)- のとおり、種職員については平成 12 年度で 88 人（大使ポスト数の 75.2%）であったものが 16 年度 7 月末時点で 84 人（同 67.7%）と減少しているのに対し、専門職職員については 12 年度で 18 人（同 15.4%）であったものが 16 年 7 月末時点で 21 人（同 16.9%）に、また、外部人材についても 12 年度で 8 人（同 6.8%）であったものが 16 年 7 月末時点で 18 人（同 14.5%）に増加してきている。</p> <p>表 3-(1)- 種・専門職・種職員及び外部人材からの大使への任用実績の推移 (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="833 895 1984 1299"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>平成 12 年度</th> <th>13 年度</th> <th>14 年度</th> <th>15 年度</th> <th>16 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大使ポスト数</td> <td>117 (100.0)</td> <td>115 (100.0)</td> <td>123 (100.0)</td> <td>121 (100.0)</td> <td>124 (100.0)</td> </tr> <tr> <td>うち 種職員</td> <td>88 (75.2)</td> <td>86 (74.8)</td> <td>89 (72.4)</td> <td>84 (69.4)</td> <td>84 (67.7)</td> </tr> <tr> <td>うち専門職職員</td> <td>18 (15.4)</td> <td>16 (13.9)</td> <td>19 (15.4)</td> <td>20 (16.5)</td> <td>21 (16.9)</td> </tr> <tr> <td>うち 種職員</td> <td>3 (2.6)</td> <td>2 (1.7)</td> <td>0 (0.0)</td> <td>1 (0.8)</td> <td>1 (0.8)</td> </tr> <tr> <td>うち外部人材</td> <td>8 (6.8)</td> <td>11 (9.6)</td> <td>15 (12.2)</td> <td>16 (13.2)</td> <td>18 (14.5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成 16 年度は、7 月末現在の数字である。 2 () の数字は、大使ポスト数に占める割合である。</p>	職 種	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	大使ポスト数	117 (100.0)	115 (100.0)	123 (100.0)	121 (100.0)	124 (100.0)	うち 種職員	88 (75.2)	86 (74.8)	89 (72.4)	84 (69.4)	84 (67.7)	うち専門職職員	18 (15.4)	16 (13.9)	19 (15.4)	20 (16.5)	21 (16.9)	うち 種職員	3 (2.6)	2 (1.7)	0 (0.0)	1 (0.8)	1 (0.8)	うち外部人材	8 (6.8)	11 (9.6)	15 (12.2)	16 (13.2)	18 (14.5)	A-c
職 種	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度																																		
大使ポスト数	117 (100.0)	115 (100.0)	123 (100.0)	121 (100.0)	124 (100.0)																																		
うち 種職員	88 (75.2)	86 (74.8)	89 (72.4)	84 (69.4)	84 (67.7)																																		
うち専門職職員	18 (15.4)	16 (13.9)	19 (15.4)	20 (16.5)	21 (16.9)																																		
うち 種職員	3 (2.6)	2 (1.7)	0 (0.0)	1 (0.8)	1 (0.8)																																		
うち外部人材	8 (6.8)	11 (9.6)	15 (12.2)	16 (13.2)	18 (14.5)																																		

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
19	<p>大使任用に当たっては、厳格に能力・資格を審査すべきであり、種職員については、本省の課長ポストを経験しなかった者は原則として大使に任用しない。（注：本省の課長ポストには、中央官庁の課長は含まれる）【直ちに実施】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 外務省は、平成 16 年 7 月に公表した外務省改革の進捗状況において、「大使については、外部からの人材の任用と専門職からの任用の双方について、変える会最終報告書の内容に沿った人事運用を行うこととしたほか、種職員については、本省の課長ポストを経験しない者は今後原則として大使に任用しないこととした」としており、このような運用の結果、16 年 7 月 23 日現在で、「課長ポストを経験しない者を大使に任用した実績はない」としている。</p> <p>また、今後の改革の方向性として、「大使の人的体制の強化・外部人材の積極的起用」を掲げて、「大使の人的体制は、「行動計画」に示された目標に向けて着実に前進・強化されてきており、今後ともこのような努力を継続・促進していく」としている。</p> <p>【当省の調査結果】 外務省は、これまで当該措置の対象者がいなかったことから、平成 14 年 8 月以降 16 年 7 月 23 日までの間で、課長ポストを経験しない者を大使に任用した実績はないとしており、その実績等についての今後の推移を見守る必要がある。</p>	A-b
20	<p>外務省専門職職員からの大使任用に当たっても、同様に厳格に能力を審査するが、「変える会」最終報告書の提言（経過措置として大使ポスト 2 割程度を専門職）に沿って、管理能力を備えた優秀な専門職職員については、課長相当ポストを経験させた上で、これまで以上に積極的に大使に任用する。【直ちに実施】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 外務省は、平成 16 年 7 月に公表した外務省改革の進捗状況において、「大使については、外部からの人材の任用と専門職からの任用の双方について、変える会最終報告書の内容に沿った人事運用を行うこととした」としており、このような運用の結果、16 年 7 月 23 日現在で、「行動計画」の策定後、新たに専門職・種職員については 16 人、外部人材からは 12 人を大使（全 122 ポスト中）に任命した。</p> <p>また、今後の改革の方向性として、「大使の人的体制の強化・外部人材の積極的起用」を掲げて、「大使の人的体制は、「行動計画」に示された目標に向けて着実に前進・強化されてきており、今後ともこのような努力を継続・促進していく」としている。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】 専門職職員の大使への任用については、表 3-(1)- のとおり、平成 13 年度で 16 人であったものが、15 年度で 20 人、16 年度（7 月末）で 21 人となっている。</p> <p>この 16 年度の専門職職員の大使への任用実績 21 人は、全大使ポスト数 124 の 16.9%となっており、「変える会」最終報告の提言にある「大使ポスト 2 割程度を専門職職員」に近づいているものの、なお 2 割には届いていない。</p>	A-a

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																								
		<p>表3-(1)- 専門職職員からの大使への任用実績の推移 (単位:人、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>平成5年度</th> <th>7年度</th> <th>9年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大使ポスト数 (a)</td> <td>110</td> <td>112</td> <td>109</td> <td>114</td> <td>117</td> <td>115</td> <td>123</td> <td>121</td> <td>124</td> </tr> <tr> <td>うち専門職職員(b)</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>13</td> <td>19</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>割合 (b/a×100)</td> <td>15.5</td> <td>15.2</td> <td>11.9</td> <td>16.7</td> <td>15.4</td> <td>13.9</td> <td>15.4</td> <td>16.5</td> <td>16.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成16年度は、7月末現在の数字である。</p> <p><所見> 専門職職員の大使への任用については、平成16年度7月現在で全大使ポスト数124の16.9%(21人)となっており、「変える会」最終報告の提言にある「大使ポスト2割程度を専門職職員」に届いていないことから、一層の推進を図る必要がある。</p>	職 種	平成5年度	7年度	9年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	大使ポスト数 (a)	110	112	109	114	117	115	123	121	124	うち専門職職員(b)	17	17	13	19	18	16	19	20	21	割合 (b/a×100)	15.5	15.2	11.9	16.7	15.4	13.9	15.4	16.5	16.9	
職 種	平成5年度	7年度	9年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																		
大使ポスト数 (a)	110	112	109	114	117	115	123	121	124																																		
うち専門職職員(b)	17	17	13	19	18	16	19	20	21																																		
割合 (b/a×100)	15.5	15.2	11.9	16.7	15.4	13.9	15.4	16.5	16.9																																		
21	課長等の中堅職員についても、能力・適性に応じて大使に任用する。【直ちに実施】	<p>外務省は、「実際の人事運用の中で、課長等の中堅職員についても、能力・適性に応じて大使に任用している」としている。</p> <p>種職員以外の課長等中堅職員で大使に任用されている者は、表3-(1)-のとおり、平成12年度で21人、13年度で18人であったものが、14年度で19人、15年度で21人、16年7月時点で22人と増加傾向にある。</p> <p>表3-(1)- 種職員以外の職員からの大使への任用実績の推移 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>平成12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>種職員以外の職員</td> <td>21</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>21</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>うち専門職職員</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>うち種職員</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)平成16年度は、7月末現在の数字である。</p>	職 種	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	種職員以外の職員	21	18	19	21	22	うち専門職職員	18	16	19	20	21	うち種職員	3	2	0	1	1	A-c																
職 種	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																						
種職員以外の職員	21	18	19	21	22																																						
うち専門職職員	18	16	19	20	21																																						
うち種職員	3	2	0	1	1																																						

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																				
22	<p>外部の有能な人材の大使任用については、平成14年2月以降、今夏までに、本省幹部及び大使等に外部の有能な人材10名を任用する方針を明らかにし、実績を上げてきているが、今後、最終報告書の提言（目安）として今後3年以内に主要国を含む「大使ポストの概ね2割に外部の有能な人材を任用」に沿って、これまで以上に積極的に外部人材の大使任用を行う。【直ちに実施】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 外部の有能な人材の大使任用については、次の措置が講じられている。 平成15年4月、「本省・在外の幹部ポストに民間人等を起用する際の基準」を策定 平成15年4月以降、当該基準に基づき本省幹部及び大使を含む在外公館幹部に外部から29人を起用しており、16年7月23日時点での外部からの本省幹部・大使等は計27人となっている。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】 外部からの大使は、平成16年7月末時点で18人（全大使ポスト数124の14.5%）となっており、「行動計画」における「大使ポストのおおむね2割」には届いていない。</p> <p><館員意識調査の結果> 36公館の館員404人に対し、「外部人材からの大使任用を評価しているか」について聴取したところ、表3-(1)- のとおり、「評価している」とする者が297人（73.5%）であるのに対し、「評価していない」とする者が88人（21.8%）となっている。</p> <p>表3-(1)- 館員調査による外部人材からの大使任用について (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="819 868 1973 1129"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th colspan="2">回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価している</td> <td>高く評価している</td> <td rowspan="2">297</td> <td>93</td> <td rowspan="2">73.5</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば評価している</td> <td>204</td> <td>50.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評価していない</td> <td>どちらかといえば評価していない</td> <td rowspan="2">88</td> <td>74</td> <td rowspan="2">21.8</td> <td>18.3</td> </tr> <tr> <td>まったく評価していない</td> <td>14</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td colspan="2">19</td> <td colspan="2">4.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">404</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p> <p>このうち「評価している」とする297人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 違った物の見方、管理手法が導入され、組織の活性化につながる。(類似意見59人) ・ より多くの有能な人材が大使に登用されることは、日本外交全体にとってプラスになる。(同59人) ・ キャリア職員の意識改革が期待される。(同26人) 	回答区分		回答者数		構成比		評価している	高く評価している	297	93	73.5	23.0	どちらかといえば評価している	204	50.5	評価していない	どちらかといえば評価していない	88	74	21.8	18.3	まったく評価していない	14	3.5	無回答		19		4.7		合計		404		100.0		A-a
回答区分		回答者数		構成比																																			
評価している	高く評価している	297	93	73.5	23.0																																		
	どちらかといえば評価している		204		50.5																																		
評価していない	どちらかといえば評価していない	88	74	21.8	18.3																																		
	まったく評価していない		14		3.5																																		
無回答		19		4.7																																			
合計		404		100.0																																			

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>一方、「評価していない」とする 88 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられており、外部人材を大使に任用すること自体を否定しているのではなく、現状では在外公館の受入体制等に課題があるとの理由が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度自体は良いと思うが、外部大使を受け入れる在外公館の体制が整備されていない面がある。外部人材の大使を支える体制を整えることが必要（類似意見 16 人） ・ 必ずしも必要とされる能力を持った人材が外部から得られていない印象がある。厳しい選考基準が必要（同 12 人） ・ ポイントは有能か否かであって、数値目標を導入することには疑問（同 10 人） <p>< 所見 > 外部の人材の大使への任用については、平成 16 年 7 月末時点で全大使ポスト数 124 の 14.5%（18 人）にとどまっていることから、一層の推進を図る必要がある。 また、外部からの人材の大使任用については、これを評価する意見が多い一方で、在外公館における受入体制の未整備を指摘する意見が多くあることから、受入体制の整備を図る必要がある。</p>	
23	<p>その過程で「本省・在外の幹部ポストに民間人を起用する際の基準」の見直しを行う。【直ちに検討に着手、平成 14 年 12 月末までに結論】</p>	<p>「行動計画」の策定後、「本省・在外の幹部ポストに民間人を起用する際の基準」についての見直しを開始され、平成 15 年 4 月、「本省・在外の幹部ポストに民間人等を起用する際の基準」が定められた。 当該基準の概要は、次のとおりである。</p> <p>「本省・在外の幹部ポストに民間人等を起用する際の基準」（平成 15 年 4 月）</p> <p>1 共通の基準</p> <p>(1) 外交についての高い見識を有する者 (2) 長期間の海外出張又は海外生活に耐え得る健康状態にある者 (3) 本省幹部又は在外公館長としての業務を遂行する上で必要な外国語能力を有する者 (4) 留学又は勤務のため一定期間海外に在住していた経験を有する者 (5) 本省幹部の場合は、就任後最初の 4 月 1 日における年齢が 58 歳以下の者 （但し、任期付採用制度による採用の場合は、この限りではない。） 在外公館長の場合は、就任時点で原則として 63 歳以下の者 (6) 就任にあたり、一切の営利企業その他報酬を得ている団体の役職を辞することができる者</p>	A-c

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>2 個別の基準 上記1に加え、下記(1)から(4)の分類に属する者（OBを含む。）については、以下を考慮しつつ人選を行う。</p> <p>(1) 民間人</p> <p>(イ) 学者 行政機関に設置された審議会や懇談会等の委員としての活動経験等、公職において一定の実績が認められる者</p> <p>(ロ) 民間企業等関係者 民間企業等（法曹、報道関係機関を含む。）において顕著な実績が認められる者 行政機関に設置された審議会や懇談会等の委員としての活動経験等、公職において一定の実績が認められる者</p> <p>(ハ) 非政府団体（NGO、公益法人を含む。）関係者 政府との連携による国際的な活動に関して一定の実績が認められる非政府団体において重要な役職を経験している者 行政機関に設置された審議会や懇談会等の委員としての活動経験等、公職において一定の実績が認められる者</p> <p>(2) 国会議員経験者 行政機関において、対外関係の処理に関連する重要な職務を経験している者</p> <p>(3) 行政機関職員 対外関係の処理に関連する重要な職務を経験している者</p> <p>(4) 行政機関関係団体職員 諸外国との経済協力又は国際交流の促進を目的とする国際的な事業を主として実施している上記(1) (ハ)以下の法人等において重要な職務を経験している者</p> <p>なお、当該基準は、「外務人事審議会」において、外部人材の大使への任用について検討を行う際に用いられている。</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
24	<p>「変える会」最終報告書の趣旨を踏まえ「大使人事選考委員会」を設ける（同委員会の構成及び具体的役割について早急に検討し、結論を得る。）。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】</p>	<p>平成 15 年 4 月、外務公務員法施行令（昭和 27 年政令第 473 号）が改正され、特命全権大使の任免について、必要があると認めるときは外務人事審議会の意見を求めることができる旨の規定が新たに設けられた。</p> <p>この規定に基づき、外務人事審議会において新たに委員を 2 名増員するなど、同審議会の体制を整備した上で、大使任用候補者の適性審査が行われている。</p> <p>また、平成 15 年 5 月、外務人事審議会において大使候補者の適性検査を的確に行うため、次の「大使の主な任務（ジョブ・ディスクリプション）」が定められている。</p> <p>「大使の主な任務」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1． 任国において我が国政府を代表し、我が国の国益の増進及び我が国国民の生命、財産の保護に努める。 2． 任国において我が国の外交政策の遂行及び交渉の任に当たる。 3． 任国政府要人を含む各界の指導者等と幅広く人的関係を構築することにより、任国情勢の把握に努め、外務大臣に随時報告する。 4． 任国における在留邦人及び邦人渡航者の実態を把握し、領事業務の円滑な実施を確保する。任国において活動する日本企業を支援する。 5． 我が国と任国との経済・経済協力の強化に努める。 6． 任国政府及び国民が我が国に対する正しい理解を深めるための広報活動や文化交流を推進し、任国と我が国との相互理解と友好関係の発展に努める。 7． 我が国が取るべき施策等について外務大臣に意見具申する。 8． 大使館の事務を統括し、館員が能率を最大限に発揮できるよう館務の運営を行う。 </div>	A-c

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果				
25	<p>大使の業績について、その活動実績について厳格な評価を毎年行い、下からの評価とあわせ、総合的に判断し、その後の人事に反映させる。【直ちに実施】</p> <p>また、3年後に大使人事の運用状況の検証を行う。【3年後に実施】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>大使の業績の評価について、表3-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>なお、「3年後に大使人事の運用状況の検証を行う」との事項については、平成16年8月時点（「行動計画」策定後2年経過時点）では着手されていない。</p> <p>表3-(1)- 大使の業績の評価に関する措置実績</p> <table border="1" data-bbox="819 528 1968 1414"> <thead> <tr> <th data-bbox="819 528 1037 576">事 項</th> <th data-bbox="1037 528 1968 576">左記の事項に係る措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="819 576 1037 1414">(1) 在外公館長(大使・総領事)の勤務評価を行う制度を新設し、平成15年4月から運用開始</td> <td data-bbox="1037 576 1968 1414"> <p>根拠規程： 在外公館長(大使・総領事)の勤務評価実施要領</p> <p>目 的： 本評価は、各在外公館長の問題意識、業務目標、実績、管理能力等についてきめ細かく把握し、多面的かつ客観的な評価を行うことにより、公正かつ適材適所の在外公館長人事を行うための一助とする。</p> <p>評価方法： 評価は、次の3段階の評価を行い、その結果を外務大臣に報告する。</p> <p>在外公館長による自己評価 在外公館長は、着任後1年ごとに過去1年間の業務実績等について自己評価を行う。</p> <p>公館所管幹部による業績実績等評価 各在外公館を本省において所管する局長等の幹部は、上記の自己評価結果の報告を受けて、主として業務実績という観点から評価を行う。</p> <p>官房長・事務次官による勤務評価 官房長は、上記及び の評価結果の提出を受け、査察報告、在外公館勤務状況調査票(後述(2)参照)等を参照しつつ、業務実績、館務運営状況、服務規律の状況等を総合的に勘案の上、評価を行う。</p> <p>事務次官は、上記官房長による評価を厳正に審査する。</p> <p>外務大臣は、上記の勤務評価の報告を受け、その内容を適当と認めないときは、事務次官に再評価させることができる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	左記の事項に係る措置実績	(1) 在外公館長(大使・総領事)の勤務評価を行う制度を新設し、平成15年4月から運用開始	<p>根拠規程： 在外公館長(大使・総領事)の勤務評価実施要領</p> <p>目 的： 本評価は、各在外公館長の問題意識、業務目標、実績、管理能力等についてきめ細かく把握し、多面的かつ客観的な評価を行うことにより、公正かつ適材適所の在外公館長人事を行うための一助とする。</p> <p>評価方法： 評価は、次の3段階の評価を行い、その結果を外務大臣に報告する。</p> <p>在外公館長による自己評価 在外公館長は、着任後1年ごとに過去1年間の業務実績等について自己評価を行う。</p> <p>公館所管幹部による業績実績等評価 各在外公館を本省において所管する局長等の幹部は、上記の自己評価結果の報告を受けて、主として業務実績という観点から評価を行う。</p> <p>官房長・事務次官による勤務評価 官房長は、上記及び の評価結果の提出を受け、査察報告、在外公館勤務状況調査票(後述(2)参照)等を参照しつつ、業務実績、館務運営状況、服務規律の状況等を総合的に勘案の上、評価を行う。</p> <p>事務次官は、上記官房長による評価を厳正に審査する。</p> <p>外務大臣は、上記の勤務評価の報告を受け、その内容を適当と認めないときは、事務次官に再評価させることができる。</p>	A-a
事 項	左記の事項に係る措置実績						
(1) 在外公館長(大使・総領事)の勤務評価を行う制度を新設し、平成15年4月から運用開始	<p>根拠規程： 在外公館長(大使・総領事)の勤務評価実施要領</p> <p>目 的： 本評価は、各在外公館長の問題意識、業務目標、実績、管理能力等についてきめ細かく把握し、多面的かつ客観的な評価を行うことにより、公正かつ適材適所の在外公館長人事を行うための一助とする。</p> <p>評価方法： 評価は、次の3段階の評価を行い、その結果を外務大臣に報告する。</p> <p>在外公館長による自己評価 在外公館長は、着任後1年ごとに過去1年間の業務実績等について自己評価を行う。</p> <p>公館所管幹部による業績実績等評価 各在外公館を本省において所管する局長等の幹部は、上記の自己評価結果の報告を受けて、主として業務実績という観点から評価を行う。</p> <p>官房長・事務次官による勤務評価 官房長は、上記及び の評価結果の提出を受け、査察報告、在外公館勤務状況調査票(後述(2)参照)等を参照しつつ、業務実績、館務運営状況、服務規律の状況等を総合的に勘案の上、評価を行う。</p> <p>事務次官は、上記官房長による評価を厳正に審査する。</p> <p>外務大臣は、上記の勤務評価の報告を受け、その内容を適当と認めないときは、事務次官に再評価させることができる。</p>						

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																				
		<p>(2) 平成9年度から全在外公館職員を対象に実施している「在外公館勤務状況調査」において、下からの評価の要素を持たせた上で実施</p> <p>根拠規程： 毎年度決裁書により実施を決定している 目 的： 在外公館の機能強化のため、また、在外公館査察制度を補完・強化するものとして、全在外公館職員に実施 評価方法： 在外公館職員に「在外公館勤務状況調査票」を渡し、「館の運営状況」、「館の規律」、「勤務環境」、「在留邦人との関係」等についての設問に回答させ、監察査察官に返送させる。 対象は、館長を含むすべての在外公館職員（専門調査員、派遣員、警備専門員、領事相談員を含む。在外研修員、公邸料理人、現地職員は除く。） 調査結果は、監察査察官、人事課長並びに同人によって指名された監察査察官組織及び人事課の一部の担当者のみが閲覧可能。ただし、監察査察官の指示により、監察査察官室が問題点を抽出した資料を作成し、関係部局に提出 平成15年度から当該調査票の設問として、「下からの評価」の要素を含む設問を新たに創設</p> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>< 館員意識調査の結果 ></p> <p>36 公館の館員 404 人に対し、「大使の業績評価等の仕組みについて評価しているか」について聴取したところ、表3-(1)- のとおり、「評価している」とする者が233人(57.6%)、「評価していない」とする者が117人(29.0%)となっている。</p> <p>表3-(1)- 大使の業績評価等の仕組みについて</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="831 1098 1966 1380"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th colspan="2">回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">評価している</td> <td>高く評価している</td> <td rowspan="2">233</td> <td>64</td> <td rowspan="2">57.6</td> <td>15.8</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば評価している</td> <td>169</td> <td>41.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">評価していない</td> <td>どちらかといえば評価していない</td> <td rowspan="2">117</td> <td>83</td> <td rowspan="2">29.0</td> <td>20.5</td> </tr> <tr> <td>まったく評価していない</td> <td>34</td> <td>8.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td colspan="2">54</td> <td colspan="2">13.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">404</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p>	回答区分		回答者数		構成比		評価している	高く評価している	233	64	57.6	15.8	どちらかといえば評価している	169	41.8	評価していない	どちらかといえば評価していない	117	83	29.0	20.5	まったく評価していない	34	8.4	無回答		54		13.4		合計		404		100.0		
回答区分		回答者数		構成比																																			
評価している	高く評価している	233	64	57.6	15.8																																		
	どちらかといえば評価している		169		41.8																																		
評価していない	どちらかといえば評価していない	117	83	29.0	20.5																																		
	まったく評価していない		34		8.4																																		
無回答		54		13.4																																			
合計		404		100.0																																			

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>このうち「評価している」とする 233 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下からの評価ができることは画期的（類似意見 28 人） ・ 下からの評価を行ったことで、大使の指示が館員の立場を考えたものに変化しつつある。（同 26 人） ・ 上に立つ人ほど透明で公正な評価が行われるべきであり、下からの評価を行うことで公平性が確保できる。（同 21 人） ・ このような評価がうまく機能しているのであれば素晴らしいシステムだと思う。（同 14 人） ・ 閉鎖的な在外公館においてこのようなチェック機能は有効（同 13 人） <p>一方、「評価していない」とする 117 人に対し、その理由を聴取したところ、次のように、大使の業績等の評価に関する透明性や客観性についてのものが挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際にどのように評価が行われて活用されているのか不明（類似意見 27 人） ・ そのような評価が行われていることを承知していない。（同 19 人） ・ 外交活動はすぐに結果を出せるものではないので、毎年客観的で厳格な評価が下せるのか疑問（同 15 人） ・ 評価が反映されていないように思われる。評判の悪かった館長がその後新たな大使ポストに就く例がある。（同 14 人） <p>また、館員 404 人に対し、「人事に係る競争原理の徹底・職員の淘汰に関して、今後改善すべき点は何か」について聴取したところ、次のような意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価手法、基準の透明化、客観性の確保（類似意見 38 人） ・ 陸の孤島となりやすい在外公館では、このような評価を上下左右から行うべき。（同 18 人） ・ 人事の淘汰が本当になされているのか疑問。本気で実施すれば、そもそもこれらのポストに就かない人材がもっと出てくるはず。（同 13 人） <p>< 所見 > 大使の業績評価については、当該制度が設けられ職員から一定の評価を得ているが、評価手法・基準の透明化、客観性の確保等を求める意見が多くみられることから、これらの意見を踏まえ、一層の運用改善を推進する必要がある。</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
26	<p>評価方法は「変える会」最終報告書の提言をベースとして更に詳細を詰める。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】</p>	<p>大使の活動実績の評価方法については、前記 25「大使の業績評価の導入」のとおり、平成15年4月、「在外公館長（大使、総領事）の勤務評価」を行う制度が新設され、「在外公館長（大使・総領事）の勤務評価実施要領」を定めて、これに基づき大使の活動実績の評価が行われている。</p> <p>なお、これらの評価は、着任時の業務目標等に対する業務実績（情報収集・分析等）、服務規律、適性などについて見極めるための「業務実績等評価表」を用いて行われている。</p>	A-c						
27	<p>大使の任期については3年を一つの目処とし任国の事情や業績を見つつ判断する。【直ちに実施】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>外務省は、平成16年7月に公表した外務省改革の進捗状況において、『「行動計画」に示した方針を実際の人事運用の中で実施中』であるとしている。</p> <p>【当省の調査結果】</p> <p>平成14年8月の「行動計画」の策定から2年を経過した現時点では、大使の任期が実際に「3年を目処」として運用されているか否かを判断するデータがなく、今後、大使の任用実績等について今後の推移を見守る必要がある。</p>	A-b						
28	<p>省外から大使を任用する際には、研修及び事前ブリーフィングを含め必要な支援体制を整える。【直ちに実施】</p>	<p>省外から大使を任用する際の支援体制の整備に関しては、新たに表3-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表3-(1)- 省外から大使を任用する際の研修及び事前ブリーフィング等の措置実績</p> <table border="1" data-bbox="831 959 1957 1385"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 959 1025 1007">事 項</th> <th data-bbox="1025 959 1957 1007">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 1007 1025 1230">赴任前研修</td> <td data-bbox="1025 1007 1957 1230"> <p>省外から大使を任用する際には、すべての大使を対象に事前研修を実施</p> <p>事前研修の主な内容は、次のとおり</p> <p>人事管理及び人事政策・機構定員と総務省の関係 会計管理、大臣・副大臣・政務官・官邸との関係 外務省改革、危機管理、政策評価等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1230 1025 1385">事前ブリーフィング</td> <td data-bbox="1025 1230 1957 1385"> <p>上記の研修に加えて、関係各課から個別に次の内容の事前ブリーフィングを実施</p> <p>任国の情勢全般 任国の政治・外交関係</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	左記の事項の措置実績	赴任前研修	<p>省外から大使を任用する際には、すべての大使を対象に事前研修を実施</p> <p>事前研修の主な内容は、次のとおり</p> <p>人事管理及び人事政策・機構定員と総務省の関係 会計管理、大臣・副大臣・政務官・官邸との関係 外務省改革、危機管理、政策評価等</p>	事前ブリーフィング	<p>上記の研修に加えて、関係各課から個別に次の内容の事前ブリーフィングを実施</p> <p>任国の情勢全般 任国の政治・外交関係</p>	A-c
事 項	左記の事項の措置実績								
赴任前研修	<p>省外から大使を任用する際には、すべての大使を対象に事前研修を実施</p> <p>事前研修の主な内容は、次のとおり</p> <p>人事管理及び人事政策・機構定員と総務省の関係 会計管理、大臣・副大臣・政務官・官邸との関係 外務省改革、危機管理、政策評価等</p>								
事前ブリーフィング	<p>上記の研修に加えて、関係各課から個別に次の内容の事前ブリーフィングを実施</p> <p>任国の情勢全般 任国の政治・外交関係</p>								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 経済関係 経済協力関係 国連その他の国際機関における協力 広報・文化関係 領事関係 秘密保全対策 その他関心事項 </div> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	
29	<p>(4) 大使の再就職【直ちに実施】 特別職である大使の再就職について、国家公務員法第103条及び人事院規則「営利企業への就職」に規定された基準を準用する。</p>	<p>「行動計画」における「一般職の国家公務員に適用される基準を準用する」との方針を制度化するため、平成14年11月、「特命全権大使等の営利企業への再就職に関する訓令」(平成14年外務省訓令第19号)が定められ、同年12月1日から施行されている。 「特命全権大使等の営利企業への再就職に関する訓令」は、次のとおりである。</p> <p>「特命全権大使等の営利企業への再就職に関する訓令」(抜粋)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第1条 外務公務員法(昭和27年法律第41号)第2条第1項の外務公務員のうち、第1号及び第2号の者(以下「大使等」という。)は、離職後に、営利企業の地位で、その離職前5年間に在職していた外務省と密接な関係にあるものに就くことを、その在職期間中に承諾してはならない。</p> <p>第2条 前項の規定は、第3条の定めるところにより、外務大臣の承認を得た場合には、これを適用しない。</p> <p>第3条 大使等及び大使等を離職した者が、営利企業への就職に関し、前2条の外務大臣の承認を申請する場合は、営利企業就職承認申請書(別記様式第2)を大臣官房人事課を経由して外務大臣に提出するものとする。</p> <p>2 外務大臣は、営利企業への就職に関する前項の申請を受けた場合は、人事院規則14-4(営利企業への就職)第5条(承認の基準)第1項第1号から第6号までのいずれにも該当せず、当該営利企業への就職により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合に限り、これを承認することができる。この場合において、人事院規則14-4(営利企業への就職)中「職員」とあるのは「大使等」と、「在職機関」とあるのは「外務省」と読み替えるものとする。</p> </div>	A-c

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																								
		<p>第4条 人事院事務総長通知職職 - 4 4 8 (人事院規則14 - 4 (営利企業への就職)の運用について) 規則第2条関係2 (1)から(5)までに掲げる営利企業の地位は、外務省との間に「密接な関係にある」ものとして取り扱うものとする。</p> <p>この場合において、人事院事務総長通知職職 - 4 4 8 (人事院規則14 - 4 (営利企業への就職)の運用について) 中「職員」とあるのは「大使等」と、「在職機関」とあるのは「外務省」と読み替えるものとする。</p>																									
30	<p>(5)国際機関への出向、外部との人事交流の拡大【直ちに受け入れ側との間の協議を開始】</p> <p>国際機関への出向の増大や各省庁、地方自治体、民間企業との人事交流など、今後、さらに外部との交流を進める。この交流に当たっては、若手職員クラスから幹部職員まで幅広い交流の促進を図る。また、将来的には、課長昇進前には国際機関への出向ないしは他省庁等への出向を経験するような人事政策を行うべく、今後、ポストの拡充を図る。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>外務省は、平成16年7月に公表した外務省改革の進捗状況において、「国際機関への出向の増大や各省庁、地方自治体、民間企業との人事交流などについては、実際の人事運用の中で実施していく」としている。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>国際機関への出向、外部との人事交流の実績をみると、表3-(1)- のとおり、総じて増加傾向にあるものの、目標に達していないものがみられる。</p> <p>表3-(1)- 国際機関への出向、外部との人事交流の拡大</p> <table border="1" data-bbox="824 949 1921 1174"> <thead> <tr> <th>出向先別</th> <th>平成14年8月7日現在</th> <th>15年9月1日現在</th> <th>16年10月1日現在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際機関等への出向</td> <td>23人</td> <td>19人</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>他省庁等への出向</td> <td>123人</td> <td>133人</td> <td>135人</td> </tr> <tr> <td>地方自治体への出向</td> <td>5人</td> <td>7人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>法人、大学等への出向</td> <td>57人</td> <td>58人</td> <td>59人</td> </tr> <tr> <td>各省庁との人事交流</td> <td>868人</td> <td>870人</td> <td>879人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>< 所見 ></p> <p>国際機関への出向、外部との人事交流については、総じて増加傾向にあるものの、目標に達していないものがみられることから、今後も引き続き目的達成に向けて、人事交流の一層の推進を図る必要がある。</p>	出向先別	平成14年8月7日現在	15年9月1日現在	16年10月1日現在	国際機関等への出向	23人	19人	22人	他省庁等への出向	123人	133人	135人	地方自治体への出向	5人	7人	6人	法人、大学等への出向	57人	58人	59人	各省庁との人事交流	868人	870人	879人	A-a
出向先別	平成14年8月7日現在	15年9月1日現在	16年10月1日現在																								
国際機関等への出向	23人	19人	22人																								
他省庁等への出向	123人	133人	135人																								
地方自治体への出向	5人	7人	6人																								
法人、大学等への出向	57人	58人	59人																								
各省庁との人事交流	868人	870人	879人																								
31	<p>その一環として毎年10名目標に若手種・専門職職員を地方自治体に出向させる。</p>		A-a																								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																				
32	<p>(6)事務次官ポストの在り方【直ちに実施】 事務次官は省の事務方の最高ポストであり、その任期については、ある程度長期にわたることが望ましく、少なくとも当面は改革の重要性に鑑み、その任期について3年を目途とする。事務次官の退任後、大使に任用するか否かについては、あくまで適材適所の観点に立ち、公正・厳格に判断する。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 外務省は、平成16年7月に公表した外務省改革の進捗状況において、『事務次官ポストの在り方については、外務大臣のリーダーシップの下、「行動計画」に示された方針を実施していく』としている。</p> <p>【当省の調査結果】 事務次官の任期について「3年を目途とする」とされていることについては、平成14年2月に就任した事務次官の在任期間が2年11か月（17年1月に退官）とおおむね3年となっているものの、この任期が今後も継続されるか否か、また、「事務次官の退任後、大使に任用するか否かについては、公正・厳格に判断する」ことが実際にどのように運用されるかについては、今後の推移を見守る必要がある。</p>	A-b																				
33	<p>2 公平性、客観性、透明性、予測可能性のある人事制度の確立 (1)公募制の拡充【直ちに検討に着手、平成12年12月末までに作業完了】 8月に行われた初めての公募制に基づく人事異動の結果を踏まえつつ、今後も公募制(注)の対象ポストをさらに拡充し、実施方法についても公募条件の緩和等、より多くの職員が公募に応じられる方向で改善する。(注：8月1日に発表された省内公募の結果、計21のポストに応募者が任用され、その中には専門職職員の本省課長への任用も含まれている。)</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 公募制の拡充に関して、次の措置が講じられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年2月に初めての省内公募を実施 14年12月に、公募要件を緩和（現部署での在職期間の短縮、応募資格等級の引下げ等）したほか、一部の瘡癩地^{しょうらいち}ポストと先進国ポストをパッケージとする等してより多くの職員が公募に応じられるように配慮した上で15年度の公募を実施 16年3月、16年度の公募を実施（8月1日任用） <p>上記の公募ポスト数、応募件数等は、表3-(2)- のとおりとなっている。</p> <p>表3-(2)- 公募制の対象ポスト数等の推移 (単位：ポスト)</p> <table border="1" data-bbox="835 1182 1850 1370"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公募ポスト数</td> <td>50</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>応募ポスト数</td> <td>21</td> <td>71</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>応募件数</td> <td>84件</td> <td>185件</td> <td>162件</td> </tr> <tr> <td>任用結果</td> <td>22ポスト24人</td> <td>41ポスト43人</td> <td>38ポスト38人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	区分	平成14年度	15年度	16年度	公募ポスト数	50	100	100	応募ポスト数	21	71	77	応募件数	84件	185件	162件	任用結果	22ポスト24人	41ポスト43人	38ポスト38人	A-a
区分	平成14年度	15年度	16年度																				
公募ポスト数	50	100	100																				
応募ポスト数	21	71	77																				
応募件数	84件	185件	162件																				
任用結果	22ポスト24人	41ポスト43人	38ポスト38人																				

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																				
		<p>平成 14 年度から 16 年度までの公募により、試験区分にかかわらない能力本位の人事が、次のとおり行われているとしている。</p> <p>〔公募による試験区分にかかわらない能力本位の人事の実績〕</p> <p>種職員が占めてきたポストに専門職職員が選考された例 平成 14 年度 2 ポスト（アフリカ第二課長、大洋州課首席事務官） 16 年度 6 ポスト（国連行政課首席事務官、気候変動室首席事務官、経済安全保障課総務班長、技術協力課長、在マイアミ総領事、在アイルランド大使館公使）</p> <p>種職員が占めてきたポストに技術系 種職員が選考された例 平成 15 年度 1 ポスト（在オークランド総領事館）</p> <p>専門職職員が占めてきたポストに 種職員が選考された例 平成 14 年度 3 ポスト（在ロサンゼルス総領事館・領事班長、在アルゼンチン大使館広報文化班長、在フィリピン大使館広報文化班員） 15 年度 4 ポスト（F A S I D 研修、在フランス大使館外政班、在英国大使館広報文化センター、在ザンビア大使館政務経済班）</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>< 館員意識調査の結果 ></p> <p>36 公館の館員 404 人に対し、「平成 14 年 8 月以降、公平性、客観性、透明性、予測可能性のある人事制度が確立されたか」について聴取したところ、表 3-(2)- のとおり、「確立された」とする者が 110 人（27.2%）であるのに対し、「確立されていない」とする者が 176 人（43.6%）となっている。</p> <p>表 3-(2)- 人事制度の確立について</p> <p style="text-align: right;">（単位：人、%）</p> <table border="1" data-bbox="824 1107 1980 1369"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th colspan="2">回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">確立された</td> <td>確立された</td> <td rowspan="2">110</td> <td>4</td> <td rowspan="2">27.2</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば確立された</td> <td>106</td> <td>26.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確立されていない</td> <td>どちらかといえば確立されていない</td> <td rowspan="2">176</td> <td>137</td> <td rowspan="2">43.6</td> <td>33.9</td> </tr> <tr> <td>まったく確立されていない</td> <td>39</td> <td>9.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td colspan="2">118</td> <td colspan="2">29.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">404</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）館員意識調査の結果による。</p>	回答区分		回答者数		構成比		確立された	確立された	110	4	27.2	1.0	どちらかといえば確立された	106	26.2	確立されていない	どちらかといえば確立されていない	176	137	43.6	33.9	まったく確立されていない	39	9.7	無回答		118		29.2		合計		404		100.0		
回答区分		回答者数		構成比																																			
確立された	確立された	110	4	27.2	1.0																																		
	どちらかといえば確立された		106		26.2																																		
確立されていない	どちらかといえば確立されていない	176	137	43.6	33.9																																		
	まったく確立されていない		39		9.7																																		
無回答		118		29.2																																			
合計		404		100.0																																			

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>このうち「確立された」とする 110 人に対し、その理由を聴取したところ、次のように公募制の導入を評価するものももっとも多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募制が導入されたこと。(類似意見 38 人) ・ キャリアが独占していたポストに専門職、種に登用の可能性が開けたことは朗報(同 9 人) ・ 知る限りでは最近の人事で不公平、不透明なものはないと思われる。(同 5 人) ・ 1 任国 3 年間という原則が確立されてきたと思う。(同 5 人) <p>一方、「確立されていない」とする 176 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任期面での予測可能性、透明性のいずれも高まったように思われない。(類似意見 31 人) ・ 公募制は望ましい制度であるが、選考過程が不透明で、従来の人事とあまり変わらないと思う。(同 12 人) ・ 公募制を除けば人事制度自体にあまり変化がない。(同 12 人) ・ 特定ポストに 3 年以上就かないとしているが、あまり守られていない。(同 5 人) <p>また、上記の質問に続けて、館員 404 人に対し、「公平性、客観性、透明性、予測可能性のある人事制度の確立に関して、今後どのような点を改善すべきか」について聴取したところ、次のように公募制の改善を求める意見がもっとも多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公募制対象ポストを拡充するとともに、公募制の選考基準を更に明確にする。(類似意見 16 人) ・ 多くの上司、部下による評価制度を確立すべき。(同 15 人) ・ 人事当局の体制を抜本的に強化する。(同 12 人) ・ 公平性、客観性を高め、周囲が納得できるものとするべき。(同 10 人) <p>< 所見 > 公募制の拡充については、その導入と拡充に関し一定の評価を得ているものの、ポストの拡充、選考過程の透明化及び選考基準の明確化を求める意見が多くみられることから、一層の運用改善を推進する必要がある。</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果												
34	<p>(2)評価制度の改善【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに作業完了】</p> <p>本年初めて実施された部下から上司への評価制度について、本年の実施結果を精査し、評価者、被評価者の範囲及びその形態の見直しを含め、その拡充を図る。また、自己研鑽を奨励するため、研鑽の成果を人事当局に提出、その成果を人事評価の要素とするなどの措置をとる。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>部下から上司への評価制度の改善に関して、表3-(2)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表3-(2)- 部下から上司への評価制度の改善に関する措置実績</p> <table border="1" data-bbox="819 443 1984 1152"> <thead> <tr> <th data-bbox="819 443 1070 518">事 項</th> <th data-bbox="1070 443 1603 518">左記の事項に係る措置実績</th> <th data-bbox="1603 443 1984 518">左記の評価結果の人事等への反映方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="819 518 1070 659">在外公館長の勤務評価の開始</td> <td data-bbox="1070 518 1603 659">平成15年度から「在外公館長(大使・総領事)の勤務評価実施要領」に基づき大使・総領事の業務実績評価及び勤務評定を実施</td> <td data-bbox="1603 518 1984 659">在外公館長(大使・総領事)の勤務評価については、実際の人事運用において実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="819 659 1070 871">在外公館勤務状況調査の見直し</td> <td data-bbox="1070 659 1603 871">平成9年から実施している「在外公館勤務状況調査」における在外公館幹部に対する館員の評価にかかわる項目を見直し、下からの評価としての機能を充実</td> <td data-bbox="1603 659 1984 871">「在外公館勤務状況調査」については、回収した調査票を監察査察官、人事課長並びに両名によって指名された監察査察官組織及び人事課の一部の担当者だけに回覧</td> </tr> <tr> <td data-bbox="819 871 1070 1152">管理者評価の見直し</td> <td data-bbox="1070 871 1603 1152">平成13年度に始めて導入された「管理者評価」については、14年度の実施に当たり、評価者を入省8年目以降から入省5年目以降に拡大するとともに、被評価者の範囲を課長から局長まで拡大した」上で実施。また、より効率的な評価実施のため、省内LANを利用した電子システムを導入</td> <td data-bbox="1603 871 1984 1152">「管理者評価」については、評価対象者の評価結果を集計し、評価実施者氏名を伏せた上で、平均値のみを対象者本人及び直属の上司に伝達</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>< 館員意識調査の結果 ></p> <p>36 公館の館員 404 人に対し、「大使の業績評価等の仕組みについて評価しているか」について聴取したところ、「評価している」とする者が 233 人(57.6%)、「評価していない」とする者が 117 人(29.0%)となっており(前記の 25 の表3-(1)- 参照)、このうち「評</p>	事 項	左記の事項に係る措置実績	左記の評価結果の人事等への反映方法	在外公館長の勤務評価の開始	平成15年度から「在外公館長(大使・総領事)の勤務評価実施要領」に基づき大使・総領事の業務実績評価及び勤務評定を実施	在外公館長(大使・総領事)の勤務評価については、実際の人事運用において実施	在外公館勤務状況調査の見直し	平成9年から実施している「在外公館勤務状況調査」における在外公館幹部に対する館員の評価にかかわる項目を見直し、下からの評価としての機能を充実	「在外公館勤務状況調査」については、回収した調査票を監察査察官、人事課長並びに両名によって指名された監察査察官組織及び人事課の一部の担当者だけに回覧	管理者評価の見直し	平成13年度に始めて導入された「管理者評価」については、14年度の実施に当たり、評価者を入省8年目以降から入省5年目以降に拡大するとともに、被評価者の範囲を課長から局長まで拡大した」上で実施。また、より効率的な評価実施のため、省内LANを利用した電子システムを導入	「管理者評価」については、評価対象者の評価結果を集計し、評価実施者氏名を伏せた上で、平均値のみを対象者本人及び直属の上司に伝達	A-a
事 項	左記の事項に係る措置実績	左記の評価結果の人事等への反映方法													
在外公館長の勤務評価の開始	平成15年度から「在外公館長(大使・総領事)の勤務評価実施要領」に基づき大使・総領事の業務実績評価及び勤務評定を実施	在外公館長(大使・総領事)の勤務評価については、実際の人事運用において実施													
在外公館勤務状況調査の見直し	平成9年から実施している「在外公館勤務状況調査」における在外公館幹部に対する館員の評価にかかわる項目を見直し、下からの評価としての機能を充実	「在外公館勤務状況調査」については、回収した調査票を監察査察官、人事課長並びに両名によって指名された監察査察官組織及び人事課の一部の担当者だけに回覧													
管理者評価の見直し	平成13年度に始めて導入された「管理者評価」については、14年度の実施に当たり、評価者を入省8年目以降から入省5年目以降に拡大するとともに、被評価者の範囲を課長から局長まで拡大した」上で実施。また、より効率的な評価実施のため、省内LANを利用した電子システムを導入	「管理者評価」については、評価対象者の評価結果を集計し、評価実施者氏名を伏せた上で、平均値のみを対象者本人及び直属の上司に伝達													

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>価している」とする 233 人の理由及び「評価していない」とする 117 人の理由は、次のとおりとなっている。</p> <p>〔評価している理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下からの評価ができることは画期的（類似意見 28 人） ・ 下からの評価を行ったことで、大使の指示が館員の立場を考えたものに変化しつつある。（同 26 人） ・ 上に立つ人ほど透明で公正な評価が行われるべきであり、下からの評価を行うことで公平性が確保できる。（同 21 人） ・ 閉鎖的な在外公館においてこのようなチェック機能は有効（同 13 人） ・ このような評価がうまく機能しているのであれば素晴らしいシステムだと思う。（同 11 人） <p>〔評価していない理由〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そのような評価が行われていることを承知していない。（類似意見 27 人） ・ 実際にどのように評価が行われて活用されているのか不明（同 23 人） ・ 外交活動はすぐに結果を出せるものではないので、毎年客観的で厳格な評価が下せるのか疑問（同 15 人） ・ 評価が反映されていないように思われる。評判の悪かった館長がその後新たな大使ポストに就く例がある。（同 14 人） <p>また、館員 404 人に対し、「平成 14 年 8 月以降、公平性、客観性、透明性、予測可能性のある人事制度が確立されたか」について聴取したところ、「確立された」とする者が 110 人（27.2%）であるのに対し、「確立されていない」とする者が 176 人（43.6%）となっており（前記の 33 の表 3-(2)- 参照）、このうち「確立されていない」とする 176 人の中には、次のように部下から上司への評価制度の運用を挙げている者がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置ポストに枠がないのにそのポストに就いたり、なぜこの人がそのポストに就けるのか疑問に思われる点が多々ある。 ・ 不祥事を起こした幹部もそれなりの在勤地に就けるのはおかしい。種は容赦なく切り捨てられる。 <p>さらに、館員 404 人に対し、「公平性、客観性、透明性、予測可能性のある人事制度の確立に関して、今後どのような点を改善すべきか」について聴取したところ、部下による上司への評価に関して、次のような意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの上司、部下による評価制度を確立すべき。（類似意見 15 人） 	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																				
		<p>・ 個人的な評価ではなく、客観性を高め、周囲が納得できるものとすべき。(同 10 人)</p> <p>< 所見 > 部下から上司への評価制度については、大使の業績評価制度を含め一定の評価を得ているが、評価手法・基準の透明化、客観性の確保等を求める意見が多くみられることから、これらの意見を踏まえ、一層の運用改善を推進する必要がある。</p>																																					
35	<p>(3) 特定語学研修職員に関連する人事配置 【直ちに実施】 大使館や地域局課の人事配置について、特定語学研修職員とそれ以外の職員とをバランス良く組合せるとともに、同一語学職員だけで特定ポストが固定化されることのないようにする。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 外務省は、平成 16 年 7 月に公表した外務省改革の進捗状況において、「特定語学研修職員に関連する人事配置に関しては、実際の人事運用で考慮している」としている。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】 < 館員意識調査の結果 > 36 公館の 種職員及び専門職職員 156 人に対し、「平成 14 年 8 月以降、大使館や地域局課の人事配置について、特定語学研修職員とそれ以外の職員とをバランス良く組み合わせるとともに、同一語学職員だけで特定ポストが固定化されることのない人事配置が進展したか」について聴取したところ、表 3-(2)- のとおり、「進展した」とする者が 42 人 (26.9%) であるのに対し、「進展していない」とする者が 59 人 (37.8%) となっている。</p> <p>表 3-(2)- 特定語学研修職員とそれ以外の職員とをバランスよく組み合わせること等について (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="824 1094 1984 1358"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th colspan="2">回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">進展した</td> <td>大いに進展した</td> <td rowspan="2">42</td> <td>2</td> <td rowspan="2">26.9</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば進展した</td> <td>40</td> <td>25.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">進展していない</td> <td>どちらかといえば進展していない</td> <td rowspan="2">59</td> <td>48</td> <td rowspan="2">37.8</td> <td>30.8</td> </tr> <tr> <td>まったく進展していない</td> <td>11</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td colspan="2">55</td> <td colspan="2">35.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">156</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p>	回答区分		回答者数		構成比		進展した	大いに進展した	42	2	26.9	1.3	どちらかといえば進展した	40	25.6	進展していない	どちらかといえば進展していない	59	48	37.8	30.8	まったく進展していない	11	7.0	無回答		55		35.3		合計		156		100.0		A-a
回答区分		回答者数		構成比																																			
進展した	大いに進展した	42	2	26.9	1.3																																		
	どちらかといえば進展した		40		25.6																																		
進展していない	どちらかといえば進展していない	59	48	37.8	30.8																																		
	まったく進展していない		11		7.0																																		
無回答		55		35.3																																			
合計		156		100.0																																			

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>このうち「進展した」とする 42 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以前は特定語学・試験区分の人しか就かなかったポストに、他の人が就くようになった。（類似意見 4 人） ・ 特殊言語の国へ英語専門職員が配置されている。（同 1 人） <p>一方、「進展していない」とする 59 人に対し、その理由を聴取したところ、次のように、同一語学職員だけで特定ポストが固定化されることのない人事配置を進めること自体に否定的な意見が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在外公館においては、特定の言語ができる人を集めないで業務の効率的遂行が困難（類似意見 3 人） ・ 現地語ができない人間を配置しても意味がないので、そのような目標設定自体がおかしいのではないか。（同 3 人） ・ 少なくとも当館においては特定語学研修者のみが配属されている。（同 2 人） <p><所見> 同一語学職員だけで特定ポストが固定化されることのない人事配置を進めることについては、これが進展していないとする意見や進めるべきではないとする意見が多くあることを踏まえ、こうした人事配置を進めるとともに、その必要性を職員に徹底する必要がある。</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
36	<p>(4) 子弟の採用</p> <p>現職職員の子弟の採用については、これまでも子弟であるか否かに関わりなく、公正な試験により適材を採用してきたが、今後も引き続き厳正な選考を行う。</p>	<p>種職員の採用について子弟関係を配慮した採用があったのではないかとの疑念を招いたことを踏まえ、平成15年6月、「平成15年度 種採用方針」が策定・公表されている。</p> <p>外務省は、この採用方針に基づき、厳正かつ公正な選考を通じた職員の採用を行うことを徹底しているとしている。</p> <p>「平成15年度 種採用方針」（抜粋）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1 外務省として採用したい人材</p> <p>外務省として採用したい人材を選定するにあたっては、下記の資質を備えているかを考慮する。評価に当たっては、(1)～(3)の各群毎に、個別の項目につき具体的に評価を行った上で、総合的な評価を決定する。</p> <p>(1) 人物 (省略)</p> <p>(2) 知性 (省略)</p> <p>(3) 知識 (省略)</p> <p>2 出身大学についての考え方</p> <p>出身大学名にとらわれず、人物・能力本位の選考を行う。</p> <p>3 省員子弟の採用についての考え方</p> <p>子弟採用については、これまでも職員の子弟であるか否かに関わりなく、公正な試験により採用を行ってきており、今後も引き続き厳正な選考を行っていく。職員の子弟であることを以て優遇したり、逆に不利に扱うといったことは一切行わない。</p> </div>	A-c

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
37	<p>3 研修制度の抜本的強化 (1) 在外赴任前研修【平成14年8月より実施】 より実務に直結した研修を管理職職員も含めた形で行う。その第一歩として、平成14年8月から在外公館長を含む在外公館赴任予定者に対して、危機管理を含む事項について集中研修を実施する。</p>	<p>在外公館赴任予定者に対し、ケーススタディ形式の在外公館赴任前研修や経済協力担当者に対する集中研修が次のとおり実施されている。 ケーススタディ形式の在外公館赴任前研修を実施 緊急時対応を始め、在外公館業務に関する各種マニュアル等の内容の習得や応用問題への基本的な対応方法を身に付けさせることを目的とし、在外赴任予定者等を対象にケーススタディ形式の在外公館赴任前研修を、平成14年度以降15年度末までに計8回実施 経済協力担当者に対する集中研修の実施 在外公館で経済協力を担当する者を対象とした国際的な開発問題や我が国のODAに関する2週間の研修コースを平成16年1月に実施し、40名が参加。16年度も17年1月に実施し、45名が参加</p> <p>36公館の館員404人のうち、平成14年8月以降に赴任前研修を受講したとする67人に「赴任前研修は有益であったか」について聴取したところ、「有益であった」とする者が53人(79.1%)、「有益でなかった」とする者は14人(20.9%)となっている。 このうち「有益であった」とする53人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界情勢をより詳しく理解でき、危機管理意識の向上に役立った。(類似意見7人) ・ 在外公館での業務イメージが明確になった。(同6人) ・ 未経験分野について研修を受講できて良かった。(同2人) ・ 公館の警備の概要について理解できた。 <p>なお、「有益でなかった」とする14人に対し、その理由を聴取したところ、「赴任地により職種・慣習も異なるため、一律の研修では役に立たない」等が挙げられている。</p>	A-c

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果				
38	<p>(2) 学位の取得、語学力の向上 入省後の在外研修は語学力の向上を主な目的としているが、主に英語圏の研修員については、学位取得(MA等)を原則とする。【直ちに実施】</p>	<p>平成14年10月、「在外研修要領」が改訂され、特に英語圏の研修員については、表3-(2)-のとおり、学位取得(MA等)を原則とする旨の規定が盛り込まれた。</p> <p>表3-(2)- 「在外研修要領」の主な改訂部分</p> <table border="1" data-bbox="831 443 1984 778"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 443 1408 483">改訂前</th> <th data-bbox="1408 443 1984 483">改訂後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 483 1408 778"> <p>3 研修機関 (1) (省略) 研修校選定の方針としては研修目的に 適っていること他、邦人学生が少ないこと、また、出来る限り2名以上の研修員が同時に在学しないこと等の諸点が考慮される。一般的に、米国、英国及び仏国では年々受入事情が厳しくなっている。</p> </td> <td data-bbox="1408 483 1984 778"> <p>3 研修機関 (1) (省略) 研修校選定の方針としては研修目的に 適っていることに十分留意するほか、特に英語圏の研修員については、入学資格を満たさない等特段の事情のない限り、原則としてMA等の学位取得が可能な大学を選定する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	改訂前	改訂後	<p>3 研修機関 (1) (省略) 研修校選定の方針としては研修目的に 適っていること他、邦人学生が少ないこと、また、出来る限り2名以上の研修員が同時に在学しないこと等の諸点が考慮される。一般的に、米国、英国及び仏国では年々受入事情が厳しくなっている。</p>	<p>3 研修機関 (1) (省略) 研修校選定の方針としては研修目的に 適っていることに十分留意するほか、特に英語圏の研修員については、入学資格を満たさない等特段の事情のない限り、原則としてMA等の学位取得が可能な大学を選定する。</p>	A-c
改訂前	改訂後						
<p>3 研修機関 (1) (省略) 研修校選定の方針としては研修目的に 適っていること他、邦人学生が少ないこと、また、出来る限り2名以上の研修員が同時に在学しないこと等の諸点が考慮される。一般的に、米国、英国及び仏国では年々受入事情が厳しくなっている。</p>	<p>3 研修機関 (1) (省略) 研修校選定の方針としては研修目的に 適っていることに十分留意するほか、特に英語圏の研修員については、入学資格を満たさない等特段の事情のない限り、原則としてMA等の学位取得が可能な大学を選定する。</p>						
39	<p>種・専門職職員双方が英語とそれ以外の専門語を研修する制度に変更することの適否につき早急に検討する。【直ちに検討に着手、平成14年度中に結論】 また、公館長を始めとする在外赴任者が、自己の習得語学以外の国に赴任する際の語学研修を拡充する。【平成15年度予算要求に反映】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 種職員及び専門職職員の英語能力とそれ以外の言語能力の向上を図るため、次の措置が講じられている。 外務省の業務には語学力が不可欠であり、既に種・専門職職員には2年ないし3年間の在外語学研修の機会が付与されている。これに加えて、非英語研修員については、次の措置を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏期休暇中の英語習得のためのサマースクールへの参加等を奨励 ・ 在外語学研修後の夏期英語集中研修や語学通信添削等の機会も提供 ・ 特殊語学研修者に対しては人事の運用にて英語圏に勤務させるよう更に配慮 ・ 非英語研修中堅職員のための英語研修を平成15年度に新設 <p>各省庁からの在外公館への各省庁出向者を対象とした第5部研修では、平成14年度より非英語研修員に対する英語研修を導入。15年度も12月15日から19日までの間で実施 参加者からは、非常に有益であったとの声が多数を占めたことから、平成16年度も実施形態に変化を持たせつつ、引き続き実施する方針 職員の専門語学力強化のため、平成16年度において、本省語学講習会の語学クラス数を5言語増加(25言語から30言語に拡大)</p>	A-a				

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																				
		<p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>< 館員意識調査の結果 ></p> <p>36 公館の 種職員及び専門職職員 156 人に対し、「在外赴任者が自己の習得語学以外の国に赴任する際の語学研修が拡充されたか」について聴取したところ、表 3-(2)- のとおり、「拡充された」とする者が 14 人(9.0%)であるのに対し、「拡充されていない」とする者が 59 人(37.8%)となっている。</p> <p>表 3-(2)- 種職員及び専門職職員の語学研修の拡充について (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="815 571 1984 842"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th colspan="2">回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">拡充された</td> <td>大いに拡充された</td> <td rowspan="2">14</td> <td>1</td> <td rowspan="2">9.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば拡充された</td> <td>13</td> <td>8.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">拡充されていない</td> <td>どちらかといえば拡充されていない</td> <td rowspan="2">59</td> <td>33</td> <td rowspan="2">37.8</td> <td>21.1</td> </tr> <tr> <td>まったく拡充されていない</td> <td>26</td> <td>16.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td colspan="2">83</td> <td colspan="2">53.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">156</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p> <p>このうち「拡充された」とする 14 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修制度が拡充されたことを実感している。(類似意見 1 人) ・ 電子メールによる語学添削研修が開始された。 <p>一方、「拡充されていない」とする 59 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 語学研修を受ける機会がなかった。(類似意見 3 人) ・ 個人の努力で現地語を習得している。(同 1 人) ・ オンライン添削指導以外に、中堅の在外職員を対象とする研修がない。 ・ 特殊語研修職員は、現地職員頼りで現地語に対応しているのが現状 	回答区分		回答者数		構成比		拡充された	大いに拡充された	14	1	9.0	0.6	どちらかといえば拡充された	13	8.3	拡充されていない	どちらかといえば拡充されていない	59	33	37.8	21.1	まったく拡充されていない	26	16.7	無回答		83		53.2		合計		156		100.0		
回答区分		回答者数		構成比																																			
拡充された	大いに拡充された	14	1	9.0	0.6																																		
	どちらかといえば拡充された		13		8.3																																		
拡充されていない	どちらかといえば拡充されていない	59	33	37.8	21.1																																		
	まったく拡充されていない		26		16.7																																		
無回答		83		53.2																																			
合計		156		100.0																																			

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>また、この156人に対し、「語学研修の拡充についてどのような点を改善すべきか」について聴取したところ、次のような意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 赴任する全館員が一定の語学研修を受けるべき。(類似意見6人) ・ しっかりした語学力を身につけられるような環境を整備すべき。(同5人) ・ 中堅職員に対する語学研修(特に英語)を拡充する必要がある。(同4人) ・ やる気のある人材には年齢に関係なく補助すべき。(同3人) ・ 特殊語の職員にも英語の研修を充実させるべき。(同2人) ・ 語学は長期の研修が必要(同2人) ・ 赴任前だけではなく赴任後も語学研修を行うべき。(同1人) ・ まったく語学能力のない者が在外で働くというシステムを見直すべき。 <p><有識者等意識調査の結果></p> <p>有識者等30人に対し、「平成14年8月以前と比較して在外公館館員の語学力は向上したか」について聴取したところ、「向上している」とする者が2人であるのに対し、「向上していない」とする者が16人となっている。</p> <p>「向上していない」とする16人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任地が多言語国家であるにもかかわらず、自己の習得語学以外の語学を習得しようという意欲がみられない。最も基本的な英語の能力が不足している館員が多く見受けられる。(類似意見1人) ・ 外国語+専門性を有する若い人材を一般公募・期限付きで活用する比重をもっと高めてはどうか。 <p><所見></p> <p>在外赴任者が自己の習得語学以外の国に赴任する際の語学研修を拡充することについては、拡充されていないとする意見や改善を求める意見が多くみられることから、これらの意見を踏まえ、拡充の推進を図る必要がある。</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																											
40	<p>(3) 職員の専門家能力向上のための支援 【直ちに実施】 種・専門職職員については、外交政策ペーパー(企画案)の作成や省員有志による勉強会への参画を奨励する。特に、専門職職員については、地域専門家あるいは軍備管理や環境、テロ、貿易など分野別の専門家としての能力向上のため、研究課題を各々に与え、研究会などの場で成果を発表する機会を与える。</p>	<p>職員の専門家能力向上のために、表3-(3)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表3-(3)- 職員の専門家能力向上のための支援のための措置実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 443 1025 480">事 項</th> <th colspan="2" data-bbox="1025 443 1980 480">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 480 1025 603">外交政策ペーパーの作成</td> <td colspan="2" data-bbox="1025 480 1980 603">種・専門職職員による外交政策ペーパーの作成を奨励 平成14年度及び15年度の実績は、職員の業務が多忙で作成している余裕がないなどの理由で中南米地域研究会の1件のみ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 603 1025 1107">省員有志による勉強会への参画を奨励</td> <td colspan="2" data-bbox="1025 603 1980 1107"> <p>国際情報局主催で、アジア、欧州、中南米及び中東に関する地域研究会を開催 開催に当たっては、省内LAN・電子掲示板等において全省員に参加を呼びかける、各研究会メンバーや各地域調整官を通じ参加を呼びかける、主任課長会議及び首席事務官会議等において、各課室における協力を呼びかけるなどの措置を実施 開催実績は、次表のとおりであり、未開催の理由は、職員の業務が多忙で参加する余裕がないとの理由によるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 884 1391 920">研究会の名称</th> <th data-bbox="1391 884 1673 920">平成14年度</th> <th data-bbox="1673 884 1935 920">15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 920 1391 957">アジア地域研究会</td> <td data-bbox="1391 920 1673 957">3回</td> <td data-bbox="1673 920 1935 957">2回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 957 1391 994">中南米地域研究会</td> <td data-bbox="1391 957 1673 994">4回</td> <td data-bbox="1673 957 1935 994">5回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 994 1391 1031">欧州地域研究会</td> <td data-bbox="1391 994 1673 1031">1回</td> <td data-bbox="1673 994 1935 1031">0回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1031 1391 1067">中東地域研究会</td> <td data-bbox="1391 1031 1673 1067">0回</td> <td data-bbox="1673 1031 1935 1067">0回</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1107 1025 1398">経済協力担当官に対する集中研修を新規に実施</td> <td colspan="2" data-bbox="1025 1107 1980 1398"> <p>国際的な開発課題や我が国のODAに関する経済協力担当官に対する5日間の集中研修を実施 第1回目 平成15年8月4日～8日 第2回目 12月8日～12日 第3回目 16年7月20日～26日 これ以降、対象者を各省庁の経済協力担当官にも拡大 第4回目 16年12月6日～10日</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	左記の事項の措置実績		外交政策ペーパーの作成	種・専門職職員による外交政策ペーパーの作成を奨励 平成14年度及び15年度の実績は、職員の業務が多忙で作成している余裕がないなどの理由で中南米地域研究会の1件のみ		省員有志による勉強会への参画を奨励	<p>国際情報局主催で、アジア、欧州、中南米及び中東に関する地域研究会を開催 開催に当たっては、省内LAN・電子掲示板等において全省員に参加を呼びかける、各研究会メンバーや各地域調整官を通じ参加を呼びかける、主任課長会議及び首席事務官会議等において、各課室における協力を呼びかけるなどの措置を実施 開催実績は、次表のとおりであり、未開催の理由は、職員の業務が多忙で参加する余裕がないとの理由によるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 884 1391 920">研究会の名称</th> <th data-bbox="1391 884 1673 920">平成14年度</th> <th data-bbox="1673 884 1935 920">15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 920 1391 957">アジア地域研究会</td> <td data-bbox="1391 920 1673 957">3回</td> <td data-bbox="1673 920 1935 957">2回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 957 1391 994">中南米地域研究会</td> <td data-bbox="1391 957 1673 994">4回</td> <td data-bbox="1673 957 1935 994">5回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 994 1391 1031">欧州地域研究会</td> <td data-bbox="1391 994 1673 1031">1回</td> <td data-bbox="1673 994 1935 1031">0回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1031 1391 1067">中東地域研究会</td> <td data-bbox="1391 1031 1673 1067">0回</td> <td data-bbox="1673 1031 1935 1067">0回</td> </tr> </tbody> </table>		研究会の名称	平成14年度	15年度	アジア地域研究会	3回	2回	中南米地域研究会	4回	5回	欧州地域研究会	1回	0回	中東地域研究会	0回	0回	経済協力担当官に対する集中研修を新規に実施	<p>国際的な開発課題や我が国のODAに関する経済協力担当官に対する5日間の集中研修を実施 第1回目 平成15年8月4日～8日 第2回目 12月8日～12日 第3回目 16年7月20日～26日 これ以降、対象者を各省庁の経済協力担当官にも拡大 第4回目 16年12月6日～10日</p>		A-c
事 項	左記の事項の措置実績																													
外交政策ペーパーの作成	種・専門職職員による外交政策ペーパーの作成を奨励 平成14年度及び15年度の実績は、職員の業務が多忙で作成している余裕がないなどの理由で中南米地域研究会の1件のみ																													
省員有志による勉強会への参画を奨励	<p>国際情報局主催で、アジア、欧州、中南米及び中東に関する地域研究会を開催 開催に当たっては、省内LAN・電子掲示板等において全省員に参加を呼びかける、各研究会メンバーや各地域調整官を通じ参加を呼びかける、主任課長会議及び首席事務官会議等において、各課室における協力を呼びかけるなどの措置を実施 開催実績は、次表のとおりであり、未開催の理由は、職員の業務が多忙で参加する余裕がないとの理由によるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1077 884 1391 920">研究会の名称</th> <th data-bbox="1391 884 1673 920">平成14年度</th> <th data-bbox="1673 884 1935 920">15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1077 920 1391 957">アジア地域研究会</td> <td data-bbox="1391 920 1673 957">3回</td> <td data-bbox="1673 920 1935 957">2回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 957 1391 994">中南米地域研究会</td> <td data-bbox="1391 957 1673 994">4回</td> <td data-bbox="1673 957 1935 994">5回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 994 1391 1031">欧州地域研究会</td> <td data-bbox="1391 994 1673 1031">1回</td> <td data-bbox="1673 994 1935 1031">0回</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1031 1391 1067">中東地域研究会</td> <td data-bbox="1391 1031 1673 1067">0回</td> <td data-bbox="1673 1031 1935 1067">0回</td> </tr> </tbody> </table>		研究会の名称	平成14年度	15年度	アジア地域研究会	3回	2回	中南米地域研究会	4回	5回	欧州地域研究会	1回	0回	中東地域研究会	0回	0回													
研究会の名称	平成14年度	15年度																												
アジア地域研究会	3回	2回																												
中南米地域研究会	4回	5回																												
欧州地域研究会	1回	0回																												
中東地域研究会	0回	0回																												
経済協力担当官に対する集中研修を新規に実施	<p>国際的な開発課題や我が国のODAに関する経済協力担当官に対する5日間の集中研修を実施 第1回目 平成15年8月4日～8日 第2回目 12月8日～12日 第3回目 16年7月20日～26日 これ以降、対象者を各省庁の経済協力担当官にも拡大 第4回目 16年12月6日～10日</p>																													

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果		判定結果
		<p>中間研修制度の効果的な運用</p>	<p>職員の専門性の向上を図るため、中間研修制度の効果的な運用を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹部中間研修出席 平成14年度5人 15年度3人、16年度（7月末まで）3人 ・ 研修プログラム受講 15年度3人、16年度（7月末まで）1人 	
		<p>職員の専門性の向上のための専門官制度の実施</p>	<p>平成15年8月から導入。専門職職員及び種々の専門性の向上を図るため、地域、安全保障、軍備管理、原子力・エネルギー等の14分野において、専門官としての認定が適当と認められる職員がいる場合に認定</p> <p>認定基準： 研修語学力を含む勤務成績が優秀な入省後10年以上の経験を有する5級から8級までの若手・中堅の専門職及び種職員（原則45歳以下）のうち、特定の専門分野についての十分な識見を有し、又は、将来有することが見込まれる職員</p> <p>認定実績： 平成15年度15人（専門職職員7人、種職員8人） 16年度12人（専門職職員4人、種職員8人）</p>	
41	<p>国際関係の講座のある大学で、それぞれの専門分野を活かして講師を務める等、大学その他の研究機関との連携を強化する。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 外務省は、平成16年7月に公表した外務省改革の進捗状況において、「大学その他研究機関との連携を強化すべく、大学等と協議していく」としている。</p> <p>【当省の調査結果】 平成15年度に大学で講師を務めた者が新規に1名いるものの、16年7月時点で、「大学等と協議していく」としていることから、連携の強化の実績等について今後の推移を見守る必要がある。</p>		A-b
42	<p>(4) 種職員の研修の拡充【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】 種職員の語学力向上は緊急の課題である。このため、本省及び在外での研修の抜本的な強化を図る。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 種職員に対する語学力向上のための研修の強化に関して、表3-(3)- のとおりの措置が講じられている。</p>		A-a

(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																																								
	<p>表3-(3)- 種職員に対する語学力向上のための措置実績</p> <table border="1" data-bbox="824 300 1973 1347"> <thead> <tr> <th data-bbox="824 300 1003 341">事 項</th> <th colspan="4" data-bbox="1003 300 1973 341">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="824 341 1003 719">種職員の在外語学研修</td> <td colspan="4" data-bbox="1003 341 1973 719"> <p>種職員の在外語学研修の実績は、次表のとおり増加</p> <table border="1" data-bbox="1055 373 1715 485"> <thead> <tr> <th data-bbox="1055 373 1249 411">語学別</th> <th data-bbox="1249 373 1424 411">平成14年度</th> <th data-bbox="1424 373 1585 411">15年度</th> <th data-bbox="1585 373 1715 411">16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1055 411 1249 450">英語</td> <td data-bbox="1249 411 1424 450">4人</td> <td data-bbox="1424 411 1585 450">6人</td> <td data-bbox="1585 411 1715 450">7人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 450 1249 485">特殊語学</td> <td data-bbox="1249 450 1424 485">8人</td> <td data-bbox="1424 450 1585 485">11人</td> <td data-bbox="1585 450 1715 485">13人</td> </tr> </tbody> </table> <p>種職員の在外語学研修については、語学研修状況(中間試験結果等を含む。)を可能な限り頻繁に報告させることとした。 平成14年11月、一般語学研修への官費補助、特殊語学研修手当等、既存の枠組みの更なる活用を奨励する訓令を发出 一般語学研修への官費補助等の活用を奨励 中堅職員を対象とした在外語学研修を15年から実施し、15年度に1人、16年度に1名を選考</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 719 1003 1203">種職員の本邦での英語研修</td> <td colspan="4" data-bbox="1003 719 1973 1203"> <p>種職員の本邦での英語研修については、集中型として効率を高めることとし、入省2年目に行く 期英語研修を平成15年度から開始した。(11月実施) また、16年度は、この 期英語研修を、受講者が研修に集中できるよう、2週間合宿形式で6月～7月に2回に分けて実施 入省3年ないし4年目の 種職員を対象とした早朝語学研修では15年度から研修語に独語とポルトガル語を追加した。 種職員の本邦での語学研修実績は、次表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1048 979 1935 1187"> <thead> <tr> <th data-bbox="1048 979 1406 1018">語学研修の枠組み</th> <th data-bbox="1406 979 1585 1018">平成14年度</th> <th data-bbox="1585 979 1765 1018">15年度</th> <th data-bbox="1765 979 1935 1018">16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1048 1018 1406 1056">第4部第 期英語研修</td> <td data-bbox="1406 1018 1585 1056">35人</td> <td data-bbox="1585 1018 1765 1056">36人</td> <td data-bbox="1765 1018 1935 1056">46人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 1056 1406 1094">第4部第 期英語研修</td> <td data-bbox="1406 1056 1585 1094"></td> <td data-bbox="1585 1056 1765 1094">33人(新設)</td> <td data-bbox="1765 1056 1935 1094">36人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 1094 1406 1133">早朝語学研修(英語)</td> <td data-bbox="1406 1094 1585 1133">45人</td> <td data-bbox="1585 1094 1765 1133">30人</td> <td data-bbox="1765 1094 1935 1133">35人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 1133 1406 1171">早朝語学研修(独語)</td> <td data-bbox="1406 1133 1585 1171"></td> <td data-bbox="1585 1133 1765 1171">11人(新設)</td> <td data-bbox="1765 1133 1935 1171">11人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 1171 1406 1187">早朝語学研修(ポルトガル語)</td> <td data-bbox="1406 1171 1585 1187"></td> <td data-bbox="1585 1171 1765 1187">4人(新設)</td> <td data-bbox="1765 1171 1935 1187">6人</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 1203 1003 1347">その他</td> <td colspan="4" data-bbox="1003 1203 1973 1347"> <p>新規に庶務主任となる 種職員50名を対象として、庶務主任に期待される役割及び業務事項について研修する「新任庶務主任研修」を平成16年7月7日から9日までの間実施 15年度より英語語学能力判定にTOEICを導入</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務の資料に基づき当省が作成した。</p>	事 項	左記の事項の措置実績				種職員の在外語学研修	<p>種職員の在外語学研修の実績は、次表のとおり増加</p> <table border="1" data-bbox="1055 373 1715 485"> <thead> <tr> <th data-bbox="1055 373 1249 411">語学別</th> <th data-bbox="1249 373 1424 411">平成14年度</th> <th data-bbox="1424 373 1585 411">15年度</th> <th data-bbox="1585 373 1715 411">16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1055 411 1249 450">英語</td> <td data-bbox="1249 411 1424 450">4人</td> <td data-bbox="1424 411 1585 450">6人</td> <td data-bbox="1585 411 1715 450">7人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 450 1249 485">特殊語学</td> <td data-bbox="1249 450 1424 485">8人</td> <td data-bbox="1424 450 1585 485">11人</td> <td data-bbox="1585 450 1715 485">13人</td> </tr> </tbody> </table> <p>種職員の在外語学研修については、語学研修状況(中間試験結果等を含む。)を可能な限り頻繁に報告させることとした。 平成14年11月、一般語学研修への官費補助、特殊語学研修手当等、既存の枠組みの更なる活用を奨励する訓令を发出 一般語学研修への官費補助等の活用を奨励 中堅職員を対象とした在外語学研修を15年から実施し、15年度に1人、16年度に1名を選考</p>				語学別	平成14年度	15年度	16年度	英語	4人	6人	7人	特殊語学	8人	11人	13人	種職員の本邦での英語研修	<p>種職員の本邦での英語研修については、集中型として効率を高めることとし、入省2年目に行く 期英語研修を平成15年度から開始した。(11月実施) また、16年度は、この 期英語研修を、受講者が研修に集中できるよう、2週間合宿形式で6月～7月に2回に分けて実施 入省3年ないし4年目の 種職員を対象とした早朝語学研修では15年度から研修語に独語とポルトガル語を追加した。 種職員の本邦での語学研修実績は、次表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1048 979 1935 1187"> <thead> <tr> <th data-bbox="1048 979 1406 1018">語学研修の枠組み</th> <th data-bbox="1406 979 1585 1018">平成14年度</th> <th data-bbox="1585 979 1765 1018">15年度</th> <th data-bbox="1765 979 1935 1018">16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1048 1018 1406 1056">第4部第 期英語研修</td> <td data-bbox="1406 1018 1585 1056">35人</td> <td data-bbox="1585 1018 1765 1056">36人</td> <td data-bbox="1765 1018 1935 1056">46人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 1056 1406 1094">第4部第 期英語研修</td> <td data-bbox="1406 1056 1585 1094"></td> <td data-bbox="1585 1056 1765 1094">33人(新設)</td> <td data-bbox="1765 1056 1935 1094">36人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 1094 1406 1133">早朝語学研修(英語)</td> <td data-bbox="1406 1094 1585 1133">45人</td> <td data-bbox="1585 1094 1765 1133">30人</td> <td data-bbox="1765 1094 1935 1133">35人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 1133 1406 1171">早朝語学研修(独語)</td> <td data-bbox="1406 1133 1585 1171"></td> <td data-bbox="1585 1133 1765 1171">11人(新設)</td> <td data-bbox="1765 1133 1935 1171">11人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 1171 1406 1187">早朝語学研修(ポルトガル語)</td> <td data-bbox="1406 1171 1585 1187"></td> <td data-bbox="1585 1171 1765 1187">4人(新設)</td> <td data-bbox="1765 1171 1935 1187">6人</td> </tr> </tbody> </table>				語学研修の枠組み	平成14年度	15年度	16年度	第4部第 期英語研修	35人	36人	46人	第4部第 期英語研修		33人(新設)	36人	早朝語学研修(英語)	45人	30人	35人	早朝語学研修(独語)		11人(新設)	11人	早朝語学研修(ポルトガル語)		4人(新設)	6人	その他	<p>新規に庶務主任となる 種職員50名を対象として、庶務主任に期待される役割及び業務事項について研修する「新任庶務主任研修」を平成16年7月7日から9日までの間実施 15年度より英語語学能力判定にTOEICを導入</p>				
事 項	左記の事項の措置実績																																																									
種職員の在外語学研修	<p>種職員の在外語学研修の実績は、次表のとおり増加</p> <table border="1" data-bbox="1055 373 1715 485"> <thead> <tr> <th data-bbox="1055 373 1249 411">語学別</th> <th data-bbox="1249 373 1424 411">平成14年度</th> <th data-bbox="1424 373 1585 411">15年度</th> <th data-bbox="1585 373 1715 411">16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1055 411 1249 450">英語</td> <td data-bbox="1249 411 1424 450">4人</td> <td data-bbox="1424 411 1585 450">6人</td> <td data-bbox="1585 411 1715 450">7人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1055 450 1249 485">特殊語学</td> <td data-bbox="1249 450 1424 485">8人</td> <td data-bbox="1424 450 1585 485">11人</td> <td data-bbox="1585 450 1715 485">13人</td> </tr> </tbody> </table> <p>種職員の在外語学研修については、語学研修状況(中間試験結果等を含む。)を可能な限り頻繁に報告させることとした。 平成14年11月、一般語学研修への官費補助、特殊語学研修手当等、既存の枠組みの更なる活用を奨励する訓令を发出 一般語学研修への官費補助等の活用を奨励 中堅職員を対象とした在外語学研修を15年から実施し、15年度に1人、16年度に1名を選考</p>				語学別	平成14年度	15年度	16年度	英語	4人	6人	7人	特殊語学	8人	11人	13人																																										
語学別	平成14年度	15年度	16年度																																																							
英語	4人	6人	7人																																																							
特殊語学	8人	11人	13人																																																							
種職員の本邦での英語研修	<p>種職員の本邦での英語研修については、集中型として効率を高めることとし、入省2年目に行く 期英語研修を平成15年度から開始した。(11月実施) また、16年度は、この 期英語研修を、受講者が研修に集中できるよう、2週間合宿形式で6月～7月に2回に分けて実施 入省3年ないし4年目の 種職員を対象とした早朝語学研修では15年度から研修語に独語とポルトガル語を追加した。 種職員の本邦での語学研修実績は、次表のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1048 979 1935 1187"> <thead> <tr> <th data-bbox="1048 979 1406 1018">語学研修の枠組み</th> <th data-bbox="1406 979 1585 1018">平成14年度</th> <th data-bbox="1585 979 1765 1018">15年度</th> <th data-bbox="1765 979 1935 1018">16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1048 1018 1406 1056">第4部第 期英語研修</td> <td data-bbox="1406 1018 1585 1056">35人</td> <td data-bbox="1585 1018 1765 1056">36人</td> <td data-bbox="1765 1018 1935 1056">46人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 1056 1406 1094">第4部第 期英語研修</td> <td data-bbox="1406 1056 1585 1094"></td> <td data-bbox="1585 1056 1765 1094">33人(新設)</td> <td data-bbox="1765 1056 1935 1094">36人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 1094 1406 1133">早朝語学研修(英語)</td> <td data-bbox="1406 1094 1585 1133">45人</td> <td data-bbox="1585 1094 1765 1133">30人</td> <td data-bbox="1765 1094 1935 1133">35人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 1133 1406 1171">早朝語学研修(独語)</td> <td data-bbox="1406 1133 1585 1171"></td> <td data-bbox="1585 1133 1765 1171">11人(新設)</td> <td data-bbox="1765 1133 1935 1171">11人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1048 1171 1406 1187">早朝語学研修(ポルトガル語)</td> <td data-bbox="1406 1171 1585 1187"></td> <td data-bbox="1585 1171 1765 1187">4人(新設)</td> <td data-bbox="1765 1171 1935 1187">6人</td> </tr> </tbody> </table>				語学研修の枠組み	平成14年度	15年度	16年度	第4部第 期英語研修	35人	36人	46人	第4部第 期英語研修		33人(新設)	36人	早朝語学研修(英語)	45人	30人	35人	早朝語学研修(独語)		11人(新設)	11人	早朝語学研修(ポルトガル語)		4人(新設)	6人																														
語学研修の枠組み	平成14年度	15年度	16年度																																																							
第4部第 期英語研修	35人	36人	46人																																																							
第4部第 期英語研修		33人(新設)	36人																																																							
早朝語学研修(英語)	45人	30人	35人																																																							
早朝語学研修(独語)		11人(新設)	11人																																																							
早朝語学研修(ポルトガル語)		4人(新設)	6人																																																							
その他	<p>新規に庶務主任となる 種職員50名を対象として、庶務主任に期待される役割及び業務事項について研修する「新任庶務主任研修」を平成16年7月7日から9日までの間実施 15年度より英語語学能力判定にTOEICを導入</p>																																																									

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																				
		<p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>< 館員意識調査の結果 ></p> <p>36 公館の 種職員 111 人に対し、「種職員の語学研修は拡充されたか」について聴取したところ、表 3-(3)- のとおり、「拡充された」とする者が 16 人(14.5%)であるのに対し、「拡充されていない」とする者が 49 人(44.1%)となっている。</p> <p>表 3-(3)- 種職員の語学研修の拡充について</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="826 544 1984 810"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th colspan="2">回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">拡充された</td> <td>大いに拡充された</td> <td rowspan="2">16</td> <td>3</td> <td rowspan="2">14.5</td> <td>2.7</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば拡充された</td> <td>13</td> <td>11.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">拡充されていない</td> <td>どちらかといえば拡充されていない</td> <td rowspan="2">49</td> <td>25</td> <td rowspan="2">44.1</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>まったく拡充されていない</td> <td>24</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td colspan="2">46</td> <td colspan="2">41.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">111</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p> <p>このうち「拡充された」とする 16 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 種職員の語学研修の機会が増えたように感じる。(類似意見 1 人) ・ 公募ポストが、語学研修とのセットで設定された。(同 1 人) <p>このうち「拡充されていない」とする 49 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 種職員は全世界に赴任することになるが、赴任先の語学を短期間であっても研修する機会はなく、結局自力で行わざるを得ない。(類似意見 4 人) ・ 語学研修の強化対象者は、新規採用者又は本省勤務者であり、現在在外公館に勤務している者からみると語学力向上のための研修が強化されたとの実感がない。(同 2 人) ・ 語学の通信添削制度が設けられているが、ある程度の語学研修を終えた種・専門職員を対象としたものであり、初級者には無理(同 1 人) ・ 等級に関係なく語学研修を受講できるようにすべき。(同 1 人) 	回答区分		回答者数		構成比		拡充された	大いに拡充された	16	3	14.5	2.7	どちらかといえば拡充された	13	11.7	拡充されていない	どちらかといえば拡充されていない	49	25	44.1	22.5	まったく拡充されていない	24	21.6	無回答		46		41.4		合計		111		100.0		
回答区分		回答者数		構成比																																			
拡充された	大いに拡充された	16	3	14.5	2.7																																		
	どちらかといえば拡充された		13		11.7																																		
拡充されていない	どちらかといえば拡充されていない	49	25	44.1	22.5																																		
	まったく拡充されていない		24		21.6																																		
無回答		46		41.4																																			
合計		111		100.0																																			

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>< 所見 > 外務本省における 種職員に対する語学研修は拡充されているものの、在外公館における 種職員の語学研修は不十分であるとの意見が多くみられることから、これらの意見を踏まえ、在外公館に勤務する 種職員に対する語学力の向上のための措置を講ずる必要がある。</p>	
43	<p>(5) 研修中の名称【直ちに実施】 在外研修期間中、種職員と専門職職員はともに外交官補に発令する。</p>	<p>平成14年8月26日、専門職職員を外交官補に発令するため、「公の名称格付け基準」が改正され、これに基づき、14年9月1日、在外研修に従事している専門職職員108人の全員が外交官補に発令された。 その後、専門職職員で新たに在外研修に従事することとなった職員については、外交官補に発令されている。 なお、種職員については、平成14年8月以前から在外研修期間中は外交官補に発令することとされている。</p>	A-c
44	<p>4 人事にかかる体制の見直し 人事当局の体制を大幅に強化する。特に、最も人数の多い 種職員について、より定期的かつ木目の細かい人事を行う体制を整備する。【直ちに検討に着手、平成15年度概算要求に反映】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 平成15年1月、人事課において 種職員人事を木目細かく見つつ、種職員がキャリア・パスを築けるよう、担当者が3名増員され、計5人体制とされた。 その結果、外務省は、従来専門職職員が占めてきたポストに 種職員を充てる抜擢人事が可能となる(注)など、職員の能力をより適切に選別することができるようになったとしている。 (注) 例えば、「行動計画」策定(平成14年8月)以降、種職員について、14年度5名、15年度8名、16年度(7月末まで)2名の抜擢人事を実施</p> <p>【当省の調査結果】 「より定期的かつ木目の細かい人事を行う体制の整備」については、これを行うため、人事担当者が増加され、「木目細かい人事」としての抜擢人事が行われているものの、前記33のとおり、「公平性、客観性、透明性、予測可能性のある人事制度が確立されていない」とする者が少なくないことから、抜擢人事等の木目細かい人事の実績等について今後の推移を見守る必要がある。</p>	A-b

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果										
45	<p>地域調整官などシニアな専門職職員により大きな権限と責任を付与するため、現行の総務班制度の在り方を見直す（別添2の「専門職職員のキャリア・パス」参照）。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】</p>	<p>平成15年11月以降、総務班制度の見直しに関して、表3-(4)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表3-(4)- 総務班制度の見直し実績</p> <table border="1" data-bbox="831 411 1960 1139"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 411 1099 456">年 月</th> <th data-bbox="1099 411 1960 456">総務班制度の見直し実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 456 1099 533">平成15年 11月から12月</td> <td data-bbox="1099 456 1960 533">総務班制度の見直しについて、省内アンケート実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 533 1099 571">16年6月2日</td> <td data-bbox="1099 533 1960 571">上記の省内アンケート結果を取りまとめ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 571 1099 647">16年6月9日</td> <td data-bbox="1099 571 1960 647">省内アンケート結果を踏まえ、「課（室）における執務・文書決裁体制」の見直しについて、各課室に作業依頼</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 647 1099 1139">16年8月</td> <td data-bbox="1099 647 1960 1139"> <p>上記の作業依頼の結果を取りまとめ各課（室）に周知。この結果の中には、各課（室）における改革の実施例が盛り込まれている。</p> <p><改革の実施例></p> <ul style="list-style-type: none"> シニアの専門職職員が、在外において専門家として十分に活躍できるよう、大使館の政治部長等のポストを設定し、専門職職員の任用に道を拓く。右ポストに任用するに当たっては、参事官以上の肩書きを柔軟に付与する。 本省各課の執務体制として、優秀な専門職職員を、地域局においては「地域専門官」、機能局においては「分野専門官」として任用し、これらの者が地域班長又は分野班長として、総務班に報告するのではなく、直接に課長、首席（総括）のラインの下に入り、所掌する業務分野の政策決定に関与できるよう留意する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	年 月	総務班制度の見直し実績	平成15年 11月から12月	総務班制度の見直しについて、省内アンケート実施	16年6月2日	上記の省内アンケート結果を取りまとめ	16年6月9日	省内アンケート結果を踏まえ、「課（室）における執務・文書決裁体制」の見直しについて、各課室に作業依頼	16年8月	<p>上記の作業依頼の結果を取りまとめ各課（室）に周知。この結果の中には、各課（室）における改革の実施例が盛り込まれている。</p> <p><改革の実施例></p> <ul style="list-style-type: none"> シニアの専門職職員が、在外において専門家として十分に活躍できるよう、大使館の政治部長等のポストを設定し、専門職職員の任用に道を拓く。右ポストに任用するに当たっては、参事官以上の肩書きを柔軟に付与する。 本省各課の執務体制として、優秀な専門職職員を、地域局においては「地域専門官」、機能局においては「分野専門官」として任用し、これらの者が地域班長又は分野班長として、総務班に報告するのではなく、直接に課長、首席（総括）のラインの下に入り、所掌する業務分野の政策決定に関与できるよう留意する。 	A-c
年 月	総務班制度の見直し実績												
平成15年 11月から12月	総務班制度の見直しについて、省内アンケート実施												
16年6月2日	上記の省内アンケート結果を取りまとめ												
16年6月9日	省内アンケート結果を踏まえ、「課（室）における執務・文書決裁体制」の見直しについて、各課室に作業依頼												
16年8月	<p>上記の作業依頼の結果を取りまとめ各課（室）に周知。この結果の中には、各課（室）における改革の実施例が盛り込まれている。</p> <p><改革の実施例></p> <ul style="list-style-type: none"> シニアの専門職職員が、在外において専門家として十分に活躍できるよう、大使館の政治部長等のポストを設定し、専門職職員の任用に道を拓く。右ポストに任用するに当たっては、参事官以上の肩書きを柔軟に付与する。 本省各課の執務体制として、優秀な専門職職員を、地域局においては「地域専門官」、機能局においては「分野専門官」として任用し、これらの者が地域班長又は分野班長として、総務班に報告するのではなく、直接に課長、首席（総括）のラインの下に入り、所掌する業務分野の政策決定に関与できるよう留意する。 												
46	<p>5 業務の合理化等</p> <p>外務省の定員については、主要各国の外務省と比較しても少ない陣容であるので、増大する業務量に適切に対応するためにも、</p> <p>(1) IT化及びアウトソーシングを進</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>IT化の推進については、表3-(5)- のとおりの措置が講じられている（「外務省IT推進3カ年計画」及び「e-外務省構築基本構想」に基づく主なIT化の推進実績は、「項目13 事務の合理化」の154を参照）</p>	A-a										

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																
<p>めるなどして業務の合理化を図る。 【直ちに実施。平成15年度予算要求に反映】</p> <p>(2) 平成15年度以降の定員要求等を通じて、引き続き、定員の適正配置の推進を含め、人員面での体制強化に努める。【平成15年度概算要求に反映】</p>	<p>表3-(5)- 外務省のIT化の推進のための施策の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="824 300 1980 1161"> <thead> <tr> <th data-bbox="824 300 1055 347">年月日</th> <th data-bbox="1055 300 1980 347">IT化の推進のための施策の実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="824 347 1055 387">平成14年 8月</td> <td data-bbox="1055 347 1980 387">「外務省IT推進3カ年計画」を策定・公表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 387 1055 451">12月</td> <td data-bbox="1055 387 1980 451">平成15年度政府予算案にて重点事項「IT化の推進」として約142億円を計上（平成14年度予算は約117億円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 451 1055 579">15年 1月</td> <td data-bbox="1055 451 1980 579">「総合的文書管理システム」の試行運用開始 報告・供覧文書を含め紙のファイルから電子ファイルへと変更するもの。情報公開に備えた行政文書ファイル管理簿の作成もこのシステムを活用して実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 579 1055 738">3月</td> <td data-bbox="1055 579 1980 738">「外務省電子申請・届出システム」の運用開始 本システムは、外務省が所管する法令の規定に基づく申請・届出等の手続について、従来の書面での提出に加え、インターネットを通じても可能とするもの。「在留届出」については、15年4月からすべての在外公館において手続が可能となっている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 738 1055 898">5月</td> <td data-bbox="1055 738 1980 898">「IT担当官及び通信担当官に対する情報通信技術研修計画」を策定し、これに基づき、次の研修を実施 ・ 在外通信担当官の技術水準の底上げのための「基礎研修」 ・ 本省の情報通信部門にIT化の中核となるIT担当官を確保するための「中堅研修」及び「基幹研修」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 898 1055 1058">12月</td> <td data-bbox="1055 898 1980 1058">「外務省電子政府構築計画」を含む「e-外務省構築基本構想」を策定・公表 「国民向けサービスの強化」、「外交政策の策定・推進」、「危機管理」及び「情報発受信」を4つの柱として、ITを活用した業務改革を推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 1058 1055 1161">16年 3月</td> <td data-bbox="1055 1058 1980 1161">「外務省電子申請・届出システム」において可能な手続を拡大 「証明申請関連」、「アジア太平洋経済協力(APEC)商用渡航カードキー(ABTC)申請手続」等が新たに可能となった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の提出資料に基づき当省が作成した。</p> <p>また、人員面での体制強化のための定員要求等については、次のとおり行われている。 平成15年度要求の結果、政府原案において27名が認められた。 平成16年度定員要求では、以下の2項目を中心に認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外における危機管理・邦人安全対策の推進（在外領事・警備等） ・ 新たな課題への対応（FTA・イラク・北朝鮮・テロ対策等） 	年月日	IT化の推進のための施策の実施状況	平成14年 8月	「外務省IT推進3カ年計画」を策定・公表	12月	平成15年度政府予算案にて重点事項「IT化の推進」として約142億円を計上（平成14年度予算は約117億円）	15年 1月	「総合的文書管理システム」の試行運用開始 報告・供覧文書を含め紙のファイルから電子ファイルへと変更するもの。情報公開に備えた行政文書ファイル管理簿の作成もこのシステムを活用して実施	3月	「外務省電子申請・届出システム」の運用開始 本システムは、外務省が所管する法令の規定に基づく申請・届出等の手続について、従来の書面での提出に加え、インターネットを通じても可能とするもの。「在留届出」については、15年4月からすべての在外公館において手続が可能となっている。	5月	「IT担当官及び通信担当官に対する情報通信技術研修計画」を策定し、これに基づき、次の研修を実施 ・ 在外通信担当官の技術水準の底上げのための「基礎研修」 ・ 本省の情報通信部門にIT化の中核となるIT担当官を確保するための「中堅研修」及び「基幹研修」	12月	「外務省電子政府構築計画」を含む「e-外務省構築基本構想」を策定・公表 「国民向けサービスの強化」、「外交政策の策定・推進」、「危機管理」及び「情報発受信」を4つの柱として、ITを活用した業務改革を推進	16年 3月	「外務省電子申請・届出システム」において可能な手続を拡大 「証明申請関連」、「アジア太平洋経済協力(APEC)商用渡航カードキー(ABTC)申請手続」等が新たに可能となった。	
年月日	IT化の推進のための施策の実施状況																	
平成14年 8月	「外務省IT推進3カ年計画」を策定・公表																	
12月	平成15年度政府予算案にて重点事項「IT化の推進」として約142億円を計上（平成14年度予算は約117億円）																	
15年 1月	「総合的文書管理システム」の試行運用開始 報告・供覧文書を含め紙のファイルから電子ファイルへと変更するもの。情報公開に備えた行政文書ファイル管理簿の作成もこのシステムを活用して実施																	
3月	「外務省電子申請・届出システム」の運用開始 本システムは、外務省が所管する法令の規定に基づく申請・届出等の手続について、従来の書面での提出に加え、インターネットを通じても可能とするもの。「在留届出」については、15年4月からすべての在外公館において手続が可能となっている。																	
5月	「IT担当官及び通信担当官に対する情報通信技術研修計画」を策定し、これに基づき、次の研修を実施 ・ 在外通信担当官の技術水準の底上げのための「基礎研修」 ・ 本省の情報通信部門にIT化の中核となるIT担当官を確保するための「中堅研修」及び「基幹研修」																	
12月	「外務省電子政府構築計画」を含む「e-外務省構築基本構想」を策定・公表 「国民向けサービスの強化」、「外交政策の策定・推進」、「危機管理」及び「情報発受信」を4つの柱として、ITを活用した業務改革を推進																	
16年 3月	「外務省電子申請・届出システム」において可能な手続を拡大 「証明申請関連」、「アジア太平洋経済協力(APEC)商用渡航カードキー(ABTC)申請手続」等が新たに可能となった。																	

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																																
	<p>なお、外務省における定員数の推移等をみると、表3-(5)- のとおり、平成7年度において4,892人であったものが16年度においては5,414人（10年間で522人の増）となっており、着実に増加している状況が認められる。</p> <p>表3-(5)- 外務省の定員数の推移 (単位:人)</p> <table border="1" data-bbox="808 475 1980 703"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成7年度</th> <th>8年度</th> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外務省定員総数</td> <td>4,892</td> <td>5,008</td> <td>5,097</td> <td>5,169</td> <td>5,234</td> <td>5,289</td> <td>5,329</td> <td>5,363</td> <td>5,390</td> <td>5,414</td> </tr> <tr> <td>うち本省</td> <td>1,914</td> <td>1,954</td> <td>1,988</td> <td>2,010</td> <td>2,030</td> <td>2,065</td> <td>2,084</td> <td>2,114</td> <td>2,134</td> <td>2,143</td> </tr> <tr> <td>うち在外公館</td> <td>2,978</td> <td>3,054</td> <td>3,109</td> <td>3,159</td> <td>3,204</td> <td>3,224</td> <td>3,245</td> <td>3,249</td> <td>3,256</td> <td>3,271</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)外務省の提出資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】 <館員意識調査の結果> 今回、10公館の官房業務、広報文化業務等に従事している者に対し、「自らの業務で更に簡素合理化や効率化を図る余地があるものがあるか」について聴取したところ、表3-(5)- のような事務の簡素合理化や効率化についての改善意見が出されている。</p> <p>表3-(5)- 在外公館における事務の簡素合理化や効率化に関する改善意見</p> <table border="1" data-bbox="831 1054 1957 1385"> <thead> <tr> <th>業務区分</th> <th>事務の簡素合理化や効率化に関する改善意見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計・庶務</td> <td> <p>庶務に関しては、昭和63年にマニュアルが作成され配布されているが、今回の外務省改革により多くの改正がなされたことを踏まえ、最新のマニュアルを作成し配布すべき。</p> <p>物品は、法令上、物品管理台帳に手書きで掲載する必要があるが、会計・庶務班の事務量の増大のため、台帳整備は遅れ気味</p> <p>こうした物品については、物品管理情報をデータベース化した上で、外務本省又は在外公館で物品を購入する都度修正を行うなどの方法により、物品管理事務の効率化を図ることが可能である。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	外務省定員総数	4,892	5,008	5,097	5,169	5,234	5,289	5,329	5,363	5,390	5,414	うち本省	1,914	1,954	1,988	2,010	2,030	2,065	2,084	2,114	2,134	2,143	うち在外公館	2,978	3,054	3,109	3,159	3,204	3,224	3,245	3,249	3,256	3,271	業務区分	事務の簡素合理化や効率化に関する改善意見	会計・庶務	<p>庶務に関しては、昭和63年にマニュアルが作成され配布されているが、今回の外務省改革により多くの改正がなされたことを踏まえ、最新のマニュアルを作成し配布すべき。</p> <p>物品は、法令上、物品管理台帳に手書きで掲載する必要があるが、会計・庶務班の事務量の増大のため、台帳整備は遅れ気味</p> <p>こうした物品については、物品管理情報をデータベース化した上で、外務本省又は在外公館で物品を購入する都度修正を行うなどの方法により、物品管理事務の効率化を図ることが可能である。</p>	
区分	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																								
外務省定員総数	4,892	5,008	5,097	5,169	5,234	5,289	5,329	5,363	5,390	5,414																																								
うち本省	1,914	1,954	1,988	2,010	2,030	2,065	2,084	2,114	2,134	2,143																																								
うち在外公館	2,978	3,054	3,109	3,159	3,204	3,224	3,245	3,249	3,256	3,271																																								
業務区分	事務の簡素合理化や効率化に関する改善意見																																																	
会計・庶務	<p>庶務に関しては、昭和63年にマニュアルが作成され配布されているが、今回の外務省改革により多くの改正がなされたことを踏まえ、最新のマニュアルを作成し配布すべき。</p> <p>物品は、法令上、物品管理台帳に手書きで掲載する必要があるが、会計・庶務班の事務量の増大のため、台帳整備は遅れ気味</p> <p>こうした物品については、物品管理情報をデータベース化した上で、外務本省又は在外公館で物品を購入する都度修正を行うなどの方法により、物品管理事務の効率化を図ることが可能である。</p>																																																	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果		判定結果
		<p>広報文化</p>	<p>外務本省から、当該国の情報を調査し報告せよとの指示(いわゆる「調査訓令」)がくるが、この際の「調査票」が日本語のみで送付されてくるため、在外公館で英語等に翻訳した上で、調査を行わなければならない。1国だけを対象とした調査であればやむを得ない面もあるが、複数の英語圏の国を対象としたものでも、現状はそれぞれの在外公館が英語に翻訳するという非効率なことを行っている。外務本省で主要言語に翻訳した上で調査の指示を行うべき。</p> <p>広報文化業務の中には、外部発注することが可能なものが多い。在外公館が本来行うべき広報文化活動に専念するためにも、例えば、先進国であれば民間調査機関で対応可能な調査訓令については民間に行わせる、広報文化センターの会議室等を利用した「日本語教室」等を補助制度に変える、広報文化センター資料室の管理を民間に委託するなどの方法を検討すべき。</p> <p>国際交流基金は、本来外務省が自ら実施する必要性の乏しい業務を行わせるために設けられた組織であるが、国際交流基金の海外事務所が所在しない国においては、在外公館がその業務を代替し、しかもそれに要する経費は、在外公館から外務本省を通じて請求することとなっている。在外公館でなければ実施不可能な業務ばかりではないことから、民間に発注できるものは民間に、在外公館で実施せざるを得ないものについては、国際交流基金の業務としてではなく在外公館の業務として実施することとすべき。これにより請求事務が不要となる。</p>	
		<p>その他</p>	<p>外務本省から様々な訓令等が送付されてくるが、これらの文書に、責任部署名・氏名、連絡先や照会先が記載されていないため、その内容について照会したいと思っても、本省のどの課・係に照会すればよいのか、それをまず把握するのに時間がかかる。在外公館への文書には、必ず連絡先・照会先を明記すべき。</p>	
		<p>(注) 館員意識調査(面談調査)の結果による。</p> <p>< 所見 > IT化の推進等による業務の合理化については、一元的物質管理のデータベース化等、館員からの様々な改善意見が出されていることから、これを踏まえ、一層の推進を図る必要がある。</p>		

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果				
47	<p>6 休暇制度の見直し【直ちに調査に着手、平成14年12月末までに結論】 休暇帰国制度等について、民間の制度・慣行を調査の上、見直し作業を行う。</p>	<p>平成14年3月、民間企業等の海外駐在員の休暇・帰国旅費制度調査が行われ、その結果を踏まえて、14年10月、「休暇帰国運用方針(平成14年度)」が改訂された。当該方針の改正点は、表3-(6)- のとおりである。</p> <p>表3-(6)- 「休暇帰国運用方針(平成14年度)」の改正点</p> <table border="1" data-bbox="831 502 1955 1246"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 502 1406 544">改訂前</th> <th data-bbox="1406 502 1955 544">改訂後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 544 1406 1246"> <p>1 運用方針 (4) 休暇日数等 (イ) 休暇日数及び本邦滞在日数 休暇帰国の休暇日数は、任地、本邦間の往復にかかる最短旅行日程(規定経路により旅行した場合の最短日数)を除き原則60日以内とする。本邦滞在日数(本邦到着日及び出発日を除く)は、全休暇日数(往復に要する旅行日を含む)の<u>2分の1</u>以上とする。 但し、健康上、その他真に止むを得ない理由により上記日数を超える休暇の必要があると判断される職員については、休暇帰国の期間を延長することを認める。この場合の延長は、原則として全休暇日数が最長60日(往復に要する旅行日を含む)となる範囲で認めることとする。</p> </td> <td data-bbox="1406 544 1955 1246"> <p>1 運用方針 (4) 休暇日数等 (イ) 休暇日数及び本邦滞在日数 休暇帰国の休暇日数は、任地、本邦間の往復にかかる最短旅行日程(規定経路により旅行した場合の最短日数)を除き原則30日以内とし、<u>一部特定公館については45日以内</u>とする。本邦滞在日数(本邦到着日及び出発日を除く)は、全休暇日数(往復に要する旅行日を含む)の<u>3分の2</u>以上とする。 但し、健康上、その他真に止むを得ない理由により上記日数を超える休暇の必要があると判断される職員については、休暇帰国の期間を延長することを認める。この場合の延長は、原則として全休暇日数が最長60日(往復に要する旅行日を含む)となる範囲で認めることとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>当該方針の改訂により、休暇帰国制度の頻度及び期間は、表3-(6)- のとおり、民間企業等に近いものとなっている。</p>	改訂前	改訂後	<p>1 運用方針 (4) 休暇日数等 (イ) 休暇日数及び本邦滞在日数 休暇帰国の休暇日数は、任地、本邦間の往復にかかる最短旅行日程(規定経路により旅行した場合の最短日数)を除き原則60日以内とする。本邦滞在日数(本邦到着日及び出発日を除く)は、全休暇日数(往復に要する旅行日を含む)の<u>2分の1</u>以上とする。 但し、健康上、その他真に止むを得ない理由により上記日数を超える休暇の必要があると判断される職員については、休暇帰国の期間を延長することを認める。この場合の延長は、原則として全休暇日数が最長60日(往復に要する旅行日を含む)となる範囲で認めることとする。</p>	<p>1 運用方針 (4) 休暇日数等 (イ) 休暇日数及び本邦滞在日数 休暇帰国の休暇日数は、任地、本邦間の往復にかかる最短旅行日程(規定経路により旅行した場合の最短日数)を除き原則30日以内とし、<u>一部特定公館については45日以内</u>とする。本邦滞在日数(本邦到着日及び出発日を除く)は、全休暇日数(往復に要する旅行日を含む)の<u>3分の2</u>以上とする。 但し、健康上、その他真に止むを得ない理由により上記日数を超える休暇の必要があると判断される職員については、休暇帰国の期間を延長することを認める。この場合の延長は、原則として全休暇日数が最長60日(往復に要する旅行日を含む)となる範囲で認めることとする。</p>	A-c
改訂前	改訂後						
<p>1 運用方針 (4) 休暇日数等 (イ) 休暇日数及び本邦滞在日数 休暇帰国の休暇日数は、任地、本邦間の往復にかかる最短旅行日程(規定経路により旅行した場合の最短日数)を除き原則60日以内とする。本邦滞在日数(本邦到着日及び出発日を除く)は、全休暇日数(往復に要する旅行日を含む)の<u>2分の1</u>以上とする。 但し、健康上、その他真に止むを得ない理由により上記日数を超える休暇の必要があると判断される職員については、休暇帰国の期間を延長することを認める。この場合の延長は、原則として全休暇日数が最長60日(往復に要する旅行日を含む)となる範囲で認めることとする。</p>	<p>1 運用方針 (4) 休暇日数等 (イ) 休暇日数及び本邦滞在日数 休暇帰国の休暇日数は、任地、本邦間の往復にかかる最短旅行日程(規定経路により旅行した場合の最短日数)を除き原則30日以内とし、<u>一部特定公館については45日以内</u>とする。本邦滞在日数(本邦到着日及び出発日を除く)は、全休暇日数(往復に要する旅行日を含む)の<u>3分の2</u>以上とする。 但し、健康上、その他真に止むを得ない理由により上記日数を超える休暇の必要があると判断される職員については、休暇帰国の期間を延長することを認める。この場合の延長は、原則として全休暇日数が最長60日(往復に要する旅行日を含む)となる範囲で認めることとする。</p>						

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																
		<p>表 3 - (6) - 休暇帰国制度の頻度及び期間</p> <table border="1" data-bbox="837 304 1984 555"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>健康地</th> <th>不健康地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見直し前</td> <td>頻度 3 年 期間60日</td> <td>頻度1.5年 期間60日</td> </tr> <tr> <td>見直し後</td> <td>頻度 3 年 期間30日</td> <td>頻度1.5年 期間30日 (特例地域：頻度1.5年 期間45日)</td> </tr> <tr> <td>(参考) 民間企業等</td> <td>頻度 2 年から2.5年 期間30日</td> <td>頻度 2 年から2.5年 期間30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>また、平成 15 年 8 月、「健康管理休暇制度実施規程」(平成 14 年外務省訓令第 11 号)における「健康管理休暇に要する旅費の算出基準とする都市」について、より近隣都市に変更し、基準都市までの旅費の軽減を図るとの方針の下、表 3 - (6) - のとおり、2 か所の見直しが行われている。</p> <p>表 3 - (6) - 「健康管理休暇に要する旅費の算出基準とする都市」の改正点</p> <table border="1" data-bbox="837 836 1984 1054"> <thead> <tr> <th colspan="2">改訂前</th> <th colspan="2">改訂後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表 基準都市(第3条関係)</td> <td></td> <td>別表 基準都市(第3条関係)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定不健康地</td> <td>基準都市</td> <td>特定不健康地</td> <td>基準都市</td> </tr> <tr> <td>ハノイ(ベトナム)</td> <td>東京</td> <td>ハノイ(ベトナム)</td> <td>バンコク</td> </tr> <tr> <td>キエフ(ウクライナ)</td> <td>東京</td> <td>キエフ(ウクライナ)</td> <td>フランクフルト</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	区分	健康地	不健康地	見直し前	頻度 3 年 期間60日	頻度1.5年 期間60日	見直し後	頻度 3 年 期間30日	頻度1.5年 期間30日 (特例地域：頻度1.5年 期間45日)	(参考) 民間企業等	頻度 2 年から2.5年 期間30日	頻度 2 年から2.5年 期間30日	改訂前		改訂後		別表 基準都市(第3条関係)		別表 基準都市(第3条関係)		特定不健康地	基準都市	特定不健康地	基準都市	ハノイ(ベトナム)	東京	ハノイ(ベトナム)	バンコク	キエフ(ウクライナ)	東京	キエフ(ウクライナ)	フランクフルト	
区分	健康地	不健康地																																	
見直し前	頻度 3 年 期間60日	頻度1.5年 期間60日																																	
見直し後	頻度 3 年 期間30日	頻度1.5年 期間30日 (特例地域：頻度1.5年 期間45日)																																	
(参考) 民間企業等	頻度 2 年から2.5年 期間30日	頻度 2 年から2.5年 期間30日																																	
改訂前		改訂後																																	
別表 基準都市(第3条関係)		別表 基準都市(第3条関係)																																	
特定不健康地	基準都市	特定不健康地	基準都市																																
ハノイ(ベトナム)	東京	ハノイ(ベトナム)	バンコク																																
キエフ(ウクライナ)	東京	キエフ(ウクライナ)	フランクフルト																																

項目4 秘密保持の徹底（秘密保全体制の抜本的見直し）

ア 調査結果の概要

本項目においては、「包括的保秘対策の構築」など3細目について10事項の措置を講ずることとされている。

今回、これら10事項の措置状況について調査した結果、（ ）保秘対策に関する研修等により職員に対する指導・教育の徹底が進められるとともに、（ ）秘密保全に関する関係規程の改正により、秘密指定区分の再定義、秘密情報提供に関する統一のルールの設定、「秘密保全調査委員会」の設置、秘密漏洩者に対する処分規定が新たに設けられるなど、10事項のすべてについて措置が講じられている。

しかしながら、これら10事項について実績や成果が上がっているかとの観点から改善状況を見ると、在外公館において、（ ）保秘に対する研修を受講したことがないとする者が多い、（ ）秘密保全に関する関係規程で指名することとされている「秘密管理責任者」及び「秘密取扱責任者」が指名されていないところが36公館中5公館、保秘に関する検査が行われていないところが36公館中30公館あるなど、3事項について一層の改善を図る必要がみられた。

イ 総括表

（単位：事項）

	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの			措置が講じられていないもの
		A	A-a	A-b	
	(1) 包括的保秘対策の構築				
48	各種情報活動に対する対策の構築				
49	保秘に対する指導・教育の徹底				
50	保秘専門家の育成				
	(2) 秘密保全規則の大幅改訂				
51	秘密指定区分の再定義				
52	秘密指定期間の創設				
53	省外への秘密情報提供に関する統一のルールの確立				

	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられて いるもの	うち改善する必要が あるもの	うち改善する必要が あるか否か判断でき なかったもの	うち実績や成果が上 がっており改善が進 められているもの	措置が講じられて いないもの
		A	A-a	A-b	A-c	B
54	秘密漏洩調査体制の強化					
55	秘密漏洩者等に対する措置					
	(3) 情報開示に向けた取組					
56	外交方針や外交政策の理念等についての積 極的な説明の実施					
57	外交政策に関する重要文書の公開					
合 計		10	3	1	6	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「 」は、「措置が講じられているもの」等の区分に該当することを示している。

ウ 個別事項の調査結果

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	「行動計画」に掲げられている左記の個別事項の調査結果	判定結果										
48	<p>1 包括的保秘対策の構築【直ちに実施】 各種情報活動に対する対策を構築する。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 保秘対策に関しては、表4-(1)- のとおり、在外公館長・次席等に対する赴任前ブリーフ、警備対策官研修、外交実務研修、在外公館官房要員事務研修、本省職員を対象とした第2部から第5部までの研修等の各種研修において、説明項目又は講義項目に「秘密保全」を新たに設け、主に保秘対策の重要性や具体的な方策について指導・教育が実施されている。 また、平成14年9月、15年9月及び16年8月に、在外公館に対し、館員の保秘マインドの向上を図るとともに、昼食・退庁時における執務室やキャビネット等の施設励行等を繰り返し徹底するよう、文書により指示がなされた。</p> <p>表4-(1)- 保秘に関する研修等の措置実績</p> <table border="1" data-bbox="819 738 1980 1347"> <thead> <tr> <th data-bbox="819 738 1070 778">事 項</th> <th data-bbox="1070 738 1980 778">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="819 778 1070 887">館長・次席等に対する赴任前ブリーフ</td> <td data-bbox="1070 778 1980 887">平成14年10月から15年8月までに60件 平成15年9月から16年8月までに57件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="819 887 1070 959">在外公館査察</td> <td data-bbox="1070 887 1980 959">平成14年4月から15年8月までに69件 平成15年9月から16年8月までに43件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="819 959 1070 1203">各種研修</td> <td data-bbox="1070 959 1980 1203">平成15年1月以降に実施した各種研修 ・ 14年度： 警備対策官研修、第2部研修 ・ 15年度： 外交実務研修、在外公館官房要員事務研修、第2部・3部研修、第4部研修、警備専門員研修、第5部研修 ・ 16年度： 外交実務研修、在外公館官房要員事務研修、第2部・3部研修、第4部研修、警備専門員研修、第5部研修、新任庶務主任研修</td> </tr> <tr> <td data-bbox="819 1203 1070 1347">在外公館に対し訓令を発出</td> <td data-bbox="1070 1203 1980 1347">平成14年9月、「【直ちに実施】すべき措置への取り組み」を全在外公館に発出 平成15年8月、秘密保全に関する規則及び同運用細則の改訂版を全在外公館に送付するとともに、保秘を徹底するよう指示</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	事 項	左記の事項の措置実績	館長・次席等に対する赴任前ブリーフ	平成14年10月から15年8月までに60件 平成15年9月から16年8月までに57件	在外公館査察	平成14年4月から15年8月までに69件 平成15年9月から16年8月までに43件	各種研修	平成15年1月以降に実施した各種研修 ・ 14年度： 警備対策官研修、第2部研修 ・ 15年度： 外交実務研修、在外公館官房要員事務研修、第2部・3部研修、第4部研修、警備専門員研修、第5部研修 ・ 16年度： 外交実務研修、在外公館官房要員事務研修、第2部・3部研修、第4部研修、警備専門員研修、第5部研修、新任庶務主任研修	在外公館に対し訓令を発出	平成14年9月、「【直ちに実施】すべき措置への取り組み」を全在外公館に発出 平成15年8月、秘密保全に関する規則及び同運用細則の改訂版を全在外公館に送付するとともに、保秘を徹底するよう指示	A-a
事 項	左記の事項の措置実績												
館長・次席等に対する赴任前ブリーフ	平成14年10月から15年8月までに60件 平成15年9月から16年8月までに57件												
在外公館査察	平成14年4月から15年8月までに69件 平成15年9月から16年8月までに43件												
各種研修	平成15年1月以降に実施した各種研修 ・ 14年度： 警備対策官研修、第2部研修 ・ 15年度： 外交実務研修、在外公館官房要員事務研修、第2部・3部研修、第4部研修、警備専門員研修、第5部研修 ・ 16年度： 外交実務研修、在外公館官房要員事務研修、第2部・3部研修、第4部研修、警備専門員研修、第5部研修、新任庶務主任研修												
在外公館に対し訓令を発出	平成14年9月、「【直ちに実施】すべき措置への取り組み」を全在外公館に発出 平成15年8月、秘密保全に関する規則及び同運用細則の改訂版を全在外公館に送付するとともに、保秘を徹底するよう指示												

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	「行動計画」に掲げられている左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>【当省の調査結果及び所見】 < 在外公館調査の結果 > 今回、36 公館における保秘対策の館員への指導状況を調査したところ、外務本省の指示に基づき、いずれの在外公館においても、手段は異なるものの館員に対して文書管理の徹底、執務室・キャビネットの施錠の励行等について指導がなされていた。</p> <p>しかしながら、「秘密保全に関する規則」に基づき、保秘対策に責任を有する「秘密管理責任者」及び「秘密取扱責任者」を指名することとされているが、文書管理責任者又は文書取扱責任者が保秘対策を実施しており、これらを指名しなくても特に支障は生じていないとして、これらを指名していないところが5 公館みられた。</p> <p>また、同規則に基づき、「定期検査を少なくとも年1 回実施する。必要に応じて臨時検査を行う」こととされているが、これを行っているところは6 公館にとどまっており、30 公館では、日常業務の中で公館幹部がチェックし必要に応じて指導しているとして、定期検査等を行っていない。</p> <p>< 所見 > 保秘対策については、「秘密管理責任者」及び「秘密取扱責任者」を指名していないところや保秘に関する検査を実施していないところがみられることから、これらを的確に実施することにより、在外公館における保秘対策の一層の徹底を図る必要がある。</p>	
49	各種研修等の拡充を通じ全職員に保秘に対する指導・教育を徹底する。	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 保秘対策に関しては、在外公館長・次席等に対する赴任前ブリーフ、警備対策官研修、外交実務研修、在外公館官房要員事務研修、本省職員を対象とした第2 部から第5 部までの研修等の各種研修において、説明項目又は講義項目に「秘密保全」を新たに設けて、主に保秘対策の重要性や具体的な方策について指導・教育が実施されている。（前記 48 の表4 -(1)- 参照）</p> <p>【当省の調査結果及び所見】 < 館員意識調査の結果 > 36 公館の館員 404 人に対し、「保秘に対する指導・教育を受けたことがあるか」について聴取したところ、表4 -(1)- のとおり、「受けたことがある」とする者が135 人（33.4%）であるのに対し、「受けたことがない」とする者が266 人（65.8%）となっている。</p>	A-a

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	「行動計画」に掲げられている左記の個別事項の調査結果		判定結果																															
		表4-(1)- 保秘に対する指導・教育を受けたことがあるかについて (単位：人、%) <table border="1" data-bbox="824 331 1843 510"> <thead> <tr> <th>回答区分</th> <th>回答者数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受けたことがある</td> <td>135</td> <td>33.4</td> </tr> <tr> <td>受けたことがない</td> <td>266</td> <td>65.8</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>3</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>404</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>		回答区分	回答者数	構成比	受けたことがある	135	33.4	受けたことがない	266	65.8	無回答	3	0.8	合計	404	100.0																	
回答区分	回答者数	構成比																																	
受けたことがある	135	33.4																																	
受けたことがない	266	65.8																																	
無回答	3	0.8																																	
合計	404	100.0																																	
		(注) 館員意識調査の結果による。 このうち「受けたことがある」とする135人に対し、「指導・教育された内容は、実際の業務に従事するに当たって、役に立ったか」について聴取したところ、表4-(1)- のとおり、「役に立った」とする者が111人(82.2%)に上っているのに対し、「役に立たなかった」とする者は16人(11.9%)となっている。 表4-(1)- 指導・教育された内容が役に立ったかについて (単位：人、%) <table border="1" data-bbox="824 813 1973 1069"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th>回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">役に立った</td> <td>非常に役に立った</td> <td rowspan="2">111</td> <td>31</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば役に立った</td> <td>80</td> <td>59.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">役に立たなかった</td> <td>どちらかといえば役に立たなかった</td> <td rowspan="2">16</td> <td>13</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>まったく役に立たなかった</td> <td>3</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td>8</td> <td colspan="2">5.9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>135</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table>		回答区分		回答者数	構成比		役に立った	非常に役に立った	111	31	23.0	どちらかといえば役に立った	80	59.3	役に立たなかった	どちらかといえば役に立たなかった	16	13	9.6	まったく役に立たなかった	3	2.2	無回答		8	5.9		合計		135	100.0		
回答区分		回答者数	構成比																																
役に立った	非常に役に立った	111	31	23.0																															
	どちらかといえば役に立った		80	59.3																															
役に立たなかった	どちらかといえば役に立たなかった	16	13	9.6																															
	まったく役に立たなかった		3	2.2																															
無回答		8	5.9																																
合計		135	100.0																																
		(注) 館員意識調査の結果による。 「役に立った」とする111人に対して、「保秘に関する指導・教育のどのような点が役に立ったか」について聴取したところ、次のとおり、保秘に関する意識の強化と保秘の実行が挙げられている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 秘文書に対する意識が深まり、保管に注意するようになった。(類似意見 35人) ・ 外出の際の施錠を徹底するようになった。(同 10人) ・ 保秘に関する基本的な知識が身についた。(同 7人) ・ ファイル、フロッピーの整理・処分の際、気を付けるようになった。(同 3人) 																																	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	「行動計画」に掲げられている左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>一方、「役に立たなかった」とする 16 人は、次のような理由を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的事項を述べたにすぎない。(類似意見 2 人) ・ 外務省全体としては保秘が行き過ぎている。情報公開にもっと努めるべき。 ・ この種の紙が多すぎて読む気がしない。 <p>また、館員 404 人に対し、「保秘に対する指導・教育に関し、今後どのような点について改善すべきと思うか」について聴取したところ、次のような意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保秘に対する指導・教育の更なる徹底による意識改革の推進(類似意見 63 人) ・ 秘密文書の大幅な削減。そのための秘密区分の見直し(同 26 人) ・ 外務本省で保秘マニュアルを作成し、指導すべき。(同 17 人) ・ 電子媒体に関する保秘の基準を作成すべき。(同 11 人) ・ 抜き打ち検査を増やす等、監視を厳格にし、段階的な注意・処分等を導入する。(同 5 人) <p>< 所見 ></p> <p>保秘に関する研修等の内容については、館員から保秘意識の向上と保秘の実行に関して役に立ったとの評価を得ている一方で、いまだ研修を受けたことがないとする者が調査した館員 404 人中 266 人(65.8%)あり、また、改善を求める意見も聴かれることから、今後も継続して館員にとって実務に役に立つ指導・教育を行っていく必要がある。</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	「行動計画」に掲げられている左記の個別事項の調査結果	判定結果						
50	<p>保秘専門家を育成する。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 保秘専門家の育成に関しては、表4-(1)- のとおり、平成14年12月及び16年1月に、それぞれ保秘専門家が新たに1人採用（計2人）され、これらの者の知見を活用しつつ外務省の秘密保全体制の見直し、外務省プロパーの保秘専門家の育成が進められている。</p> <p>表4-(1)- 保秘専門家の採用・育成に関する措置実績</p> <table border="1" data-bbox="828 475 1960 906"> <thead> <tr> <th data-bbox="828 475 1077 515">事 項</th> <th data-bbox="1077 475 1960 515">左記の事項に係る措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="828 515 1077 727">保秘専門家を採用</td> <td data-bbox="1077 515 1960 727">平成14年12月、秘密保全専門家を1名採用（長年秘密保全関連業務に従事していた他府省職員） 平成16年1月、極めて高度の情報保全知識を有する者を1名採用（長年他府省の情報保全分野の指導的役割を果たす部署に所属していた職員）。この者の採用をもって、今後外務省の秘密保全体制の抜本的見直し、外務省プロパーの保秘専門家の育成を図る予定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="828 727 1077 906">保秘専門家を計画的、組織的に育成</td> <td data-bbox="1077 727 1960 906">平成16年1月に採用した「極めて高度の情報保全知識を有する者」をもって、今後外務省の秘密保全体制の抜本的見直し、外務省プロパーの保秘専門家の育成を図る予定であり、同職員を16年8月現在において、大臣官房において、班長として勤務させ、また班員数名を外務省プロパーの保秘専門家として育成すべく指導中</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果】 平成14年12月及び16年1月に、それぞれ保秘専門家が採用され、現在、これらの者を中心に外務省の秘密保全体制の見直し、外務省プロパーの保秘専門家の育成が着手された段階にあり、保秘専門家の育成状況について今後その推移を見守っていく必要がある。</p>	事 項	左記の事項に係る措置実績	保秘専門家を採用	平成14年12月、秘密保全専門家を1名採用（長年秘密保全関連業務に従事していた他府省職員） 平成16年1月、極めて高度の情報保全知識を有する者を1名採用（長年他府省の情報保全分野の指導的役割を果たす部署に所属していた職員）。この者の採用をもって、今後外務省の秘密保全体制の抜本的見直し、外務省プロパーの保秘専門家の育成を図る予定	保秘専門家を計画的、組織的に育成	平成16年1月に採用した「極めて高度の情報保全知識を有する者」をもって、今後外務省の秘密保全体制の抜本的見直し、外務省プロパーの保秘専門家の育成を図る予定であり、同職員を16年8月現在において、大臣官房において、班長として勤務させ、また班員数名を外務省プロパーの保秘専門家として育成すべく指導中	A-b
事 項	左記の事項に係る措置実績								
保秘専門家を採用	平成14年12月、秘密保全専門家を1名採用（長年秘密保全関連業務に従事していた他府省職員） 平成16年1月、極めて高度の情報保全知識を有する者を1名採用（長年他府省の情報保全分野の指導的役割を果たす部署に所属していた職員）。この者の採用をもって、今後外務省の秘密保全体制の抜本的見直し、外務省プロパーの保秘専門家の育成を図る予定								
保秘専門家を計画的、組織的に育成	平成16年1月に採用した「極めて高度の情報保全知識を有する者」をもって、今後外務省の秘密保全体制の抜本的見直し、外務省プロパーの保秘専門家の育成を図る予定であり、同職員を16年8月現在において、大臣官房において、班長として勤務させ、また班員数名を外務省プロパーの保秘専門家として育成すべく指導中								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	「行動計画」に掲げられている左記の個別事項の調査結果	判定結果
51	<p>2 以下の方針に基づく秘密保全規則の大幅改訂【直ちに検討に着手、平成14年10月末までに実施】</p> <p>(1) 秘密（秘・極秘）指定区分の再定義 秘密（秘・極秘）指定区分は、情報公開法第5条（不開示情報6項目）と連携させながら再定義する。また、秘密指定区分上の位置づけが曖昧な「取扱注意」を廃止する。</p>	<p>平成15年8月、秘密指定区分を再定義することを目的として、「秘密保全に関する規則」及び「秘密保全に関する規則運用細則」が改正され、「秘密保全に関する規則及び同規則運用細則について」（平成15年8月27日付け総回章第99号）により全省員及び全在外公館に周知された。また、同規則に基づく新たな秘密保全体制（秘密管理責任者の指名等）が15年9月1日から導入された。</p> <p>なお、「行動計画」では「取扱注意」を廃止することとされているが、上記の改正された規則等においては、秘密指定ではないもののいわゆる不開示情報が記載されているものなど注意して取り扱うべき文書を「取扱注意」とし、この標記を引き続き使用することとされている。</p> <p>今回、前記の49のとおり、36公館の館員404人に対し、「保秘対策に関して、どのような点について改善する必要があるか」とついて聴取したところ、186人から改善意見が出されており、このうち27人から、「秘」扱いの文書が多すぎる、削減すべきなどの意見が出されている。</p>	A-c
52	<p>(2) 秘密指定期間の創設 文書保存期間とは別に「秘密指定期間」を創設し、それぞれの秘密文書について定期的に秘密指定解除の要否を見直す。</p>	<p>平成15年8月に改正された「秘密保全に関する規則」において、秘密文書の「秘密指定期間」に関する規定が次のとおり新たに定められている。</p> <p>「秘密保全に関する規則」（平成15年外務省訓令第17号改正）の改正部分抜粋</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>（秘密指定） 第10条 1～3（略） 4 秘密指定にあたっては、秘密指定期間を明確に定める。秘密文書は秘密指定期間の満了とともに、本規則の運用細則の定めるところに従い、秘密指定解除の印が押印され、秘密文書としての扱いが解除される。</p> </div> <p>（注）上記規則の具体的な運用は、「秘密保全に関する規則」運用細則」（平成15年8月27日改訂）に定められている。</p>	A-c

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	「行動計画」に掲げられている左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>なお、「行動計画」においては、「秘密文書について定期的に秘密指定解除の要否を見直す」こととされているが、これに関して外務省は、「個別の秘密文書については、情報公開請求に応じて秘密指定解除が行われているほか、主管課・室により個別に決裁の上、秘密指定解除が行われており、その数は相当数に上る」としている。</p>	
53	<p>(3) 省外への秘密情報提供に関する統一 的ルールの確立 守秘義務を負わない省外（含：国会議員）からの秘密情報の提供依頼への対応に関して統一のルールを創設する。同ルールにおいては、守秘義務を負わない省外への秘密情報の提供は、秘密指定解除を終えたもののみとすることを原則とし、また、秘密指定解除における秘密指定権者の役割を明確に定める。</p>	<p>平成 15 年 8 月に改正された「秘密保全に関する規則」において、省外への秘密情報提供に関する統一のル - ルを明確化するため、次の規定が新たに設けられている。</p> <p>守秘義務を負う外部関係者へ秘密文書を配布するときは、配布先名を大きな文字で刷り込むこと。</p> <p>守秘義務を負わない外部関係者に秘密文書を配布する必要があるときは、原則、当該文書の秘密指定を解除した上で行うこと。</p> <p>秘密指定期間が満了する以前に、秘密区分を変更又は秘密指定を解除する必要があるときは、秘密区分により、主管の秘密管理者又は主管の秘密管理責任者の許可を文書により得ること。</p>	A-c
54	<p>(4) 秘密漏洩調査体制の強化 秘密漏洩の事実又は疑いが生じた場合の調査のため、官房長を長とする「秘密保全委員会」（仮称）を新設する。また、必要に応じて保秘状況の定期・臨時検査を行う。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>平成 15 年 8 月に改正された「秘密保全に関する規則」及び「秘密保全に関する規則運用細則」において、「秘密保全調査委員会」が設置された。また、外務本省及び在外公館において少なくとも年 1 回、保秘状況の検査を行うこととされた。</p> <p>また、上記の改正された「秘密保全に関する規則」及び「秘密保全に関する規則運用細則」は、平成 15 年 8 月、全在外公館に送付されるとともに、保秘を徹底するよう指示がなされた。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>「秘密保全調査委員会」は、「秘密保全に関する規則」に基づき、平成 15 年 8 月に設置されている。</p> <p>なお、平成 16 年 8 月末現在まで重大な秘密漏洩等が発生していないため、当該委員会の開催実績はない。</p>	A-a

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	「行動計画」に掲げられている左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>< 在外公館調査の結果 > 今回、36 公館における保秘対策の館員への指導状況を調査したところ、外務本省の指示に基づき、いずれの在外公館においても、手段は異なるものの館員に対して文書管理の徹底、執務室・キャビネットの施錠の励行等について指導がなされていた。</p> <p>しかしながら、保秘に関する検査については、「秘密保全に関する規則」に基づき、「定期検査を少なくとも年 1 回実施する。必要に応じて臨時検査を行う」こととされているが、これを行っているところは 6 公館にとどまっておらず、他の 30 公館では、日常業務の中で公館幹部がチェックし必要に応じて個別に指導しているとして、定期検査等を行っていない。</p> <p>< 所見 > 保秘に関する定期検査については少なくとも年 1 回、臨時検査については必要に応じ行うこととされているが、これを実施している在外公館が 36 公館中 6 公館にとどまっていることから、在外公館において適時・的確に行わせるよう指示を徹底する必要がある。</p>	
55	<p>(5) 秘密漏洩者等に対する措置 秘密漏洩に関する部内調査の結果、秘密漏洩の事実が確認される場合、本人に加え、関係法令上適当であれば監督責任のある者についても処分等の必要な措置をとる。</p>	<p>平成 15 年 8 月に改正された「秘密保全に関する規則」において、次の規定が新たに設けられている。</p> <p>「秘密保全に関する規則」の抜粋 (秘密漏洩に対する措置) 第 8 条 1 (略) 2 秘密漏洩に関する部内調査の結果、秘密漏洩の事実が確認される場合には、本人に加え、関係法令上適当であれば監督責任のある者についても処分等の必要な措置をとる。</p> <p>なお、平成 16 年 8 月末現在、上記の規定を適用した処分等の実績はない。</p>	A-c

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	「行動計画」に掲げられている左記の個別事項の調査結果	判定結果																																																												
56	<p>3 情報開示に向けた取組</p> <p>多くの国民やメディアが関心を有する外交方針、外交政策については、その理念、目的、立案に至った経緯、期待される効果などについて、ホームページ等を利用し、一層積極的に説明する。【直ちに実施。平成15年度予算要求に反映】</p>	<p>外務省ホームページの拡充に関して、次の措置が講じられている。</p> <p>政策広報ページの拡充（イラク問題、日朝関係など国民の関心の高い外交問題の特集して掲載）</p> <p>海外安全ホームページの大幅拡充（渡航情報の内容や活用方法を分かりやすく周知するためのページの開設等）</p> <p>外務省幹部による執筆を掲載 等</p> <p>また、上記の措置を講ずるため、IT等を利用した広報に係る予算額が、表4-(3)- のとおり計上されている。</p> <p>表4-(3)- IT等を利用した広報に係る予算額 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="815 687 1989 887"> <thead> <tr> <th>予算額</th> <th>平成12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本省ホームページ(日本語版)</td> <td>15,170</td> <td>32,607</td> <td>28,481</td> <td>43,852</td> <td>57,275</td> </tr> <tr> <td>本省携帯端末版ホームページ</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1,139</td> <td>1,139</td> <td>1,139</td> </tr> <tr> <td>本省ホームページ(英語版)</td> <td>54,367</td> <td>103,878</td> <td>128,541</td> <td>179,310</td> <td>174,310</td> </tr> <tr> <td>在外公館ホームページ</td> <td>32,553</td> <td>42,690</td> <td>46,413</td> <td>63,734</td> <td>61,959</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>上記の措置により、外務省ホームページへのアクセス件数(ページビュー)は、表4-(3)- のとおり、年々増加している。</p> <p>表4-(3)- 外務省ホームページのアクセス件数の推移 (単位：千件)</p> <table border="1" data-bbox="815 1098 1989 1326"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度 (7月末まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本省ホームページ(日本語版)</td> <td>36,940</td> <td>57,770</td> <td>82,651</td> <td>160,203</td> <td>29,793</td> </tr> <tr> <td>本省携帯端末版ホームページ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>185</td> <td>153</td> <td>1,139</td> </tr> <tr> <td>本省ホームページ(英語版)</td> <td>8,373</td> <td>12,815</td> <td>15,512</td> <td>19,136</td> <td>6,292</td> </tr> <tr> <td>在外公館ホームページ</td> <td>35,766</td> <td>57,402</td> <td>89,988</td> <td>182,930</td> <td>(未集計)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。 2 本省携帯端末版ホームページは、平成13年12月から開始</p>	予算額	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	本省ホームページ(日本語版)	15,170	32,607	28,481	43,852	57,275	本省携帯端末版ホームページ	0	0	1,139	1,139	1,139	本省ホームページ(英語版)	54,367	103,878	128,541	179,310	174,310	在外公館ホームページ	32,553	42,690	46,413	63,734	61,959	区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度 (7月末まで)	本省ホームページ(日本語版)	36,940	57,770	82,651	160,203	29,793	本省携帯端末版ホームページ	-	-	185	153	1,139	本省ホームページ(英語版)	8,373	12,815	15,512	19,136	6,292	在外公館ホームページ	35,766	57,402	89,988	182,930	(未集計)	A-c
予算額	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																																										
本省ホームページ(日本語版)	15,170	32,607	28,481	43,852	57,275																																																										
本省携帯端末版ホームページ	0	0	1,139	1,139	1,139																																																										
本省ホームページ(英語版)	54,367	103,878	128,541	179,310	174,310																																																										
在外公館ホームページ	32,553	42,690	46,413	63,734	61,959																																																										
区分	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度 (7月末まで)																																																										
本省ホームページ(日本語版)	36,940	57,770	82,651	160,203	29,793																																																										
本省携帯端末版ホームページ	-	-	185	153	1,139																																																										
本省ホームページ(英語版)	8,373	12,815	15,512	19,136	6,292																																																										
在外公館ホームページ	35,766	57,402	89,988	182,930	(未集計)																																																										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	「行動計画」に掲げられている左記の個別事項の調査結果	判定結果
57	<p>外交政策に関する重要文書（ただし、国会上程前の条約・法律案は除く）が政党に提出された場合、自動的に公開する（ホームページ掲載）。【直ちに実施】</p>	<p>平成 15 年度において、行動計画に基づき、政党に提出した次の外交政策に関する重要文書が公開されている。</p> <p>第 58 回国連総会における川口外務大臣一般討論演説（15 年 9 月 23 日） イラクに関する安保理決議の採択についての川口外務大臣のコメント（15 年 10 月） ミレニアム・サミット成果のフォローアップ及び事務総長年次報告に関する総会討議における原口国連大使演説（15 年 10 月 6 日） 第 58 回国連総会議題 11 「安保理報告」における原口大使演説（15 年 10 月 13 日） 等</p>	A-c

項目5 ODAの効率化・透明化

ア 調査結果の概要

本項目においては、「無償資金協力の選定・実施過程の透明性を確保するための施策」など4細目について13事項の措置を講ずることとされている。

今回、これら13事項について措置状況を調査した結果、ODAの効果的かつ適正な実施を図るため、「無償資金協力実施適正会議」の開催、一般競争入札による企業選定、外部監査の拡充、第三者の視点を入れた評価の実施など、13事項のすべてについて措置が講じられている。

しかしながら、これら13事項について実績や成果が上がっているかとの観点から改善状況をみると、) ODAの採択・実施の効率化に関して在外公館の裁量範囲の拡大など「ODAについて更に効率化を図る余地がある」との意見が多く出されており、また、) NGOや国際機関との合同評価について、その実績が数件にとどまっているなど、2事項について一層の改善を図る必要がみられた。

なお、「食糧増産援助制度について廃止も念頭に抜本的に見直し」など3事項については、措置を実施中であり、それらの実績や成果が現れていないことなどから、改善する必要があるか否か判断できなかった。

(注) 1 ODAとは、Official Development Assistanceの略語で、「政府開発援助」を意味する。以下同じ。

2 NGOとは、Non-Governmental Organizationの略語で、「非政府組織」(非営利組織(NPO: Non-Profit Organization)を含む。)を意味する。以下同じ。

イ 総括表

(単位：事項)

No.	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの A	うち改善する必要があるもの	うち改善する必要があるか否か判断できなかったもの	うち実績や成果が上がっており改善が進められているもの	措置が講じられていないもの B
			A-a	A-b	A-c	
	(1) 無償資金協力の選定・実施過程の透明性を確保するための施策					

No.	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられて	うち改善する必要が	うち改善する必要が	うち実績や成果が上	措置が講じられ
		いるもの	あるもの	あるか否か判断でき なかったもの	がっており改善が進 められているもの	ていないもの
		A	A-a	A-b	A-c	B
58	無償資金協力の一層効果的かつ適正な実施を 図るための小委員会の設立					
59	一般競争入札による無償資金協力の企業選定					
60	ODAの外部監査の拡充					
61	無償資金協力予算の繰越明許費の要求の実施					
62	JICAにおける環境配慮ガイドラインに則 った援助の実施					
	(2) ODAの評価を拡充し有効性を検証するた めの施策					
63	経済協力局評価室の移管					
64	第三者の視点を入れたODAの評価の実施					
65	NGOや国際機関との合同評価の拡充					
66	被援助国政府・機関による評価の拡充					
67	食糧増産援助制度の抜本的見直し					
	(3) 円借款の債権放棄に関し、国民への説明責任を 果たすための施策					
68	円借款供与の検討・決定に際しての被援助国 の経済・財政状況の一層の厳格化					
69	債務救済の在り方についての関係省庁との検 討実施					
70	(4) ODAの選定・実施過程の効率化を確保するた めの施策					
合 計		13	2	3	8	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「 」は、「措置が講じられているもの」等の区分に該当することを示している。

ウ 個別事項の調査結果

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
58	<p>1 無償資金協力の選定・実施過程の透明性を確保するための施策 無償資金協力の一層効果的かつ適正な実施を図るための小委員会を経済協力局長の下に設立する。【平成14年12月末までに結論・設立】</p>	<p>無償資金協力の一層効果的かつ適正な実施を図るための小委員会の設立に関しては、表5-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表5-(1)- 無償資金協力の一層効果的かつ適正な実施を図るための小委員会の設立に係る措置実績</p> <table border="1" data-bbox="837 587 1960 951"> <thead> <tr> <th data-bbox="837 587 1099 632">事 項</th> <th data-bbox="1099 587 1960 632">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="837 632 1099 810">無償資金協力実施適正会議の設立</td> <td data-bbox="1099 632 1960 810">平成14年12月、無償資金協力の一層効果的かつ適正な実施を図るための小委員会として、「無償資金協力実施適正会議」を経済協力局長の下に設立 なお、当該会議は、金融、開発経済、法律及び会計の専門家並びにNGO代表（計6名）により構成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 810 1099 951">無償資金協力実施適正会議の開催</td> <td data-bbox="1099 810 1960 951">無償資金協力実施適正会議は、平成14年度に2回、15年度に8回、16年度（7月末まで）に3回開催 なお、当該会議の議事録等については、外務本省ホームページに順次掲載されている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	事 項	左記の事項の措置実績	無償資金協力実施適正会議の設立	平成14年12月、無償資金協力の一層効果的かつ適正な実施を図るための小委員会として、「無償資金協力実施適正会議」を経済協力局長の下に設立 なお、当該会議は、金融、開発経済、法律及び会計の専門家並びにNGO代表（計6名）により構成	無償資金協力実施適正会議の開催	無償資金協力実施適正会議は、平成14年度に2回、15年度に8回、16年度（7月末まで）に3回開催 なお、当該会議の議事録等については、外務本省ホームページに順次掲載されている。	A-c
事 項	左記の事項の措置実績								
無償資金協力実施適正会議の設立	平成14年12月、無償資金協力の一層効果的かつ適正な実施を図るための小委員会として、「無償資金協力実施適正会議」を経済協力局長の下に設立 なお、当該会議は、金融、開発経済、法律及び会計の専門家並びにNGO代表（計6名）により構成								
無償資金協力実施適正会議の開催	無償資金協力実施適正会議は、平成14年度に2回、15年度に8回、16年度（7月末まで）に3回開催 なお、当該会議の議事録等については、外務本省ホームページに順次掲載されている。								
59	<p>無償資金協力の企業選定は、原則一般競争入札とする。【実施中】</p>	<p>無償資金協力の企業選定の一般競争入札は、昭和44年度から実施されてきているが、平成14年8月からは、原則として一般競争入札によることとされた。 最近の無償資金協力（一般無償、水産無償、食糧援助及び食糧増産援助）に係る一般競争入札の実績は、表5-(1)- のとおりである。</p>	A-c						

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																				
		<p>表5-(1)- 無償資金協力に係る一般競争入札の実績 (単位：件、%)</p> <table border="1" data-bbox="851 331 1944 555"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>一般競争入札契約 件数 (a)</th> <th>全契約件数 (b)</th> <th>割 合 (a/b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度</td> <td>455</td> <td>457</td> <td>99.6</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>403</td> <td>405</td> <td>99.5</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>183</td> <td>186</td> <td>98.4</td> </tr> <tr> <td>16年度(4月～7月)</td> <td>71</td> <td>71</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。 2 「全契約件数」は、一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の件数である。</p>	年 度	一般競争入札契約 件数 (a)	全契約件数 (b)	割 合 (a/b)	平成13年度	455	457	99.6	14年度	403	405	99.5	15年度	183	186	98.4	16年度(4月～7月)	71	71	100.0	
年 度	一般競争入札契約 件数 (a)	全契約件数 (b)	割 合 (a/b)																				
平成13年度	455	457	99.6																				
14年度	403	405	99.5																				
15年度	183	186	98.4																				
16年度(4月～7月)	71	71	100.0																				
60	<p>平成14年7月9日に発表した「ODA改革・15の具体策について」に沿って、外部監査を拡充する。【直ちに実施。平成15年度予算要求に反映】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 「ODA改革・15の具体策について」(平成14年7月9日 川口外務大臣発表)において、外部監査の拡充に関して、次の方針が公表された。</p> <p>「ODA改革・15の具体策について」(抜粋)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1 監査</p> <p>(1) 経済協力の各スキーム(有償資金協力、無償資金協力、技術協力)のすべてについて、外部監査を拡充。</p> <p>(2) 各スキームについて「抜き打ち監査」を実施。</p> <p>(3) 監査結果のフォローアップ及び監査結果を踏まえた改善を図るための仕組みを、外部の監査法人等の参加を得つつ整備。</p> </div> <p>上記の方針に基づき、外部監査については、表5-(1)- のとおりの措置が講じられており、これらに関する予算措置として、平成15年度予算において、一般プロジェクト無償を含む監査費用として約9,000万円、抜き打ち監査及び監査のフォローアップのための整備費用として約1,400万円が計上されている。</p>	A-b																				

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
		<p>表5-(1)- 外部監査の拡充に係る措置実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 296 1037 336">事 項</th> <th data-bbox="1037 296 1960 336">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 336 1037 1153">外部監査の拡充</td> <td data-bbox="1037 336 1960 1153"> <p>有償資金協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 有償資金協力の実施機関である国際協力銀行（以下「J B I C」という。）が、平成14年度から、被援助国の対象案件について、外部の専門家による監査（レビュー）を実施 その実績は、平成14年度に21か国、15年度に23か国、16年度（10月末まで）に19か国 <p>無償資金協力（草の根・人間の安全保障無償資金協力を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際協力事業団（平成15年10月以降は独立行政法人国際協力機構。以下「J I C A」という。）が、15年度において、対象案件の完了後、コンサルタントによる外部監査（技術的監査）を実施（16年度も同様の監査を実施予定） その実績は、平成15年度に4件（16年度は4件実施予定） <p>草の根・人間の安全保障無償資金協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省が、平成14年度から、原則として供与額300万円以上の案件を対象として、その完了後、外部の監査法人等による監査を実施 その実績は、平成14年度に約600件、15年度に約900件（16年度は完了次第実施予定） <p>技術協力</p> <ul style="list-style-type: none"> J I C Aが、平成14年度から、対象事業の内容や対象機関の経理状況等に対して、会計監査人（15年10月の独立行政法人化以降は外務大臣が選任）による外部監査を実施 その実績は、平成14年度に9機関、15年度に4機関、16年度（10月末まで）に7機関 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 1153 1037 1398">抜き打ち監査の実施</td> <td data-bbox="1037 1153 1960 1398"> <p>有償資金協力</p> <p>J B I Cが、平成16年度から、9か国の対象案件について、外部の専門家による抜き打ち監査を実施予定（14年度、15年度とも実績なし）</p> <p>無償資金協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省が、平成16年度から、外部の監査法人等による抜き打ち監査を実施予定 その際、平成15年度に外部の監査法人に委託し策定した契約認証 </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	左記の事項の措置実績	外部監査の拡充	<p>有償資金協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 有償資金協力の実施機関である国際協力銀行（以下「J B I C」という。）が、平成14年度から、被援助国の対象案件について、外部の専門家による監査（レビュー）を実施 その実績は、平成14年度に21か国、15年度に23か国、16年度（10月末まで）に19か国 <p>無償資金協力（草の根・人間の安全保障無償資金協力を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際協力事業団（平成15年10月以降は独立行政法人国際協力機構。以下「J I C A」という。）が、15年度において、対象案件の完了後、コンサルタントによる外部監査（技術的監査）を実施（16年度も同様の監査を実施予定） その実績は、平成15年度に4件（16年度は4件実施予定） <p>草の根・人間の安全保障無償資金協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省が、平成14年度から、原則として供与額300万円以上の案件を対象として、その完了後、外部の監査法人等による監査を実施 その実績は、平成14年度に約600件、15年度に約900件（16年度は完了次第実施予定） <p>技術協力</p> <ul style="list-style-type: none"> J I C Aが、平成14年度から、対象事業の内容や対象機関の経理状況等に対して、会計監査人（15年10月の独立行政法人化以降は外務大臣が選任）による外部監査を実施 その実績は、平成14年度に9機関、15年度に4機関、16年度（10月末まで）に7機関 	抜き打ち監査の実施	<p>有償資金協力</p> <p>J B I Cが、平成16年度から、9か国の対象案件について、外部の専門家による抜き打ち監査を実施予定（14年度、15年度とも実績なし）</p> <p>無償資金協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省が、平成16年度から、外部の監査法人等による抜き打ち監査を実施予定 その際、平成15年度に外部の監査法人に委託し策定した契約認証 	
事 項	左記の事項の措置実績								
外部監査の拡充	<p>有償資金協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 有償資金協力の実施機関である国際協力銀行（以下「J B I C」という。）が、平成14年度から、被援助国の対象案件について、外部の専門家による監査（レビュー）を実施 その実績は、平成14年度に21か国、15年度に23か国、16年度（10月末まで）に19か国 <p>無償資金協力（草の根・人間の安全保障無償資金協力を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際協力事業団（平成15年10月以降は独立行政法人国際協力機構。以下「J I C A」という。）が、15年度において、対象案件の完了後、コンサルタントによる外部監査（技術的監査）を実施（16年度も同様の監査を実施予定） その実績は、平成15年度に4件（16年度は4件実施予定） <p>草の根・人間の安全保障無償資金協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省が、平成14年度から、原則として供与額300万円以上の案件を対象として、その完了後、外部の監査法人等による監査を実施 その実績は、平成14年度に約600件、15年度に約900件（16年度は完了次第実施予定） <p>技術協力</p> <ul style="list-style-type: none"> J I C Aが、平成14年度から、対象事業の内容や対象機関の経理状況等に対して、会計監査人（15年10月の独立行政法人化以降は外務大臣が選任）による外部監査を実施 その実績は、平成14年度に9機関、15年度に4機関、16年度（10月末まで）に7機関 								
抜き打ち監査の実施	<p>有償資金協力</p> <p>J B I Cが、平成16年度から、9か国の対象案件について、外部の専門家による抜き打ち監査を実施予定（14年度、15年度とも実績なし）</p> <p>無償資金協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省が、平成16年度から、外部の監査法人等による抜き打ち監査を実施予定 その際、平成15年度に外部の監査法人に委託し策定した契約認証 								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果		判定結果
		<p>監査結果のフォローアップ及び監査結果を踏まえた改善を図るための仕組みの整備</p>	<p>に係る審査基準等を活用予定 技術協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JICAが、平成15年度から、対象事業の内容や対象機関の経理状況等に対して、外部の監査法人等による抜き打ち監査を実施 ・ その実績は、平成15年度に2機関、16年度（10月末まで）に3機関 <p>有償資金協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有償資金協力については、平成14年度から、外部の専門家による監査結果（レビュー結果）において改善指摘のあった事項について、JIBCが被援助国の関係機関等に改善を要求し、改善されたか否かのフォローアップを実施。これにより、監査結果を踏まえた改善を図るための仕組みを整備 ・ その実績は、平成14年度に21か国分の改善指摘事項（すべての対象案件に改善指摘あり）、15年度に23か国分の改善指摘事項（すべての対象案件に改善指摘あり）、16年度（10月末まで）に19か国分の改善指摘事項（すべての対象案件に改善指摘あり）をフォローアップ <p>無償資金協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無償資金協力に係る監査（技術的監査）結果のフォローアップについては、平成15年度実施の外部監査の結果において改善指摘がなかったこともあり、16年度実施の外部監査の結果を踏まえ、外務省が、外部の監査法人等の参加を得つつ、その方法等について検討予定 ・ 無償資金協力に係る監査結果を踏まえた改善を図るための仕組みについては、上記のフォローアップに係る検討結果を踏まえて、平成16年度において、外部の監査法人等の参加を得つつ整備予定 <p>技術協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術協力については、平成15年度から、前年度実施の外部監査の結果において改善指摘のあった事項について、次年度において、JICAが、外部の監査法人等の参加を得つつ、フォローアップを実施。これにより、監査結果を踏まえた改善を図るための仕組みを整備 	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果				
		<div data-bbox="808 256 1962 405" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> その実績は、平成15年度に、主な改善指摘事項として、在外における契約関係の決裁方法の改善、現地業務費に係る管理体制改善、地方在住青年海外協力隊員に概算払いする方法、在外事務所における会計事務の基礎的な処理不備等をフォローアップ </div> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果】 「ODA改革・15の具体策について」に基づく「外部監査の拡充」については、その推進が図られつつあるが、「抜き打ち監査の実施」については、技術協力に係るものが実施されているが、有償資金協力及び無償資金協力に係るものは、今後実施予定とされていること、「監査結果のフォローアップ及び監査結果を踏まえた改善を図るための仕組みの整備」については、有償資金協力及び技術協力に係るものは行われているが、無償資金協力に係るものは、今後実施予定とされていることから、これらの推進状況を見守る必要がある。</p>					
61	無償資金協力予算については、その効率的執行を確保するため、引き続き繰越明許費の要求を行う。【実施中】	無償資金協力予算の繰越明許費の要求については、平成14年度以前からも行われており、15年度以降も引き続き行うこととされている。 その最近の要求実績は、表5-(1)- のとおりであり、いずれも繰越明許費が認められている。 表5-(1)- 無償資金協力予算の繰越明許費の要求実績 <table border="1" data-bbox="826 963 1962 1082"> <thead> <tr> <th>要求年度</th> <th>要求費目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度 ～16年度</td> <td>(項) 経済協力費のうち、 「政府開発援助経済開発等援助費」、「政府開発援助食糧増産等援助費」</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	要求年度	要求費目	平成14年度 ～16年度	(項) 経済協力費のうち、 「政府開発援助経済開発等援助費」、「政府開発援助食糧増産等援助費」	A-c
要求年度	要求費目						
平成14年度 ～16年度	(項) 経済協力費のうち、 「政府開発援助経済開発等援助費」、「政府開発援助食糧増産等援助費」						
62	JICAにおける「環境配慮ガイドライン」を改訂し、これに則り援助を行う。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】	JICAにおける「環境配慮ガイドライン」の改定等については、表5-(1)- のとおりの措置が講じられている。	A-c				

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
		<p>表5-(1)- JICAにおける「環境配慮ガイドライン」の改定等に係る措置実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="835 296 1077 336">事 項</th> <th data-bbox="1077 296 1960 336">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="835 336 1077 584">JICAにおける「環境配慮ガイドライン」の改定</td> <td data-bbox="1077 336 1960 584"> <p>JICAは、平成2年から6年にかけて分野ごとに策定した「環境配慮ガイドライン」を改定するため、14年12月から15年9月まで計19回にわたる「JICA環境社会配慮ガイドライン改定委員会」を開催。同委員会は15年10月に改定委員会提言を公表</p> <p>これを受け、JICAは、平成15年12月に「JICA環境社会配慮ガイドライン(案)」を作成し、パブリックコメント等の所要の経路を経て、16年4月に同ガイドラインを公表・施行</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="835 584 1077 759">改定された「JICA環境社会配慮ガイドライン」に則った援助</td> <td data-bbox="1077 584 1960 759"> <p>JICAは、改定した「JICA環境社会配慮ガイドライン」に則り、平成16年4月以降に要請のあったすべての協力事業(開発調査、無償資金協力事業のための事前調査、技術協力プロジェクト事業等)について、環境に配慮した援助を実施</p> <p>その実績は、平成16年度(10月末まで)に3件</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="835 759 1077 1254">無償資金協力審査ガイドラインの作成</td> <td data-bbox="1077 759 1960 1254"> <p>平成15年10月の「JICA環境社会配慮ガイドライン改定委員会」の提言において「無償資金協力について、外務省において環境社会配慮を勘案した適切なガイドライン等が整備され実施されることが望ましい。」旨の提案が行われた。</p> <p>これを受け、外務省は、平成16年4月に「JICA環境社会配慮ガイドライン」の具体的な準用方法等を示した「無償資金協力審査ガイドライン(暫定版)」案を作成・公表し、同案について、同年4月、外務省ホームページを通じて意見募集(パブリック・コメント)を実施</p> <p>これに加えて、更なる意見を直接聴取するため、当該意見募集の結果、意見のあったNGOとの意見交換会を開催(平成16年6月)し、その際提示された意見も踏まえ、同案を修正し、同年8月から暫定版として試行的に適用を開始(暫定版の実務上の有効性を検証するなどのための試行期間(1年程度)を経て、本格適用する予定)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	事 項	左記の事項の措置実績	JICAにおける「環境配慮ガイドライン」の改定	<p>JICAは、平成2年から6年にかけて分野ごとに策定した「環境配慮ガイドライン」を改定するため、14年12月から15年9月まで計19回にわたる「JICA環境社会配慮ガイドライン改定委員会」を開催。同委員会は15年10月に改定委員会提言を公表</p> <p>これを受け、JICAは、平成15年12月に「JICA環境社会配慮ガイドライン(案)」を作成し、パブリックコメント等の所要の経路を経て、16年4月に同ガイドラインを公表・施行</p>	改定された「JICA環境社会配慮ガイドライン」に則った援助	<p>JICAは、改定した「JICA環境社会配慮ガイドライン」に則り、平成16年4月以降に要請のあったすべての協力事業(開発調査、無償資金協力事業のための事前調査、技術協力プロジェクト事業等)について、環境に配慮した援助を実施</p> <p>その実績は、平成16年度(10月末まで)に3件</p>	無償資金協力審査ガイドラインの作成	<p>平成15年10月の「JICA環境社会配慮ガイドライン改定委員会」の提言において「無償資金協力について、外務省において環境社会配慮を勘案した適切なガイドライン等が整備され実施されることが望ましい。」旨の提案が行われた。</p> <p>これを受け、外務省は、平成16年4月に「JICA環境社会配慮ガイドライン」の具体的な準用方法等を示した「無償資金協力審査ガイドライン(暫定版)」案を作成・公表し、同案について、同年4月、外務省ホームページを通じて意見募集(パブリック・コメント)を実施</p> <p>これに加えて、更なる意見を直接聴取するため、当該意見募集の結果、意見のあったNGOとの意見交換会を開催(平成16年6月)し、その際提示された意見も踏まえ、同案を修正し、同年8月から暫定版として試行的に適用を開始(暫定版の実務上の有効性を検証するなどのための試行期間(1年程度)を経て、本格適用する予定)</p>	
事 項	左記の事項の措置実績										
JICAにおける「環境配慮ガイドライン」の改定	<p>JICAは、平成2年から6年にかけて分野ごとに策定した「環境配慮ガイドライン」を改定するため、14年12月から15年9月まで計19回にわたる「JICA環境社会配慮ガイドライン改定委員会」を開催。同委員会は15年10月に改定委員会提言を公表</p> <p>これを受け、JICAは、平成15年12月に「JICA環境社会配慮ガイドライン(案)」を作成し、パブリックコメント等の所要の経路を経て、16年4月に同ガイドラインを公表・施行</p>										
改定された「JICA環境社会配慮ガイドライン」に則った援助	<p>JICAは、改定した「JICA環境社会配慮ガイドライン」に則り、平成16年4月以降に要請のあったすべての協力事業(開発調査、無償資金協力事業のための事前調査、技術協力プロジェクト事業等)について、環境に配慮した援助を実施</p> <p>その実績は、平成16年度(10月末まで)に3件</p>										
無償資金協力審査ガイドラインの作成	<p>平成15年10月の「JICA環境社会配慮ガイドライン改定委員会」の提言において「無償資金協力について、外務省において環境社会配慮を勘案した適切なガイドライン等が整備され実施されることが望ましい。」旨の提案が行われた。</p> <p>これを受け、外務省は、平成16年4月に「JICA環境社会配慮ガイドライン」の具体的な準用方法等を示した「無償資金協力審査ガイドライン(暫定版)」案を作成・公表し、同案について、同年4月、外務省ホームページを通じて意見募集(パブリック・コメント)を実施</p> <p>これに加えて、更なる意見を直接聴取するため、当該意見募集の結果、意見のあったNGOとの意見交換会を開催(平成16年6月)し、その際提示された意見も踏まえ、同案を修正し、同年8月から暫定版として試行的に適用を開始(暫定版の実務上の有効性を検証するなどのための試行期間(1年程度)を経て、本格適用する予定)</p>										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果															
63	<p>2 ODA の評価を拡充し有効性を検証するための施策 経済協力局評価室の移管を組織見直しの一環として検討する。【平成14年12月末までに結論】</p>	<p>平成 15 年 4 月、外務省における政策評価機能を強化するため、組織見直しの一環として、経済協力局評価室が大臣官房に移管され、新たに「考査・政策評価官」が設置された。 なお、「考査・政策評価官」は、外務省内の政策評価を総括する機能を有している。</p>	A-c															
64	<p>平成14年7月9日に発表した「ODA改革・15の具体策について」に沿って、第三者の視点を入れた評価を実施する。 【直ちに実施。平成15年度予算要求に反映】</p>	<p>「ODA改革・15の具体策について」において、第三者の視点を入れた評価に関して、次の方針が公表された。</p> <p>「ODA改革・15の具体策について」（抜粋）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>2 評価 (4) 平成14年度から案件完了後に行われる事後評価については、すべて第三者の視点を入れる。</p> </div> <p>上記の方針に基づき、ODA評価については、表5-(2)- のとおりの措置が講じられている。また、これに関する予算措置として、平成15年度に3億7,200万円、16年度に3億7,400万円が計上されている。</p> <p>なお、JICAについては、外部有識者から構成される外務省独立行政法人評価委員会が開催（平成15年度に3回、16年度（8月末まで）に2回開催）され、同委員会による平成15年度業務実績の評価等が行われている。</p> <p>表5-(2)- ODA評価に係る措置実績</p> <table border="1" data-bbox="835 1046 1960 1377"> <thead> <tr> <th data-bbox="835 1046 1077 1086">事 項</th> <th colspan="3" data-bbox="1077 1046 1960 1086">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="835 1086 1077 1377" rowspan="2">事後評価の実施</td> <td colspan="3" data-bbox="1077 1086 1960 1161">平成14年度から、案件完了後に行われる事後評価について、すべて第三者の視点を入れた評価を実施。その評価実績は、次のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1161 1319 1230">区 分</td> <td data-bbox="1319 1161 1503 1230">平成 14 年度</td> <td data-bbox="1503 1161 1686 1230">15 年度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1077 1230 1319 1270">実施件数(件)</td> <td data-bbox="1319 1230 1503 1270">8</td> <td data-bbox="1503 1230 1686 1270">13</td> <td data-bbox="1686 1230 1960 1270">16 年度 (4月~10月) 14</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 実施件数には、ODA評価有識者会議の委員への依頼による評価に加え、NGOや国際機関との合同評価及び被援助国の第三者機関による評価も含む。</p> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	事 項	左記の事項の措置実績			事後評価の実施	平成14年度から、案件完了後に行われる事後評価について、すべて第三者の視点を入れた評価を実施。その評価実績は、次のとおり			区 分	平成 14 年度	15 年度	実施件数(件)	8	13	16 年度 (4月~10月) 14	A-c
事 項	左記の事項の措置実績																	
事後評価の実施	平成14年度から、案件完了後に行われる事後評価について、すべて第三者の視点を入れた評価を実施。その評価実績は、次のとおり																	
	区 分	平成 14 年度	15 年度															
実施件数(件)	8	13	16 年度 (4月~10月) 14															

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
65	<p>NGOや国際機関との合同評価については、一層拡充する。【直ちに実施。平成15年度予算要求に反映】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 NGOや国際機関との合同評価については、表5-(2)- のとおり、平成14年度に2件、15年度に0件、16年度（10月末まで）に4件実施されている。 なお、平成15年度予算において、NGOや国際機関との合同評価の拡充に係る予算を含む評価予算として約5億円が措置されているが、外務省は、15年度の国際機関等との合同評価の実施に当たって、NGOや国際機関との調整がつかず、その合同評価の実績はないとしている。</p> <p>表5-(2)- NGOや国際機関との合同評価に係る措置実績</p> <table border="1" data-bbox="828 539 1960 1074"> <thead> <tr> <th data-bbox="828 539 1055 579">事 項</th> <th data-bbox="1055 539 1960 579">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="828 579 1055 722">NGOとの合同評価</td> <td data-bbox="1055 579 1960 722"> 平成14年度に1件実施 ・ フィリピン保健分野における外務省・NGO共同評価 平成16年度（10月末現在）に1件実施中 ・ 日本NGO支援無償資金協力に係る合同評価 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="828 722 1055 1074">国際機関等との合同評価</td> <td data-bbox="1055 722 1960 1074"> 平成14年度に1件実施 ・ 技術協力事業におけるマルチ・パイ協力評価 （注）「マルチ・パイ」とは、マルチラテラル（多国間援助）とバイラテラル（二国間援助）を組み合わせた援助形態をいい、例えば、国際機関を通じたマルチの援助と二国間援助機関を通じたパイの援助の連携による並行融資が挙げられる。 平成16年度（10月末現在）に3件実施中 ・ ユニセフとのモロッコ保健教育分野に係る合同評価 ・ 米国との一般財政支援効果に係る合同評価 ・ ベトナム国とのインフラ分野に係る合同評価 </td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】 NGOや国際機関との合同評価について、外務省は、『年度当初に予定されている評価案件（前記の「第三者の視点を入れた評価」案件の全体数で、以下「年度全体案件」という。）の中から、NGOや国際機関と協議の上、その実施の合意が行われたものを実施している。』としている。その実績は、平成14年度2件（年度全体案件8件）、15年度0件（年度全体案件13件）と減少しているのに対し、16年度（10月末まで）は4件（年度全体案件14件）に増加している。</p>	事 項	左記の事項の措置実績	NGOとの合同評価	平成14年度に1件実施 ・ フィリピン保健分野における外務省・NGO共同評価 平成16年度（10月末現在）に1件実施中 ・ 日本NGO支援無償資金協力に係る合同評価	国際機関等との合同評価	平成14年度に1件実施 ・ 技術協力事業におけるマルチ・パイ協力評価 （注）「マルチ・パイ」とは、マルチラテラル（多国間援助）とバイラテラル（二国間援助）を組み合わせた援助形態をいい、例えば、国際機関を通じたマルチの援助と二国間援助機関を通じたパイの援助の連携による並行融資が挙げられる。 平成16年度（10月末現在）に3件実施中 ・ ユニセフとのモロッコ保健教育分野に係る合同評価 ・ 米国との一般財政支援効果に係る合同評価 ・ ベトナム国とのインフラ分野に係る合同評価	A-a
事 項	左記の事項の措置実績								
NGOとの合同評価	平成14年度に1件実施 ・ フィリピン保健分野における外務省・NGO共同評価 平成16年度（10月末現在）に1件実施中 ・ 日本NGO支援無償資金協力に係る合同評価								
国際機関等との合同評価	平成14年度に1件実施 ・ 技術協力事業におけるマルチ・パイ協力評価 （注）「マルチ・パイ」とは、マルチラテラル（多国間援助）とバイラテラル（二国間援助）を組み合わせた援助形態をいい、例えば、国際機関を通じたマルチの援助と二国間援助機関を通じたパイの援助の連携による並行融資が挙げられる。 平成16年度（10月末現在）に3件実施中 ・ ユニセフとのモロッコ保健教育分野に係る合同評価 ・ 米国との一般財政支援効果に係る合同評価 ・ ベトナム国とのインフラ分野に係る合同評価								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																												
		<p>しかしながら、これらの実施件数を年度全体案件数からみると、不十分な状況がみられた。</p> <p><所見> NGOや国際機関との合同評価については、その実績が数件程度にとどまっていることから、早い段階からNGOや国際機関と協議を行うなどして、「行動計画」に基づき、一層拡充するよう努める必要がある。</p>																													
66	<p>被援助国政府・機関による評価の拡充に努めることとし、評価レターとして一定のフォーマットを採用することにつき検討する。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】</p>	<p>被援助国政府・機関による評価については、表5-(2)- のとおりの措置が講じられている。なお、被援助国政府・機関による評価に係る予算措置として、平成16年度予算において2,600万円の経費が新規計上されている。</p> <p>表5-(2)- 被援助国政府・機関による評価に係る措置実績</p> <table border="1" data-bbox="835 683 1960 1086"> <thead> <tr> <th data-bbox="835 683 1077 719">事 項</th> <th colspan="3" data-bbox="1077 683 1960 719">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="835 719 1077 866">評価レターフォーマットの採用</td> <td colspan="3" data-bbox="1077 719 1960 866">平成15年5月、被援助国政府・機関による評価の実施要領を作成し、関係公館（58公館）に発出 この実施要領において、被援助国政府・機関による評価レターとして一定のフォーマットを採用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="835 866 1077 1086">被援助国政府・機関による評価</td> <td colspan="3" data-bbox="1077 866 1960 1086">被援助国政府・機関による評価実績は、次のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 900 1487 936">年 度</td> <td data-bbox="1487 900 1715 936">対象国</td> <td colspan="2" data-bbox="1715 900 1960 936">実施件数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 936 1487 973">平成14年度</td> <td data-bbox="1487 936 1715 973">14か国</td> <td colspan="2" data-bbox="1715 936 1960 973">64件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 973 1487 1010">15年度</td> <td data-bbox="1487 973 1715 1010">14か国</td> <td colspan="2" data-bbox="1715 973 1960 1010">22件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1010 1487 1046">16年度（予定）</td> <td data-bbox="1487 1010 1715 1046">24か国</td> <td colspan="2" data-bbox="1715 1010 1960 1046">45件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	事 項	左記の事項の措置実績			評価レターフォーマットの採用	平成15年5月、被援助国政府・機関による評価の実施要領を作成し、関係公館（58公館）に発出 この実施要領において、被援助国政府・機関による評価レターとして一定のフォーマットを採用			被援助国政府・機関による評価	被援助国政府・機関による評価実績は、次のとおり			年 度	対象国	実施件数		平成14年度	14か国	64件		15年度	14か国	22件		16年度（予定）	24か国	45件		A-c
事 項	左記の事項の措置実績																														
評価レターフォーマットの採用	平成15年5月、被援助国政府・機関による評価の実施要領を作成し、関係公館（58公館）に発出 この実施要領において、被援助国政府・機関による評価レターとして一定のフォーマットを採用																														
被援助国政府・機関による評価	被援助国政府・機関による評価実績は、次のとおり																														
年 度	対象国	実施件数																													
平成14年度	14か国	64件																													
15年度	14か国	22件																													
16年度（予定）	24か国	45件																													
67	<p>現行の食糧増産援助制度については、廃止も念頭に抜本的に見直す。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 外務省は、食糧増産援助（2KR）の見直しを行うため、平成14年11月以降、JICAを通じて、その見直しのための調査団をインドネシア、ネパール、タンザニア、セネガル、アルメニア、ウズベキスタン等に派遣した。 その派遣結果を踏まえ、「食糧増産援助の見直しについて」（平成14年12月26日外務省経済協力局）を作成・公表し、この方針に基づき、農薬については原則として供与しない、平成15年度食糧増産援助予算を対前年度比で60%削減するなどの見直しを行っている。</p>	A-b																												

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
	<p>「食糧増産援助の見直しについて」（抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農薬については、適正使用や環境配慮の観点から、原則として供与しない。ただし、国際機関が責任をもって農薬を供与する場合には、我が国としてもこれに協力することを検討する。 2 農薬を除く肥料、農業機械等の農業資機材については、ニーズや実施体制につき、より詳細な事前調査を行い、モニタリング、評価体制を確認した上で、その供与の是非を慎重に検討する。 3 上記の結果、平成15年度食糧増産援助予算（政府原案）については、対本年度比で60%の削減（14年度予算：約128億円 15年度予算案：51億円）を行う。 4 今後も引き続き、国際機関との協議や実施状況のモニタリングの強化等を通じて、食糧増産援助の在り方につき、適宜見直しを行うこととする。 <p>上記「食糧増産援助の見直しについて」に基づき、外務省が講じた措置は表5-(2)- のとおりである。</p> <p>表5-(2)- 「食糧増産援助の見直しについて」に係る措置実績</p> <table border="1" data-bbox="831 823 1977 1358"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 823 1055 863">事 項</th> <th data-bbox="1055 823 1977 863">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 863 1055 935">農薬の供与の停止</td> <td data-bbox="1055 863 1977 935">平成14年12月から、農薬については、適正使用や環境配慮の観点から、国際機関が責任をもって農薬を供与する場合以外は供与していない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 935 1055 1078">供与決定前の現地調査の実施</td> <td data-bbox="1055 935 1977 1078">平成15年度から、食糧増産援助に係る供与決定前に、供与希望国に対する供与が適当か否かを把握するための現地調査を実施するとの方針の下、同年度において、供与希望国に対しJICA調査団を派遣し、その結果、14か国に供与</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1078 1055 1358">食糧増産援助に関する意見交換会の開催</td> <td data-bbox="1055 1078 1977 1358">平成15年度から、「食糧増産援助（2KR）に関するNGO等との意見交換会」を開催（15年度は4回、16年度は7月末までに1回）し、被援助国、国際機関、NGO等との意見交換を通じて、食糧増産援助の在り方について引き続き検討中 なお、平成16年10月、当該意見交換会の参加者であるNGOから、外務省に対して、提言書（『「食糧増産援助」から「飢えをなくすための農業・農村支援」への抜本的転換を求めて』）が出されており、外務省は、その対応について引き続き検討中</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	事 項	左記の事項の措置実績	農薬の供与の停止	平成14年12月から、農薬については、適正使用や環境配慮の観点から、国際機関が責任をもって農薬を供与する場合以外は供与していない。	供与決定前の現地調査の実施	平成15年度から、食糧増産援助に係る供与決定前に、供与希望国に対する供与が適当か否かを把握するための現地調査を実施するとの方針の下、同年度において、供与希望国に対しJICA調査団を派遣し、その結果、14か国に供与	食糧増産援助に関する意見交換会の開催	平成15年度から、「食糧増産援助（2KR）に関するNGO等との意見交換会」を開催（15年度は4回、16年度は7月末までに1回）し、被援助国、国際機関、NGO等との意見交換を通じて、食糧増産援助の在り方について引き続き検討中 なお、平成16年10月、当該意見交換会の参加者であるNGOから、外務省に対して、提言書（『「食糧増産援助」から「飢えをなくすための農業・農村支援」への抜本的転換を求めて』）が出されており、外務省は、その対応について引き続き検討中	
事 項	左記の事項の措置実績									
農薬の供与の停止	平成14年12月から、農薬については、適正使用や環境配慮の観点から、国際機関が責任をもって農薬を供与する場合以外は供与していない。									
供与決定前の現地調査の実施	平成15年度から、食糧増産援助に係る供与決定前に、供与希望国に対する供与が適当か否かを把握するための現地調査を実施するとの方針の下、同年度において、供与希望国に対しJICA調査団を派遣し、その結果、14か国に供与									
食糧増産援助に関する意見交換会の開催	平成15年度から、「食糧増産援助（2KR）に関するNGO等との意見交換会」を開催（15年度は4回、16年度は7月末までに1回）し、被援助国、国際機関、NGO等との意見交換を通じて、食糧増産援助の在り方について引き続き検討中 なお、平成16年10月、当該意見交換会の参加者であるNGOから、外務省に対して、提言書（『「食糧増産援助」から「飢えをなくすための農業・農村支援」への抜本的転換を求めて』）が出されており、外務省は、その対応について引き続き検討中									

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>【当省の調査結果】</p> <p>食糧増産援助については、平成15年度食糧増産援助予算を対前年度比で60%削減するなどの見直しが行われており、また、外務省は、『「食糧増産援助(2KR)に関するNGO等との意見交換会」において、引き続き、その在り方について検討中である。』としているが、いまだ「抜本的に見直す」までの状況には至っていない。</p> <p>なお、NGO面談調査において食糧増産援助制度に関して聴取したところ、次のようにNGOから外務省の対応に対して不信感を持っている状況がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省の見直しの結果、これまで援助を受けた国の中には、援助を受けることができなくなった国がみられるが、外務省とNGOとの意見交換の際、なぜ援助を受けることができなくなったのかとの質問があったにもかかわらず、外務省はきちんとした説明をしておらず、援助の在り方について明確な考えを持っていない。(1団体) ・ 食糧増産援助について、途上国側から「やめないでくれ」との声があり、外務省からNGOに対して「やめないでくれと言われたが、どうしますか」との照会があった。つまるところ、外務省は、当該援助を復活したいと考えているのではないか。こうした外務省側の対応をみると、食糧増産援助の抜本的見直しをどこまで本気に考えているのか疑問である。(1団体) <p>食糧増産援助については、その見直しによる一定の成果は上がっているものの、「行動計画」における「抜本的に見直す」との趣旨や「食糧増産援助の見直しについて」において今後も引き続き適宜見直しを行うこととされていることを踏まえ、その抜本的見直しに向けて引き続き検討を行っていることから、今後の推移を見守る必要がある。</p>	
68	<p>3 円借款の債権放棄に関し、国民への説明責任を果たすための施策</p> <p>円借款供与の検討・決定に際し、債務返済能力を始めとした被援助国の経済・財政状況の検討を一層厳格に行う。その検討結果については、供与の決定を行った翌年度にODA総合戦略会議に報告し、同会議の検討を踏まえて更なる改善を図る。【直ちに検討に着手、平成15年度から実施】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>外務省は、円借款供与の検討・決定に関して、次の措置を講じたとしている。</p> <p>被援助国の経済・財政状況については、平成14年8月の「行動計画」の策定を踏まえ、被援助国の中・長期的な債務返済能力の判断をより一層的確に行うため、経済・財政状況の分析に関して、JBIC等と意見交換を行っているほか、新たに、国際機関や被援助国等から債務分析等に関する情報を収集するとともに分析を行い、その分析結果を関係省庁との検討の際に提供している。</p> <p>平成16年5月に開催された「ODA総合戦略会議」において、15年度に円借款供与の決定</p>	A-b

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>を行った国の経済・財政状況の検討結果を報告し、委員の質疑を得た。ただし、同会議から特段の問題点の指摘なし</p> <p>【当省の調査結果】 被援助国の経済・財政状況の検討状況については、新たに国際機関等から関連情報を収集・分析するなど、中・長期的な債務返済能力の判断をより一層的確に行うための検討が行われている事実は認められたものの、その検討結果については、平成16年5月に開催された「ODA総合戦略会議」に1回目の報告が行われた段階にあること、外務省において「ODA総合戦略会議」の検討をも踏まえながら、今後も引き続き個別の国の事情に応じた厳格な検討を行うこととしていること、円借款供与の償還期間が15年から40年までと長期間に及び、被援助国の経済・財政状況の一層厳格な検討が継続的に求められることなどから、今後の推移を見守る必要がある。</p>	
69	<p>債務救済について、外務省、財務省及び経済産業省の三省を中心に、その在り方について検討し、早期に結論を出す。 【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】</p>	<p>債務救済の在り方については、平成14年8月から同年12月まで外務省、財務省及び経済産業省の3省により検討が行われ、次のとおり、「債務救済方式の見直しについて」（平成14年12月10日外務省経済協力局、財務省国際局及び経済産業省貿易経済協力局）が作成・公表された。</p> <p>「債務救済方式の見直しについて」（抜粋）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>2 新たな方式の概要</p> <p>(1) 重債務貧困国等に対する国際的な枠組みに基づく円借款債務の救済は、債務救済無償に代えて国際協力銀行の円借款の債権の放棄により実施することとする。</p> <p>(2) 放棄する債権の償却・引当については、国際協力銀行の積立金及び各年度の利益金等を用いるが、債権の放棄が政府としての政策決定であることにかんがみ、同行の財務の健全性を維持するため、政府として引き続き遺漏なきを期したいと考える。</p> <p>(3) 今回の措置は、債務救済の手法の変更であり、国際的な枠組みの中で既に確定している債務救済の対象国・債権が拡大するものではなく、また、我が国の負担に変更はない。</p> </div>	A-c
	<p>4 ODAの選定・実施過程の効率化を確保するための施策【平成14年9月末までに実施】</p>		

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																												
70	<p>平成 11 年 11 月の閣議口頭了解により設置され、定期的に開催されている、政府開発援助連絡協議会のプロセスを利用するなど、ODA の効率的実施のため、関係省庁の機能・役割の調整につき意見交換を行う。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 ODA の効率的実施のため、ODA 関係府省の機能・役割の調整につき意見交換を行うことを目的として、外務省主催により、表 5-(4)- のとおり 6 会議が開催されている。</p> <p>表 5-(4)- ODA 関係府省の機能・役割の調整に係る会議の開催実績 (単位：回)</p> <table border="1" data-bbox="826 472 1960 836"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 14 年度</th> <th>15 年度</th> <th>16 年度 (4 月～7 月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対外経済協力関係閣僚会議</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>政府開発援助関係省庁連絡協議会（局長レベル）</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>政府開発援助関係省庁連絡協議会幹事会（課長レベル）</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ODA 評価連絡会議（課長レベル）</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>技術協力連絡会議（課長レベル）</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0(注 2)</td> </tr> <tr> <td>資金協力連絡会議（課長レベル）</td> <td>4</td> <td>9</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。 2 技術協力連絡会議（課長レベル）は、平成 16 年度（9 月末まで）に 1 回開催された。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】 ODA の効率化について、実際に ODA に従事している又は関係している在外公館館員、有識者等、NGO から意見を聴取したところ、次のとおり、ODA の効率化を図る余地があるとする者が多数に上り、しかも、共通して、ODA 採択・実施の権限委譲等による迅速化、政府関係機関・NGO 等との連携の強化、事務手続の簡素化などに関して改善を図るべきとの意見が出されている。</p> <p>< 館員意識調査の結果 > 36 公館の館員 404 人のうち ODA 業務に従事している 65 人に対し、「ODA について更に効率化を図る余地があるか」について聴取したところ、表 5-(4)- のとおり、「効率化を図る余地がある」とする者が 55 人（84.6%）に上っているのに対し、「効率化を図る余地はない」とする者は 10 人（15.4%）にとどまっている。</p>	区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度 (4 月～7 月)	対外経済協力関係閣僚会議	1	1	1	政府開発援助関係省庁連絡協議会（局長レベル）	2	2	1	政府開発援助関係省庁連絡協議会幹事会（課長レベル）	3	1	1	ODA 評価連絡会議（課長レベル）	2	1	1	技術協力連絡会議（課長レベル）	2	2	0(注 2)	資金協力連絡会議（課長レベル）	4	9	2	A-a
区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度 (4 月～7 月)																												
対外経済協力関係閣僚会議	1	1	1																												
政府開発援助関係省庁連絡協議会（局長レベル）	2	2	1																												
政府開発援助関係省庁連絡協議会幹事会（課長レベル）	3	1	1																												
ODA 評価連絡会議（課長レベル）	2	1	1																												
技術協力連絡会議（課長レベル）	2	2	0(注 2)																												
資金協力連絡会議（課長レベル）	4	9	2																												

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果												
		<p>表5-(4)- ODAの効率化を図る余地の有無について (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="846 331 1962 488"> <thead> <tr> <th>回答区分</th> <th>回答者数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>効率化を図る余地がある</td> <td>55</td> <td>84.6</td> </tr> <tr> <td>効率化を図る余地はない</td> <td>10</td> <td>15.4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>65</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p> <p>このうち「効率化を図る余地がある」とする55人に対し、「どのような点で効率化を図る余地があるか」について聴取したところ、次のとおり、在外公館の裁量範囲の拡大、他省庁や政府関係機関等との連携の強化、相手国へのODA広報の実施などの意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少額案件（1億円以下）については、現地在外公館の裁量範囲を広げ、ODA採択可否の判断を早めるべき。（類似意見6人） ・ 外務省、他省庁、在外公館、JICA等との連携を強化すべき。（同5人） ・ ODAは、本来経費と同程度といっても良いほどの広報予算をつけるべき。現地の国民が知らないという意味がないので、もっとアピールすべき。（同3人） ・ 相手国の国情、ニーズ、インパクト等と日本の国益とのバランスを考えて結果を出す又は大きい結果を生み出す案件を増加すべき。（同2人） ・ 相手国政府の立場によって柔軟に対応できるようなスキームを導入すべき。（同1人） ・ 手続が煩雑すぎる。もっと簡素化すべき。 ・ 草の根無償資金協力は経済協力局が、草の根文化無償資金協力は文化交流部が行っているが、実際の違いはほとんどないので両者を統一すべき。 ・ 調達の効率化を図るべき。 ・ 経済協力の専門家又は研修を受けた人物によるODAの実施が必要である。 <p>< 有識者等意識調査の結果 > 有識者等30人に対して、「現場にいる者としてODAの採択、実施等に関して更に効率化を図る余地はあるか」について聴取したところ、「効率化を図る余地がある」とする者が23人、「効率化を図る余地はない」とする者は1人などとなっている。</p> <p>このうち「効率化を図る余地がある」とする23人に対し、「どのような点で効率化を図る余地があるか」について聴取したところ、次のとおり、上記の館員意識調査の結果と同様に、在外公館への権限委譲、政府関係機関等との連携の強化、手続の簡素化などの意見が出されている。</p>	回答区分	回答者数	構成比	効率化を図る余地がある	55	84.6	効率化を図る余地はない	10	15.4	合計	65	100.0	
回答区分	回答者数	構成比													
効率化を図る余地がある	55	84.6													
効率化を図る余地はない	10	15.4													
合計	65	100.0													

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・ J I C A 及び J B I C の在外事務所が存在する国については、各実施機関に案件の採択・実施に係る権限を委譲すべき。(類似意見4人) ・ O D A の検討に際してスケジュール管理がまったく行われていない。(同4人) ・ 有償資金協力と無償資金協力の連携不足のほか、在外公館と外務省本省との間の連携不足に加えて、日本における外務省、J I C A、J B I C との間の連携不足がみられるので、これらの点を強化すべき。(同2人) ・ 援助対象国の絞り込みを行うとともに、コストを削減すべき。(同1人) ・ 依然として、東京の体制が非効率。特に外務省経済協力局内での縦割りが依然として存在し、障害となっている。(同1人) ・ O D A 採択や個別案件の手續に多大な時間を要しているため、これらを改善すべき。(同1人) ・ 外務本省における採択過程において、現地の意向が必ずしも全面的に反映されていない。 <p>また、面談調査したその他の有識者等から、次のような意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中南米は、アジアとは異なる。同じことはできない。O D A 金額も違う。関心も違う。アジアでは大使館も下手なことはできない。一方、中南米、アフリカでは、O D A タスクフォース(研究会)の維持だけのために大変な労力をかけている。全世界で一律に同じことをやれというのは無理である。(類似意見6人) ・ 在外公館のO D A 担当者には、O D A により積極的に取り組むため、他府省出身の職員ではなく、外務省職員のうちO D A 畑出身の者で、かつ熱意のある者を配置すべき。(同1人) <p>< N G O 面談調査の結果 > N G O 面談調査において、O D A の効率的実施のための関係府省間の連携について聴取したところ、次のような意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省は、O D A の効率的実施のために関係府省間の連携を図っているとしているが、どのような効果があったのか不明であるので、その点を明らかにすべき。(1団体) <p>< 所見 > O D A の採択・実施の効率化については、O D A の採択・実施の権限委譲等による迅速化、政府関係機関・N G O 等の連携の強化、事務手續の簡素化を図るべきなど、在外公館館員を含め関係者から多数の改善に関する意見が出されている。こうした事情を踏まえれば、なお一層のO D A の効率化を図るため、関係者から実効性のある改善方策の意見をくみ上げて、関係府省等との協議を重ねる必要がある。</p>	

項目6 外務省予算の効率的使用・透明性の確保

ア 調査結果の概要

本項目においては、「予算執行の効率性・透明性の確保」など6細目について8事項の措置を講ずることとされている。

今回、これら8事項の措置状況について調査した結果、報償費についての一層厳格な審査、調達の見直しや会計処理の一元化など、8事項のすべてについて措置が講じられている。

しかしながら、これら8事項について実績や成果が上がっているかとの観点から改善状況をみると、在外公館においては、予算の執行・支出手続等の変更により会計業務の負担が増大したとの意見が多くみられること、会計研修を受講したことがないとする者が多くみられること等から、IT化の一層の推進による在外公館の会計業務の合理化、会計担当官への研修の継続的な実施など、3事項について一層の改善を図る必要がみられた。

イ 総括表

(単位：事項)

No.	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの				措置が講じられていないもの
		A	A-a	A-b	A-c	
71	(1) 予算執行の効率性・透明性の確保(予算執行の効率性と透明性を確保するための再点検の実施)					
72	(2) 報償費に関する説明責任の範囲に関する措置					
73	報償費について一層厳格に審査					
74	報償費について監察査察制度を含む厳格な事後チェックの徹底					
75	(3) 調達の見直し・会計処理の一元化の推進					
76	(4) 監査の強化					
75	会計監査の充実					
76	監察の実施と特別集中査察の実施の促進					

No.	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの A	うち改善する必要があるもの	うち改善する必要があるか否か判断できなかったもの	うち実績や成果が上がっており改善が進められているもの	措置が講じられていないもの B
			A-a	A-b	A-c	
77	(5) 研修の実施（本省及び在外の会計担当官の研修の一層充実）					
78	(6) 決算の充実（予算執行の事後のチェック機能の強化）					
合 計		8	3	0	5	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「 」は、「措置が講じられているもの」等の区分に該当することを示している。

ウ 個別事項の調査結果

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																									
71	<p>1 予算執行の効率性・透明性の確保【直ちに作業に着手、平成14年12月までに結論。可能なものから15年度予算要求に反映】</p> <p>予算執行の効率性と透明性を確保するため、予算の内容が行政需要に見合うものになっているか、支出手続に改善すべき点がないか等について再点検する。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>予算執行の効率性と透明性を確保するための措置実績は、表6-(1)- のとおりである。</p> <p>表6-(1)- 予算執行の効率性と透明性を確保するための措置実績</p> <table border="1" data-bbox="808 638 1960 1279"> <thead> <tr> <th data-bbox="808 638 1037 679">事 項</th> <th colspan="4" data-bbox="1037 638 1960 679">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="808 679 1037 1139">報償費改革</td> <td colspan="4" data-bbox="1037 679 1960 1139"> <p>報償費については、内閣官房報償費詐欺事件に関連した報償費に対する様々な批判や、平成13年9月の会計検査院による是正改善の処置要求（報償費の使途について見直しを行い、庁費等の他の費目から支出するよう改善する必要がある経費については他の費目での予算措置を講ずるなどし、今後は報償費として真に支出する必要があるものに使用していくこと等）を受け、次の措置を実施</p> <p>）平成14年度の報償費予算額を前年比で4割減額計上（13年度55.7億円 14年度33.4億円）。その当初予算額の推移は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1131 959 1944 1034"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 959 1339 1000">区 分</th> <th data-bbox="1339 959 1509 1000">平成13年度</th> <th data-bbox="1509 959 1677 1000">14年度</th> <th data-bbox="1677 959 1794 1000">15年度</th> <th data-bbox="1794 959 1944 1000">16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1000 1339 1034">予算額(億円)</td> <td data-bbox="1339 1000 1509 1034">55.7</td> <td data-bbox="1509 1000 1677 1034">33.4</td> <td data-bbox="1677 1000 1794 1034">30.0</td> <td data-bbox="1794 1000 1944 1034">30.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>）平成13年7月から、10万円を超える報償費案件を副大臣以上の決裁とすることによる事前審査の実施</p> <p>）監察査察制度に基づく監査等による事後チェックの実施等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="808 1139 1037 1279">渡切費の廃止</td> <td colspan="4" data-bbox="1037 1139 1960 1279"> <p>在外公館の運営経費として支出されていた渡切費（平成13年度予算（78.9億円））について、平成14年度から、その支出の対象となる各案件の内容に即して庁費や在外職員旅費等に振り替えて予算計上（渡切費の廃止）</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	左記の事項の措置実績				報償費改革	<p>報償費については、内閣官房報償費詐欺事件に関連した報償費に対する様々な批判や、平成13年9月の会計検査院による是正改善の処置要求（報償費の使途について見直しを行い、庁費等の他の費目から支出するよう改善する必要がある経費については他の費目での予算措置を講ずるなどし、今後は報償費として真に支出する必要があるものに使用していくこと等）を受け、次の措置を実施</p> <p>）平成14年度の報償費予算額を前年比で4割減額計上（13年度55.7億円 14年度33.4億円）。その当初予算額の推移は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1131 959 1944 1034"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 959 1339 1000">区 分</th> <th data-bbox="1339 959 1509 1000">平成13年度</th> <th data-bbox="1509 959 1677 1000">14年度</th> <th data-bbox="1677 959 1794 1000">15年度</th> <th data-bbox="1794 959 1944 1000">16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1000 1339 1034">予算額(億円)</td> <td data-bbox="1339 1000 1509 1034">55.7</td> <td data-bbox="1509 1000 1677 1034">33.4</td> <td data-bbox="1677 1000 1794 1034">30.0</td> <td data-bbox="1794 1000 1944 1034">30.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>）平成13年7月から、10万円を超える報償費案件を副大臣以上の決裁とすることによる事前審査の実施</p> <p>）監察査察制度に基づく監査等による事後チェックの実施等</p>				区 分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	予算額(億円)	55.7	33.4	30.0	30.0	渡切費の廃止	<p>在外公館の運営経費として支出されていた渡切費（平成13年度予算（78.9億円））について、平成14年度から、その支出の対象となる各案件の内容に即して庁費や在外職員旅費等に振り替えて予算計上（渡切費の廃止）</p>				A-a
事 項	左記の事項の措置実績																											
報償費改革	<p>報償費については、内閣官房報償費詐欺事件に関連した報償費に対する様々な批判や、平成13年9月の会計検査院による是正改善の処置要求（報償費の使途について見直しを行い、庁費等の他の費目から支出するよう改善する必要がある経費については他の費目での予算措置を講ずるなどし、今後は報償費として真に支出する必要があるものに使用していくこと等）を受け、次の措置を実施</p> <p>）平成14年度の報償費予算額を前年比で4割減額計上（13年度55.7億円 14年度33.4億円）。その当初予算額の推移は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1131 959 1944 1034"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 959 1339 1000">区 分</th> <th data-bbox="1339 959 1509 1000">平成13年度</th> <th data-bbox="1509 959 1677 1000">14年度</th> <th data-bbox="1677 959 1794 1000">15年度</th> <th data-bbox="1794 959 1944 1000">16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1000 1339 1034">予算額(億円)</td> <td data-bbox="1339 1000 1509 1034">55.7</td> <td data-bbox="1509 1000 1677 1034">33.4</td> <td data-bbox="1677 1000 1794 1034">30.0</td> <td data-bbox="1794 1000 1944 1034">30.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>）平成13年7月から、10万円を超える報償費案件を副大臣以上の決裁とすることによる事前審査の実施</p> <p>）監察査察制度に基づく監査等による事後チェックの実施等</p>				区 分	平成13年度	14年度	15年度	16年度	予算額(億円)	55.7	33.4	30.0	30.0														
区 分	平成13年度	14年度	15年度	16年度																								
予算額(億円)	55.7	33.4	30.0	30.0																								
渡切費の廃止	<p>在外公館の運営経費として支出されていた渡切費（平成13年度予算（78.9億円））について、平成14年度から、その支出の対象となる各案件の内容に即して庁費や在外職員旅費等に振り替えて予算計上（渡切費の廃止）</p>																											

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="810 263 1034 472">国際会議や外国人招へい経費の見直し</td> <td data-bbox="1034 263 1960 472">国際会議や外国人の招へいをめぐって、いわゆるプール金が発生していた事実を踏まえ、予算執行の適正化を図るため、平成15年度から、民間業者との契約において、中堅指導者、報道関係者、青年招へい等のスキームごとに年度単価契約に係る競争入札を実施。その結果、宿泊費単価の引下げ（オピニオン・リーダー：14年度@31,600 15年度@17,630（44.2%減））等により、当該予算の大幅な節約を実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 472 1034 681">支出手続の見直し（会議場借料等の前金払いを可能とする制度に改正）</td> <td data-bbox="1034 472 1960 681">在外公館における国際会議の準備等に当たって、場合によって必要となる会議場借料等の前金払いについては、渡切費の廃止を受けて、平成15年度からは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第57条を改正し、制度的にも担保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 681 1034 927">メリハリを付けた予算計上</td> <td data-bbox="1034 681 1960 927">平成16年度予算においては、重点外交課題の推進や外務省改革の実施のために必要な経費を増額（例えば、 ）在外公館警備強化に係る経費、 ）IT化の推進経費のうち情報通信システムに係る経費、 ）在外公館の休館時の緊急電話対応業務に係る経費、 ）日本NGO支援無償資金協力に係る経費において計約44億円の増額）する一方、合理化ができる経費を減額（例えば、国際機関への拠出金に係る経費において約78億円の減額）するなど、メリハリを付けて予算計上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="810 927 1034 1070">予算執行計画の事前ヒアリングの実施</td> <td data-bbox="1034 927 1960 1070">平成15年度及び16年度予算配分に当たっては、優先順位を踏まえた効率的な予算執行を行うため、大臣官房会計課による予算執行計画の事前ヒアリングを実施。また、16年8月の外務省機構改革を踏まえた執行計画については、同年秋にレビューを実施予定</td> </tr> </table> <p data-bbox="810 1070 1960 1109">（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p data-bbox="810 1141 1960 1173">【当省の調査結果及び所見】</p> <p data-bbox="810 1173 1960 1204">< 館員意識調査の結果 ></p> <p data-bbox="810 1204 1960 1380">36公館の館員404人に対し、予算執行の効率性と透明性の確保のための再点検等に伴い、「在外公館における予算の内訳、予算の執行、支出手続等が変更されたことによって、自分の従事していた業務に影響があったか」について聴取したところ、表6-(1)- のとおり、「影響があった」とする者が151人（37.4%）、「影響がなかった」とする者が199人（49.2%）となっている。</p>	国際会議や外国人招へい経費の見直し	国際会議や外国人の招へいをめぐって、いわゆるプール金が発生していた事実を踏まえ、予算執行の適正化を図るため、平成15年度から、民間業者との契約において、中堅指導者、報道関係者、青年招へい等のスキームごとに年度単価契約に係る競争入札を実施。その結果、宿泊費単価の引下げ（オピニオン・リーダー：14年度@31,600 15年度@17,630（44.2%減））等により、当該予算の大幅な節約を実施	支出手続の見直し（会議場借料等の前金払いを可能とする制度に改正）	在外公館における国際会議の準備等に当たって、場合によって必要となる会議場借料等の前金払いについては、渡切費の廃止を受けて、平成15年度からは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第57条を改正し、制度的にも担保	メリハリを付けた予算計上	平成16年度予算においては、重点外交課題の推進や外務省改革の実施のために必要な経費を増額（例えば、 ）在外公館警備強化に係る経費、 ）IT化の推進経費のうち情報通信システムに係る経費、 ）在外公館の休館時の緊急電話対応業務に係る経費、 ）日本NGO支援無償資金協力に係る経費において計約44億円の増額）する一方、合理化ができる経費を減額（例えば、国際機関への拠出金に係る経費において約78億円の減額）するなど、メリハリを付けて予算計上	予算執行計画の事前ヒアリングの実施	平成15年度及び16年度予算配分に当たっては、優先順位を踏まえた効率的な予算執行を行うため、大臣官房会計課による予算執行計画の事前ヒアリングを実施。また、16年8月の外務省機構改革を踏まえた執行計画については、同年秋にレビューを実施予定	
国際会議や外国人招へい経費の見直し	国際会議や外国人の招へいをめぐって、いわゆるプール金が発生していた事実を踏まえ、予算執行の適正化を図るため、平成15年度から、民間業者との契約において、中堅指導者、報道関係者、青年招へい等のスキームごとに年度単価契約に係る競争入札を実施。その結果、宿泊費単価の引下げ（オピニオン・リーダー：14年度@31,600 15年度@17,630（44.2%減））等により、当該予算の大幅な節約を実施										
支出手続の見直し（会議場借料等の前金払いを可能とする制度に改正）	在外公館における国際会議の準備等に当たって、場合によって必要となる会議場借料等の前金払いについては、渡切費の廃止を受けて、平成15年度からは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第57条を改正し、制度的にも担保										
メリハリを付けた予算計上	平成16年度予算においては、重点外交課題の推進や外務省改革の実施のために必要な経費を増額（例えば、 ）在外公館警備強化に係る経費、 ）IT化の推進経費のうち情報通信システムに係る経費、 ）在外公館の休館時の緊急電話対応業務に係る経費、 ）日本NGO支援無償資金協力に係る経費において計約44億円の増額）する一方、合理化ができる経費を減額（例えば、国際機関への拠出金に係る経費において約78億円の減額）するなど、メリハリを付けて予算計上										
予算執行計画の事前ヒアリングの実施	平成15年度及び16年度予算配分に当たっては、優先順位を踏まえた効率的な予算執行を行うため、大臣官房会計課による予算執行計画の事前ヒアリングを実施。また、16年8月の外務省機構改革を踏まえた執行計画については、同年秋にレビューを実施予定										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																				
		<p>表6-(1)- 予算の執行、支出手続等が変更されたことによる影響について (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="826 331 1962 600"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th colspan="2">回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">影響があった</td> <td>大いに影響があった</td> <td rowspan="2">151</td> <td>79</td> <td rowspan="2">37.4</td> <td>19.6</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば影響があった</td> <td>72</td> <td>17.8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">影響がなかった</td> <td>どちらかといえば影響がなかった</td> <td rowspan="2">199</td> <td>130</td> <td rowspan="2">49.2</td> <td>32.1</td> </tr> <tr> <td>まったく影響がなかった</td> <td>69</td> <td>17.1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td colspan="2">54</td> <td colspan="2">13.4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">404</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p> <p>このうち「影響があった」とする151人に対し、「どのような点で影響があったか」について聴取したところ、次のとおり、有効回答者127人のうち約3割の者(39人)が「会計事務手続が煩雑になり、業務量が増加した」を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計事務手続が煩雑になり、業務量が増加した。(類似意見38人) ・ 渡切費の廃止等の硬直化した予算のため、本来業務を遂行するに当たって支障が生じた。(同17人) ・ 支出手続等に時間を要するため、緊急性の高い案件の円滑な実施が困難となった。(同15人) <p>また、この会計業務量の増に関し、在外公館館員に対し面談により聴取したところ、「会計事務が厳格になるのはやむを得ないが、それに伴う会計事務の増加に対応した体制の整備、事務処理の合理化が進められていない。」などの意見が出されている。</p> <p>< 有識者等意識調査の結果 ></p> <p>有識者等意識調査において、予算執行の効率性と透明性の確保に関して聴取したところ、次のとおり、外務省外部からも、会計業務量の増加や、会計事務の厳格化に伴う情報収集能力の低下について懸念する意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在外公館の中には、専任領事が配置されていない領事館があるが、こうした領事館では、厳格化された会計業務に人手をとられ、本来強化すべき領事業務にまで手がまわらず弱体化している例がみられ、会計業務については、無駄を省き、相互チェックの仕組みを一層充実させる必要がある。(類似意見1人) ・ 現在は、会計規則が厳しすぎる。これでは、萎縮してしまい、情報収集能力が弱体化して 	回答区分		回答者数		構成比		影響があった	大いに影響があった	151	79	37.4	19.6	どちらかといえば影響があった	72	17.8	影響がなかった	どちらかといえば影響がなかった	199	130	49.2	32.1	まったく影響がなかった	69	17.1	無回答		54		13.4		合計		404		100.0		
回答区分		回答者数		構成比																																			
影響があった	大いに影響があった	151	79	37.4	19.6																																		
	どちらかといえば影響があった		72		17.8																																		
影響がなかった	どちらかといえば影響がなかった	199	130	49.2	32.1																																		
	まったく影響がなかった		69		17.1																																		
無回答		54		13.4																																			
合計		404		100.0																																			

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>しまうので、人脈づくり、情報収集に柔軟に対応できるようにすべき。</p> <p><在外公館実地調査の結果> 今回、10公館において、会計・庶務業務の事務手続を実地に調査したところ、次のような例がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10公館の中には、法令に基づく物品管理台帳が十分に整備されていない例がみられた。これについて、これら公館の会計担当者は、「体制が強化されない一方で、会計事務に係る業務量が増加しており、台帳整備等が遅延せざるを得ない。」としている。 <p>また、以上のように、在外公館の会計事務が厳しく扱われるようになった反面、在外公館の会計業務量が増大したとの意見等を踏まえ、10公館の館員（会計・庶務担当）に対し、会計業務の簡素合理化の余地について聴取したところ、次のような意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庶務に関しては、昭和 63 年にマニュアルが作成され配布されているが、今回の外務省改革により多くの改正がなされたことを踏まえ、最新のマニュアルを作成し配布すべき。 ・ 物品は、法令上、物品管理台帳に手書きで掲載する必要があるが、会計・庶務班の業務量の増大のため、台帳整備は遅れ気味。 こうした物品については、物品管理情報をデータベース化した上で、外務本省又は在外公館で物品を購入する都度修正を行うなどの方法により、物品管理事務の効率化を図ることが可能である。 <p>なお、在外公館における出納事務の執行については、会計検査院が、平成14年度及び15年度の執行状況について、21公館を対象に検査し、16年10月、支出や歳入の責任者等が自ら行う事務の範囲が不明確であることから、その範囲を明確にして徹底を図ること、出納事務に関する規定の整備、会計担当者等への研修などを盛り込んだ是正改善の処置要求を行っている。</p> <p><所見> 現行の予算執行、支出手続等については、その厳格化と透明性の確保を図り、不祥事が生じないようにするため、外務省は、報償費改革、渡切費の廃止、支出手続の見直し等の措置を着実に講じてきている。その一方で、予算執行、支出手続等が変更されたことによって、会計事務手続が煩雑になり、業務量が増加したとする在外公館館員が多くみられることから、引き続き、会計業務の簡素合理化に関する在外公館の会計事務関係者の意見等を参考にするなどして、IT化の推進等会計業務の改善に向けて取組を行う必要がある。</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
72	<p>2 報償費に関する説明責任の範囲に関する措置【直ちに実施】</p> <p>報償費については、その説明責任を高めるため、基本的に以下の目的に従って使用することを明らかにしてきている。事前決裁に当たっては、このような目的に適った使用であるかを一層厳格に審査を行う。</p> <p>(1) 不断の努力によって造られた信頼関係に裏打ちされた人脈を基礎としての的確な情報収集のため。</p> <p>(2) 外国との交渉や我が国にとっての外交関係を円滑かつ有利に展開するため。</p> <p>(3) 国際会議等での我が国の議論を正しく理解させるよう、会場の場で様々な関係者に働きかけるため。</p>	<p>報償費の事前決裁（事前審査）については、適切かつ効果的な使用の確保を目的として、平成13年7月から、事前審査を厳格に行うため、10万円を超える報償費案件を副大臣以上の事前決裁とする措置が講じられている。</p>	A-c						
73	<p>また、報償費の具体的な使途を明らかにできないとの制約に鑑み、報償費の適切かつ効果的な使用を一層確保するため、監察査察制度を含む厳格な事後チェックを徹底するとともに、使用の目的や理由を記載した決裁書や関連証拠書類は、引き続き会計検査院の検査を受けるものとする。</p>	<p>報償費の事後チェックについては、表6-(2)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表6-(2)- 報償費の事後チェックに係る措置実績</p> <table border="1" data-bbox="835 1010 1960 1297"> <thead> <tr> <th data-bbox="835 1010 1077 1050">事 項</th> <th data-bbox="1077 1010 1960 1050">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="835 1050 1077 1193">監察査察制度による事後チェック</td> <td data-bbox="1077 1050 1960 1193">平成13年度から、監察査察制度により、外務本省及び在外公館を対象に、報償費関連書類についての事後チェックを実施 事後チェックを実施した部局数及び公館数は、表6-(2)- のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="835 1193 1077 1297">会計検査院による事後チェック</td> <td data-bbox="1077 1193 1960 1297">平成13年度から、会計検査院により、毎年2回、報償費関連書類についての事後チェックを受検</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	左記の事項の措置実績	監察査察制度による事後チェック	平成13年度から、監察査察制度により、外務本省及び在外公館を対象に、報償費関連書類についての事後チェックを実施 事後チェックを実施した部局数及び公館数は、表6-(2)- のとおり	会計検査院による事後チェック	平成13年度から、会計検査院により、毎年2回、報償費関連書類についての事後チェックを受検	A-c
事 項	左記の事項の措置実績								
監察査察制度による事後チェック	平成13年度から、監察査察制度により、外務本省及び在外公館を対象に、報償費関連書類についての事後チェックを実施 事後チェックを実施した部局数及び公館数は、表6-(2)- のとおり								
会計検査院による事後チェック	平成13年度から、会計検査院により、毎年2回、報償費関連書類についての事後チェックを受検								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																	
		<table border="1" data-bbox="837 261 1960 440"> <tr> <td data-bbox="837 261 1077 440">報償費関連文書の部分開示</td> <td data-bbox="1077 261 1960 440"> <p>報償費については、平成16年2月の内閣府情報公開審査会の答申において「一部開示」が提言されている。 この答申を踏まえ、同年4月、報償費関連文書（「大規模レセプション、酒類の購入及び日本画等の購入に係る経費支払証拠書類」等）を部分開示</p> </td> </tr> </table> <p data-bbox="837 443 1384 475">(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p data-bbox="837 512 1832 544">表6-(2)- 監察査察制度による事後チェックが実施された部局数及び公館数</p> <table border="1" data-bbox="837 547 1960 799"> <thead> <tr> <th data-bbox="837 547 1077 624">区 分</th> <th data-bbox="1077 547 1290 624">平成13年度</th> <th data-bbox="1290 547 1507 624">14年度</th> <th data-bbox="1507 547 1733 624">15年度</th> <th data-bbox="1733 547 1960 624">16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="837 624 1077 727">外務本省</td> <td data-bbox="1077 624 1290 727">2部局 (4課4室)</td> <td data-bbox="1290 624 1507 727">5部局 (9課5室1センター)</td> <td data-bbox="1507 624 1733 727">5部局 (10課2室1研修所)</td> <td data-bbox="1733 624 1960 727">1部局 (3課1室)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 727 1077 799">在外公館</td> <td data-bbox="1077 727 1290 799">39公館(注2)</td> <td data-bbox="1290 727 1507 799">50公館</td> <td data-bbox="1507 727 1733 799">51公館</td> <td data-bbox="1733 727 1960 799">11公館</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="837 802 1451 834">(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p data-bbox="936 837 1989 938">2 平成13年度の39公館のうち28公館は、公認会計士等の外部専門家が参加した特別集中査察が実施された公館である。14年度以降の公館は、すべて特別集中査察が実施された公館である。</p>	報償費関連文書の部分開示	<p>報償費については、平成16年2月の内閣府情報公開審査会の答申において「一部開示」が提言されている。 この答申を踏まえ、同年4月、報償費関連文書（「大規模レセプション、酒類の購入及び日本画等の購入に係る経費支払証拠書類」等）を部分開示</p>	区 分	平成13年度	14年度	15年度	16年度 (4月～7月)	外務本省	2部局 (4課4室)	5部局 (9課5室1センター)	5部局 (10課2室1研修所)	1部局 (3課1室)	在外公館	39公館(注2)	50公館	51公館	11公館	
報償費関連文書の部分開示	<p>報償費については、平成16年2月の内閣府情報公開審査会の答申において「一部開示」が提言されている。 この答申を踏まえ、同年4月、報償費関連文書（「大規模レセプション、酒類の購入及び日本画等の購入に係る経費支払証拠書類」等）を部分開示</p>																			
区 分	平成13年度	14年度	15年度	16年度 (4月～7月)																
外務本省	2部局 (4課4室)	5部局 (9課5室1センター)	5部局 (10課2室1研修所)	1部局 (3課1室)																
在外公館	39公館(注2)	50公館	51公館	11公館																
74	<p data-bbox="226 979 763 1043">3 調達の見直し・会計処理の一元化の推進【実施中】</p> <p data-bbox="226 1046 763 1110">予算執行の一層の適正化を確保するため、</p> <ul data-bbox="226 1114 763 1219" style="list-style-type: none"> - 平成14年7月時点で、原則として会計課での調達の一元化を実現した。 - 一般競争入札を一層徹底する。 	<p data-bbox="837 1046 1912 1078">予算執行の一層の適正化を確保するため、表6-(3)のと通りの措置が講じられている。</p> <p data-bbox="837 1118 1630 1150">表6-(3) 予算執行の一層の適正化を確保するための措置実績</p> <table border="1" data-bbox="837 1153 1960 1407"> <thead> <tr> <th data-bbox="837 1153 1077 1193">事 項</th> <th data-bbox="1077 1153 1960 1193">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="837 1193 1077 1407">調達の一元化の実現</td> <td data-bbox="1077 1193 1960 1407"> <p data-bbox="1093 1198 1953 1334">平成14年4月、大臣官房会計課長から、調達の一元化の実施に関する回章を発出。物品・役務に係る調達については、部局ごとに順次実施し、同年7月時点で、原則として大臣官房会計課による調達の一元化を実現</p> <p data-bbox="1093 1337 1953 1407">また、この実現に先立ち、大臣官房会計課長を補佐するため、調達事務をつかさどる調達官を新設</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	左記の事項の措置実績	調達の一元化の実現	<p data-bbox="1093 1198 1953 1334">平成14年4月、大臣官房会計課長から、調達の一元化の実施に関する回章を発出。物品・役務に係る調達については、部局ごとに順次実施し、同年7月時点で、原則として大臣官房会計課による調達の一元化を実現</p> <p data-bbox="1093 1337 1953 1407">また、この実現に先立ち、大臣官房会計課長を補佐するため、調達事務をつかさどる調達官を新設</p>	A-c													
事 項	左記の事項の措置実績																			
調達の一元化の実現	<p data-bbox="1093 1198 1953 1334">平成14年4月、大臣官房会計課長から、調達の一元化の実施に関する回章を発出。物品・役務に係る調達については、部局ごとに順次実施し、同年7月時点で、原則として大臣官房会計課による調達の一元化を実現</p> <p data-bbox="1093 1337 1953 1407">また、この実現に先立ち、大臣官房会計課長を補佐するため、調達事務をつかさどる調達官を新設</p>																			

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																								
		<p>一般競争入札の徹底</p> <p>平成13年2月、競争性と公平性を高めるため、外務省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務等取扱要領を改正するとともに、14年度から、国際会議や青年招へい等の分野でも新たに一般競争入札を導入。その入札件数は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1128 400 1921 509"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入札件数(件)</td> <td>30</td> <td>36</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)入札件数は、下記の「一般競争入札の実施件数」の内数である。 一般競争入札の実施件数は、次のとおりであり、全契約(一般競争契約、指名競争契約及び随意契約)件数に占める一般競争入札による契約件数の割合が年々増加</p> <p style="text-align: right;">(単位:件、%)</p> <table border="1" data-bbox="1128 683 1921 863"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>一般競争入札 契約件数 (a)</th> <th>全契約件数 (b)</th> <th>割 合 (a/b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度</td> <td>89</td> <td>約1,000</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>162</td> <td>約1,200</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>220</td> <td>約1,300</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 「全契約件数」は、一般競争契約、指名競争契約及び随意契約の件数である。 2 「全契約件数」は、以下の基準額により抽出した契約件数である。 物品購入役務契約：契約金額200万円以上のもの 工事契約：契約金額1円以上のもの 委託費：契約金額100万円以上のもの 3 契約件数には、無償資金協力に係る件数を含まない。</p> <p>平成16年2月から、より多くの企業等が入札に参加できるよう電子入・開札を開始</p> <p>(注)外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	区 分	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)	入札件数(件)	30	36	7	年 度	一般競争入札 契約件数 (a)	全契約件数 (b)	割 合 (a/b)	平成13年度	89	約1,000	9	14年度	162	約1,200	14	15年度	220	約1,300	17	
区 分	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)																								
入札件数(件)	30	36	7																								
年 度	一般競争入札 契約件数 (a)	全契約件数 (b)	割 合 (a/b)																								
平成13年度	89	約1,000	9																								
14年度	162	約1,200	14																								
15年度	220	約1,300	17																								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果												
75	<p>4 監査の強化【実施中】 会計監査を今後更に充実させる。昨年来、検事を監察査察官に、また公認会計士を監察部局に任期付き任用制度の下で職員に採用しながら、監察査察制度を整備し、さらに、公認会計士等外部専門家の参加を得ながら在外公館に対する特別集中査察を実施してきている。</p>	<p>監査の強化に関しては、次の措置が講じられている。 監察査察制度の整備 平成13年4月の外務省機能改革会議の提言（「不正と疑惑を根絶するための厳正な仕組みを作ることを目的として、外務省内に在外公館における査察に加えて、本省業務についての監察制度を新たに創設すること」）を受けて、14年4月、これまでの査察室と監察室を統合し監察査察官及び監察査察室が設置された。また、監察査察官に検事が任命されるなど、監察査察制度の整備が進められた。 その経緯は、表6-(4)- のとおりである。</p> <p>表6-(4)- 監察査察制度の整備に係る経緯</p> <table border="1" data-bbox="846 646 1962 906"> <thead> <tr> <th>整備年月</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和55年4月</td> <td>査察室の設置</td> </tr> <tr> <td>平成13年10月</td> <td>監察室の設置</td> </tr> <tr> <td>13年12月</td> <td>任期付き採用制度の下、監察室に公認会計士1名を採用</td> </tr> <tr> <td>14年4月</td> <td>監察査察官と監察査察室を設置（査察室と監察室の統合） 監察査察官に検事を任命</td> </tr> <tr> <td>14年7月</td> <td>任期付き採用制度の下、監察査察室に公認会計士2名を採用</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>在外公館に対する特別集中査察 在外公館に対する特別集中査察については、「査察使に関する省令」（昭和27年外務省令第21号）等に基づき、平成13年9月から開始され、外務省改革の一環として全在外公館（15年度末時点で182大使館・総領事館及び7日本政府代表部の計189公館）に対する査察をできるだけ速やかに実施するとの方針の下、公認会計士等外部専門家の参加を得ながら実施されている。 その実績は、表6-(4)- のとおりである。</p>	整備年月	整備内容	昭和55年4月	査察室の設置	平成13年10月	監察室の設置	13年12月	任期付き採用制度の下、監察室に公認会計士1名を採用	14年4月	監察査察官と監察査察室を設置（査察室と監察室の統合） 監察査察官に検事を任命	14年7月	任期付き採用制度の下、監察査察室に公認会計士2名を採用	A-c
整備年月	整備内容														
昭和55年4月	査察室の設置														
平成13年10月	監察室の設置														
13年12月	任期付き採用制度の下、監察室に公認会計士1名を採用														
14年4月	監察査察官と監察査察室を設置（査察室と監察室の統合） 監察査察官に検事を任命														
14年7月	任期付き採用制度の下、監察査察室に公認会計士2名を採用														

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果										
		<p>表 6 - (4) - 特別集中査察の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施年度</th> <th>対象公館数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度（9月～翌3月）</td> <td>28公館（15大使館、13総領事館）</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>50公館（39大使館、10総領事館、1政府代表部）</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>51公館（27大使館、22総領事館、2政府代表部）</td> </tr> <tr> <td>16年度（4月～7月）</td> <td>11公館（4大使館、5総領事館、2政府代表部）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	実施年度	対象公館数等	平成13年度（9月～翌3月）	28公館（15大使館、13総領事館）	14年度	50公館（39大使館、10総領事館、1政府代表部）	15年度	51公館（27大使館、22総領事館、2政府代表部）	16年度（4月～7月）	11公館（4大使館、5総領事館、2政府代表部）	
実施年度	対象公館数等												
平成13年度（9月～翌3月）	28公館（15大使館、13総領事館）												
14年度	50公館（39大使館、10総領事館、1政府代表部）												
15年度	51公館（27大使館、22総領事館、2政府代表部）												
16年度（4月～7月）	11公館（4大使館、5総領事館、2政府代表部）												
76	<p>今後ともこれら外部人材の協力を得ながら、省内の部局に対する監察の着実な実施と全在外公館を対象とした特別集中査察の実施を促進する。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>「査察使に関する省令」、平成14年11月制定の「監察査察官に関する訓令」（平成14年大臣訓令第18号）等に基づき、外務本省全部局及び全在外公館を対象として監察及び特別集中査察が実施されている（監察査察官については14年4月に改正された外務省組織令（平成12年政令第249号）において規定）。</p> <p>外務本省部局に対する監察については、平成13年12月から開始され、13年度は2部局（文化交流部及び軍備管理・科学審議官組織）を対象に実施されているが、監察査察官が設置された14年4月からは、表 6 - (4) - のとおり、14年度5部局、15年度5部局、16年度6月末までに1部局に対して実施されている。</p> <p>表 6 - (4) - 監察の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施年度</th> <th>対象部局数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度</td> <td>5部局 領事移住部（4課1室1センター）、北米局（3課1室）、大臣官房（1室）、アフリカ審議官組織（2課）、儀典組織（2室）</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>5部局 アジア大洋州局（3課）、大臣官房（1課1室）、条約局（3課）、外務報道官組織（3課1室）、外務省研修所</td> </tr> <tr> <td>16年度（4月～6月）</td> <td>1部局 国際情報局（3課1室）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	実施年度	対象部局数等	平成14年度	5部局 領事移住部（4課1室1センター）、北米局（3課1室）、大臣官房（1室）、アフリカ審議官組織（2課）、儀典組織（2室）	15年度	5部局 アジア大洋州局（3課）、大臣官房（1課1室）、条約局（3課）、外務報道官組織（3課1室）、外務省研修所	16年度（4月～6月）	1部局 国際情報局（3課1室）	A-a		
実施年度	対象部局数等												
平成14年度	5部局 領事移住部（4課1室1センター）、北米局（3課1室）、大臣官房（1室）、アフリカ審議官組織（2課）、儀典組織（2室）												
15年度	5部局 アジア大洋州局（3課）、大臣官房（1課1室）、条約局（3課）、外務報道官組織（3課1室）、外務省研修所												
16年度（4月～6月）	1部局 国際情報局（3課1室）												

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>また、在外公館に対する特別集中査察については、平成13年9月から開始され、13年度は28公館、14年度は50公館、15年度は51公館、16年度は7月末までに11公館を対象に実施されている。</p> <p>なお、抜き打ち査察について、外務省は、「どのような方法が有効であるかを考慮しつつ、必要に応じて実施する。」としている。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>< 在外公館実地調査の結果 ></p> <p>今回、10公館において、物品の管理状況を实地に調査したところ、次のような例があり、物品の管理に関して不十分となっている状況がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10公館の中には、最近2年以内に特別集中査察が行われているにもかかわらず、テレビやビデオ等の物品が台帳上は存在するが、台帳上記載された場所に備え付けられていない例、台帳上は存在するが、その所在が不明となっている例がみられた。 <p>なお、物品の管理については、前記の「1 予算執行の効率性・透明性の確保」に係る調査結果の中で述べたとおり、会計担当者の業務量の増という環境の中で台帳整備等を手作業で行う必要があるため、これが適切に行われていないという事情（No.71の「在外公館実地調査の結果」における「法令に基づく物品管理台帳が十分に整備されていない例」参照）も存在する。</p> <p>このため、監察査察制度による事後チェックの推進は、前記の「1 予算執行の効率性・透明性の確保」に係る調査結果の中で述べた改善措置（引き続き、会計業務の簡素合理化に関する在外公館の会計事務関係者の意見等を参考にするなどして、IT化の推進等会計業務の改善に向けて取組を行う必要がある）と併せて、より一層の予算執行の効率化・適切化の推進、公私の区分の一層の徹底を図るために実施される必要がある。</p> <p>< 所見 ></p> <p>外務本省部局に対する監察や在外公館に対する特別集中査察は着実に実施されつつあるが、その一方で、在外公館における物品の管理に関して台帳が未整備であるなど不十分な例がみられることから、特別集中査察については、その内容の一層の充実を図ることなどにより、更なる確に実施する必要がある。</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																				
77	<p>5 研修の実施【実施中】 適正な会計処理を確保するために、本省及び在外の会計担当官の研修を一層充実させる。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 本省在籍者に対しては、表6-(5)- に挙げた研修の中で会計研修が実施されており、このうち、平成14年8月の「行動計画」の策定後に、新規に実施されるようになったものは1件、研修内容等を改訂したものは2件となっている。</p> <p>表6-(5)- 本省在籍者に対する会計研修の実績</p> <table border="1" data-bbox="810 507 1982 901"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>対象者(研修時間)</th> <th>実施年度(平成14年度~16年度)(実施回数)</th> <th>会計研修の新規実施</th> <th>会計研修内容等の改訂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2・3部前期研修</td> <td>種・専門職職員 (会計部分80分×3日間)</td> <td>14、15、16(計3回)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4部初任研修</td> <td>種職員 (会計部分160分×2日間)</td> <td>14、15、16(計3回)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>首席事務官研修</td> <td>首席事務官 (会計部分80分×1コマ)</td> <td>14、15、16(計3回)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の資料に基づき本省が作成した。 2 研修時間は、平成14年度実績である。 3 実施回数は、平成16年8月末までの累計である。 4 「 」は、「行動計画」の策定後に、会計研修を新規に実施したもの、又は会計研修内容等を改訂して実施したものを示す。</p> <p>また、在外公館で会計業務を担当する者に対しては、表6-(5)- に挙げた研修の中で会計研修が実施されており、このうち、平成14年8月の「行動計画」の策定後に、新規に実施されるようになったものは1件、研修内容等を改訂したものは4件となっている。</p>	研修名	対象者(研修時間)	実施年度(平成14年度~16年度)(実施回数)	会計研修の新規実施	会計研修内容等の改訂	第2・3部前期研修	種・専門職職員 (会計部分80分×3日間)	14、15、16(計3回)			第4部初任研修	種職員 (会計部分160分×2日間)	14、15、16(計3回)			首席事務官研修	首席事務官 (会計部分80分×1コマ)	14、15、16(計3回)			A-a
研修名	対象者(研修時間)	実施年度(平成14年度~16年度)(実施回数)	会計研修の新規実施	会計研修内容等の改訂																			
第2・3部前期研修	種・専門職職員 (会計部分80分×3日間)	14、15、16(計3回)																					
第4部初任研修	種職員 (会計部分160分×2日間)	14、15、16(計3回)																					
首席事務官研修	首席事務官 (会計部分80分×1コマ)	14、15、16(計3回)																					

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果					判定結果
	表 6 - (5) - 在外公館で会計業務を担当する者等に対する会計研修の実績					
研修名	対象者（研修時間）	実施年度（平成14年度～16年度）（実施回数）	会計研修の新規実施	会計研修内容等の改訂		
在外公館官房要員事務研修	入省4年目の種職員（会計部分150分×17日間）	14、15（計2回） 16は今後予定				
在外公館赴任前研修	在外公館赴任予定者（会計部分105分×1コマ、同60分×1コマ）	14、15、16（計9回）				
在外赴任前会計特別研修	会計担当者として在外公館に赴任する者（会計部分1週間）	14、15、16（計22回）				
在外実務研修	若手会計初任者（会計部分1日6時間）	14、15、16（計4回）				
在外公館次席研修	在外公館次席年次職員（会計部分105分×1コマ、同60分×1コマ、同80分×1コマ）	14、15（計2回） 16は今後予定				
<p>（注）1 外務省の資料に基づき当省が作成した。 2 研修時間は、平成14年度実績である 3 実施回数は、平成16年8月末までの累計である。 4 「 」は、「行動計画」の策定後に、会計研修を新規に実施したもの、又は会計研修内容を改訂して実施したものを示す。</p> <p>さらに、在外公館における適正な会計処理を確保するとともに、会計指導体制を強化するため、「出納官吏会議の開催について」（平成13年12月28日）に基づき、在外公館において会計上のすべての責任を負う職にある者（館務の総括的地位にある公使、参事官等）を対象とした「出納官吏会議」が表6-(5)- のとおり開催されている。</p>						

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																							
	<p>表 6 - (5) - 出納官吏会議の開催実績</p> <table border="1" data-bbox="846 300 1944 451"> <thead> <tr> <th>実施年度</th> <th>開催数、開催地域数及び参加公館数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度</td> <td>1 回開催 (1 地域、23公館参加)</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>6 回開催 (6 地域、75公館参加)</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>4 回開催 (4 地域、43公館参加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>< 館員意識調査の結果 ></p> <p>36公館の会計担当者 (専門調査員及び派遣員を除く。以下同じ。) 50人に対し、会計に関する研修の受講の有無について聴取したところ、表 6 - (5) - のとおり、「受講した」とする者が 4 人 (8.0%) であるのに対し、「受講していない」とする者が 36 人 (72.0%) となっており、受講率の低い状況がみられた。</p> <p>また、「受講した」とする 4 人は、在外公館赴任前研修等で受講したとしており、4 人全員が「有益だった」と評価している。</p> <p>表 6 - (5) - 会計に関する研修の受講の有無について</p> <p style="text-align: right;">(単位 : 人、%)</p> <table border="1" data-bbox="846 906 1944 1098"> <thead> <tr> <th>回答区分</th> <th>回答者数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講した</td> <td>4</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>受講していない</td> <td>36</td> <td>72.0</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>10</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>50</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p> <p>一方、会計担当者 50 人に対し、本省及び在外の会計担当官研修に関して、「今後改善すべき点は何か」について聴取したところ、次のように、研修機会の増加、内容の充実等に関する意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計初任者だけでなく、すべての会計担当が同一に定期的に研修を受講できるようにすべき。(類似意見 4 人) ・ 研修の受講機会を増やすべき。(同 2 人) ・ 公金支出の知識は会計担当者以外も身につけるべき。(同 1 人) 	実施年度	開催数、開催地域数及び参加公館数	平成13年度	1 回開催 (1 地域、23公館参加)	14年度	6 回開催 (6 地域、75公館参加)	15年度	4 回開催 (4 地域、43公館参加)	回答区分	回答者数	構成比	受講した	4	8.0	受講していない	36	72.0	無回答	10	20.0	計	50	100.0	
実施年度	開催数、開催地域数及び参加公館数																								
平成13年度	1 回開催 (1 地域、23公館参加)																								
14年度	6 回開催 (6 地域、75公館参加)																								
15年度	4 回開催 (4 地域、43公館参加)																								
回答区分	回答者数	構成比																							
受講した	4	8.0																							
受講していない	36	72.0																							
無回答	10	20.0																							
計	50	100.0																							

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																		
		<p>・ 1週間程度の初任者研修だけで、在外公館の会計を1人で担うのは無理がある。(同1人)</p> <p><所見> 会計研修については、研修を受講した者がその有益性を評価している一方で、いまだ研修を受講したことがないとする者が調査した50人中36人(72%)もみられ、また、会計研修の改善を求める意見も聴かれることから、これらを踏まえ、会計研修の内容、対象範囲等の充実を図りつつ、今後も引き続き着実に実施する必要がある。</p>																			
78	<p>6 決算の充実【直ちに実施】</p> <p>決算については、従来より内閣に対し独立の地位を有する会計検査院による検査を受けている。外務省においては、外部専門家の参加を得た監察査察の実施等によっても予算執行の事後のチェック機能を強化している。今後、総合外交政策局と大臣官房が連携して政策評価を実施し、翌年度予算の効率的・効果的な編成を目指す。</p>	<p>決算の充実に関しては、表6-(6)のとおり措置が講じられている。</p> <p>表6-(6) 決算の充実に係る措置実績</p> <table border="1" data-bbox="835 683 1960 1369"> <thead> <tr> <th data-bbox="835 683 1077 719">事 項</th> <th data-bbox="1077 683 1960 719">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="835 719 1077 1082">会計検査院による検査の受検</td> <td data-bbox="1077 719 1960 1082"> <p>外務本省においては、年に2回、全課室を対象として、会計検査院による検査を受検</p> <p>在外公館においては、毎年2月から6月までに会計検査院による検査を受検。その受検公館数は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1149 863 1852 1050"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 863 1494 900">実施年次(暦年)</th> <th data-bbox="1494 863 1852 900">受検公館数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 900 1494 936">平成13年次</td> <td data-bbox="1494 900 1852 936">13公館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 936 1494 973">14年次</td> <td data-bbox="1494 936 1852 973">21公館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 973 1494 1010">15年次</td> <td data-bbox="1494 973 1852 1010">26公館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1010 1494 1046">16年次</td> <td data-bbox="1494 1010 1852 1046">21公館</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="835 1082 1077 1225">監察査察の実施等による予算執行の事後チェック機能の強化</td> <td data-bbox="1077 1082 1960 1225"> <p>任期付きで採用した公認会計士3名(平成16年1月からは1名空席)の参加を得て、外務本省の各部局に対する監察や在外公館に対する特別集中査察を実施することにより、予算執行の事後のチェック機能を強化</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="835 1225 1077 1369">政策評価の実施による翌年度予算の効率的・効果的な編成</td> <td data-bbox="1077 1225 1960 1369"> <p>政策評価については、平成14年度から、総合外交政策局と大臣官房(考査・政策評価官、総務課及び会計課)が中心となって実施し、15年度からは、毎年度、前年度の政策評価書の内容精査や総合的審査を通じて、政策評価結果を予算要求に反映</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	事 項	左記の事項の措置実績	会計検査院による検査の受検	<p>外務本省においては、年に2回、全課室を対象として、会計検査院による検査を受検</p> <p>在外公館においては、毎年2月から6月までに会計検査院による検査を受検。その受検公館数は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1149 863 1852 1050"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 863 1494 900">実施年次(暦年)</th> <th data-bbox="1494 863 1852 900">受検公館数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 900 1494 936">平成13年次</td> <td data-bbox="1494 900 1852 936">13公館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 936 1494 973">14年次</td> <td data-bbox="1494 936 1852 973">21公館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 973 1494 1010">15年次</td> <td data-bbox="1494 973 1852 1010">26公館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1010 1494 1046">16年次</td> <td data-bbox="1494 1010 1852 1046">21公館</td> </tr> </tbody> </table>	実施年次(暦年)	受検公館数	平成13年次	13公館	14年次	21公館	15年次	26公館	16年次	21公館	監察査察の実施等による予算執行の事後チェック機能の強化	<p>任期付きで採用した公認会計士3名(平成16年1月からは1名空席)の参加を得て、外務本省の各部局に対する監察や在外公館に対する特別集中査察を実施することにより、予算執行の事後のチェック機能を強化</p>	政策評価の実施による翌年度予算の効率的・効果的な編成	<p>政策評価については、平成14年度から、総合外交政策局と大臣官房(考査・政策評価官、総務課及び会計課)が中心となって実施し、15年度からは、毎年度、前年度の政策評価書の内容精査や総合的審査を通じて、政策評価結果を予算要求に反映</p>	A-c
事 項	左記の事項の措置実績																				
会計検査院による検査の受検	<p>外務本省においては、年に2回、全課室を対象として、会計検査院による検査を受検</p> <p>在外公館においては、毎年2月から6月までに会計検査院による検査を受検。その受検公館数は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1149 863 1852 1050"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 863 1494 900">実施年次(暦年)</th> <th data-bbox="1494 863 1852 900">受検公館数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 900 1494 936">平成13年次</td> <td data-bbox="1494 900 1852 936">13公館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 936 1494 973">14年次</td> <td data-bbox="1494 936 1852 973">21公館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 973 1494 1010">15年次</td> <td data-bbox="1494 973 1852 1010">26公館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1010 1494 1046">16年次</td> <td data-bbox="1494 1010 1852 1046">21公館</td> </tr> </tbody> </table>	実施年次(暦年)	受検公館数	平成13年次	13公館	14年次	21公館	15年次	26公館	16年次	21公館										
実施年次(暦年)	受検公館数																				
平成13年次	13公館																				
14年次	21公館																				
15年次	26公館																				
16年次	21公館																				
監察査察の実施等による予算執行の事後チェック機能の強化	<p>任期付きで採用した公認会計士3名(平成16年1月からは1名空席)の参加を得て、外務本省の各部局に対する監察や在外公館に対する特別集中査察を実施することにより、予算執行の事後のチェック機能を強化</p>																				
政策評価の実施による翌年度予算の効率的・効果的な編成	<p>政策評価については、平成14年度から、総合外交政策局と大臣官房(考査・政策評価官、総務課及び会計課)が中心となって実施し、15年度からは、毎年度、前年度の政策評価書の内容精査や総合的審査を通じて、政策評価結果を予算要求に反映</p>																				

項目7 NGOとの新しい関係

ア 調査結果の概要

本項目においては、「NGO諸団体への職員派遣」など4細目について7事項の措置を講ずることとされている。

今回、これら7事項の措置状況について調査した結果、NGO諸団体への職員派遣、NGO担当大使の設置、NGO連絡センターの拡充、NGOへの情報発信機能の向上、日本NGO支援無償資金協力の導入など、7事項のすべてについて措置が講じられ、その改善が図られており、「NGOとの新しい関係」はおおむね進捗している状況がみられた。

なお、NGO団体から、「外務省職員のNGOへの派遣期間を更に延長すべき」など、「NGOとの新しい関係」に関して一層の改善を求める意見が出されている。

イ 総括表

(単位：事項)

	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの			措置が講じられていないもの	
		A	A-a	A-b	A-c	B
79	(1) NGO諸団体への職員派遣					
	(2) NGOとの連携の実施					
80	NGO担当大使の設置					
81	NGO連絡センターの拡充					
82	NGOとの連携に関する諸措置の実施					
83	NGOへの情報発信機能の向上					
84	(3) NGOとの懇談会					
85	(4) NGOの活動支援基盤整備					
	合計	7	0	1	6	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「」は、「措置が講じられているもの」等の区分に該当することを示している。

ウ 個別事項の調査結果

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
79	<p>1 NGO 諸団体への職員派遣 NGOとの関係強化と職員のNGO についての理解を深めるため、 - 今春、若手 種・専門職職員をNGO に派遣した。【既に実施】 - 幹部職員のNGOへの長期派遣を開 始した。【既に実施】 - NGOの協力を得て、50名程度の外務 省職員をNGO諸団体に派遣する。 【平成14年秋を目途に実施】</p>	<p>NGOへの若手職員派遣については、平成14年8月の「行動計画」の策定前(13年度)におい て、本省勤務の若手 種・専門職職員38人が3日間派遣されている。また、幹部職員のNGOへ の長期派遣として、14年7月から15年6月までの1年間、幹部職員1人が派遣されている。 「行動計画」策定後の実績は、表7-(1)- のとおりである。</p> <p>表7-(1)- NGOへの職員派遣に係る措置実績</p> <table border="1" data-bbox="801 571 1960 1353"> <thead> <tr> <th data-bbox="801 571 992 611">年 度</th> <th data-bbox="992 571 1960 611">NGOへの派遣に係る措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="801 611 992 786">平成14年度</td> <td data-bbox="992 611 1960 786"> <p>平成14年11月から15年2月にかけて、本省勤務の若手職員(原則として 35歳未満)49人を、「国際協力NGOセンター(JANIC)」傘下の17 団体にそれぞれ1週間派遣 この49人の派遣研修の一環として、平成14年11月にNGOの参加も得て オリエンテーションを実施</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 786 992 1281">15年度</td> <td data-bbox="992 786 1960 1281"> <p>平成14年度に派遣した職員に対するアンケート調査の結果等を踏まえ、 更なる研修効果の向上を図るべく所要の強化・改善策を講ずる形で、15 年度の「国際協力NGOインターンシップ・プログラム」の実施要領を策 定 上記実施要領に基づき、平成15年度は、14年度の「1週間」の派遣期間 を「2週間から1か月程度」に延長し、本省勤務の若手職員15人をNGO 13団体に派遣(派遣後、派遣職員に対するアンケート調査を実施) 平成15年7月、研修に先立ち、NGO関係者の参加を得てオリエンテー ションを実施。また、研修終了直前の16年3月には、受入先NGO関係者 と派遣職員が一同に会し、報告・意見交換会を実施し、16年度の派遣研修 の実施の在り方について議論 上記のほか、平成16年3月、初の試みとして海外でのNGOプロジェク ト実施現場において研修を行うため、在ミャンマー大使館の職員(書記官) を10日間にわたりミャンマーのNGO活動現場に派遣</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1281 992 1353">16年度</td> <td data-bbox="992 1281 1960 1353"> <p>平成15年度と同様に、若手 種・専門職職員を国内NGOに派遣する予 定。また、海外でのNGO活動現場への派遣についても積極的に検討</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	年 度	NGOへの派遣に係る措置実績	平成14年度	<p>平成14年11月から15年2月にかけて、本省勤務の若手職員(原則として 35歳未満)49人を、「国際協力NGOセンター(JANIC)」傘下の17 団体にそれぞれ1週間派遣 この49人の派遣研修の一環として、平成14年11月にNGOの参加も得て オリエンテーションを実施</p>	15年度	<p>平成14年度に派遣した職員に対するアンケート調査の結果等を踏まえ、 更なる研修効果の向上を図るべく所要の強化・改善策を講ずる形で、15 年度の「国際協力NGOインターンシップ・プログラム」の実施要領を策 定 上記実施要領に基づき、平成15年度は、14年度の「1週間」の派遣期間 を「2週間から1か月程度」に延長し、本省勤務の若手職員15人をNGO 13団体に派遣(派遣後、派遣職員に対するアンケート調査を実施) 平成15年7月、研修に先立ち、NGO関係者の参加を得てオリエンテー ションを実施。また、研修終了直前の16年3月には、受入先NGO関係者 と派遣職員が一同に会し、報告・意見交換会を実施し、16年度の派遣研修 の実施の在り方について議論 上記のほか、平成16年3月、初の試みとして海外でのNGOプロジェク ト実施現場において研修を行うため、在ミャンマー大使館の職員(書記官) を10日間にわたりミャンマーのNGO活動現場に派遣</p>	16年度	<p>平成15年度と同様に、若手 種・専門職職員を国内NGOに派遣する予 定。また、海外でのNGO活動現場への派遣についても積極的に検討</p>	A-c
年 度	NGOへの派遣に係る措置実績										
平成14年度	<p>平成14年11月から15年2月にかけて、本省勤務の若手職員(原則として 35歳未満)49人を、「国際協力NGOセンター(JANIC)」傘下の17 団体にそれぞれ1週間派遣 この49人の派遣研修の一環として、平成14年11月にNGOの参加も得て オリエンテーションを実施</p>										
15年度	<p>平成14年度に派遣した職員に対するアンケート調査の結果等を踏まえ、 更なる研修効果の向上を図るべく所要の強化・改善策を講ずる形で、15 年度の「国際協力NGOインターンシップ・プログラム」の実施要領を策 定 上記実施要領に基づき、平成15年度は、14年度の「1週間」の派遣期間 を「2週間から1か月程度」に延長し、本省勤務の若手職員15人をNGO 13団体に派遣(派遣後、派遣職員に対するアンケート調査を実施) 平成15年7月、研修に先立ち、NGO関係者の参加を得てオリエンテー ションを実施。また、研修終了直前の16年3月には、受入先NGO関係者 と派遣職員が一同に会し、報告・意見交換会を実施し、16年度の派遣研修 の実施の在り方について議論 上記のほか、平成16年3月、初の試みとして海外でのNGOプロジェク ト実施現場において研修を行うため、在ミャンマー大使館の職員(書記官) を10日間にわたりミャンマーのNGO活動現場に派遣</p>										
16年度	<p>平成15年度と同様に、若手 種・専門職職員を国内NGOに派遣する予 定。また、海外でのNGO活動現場への派遣についても積極的に検討</p>										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>平成15年度のNGOへの職員派遣の検討に当たって、外務省は、14年度に派遣した職員49人に対し、派遣結果のアンケート調査を実施している。</p> <p>その調査結果をみると、「NGOに対する理解が深まった」と回答した者が47人、各種プロジェクト業務やイベント運営等の各種事業の運営補助等の「実習内容が適当」と回答した者が39人、「外部の組織の業務を体験する機会として非常に有意義なので、来年度以降も継続してほしい」と回答した者が多数みられた。</p> <p>一方、1週間の「派遣期間が短い」と回答した者が27人、「実習内容が適当でない」と回答した者が8人みられるなど、職員派遣の実施形態の改善に関する意見も出されている。</p> <p>これを踏まえて、外務省は、平成15年度、16年度も引き続きNGOへの職員派遣を実施するとともに、15年度の派遣期間を前年度の「1週間」から「2週間から1か月程度」に延長している。</p> <p>なお、今回、当省が行ったNGO面談調査において、派遣を受け入れているNGOに対し、NGOへの外務省職員の派遣に関して聴取したところ、次のような意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NGOへの派遣自体は、NGO業務とはどのようなものなのかを理解してもらうため有意義なものであり、今後も継続すべき。(1団体) ・ 派遣期間が短いため、単純作業を手伝ってもらう程度の作業しか任せられず、NGOの実態を十分に理解できるほどではない。最低限、半年から1年程度の派遣期間が必要ではないか。(2団体) ・ 職員派遣による効果が見えてこないため、外務省は、職員派遣による成果・効果をどのように活用するのか明確にすべき。(1団体) 	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																							
80	<p>2 NGOとの連携の実施 省内にNGO担当大使を設置し、NGOと外務省との連携の推進や共通課題への方針を統括させる。【速やかに入選の上、平成14年秋までに任命】</p>	<p>NGO担当大使の設置等に関しては、表7-(2)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表7-(2)- NGO担当大使に係る措置実績</p> <table border="1" data-bbox="824 400 1960 1225"> <thead> <tr> <th data-bbox="824 400 1070 443">事項</th> <th colspan="4" data-bbox="1070 400 1960 443">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="824 443 1070 517">NGO担当大使の設置</td> <td colspan="4" data-bbox="1070 443 1960 517">平成14年11月8日付けで、五月女・前駐ザンビア大使を初代NGO担当大使に任命</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 517 1070 1225">NGOと外務省との連携の推進等</td> <td colspan="4" data-bbox="1070 517 1960 1225"> <p>NGO担当大使は、NGOと外務省との連携等を推進するため、外務省と我が国のNGOとの意見交換・情報交換の場 NGOと連携して地方の国際化、国際交流を行っている地方自治体との意見交換・情報交換の機会 に外務省の代表として参加。参加例は、次のとおり NGOとの意見交換・情報交換の場への参加例</p> <table border="1" data-bbox="1122 724 1930 868"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 724 1339 798">意見交換・情報交換の場</th> <th data-bbox="1339 724 1525 798">平成14年度</th> <th data-bbox="1525 724 1711 798">15年度</th> <th data-bbox="1711 724 1930 798">16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 798 1339 868">NGO・外務省定期協議会</td> <td data-bbox="1339 798 1525 868">3回開催中 2回参加</td> <td data-bbox="1525 798 1711 868">6回開催中 全回参加</td> <td data-bbox="1711 798 1930 868">3回開催中 全回参加</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記定期協議会の開催回数は、NGO担当大使任命後に開催されたものを掲載した。また、開催回数には連携推進委員会とODA政策協議会を含む。</p> <p>地方自治体との意見交換・情報交換の機会への参加例</p> <table border="1" data-bbox="1122 1011 1930 1155"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 1011 1339 1085">意見交換・情報交換の機会</th> <th data-bbox="1339 1011 1525 1085">平成14年度</th> <th data-bbox="1525 1011 1711 1085">15年度</th> <th data-bbox="1711 1011 1930 1085">16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 1085 1339 1155">タウンミーティング</td> <td data-bbox="1339 1085 1525 1155">6回開催中 全回参加</td> <td data-bbox="1525 1085 1711 1155">10回開催中 全回参加</td> <td data-bbox="1711 1085 1930 1155">3回開催中 全回参加</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記タウンミーティングの開催回数は、NGO担当大使任命後に開催されたものを掲載した。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="824 1225 1960 1262">(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="824 1299 1960 1362"> <p>なお、今回、当省が行ったNGO面談調査において、NGO担当大使によるNGOとの連携の実施に関して聴取したところ、次のような意見がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NGO担当大使の窓口は大臣官房であり、ODA施策やNGO支援の実施部局(経済協力局) </td> </tr> </tbody> </table>	事項	左記の事項の措置実績				NGO担当大使の設置	平成14年11月8日付けで、五月女・前駐ザンビア大使を初代NGO担当大使に任命				NGOと外務省との連携の推進等	<p>NGO担当大使は、NGOと外務省との連携等を推進するため、外務省と我が国のNGOとの意見交換・情報交換の場 NGOと連携して地方の国際化、国際交流を行っている地方自治体との意見交換・情報交換の機会 に外務省の代表として参加。参加例は、次のとおり NGOとの意見交換・情報交換の場への参加例</p> <table border="1" data-bbox="1122 724 1930 868"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 724 1339 798">意見交換・情報交換の場</th> <th data-bbox="1339 724 1525 798">平成14年度</th> <th data-bbox="1525 724 1711 798">15年度</th> <th data-bbox="1711 724 1930 798">16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 798 1339 868">NGO・外務省定期協議会</td> <td data-bbox="1339 798 1525 868">3回開催中 2回参加</td> <td data-bbox="1525 798 1711 868">6回開催中 全回参加</td> <td data-bbox="1711 798 1930 868">3回開催中 全回参加</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記定期協議会の開催回数は、NGO担当大使任命後に開催されたものを掲載した。また、開催回数には連携推進委員会とODA政策協議会を含む。</p> <p>地方自治体との意見交換・情報交換の機会への参加例</p> <table border="1" data-bbox="1122 1011 1930 1155"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 1011 1339 1085">意見交換・情報交換の機会</th> <th data-bbox="1339 1011 1525 1085">平成14年度</th> <th data-bbox="1525 1011 1711 1085">15年度</th> <th data-bbox="1711 1011 1930 1085">16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 1085 1339 1155">タウンミーティング</td> <td data-bbox="1339 1085 1525 1155">6回開催中 全回参加</td> <td data-bbox="1525 1085 1711 1155">10回開催中 全回参加</td> <td data-bbox="1711 1085 1930 1155">3回開催中 全回参加</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記タウンミーティングの開催回数は、NGO担当大使任命後に開催されたものを掲載した。</p>				意見交換・情報交換の場	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)	NGO・外務省定期協議会	3回開催中 2回参加	6回開催中 全回参加	3回開催中 全回参加	意見交換・情報交換の機会	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)	タウンミーティング	6回開催中 全回参加	10回開催中 全回参加	3回開催中 全回参加	(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。				<p>なお、今回、当省が行ったNGO面談調査において、NGO担当大使によるNGOとの連携の実施に関して聴取したところ、次のような意見がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NGO担当大使の窓口は大臣官房であり、ODA施策やNGO支援の実施部局(経済協力局) 				A-c
事項	左記の事項の措置実績																																									
NGO担当大使の設置	平成14年11月8日付けで、五月女・前駐ザンビア大使を初代NGO担当大使に任命																																									
NGOと外務省との連携の推進等	<p>NGO担当大使は、NGOと外務省との連携等を推進するため、外務省と我が国のNGOとの意見交換・情報交換の場 NGOと連携して地方の国際化、国際交流を行っている地方自治体との意見交換・情報交換の機会 に外務省の代表として参加。参加例は、次のとおり NGOとの意見交換・情報交換の場への参加例</p> <table border="1" data-bbox="1122 724 1930 868"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 724 1339 798">意見交換・情報交換の場</th> <th data-bbox="1339 724 1525 798">平成14年度</th> <th data-bbox="1525 724 1711 798">15年度</th> <th data-bbox="1711 724 1930 798">16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 798 1339 868">NGO・外務省定期協議会</td> <td data-bbox="1339 798 1525 868">3回開催中 2回参加</td> <td data-bbox="1525 798 1711 868">6回開催中 全回参加</td> <td data-bbox="1711 798 1930 868">3回開催中 全回参加</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記定期協議会の開催回数は、NGO担当大使任命後に開催されたものを掲載した。また、開催回数には連携推進委員会とODA政策協議会を含む。</p> <p>地方自治体との意見交換・情報交換の機会への参加例</p> <table border="1" data-bbox="1122 1011 1930 1155"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 1011 1339 1085">意見交換・情報交換の機会</th> <th data-bbox="1339 1011 1525 1085">平成14年度</th> <th data-bbox="1525 1011 1711 1085">15年度</th> <th data-bbox="1711 1011 1930 1085">16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 1085 1339 1155">タウンミーティング</td> <td data-bbox="1339 1085 1525 1155">6回開催中 全回参加</td> <td data-bbox="1525 1085 1711 1155">10回開催中 全回参加</td> <td data-bbox="1711 1085 1930 1155">3回開催中 全回参加</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記タウンミーティングの開催回数は、NGO担当大使任命後に開催されたものを掲載した。</p>				意見交換・情報交換の場	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)	NGO・外務省定期協議会	3回開催中 2回参加	6回開催中 全回参加	3回開催中 全回参加	意見交換・情報交換の機会	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)	タウンミーティング	6回開催中 全回参加	10回開催中 全回参加	3回開催中 全回参加																						
意見交換・情報交換の場	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)																																							
NGO・外務省定期協議会	3回開催中 2回参加	6回開催中 全回参加	3回開催中 全回参加																																							
意見交換・情報交換の機会	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)																																							
タウンミーティング	6回開催中 全回参加	10回開催中 全回参加	3回開催中 全回参加																																							
(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。																																										
<p>なお、今回、当省が行ったNGO面談調査において、NGO担当大使によるNGOとの連携の実施に関して聴取したところ、次のような意見がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NGO担当大使の窓口は大臣官房であり、ODA施策やNGO支援の実施部局(経済協力局) 																																										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
		<p>ではないことから、その権限がどこまであるのか疑問である。例えば、ある案件をプレス発表しても、その案件を誰がいつ実施するのか不明確であるので、その権限の範囲を明確にすべき。 (2団体)</p>							
81	<p>省内のNGO連絡センターを一層拡充し、NGOに対する窓口機能やNGOへの情報発信機能を向上させる。【平成14年10月末までに実施】</p>	<p>外務省は、平成12年10月、NGOから寄せられる様々な照会や要望等に適切に対応するとともに、これら照会や要望等に係る窓口の一元化を図るため、大臣官房国内広報課にNGO連絡センターを設置した。このNGOセンターの拡充に係る措置実績は、表7-(2)- のとおりである。</p> <p>表7-(2)- NGO連絡センターの拡充に係る措置実績</p> <table border="1" data-bbox="801 576 1982 1042"> <thead> <tr> <th data-bbox="801 576 1025 619">事 項</th> <th data-bbox="1025 576 1982 619">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="801 619 1025 898">窓口機能の向上</td> <td data-bbox="1025 619 1982 898"> <p>平成15年2月、NGO連絡センターの機能を拡充することを目的として、14年11月に発令されたNGO担当大使に同センター長を兼任させるとともに、引き続き、国内広報課課員により同センター長の業務を支援</p> <p>なお、外務省は、「従来より、開発援助、緊急人道支援、環境、軍縮・不拡散等の分野に係る部局とNGOとの間でコンタクトが図られている場合はその関係を維持しつつ、NGO連絡センターでは、主として、新たにコンタクトを求めてくるNGOからの照会や要望等を、外務省の窓口として一元的に受け、遅滞なく関係部局に伝達している。」としている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 898 1025 1042">情報発信機能の向上</td> <td data-bbox="1025 898 1982 1042"> <p>NGOへの情報発信として、平成15年8月25日に、WTO第5回閣僚会議に関連してNGOに対する説明会を国内において開催するとともに、同年9月10日から9月14日の間、閣僚会議中の現地(メキシコ)において意見交換会を開催</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>上記のほか、外務省は、NGO連絡センターの情報発信機能が向上した例として、次の点を挙げている。</p> <p>NGO連絡センターは、各種NGOに対する外務省としての窓口を主な業務としており、その情報発信機能については、NGO担当大使の任命及びそのNGO連絡センター長就任により活性化されている。</p> <p>具体的には、平成15年度は、NGO担当大使が、)第3回アフリカ開発会議(TICAD)等の国際会議におけるNGOとの意見交換会やシンポジウムを主催し、また、)タウンミーティング、NGO・国際交流会議、大学、大学院等学術・研究機関における講演や意見交</p>	事 項	左記の事項の措置実績	窓口機能の向上	<p>平成15年2月、NGO連絡センターの機能を拡充することを目的として、14年11月に発令されたNGO担当大使に同センター長を兼任させるとともに、引き続き、国内広報課課員により同センター長の業務を支援</p> <p>なお、外務省は、「従来より、開発援助、緊急人道支援、環境、軍縮・不拡散等の分野に係る部局とNGOとの間でコンタクトが図られている場合はその関係を維持しつつ、NGO連絡センターでは、主として、新たにコンタクトを求めてくるNGOからの照会や要望等を、外務省の窓口として一元的に受け、遅滞なく関係部局に伝達している。」としている。</p>	情報発信機能の向上	<p>NGOへの情報発信として、平成15年8月25日に、WTO第5回閣僚会議に関連してNGOに対する説明会を国内において開催するとともに、同年9月10日から9月14日の間、閣僚会議中の現地(メキシコ)において意見交換会を開催</p>	A-c
事 項	左記の事項の措置実績								
窓口機能の向上	<p>平成15年2月、NGO連絡センターの機能を拡充することを目的として、14年11月に発令されたNGO担当大使に同センター長を兼任させるとともに、引き続き、国内広報課課員により同センター長の業務を支援</p> <p>なお、外務省は、「従来より、開発援助、緊急人道支援、環境、軍縮・不拡散等の分野に係る部局とNGOとの間でコンタクトが図られている場合はその関係を維持しつつ、NGO連絡センターでは、主として、新たにコンタクトを求めてくるNGOからの照会や要望等を、外務省の窓口として一元的に受け、遅滞なく関係部局に伝達している。」としている。</p>								
情報発信機能の向上	<p>NGOへの情報発信として、平成15年8月25日に、WTO第5回閣僚会議に関連してNGOに対する説明会を国内において開催するとともに、同年9月10日から9月14日の間、閣僚会議中の現地(メキシコ)において意見交換会を開催</p>								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>換会に出席しており、NGOとの連携を促進するとともに、各種情報発信機能を果たしている。</p> <p>さらに、現在のNGO担当大使は、各種出版物への寄稿により、その活動が広く知られるとともに、NGOのみならず、各種交流団体、大学等から講演依頼があり、これを通じて、我が国ODA政策やNGOとの連携の重要性について、有効にその情報発信機能を果たしている。</p> <p>なお、今回、当省が行ったNGO面談調査において、外務省との定期協議会に常時出席しているNGOに対して、NGO連絡センターの窓口機能に関して聴取したところ、次のような意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NGO連絡センターについては、その存在自体があまり知られていない。（2団体） ・ NGO支援に係る窓口については、無償資金協力の窓口（経済協力局無償資金協力課）、NGOからの意見聴取の場をセットする窓口（同局民間援助支援室）、NGO連絡センター（窓口：大臣官房国内広報課）があり、それぞれが個別に活動しており、窓口の一元化が図られていない。（2団体） <p>（注）NGO支援に係る窓口に関して当省が調査したところ、次のような担当となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口の分からないNGOが行う相談や正式な窓口への紹介は、NGO連絡センター（大臣官房国内広報課） ・ 現地のNGOの活動に対する支援の窓口は、在外公館を通じ経済協力局無償資金協力課 ・ 日本のNGOの活動に対する支援の窓口は、同局民間援助支援室 <p>また、日本NGO支援無償資金協力に係る窓口は、経済協力局民間援助支援室に一本化されている。</p>	
82	<p>平成14年7月9日の「ODA改革・15の具体策について」における「NGOとの連携」に盛り込まれた諸措置を実施する。（具体的な施策は別添4のとおり）。 【直ちに実施】（別添4 略）</p>	<p>「ODA改革・15の具体策について」において、NGOとの連携に関して、次の方針が公表されている。</p> <p>「ODA改革・15の具体策について」（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 NGOの連携</p> <p>(8) NGO・外務省定期協議会の機能強化のために、全体会合に加え、ODA政策協議とNGO・外務省連携推進に関する二つの小委員会を設立。それぞれ早急に第1回会合を開催。</p> <p>(9) 我が国NGOが多く活躍する開発途上国において我が国大使館、JICAやJBICの駐在員事務所とNGOとの定期協議会（ODA大使館）を直ちに開始。</p> </div> <p>上記の方針に基づき、NGOの連携については、表7-(2)- のとおりの措置が講じられている。</p>	A-c

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																																																																				
		<p>表7-(2)- NGOとの連携に係る措置実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="801 300 1048 336">事 項</th> <th data-bbox="1048 300 1982 336">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="801 336 1048 651"> ODA政策協議とNGO・外務省連携推進に関する二つの小委員会の設立 </td> <td data-bbox="1048 336 1982 651"> <p>平成14年6月19日に開催されたNGO・外務省定期協議会において、全体会合に加え、新たに「ODA政策に関する小委員会」（ODA政策協議会）と「NGO支援策に関する小委員会」（連携推進委員会）の2小委員会を設立</p> <p>「ODA政策協議会」は、平成14年度に1回、15年度に3回、16年度（7月末まで）に1回の合計5回開催</p> <p>「連携推進委員会」は、平成14年度に2回、15年度に3回、16年度（7月末まで）に1回の合計6回開催</p> <p>第1回全体会合は、平成16年5月に開催</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 651 1048 1369"> ODA大使館の開始 </td> <td data-bbox="1048 651 1982 1369"> <p>平成13年度後半に在バングラデシュ大使館が自主的にNGO、JICA、JBIC等との定期協議会を開催。この開催実績を踏まえ、14年度当初、外務本省から、我が国NGOが多く活躍する開発途上国の大使館に対し、ODA大使館を開催するよう指示</p> <p>これまでに、次のとおり、12公館においてODA大使館を開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 826 1160 863"></th> <th data-bbox="1160 826 1451 863">主催大使館名</th> <th data-bbox="1451 826 1576 863">平成13年度</th> <th data-bbox="1576 826 1702 863">14年度</th> <th data-bbox="1702 826 1827 863">15年度</th> <th data-bbox="1827 826 1953 863">16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>在アフガニスタン大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>在インドネシア大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>在カンボジア大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>在ケニア大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>在タイ大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>在中国大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>在ネパール大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>在バングラデシュ大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>在フィリピン大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>在ミャンマー大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>在ベトナム大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>在ラオス大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 「 」はODA大使館を開催していることを示す。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	事 項	左記の事項の措置実績	ODA政策協議とNGO・外務省連携推進に関する二つの小委員会の設立	<p>平成14年6月19日に開催されたNGO・外務省定期協議会において、全体会合に加え、新たに「ODA政策に関する小委員会」（ODA政策協議会）と「NGO支援策に関する小委員会」（連携推進委員会）の2小委員会を設立</p> <p>「ODA政策協議会」は、平成14年度に1回、15年度に3回、16年度（7月末まで）に1回の合計5回開催</p> <p>「連携推進委員会」は、平成14年度に2回、15年度に3回、16年度（7月末まで）に1回の合計6回開催</p> <p>第1回全体会合は、平成16年5月に開催</p>	ODA大使館の開始	<p>平成13年度後半に在バングラデシュ大使館が自主的にNGO、JICA、JBIC等との定期協議会を開催。この開催実績を踏まえ、14年度当初、外務本省から、我が国NGOが多く活躍する開発途上国の大使館に対し、ODA大使館を開催するよう指示</p> <p>これまでに、次のとおり、12公館においてODA大使館を開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 826 1160 863"></th> <th data-bbox="1160 826 1451 863">主催大使館名</th> <th data-bbox="1451 826 1576 863">平成13年度</th> <th data-bbox="1576 826 1702 863">14年度</th> <th data-bbox="1702 826 1827 863">15年度</th> <th data-bbox="1827 826 1953 863">16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>在アフガニスタン大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>在インドネシア大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>在カンボジア大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>在ケニア大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>在タイ大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>在中国大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>在ネパール大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>在バングラデシュ大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>在フィリピン大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>在ミャンマー大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>在ベトナム大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>在ラオス大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 「 」はODA大使館を開催していることを示す。</p>		主催大使館名	平成13年度	14年度	15年度	16年度	1	在アフガニスタン大使館					2	在インドネシア大使館					3	在カンボジア大使館					4	在ケニア大使館					5	在タイ大使館					6	在中国大使館					7	在ネパール大使館					8	在バングラデシュ大使館					9	在フィリピン大使館					10	在ミャンマー大使館					11	在ベトナム大使館					12	在ラオス大使館					
事 項	左記の事項の措置実績																																																																																						
ODA政策協議とNGO・外務省連携推進に関する二つの小委員会の設立	<p>平成14年6月19日に開催されたNGO・外務省定期協議会において、全体会合に加え、新たに「ODA政策に関する小委員会」（ODA政策協議会）と「NGO支援策に関する小委員会」（連携推進委員会）の2小委員会を設立</p> <p>「ODA政策協議会」は、平成14年度に1回、15年度に3回、16年度（7月末まで）に1回の合計5回開催</p> <p>「連携推進委員会」は、平成14年度に2回、15年度に3回、16年度（7月末まで）に1回の合計6回開催</p> <p>第1回全体会合は、平成16年5月に開催</p>																																																																																						
ODA大使館の開始	<p>平成13年度後半に在バングラデシュ大使館が自主的にNGO、JICA、JBIC等との定期協議会を開催。この開催実績を踏まえ、14年度当初、外務本省から、我が国NGOが多く活躍する開発途上国の大使館に対し、ODA大使館を開催するよう指示</p> <p>これまでに、次のとおり、12公館においてODA大使館を開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 826 1160 863"></th> <th data-bbox="1160 826 1451 863">主催大使館名</th> <th data-bbox="1451 826 1576 863">平成13年度</th> <th data-bbox="1576 826 1702 863">14年度</th> <th data-bbox="1702 826 1827 863">15年度</th> <th data-bbox="1827 826 1953 863">16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>在アフガニスタン大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>在インドネシア大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>在カンボジア大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>在ケニア大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>在タイ大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>在中国大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>在ネパール大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>在バングラデシュ大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>在フィリピン大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>在ミャンマー大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>在ベトナム大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>在ラオス大使館</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 「 」はODA大使館を開催していることを示す。</p>		主催大使館名	平成13年度	14年度	15年度	16年度	1	在アフガニスタン大使館					2	在インドネシア大使館					3	在カンボジア大使館					4	在ケニア大使館					5	在タイ大使館					6	在中国大使館					7	在ネパール大使館					8	在バングラデシュ大使館					9	在フィリピン大使館					10	在ミャンマー大使館					11	在ベトナム大使館					12	在ラオス大使館												
	主催大使館名	平成13年度	14年度	15年度	16年度																																																																																		
1	在アフガニスタン大使館																																																																																						
2	在インドネシア大使館																																																																																						
3	在カンボジア大使館																																																																																						
4	在ケニア大使館																																																																																						
5	在タイ大使館																																																																																						
6	在中国大使館																																																																																						
7	在ネパール大使館																																																																																						
8	在バングラデシュ大使館																																																																																						
9	在フィリピン大使館																																																																																						
10	在ミャンマー大使館																																																																																						
11	在ベトナム大使館																																																																																						
12	在ラオス大使館																																																																																						

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>なお、今回、当省が行ったNGO面談調査において、NGO・外務省定期協議会に関して聴取したところ、連携推進委員会もODA政策協議会も回数を重ねるごとに議論が実質的になり、外務省とNGOの議論がかみ合うようになってきたなど、総じて評価している意見が出されているが、次のような要望も出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NGO・外務省定期協議会の全体会議（ODA政策協議会と連携推進委員会との合同会議）は報道機関や一般の方の傍聴を認めるべき。（1団体） （注）NGO・外務省定期協議会の全体会議の傍聴に関して当省が調査した結果、報道機関については、会議開催の案内プレスリリースが毎回配布され、傍聴は可となっていた。また、一般については、出席するNGOを通じての同席が認められたことがあるとしている。 ・ NGO・外務省定期協議会に付議されるドラフト案等については、開催前に提供してほしい。また、ODAの中期政策見直しの議論結果については、議事録で公開すべき。（1団体） （注）議事録の公開に関して当省がその後の外務省の対応状況を調査したところ、NGO・外務省定期協議会については、原則として会議開催後1か月以内を目処に、すべての議事録が外務省ホームページで公開されており、また、ODAの中期政策見直しについては、平成16年10月の当該定期協議会における議論が同ホームページで公開されている。 ・ NGO・外務省定期協議会におけるNGOの意見は一部施策に反映されているものの、予算執行に係る外務省担当者の解釈がそれぞれで異なるため、相変わらず予算は使いにくい。例えば、外務省の担当者によって、事業費の半分については、「NGOの自己資金で賄うこと」と言われる場合があるが、これでは、財政基盤が脆弱な日本のNGOは対応が困難である。 担当者によって解釈が異なることが起きないようにガイドラインを作成し、これを公表してほしい。（1団体） <p>また、今回、当省が行った有識者等意識調査において、在外公館とNGO等との定期協議会（ODA大使館）に関して聴取したところ、有識者等30人中22人が、関係者間の率直な意見交換や情報共有が図られているなど、NGO等との連携が図られていると回答しているものの、次のような意見も出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NGO活動を十分に理解した現場援助関係者を増強すべき。（類似意見6人） ・ 既にある程度推進されているが、NGOからの政策提言をODA事業の採択・実施にいかすべき。（同1人） ・ 現在、ODA事業の現場において、在外公館とJICAに分かれているNGO支援（例えば、在外公館の場合は日本NGO支援無償資金協力による支援、JICAの場合は草の根技術協力による支援）について一元化を推進すべき。（同1人） 	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																															
83	<p>ホームページやメールマガジン等を一層利用してNGOへの情報発信機能を向上させる。</p>	<p>NGOへの情報発信機能の向上に関しては、表7-(2)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表7-(2)- NGOへの情報発信機能の向上に係る措置実績</p> <table border="1" data-bbox="808 368 1984 1082"> <thead> <tr> <th data-bbox="808 368 1077 408">事 項</th> <th colspan="4" data-bbox="1077 368 1984 408">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="808 408 1077 831"> <p>ホームページによる情報発信機能の向上</p> </td> <td colspan="4" data-bbox="1077 408 1984 831"> <p>平成12年7月にNGO向けの外務本省ホームページを開設し、当初は、NGOに対する支援に関する情報のみを発信していたが、15年5月からは、日本NGO支援無償資金協力等のNGOに対する支援に関する情報に加え、新たに、外務省・NGO共同評価等のNGOとの連携に関する情報、NGOとの対話に関する情報等を追加して情報を発信</p> <p>NGO向けの外務本省ホームページに対するアクセス件数は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1122 687 1962 799"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 687 1413 727">区 分</th> <th data-bbox="1413 687 1603 727">平成14年度</th> <th data-bbox="1603 687 1738 727">15年度</th> <th data-bbox="1738 687 1962 759">16年度 (4月～9月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 759 1413 799">アクセス件数(万件)</td> <td data-bbox="1413 759 1603 799">39</td> <td data-bbox="1603 759 1738 799">38</td> <td data-bbox="1738 759 1962 799">15</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="808 831 1077 1082"> <p>メールマガジンによる情報発信機能の向上</p> </td> <td colspan="4" data-bbox="1077 831 1984 1082"> <p>平成14年度から、NGOを含めた国民一般に対し、「ODAメールマガジン」を発行開始</p> <p>その発行実績は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1122 935 1962 1046"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 935 1413 975">区 分</th> <th data-bbox="1413 935 1603 975">平成14年度</th> <th data-bbox="1603 935 1738 975">15年度</th> <th data-bbox="1738 935 1962 1007">16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 1007 1413 1046">発行件数(件)</td> <td data-bbox="1413 1007 1603 1046">15</td> <td data-bbox="1603 1007 1738 1046">24</td> <td data-bbox="1738 1007 1962 1046">8</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	事 項	左記の事項の措置実績				<p>ホームページによる情報発信機能の向上</p>	<p>平成12年7月にNGO向けの外務本省ホームページを開設し、当初は、NGOに対する支援に関する情報のみを発信していたが、15年5月からは、日本NGO支援無償資金協力等のNGOに対する支援に関する情報に加え、新たに、外務省・NGO共同評価等のNGOとの連携に関する情報、NGOとの対話に関する情報等を追加して情報を発信</p> <p>NGO向けの外務本省ホームページに対するアクセス件数は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1122 687 1962 799"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 687 1413 727">区 分</th> <th data-bbox="1413 687 1603 727">平成14年度</th> <th data-bbox="1603 687 1738 727">15年度</th> <th data-bbox="1738 687 1962 759">16年度 (4月～9月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 759 1413 799">アクセス件数(万件)</td> <td data-bbox="1413 759 1603 799">39</td> <td data-bbox="1603 759 1738 799">38</td> <td data-bbox="1738 759 1962 799">15</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	平成14年度	15年度	16年度 (4月～9月)	アクセス件数(万件)	39	38	15	<p>メールマガジンによる情報発信機能の向上</p>	<p>平成14年度から、NGOを含めた国民一般に対し、「ODAメールマガジン」を発行開始</p> <p>その発行実績は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1122 935 1962 1046"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 935 1413 975">区 分</th> <th data-bbox="1413 935 1603 975">平成14年度</th> <th data-bbox="1603 935 1738 975">15年度</th> <th data-bbox="1738 935 1962 1007">16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 1007 1413 1046">発行件数(件)</td> <td data-bbox="1413 1007 1603 1046">15</td> <td data-bbox="1603 1007 1738 1046">24</td> <td data-bbox="1738 1007 1962 1046">8</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)	発行件数(件)	15	24	8	A-c
事 項	左記の事項の措置実績																																	
<p>ホームページによる情報発信機能の向上</p>	<p>平成12年7月にNGO向けの外務本省ホームページを開設し、当初は、NGOに対する支援に関する情報のみを発信していたが、15年5月からは、日本NGO支援無償資金協力等のNGOに対する支援に関する情報に加え、新たに、外務省・NGO共同評価等のNGOとの連携に関する情報、NGOとの対話に関する情報等を追加して情報を発信</p> <p>NGO向けの外務本省ホームページに対するアクセス件数は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1122 687 1962 799"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 687 1413 727">区 分</th> <th data-bbox="1413 687 1603 727">平成14年度</th> <th data-bbox="1603 687 1738 727">15年度</th> <th data-bbox="1738 687 1962 759">16年度 (4月～9月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 759 1413 799">アクセス件数(万件)</td> <td data-bbox="1413 759 1603 799">39</td> <td data-bbox="1603 759 1738 799">38</td> <td data-bbox="1738 759 1962 799">15</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	平成14年度	15年度	16年度 (4月～9月)	アクセス件数(万件)	39	38	15																						
区 分	平成14年度	15年度	16年度 (4月～9月)																															
アクセス件数(万件)	39	38	15																															
<p>メールマガジンによる情報発信機能の向上</p>	<p>平成14年度から、NGOを含めた国民一般に対し、「ODAメールマガジン」を発行開始</p> <p>その発行実績は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1122 935 1962 1046"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 935 1413 975">区 分</th> <th data-bbox="1413 935 1603 975">平成14年度</th> <th data-bbox="1603 935 1738 975">15年度</th> <th data-bbox="1738 935 1962 1007">16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 1007 1413 1046">発行件数(件)</td> <td data-bbox="1413 1007 1603 1046">15</td> <td data-bbox="1603 1007 1738 1046">24</td> <td data-bbox="1738 1007 1962 1046">8</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)	発行件数(件)	15	24	8																						
区 分	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)																															
発行件数(件)	15	24	8																															
84	<p>3 NGOとの懇談会【直ちに実施】</p> <p>NGOと関係を有する各局課において懇談会を実施し、政策形成過程においてNGOの意見を聴取する体制を整える。</p>	<p>政策形成過程においてNGOの意見を聴取する体制を整えるため、外務本省各局課において、平成15年度から、「食糧増産援助(2KR)に関するNGO等との意見交換会」(経済協力局無償資金協力課主催)や「NGO支援、連携等に関するNGO等との意見交換会」(同局民間援助支援室主催)が開始されている。</p> <p>その開催実績は、表7-(3)- 及び のとおりである。</p>	A-c																															

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																
		<p>表 7 - (3) - 食糧増産援助 (2 K R) に関する N G O 等との意見交換会の開催実績 (単位 : 回)</p> <table border="1" data-bbox="860 331 1962 445"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 14 年度</th> <th>15 年度</th> <th>16 年度 (4 月 ~ 7 月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>表 7 - (3) - N G O 支援、連携等に関する N G O 等との意見交換会の開催実績 (単位 : 回)</p> <table border="1" data-bbox="860 587 1962 700"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 14 年度</th> <th>15 年度</th> <th>16 年度 (4 月 ~ 7 月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td>-</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度 (4 月 ~ 7 月)	開催回数	-	4	1	区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度 (4 月 ~ 7 月)	開催回数	-	6	3	
区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度 (4 月 ~ 7 月)																
開催回数	-	4	1																
区 分	平成 14 年度	15 年度	16 年度 (4 月 ~ 7 月)																
開催回数	-	6	3																
85	<p>4 N G O の活動支援基盤整備【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】 「 O D A 改革・15 の具体策について」に掲げられている N G O の活動支援基盤整備のための施策を実施する。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 「 O D A 改革・15 の具体策について」において、 N G O の活動支援基盤整備のための施策に関して、次の方針が公表されている。</p> <p>「 O D A 改革・15 の具体策について」 (抜粋)</p> <table border="1" data-bbox="808 1034 1962 1142"> <tr> <td> <p>3 N G O の連携 (10) N G O の能力形成やその活動を支援するため、日本 N G O 支援無償資金協力を 6 月に導入。草の根技術協力を可能な限り早期に導入。</p> </td> </tr> </table> <p>上記の方針に基づき、 N G O の活動支援基盤整備のための施策については、表 7 - (4) - のとおりの措置が講じられている。</p>	<p>3 N G O の連携 (10) N G O の能力形成やその活動を支援するため、日本 N G O 支援無償資金協力を 6 月に導入。草の根技術協力を可能な限り早期に導入。</p>	A-b															
<p>3 N G O の連携 (10) N G O の能力形成やその活動を支援するため、日本 N G O 支援無償資金協力を 6 月に導入。草の根技術協力を可能な限り早期に導入。</p>																			

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																																																	
		<p>表7-(4)- NGOの活動支援基盤整備のための施策に係る措置実績(ODA改革・15の具体策に係るもの)</p> <table border="1" data-bbox="808 331 1984 1023"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 336 1072 368">事 項</th> <th colspan="4" data-bbox="1072 336 1977 368">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 368 1072 695">日本NGO支援無償資金協力の導入</td> <td colspan="4" data-bbox="1072 368 1977 440">平成14年6月に「日本NGO支援無償資金協力」を導入 当該資金協力の実績は、次のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 440 1072 512"></td> <td data-bbox="1072 440 1420 512">区 分</td> <td data-bbox="1420 440 1603 512">平成14年度</td> <td data-bbox="1603 440 1744 512">15年度</td> <td data-bbox="1744 440 1977 512">16年度 (4月～7月)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 512 1072 552"></td> <td data-bbox="1072 512 1420 552">被供与団体数 (団体)</td> <td data-bbox="1420 512 1603 552">36</td> <td data-bbox="1603 512 1744 552">34</td> <td data-bbox="1744 512 1977 552">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 552 1072 592"></td> <td data-bbox="1072 552 1420 592">対象国数 (国)</td> <td data-bbox="1420 552 1603 592">32</td> <td data-bbox="1603 552 1744 592">27</td> <td data-bbox="1744 552 1977 592">8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 592 1072 632"></td> <td data-bbox="1072 592 1420 632">案件数 (件)</td> <td data-bbox="1420 592 1603 632">60</td> <td data-bbox="1603 592 1744 632">56</td> <td data-bbox="1744 592 1977 632">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 632 1072 695"></td> <td data-bbox="1072 632 1420 695">供与額 (千円)</td> <td data-bbox="1420 632 1603 695">591,362</td> <td data-bbox="1603 632 1744 695">757,699</td> <td data-bbox="1744 632 1977 695">208,290</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 695 1072 1018">草の根技術協力の導入</td> <td colspan="4" data-bbox="1072 695 1977 767">平成14年7月に「草の根技術協力」を導入 当該技術協力の実績は、次のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 767 1072 839"></td> <td data-bbox="1072 767 1420 839">区 分</td> <td data-bbox="1420 767 1603 839">平成14年度採択</td> <td data-bbox="1603 767 1744 839">15年度採択</td> <td data-bbox="1744 767 1977 839">16年度採択 (4月～7月)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 839 1072 879"></td> <td data-bbox="1072 839 1420 879">対象団体数 (団体)</td> <td data-bbox="1420 839 1603 879">1</td> <td data-bbox="1603 839 1744 879">26</td> <td data-bbox="1744 839 1977 879">40</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 879 1072 919"></td> <td data-bbox="1072 879 1420 919">対象国数 (国)</td> <td data-bbox="1420 879 1603 919">1</td> <td data-bbox="1603 879 1744 919">16</td> <td data-bbox="1744 879 1977 919">19</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 919 1072 959"></td> <td data-bbox="1072 919 1420 959">案件数 (件)</td> <td data-bbox="1420 919 1603 959">1</td> <td data-bbox="1603 919 1744 959">27</td> <td data-bbox="1744 919 1977 959">44</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 959 1072 1018"></td> <td data-bbox="1072 959 1420 1018">契約額 (千円)</td> <td data-bbox="1420 959 1603 1018">50</td> <td data-bbox="1603 959 1744 1018">293,504</td> <td data-bbox="1744 959 1977 1018">633,828</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="808 1027 1346 1059">(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p data-bbox="808 1098 1995 1161">上記のほか、外務省は、NGOの活動支援基盤整備のための施策として、表7-(4)- のとおの措置を講じている。</p>	事 項	左記の事項の措置実績				日本NGO支援無償資金協力の導入	平成14年6月に「日本NGO支援無償資金協力」を導入 当該資金協力の実績は、次のとおり					区 分	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)		被供与団体数 (団体)	36	34	10		対象国数 (国)	32	27	8		案件数 (件)	60	56	10		供与額 (千円)	591,362	757,699	208,290	草の根技術協力の導入	平成14年7月に「草の根技術協力」を導入 当該技術協力の実績は、次のとおり					区 分	平成14年度採択	15年度採択	16年度採択 (4月～7月)		対象団体数 (団体)	1	26	40		対象国数 (国)	1	16	19		案件数 (件)	1	27	44		契約額 (千円)	50	293,504	633,828	
事 項	左記の事項の措置実績																																																																			
日本NGO支援無償資金協力の導入	平成14年6月に「日本NGO支援無償資金協力」を導入 当該資金協力の実績は、次のとおり																																																																			
	区 分	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)																																																																
	被供与団体数 (団体)	36	34	10																																																																
	対象国数 (国)	32	27	8																																																																
	案件数 (件)	60	56	10																																																																
	供与額 (千円)	591,362	757,699	208,290																																																																
草の根技術協力の導入	平成14年7月に「草の根技術協力」を導入 当該技術協力の実績は、次のとおり																																																																			
	区 分	平成14年度採択	15年度採択	16年度採択 (4月～7月)																																																																
	対象団体数 (団体)	1	26	40																																																																
	対象国数 (国)	1	16	19																																																																
	案件数 (件)	1	27	44																																																																
	契約額 (千円)	50	293,504	633,828																																																																

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																															
		<p>表7-(4)- NGOの活動支援基盤整備のための施策に係る措置実績(ODA改革・15の具体策に係る以外のもの)</p> <table border="1" data-bbox="808 331 1982 794"> <thead> <tr> <th data-bbox="808 331 1077 371">事 項</th> <th colspan="4" data-bbox="1077 331 1982 371">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="808 371 1077 794"> NGO相談員制度(平成11年度から開始) </td> <td colspan="4" data-bbox="1077 371 1982 794"> NGO相談員制度は、経験豊かな我が国のNGO団体の職員が外務省の委嘱により相談員となり、NGO関係者や一般市民を対象に、国際協力NGOの設立、組織の運営・管理、NGOの各種国際協力活動等に関し、情報提供やアドバイスを行うこと等を目的として、平成11年度に創設 最近の活動実績は、次のとおり <table border="1" data-bbox="1099 584 1960 762"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 584 1361 619">区 分</th> <th data-bbox="1361 584 1552 619">平成14年度</th> <th data-bbox="1552 584 1720 619">15年度</th> <th data-bbox="1720 584 1960 619">16年度(7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 619 1361 691">相談員数 (所属団体数)</td> <td data-bbox="1361 619 1552 691">29 (28)</td> <td data-bbox="1552 619 1720 691">19 (18)</td> <td data-bbox="1720 619 1960 691">16 (15)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 691 1361 726">相談件数</td> <td data-bbox="1361 691 1552 726">5,114</td> <td data-bbox="1552 691 1720 726">5,979</td> <td data-bbox="1720 691 1960 726">522</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 726 1361 762">出張サービス件数</td> <td data-bbox="1361 726 1552 762">83</td> <td data-bbox="1552 726 1720 762">42</td> <td data-bbox="1720 726 1960 762">1</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="808 794 1077 1399"> NGO研究会 </td> <td colspan="4" data-bbox="1077 794 1982 1399"> 分野別NGO研究会(平成13年度から開始) <ul style="list-style-type: none"> 分野別NGO研究会は、平成13年度から開始され、外務省の委託により、開発途上国に対する支援の重点分野である「保健・医療」、「教育」、「農業」の3分野のNGOネットワークが、各NGOの事業実施能力・専門性の向上目的として研究会(セミナー、ワークショップ、調査研究等)を開催 最近の開催実績は、次のとおり <table border="1" data-bbox="1137 1046 1960 1225"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 1046 1384 1082">分野名</th> <th data-bbox="1384 1046 1574 1082">平成14年度</th> <th data-bbox="1574 1046 1742 1082">15年度</th> <th data-bbox="1742 1046 1960 1082">16年度 (予定を含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 1082 1384 1117">保健・医療</td> <td data-bbox="1384 1082 1574 1117">16</td> <td data-bbox="1574 1082 1742 1117">14</td> <td data-bbox="1742 1082 1960 1117">8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1117 1384 1152">教育</td> <td data-bbox="1384 1117 1574 1152">11</td> <td data-bbox="1574 1117 1742 1152">15</td> <td data-bbox="1742 1117 1960 1152">12</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1152 1384 1187">農業</td> <td data-bbox="1384 1152 1574 1187">6</td> <td data-bbox="1574 1152 1742 1187">5</td> <td data-bbox="1742 1152 1960 1187">5</td> </tr> </tbody> </table> 国別NGO研究会(平成15年度から開始)【支援事業の拡充】 国別NGO研究会は、特定の国を対象に、当該国における我が国NGOの活動の方向性や支援形態を提言することを目的として、平成15年度から開始され、その開催実績は、15年度に1か国(スリランカ)で7回開催、16年度は10月から1か国(スリランカ)で開催中 </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	左記の事項の措置実績				NGO相談員制度(平成11年度から開始)	NGO相談員制度は、経験豊かな我が国のNGO団体の職員が外務省の委嘱により相談員となり、NGO関係者や一般市民を対象に、国際協力NGOの設立、組織の運営・管理、NGOの各種国際協力活動等に関し、情報提供やアドバイスを行うこと等を目的として、平成11年度に創設 最近の活動実績は、次のとおり <table border="1" data-bbox="1099 584 1960 762"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 584 1361 619">区 分</th> <th data-bbox="1361 584 1552 619">平成14年度</th> <th data-bbox="1552 584 1720 619">15年度</th> <th data-bbox="1720 584 1960 619">16年度(7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 619 1361 691">相談員数 (所属団体数)</td> <td data-bbox="1361 619 1552 691">29 (28)</td> <td data-bbox="1552 619 1720 691">19 (18)</td> <td data-bbox="1720 619 1960 691">16 (15)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 691 1361 726">相談件数</td> <td data-bbox="1361 691 1552 726">5,114</td> <td data-bbox="1552 691 1720 726">5,979</td> <td data-bbox="1720 691 1960 726">522</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 726 1361 762">出張サービス件数</td> <td data-bbox="1361 726 1552 762">83</td> <td data-bbox="1552 726 1720 762">42</td> <td data-bbox="1720 726 1960 762">1</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	平成14年度	15年度	16年度(7月)	相談員数 (所属団体数)	29 (28)	19 (18)	16 (15)	相談件数	5,114	5,979	522	出張サービス件数	83	42	1	NGO研究会	分野別NGO研究会(平成13年度から開始) <ul style="list-style-type: none"> 分野別NGO研究会は、平成13年度から開始され、外務省の委託により、開発途上国に対する支援の重点分野である「保健・医療」、「教育」、「農業」の3分野のNGOネットワークが、各NGOの事業実施能力・専門性の向上目的として研究会(セミナー、ワークショップ、調査研究等)を開催 最近の開催実績は、次のとおり <table border="1" data-bbox="1137 1046 1960 1225"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 1046 1384 1082">分野名</th> <th data-bbox="1384 1046 1574 1082">平成14年度</th> <th data-bbox="1574 1046 1742 1082">15年度</th> <th data-bbox="1742 1046 1960 1082">16年度 (予定を含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 1082 1384 1117">保健・医療</td> <td data-bbox="1384 1082 1574 1117">16</td> <td data-bbox="1574 1082 1742 1117">14</td> <td data-bbox="1742 1082 1960 1117">8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1117 1384 1152">教育</td> <td data-bbox="1384 1117 1574 1152">11</td> <td data-bbox="1574 1117 1742 1152">15</td> <td data-bbox="1742 1117 1960 1152">12</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1152 1384 1187">農業</td> <td data-bbox="1384 1152 1574 1187">6</td> <td data-bbox="1574 1152 1742 1187">5</td> <td data-bbox="1742 1152 1960 1187">5</td> </tr> </tbody> </table> 国別NGO研究会(平成15年度から開始)【支援事業の拡充】 国別NGO研究会は、特定の国を対象に、当該国における我が国NGOの活動の方向性や支援形態を提言することを目的として、平成15年度から開始され、その開催実績は、15年度に1か国(スリランカ)で7回開催、16年度は10月から1か国(スリランカ)で開催中				分野名	平成14年度	15年度	16年度 (予定を含む)	保健・医療	16	14	8	教育	11	15	12	農業	6	5	5	
事 項	左記の事項の措置実績																																																	
NGO相談員制度(平成11年度から開始)	NGO相談員制度は、経験豊かな我が国のNGO団体の職員が外務省の委嘱により相談員となり、NGO関係者や一般市民を対象に、国際協力NGOの設立、組織の運営・管理、NGOの各種国際協力活動等に関し、情報提供やアドバイスを行うこと等を目的として、平成11年度に創設 最近の活動実績は、次のとおり <table border="1" data-bbox="1099 584 1960 762"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 584 1361 619">区 分</th> <th data-bbox="1361 584 1552 619">平成14年度</th> <th data-bbox="1552 584 1720 619">15年度</th> <th data-bbox="1720 584 1960 619">16年度(7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 619 1361 691">相談員数 (所属団体数)</td> <td data-bbox="1361 619 1552 691">29 (28)</td> <td data-bbox="1552 619 1720 691">19 (18)</td> <td data-bbox="1720 619 1960 691">16 (15)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 691 1361 726">相談件数</td> <td data-bbox="1361 691 1552 726">5,114</td> <td data-bbox="1552 691 1720 726">5,979</td> <td data-bbox="1720 691 1960 726">522</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1099 726 1361 762">出張サービス件数</td> <td data-bbox="1361 726 1552 762">83</td> <td data-bbox="1552 726 1720 762">42</td> <td data-bbox="1720 726 1960 762">1</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	平成14年度	15年度	16年度(7月)	相談員数 (所属団体数)	29 (28)	19 (18)	16 (15)	相談件数	5,114	5,979	522	出張サービス件数	83	42	1																														
区 分	平成14年度	15年度	16年度(7月)																																															
相談員数 (所属団体数)	29 (28)	19 (18)	16 (15)																																															
相談件数	5,114	5,979	522																																															
出張サービス件数	83	42	1																																															
NGO研究会	分野別NGO研究会(平成13年度から開始) <ul style="list-style-type: none"> 分野別NGO研究会は、平成13年度から開始され、外務省の委託により、開発途上国に対する支援の重点分野である「保健・医療」、「教育」、「農業」の3分野のNGOネットワークが、各NGOの事業実施能力・専門性の向上目的として研究会(セミナー、ワークショップ、調査研究等)を開催 最近の開催実績は、次のとおり <table border="1" data-bbox="1137 1046 1960 1225"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 1046 1384 1082">分野名</th> <th data-bbox="1384 1046 1574 1082">平成14年度</th> <th data-bbox="1574 1046 1742 1082">15年度</th> <th data-bbox="1742 1046 1960 1082">16年度 (予定を含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 1082 1384 1117">保健・医療</td> <td data-bbox="1384 1082 1574 1117">16</td> <td data-bbox="1574 1082 1742 1117">14</td> <td data-bbox="1742 1082 1960 1117">8</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1117 1384 1152">教育</td> <td data-bbox="1384 1117 1574 1152">11</td> <td data-bbox="1574 1117 1742 1152">15</td> <td data-bbox="1742 1117 1960 1152">12</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1152 1384 1187">農業</td> <td data-bbox="1384 1152 1574 1187">6</td> <td data-bbox="1574 1152 1742 1187">5</td> <td data-bbox="1742 1152 1960 1187">5</td> </tr> </tbody> </table> 国別NGO研究会(平成15年度から開始)【支援事業の拡充】 国別NGO研究会は、特定の国を対象に、当該国における我が国NGOの活動の方向性や支援形態を提言することを目的として、平成15年度から開始され、その開催実績は、15年度に1か国(スリランカ)で7回開催、16年度は10月から1か国(スリランカ)で開催中				分野名	平成14年度	15年度	16年度 (予定を含む)	保健・医療	16	14	8	教育	11	15	12	農業	6	5	5																														
分野名	平成14年度	15年度	16年度 (予定を含む)																																															
保健・医療	16	14	8																																															
教育	11	15	12																																															
農業	6	5	5																																															

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																									
		<p data-bbox="813 263 1070 403">NGO専門調査員制度（平成11年度から開始）</p> <p data-bbox="1115 263 1973 435">NGO専門調査員制度は、国際協力活動に関する専門性や経験を有する人材を特定分野・業務の強化を望むNGO団体に派遣（派遣者数及び派遣先数は次表参照）し、一定期間特定の業務に携わることにより、当該団体が抱える課題について、調査・分析・提言を行うことを目的として、平成11年度から開始</p> <p data-bbox="1115 435 1973 507">その活動実績として、平成14年度及び15年度において、次のような課題（例）について、調査・分析・提言が行われている。</p> <ul data-bbox="1122 507 1400 679" style="list-style-type: none"> ・ 組織運営の強化 ・ 国際選挙監視活動 ・ 難民医療支援活動 ・ 人道支援活動 ・ 開発教育の評価 <p data-bbox="1115 715 1400 746">派遣者数及び派遣先数</p> <table border="1" data-bbox="1099 746 1960 858"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣者数（人）</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>派遣先数（団体）</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="813 895 1070 1067">NGOキャパシティー・ビルディング研修（平成13年度から開始）</p> <p data-bbox="1115 895 1973 1035">NGOキャパシティー・ビルディング研修は、欧米NGO等が有している先進的な組織・事業管理方法や専門技術を参考にすることにより、国際舞台で活躍できるNGOの人材育成を目的として、平成13年度から開始</p> <p data-bbox="1115 1035 1973 1107">その研修実績は、次のとおり。ただし、当該研修は、15年度をもって終了し、16年度からは海外NGOとの共同セミナーを実施</p> <table border="1" data-bbox="1099 1107 1960 1289"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>研修参加団体数</th> <th>研修回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成14年度</td> <td>国内</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>海外</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">15年度</td> <td>国内</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>海外</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="813 1326 1346 1358">（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	区 分	平成14年度	15年度	16年度	派遣者数（人）	15	9	10	派遣先数（団体）	15	9	10	区 分	研修参加団体数	研修回数	平成14年度	国内	31	海外	12	15年度	国内	52	海外	0	
区 分	平成14年度	15年度	16年度																									
派遣者数（人）	15	9	10																									
派遣先数（団体）	15	9	10																									
区 分	研修参加団体数	研修回数																										
平成14年度	国内	31																										
	海外	12																										
15年度	国内	52																										
	海外	0																										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>【当省の調査結果】</p> <p>< N G O面談調査の結果 ></p> <p>N G O面談調査において、日本N G O支援無償資金協力に関して意見を聴取したところ、次のとおり、審査期間の短縮、標準処理期間と審査基準の明確化についての意見が複数の団体から出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本N G O支援無償資金協力は、外務省の資金提供の決定が申請から 10 か月以上要し、あまりにも遅く、審査期間を短縮すべき。 <p>資金提供の決定を見越して事業を実施した場合は、決定まで自己負担となるが、それでも決定の場合はまだよいが、そうでない場合は、不承認の目星がついた段階で、速やかに申請者に通知すべき。そうすれば、他の補助金案件への申請も可能となる。</p> <p>なお、一般的に、審査に当たっては、)計画が実行可能なかどうか、)計画が有意義なものかどうかの視点からみれば足りるものと考えており、仮にこうした視点であれば1年近くも審査に時間を要しないのではないかと。(2 団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 援助内容として、建物等のハード面は早く決定される傾向があり、研修内容等のソフト面は決定までかなりの審査期間を要する傾向があると聞いているが、外務省は、日本N G O支援無償資金協力に係る標準処理期間や審査基準がどうなっているのか明確に示すべき。(2 団体) <p>< 当省の調査結果 ></p> <p>上記の意見に関して、「日本N G O支援無償資金協力」の審査期間等について調査したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>審査期間の短縮等のための外務省の措置状況</p> <p>外務省は、申請内容の誤記入等を防止し、審査を効率的・効果的に行うため、</p> <ul style="list-style-type: none">)平成16年度の日本N G O支援無償資金協力の実施要領(16年 4 月作成)(以下「実施要領」という。)において申請書の記入例を添付している。)平成15年度から日本N G O支援セミナーを開催し、同セミナーにおいて、N G Oに対し、日本N G O支援無償資金協力の概要、申請に当たっての留意点、申請書作成のポイント等の説明を行っている。)外務省は、平成16年度の実施要領において、申請書到達後(到達直後、申請書を受付。以下「受付日」という。)、同内容等に関し必要な補正を経た上(補正終了直後、審査を開始。以下「審査開始日」という。)で、案件内容等にもよるが2 か月から3 か月程度を目処として審査手続の完了(完了直後、案件の承認を実施。以下「承認日」という。)を目指すことを初めて明記している。 	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>(参考) 日本NGO支援無償資金協力に係る申請から承認までの手続概要 日本NGO支援無償資金協力に係る申請から承認までの手続は、申請書の受付(外務本省又は在外公館) 外務省から委託を受けた外部機関(平成16年度は財団法人日本国際協力システム)による申請書の計画内容等の事前調査の実施 申請書の誤記入の修正等の補正手続(外務本省) 在外公館における審査(審査開始) 外務本省における審査 申請案件の承認(外務本省)となっている。</p> <p>日本NGO支援無償資金協力の申請に係る審査期間等 平成15年度と16年度(16年4月から7月末までの申請受付分で12月末までに承認されたもの)における当該資金協力の「申請書の受付日から承認日までの期間」、「審査開始日から承認日までの期間」(この期間を審査期間という。以下同じ。)別に処理された件数等について調査したところ、次のとおり、総じてその処理が短縮化されている状況がみられた。</p> <p>)外務省が標準処理期間(2か月から3か月程度を目処)としている「審査開始日から承認日までの期間」についてみると、90日(3か月)以内に処理されたものは、表7-(4)- のとおり、15年度が56件中21件(37.5%)であったのに対し、16年度は21件中15件(71.4%)となっており、また、271日(9か月)以上の処理を要したものが、15年度は56件中5件(8.9%)であったのに対し、16年度は21件中0件となっている。</p> <p>)「審査開始日から承認日までの期間」に処理されたものの平均処理日数は、15年度が126日であったのに対し、16年度は71日となっている。</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果				判定結果																																																						
		表7-(4)- 日本NGO支援無償資金協力に係る申請から承認までの期間別処理件数等 (平成15年度及び16年度) (単位:件、日)																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">処理期間</th> <th colspan="2">平成15年度</th> <th colspan="2">16年度(12月末承認分まで)</th> </tr> <tr> <th>申請書受付日から承認日までに処理された件数</th> <th>審査開始日から承認日までに処理された件数</th> <th>申請書受付日から承認日までに処理された件数</th> <th>審査開始日から承認日までに処理された件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30日以内</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>31日以上60日以内</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>61日以上90日以内</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>91日以上180日以内</td> <td>24</td> <td>22</td> <td>8</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>181日以上270日以内</td> <td>4</td> <td>8</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>271日以上365日以内</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>366日以上</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>56</td> <td>56</td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>平均処理日数</td> <td>150</td> <td>126</td> <td>105</td> <td>71</td> </tr> </tbody> </table>				処理期間	平成15年度		16年度(12月末承認分まで)		申請書受付日から承認日までに処理された件数	審査開始日から承認日までに処理された件数	申請書受付日から承認日までに処理された件数	審査開始日から承認日までに処理された件数	30日以内	4	7	1	6	31日以上60日以内	6	8	5	5	61日以上90日以内	8	6	5	4	91日以上180日以内	24	22	8	5	181日以上270日以内	4	8	2	1	271日以上365日以内	9	4	0	0	366日以上	1	1	0	0	計	56	56	21	21	平均処理日数	150	126	105	71	
処理期間	平成15年度		16年度(12月末承認分まで)																																																									
	申請書受付日から承認日までに処理された件数	審査開始日から承認日までに処理された件数	申請書受付日から承認日までに処理された件数	審査開始日から承認日までに処理された件数																																																								
30日以内	4	7	1	6																																																								
31日以上60日以内	6	8	5	5																																																								
61日以上90日以内	8	6	5	4																																																								
91日以上180日以内	24	22	8	5																																																								
181日以上270日以内	4	8	2	1																																																								
271日以上365日以内	9	4	0	0																																																								
366日以上	1	1	0	0																																																								
計	56	56	21	21																																																								
平均処理日数	150	126	105	71																																																								
		(注) 当省の調査結果による。 上記のとおり、NGOの活動支援基盤整備に関しては、日本NGO支援無償資金協力の導入等の施策が講じられてきている。 また、日本NGO支援無償資金協力の審査期間については、審査を効率的・効果的に行うため、NGOに対する申請に関する説明会の開催、平成16年度の実施要領における標準処理期間の明記等の措置が講じられており、現在、審査期間の一層の短縮等が図られている段階にあることから、今後、その処理状況を見守る必要がある。																																																										

項目8 広報・広聴体制の再構築

ア 調査結果の概要

本項目においては、「広報体制の拡充」及び「広聴活動の強化」の2細目について11事項の措置を講ずることとされている。

今回、これら11事項の措置状況について調査した結果、広報戦略策定に関する報道官の機能の強化、インターネット広報の充実、外交青書の見直し、広聴室の設置など、11事項のすべてについて措置が講じられている。

しかしながら、これら11事項について実績や成果が上がっているかとの観点から改善状況をみると、) 在外公館におけるホームページの充実を図るための支援体制が不十分、) 個別の外交政策に関するパブリック・コメントが少ないなど、3事項について一層の改善を図る必要がみられた。

イ 総括表

(単位: 事項)

	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの			措置が講じられていないもの
		A	A-a	A-b	
	(1) 広報体制の拡充				
86	広報戦略策定に関する報道官の機能の強化				
87	報道・広報戦略担当官の任命				
88	大臣スピーチの活用				
89	インターネット広報の充実				
90	マスコミへの発信強化				
91	外交青書の見直し				
92	省員個人の広報活動の奨励				
93	プレス取材に対する適切な対応				
	(2) 広聴活動の強化				
94	広聴室の設置				

	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられて いるもの A	うち改善する必要があるもの	うち改善する必要があるか否か判断できなかったもの	うち実績や成果が上がっており改善が進められているもの	措置が講じられて いないもの B
			A-a	A-b	A-c	
95	「外務省タウンミーティング」の拡充					
96	パブリック・コメントの拡充					
合 計		11	3	0	8	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「 」は、「措置が講じられているもの」等の区分に該当することを示している。

ウ 個別事項の調査結果

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
86	<p>1 広報体制の拡充【直ちに実施】</p> <p>(1) 広報戦略策定に関する報道官の機能の強化</p> <p>外務大臣のスポークスマン、広報アドバイザーとしての外務報道官の位置づけを明確にする。また、外務報道官を省内の重要政策協議に参加させるとともに、各局部の外務報道官への支援体制を強化する。</p>	<p>外務報道官の位置付けの明確化、省内の重要政策協議への参加等に関しては、表8-(1)-のとおり措置が講じられている。</p> <p>表8-(1)- 外務報道官の位置付けの明確化等に係る措置実績</p> <table border="1" data-bbox="826 603 1951 1420"> <thead> <tr> <th data-bbox="826 603 1070 643">事 項</th> <th data-bbox="1070 603 1951 643">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="826 643 1070 890">外務報道官の位置付けの明確化及び各局部の外務報道官への支援体制の強化</td> <td data-bbox="1070 643 1951 890"> <p>外務報道官は、記者との懇談、平成14年8月からの「外国向けプレス会見」の「週1回」から「週2回」への変更、15年2月からの省内の重要政策協議やプレス・スタッフミーティングへの参加等を通じて、政策所管部局との連携を強化</p> <p>この連携強化により、外務省は、「外務大臣のスポークスマン、広報アドバイザーとしての位置付けが明確にされるとともに、各局部の外務報道官への支援体制が強化されている。」としている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 890 1070 1420">外務報道官の省内の重要政策協議への参加</td> <td data-bbox="1070 890 1951 1420"> <p>「外務報道官組織と政策所管部局との連携強化による広報体制の強化」(平成14年6月外務報道官組織)に掲げられている外務報道官の省内の重要政策協議に係る参加方法は、次のとおり</p> <p>「外務報道官組織と政策所管部局との連携強化による広報体制の強化」(抜粋)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>2 具体的な方法</p> <p>(2) 各局部が個別の政策決定のため大臣室や次官室等において会議を行う場合は、原則として外務報道官(又はその代理)が出席する。担当の原課は、大臣秘書官及び次官秘書官等と相談しつつ、該当する会議が予定されている場合は右出席の確保のため報道課と協議する。</p> </div> <p>上記の方法による外務報道官の省内の重要政策協議に係る参加実績は、次のとおり</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	左記の事項の措置実績	外務報道官の位置付けの明確化及び各局部の外務報道官への支援体制の強化	<p>外務報道官は、記者との懇談、平成14年8月からの「外国向けプレス会見」の「週1回」から「週2回」への変更、15年2月からの省内の重要政策協議やプレス・スタッフミーティングへの参加等を通じて、政策所管部局との連携を強化</p> <p>この連携強化により、外務省は、「外務大臣のスポークスマン、広報アドバイザーとしての位置付けが明確にされるとともに、各局部の外務報道官への支援体制が強化されている。」としている。</p>	外務報道官の省内の重要政策協議への参加	<p>「外務報道官組織と政策所管部局との連携強化による広報体制の強化」(平成14年6月外務報道官組織)に掲げられている外務報道官の省内の重要政策協議に係る参加方法は、次のとおり</p> <p>「外務報道官組織と政策所管部局との連携強化による広報体制の強化」(抜粋)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>2 具体的な方法</p> <p>(2) 各局部が個別の政策決定のため大臣室や次官室等において会議を行う場合は、原則として外務報道官(又はその代理)が出席する。担当の原課は、大臣秘書官及び次官秘書官等と相談しつつ、該当する会議が予定されている場合は右出席の確保のため報道課と協議する。</p> </div> <p>上記の方法による外務報道官の省内の重要政策協議に係る参加実績は、次のとおり</p>	A-c
事 項	左記の事項の措置実績								
外務報道官の位置付けの明確化及び各局部の外務報道官への支援体制の強化	<p>外務報道官は、記者との懇談、平成14年8月からの「外国向けプレス会見」の「週1回」から「週2回」への変更、15年2月からの省内の重要政策協議やプレス・スタッフミーティングへの参加等を通じて、政策所管部局との連携を強化</p> <p>この連携強化により、外務省は、「外務大臣のスポークスマン、広報アドバイザーとしての位置付けが明確にされるとともに、各局部の外務報道官への支援体制が強化されている。」としている。</p>								
外務報道官の省内の重要政策協議への参加	<p>「外務報道官組織と政策所管部局との連携強化による広報体制の強化」(平成14年6月外務報道官組織)に掲げられている外務報道官の省内の重要政策協議に係る参加方法は、次のとおり</p> <p>「外務報道官組織と政策所管部局との連携強化による広報体制の強化」(抜粋)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>2 具体的な方法</p> <p>(2) 各局部が個別の政策決定のため大臣室や次官室等において会議を行う場合は、原則として外務報道官(又はその代理)が出席する。担当の原課は、大臣秘書官及び次官秘書官等と相談しつつ、該当する会議が予定されている場合は右出席の確保のため報道課と協議する。</p> </div> <p>上記の方法による外務報道官の省内の重要政策協議に係る参加実績は、次のとおり</p>								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果		判定結果								
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1093 263 1960 300">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 300 1384 403">大臣室での会議への参加</td> <td data-bbox="1384 300 1960 403">個別の政策決定のための大臣室での会議への参加実績（平成16年6月及び7月）をみると、外務報道官が9回参加</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 403 1384 512">次官室での会議への参加</td> <td data-bbox="1384 403 1960 512">個別の政策決定のための次官室での会議への参加実績（平成16年6月及び7月）をみると、外務報道官が12回参加</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 512 1384 651">政務本部連絡協議会等への参加</td> <td data-bbox="1384 512 1960 651">上記のほか、政務本部連絡協議会等の個別の政策決定のための会議への参加実績（平成16年6月及び7月）をみると、外務報道官が6回参加</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="831 691 1375 722">（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	概要		大臣室での会議への参加	個別の政策決定のための大臣室での会議への参加実績（平成16年6月及び7月）をみると、外務報道官が9回参加	次官室での会議への参加	個別の政策決定のための次官室での会議への参加実績（平成16年6月及び7月）をみると、外務報道官が12回参加	政務本部連絡協議会等への参加	上記のほか、政務本部連絡協議会等の個別の政策決定のための会議への参加実績（平成16年6月及び7月）をみると、外務報道官が6回参加	
概要												
大臣室での会議への参加	個別の政策決定のための大臣室での会議への参加実績（平成16年6月及び7月）をみると、外務報道官が9回参加											
次官室での会議への参加	個別の政策決定のための次官室での会議への参加実績（平成16年6月及び7月）をみると、外務報道官が12回参加											
政務本部連絡協議会等への参加	上記のほか、政務本部連絡協議会等の個別の政策決定のための会議への参加実績（平成16年6月及び7月）をみると、外務報道官が6回参加											
87	このため、各局で審議官クラスを報道・広報戦略担当者に任命し、これらの者が政策決定部門と広報部門との間のコンタクト・ポイントとして広報戦略面で外務報道官を支援する。	<p data-bbox="831 794 1890 826">外務報道官に対する支援に関しては、表8-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p data-bbox="831 863 1711 895">表8-(1)- 外務報道官に対する支援に係る措置実績に係る措置実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 895 1070 938">事 項</th> <th data-bbox="1070 895 1951 938">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 938 1070 1150">報道・広報戦略担当者の任命</td> <td data-bbox="1070 938 1951 1150">報道・広報戦略担当者については、政策決定部門と広報部門との間のコンタクト・ポイントとして広報戦略面で外務報道官を支援するため、平成14年6月、各局別に、正担当として審議官クラスを、副担当として首席事務官クラスをそれぞれ16名任命 平成16年8月の外務省機構改革に伴う最新時点(16年8月9日)での報道・広報戦略担当者の任命実績は、表8-(1)- のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1150 1070 1402">報道・広報戦略担当者の広報戦略面での外務報道官に対する支援</td> <td data-bbox="1070 1150 1951 1402">各局部が行う重要な政策の報道・広報への対応 報道・広報戦略担当者は、重要な政策の決定に当たり、その広報のタイミング、訴えるべきポイント、いかなる媒体をどう使うか等につき、外務報道官組織と事前に協議する等のため、プレス・スタッフミーティングに参加</td> </tr> </tbody> </table>		事 項	左記の事項の措置実績	報道・広報戦略担当者の任命	報道・広報戦略担当者については、政策決定部門と広報部門との間のコンタクト・ポイントとして広報戦略面で外務報道官を支援するため、平成14年6月、各局別に、正担当として審議官クラスを、副担当として首席事務官クラスをそれぞれ16名任命 平成16年8月の外務省機構改革に伴う最新時点(16年8月9日)での報道・広報戦略担当者の任命実績は、表8-(1)- のとおり	報道・広報戦略担当者の広報戦略面での外務報道官に対する支援	各局部が行う重要な政策の報道・広報への対応 報道・広報戦略担当者は、重要な政策の決定に当たり、その広報のタイミング、訴えるべきポイント、いかなる媒体をどう使うか等につき、外務報道官組織と事前に協議する等のため、プレス・スタッフミーティングに参加	A-c		
事 項	左記の事項の措置実績											
報道・広報戦略担当者の任命	報道・広報戦略担当者については、政策決定部門と広報部門との間のコンタクト・ポイントとして広報戦略面で外務報道官を支援するため、平成14年6月、各局別に、正担当として審議官クラスを、副担当として首席事務官クラスをそれぞれ16名任命 平成16年8月の外務省機構改革に伴う最新時点(16年8月9日)での報道・広報戦略担当者の任命実績は、表8-(1)- のとおり											
報道・広報戦略担当者の広報戦略面での外務報道官に対する支援	各局部が行う重要な政策の報道・広報への対応 報道・広報戦略担当者は、重要な政策の決定に当たり、その広報のタイミング、訴えるべきポイント、いかなる媒体をどう使うか等につき、外務報道官組織と事前に協議する等のため、プレス・スタッフミーティングに参加											

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																																							
		<p>プレス・スタッフミーティングの概要は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1122 300 1912 440"> <thead> <tr> <th>開催時期</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎週水曜日 午前 9 時45分～10時30分</td> <td>外務報道官 外務報道官組織の課長 報道・広報戦略担当者</td> </tr> </tbody> </table> <p>中長期的な広報戦略に対する対応 平成14年度に5回開催された中長期的な広報戦略を協議する広報戦略会議は、短期的な広報戦略と中長期的な広報戦略との有機的な連携を図る等のため、上記プレス・スタッフミーティングに統合し、15年度以降は週1回の頻度で実施</p> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>表8-(1)- 報道・広報戦略担当者の任命実績</p> <table border="1" data-bbox="835 724 1937 1305"> <thead> <tr> <th>局部名</th> <th>正担当</th> <th>副担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>大臣官房</td><td>総務課長</td><td>総務課首席事務官</td></tr> <tr><td>広報文化交流部</td><td>官房参事官</td><td>総合計画課首席事務官</td></tr> <tr><td>国際社会協力部</td><td>官房参事官</td><td>政策課首席事務官</td></tr> <tr><td>総合外交政策局</td><td>官房審議官</td><td>総務課主任外交調整官</td></tr> <tr><td>軍備不拡散・科学部</td><td>官房審議官</td><td>軍備管理軍縮課首席事務官</td></tr> <tr><td>アジア大洋州局</td><td>官房参事官</td><td>地域政策課首席事務官</td></tr> <tr><td>北米局</td><td>官房参事官</td><td>北米第一課首席事務官</td></tr> <tr><td>中南米局</td><td>官房参事官</td><td>中米課首席事務官</td></tr> <tr><td>欧州局</td><td>官房審議官</td><td>政策課首席事務官</td></tr> <tr><td>中東アフリカ局</td><td>官房審議官</td><td>中東第一課首席事務官</td></tr> <tr><td>アフリカ審議官</td><td>アフリカ第一課長</td><td>アフリカ第一課首席事務官</td></tr> <tr><td>経済局</td><td>政策課長</td><td>政策課首席事務官</td></tr> <tr><td>経済協力局</td><td>官房参事官</td><td>政策課企画官</td></tr> <tr><td>国際法局</td><td>官房審議官</td><td>国際法課首席事務官</td></tr> <tr><td>領事局</td><td>官房参事官</td><td>政策課首席事務官</td></tr> <tr><td>国際情報統括官</td><td>官房参事官</td><td>第一国際情報官室首席事務官</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	開催時期	構成員	毎週水曜日 午前 9 時45分～10時30分	外務報道官 外務報道官組織の課長 報道・広報戦略担当者	局部名	正担当	副担当	大臣官房	総務課長	総務課首席事務官	広報文化交流部	官房参事官	総合計画課首席事務官	国際社会協力部	官房参事官	政策課首席事務官	総合外交政策局	官房審議官	総務課主任外交調整官	軍備不拡散・科学部	官房審議官	軍備管理軍縮課首席事務官	アジア大洋州局	官房参事官	地域政策課首席事務官	北米局	官房参事官	北米第一課首席事務官	中南米局	官房参事官	中米課首席事務官	欧州局	官房審議官	政策課首席事務官	中東アフリカ局	官房審議官	中東第一課首席事務官	アフリカ審議官	アフリカ第一課長	アフリカ第一課首席事務官	経済局	政策課長	政策課首席事務官	経済協力局	官房参事官	政策課企画官	国際法局	官房審議官	国際法課首席事務官	領事局	官房参事官	政策課首席事務官	国際情報統括官	官房参事官	第一国際情報官室首席事務官	
開催時期	構成員																																																									
毎週水曜日 午前 9 時45分～10時30分	外務報道官 外務報道官組織の課長 報道・広報戦略担当者																																																									
局部名	正担当	副担当																																																								
大臣官房	総務課長	総務課首席事務官																																																								
広報文化交流部	官房参事官	総合計画課首席事務官																																																								
国際社会協力部	官房参事官	政策課首席事務官																																																								
総合外交政策局	官房審議官	総務課主任外交調整官																																																								
軍備不拡散・科学部	官房審議官	軍備管理軍縮課首席事務官																																																								
アジア大洋州局	官房参事官	地域政策課首席事務官																																																								
北米局	官房参事官	北米第一課首席事務官																																																								
中南米局	官房参事官	中米課首席事務官																																																								
欧州局	官房審議官	政策課首席事務官																																																								
中東アフリカ局	官房審議官	中東第一課首席事務官																																																								
アフリカ審議官	アフリカ第一課長	アフリカ第一課首席事務官																																																								
経済局	政策課長	政策課首席事務官																																																								
経済協力局	官房参事官	政策課企画官																																																								
国際法局	官房審議官	国際法課首席事務官																																																								
領事局	官房参事官	政策課首席事務官																																																								
国際情報統括官	官房参事官	第一国際情報官室首席事務官																																																								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																															
88	<p>(2) 大臣スピーチの活用【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに完了】</p> <p>我が国が外交政策を効果的に展開していく上で対外発信能力を強化することが極めて重要である。このため、その重要な手段である大臣のスピーチを一層活用すべく、プロのスピーチライターの活用を含め体制を強化する。</p>	<p>大臣スピーチの活用に関しては、表8-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表8-(1)- 大臣スピーチの活用に係る措置実績</p> <table border="1" data-bbox="824 437 1951 1294"> <thead> <tr> <th data-bbox="824 437 1070 475">事 項</th> <th colspan="4" data-bbox="1070 437 1951 475">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="824 475 1070 1043">外部の英文スピーチの活用</td> <td colspan="4" data-bbox="1070 475 1951 1043"> <p>大臣スピーチの活用による体制強化として、外部の英文スピーチを活用（単なる翻訳ではなく、テーマや材料を提供した上で一からの英文スピーチの起案を外部に委託）</p> <p>このための必要経費として、平成15年度予算で320万円、16年度予算で240万円を計上</p> <p>外部の英文スピーチライター活用によるスピーチ件数は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1099 724 1935 834"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 724 1361 794">区 分</th> <th data-bbox="1361 724 1552 794">平成14年度</th> <th data-bbox="1552 724 1720 794">15年度</th> <th data-bbox="1720 724 1935 794">16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 794 1361 834">スピーチ件数(件)</td> <td data-bbox="1361 794 1552 834">0</td> <td data-bbox="1552 794 1720 834">2</td> <td data-bbox="1720 794 1935 834">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、このスピーチ件数が少ないことについて、外務省は、「特定の国や分野に特化したスピーチは、専門用語等に配慮する必要があるため、主管課が原稿等を作成する方が、外部のスピーチライターに依頼（委託）するよりは効率的であり、内容としても適切であったこと等による。」としている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 1043 1070 1294">スピーチ起案チームの編成</td> <td colspan="4" data-bbox="1070 1043 1951 1294"> <p>和文スピーチについては、平成14年12月から、各課が作成するスピーチのバラツキの解消や表現力等の強化を図るため、総合外交政策局が中心となり、スピーチ起案チームを編成</p> <p>この起案チーム編成によるスピーチ件数は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1099 1182 1935 1292"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 1182 1361 1252">区 分</th> <th data-bbox="1361 1182 1552 1252">平成14年度</th> <th data-bbox="1552 1182 1720 1252">15年度</th> <th data-bbox="1720 1182 1935 1252">16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 1252 1361 1292">スピーチ件数(件)</td> <td data-bbox="1361 1252 1552 1292">2</td> <td data-bbox="1552 1252 1720 1292">4</td> <td data-bbox="1720 1252 1935 1292">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、このスピーチ件数が少ないことについて、外務省は、「特定の国や分野に特化したスピーチは、専門用語等に配慮する必要があるため、主管課が原稿等を作成する方が、外部のスピーチライターに依頼（委託）するよりは効率的であり、内容としても適切であったこと等による。」としている。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	左記の事項の措置実績				外部の英文スピーチの活用	<p>大臣スピーチの活用による体制強化として、外部の英文スピーチを活用（単なる翻訳ではなく、テーマや材料を提供した上で一からの英文スピーチの起案を外部に委託）</p> <p>このための必要経費として、平成15年度予算で320万円、16年度予算で240万円を計上</p> <p>外部の英文スピーチライター活用によるスピーチ件数は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1099 724 1935 834"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 724 1361 794">区 分</th> <th data-bbox="1361 724 1552 794">平成14年度</th> <th data-bbox="1552 724 1720 794">15年度</th> <th data-bbox="1720 724 1935 794">16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 794 1361 834">スピーチ件数(件)</td> <td data-bbox="1361 794 1552 834">0</td> <td data-bbox="1552 794 1720 834">2</td> <td data-bbox="1720 794 1935 834">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、このスピーチ件数が少ないことについて、外務省は、「特定の国や分野に特化したスピーチは、専門用語等に配慮する必要があるため、主管課が原稿等を作成する方が、外部のスピーチライターに依頼（委託）するよりは効率的であり、内容としても適切であったこと等による。」としている。</p>				区 分	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)	スピーチ件数(件)	0	2	0	スピーチ起案チームの編成	<p>和文スピーチについては、平成14年12月から、各課が作成するスピーチのバラツキの解消や表現力等の強化を図るため、総合外交政策局が中心となり、スピーチ起案チームを編成</p> <p>この起案チーム編成によるスピーチ件数は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1099 1182 1935 1292"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 1182 1361 1252">区 分</th> <th data-bbox="1361 1182 1552 1252">平成14年度</th> <th data-bbox="1552 1182 1720 1252">15年度</th> <th data-bbox="1720 1182 1935 1252">16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 1252 1361 1292">スピーチ件数(件)</td> <td data-bbox="1361 1252 1552 1292">2</td> <td data-bbox="1552 1252 1720 1292">4</td> <td data-bbox="1720 1252 1935 1292">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、このスピーチ件数が少ないことについて、外務省は、「特定の国や分野に特化したスピーチは、専門用語等に配慮する必要があるため、主管課が原稿等を作成する方が、外部のスピーチライターに依頼（委託）するよりは効率的であり、内容としても適切であったこと等による。」としている。</p>				区 分	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)	スピーチ件数(件)	2	4	0	A-c
事 項	左記の事項の措置実績																																	
外部の英文スピーチの活用	<p>大臣スピーチの活用による体制強化として、外部の英文スピーチを活用（単なる翻訳ではなく、テーマや材料を提供した上で一からの英文スピーチの起案を外部に委託）</p> <p>このための必要経費として、平成15年度予算で320万円、16年度予算で240万円を計上</p> <p>外部の英文スピーチライター活用によるスピーチ件数は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1099 724 1935 834"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 724 1361 794">区 分</th> <th data-bbox="1361 724 1552 794">平成14年度</th> <th data-bbox="1552 724 1720 794">15年度</th> <th data-bbox="1720 724 1935 794">16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 794 1361 834">スピーチ件数(件)</td> <td data-bbox="1361 794 1552 834">0</td> <td data-bbox="1552 794 1720 834">2</td> <td data-bbox="1720 794 1935 834">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、このスピーチ件数が少ないことについて、外務省は、「特定の国や分野に特化したスピーチは、専門用語等に配慮する必要があるため、主管課が原稿等を作成する方が、外部のスピーチライターに依頼（委託）するよりは効率的であり、内容としても適切であったこと等による。」としている。</p>				区 分	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)	スピーチ件数(件)	0	2	0																						
区 分	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)																															
スピーチ件数(件)	0	2	0																															
スピーチ起案チームの編成	<p>和文スピーチについては、平成14年12月から、各課が作成するスピーチのバラツキの解消や表現力等の強化を図るため、総合外交政策局が中心となり、スピーチ起案チームを編成</p> <p>この起案チーム編成によるスピーチ件数は、次のとおり</p> <table border="1" data-bbox="1099 1182 1935 1292"> <thead> <tr> <th data-bbox="1099 1182 1361 1252">区 分</th> <th data-bbox="1361 1182 1552 1252">平成14年度</th> <th data-bbox="1552 1182 1720 1252">15年度</th> <th data-bbox="1720 1182 1935 1252">16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1099 1252 1361 1292">スピーチ件数(件)</td> <td data-bbox="1361 1252 1552 1292">2</td> <td data-bbox="1552 1252 1720 1292">4</td> <td data-bbox="1720 1252 1935 1292">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、このスピーチ件数が少ないことについて、外務省は、「特定の国や分野に特化したスピーチは、専門用語等に配慮する必要があるため、主管課が原稿等を作成する方が、外部のスピーチライターに依頼（委託）するよりは効率的であり、内容としても適切であったこと等による。」としている。</p>				区 分	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)	スピーチ件数(件)	2	4	0																						
区 分	平成14年度	15年度	16年度 (4月～7月)																															
スピーチ件数(件)	2	4	0																															

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																																								
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>あるため、主管課が原稿等を作成する方が、スピーチ起案チームを編成し起案するよりは効率的であり、内容としても適切であったことによる。」としている。</p> </div> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>																																																									
89	<p>(3) インターネット広報の充実【直ちに実施。必要経費を平成15年度予算要求に反映】</p> <p>インターネット時代に対応した外交広報戦略を展開すべく、本省の海外向け及び国内向けホームページや在外公館のホームページの内容を充実する。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>インターネット広報の充実に係る措置実績は、表8-(1)- のとおりである。</p> <p>表8-(1)- インターネット広報の充実に係る措置実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事 項</th> <th colspan="4">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">インターネット広報充実のための必要経費の増額</td> <td colspan="4">従来の文字情報に加え動画による配信を含むホームページ関連経費を含め、平成15年度予算から増額計上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">平成14年度</td> <td style="text-align: center;">15年度</td> <td style="text-align: center;">16年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">予算額(百万円)</td> <td style="text-align: center;">321</td> <td style="text-align: center;">405</td> <td style="text-align: center;">415</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">外務本省ホームページの内容の充実</td> <td colspan="4">ホームページ(日本語版)の新規掲載資料件数が増加</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">平成13年度</td> <td style="text-align: center;">14年度</td> <td style="text-align: center;">15年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">掲載件数(件)</td> <td style="text-align: center;">2,846</td> <td style="text-align: center;">3,960</td> <td style="text-align: center;">4,022</td> </tr> <tr> <td colspan="5">ホームページ(英語版)の新規資料掲載件数が増加。また、専門家による評価調査を実施しており、その際の提言を活用しつつ、より充実した掲載の実現に努めている。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">平成13年度</td> <td style="text-align: center;">14年度</td> <td style="text-align: center;">15年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">掲載件数(件)</td> <td style="text-align: center;">695</td> <td style="text-align: center;">841</td> <td style="text-align: center;">907</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">ホームページの内容を次の例のように充実</td> </tr> <tr> <td colspan="5">・ 「聞きたい! 知りたい! 外務省」コーナーの創設(平成14年6月から開始)</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	左記の事項の措置実績				インターネット広報充実のための必要経費の増額	従来の文字情報に加え動画による配信を含むホームページ関連経費を含め、平成15年度予算から増額計上				区 分	平成14年度	15年度	16年度	予算額(百万円)	321	405	415	外務本省ホームページの内容の充実	ホームページ(日本語版)の新規掲載資料件数が増加				区 分	平成13年度	14年度	15年度	掲載件数(件)	2,846	3,960	4,022	ホームページ(英語版)の新規資料掲載件数が増加。また、専門家による評価調査を実施しており、その際の提言を活用しつつ、より充実した掲載の実現に努めている。					区 分	平成13年度	14年度	15年度		掲載件数(件)	695	841	907		ホームページの内容を次の例のように充実					・ 「聞きたい! 知りたい! 外務省」コーナーの創設(平成14年6月から開始)					A-a
事 項	左記の事項の措置実績																																																										
インターネット広報充実のための必要経費の増額	従来の文字情報に加え動画による配信を含むホームページ関連経費を含め、平成15年度予算から増額計上																																																										
	区 分	平成14年度	15年度	16年度																																																							
	予算額(百万円)	321	405	415																																																							
外務本省ホームページの内容の充実	ホームページ(日本語版)の新規掲載資料件数が増加																																																										
	区 分	平成13年度	14年度	15年度																																																							
	掲載件数(件)	2,846	3,960	4,022																																																							
ホームページ(英語版)の新規資料掲載件数が増加。また、専門家による評価調査を実施しており、その際の提言を活用しつつ、より充実した掲載の実現に努めている。																																																											
区 分	平成13年度	14年度	15年度																																																								
掲載件数(件)	695	841	907																																																								
ホームページの内容を次の例のように充実																																																											
・ 「聞きたい! 知りたい! 外務省」コーナーの創設(平成14年6月から開始)																																																											

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果									
		<ul style="list-style-type: none"> ・ メールマガジンの創設（WTOは平成14年4月から、ODAは同年7月から、それぞれ開始） ・ 「外務省改革の現状」コーナーの創設（平成14年8月から開始） ・ イラク関係、日朝関係、日本海呼称問題等の特集ページの創設（平成14年8月から開始） ・ 「文化外交最前線」コーナーの創設（平成16年2月から開始） ・ 動画や音声による情報提供（例 自由貿易協定の広報動画：平成16年3月から開始、海外安全対策の広報動画：16年8月から開始、ジャパン・ビデオ・トピックスのインターネット動画：16年8月から開始） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="808 616 1070 683" rowspan="3">在外公館ホームページの内容の充実</td> <td colspan="2" data-bbox="1084 616 1951 683">在外公館のホームページのリニューアルにより、視覚的デザインを始め、掲載情報リンクの配置や閲覧操作性などを改善</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 683 1301 719" style="text-align: center;">年 度</td> <td data-bbox="1301 683 1951 719" style="text-align: center;">内容の充実の例</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 719 1301 791" style="text-align: center;">平成15年度</td> <td data-bbox="1301 719 1951 791">在米国大使館、在英国大使館及び国連代表部においてホームページのリニューアルを実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1084 791 1301 967" style="text-align: center;">16年度</td> <td data-bbox="1301 791 1951 967">在カナダ大使館、在ロシア大使館、在フランス大使館等計6公館においてホームページのリニューアルを実施予定 在中国大使館等において、メールマガジンを開始</td> </tr> </table> <p data-bbox="808 1007 1070 1110">メールマガジンの配信開始</p> <p data-bbox="1084 1007 1951 1110">平成15年4月から、WTO交渉に係るメールマガジンを希望者に毎週送信。また、重要な会議の際には速報も発出。16年7月20日現在の会員数は4,400人</p> <p data-bbox="808 1118 1346 1145">（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p data-bbox="786 1185 1128 1212">【当省の調査結果及び所見】</p> <p data-bbox="786 1220 1973 1321">外務本省ホームページについては、上記の表8-(1)- のとおり、新規掲載件数が、日本語版では平成13年度2,846件であったものが15年度4,022件（1.4倍）に、英語版では13年度695件であったものが15年度907件（1.3倍）にそれぞれ増加している。</p>	在外公館ホームページの内容の充実	在外公館のホームページのリニューアルにより、視覚的デザインを始め、掲載情報リンクの配置や閲覧操作性などを改善		年 度	内容の充実の例	平成15年度	在米国大使館、在英国大使館及び国連代表部においてホームページのリニューアルを実施	16年度	在カナダ大使館、在ロシア大使館、在フランス大使館等計6公館においてホームページのリニューアルを実施予定 在中国大使館等において、メールマガジンを開始	
在外公館ホームページの内容の充実	在外公館のホームページのリニューアルにより、視覚的デザインを始め、掲載情報リンクの配置や閲覧操作性などを改善											
	年 度	内容の充実の例										
	平成15年度	在米国大使館、在英国大使館及び国連代表部においてホームページのリニューアルを実施										
16年度	在カナダ大使館、在ロシア大使館、在フランス大使館等計6公館においてホームページのリニューアルを実施予定 在中国大使館等において、メールマガジンを開始											

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>< 在外公館実地調査の結果 ></p> <p>在外公館ホームページについて、今回、10公館におけるその内容充実のための措置状況等を調査したところ、当該国内でインターネット環境が整備されていない1公館を除き、いずれの公館においてもホームページを作成し、主として領事関係情報・安全情報を掲載している。</p> <p>しかしながら、これらの9公館において、ホームページの作成・編集に携わっている館員(主として広報文化担当者又は領事担当者)から、ホームページの作成・編集等に関して今後改善すべき点を聴取したところ、次のように研修の充実や技術的なアドバイスを行う支援体制の整備についての意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ上の単純な文書の差し替え程度であればマニュアルを参考に行うことができるが、文書中に表形式のものがある、新たなページを作成するとなると、お手上げ状態になる。ホームページを担当しているとはいえ、これまでパーソナルコンピュータの操作やホームページ作成の研修を受けたこともなく、また、外務本省に照会しようとしてもどこに照会すればよいのか分からない。在外公館のホームページ作成・更新担当者に対しての研修を行うとともに、外務本省に専門家を置き、在外公館からの技術的な照会に対応できる体制を整備すべき。 <p>(注) ホームページ作成・更新作業は、外部発注が可能な業務であると考えられるが、これについて本意見提出者は、「当該国は発展途上国であり、ホームページ作成・更新の外部発注先が極めて少ない。」としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年、在留邦人の安全に関わる治安情報や注意喚起を促すための参考情報等については、電子メールによる連絡に加えてホームページへの迅速な掲載も重要となっている。このためには、当該情報を担当者が自らホームページに掲載する作業を行うことが望ましいが、実際上は、その作業を可能とする知識・技術を有する者は独学で習得した一部の職員に限られている。最低限の作業を行うための知識・技術を、少なくとも領事担当や警備担当に習得させるための研修を実施すべき。 <p>上記のほか、「現在は、ホームページの作成・編集等に関して十分な知識・技術を有している者がいることから、その運用に関して特に支障は生じていないが、この者が異動になったとき、その後の対応に苦慮することになる。」との意見も出されている。</p> <p>< 在留邦人意識調査の結果 ></p> <p>今回、36公館の管内に居住する在留邦人540人に対し、「在外公館から提供してほしい情報は何か」について聴取したところ、次のように、治安、政治・経済、教育に関するものが20人以上の者(複数回答者あり)から出されている。</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 治安情報を提供してほしい。(類似意見 83 人) ・ 当国の政治・経済の動向を提供してほしい。(同 31 人) ・ 子供の教育・学校情報を提供してほしい。(同 21 人) <p><所見> 在外公館のホームページ作成・更新担当者に対する研修を行うとともに、外務本省に専門家を置き、在外公館からの技術的な照会に対応できる体制を整備すべきなどの在外公館館員や在留邦人の意見を踏まえ、ホームページの作成・編集等の知識・技術を付与するための研修の実施、外務本省における在外公館支援体制の整備等の措置を講ずることにより、在外公館におけるホームページの一層の充実を図る必要がある。</p>									
90	<p>(4) マスコミへの発信強化【平成14年9月未までに実施】</p> <p>外務報道官と政策担当部局との緊密な連携を通じて、外務報道官の情報発信機能を高めるとともに、国民世論、メディアのニーズに応じて、記者会見・懇談等情報発信の手段・頻度を拡充する。</p>	<p>外務報道官の情報発信機能の強化に関しては、表8-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表8-(1)- 外務報道官の情報発信機能の強化に係る措置実績</p> <table border="1" data-bbox="824 855 1951 1225"> <thead> <tr> <th data-bbox="824 855 1070 895">事 項</th> <th data-bbox="1070 855 1951 895">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="824 895 1070 1010">政策所管部局との連携強化</td> <td data-bbox="1070 895 1951 1010">平成 15 年 2 月から、外務報道官の省内の重要政策会議への参加やプレススタッフミーティング等を通じた政策所管部局との連携を強化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 1010 1070 1117">外務報道官オープンルームの開設</td> <td data-bbox="1070 1010 1951 1117">平成 14 年 11 月から、毎週数回、記者を外務報道官室に招待し、外務報道官との間で自由な懇談を行う「外務報道官オープンルーム」を開設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 1117 1070 1225">記者ブリーフィングへの対応</td> <td data-bbox="1070 1117 1951 1225">外務大臣の外遊の際に行われる各種会談の内容に対する記者ブリーフィングの一部について、外務報道官が担当課長に代わって対応(情報発信機会の拡大)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>記者会見・懇談等情報発信の手段・頻度の拡充に関しては、表8-(1)- のとおりの措置が講じられており、外務報道官にあっては、平成14年8月の「行動計画」の策定後において、「外国向けプレス会見」については「週1回」から「週2回」の対応に、また、「大臣の外国出張</p>	事 項	左記の事項の措置実績	政策所管部局との連携強化	平成 15 年 2 月から、外務報道官の省内の重要政策会議への参加やプレススタッフミーティング等を通じた政策所管部局との連携を強化	外務報道官オープンルームの開設	平成 14 年 11 月から、毎週数回、記者を外務報道官室に招待し、外務報道官との間で自由な懇談を行う「外務報道官オープンルーム」を開設	記者ブリーフィングへの対応	外務大臣の外遊の際に行われる各種会談の内容に対する記者ブリーフィングの一部について、外務報道官が担当課長に代わって対応(情報発信機会の拡大)	A-c
事 項	左記の事項の措置実績										
政策所管部局との連携強化	平成 15 年 2 月から、外務報道官の省内の重要政策会議への参加やプレススタッフミーティング等を通じた政策所管部局との連携を強化										
外務報道官オープンルームの開設	平成 14 年 11 月から、毎週数回、記者を外務報道官室に招待し、外務報道官との間で自由な懇談を行う「外務報道官オープンルーム」を開設										
記者ブリーフィングへの対応	外務大臣の外遊の際に行われる各種会談の内容に対する記者ブリーフィングの一部について、外務報道官が担当課長に代わって対応(情報発信機会の拡大)										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																								
		<p>における外国プレス対策」については「国際報道官」から外務大臣のスポークスマンたる「外務報道官」による対応に、それぞれ変更されている。</p> <p>表 8-(1)- 情報発信の手段・頻度の拡充に係る措置実績</p> <table border="1" data-bbox="835 400 1937 762"> <thead> <tr> <th>情報発信の手段</th> <th>行動計画策定前の頻度等</th> <th>行動計画策定後の頻度等 (平成14年8月から)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外務省首脳・幹部による会見</td> <td>1日1回</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>記者との懇談</td> <td>毎日夕刻</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>外国向けプレス会見</td> <td>毎週火曜 外務報道官対応 毎週金曜 報道・広報担当参事官対応</td> <td>同左 毎週金曜 <u>外務報道官対応</u></td> </tr> <tr> <td>大臣の外国出張における外国プレス対策</td> <td>国際報道官対応</td> <td><u>外務報道官対応</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。 2 下線は、変更点であり当省が付した。</p> <p>上記のうち外務報道官の「外国向けプレス会見」の会見実績(平成16年6月及び7月)をみると、表 8-(1)- のとおりである。 加えて、平成15年3月から、外国プレス向けの情報発信を強化するため、「日本語による定例記者会見(外務省首脳・幹部による会見)の予定」について、外国プレスに対して毎週2回事前通報が実施されている。</p> <p>表 8-(1)- 外務報道官の外国向けプレス会見実績 (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="835 1141 1937 1257"> <thead> <tr> <th>会見年月</th> <th>総会見件数</th> <th>外務報道官の会見件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年6月</td> <td>7</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>16年7月</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。 2 外務報道官が対応していない会見(平成16年6月の2回、同年7月の3回)は、いずれも外務報道官が外国出張中であったことによるものである。</p>	情報発信の手段	行動計画策定前の頻度等	行動計画策定後の頻度等 (平成14年8月から)	外務省首脳・幹部による会見	1日1回	同左	記者との懇談	毎日夕刻	同左	外国向けプレス会見	毎週火曜 外務報道官対応 毎週金曜 報道・広報担当参事官対応	同左 毎週金曜 <u>外務報道官対応</u>	大臣の外国出張における外国プレス対策	国際報道官対応	<u>外務報道官対応</u>	会見年月	総会見件数	外務報道官の会見件数	平成16年6月	7	5	16年7月	9	6	
情報発信の手段	行動計画策定前の頻度等	行動計画策定後の頻度等 (平成14年8月から)																									
外務省首脳・幹部による会見	1日1回	同左																									
記者との懇談	毎日夕刻	同左																									
外国向けプレス会見	毎週火曜 外務報道官対応 毎週金曜 報道・広報担当参事官対応	同左 毎週金曜 <u>外務報道官対応</u>																									
大臣の外国出張における外国プレス対策	国際報道官対応	<u>外務報道官対応</u>																									
会見年月	総会見件数	外務報道官の会見件数																									
平成16年6月	7	5																									
16年7月	9	6																									

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果									
91	<p>(5) 外交青書【平成15年度より実施】 外交青書の見直しを行い、外交青書を一層分かりやすい形とする。</p>	<p>外交青書の見直しに関しては、次の措置が講じられている。 「平成15年版外交青書の編集方針」（平成15年1月7日決裁）において、次の見直しを行うこととしている。</p> <p>「平成15年版外交青書の編集方針」（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 平成15年版外交青書の作成に当たっての基本方針</p> <p>(3) 外務省改革「行動計画」との関係</p> <p>(口) ……従来からの改善点を踏襲しつつ、平成15年版では、更に以下の取組を行うこととする。</p> <p>全体構成の整理(内容の重複を避け、より簡素化し、分かり易い構成にする。)</p> <p>囲み記事の拡充(国民にとって馴染みの薄い分野、国民のより良い理解を求め必要がある分野に関し、個別具体的取組を交えつつ分かり易い解説を行う。)</p> <p>資料の掲載取りやめ(外交青書末尾に掲載される資料の大半は、外務省HP上に同様の内容が掲載され、随時情報が更新されている。<u>こうした現状にかんがみ、一部資料を除き、同資料の外交青書への掲載を取りやめる。ただし、掲載を取りやめる資料については、読者の利便性を考慮し、外務省HPのどこに掲載されているか分かるようにする。</u>)</p> </div> <p>(注) 下線部分の記述は、当省が追加した。</p> <p>上記の編集方針を受けて、平成15年版外交青書では、外交青書を一層分かりやすい形となるよう、図表や写真の掲載の充実、外務省用語の使用取りやめ等の従来からの改善点を踏襲しつつ、表8-(1)- のとおり、全体構成の整理、囲み記事の拡充、資料の大幅な掲載取りやめ等の見直しが行われている。</p> <p>表8-(1)- 平成15年版外交青書の編集方針による主な見直し結果</p> <table border="1" data-bbox="835 1206 1937 1390"> <thead> <tr> <th>見直し内容</th> <th>平成14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体構成の整理</td> <td>5章構成</td> <td>(簡素化) 4章構成</td> </tr> <tr> <td>囲み記事の拡充</td> <td>9コラム掲載</td> <td>(拡充) 11コラム + 8トピックス掲載</td> </tr> </tbody> </table>	見直し内容	平成14年度	15年度	全体構成の整理	5章構成	(簡素化) 4章構成	囲み記事の拡充	9コラム掲載	(拡充) 11コラム + 8トピックス掲載	A-c
見直し内容	平成14年度	15年度										
全体構成の整理	5章構成	(簡素化) 4章構成										
囲み記事の拡充	9コラム掲載	(拡充) 11コラム + 8トピックス掲載										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果		判定結果																
		資料の掲載取りやめ	8部構成	(簡素化) 2部構成																
92	<p>(6) 省員個人の広報活動の奨励【直ちに実施】</p> <p>省員一人一人の国民に対する説明責任を果たせるよう研修を施し、各種メディアを通じた適切な情報発信を行うよう奨励する。</p>	<p>省員一人一人の国民に対する説明責任を果たせるよう、平成14年8月の「行動計画」の策定前から、種職員、首席事務官等を対象とした一般研修の中で、プレス対応に関する研修が盛り込まれている。</p> <p>最近の研修実績は、表8-(1)- のとおりであり、「行動計画」の策定後に、いずれも研修内容等が改訂されている。</p> <p>表8-(1)- プレス対応に関する研修の実績</p> <table border="1" data-bbox="808 719 1935 1118"> <thead> <tr> <th>研修名</th> <th>対象者(研修時間)</th> <th>実施年度(平成14年度~16年度)(実施回数)</th> <th>研修内容等の改訂</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在外公館官房要員事務研修</td> <td>入省4年目の種職員 (プレス対応部分90分×1コマ)</td> <td>14、15(計2回) 16は今後予定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>首席事務官研修</td> <td>首席事務官 (プレス対応部分80分×1コマ)</td> <td>14、15、16(計3回)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>在外公館赴任前研修</td> <td>在外公館赴任予定者 (プレス対応部分90分×1コマ)</td> <td>14、15、16(計9回)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。 2 研修時間は、平成14年度実績である。 3 実施回数は、平成16年8月末までの累計である。 4 「 」は、「行動計画」の策定後に、プレス対応に関する研修内容等を改訂して実施したものを示す。</p> <p>また、外務省は、『情報発信のための基礎資料として、「広報のための注意用語集」(平成15年4月作成)や「日本の主要外交政策に関する資料(外務省員の基礎知識)」(平成14年12</p>		研修名	対象者(研修時間)	実施年度(平成14年度~16年度)(実施回数)	研修内容等の改訂	在外公館官房要員事務研修	入省4年目の種職員 (プレス対応部分90分×1コマ)	14、15(計2回) 16は今後予定		首席事務官研修	首席事務官 (プレス対応部分80分×1コマ)	14、15、16(計3回)		在外公館赴任前研修	在外公館赴任予定者 (プレス対応部分90分×1コマ)	14、15、16(計9回)		A-c
研修名	対象者(研修時間)	実施年度(平成14年度~16年度)(実施回数)	研修内容等の改訂																	
在外公館官房要員事務研修	入省4年目の種職員 (プレス対応部分90分×1コマ)	14、15(計2回) 16は今後予定																		
首席事務官研修	首席事務官 (プレス対応部分80分×1コマ)	14、15、16(計3回)																		
在外公館赴任前研修	在外公館赴任予定者 (プレス対応部分90分×1コマ)	14、15、16(計9回)																		

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																
		月作成)を作成し、全省員に配布するなどして、各種メディアを通じた適切な情報発信を行うよう奨励している。』としている。																	
93	(7) プレス取材に対する適切な対応 報道関係機関からの省内各課室への取材希望、照会に対し、外務省として一貫性のある対応を行うための体制作りを行う。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】	プレス取材に対する適切な対応については、報道関係機関からの取材に対し、外務省として一貫性のある対応ができるよう、平成15年2月、「外務省の情報発信体制と広報マインドについて」(平成15年2月18日付け外務報道官)が作成され、外務本省及び在外公館の職員に周知されている。	A-c																
94	2 広聴活動の強化 (1) 広聴室の設置【平成15年度概算要求に反映】 外交政策に関する国民の声を広く聞き、意思決定プロセスの中に位置付けるため、広聴室を整備する。	<p>外交政策に関する国民の声を広く聞き、意思決定プロセスの中に位置付けるため、平成15年1月、広聴室が設置された。</p> <p>同室は、平成15年度末時点で、広聴室長1名、事務官4名、補助職員2名、電話対応班4名で構成され、この体制の下、国民からの電子メール、ファックス、電話等への対応が行われている。国民の声の受付件数は表8-(2)-のとおり。</p> <p>なお、受け付けた国民の声を意思決定プロセスの中に位置付けたものについては、その件数を確認できなかったが、これについて、外務省は、「国民の声をすべて関係課室に配布しており、この点において関係課室の意思決定のプロセスの中に適切に位置付けていると言えるが、外交における最終的な意思決定はあらゆる要素を勘案し行われるものであり、特定の投書が意思決定にどの程度影響を与えたのかを把握することは困難である。」としている。</p> <p>表8-(2)- 国民の声の受付件数</p> <p style="text-align: right;">(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="835 1134 1937 1321"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成14年度 (15年1月～3月)</th> <th>15年度</th> <th>16年度 (4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電子メール</td> <td>約16,200</td> <td>約64,800</td> <td>約30,700</td> </tr> <tr> <td>ファックス・書簡</td> <td>約9,600</td> <td>約9,700</td> <td>約2,500</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>約1,100</td> <td>約4,100</td> <td>約2,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	区 分	平成14年度 (15年1月～3月)	15年度	16年度 (4月～7月)	電子メール	約16,200	約64,800	約30,700	ファックス・書簡	約9,600	約9,700	約2,500	電話	約1,100	約4,100	約2,600	A-c
区 分	平成14年度 (15年1月～3月)	15年度	16年度 (4月～7月)																
電子メール	約16,200	約64,800	約30,700																
ファックス・書簡	約9,600	約9,700	約2,500																
電話	約1,100	約4,100	約2,600																

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
95	<p>(2) 「外務省タウンミーティング」の拡充【平成14年9月以降実施】</p> <p>国民との対話促進のため、「外務省タウンミーティング」の開催回数を増やし、月1回の頻度で行う。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>平成14年4月、「外務省タウンミーティング」（川口外務大臣と語るタウンミーティング。外務省主催）の第1回目が開催され、それ以降、16年度10月末まで、表8-(2)- のとおり開催されている。その概要、プレスリリース、議事録等は、外務本省ホームページに掲載されている。</p> <p>表8-(2)- 「外務省タウンミーティング」の開催実績</p> <table border="1" data-bbox="808 576 1960 655"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度（4月～10月）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数（回）</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1 外務省の資料に基づき当省が作成した。 2 平成16年度（10月末まで）は、このほかに、外務大臣出席のタウンミーティングとして、内閣府主催のタウンミーティングが2回開催されている。</p> <p>なお、上記の「外務省タウンミーティング」のほかに、以下のタウンミーティングが開催されている。</p> <p>国民の生の声を聴取するため、外務省主催のタウンミーティングとして、「ODAタウンミーティング」（平成13年度に5回、14年度に7回、15年度に10回、16年度（10月末まで）に1回）が開催されている。ただし、15年12月に山形市で開催された第19回ODAタウンミーティング以降の5回分については、16年10月末時点においても議事録等が外務本省ホームページに掲載されていない。</p> <p>地方自治体、民間団体、市民の国際理解推進を図る等のため、外務省と地方自治体等との共催によるタウンミーティングとして、「外交の窓」、「外交クラブ」（16年度（10月末まで）にそれぞれ1回）及び「学生と語る」（16年度（10月末まで）に2回）が開催されている。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>「外務省タウンミーティング」の開催回数は、平成14年度以降、「月1回の頻度」とはなっていないが、外務省主催のタウンミーティングとして、「ODAタウンミーティング」を含めると、その開催実績は、平成14年度に12回、15年度に14回となっており、「月1回の頻度」となっている。しかし、16年度の開催回数は、「ODAタウンミーティング」を含めても、10月末までに2回であり、「月1回の頻度」を達成することは困難な状況となっている。</p>	区 分	平成14年度	15年度	16年度（4月～10月）	開催回数（回）	5	4	1	A-a
区 分	平成14年度	15年度	16年度（4月～10月）								
開催回数（回）	5	4	1								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
		<p>< 所見 > 「外務省タウンミーティング」については、その開催回数が「月1回の頻度」とはなっていないことから、国民との対話に関して、「外務省タウンミーティング」やその他のタウンミーティングの引き続きの開催を含め、その一層の促進を図る必要がある。</p>									
96	<p>(3) パブリックコメントの拡充【直ちに実施】 外交政策の実施に資するため、あらゆる機会（ホームページや「外務省タウンミーティング」の活用等）を通じ、外交問題に関するパブリックコメントを求め、外交政策の実施に活用する。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 外務省は、「外交政策の実施等に係る国民からの意見」を、主として外務本省ホームページと外務省タウンミーティングにより受け付けている。これらによる措置実績は、次のとおりであり、これらのうち多数の意見が寄せられたものについて、外務省は、『外務本省ホームページの「外交政策Q & A」や「よくある質問」に掲載し、また、必要に応じて回答を発出する等、双方向での対話に努めている。』としている。</p> <p>外務本省ホームページによるもの 外務本省ホームページに寄せられた国民からの意見件数（パブリック・コメントによるものを除く。）は、表8-(2)- のとおりであり、これらの意見について、外務省は、「基本的に毎日、大臣以下の本省幹部に配布しているとともに、意見の傾向を分析した結果を毎週月曜日と水曜日の省内会議等に報告している。」としている。</p> <p>なお、これらの国民からの意見のうち外交政策の実施に活用された件数等は不明であるが、外務省は、「寄せられた意見は傾向を分析して関係課室に配布しており、この点において関係課室の意思決定のプロセスの中に適切に位置付けていると言えるが、外交における最終的な意思決定はあらゆる要素を勘案して行われるものであり、特定の投書（意見）が意思決定にどの程度影響を与えたのかを把握することは困難である。」としている。</p> <p>表8-(2)- 外務本省ホームページに寄せられた国民からの意見（パブリック・コメントによるものを除く。）の受付件数</p> <table border="1" data-bbox="833 1169 1930 1251"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度(4月～7月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付件数(件)</td> <td>約3,200</td> <td>約12,900</td> <td>約7,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>外務省タウンミーティングによるもの 外務省タウンミーティングで出された国民からの意見について、外務省は、「省内LAN</p>	区 分	平成14年度	15年度	16年度(4月～7月)	受付件数(件)	約3,200	約12,900	約7,500	A-a
区 分	平成14年度	15年度	16年度(4月～7月)								
受付件数(件)	約3,200	約12,900	約7,500								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																																								
		<p>を通じて関係課室に配布しているとともに、このうち大臣との質疑等については、省内会議で報告の上、ホームページで公開している。」としている。</p> <p>なお、これらの国民からの意見のうち外交政策の実施に活用された件数は不明であるが、外務省は、「寄せられた意見は省内LANを通じて省内各課室に配布しており、この点において省内課室の意思決定のプロセスの中に適切に位置付けていると言えるが、外交における最終的な意思決定はあらゆる要素を勘案して行われるものであり、特定の投書（意見）が意思決定にどの程度影響を与えたのかを把握することは困難である。」としている。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>外務省におけるパブリック・コメント（規制の設定又は改廃以外のもの）の最近の実施件数をみると、表8-(2)- のとおり、全府省の平均件数が20件前後であるのに対し、外務省の件数は1件ないし2件と少ないものとなっている。</p> <p>表8-(2)- 各府省別のパブリック・コメント（規制の設定又は改廃以外のもの）の実施件数 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="833 810 1924 1294"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 13 年度</th> <th>14 年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>内閣府本府</td><td>2</td><td>8</td><td>25</td></tr> <tr><td>総務省</td><td>47</td><td>40</td><td>40</td></tr> <tr><td>法務省</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr> <tr><td>外務省</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>財務省</td><td>1</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>文部科学省</td><td>2</td><td>23</td><td>23</td></tr> <tr><td>厚生労働省</td><td>12</td><td>6</td><td>11</td></tr> <tr><td>農林水産省</td><td>18</td><td>21</td><td>27</td></tr> <tr><td>経済産業省</td><td>65</td><td>61</td><td>54</td></tr> <tr><td>国土交通省</td><td>23</td><td>24</td><td>26</td></tr> <tr><td>環境省</td><td>19</td><td>21</td><td>17</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>196</td><td>216</td><td>237</td></tr> <tr><td>平均件数</td><td>17.8</td><td>19.6</td><td>21.5</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 当省の資料に基づき作成した。 2 「パブリック・コメント」とは、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）に基づき、規制の設定又は改廃に当たり、国の行政機関等の意思決定過程において広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・</p>	区 分	平成 13 年度	14 年度	15年度	内閣府本府	2	8	25	総務省	47	40	40	法務省	7	8	9	外務省	0	1	2	財務省	1	3	3	文部科学省	2	23	23	厚生労働省	12	6	11	農林水産省	18	21	27	経済産業省	65	61	54	国土交通省	23	24	26	環境省	19	21	17	合 計	196	216	237	平均件数	17.8	19.6	21.5	
区 分	平成 13 年度	14 年度	15年度																																																								
内閣府本府	2	8	25																																																								
総務省	47	40	40																																																								
法務省	7	8	9																																																								
外務省	0	1	2																																																								
財務省	1	3	3																																																								
文部科学省	2	23	23																																																								
厚生労働省	12	6	11																																																								
農林水産省	18	21	27																																																								
経済産業省	65	61	54																																																								
国土交通省	23	24	26																																																								
環境省	19	21	17																																																								
合 計	196	216	237																																																								
平均件数	17.8	19.6	21.5																																																								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続を指すが、ここでは、「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」の対象外であるが、各府省等の判断により、個別政策についてパブリック・コメントを行ったものを掲載した。</p> <p>また、他府省におけるパブリック・コメント（規制の設定又は改廃以外のもの）の平成15年度の実施内容をみると、省令の改正案件、審議会の中間報告案件、白書案件、ガイドライン案件、政策評価（実績評価）案件、独立行政法人の中期目標案件などがみられ、外務省においてもこうした案件（例えば、省令の改正案件であれば旅券法施行規則の改正案件、審議会の中間報告案件であれば海外交流審議会の中間報告案件、白書案件であればODA白書が挙げられる。）の実施は可能と考えられる。</p> <p><NGO面談調査の結果></p> <p>NGO面談調査において、外務省における外交問題に関するパブリック・コメントの実施状況等に関して聴取したところ、次のような意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省は、ここ2年ほどの間で、ODA大綱を含めて数件程度しかパブリック・コメントを実施していない。ODA大綱に限らず、他の案件についても広くコメントを求めるべき。（1団体） ・ パブリック・コメントの結果については、大括りのまとめでしか公表されておらず、しかも、パブリック・コメントを踏まえて修正されたとされるODA大綱はほとんど変更点が見当たらなかった。外務省は、説明責任を全うするため、パブリック・コメントをどのように判断して、ODA大綱に反映させたのか、あるいは反映させなかったのかをホームページ等で公表すべき。（1団体） <p><所見></p> <p>個別の外交政策に関するパブリック・コメントについては、その実施件数が他府省と比べて少ないものとなっていることから、更に積極的に実施することなどを検討する必要がある。</p>	

項目9 大使館などの業務の見直し

ア 調査結果の概要

本項目においては、「在外公館全般」及び「領事業務」の2細目の下に24事項の措置を講ずることとされている。

今回、これら24事項の措置状況について調査した結果、7公館の廃止、住居手当・在勤手当の見直しなど「在外公館全般」に関する改善や、24時間電話対応サービスの強化、インターネットによる在留届の提出受付など「領事業務」の改善に係る23事項について措置が講じられている。

しかしながら、これら23事項について実績や成果が上がっているかとの観点から改善状況をみると、窓口サービスや在留邦人との交流について一層改善すべきとする意見があり、また、領事業務の実施体制の強化が進んでいないなど、窓口サービスや領事出張サービスの改善、在留邦人との接触の推進等、11事項について一層の改善を図る必要がみられた。

また、「拠点公館制度の導入」については、「北米地域などで拠点とされる在外公館においては政治・経済面のフォローを充実させ、その他の在外公館においては領事業務に重点を置いた体制」とするとの内容のものであるが、大使館及び総領事館の人員配置及び業務分担の見直し並びに在外公館業務の簡素合理化が進んでおらず、拠点公館に振り替える人員を生み出せない状況もあることなどから、結果として拠点公館制度は導入されていない。

イ 総括表

(単位：事項)

No.	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの				措置が講じられていないもの
		A	A-a	A-b	A-c	
	(1) 在外公館全般					
97	ア 公館の設置状況見直し					
98	今後3年間で7公館を目途に廃止 在外公館の設置状況を一定期間ごとに見直し					

No.	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの				措置が講じられていないもの
		A	A-a	A-b	A-c	
99	拠点公館制度の導入					
100	イ 在外公館における人員配置					
101	他省庁出身者の適正配置					
102	アタッシュ制度の在り方について見直し					
103	他省庁出身者の人材の有効活用					
104	ウ ロジ簡素化（国際会議への同行者の削減等）					
105	エ 便宜供与の見直し					
106	オ 公邸、在勤手当等					
107	公邸の整備					
108	時代の要請に即した公邸料理人制度					
109	住居手当の見直し					
110	在勤手当の見直し					
111	カ 在外公館職員の在留邦人との積極的な接触					
	(2) 領事業務					
112	ア 領事業務の位置付け					
113	イ 窓口サービスを中心とした領事業務の改善					
114	24時間電話対応サービスの強化					
115	日本語で意思疎通ができる職員の領事窓口への配置の拡充					
116	在外選挙の投票形態の見直し					
117	領事シニアボランティア制度の導入					
118	ウ 領事出張サービスの大幅拡充					
119	エ 領事業務実施体制の強化					
120	オ 領事業務へのITの活用					
121	インターネットによる在留届の提出受付システムの導入					
122	旅券申請のオンライン化					

No.	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの				措置が講じられていないもの
		A	A-a	A-b	A-c	
119	在外公館メールマガジン配信サービスの拡					
120	充 力 領事業務の限界					
合 計		23	11	1	11	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「 」は、「措置が講じられているもの」等の区分に該当することを示している。

ウ 個別事項の調査結果

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
97	<p>1 在外公館全般 (1) 公館の設置状況見直し 今後3年間で、設置時の状況の変化を受け、7公館を目処に廃止する。また新たな外交上・領事業務上の必要が生じている箇所については、公館の新設を検討する。その方向で初年度分を平成15年度概算要求に盛り込む。【平成15年度以降の概算要求に反映】</p>	<p>「行動計画」において、平成15年度から17年度までの3年間で、本省における大規模な機構改革のみならず在外公館についても大幅な見直しを行うとの方針が明らかにされており、15年度以降、「大使館の設置基準」及び「総領事館の設置基準」を基に在外公館の廃止・縮小・新設が検討されている。</p> <p>「大使館の設置基準」及び「総領事館の設置基準」は、次のとおりである。</p> <p>《大使館の設置基準》</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>主として下記の事項を勘案の上、総合的に判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国との政治関係 <ul style="list-style-type: none"> 相手国の国際政治及び当該地域における政治重要度 国際機関における協力関係 外交上のバランス（在京大使館の有無、地域配分） 我が国との経済関係 <ul style="list-style-type: none"> 貿易量、投資量、相手国経済の重要性、資源・食糧供給状況 経済協力状況 邦人進出状況等 <ul style="list-style-type: none"> 在留邦人数、進出企業数、渡航者数、邦人援護件数、査証発給数（その他、船舶・航空機寄港状況等） 情報入手地としての重要性 その他、第三国公館設置状況、他公館に兼轄せしめることの適否、相手国からの要望等 </div>	A-c

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果												
		<p>《総領事館の設置基準》</p> <p>主として下記の事項を勘案の上、総合的に判断する。</p> <p>邦人進出状況等 在留邦人数、進出企業数、渡航者数、邦人援護件数、査証発給数（その他、船舶・航空機寄港状況等） 我が国との経済・経済協力関係 情報入手地としての重要性 相手国世論対策の重要性 当該国の重要性（政治、経済、安全保障） 当該国の対日政策に及ぼすオピニオンリーダーの意見の重要性 その他、地方分権の程度、第三国公館設置状況、相手国からの要望等</p> <p>在外公館の廃止等の実績は、表9-(1)- のとおりである。</p> <p>表9-(1)- 在外公館の廃止・縮小の実績</p> <table border="1" data-bbox="819 794 1944 1190"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th colspan="2">在外公館の廃止・縮小等の実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>3 (2)</td> <td>在リベリア大使館、在ラスパルマス総領事館及び在バンコク総領事館の廃止（在ラスパルマス総領事館は出張駐在官事務所に規模を縮小） 在東ティモール大使館及び在チェンマイ総領事館の新設</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>3 (3)</td> <td>在中央アフリカ大使館、在カンザスシティ総領事館及び在エドモントン総領事館の廃止 在アンゴラ大使館、在重慶総領事館及び在カルガリー総領事館の新設</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 表中の「在外公館の廃止・縮小等」欄の()内の数字は、新設された在外公館である。</p>	年度	在外公館の廃止・縮小等の実績		平成14年度	0		15年度	3 (2)	在リベリア大使館、在ラスパルマス総領事館及び在バンコク総領事館の廃止（在ラスパルマス総領事館は出張駐在官事務所に規模を縮小） 在東ティモール大使館及び在チェンマイ総領事館の新設	16年度	3 (3)	在中央アフリカ大使館、在カンザスシティ総領事館及び在エドモントン総領事館の廃止 在アンゴラ大使館、在重慶総領事館及び在カルガリー総領事館の新設	
年度	在外公館の廃止・縮小等の実績														
平成14年度	0														
15年度	3 (2)	在リベリア大使館、在ラスパルマス総領事館及び在バンコク総領事館の廃止（在ラスパルマス総領事館は出張駐在官事務所に規模を縮小） 在東ティモール大使館及び在チェンマイ総領事館の新設													
16年度	3 (3)	在中央アフリカ大使館、在カンザスシティ総領事館及び在エドモントン総領事館の廃止 在アンゴラ大使館、在重慶総領事館及び在カルガリー総領事館の新設													

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
98	<p>また、その後も在外公館の設置状況を一定期間ごとに見直し、必要に応じ、整理・統廃合・新設を図る。【平成16年度以降の機構・定員要求に反映】</p>	<p>上記の表9-(1)- のとおり、平成16年度において、「大使館の設置基準」及び「総領事館の設置基準」を基に在外公館の廃止・縮小・新設が検討され、在中央アフリカ大使館、在カンザシシティ総領事館及び在エドモントン総領事館が廃止され、また、在アンゴラ大使館、在重慶総領事館及び在カルガリー総領事館が新設された。</p> <p>さらに、平成17年度においては、在アンカレジ総領事館及び在ポルトアレグレ総領事館の廃止、在スロベニア大使館及び在デンサパール総領事館の新設が検討されている。</p>	A-c
99	<p>北米地域公館などで、拠点公館制度を導入し、拠点公館となる総領事館では、現在以上に政治・経済面でのフォローを充実させ、その他の総領事館では領事事務により重点を置いた体制となるよう見直しを行う。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>外務省は、次のとおり、引き続き慎重に検討していく考えであるとしており、現時点では拠点公館制度を導入していない。</p> <p>「外務省改革の推進状況」（平成16年7月23日）（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厳しい人員状況の一方で、拠点公館制度を導入するに際しては、拠点公館の強化のためにその他の公館の人員が削減され、却って拠点公館以外の公館の領事業務等に支障を来すことのないよう十分配慮する必要がある。このため、例えば、北米地域での拠点公館制度の導入の方途については、今後全世界で廃止される公館の人員を領事業務のニーズの高い公館へ振り替えること、及び北米地域の在外公館の館員（含む各省庁から在外公館への出向者）の担当事務の見直し・改善等、在外公館の設置状況の見直しや在外公館における人員配置の見通しを併せた総合的な視点から引き続き慎重に検討していく考え</p> </div> <p>【当省の調査結果】</p> <p>上記のとおり、「拠点公館制度の導入」については、その検討にまで至っていない状況にある。これは、大使館及び総領事館の人員配置や在外公館業務の簡素合理化が進んでおらず（後記の100、101及び102の「在外公館における人員配置」並びに116の「領事業務実施体制の強化」参照）、拠点公館に振り替える人員を生み出せない状況もあることなどから、結果として拠点公館制度は導入されていないものと考えられる。</p>	B
100	<p>(2) 在外公館における人員配置</p> <p>各在外公館における他省庁出身者の配置状況につき、時代のニーズに合ったものか否かを中心に見直しを行い、既存の定員の振替等を通じて適正</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>各在外公館における他省庁出身者の配置に関して、表9-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p>	A-a

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
<p>配置を目指していく。【直ちに検討に着手、平成14年度中に検討を完了】</p>	<p>表9-(1)- 他省庁出身者の配置に関して講じられた措置</p> <table border="1" data-bbox="824 304 1966 699"> <thead> <tr> <th data-bbox="824 304 1025 344">年 月</th> <th data-bbox="1025 304 1966 344">他省庁出身者の配置に関して講じられた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="824 344 1025 520">平成15年3月</td> <td data-bbox="1025 344 1966 520">他省庁出身者を受け入れている全在外公館に対し、調査訓令を發出し、次の事項に関する各在外公館の意見を聴取 他省庁出身者の配置状況は時代のニーズに合っているか 上記 を踏まえ、廃止することが可能なポストあるいは別の省庁出身者のポストに変更することが適当なポストがあるか</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 520 1025 592">15年4月 ～9月</td> <td data-bbox="1025 520 1966 592">上記の調査訓令に基づき、各在外公館において、各省アタッシェの業務内容、業務量等を調査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 592 1025 699">15年10月</td> <td data-bbox="1025 592 1966 699">上記の調査結果を整理の上、他省庁出身者の配置について、先進国偏重を是正し、途上国への配置を促進するとともに、省庁再編結果の反映等を通じた適正配置を実現すべく関係省庁と協議</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>上記のほか、他省庁出身者の配置を含め在外公館における定員配置の見直しは、次のとおり行われている。</p> <p>平成14年12月、外務省は、国の行政組織等の減量・効率化の取組の一環として、在外公館定員の約1割(300ポスト)の定員について15年度から19年度までの5か年間で見直しを行い、必要性が低下したものは、再配置又は合理化することを決定(14年12月12日付け総務省報道資料「国の行政組織等の減量・効率化の推進について」の中で明記)</p> <p>上記の決定に基づき、平成15年度においては、定員要求プロセスの中で68の見直しポストを選定し、これを定員削減(55)及び振替財源(13)に充当</p> <p>また、16年度においては、15年度の同様のプロセスに従って、33の見直しポストを選定し振替財源等に充当。なお、これらの中には、他省庁出身者の4ポストについて、業務量が減少した在外公館から業務量が増加した他の在外公館に振り替えるなどの見直しを行っている。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>上記のとおり、外務省では16年度に在外公館の他省庁出身者の4ポストを見直したとしているが、在外公館における定員数及び他省庁出身者数は、表9-(1)- のとおり、国際代表部等を除く182公館の平成15年度定員数は2,887人、このうち他省庁出身者は464人(16.1%)であり、見直したとされる4ポストは全体の中では極めて少ないものとなっている。</p>	年 月	他省庁出身者の配置に関して講じられた措置	平成15年3月	他省庁出身者を受け入れている全在外公館に対し、調査訓令を發出し、次の事項に関する各在外公館の意見を聴取 他省庁出身者の配置状況は時代のニーズに合っているか 上記 を踏まえ、廃止することが可能なポストあるいは別の省庁出身者のポストに変更することが適当なポストがあるか	15年4月 ～9月	上記の調査訓令に基づき、各在外公館において、各省アタッシェの業務内容、業務量等を調査	15年10月	上記の調査結果を整理の上、他省庁出身者の配置について、先進国偏重を是正し、途上国への配置を促進するとともに、省庁再編結果の反映等を通じた適正配置を実現すべく関係省庁と協議	
年 月	他省庁出身者の配置に関して講じられた措置									
平成15年3月	他省庁出身者を受け入れている全在外公館に対し、調査訓令を發出し、次の事項に関する各在外公館の意見を聴取 他省庁出身者の配置状況は時代のニーズに合っているか 上記 を踏まえ、廃止することが可能なポストあるいは別の省庁出身者のポストに変更することが適当なポストがあるか									
15年4月 ～9月	上記の調査訓令に基づき、各在外公館において、各省アタッシェの業務内容、業務量等を調査									
15年10月	上記の調査結果を整理の上、他省庁出身者の配置について、先進国偏重を是正し、途上国への配置を促進するとともに、省庁再編結果の反映等を通じた適正配置を実現すべく関係省庁と協議									

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																																																			
		<p>表9-(1)- 在外公館の定員数に占める他省庁出身者の割合 (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="824 347 1966 571"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">182 公館 の合計</th> <th colspan="7">うち業務 担当者数</th> </tr> <tr> <th>政務</th> <th>経済</th> <th>広報文化</th> <th>領事</th> <th>官房</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度定員数 a</td> <td>2,887</td> <td>2,618</td> <td>508</td> <td>730</td> <td>218</td> <td>457</td> <td>681</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>他省庁出身者数 b</td> <td>464</td> <td>464</td> <td>88</td> <td>357</td> <td>13</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>定員数に占める他省庁 出身者数の割合 b/a</td> <td>16.1</td> <td>17.7</td> <td>17.3</td> <td>48.9</td> <td>6.0</td> <td>0.4</td> <td>0.0</td> <td>16.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。 2 「平成15年度定員数」は、国際連合日本代表部等の7つの日本代表部、一時閉鎖中の在リベリア大使館及び在中央アフリカ大使館の定員(218人)並びに研修・交替要員(151人)を除く。 3 「業務担当者数」とは、定員数のうち大使・公使・総領事等の公館幹部(269人)を除いた人数である。 4 「官房」の中には警備担当を含む。なお、警備担当は、都道府県警察からの出向者が多いが、上記の「他省庁出身者」の中には含めていない。</p> <p>なお、在外公館定員数に占める他省庁出身者数の割合を在外公館の規模別にみると、表9-(1)-のとおり、定員数が30人以上の在外公館では他省庁出身者が24.6%を占めているのに対し、20人以上30人未満の在外公館では18.8%、10人以上20人未満の在外公館では12.6%、さらに10人未満の在外公館では4.1%となっており、規模が大きくなればなるほど、他省庁出身者が占める割合が大きいものとなっている。</p> <p>表9-(1)- 在外公館規模別の定員数に占める他省庁出身者の割合 (単位：公館、人、%)</p> <table border="1" data-bbox="824 1139 1966 1362"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定員数30人以上</th> <th>20人以上30人未満</th> <th>10人以上20人未満</th> <th>10人未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当公館数</td> <td>16</td> <td>26</td> <td>74</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>定員数 a</td> <td>862</td> <td>602</td> <td>955</td> <td>468</td> </tr> <tr> <td>他省庁出身者数 b</td> <td>212</td> <td>113</td> <td>120</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>定員数に占める他省庁 出身者数の割合 b/a</td> <td>24.6</td> <td>18.8</td> <td>12.6</td> <td>4.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	区 分	182 公館 の合計	うち業務 担当者数							政務	経済	広報文化	領事	官房	その他	平成15年度定員数 a	2,887	2,618	508	730	218	457	681	24	他省庁出身者数 b	464	464	88	357	13	2	0	4	定員数に占める他省庁 出身者数の割合 b/a	16.1	17.7	17.3	48.9	6.0	0.4	0.0	16.7	区分	定員数30人以上	20人以上30人未満	10人以上20人未満	10人未満	該当公館数	16	26	74	66	定員数 a	862	602	955	468	他省庁出身者数 b	212	113	120	19	定員数に占める他省庁 出身者数の割合 b/a	24.6	18.8	12.6	4.1	
区 分	182 公館 の合計	うち業務 担当者数																																																																				
		政務	経済	広報文化	領事	官房	その他																																																															
平成15年度定員数 a	2,887	2,618	508	730	218	457	681	24																																																														
他省庁出身者数 b	464	464	88	357	13	2	0	4																																																														
定員数に占める他省庁 出身者数の割合 b/a	16.1	17.7	17.3	48.9	6.0	0.4	0.0	16.7																																																														
区分	定員数30人以上	20人以上30人未満	10人以上20人未満	10人未満																																																																		
該当公館数	16	26	74	66																																																																		
定員数 a	862	602	955	468																																																																		
他省庁出身者数 b	212	113	120	19																																																																		
定員数に占める他省庁 出身者数の割合 b/a	24.6	18.8	12.6	4.1																																																																		

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																																															
		<p>一方、最近8年間の在外公館の定員数の推移をみると、表9-(1)- のとおり、着実に増加しているが、その内訳をみると、他省庁からの振替分によるウェイトが高いものとなっている。</p> <p>表9-(1)- 在外公館館員の定員数の推移 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="819 437 1966 775"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成9年度</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員数</td> <td>3,109</td> <td>3,159</td> <td>3,204</td> <td>3,224</td> <td>3,245</td> <td>3,249</td> <td>3,256</td> <td>3,271</td> </tr> <tr> <td>査定による増員数</td> <td>102</td> <td>70</td> <td>63</td> <td>55</td> <td>53</td> <td>44</td> <td>46</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>部門間配置転換による増員数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>他省庁からの振替による増員数</td> <td>21</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>17</td> <td>24</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>定員削減等</td> <td>68</td> <td>43</td> <td>46</td> <td>52</td> <td>56</td> <td>58</td> <td>55</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>前年度からの定員増</td> <td>55</td> <td>50</td> <td>45</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>< 所見 > 他省庁出身者の配置については、在外公館における定員数に占めるその割合が 16.1% (2,887人中464人。経済班のみでは730人中357人(48.9%)) を占め、その役割が小さくないこと、これまでの他省庁出身者のポストの見直しは極めて少ないものとなっていることから、後記の 101 及び 102 と併せて、その適正配置を一層推進する必要がある。</p>	区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	定員数	3,109	3,159	3,204	3,224	3,245	3,249	3,256	3,271	査定による増員数	102	70	63	55	53	44	46	65	部門間配置転換による増員数	0	0	0	0	0	0	0	0	他省庁からの振替による増員数	21	23	28	17	24	18	16	11	定員削減等	68	43	46	52	56	58	55	61	前年度からの定員増	55	50	45	20	21	4	7	15	
区 分	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																																										
定員数	3,109	3,159	3,204	3,224	3,245	3,249	3,256	3,271																																																										
査定による増員数	102	70	63	55	53	44	46	65																																																										
部門間配置転換による増員数	0	0	0	0	0	0	0	0																																																										
他省庁からの振替による増員数	21	23	28	17	24	18	16	11																																																										
定員削減等	68	43	46	52	56	58	55	61																																																										
前年度からの定員増	55	50	45	20	21	4	7	15																																																										
101	<p>今後、在外公館への他省庁からの新規出向については、外務省との人事交流を基本とし、語学力を含め優秀な人材の派遣を得るよう努める。その過程で、いわゆる伝馬船制度を含むアタッシュ制度のあり方について抜本的に見直す。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>前記の 100のとおり、外務省において、平成15年3月の各在外公館に対する他省庁出身者の配置に関する調査の結果を踏まえ、他省庁出身者の配置について関係省庁と協議がなされている。</p> <p>この調査結果においては、在外公館から、他省庁出身者に関し改善が望まれる事項として次の意見が提出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 語学力の更なる向上が必要 ・ 警備対策官の領事業務兼務を早期解消すべき ・ 必要に応じて出身省庁の業務に限らず他の業務にも従事すべき ・ 他省庁出身者の意識改革の推進 	A-a																																																															

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置に際しての健康面での配慮を徹底すべき <p>【当省の調査結果及び所見】 他省庁出身者の語学力の向上、アタッシェ制度の在り方については、外務省と各省庁との間で協議が行われており、在外公館の一部のポストの見直し(業務量が減少した在外公館から業務量が増加した他の在外公館に4ポストを振り替え)も行われているが、その数は少なく、また、アタッシェ制度の在り方にまでは議論が進展していない。 また、有識者等意識調査において、「在外公館館員の語学力は向上したか」との質問に対し、回答者14人のうち「各省庁出身者の語学力が向上した」とする者が1人であるのに対し、「他省庁出身者の語学力が低い」とする者が8人に上り、なお他省庁出身者の語学力の向上が課題となっている状況もみられる。</p> <p><所見> 他省庁出身者の語学力の向上、アタッシェ制度の在り方の見直しについては、在外公館における定員数に占める他省庁出身者の割合が16.1%(2,887人中464人。経済班のみでは730人中357人(48.9%))を占め、現状ではその役割が小さくないことを踏まえ、前記の100及び後記の102と併せて、語学力を含む優秀な人材の確保に努めるとともに、アタッシェ制度の在り方の見直しについて、なお一層推進を図る必要がある。</p>	
102	各在外公館において、各省庁出身の人材の有効活用を図り、館長が館全体の業務バランスを判断し、出身官庁の業務だけでなく、必要に応じ他の業務に従事させる。【直ちに実施】	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 各在外公館における他省庁出身者の人材の有効活用については、前記の100及び101のほか、次の措置が講じられている。 赴任する公館長、次席、出向者自身に対し、出身官庁の業務以外に、必要に応じ、他の業務に従事させることを赴任前ブリーフィングや赴任前研修において徹底するほか、その旨を在外公館にも公電で伝達</p> <p>【当省の調査結果及び所見】 <在外公館調査の結果> 今回、36公館を対象として他省庁出身者の業務分担の見直し状況を調査したところ、「見直しを行った」とするところが25公館(69.4%)、「見直しを行っていない」とするところが11公館(30.6%)みられた。 このうち「見直しを行った」とする25公館の見直しの内容、「見直しを行っていない」とする11公館のその理由をみると、次のような状況となっている。</p>	A-a

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>「見直しを行った」とする 25 公館のうち、「他省庁出身者の配置を変更した」（これまでの業務分担を変更して新たな班に配置転換するもの）とするところは、次の 3 公館（8.3%）にとどまっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A 大使館では、これまで防衛庁出身の書記官が領事事務と警備事務を兼務していたが、平成 15 年度から、領事事務については農林水産省出身者が、警備業務については防衛庁出身者がそれぞれ担当することとした。 ・ B 総領事館では、平成 15 年 2 月から、政務部及び経済部を廃止して、総務部、領事部、広報文化部の 3 部体制とし、「領事」及び「広報文化」の対外窓口を総務部が支える形とした。これにより、人的資源を必要とされる部門に重点的に振り分ける体制を整備した。 ・ C 大使館では、平成 15 年 9 月から、防衛庁出身の職員を広報文化担当から政務担当に配置換えした。 <p>なお、上記の 3 公館の館員に対し、「平成 14 年 8 月以降、他省庁出身者の配置又は従事業務に変化はあったか」について聴取したところ、A 大使館では有効回答者 6 人の全員が、B 大使館では 13 人のうち 9 人が、C 大使館では 6 人のうち 3 人が「変化はあった」としており、館員からみても目に見える形で他省庁出身者の配置又は従事業務に変化があった状況がみられる。</p> <p>一方、「他省庁出身者の業務分担の一部を変更した」（これまでの業務分担はそのままに、業務量の平準化等を目的として兼任する業務を変更するもの）とするところは 20 公館（55.6%）、「業務分担の変更ではないが業務の実施方法を工夫した」（一の分担では捉えられない業務については協力して業務を遂行する等）としているところが 2 公館（5.6%）ある。</p> <p>このうち「他省庁出身者の業務分担の一部を見直した」とする 20 公館について、その見直しの内容をみると、次のように一部の業務についての変更にとどまっている状況がみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ D 大使館では、「テロ、治安関係業務が拡大していること等の状況を踏まえ、平成 14 年 8 月に、警察出身者の担当業務のうち、テロ、治安関係業務の比重を増やす等の見直しを行った」としているが、当該公館の館員に対し、「平成 14 年 8 月以降、他省庁出身者の配置又は従事業務に変化はあったか」について聴取したところ、有効回答者 10 人の全員が「変化はなかった」としている。 ・ E 大使館では、「各省出身者が多い経済班については、日本と当国との経済連携協定の業務が大幅に増えたため、経済協力やその他の事務について業務分担を若干変更した」と 	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>しているが、当該公館の館員に対し、「平成 14 年 8 月以降、他省庁出身者の配置又は従事業務に変化があったか」について聴取したところ、有効回答者 11 人のうち 10 人が「変化はなかった」としている。</p> <p>「見直しを行っていない」とする 11 公館の理由をみると、次のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他省庁出身者の業務見直しは極めて重要であるが、この見直しのためには、本省レベルで各省庁の人事当局と合意しておくことが必要不可欠となっており、在外公館長の判断だけでは実際上かなり無理がある。 ・ 他省庁出身者の再配置の必要性は存在するが、出身元省庁との調整に時間がかかるなどの制約がある。 <p>なお、他省庁出身者の配置の変更を行った B 大使館においても、次のとおり、その変更にあたって計画の修正を余儀なくされたとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在外公館内の体制について現行の部を廃止統合するなど大幅に見直すこととし、人的資源を必要とされる部門に振り替えることとしたが、その過程で、他省庁出身者の出身元省庁から異を唱えられ、当初の計画の修正を余儀なくされた。 <p>< 館員意識調査の結果 ></p> <p>36 公館の館員 404 人に対して、「平成 14 年 8 月以降、他省庁出身者の配置又は従事業務に変化があったか」について聴取したところ、表 9-1- のとおり、「変化があった」とする者が 60 人（14.9%）であるのに対し、「変化はなかった」とする者が 225 人（55.6%）となっている。</p>	

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																				
	<p>表9-(1)- 他省庁出身者の配置又は従業務務の変化について (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="819 331 1942 612"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th>回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">変化があった</td> <td>大きな変化があった</td> <td rowspan="2">60</td> <td>12</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば変化があった</td> <td>48</td> <td>11.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変化がなかった</td> <td>どちらかといえば変化がなかった</td> <td rowspan="2">225</td> <td>98</td> <td>24.3</td> </tr> <tr> <td>まったく変化はなかった</td> <td>127</td> <td>31.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">従前から出身省庁以外の業務を実施している</td> <td>40</td> <td colspan="2">9.9</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td>79</td> <td colspan="2">19.6</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>404</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p> <p>このうち「変化があった」とする60人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他省庁出身者を含む業務分担の見直しが行われた。(類似意見21人) ・ 他省庁出身者を含む人事配置の変更が行われた。(同12人) <p>一方、「変化がなかった」とする225人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務内容、人事配置にまったく変化がない。(類似意見56人) ・ 他省庁出身者は、出身官庁以外の仕事をしようとならない。(同30人) ・ ポストが固定されており、業務の変更は実際上困難(同11人) <p>なお、「従前から出身省庁以外の業務に従事している」とする者が40人おり、中小規模公館などでは、従前から他省庁出身者であっても出身省庁以外の業務に従事している状況もみられる。</p> <p><所見> 在外公館における他省庁出身者の適正配置、業務分担の見直しについては、在外公館の総定員数に占める他省庁出身者の割合が16.1%(2,887人中464人。経済班のみでは730人中357人(48.9%))を占めているにもかかわらず出身元省庁との関係もあり進んでおらず、このため、在外公館における業務分担の平準化等にも限界が生じている状況にあること、また、36公館のうち28公館で欠員が生じており、それによる業務への支障等が生じている状況もみられる(後</p>	回答区分		回答者数	構成比		変化があった	大きな変化があった	60	12	3.0	どちらかといえば変化があった	48	11.9	変化がなかった	どちらかといえば変化がなかった	225	98	24.3	まったく変化はなかった	127	31.3	従前から出身省庁以外の業務を実施している		40	9.9		無回答		79	19.6		合計		404	100.0		
回答区分		回答者数	構成比																																			
変化があった	大きな変化があった	60	12	3.0																																		
	どちらかといえば変化があった		48	11.9																																		
変化がなかった	どちらかといえば変化がなかった	225	98	24.3																																		
	まったく変化はなかった		127	31.3																																		
従前から出身省庁以外の業務を実施している		40	9.9																																			
無回答		79	19.6																																			
合計		404	100.0																																			

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
		記の 156「事務の合理化」を参照) ことから、出身元省庁との協議を含め、一層の推進を図る必要がある。									
103	<p>(3) ロジ簡素化 国際会議への同行者の削減等、ロジ業務の合理化・簡素化を推進する。【直ちに検討に着手、平成14年10月までにガイドライン作成】</p>	<p>平成14年11月26日、ロジ簡素化の基本方針、代表団構成の基本パターン、基本的な現地体制表等を盛り込んだ「ロジ簡素化のためのガイドライン」が策定され、これを踏まえてロジ業務の合理化・簡素化が推進されている。 同ガイドラインの主な内容は、表9-(1)- のとおりである。</p> <p>表9-(1)- ロジ簡素化のためのガイドラインの主な内容</p> <table border="1" data-bbox="815 619 1948 1015"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 619 1037 655">事 項</th> <th data-bbox="1037 619 1948 655">ロジ簡素化のためのガイドラインの主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 655 1037 730">十分な事前調整</td> <td data-bbox="1037 655 1948 730">原則として、総理・外務大臣の外国訪問の2か月前に、同行者リスト及び現地体制表等についての検討会議を行い、方向性を固める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 730 1037 906">同行者数削減のための方途</td> <td data-bbox="1037 730 1948 906">同行者リスト及び現地体制表のひな形を作成し、これを基本とする。 総理の外国訪問の際の外務省幹部及び関係省庁の幹部の同行者数を極力削減する。 翻訳チームは同行せず、原則として本省で対応する。など</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 906 1037 1015">現地受入体制</td> <td data-bbox="1037 906 1948 1015">現地受入体制のひな形を作成し、これを基本とする。 すべての車両を一括管理し、効率的な運用を図る。また、随行者用車両はバス又はバンを原則とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果】 総理大臣の外国訪問同行者数の推移をみると、表9-(1)- のとおり、訪問先・目的等が異なるため単純平均で表されない面があるものの、平成10年度と比較して減少傾向にある。</p>	事 項	ロジ簡素化のためのガイドラインの主な内容	十分な事前調整	原則として、総理・外務大臣の外国訪問の2か月前に、同行者リスト及び現地体制表等についての検討会議を行い、方向性を固める。	同行者数削減のための方途	同行者リスト及び現地体制表のひな形を作成し、これを基本とする。 総理の外国訪問の際の外務省幹部及び関係省庁の幹部の同行者数を極力削減する。 翻訳チームは同行せず、原則として本省で対応する。など	現地受入体制	現地受入体制のひな形を作成し、これを基本とする。 すべての車両を一括管理し、効率的な運用を図る。また、随行者用車両はバス又はバンを原則とする。	A-c
事 項	ロジ簡素化のためのガイドラインの主な内容										
十分な事前調整	原則として、総理・外務大臣の外国訪問の2か月前に、同行者リスト及び現地体制表等についての検討会議を行い、方向性を固める。										
同行者数削減のための方途	同行者リスト及び現地体制表のひな形を作成し、これを基本とする。 総理の外国訪問の際の外務省幹部及び関係省庁の幹部の同行者数を極力削減する。 翻訳チームは同行せず、原則として本省で対応する。など										
現地受入体制	現地受入体制のひな形を作成し、これを基本とする。 すべての車両を一括管理し、効率的な運用を図る。また、随行者用車両はバス又はバンを原則とする。										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																																																											
		<p>表9-(1)- 総理大臣の外国訪問同行者数の推移 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度 (7月末まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問回数</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>総同行者数平均</td> <td>158</td> <td>144</td> <td>130</td> <td>112</td> <td>116</td> <td>119</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>うち外務省平均</td> <td>53</td> <td>47</td> <td>42</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>32</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>うち外務省以外平均</td> <td>105</td> <td>97</td> <td>88</td> <td>84</td> <td>88</td> <td>87</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。 2 表中の数字は、訪問1回当たりの平均同行者数である。 3 多数国間会議への出席に重なって生じた個別首脳会議のための非英語の通訳等、例外的な必要により同行した支援要員の数は除外した。</p> <p>また、「主要国首脳会議」(サミット)の同行者数の推移をみると、表9-(1)- のとおり、外務省の同行者数は、平成10年度(84人)と比較して15年度(43人)はおおむね半数になっている。</p> <p>表9-(1)- 主要国首脳会議の同行者数の推移 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議開催場所</td> <td>デ`ンバ`-</td> <td>ケ`ン</td> <td>-</td> <td>ジ`ェバ`</td> <td>カ`ナ`ス`キ`</td> <td>エ`ビ`ア`ン</td> </tr> <tr> <td>総同行者数</td> <td>231</td> <td>176</td> <td>-</td> <td>135</td> <td>195</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>うち外務省</td> <td>84</td> <td>73</td> <td>-</td> <td>40</td> <td>48</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>うち外務省以外</td> <td>147</td> <td>103</td> <td>-</td> <td>95</td> <td>147</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。 2 平成13年度のジェノバ・サミットについては、会議開催場所の宿舎収容人数等に厳しい制限があり、同行者数を特別に削減したとの経緯がある。</p>	区 分	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度 (7月末まで)	訪問回数	9	9	11	10	13	7	3	総同行者数平均	158	144	130	112	116	119	102	うち外務省平均	53	47	42	28	28	32	32	うち外務省以外平均	105	97	88	84	88	87	70	区 分	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	会議開催場所	デ`ンバ`-	ケ`ン	-	ジ`ェバ`	カ`ナ`ス`キ`	エ`ビ`ア`ン	総同行者数	231	176	-	135	195	152	うち外務省	84	73	-	40	48	43	うち外務省以外	147	103	-	95	147	109	
区 分	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度 (7月末まで)																																																																							
訪問回数	9	9	11	10	13	7	3																																																																							
総同行者数平均	158	144	130	112	116	119	102																																																																							
うち外務省平均	53	47	42	28	28	32	32																																																																							
うち外務省以外平均	105	97	88	84	88	87	70																																																																							
区 分	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度																																																																								
会議開催場所	デ`ンバ`-	ケ`ン	-	ジ`ェバ`	カ`ナ`ス`キ`	エ`ビ`ア`ン																																																																								
総同行者数	231	176	-	135	195	152																																																																								
うち外務省	84	73	-	40	48	43																																																																								
うち外務省以外	147	103	-	95	147	109																																																																								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
104	<p>(4) 便宜供与の見直し【直ちに検討に着手、平成14年10月末までにガイドライン作成】</p> <p>現行の「便宜供与基準」を以下の方針で改め、国会議員等への便宜供与については、私用への支援を行わない旨明記する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 議員外交の支援については、国会派遣の場合は支援する。 - その他の場合、事前の要望があれば、当該会談・視察等が政府全体の外交に寄与し、かつ通常の事務処理を妨げない範囲で必要な支援を行う。 - 「議員外交の支援」の実績報告を公表する。 	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>便宜供与の見直しに関して、表9-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表9-(1)- 便宜供与の見直しに関する措置の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="819 512 1973 815"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>便宜供与の見直しに関する措置の実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年9月1日</td> <td>公私の別をより明確にした「国会議員の外国訪問に対する便宜供与に関するガイドライン」を作成し、9月1日から適用 同ガイドラインについては、国会関係者に配布するとともに説明。また、本省各部局・在外公館にも周知</td> </tr> <tr> <td>15年8月1日</td> <td>これまでの便宜供与の実施状況を踏まえ、国会議員への周知徹底、各状況下での便宜供与の在り方等をより具体的に盛り込んだガイドライン（改定版）を作成し、8月1日から適用 同ガイドラインについては、本省・在外公館に周知</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>また、「国会議員の外国訪問に対する便宜供与に関するガイドライン（改訂版）」において、「全在外公館の便宜供与統計を公表する中で、議員外交の支援の実績報告を毎年公表する」としており、平成17年2月、「平成15年度全在外公館の便宜供与統計」の中で、「議員外交の支援実績」が公表されている。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>< 館員意識調査の結果 ></p> <p>36公館の館員404人のうち「改訂されたガイドラインを適用する機会があった」とする者158人に対し、「改訂されたガイドラインを適用することができたか」について聴取したところ、表9-(1)- のとおり、「すべての場合で適用できた」とする者が79人（50.1%）であるのに対し、「適用できない場合があった」とする者が71人（44.9%）、「まったく適用できていない」とする者が1人（0.6%）となっている。</p>	年月日	便宜供与の見直しに関する措置の実施状況	平成14年9月1日	公私の別をより明確にした「国会議員の外国訪問に対する便宜供与に関するガイドライン」を作成し、9月1日から適用 同ガイドラインについては、国会関係者に配布するとともに説明。また、本省各部局・在外公館にも周知	15年8月1日	これまでの便宜供与の実施状況を踏まえ、国会議員への周知徹底、各状況下での便宜供与の在り方等をより具体的に盛り込んだガイドライン（改定版）を作成し、8月1日から適用 同ガイドラインについては、本省・在外公館に周知	A-a
年月日	便宜供与の見直しに関する措置の実施状況								
平成14年9月1日	公私の別をより明確にした「国会議員の外国訪問に対する便宜供与に関するガイドライン」を作成し、9月1日から適用 同ガイドラインについては、国会関係者に配布するとともに説明。また、本省各部局・在外公館にも周知								
15年8月1日	これまでの便宜供与の実施状況を踏まえ、国会議員への周知徹底、各状況下での便宜供与の在り方等をより具体的に盛り込んだガイドライン（改定版）を作成し、8月1日から適用 同ガイドラインについては、本省・在外公館に周知								

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																		
	<p>表9-(1)- 便宜供与に関するガイドライン（改訂版）の適用について （単位：人、％）</p> <table border="1" data-bbox="846 331 1966 544"> <thead> <tr> <th>回答区分</th> <th>回答者数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>すべての場合で適用できた</td> <td>79</td> <td>50.1</td> </tr> <tr> <td>適用できない場合があった</td> <td>71</td> <td>44.9</td> </tr> <tr> <td>まったく適用できていない</td> <td>1</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>7</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>158</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）館員意識調査の結果による。</p> <p>このうち「適用できない場合があった」又は「まったく適用できていない」とする者72人に対して、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員を前にして、従来の慣習を急に变革することはなかなかできない。（類似意見 11 人） ・ 判断基準が曖昧なものも多く、結局は現場判断にゆだねられることが多かった。（同 11 人） ・ ガイドラインでは同行を不要としていたが、実際には本省から同行するようにとの指示が来た。（同 6 人） ・ 便宜供与を行う側、受ける側の意識改革ができていない。（同 5 人） ・ 私的な買物等へ館員が同行せざるを得ないケースはまだ存在している。（同 4 人） ・ 国会議員が望んでいない過剰な対応を、慣例として当方あるいは議員の周囲の人が要求したため（同 1 人） <p>また、館員 404 人に対し、「便宜供与に関して今後どのような点を改善すべきか」について聴取したところ、次のような意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在外公館としてできることとできないことを明確に国会議員に対して説明することが必要（類似意見 31 人） ・ 日本の便宜供与は他国と比べて手厚すぎる。宿の確保、配車、視察同行等については外注するなど、もっと簡素化すべき。（同 29 人） ・ もっと明確なガイドラインを作ってほしい。公務と私用の区別を明確にするため具体的事例を多数作成するなどにより明確化すべき。（同 12 人） ・ 国によってはタクシーや公共交通機関が信用できず、便宜供与対象外の職員であっても送迎が必要な場合がある。現場の裁量の余地を広げてほしい。（同 12 人） ・ ガイドラインには抜け穴が多い。ガイドラインで定めた便宜供与基準を厳格に運用すべ 	回答区分	回答者数	構成比	すべての場合で適用できた	79	50.1	適用できない場合があった	71	44.9	まったく適用できていない	1	0.6	無回答	7	4.4	合計	158	100.0	
回答区分	回答者数	構成比																		
すべての場合で適用できた	79	50.1																		
適用できない場合があった	71	44.9																		
まったく適用できていない	1	0.6																		
無回答	7	4.4																		
合計	158	100.0																		

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																		
		<p>き。(同10人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任国の事情を勘案していない内容の質問事項、訪問目的がみられるので、本省で精査すべき。(同8人) <p><所見> 便宜供与については、その供与依頼者側への広報の徹底、ガイドラインの明確化等に関してまだ十分ではない状況があり、館員から改善を求める意見も出されていることから、供与依頼者側への便宜供与基準の周知、ガイドラインの明確化等について引き続き推進する必要がある。</p>																			
105	<p>(5) 公邸、在勤手当等 公邸の整備に当たっては、公邸として必要な機能を果たすとともに、国際的に見てバランスがとれ、日本を代表する施設として相応しいものとする一方、不必要に華美なものとはならないようにする。【直ちに実施】</p>	<p>公邸の整備に関しては、平成15年度に在外公館事務所及び公邸の新面積算定基準が策定され、15年度からこの基準に従って公邸が整備されることとされた。 面積算定基準の新旧を比較すると、例えば公邸の規模別面積は、表9-(1)- のとおり縮小されている。</p> <p>表9-(1)- 公邸の規模別面積算定基準の新旧対照 (単位：平方メートル)</p> <table border="1" data-bbox="815 895 1942 1046"> <thead> <tr> <th>公邸の面積</th> <th>40名以上</th> <th>20名以上 39名以下</th> <th>10名以上 19名以下</th> <th>9名以下</th> <th>9名以下 (総領事)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧基準</td> <td>1,460</td> <td>1,305</td> <td>1,150</td> <td>1,000</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td>平成15年度新基準</td> <td>1,295</td> <td>1,150</td> <td>1,025</td> <td>910</td> <td>780</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の提出資料に基づき当省が作成した。</p> <p>また、財務省による平成15年度予算執行調査の結果を踏まえ、公邸整備に関して予算の執行の効率化に反映するため、表9-(1)- のとおりの方針が定められている。</p>	公邸の面積	40名以上	20名以上 39名以下	10名以上 19名以下	9名以下	9名以下 (総領事)	旧基準	1,460	1,305	1,150	1,000	850	平成15年度新基準	1,295	1,150	1,025	910	780	A-c
公邸の面積	40名以上	20名以上 39名以下	10名以上 19名以下	9名以下	9名以下 (総領事)																
旧基準	1,460	1,305	1,150	1,000	850																
平成15年度新基準	1,295	1,150	1,025	910	780																

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																		
		<p>表9-(1)- 公邸整備に関する予算の執行の効率化のための措置実績</p> <table border="1" data-bbox="819 304 1973 764"> <tr> <td data-bbox="819 304 1402 379">財務省平成15年度予算執行調査における今後の改善点・検討の方向性</td> <td data-bbox="1402 304 1973 379">左記の改善点・検討の方向性を踏まえた外務省の対応</td> </tr> <tr> <td data-bbox="819 379 1402 764"> <p>既存物件購入の場合、面積等が施設整備基準に沿ったものかどうか事前調査を徹底するとともに、改築の容易さや維持管理コストに配慮すべき</p> <p>ゲストルームの設置を一律に求めている現行基準を改め、今後は原則としてゲストルームを設けないこととすべき</p> <p>プール・テニスコートについては治安・衛生状況が特に悪い国を除いて新設しないこととし、その旨施設整備基準に明記すべき</p> </td> <td data-bbox="1402 379 1973 764"> <p>公邸の新たな面積算定基準については、予算執行調査結果をも踏まえ、従来の基準より細分化した新たな面積算定基準を策定したところであるが、平成15年度予算に計上されている設計・建設案件についても、新基準と比較して修正が必要と認められる場合には、可能な限り新基準に則った面積・設備に変更する。また、プール・テニスコート及びゲストルームについて、平成15年度予算においては新規設置は行っていない。</p> </td> </tr> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>公邸の整備及び維持修繕の予算額の推移をみると、表9-(1)- のとおり、年々減少してきており、15年度及び16年度において、プール、テニスコート及びゲストルームの新規設置は行われていない。</p> <p>表9-(1)- 公邸の整備及び維持修繕費の予算額の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="819 1046 1973 1126"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額</td> <td>3,071,882</td> <td>4,220,654</td> <td>1,916,840</td> <td>1,723,100</td> <td>851,117</td> <td>1,829,162</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。 2 当初15年度に予定していた公邸新設案件が16年度に繰り越されたこともあり、平成15年度の予算額が著しく減少し、その分16年度予算額が増加している。</p> <p>< 館員意識調査の結果 ></p> <p>36公館の館員404人に対し、「公邸として必要な機能を満たしていないもの、日本を代表する施設として相応しくないもの、利用・使用等が困難なもの、保安上の不安があるもの等があるか」について聴取したところ、「ある」とする者が79人(19.6%)、「ない」とする者が325</p>	財務省平成15年度予算執行調査における今後の改善点・検討の方向性	左記の改善点・検討の方向性を踏まえた外務省の対応	<p>既存物件購入の場合、面積等が施設整備基準に沿ったものかどうか事前調査を徹底するとともに、改築の容易さや維持管理コストに配慮すべき</p> <p>ゲストルームの設置を一律に求めている現行基準を改め、今後は原則としてゲストルームを設けないこととすべき</p> <p>プール・テニスコートについては治安・衛生状況が特に悪い国を除いて新設しないこととし、その旨施設整備基準に明記すべき</p>	<p>公邸の新たな面積算定基準については、予算執行調査結果をも踏まえ、従来の基準より細分化した新たな面積算定基準を策定したところであるが、平成15年度予算に計上されている設計・建設案件についても、新基準と比較して修正が必要と認められる場合には、可能な限り新基準に則った面積・設備に変更する。また、プール・テニスコート及びゲストルームについて、平成15年度予算においては新規設置は行っていない。</p>	区 分	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	予算額	3,071,882	4,220,654	1,916,840	1,723,100	851,117	1,829,162	
財務省平成15年度予算執行調査における今後の改善点・検討の方向性	左記の改善点・検討の方向性を踏まえた外務省の対応																				
<p>既存物件購入の場合、面積等が施設整備基準に沿ったものかどうか事前調査を徹底するとともに、改築の容易さや維持管理コストに配慮すべき</p> <p>ゲストルームの設置を一律に求めている現行基準を改め、今後は原則としてゲストルームを設けないこととすべき</p> <p>プール・テニスコートについては治安・衛生状況が特に悪い国を除いて新設しないこととし、その旨施設整備基準に明記すべき</p>	<p>公邸の新たな面積算定基準については、予算執行調査結果をも踏まえ、従来の基準より細分化した新たな面積算定基準を策定したところであるが、平成15年度予算に計上されている設計・建設案件についても、新基準と比較して修正が必要と認められる場合には、可能な限り新基準に則った面積・設備に変更する。また、プール・テニスコート及びゲストルームについて、平成15年度予算においては新規設置は行っていない。</p>																				
区 分	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度															
予算額	3,071,882	4,220,654	1,916,840	1,723,100	851,117	1,829,162															

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果										
		<p>人（80.4％）となっている。</p> <p>このうち「ある」とする79人の理由を聴取したところ、次のとおり、公邸が狭い、老朽化しているとの意見が多く、いずれも一部の公邸に関するものとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公邸が基本的に手狭で、レセプションなどは外部施設を利用せざるを得ない現状。在留邦人からも「他国の公邸に比べて小さい」との指摘を受けることが多い。（類似意見20人） ・ 公邸の警備設備の不安がある（外壁からは容易に侵入可能、緊急事態発生時の通信設備が不十分等）（同9人） ・ 公邸の老朽化が著しい。（同5人） ・ 公邸の駐車スペースがない。（同3人） 											
106	<p>公邸料理人制度については、各任地の実態を踏まえつつ、現行制度（私的契約に基づき、一部官費負担）の維持、料理人の公的派遣制度の導入、外国人料理人の一層の活用等の方途を複合的に組み合わせ、時代の要請に則した制度とする。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】</p>	<p>公邸料理人制度に関して、表9-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表9-(1)- 公邸料理人制度に関する措置実績</p> <table border="1" data-bbox="819 722 1973 1399"> <thead> <tr> <th data-bbox="819 722 1066 762">措置事項</th> <th data-bbox="1066 722 1973 762">左記の措置事項の概要及び実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="819 762 1066 871">料理人の赴任前研修</td> <td data-bbox="1066 762 1973 871">初めて公邸に勤務する料理人に対して、勤務態勢・海外生活・公館長との接し方等を公邸料理人経験者から事前に講習することを検討</td> </tr> <tr> <td data-bbox="819 871 1066 1150">外国人のリクルート体制の強化</td> <td data-bbox="1066 871 1973 1150">勤務環境の厳しい不健康地を中心に国内における料理人の確保が困難となっている状況を踏まえ、国際的な料理人を確保すべく、日本料理店が数多く存在するタイにおいて本邦から調理専門家を派遣しタイ人料理人を育成・教育。派遣実績は、平成15年度で1人、16年度で1人 また、平成15年度からは、タイ人以外の外国人にも適用できるかの観点からフィリピンにおける外国人料理人リクルートの可能性を調査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="819 1150 1066 1291">巡回実地指導制度の新設</td> <td data-bbox="1066 1150 1973 1291">在外公館で実勤する外国人料理人に対し、本邦より巡回実地指導の調理専門家を派遣（平成15年度予算から関連予算424万円を計上）平成15年度においては、アジア地域に1人を派遣し、また、16年度は9月末までにアフリカ地域に1人を派遣</td> </tr> <tr> <td data-bbox="819 1291 1066 1399">公邸派遣料理人制度の試験的導入</td> <td data-bbox="1066 1291 1973 1399">現制度では公邸料理人は公館長との個人契約（契約額の一部を補助）であるが、公的会食業務が多い公館については、官費により公邸料理人を派遣する「公邸派遣料理人制度」を平成15年度から試験</td> </tr> </tbody> </table>	措置事項	左記の措置事項の概要及び実績	料理人の赴任前研修	初めて公邸に勤務する料理人に対して、勤務態勢・海外生活・公館長との接し方等を公邸料理人経験者から事前に講習することを検討	外国人のリクルート体制の強化	勤務環境の厳しい不健康地を中心に国内における料理人の確保が困難となっている状況を踏まえ、国際的な料理人を確保すべく、日本料理店が数多く存在するタイにおいて本邦から調理専門家を派遣しタイ人料理人を育成・教育。派遣実績は、平成15年度で1人、16年度で1人 また、平成15年度からは、タイ人以外の外国人にも適用できるかの観点からフィリピンにおける外国人料理人リクルートの可能性を調査	巡回実地指導制度の新設	在外公館で実勤する外国人料理人に対し、本邦より巡回実地指導の調理専門家を派遣（平成15年度予算から関連予算424万円を計上）平成15年度においては、アジア地域に1人を派遣し、また、16年度は9月末までにアフリカ地域に1人を派遣	公邸派遣料理人制度の試験的導入	現制度では公邸料理人は公館長との個人契約（契約額の一部を補助）であるが、公的会食業務が多い公館については、官費により公邸料理人を派遣する「公邸派遣料理人制度」を平成15年度から試験	A-c
措置事項	左記の措置事項の概要及び実績												
料理人の赴任前研修	初めて公邸に勤務する料理人に対して、勤務態勢・海外生活・公館長との接し方等を公邸料理人経験者から事前に講習することを検討												
外国人のリクルート体制の強化	勤務環境の厳しい不健康地を中心に国内における料理人の確保が困難となっている状況を踏まえ、国際的な料理人を確保すべく、日本料理店が数多く存在するタイにおいて本邦から調理専門家を派遣しタイ人料理人を育成・教育。派遣実績は、平成15年度で1人、16年度で1人 また、平成15年度からは、タイ人以外の外国人にも適用できるかの観点からフィリピンにおける外国人料理人リクルートの可能性を調査												
巡回実地指導制度の新設	在外公館で実勤する外国人料理人に対し、本邦より巡回実地指導の調理専門家を派遣（平成15年度予算から関連予算424万円を計上）平成15年度においては、アジア地域に1人を派遣し、また、16年度は9月末までにアフリカ地域に1人を派遣												
公邸派遣料理人制度の試験的導入	現制度では公邸料理人は公館長との個人契約（契約額の一部を補助）であるが、公的会食業務が多い公館については、官費により公邸料理人を派遣する「公邸派遣料理人制度」を平成15年度から試験												

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果		判定結果									
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">的に導入（15年度予算から関連予算3,329万円を計上） 平成16年8月現在、在ニューヨーク総領事館、在ロシア大使館に派遣中</p> </div> <p>（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>											
107	<p>住居手当については、主要国政府や民間企業の例も参考としつつ、見直し作業を行う。【平成14年度中に調査、結論】</p>	<p>主要国政府や民間企業の例を参考として、住居手当が見直され、平成15年3月31日、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)が改正された。その改正理由及び基本的な考え方は、次のとおりである。</p> <p>これまで限度額の範囲内であれば、一切住居費を払わなくてもよいという制度であったが、この制度は国内では一般にみられない制度であることから、平成15年度から、在外職員が居住する住宅の家賃の一部を自己負担する制度を導入</p> <p>改正は、次の基本的考えによる。</p> <p>自己負担基本額は、国内公務員宿舎使用料相当額とする。</p> <p>住居手当限度額の引き上げを抑制するメカニズムとする。</p> <p>自己負担額の設定に際しては、公館間で不平等が生じないようにする。</p>		A-c									
108	<p>その他在勤手当の在り方について見直しに着手。【直ちに実施】</p>	<p>外務省において在勤手当全般にわたり集中的な見直しを実施され、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等について平成15年3月及び16年3月に、表9-(1)- のとおりの内容の改正が行われた。</p> <p>表9-(1)- 在勤手当の見直し実績</p> <table border="1" data-bbox="824 1011 1962 1375"> <thead> <tr> <th data-bbox="824 1011 1429 1050">改正前の手当等の名称と内容</th> <th data-bbox="1429 1011 1715 1050">平成15年3月改正点</th> <th data-bbox="1715 1011 1962 1050">16年3月改正点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="824 1050 1429 1276"> <p>在勤基本手当 在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するため支給</p> </td> <td data-bbox="1429 1050 1715 1276"> <p>減額：全公館平均で一等書記官クラス対前年度比 9.3%</p> </td> <td data-bbox="1715 1050 1962 1276"> <p>特に厳しい勤務環境にある在勤地への加算を拡充。全公館平均で、一等書記官クラス対前年度比 +2.4%</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 1276 1429 1375"> <p>住居手当 在外職員が在外公館に勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給</p> </td> <td data-bbox="1429 1276 1715 1375"> <p>自己負担制度の導入：一等書記官クラスで24,000円を負担</p> </td> <td data-bbox="1715 1276 1962 1375"></td> </tr> </tbody> </table>		改正前の手当等の名称と内容	平成15年3月改正点	16年3月改正点	<p>在勤基本手当 在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するため支給</p>	<p>減額：全公館平均で一等書記官クラス対前年度比 9.3%</p>	<p>特に厳しい勤務環境にある在勤地への加算を拡充。全公館平均で、一等書記官クラス対前年度比 +2.4%</p>	<p>住居手当 在外職員が在外公館に勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給</p>	<p>自己負担制度の導入：一等書記官クラスで24,000円を負担</p>		A-c
改正前の手当等の名称と内容	平成15年3月改正点	16年3月改正点											
<p>在勤基本手当 在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するため支給</p>	<p>減額：全公館平均で一等書記官クラス対前年度比 9.3%</p>	<p>特に厳しい勤務環境にある在勤地への加算を拡充。全公館平均で、一等書記官クラス対前年度比 +2.4%</p>											
<p>住居手当 在外職員が在外公館に勤務するのに必要な住宅費に充当するために支給</p>	<p>自己負担制度の導入：一等書記官クラスで24,000円を負担</p>												

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果			判定結果																
	配偶者手当 配偶者同伴の場合、在勤基本手当の20%を支給																			
	子女教育手当 6歳から18歳までの子女1人当たり定額で支給	4歳まで支給対象年齢を引き下げ	加算限度額を12年振りに引き上げ																	
	館長代理手当 在外公館の長の代理をする在外職員に支給	削減：支給要件の変更、支給率の削減																		
	兼勤手当 兼轄国駐在期間中、兼轄国基本手当の10%を日割り支給	廃止																		
	特殊語学手当 特殊語学の研修を命ぜられた職員に、在勤基本手当の12%から18%を支給																			
	研修員手当 在外研修員に対しては、この手当のみを支給	在勤基本手当の減額に連動して削減（その結果、予算額全体において対前年度比 9.7%削減）	個別に更に減額可能なところを見直した結果、予算額全体において対前年度比 1.1%削減																	
(注) 外務省の資料及び関係法令に基づき当省が作成した。																				
上記の改正により、在勤手当に関する予算額は、表9-(1)- のとおり、平成14年度と比較して15年度、16年度が減少している。																				
表9-(1)- 在勤手当に関する予算額の推移																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在勤手当予算額（億円）</td> <td>276</td> <td>263</td> <td>258</td> </tr> <tr> <td>対前年度比（%）</td> <td>5.2</td> <td>5.0</td> <td>1.8</td> </tr> <tr> <td>為替レート（円/\$）</td> <td>122</td> <td>122</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	平成14年度	15年度	16年度	在勤手当予算額（億円）	276	263	258	対前年度比（%）	5.2	5.0	1.8	為替レート（円/\$）	122	122	110
区 分	平成14年度	15年度	16年度																	
在勤手当予算額（億円）	276	263	258																	
対前年度比（%）	5.2	5.0	1.8																	
為替レート（円/\$）	122	122	110																	
(注) 外務省の提出資料に基づき当省が作成した。																				
なお、今回、10 公館の館員に対して在勤手当について面談により意見を聴取したところ、次のような人事制度を含めた在勤手当の在り方に関する意見が出されている。																				

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 在勤手当がある程度減額されるのはやむを得ないにしても、アフリカ地域などの不健康地については、在勤手当の減額により志気に影響が出ている。 ・ 国の中には極めて危険で居住するだけで多大な精神的ストレスを被る国があるが、在勤手当の中にはこうした生命に関わる危険への対応のための手当という概念はない。危険国への赴任を命じるのであればせめてそれ相応の手当を出すなど相応の措置をとってほしい。 							
109	<p>(6) 在外公館職員の在留邦人との積極的な接触【直ちに実施】</p> <p>進出企業等の在留邦人のコンタクト・ポイントとの一層の協力強化やメール・マガジンを通じた在留邦人との接触を積極的に行う。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>在外公館館員の在留邦人との接触に関して、表9-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表9-(1)- 在外公館職員の在留邦人との接触に関する措置実績</p> <table border="1" data-bbox="824 687 1966 1407"> <thead> <tr> <th data-bbox="824 687 1032 722">年月日</th> <th data-bbox="1032 687 1966 722">在外公館職員の在留邦人との接触に関する措置の実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="824 722 1032 1050">平成14年 9月30日</td> <td data-bbox="1032 722 1966 1050"> 全公館に対し、公館幹部の領事業務への関与及び領事出張サービスの促進を図るため、公館幹部の責任と指示により次の事項を励行するよう訓令を発出 <ul style="list-style-type: none"> 在留邦人との双方向のコミュニケーション 在留邦人の各種会合行事への積極的参加 邦人の生活・活動支援等のため、公館長等から任国行政機関への申し入れが適当な場合の対応 他班業務との連携、館内コミュニケーション 緊急事態における館内体制の構築 領事出張サービス </td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 1050 1032 1407">平成14年 10月31日</td> <td data-bbox="1032 1050 1966 1407"> 上記の訓令を踏まえて各在外公館が実施した「公館幹部の領事業務への関与」及び「領事出張サービスの促進」に関する次のような具体例を取りまとめ、これを参考にしよう全公館に通知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管轄州が広いため、各地の在留邦人の要望を踏まえながら出張サービスを実施。多くの在留邦人が居住する二つの州については、領事出張サービスを総領事の出張と組み合わせ、担当館員、現地職員3名のチームで実施 ・ 総領事の出張の下に、市内の日系デパートにおいて週末在外選挙登録出張受付を実施 ・ 任国の地方都市に所在する日本人会の新年総会出席の機会を捉え、1日総領事館を開催 </td> </tr> </tbody> </table>	年月日	在外公館職員の在留邦人との接触に関する措置の実施状況	平成14年 9月30日	全公館に対し、公館幹部の領事業務への関与及び領事出張サービスの促進を図るため、公館幹部の責任と指示により次の事項を励行するよう訓令を発出 <ul style="list-style-type: none"> 在留邦人との双方向のコミュニケーション 在留邦人の各種会合行事への積極的参加 邦人の生活・活動支援等のため、公館長等から任国行政機関への申し入れが適当な場合の対応 他班業務との連携、館内コミュニケーション 緊急事態における館内体制の構築 領事出張サービス 	平成14年 10月31日	上記の訓令を踏まえて各在外公館が実施した「公館幹部の領事業務への関与」及び「領事出張サービスの促進」に関する次のような具体例を取りまとめ、これを参考にしよう全公館に通知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管轄州が広いため、各地の在留邦人の要望を踏まえながら出張サービスを実施。多くの在留邦人が居住する二つの州については、領事出張サービスを総領事の出張と組み合わせ、担当館員、現地職員3名のチームで実施 ・ 総領事の出張の下に、市内の日系デパートにおいて週末在外選挙登録出張受付を実施 ・ 任国の地方都市に所在する日本人会の新年総会出席の機会を捉え、1日総領事館を開催 	A-a
年月日	在外公館職員の在留邦人との接触に関する措置の実施状況								
平成14年 9月30日	全公館に対し、公館幹部の領事業務への関与及び領事出張サービスの促進を図るため、公館幹部の責任と指示により次の事項を励行するよう訓令を発出 <ul style="list-style-type: none"> 在留邦人との双方向のコミュニケーション 在留邦人の各種会合行事への積極的参加 邦人の生活・活動支援等のため、公館長等から任国行政機関への申し入れが適当な場合の対応 他班業務との連携、館内コミュニケーション 緊急事態における館内体制の構築 領事出張サービス 								
平成14年 10月31日	上記の訓令を踏まえて各在外公館が実施した「公館幹部の領事業務への関与」及び「領事出張サービスの促進」に関する次のような具体例を取りまとめ、これを参考にしよう全公館に通知 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管轄州が広いため、各地の在留邦人の要望を踏まえながら出張サービスを実施。多くの在留邦人が居住する二つの州については、領事出張サービスを総領事の出張と組み合わせ、担当館員、現地職員3名のチームで実施 ・ 総領事の出張の下に、市内の日系デパートにおいて週末在外選挙登録出張受付を実施 ・ 任国の地方都市に所在する日本人会の新年総会出席の機会を捉え、1日総領事館を開催 								

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果		判定結果
	平成15年 11月20日	在外公館に対し、「日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン」を参考にした日本企業支援の一層の強化を指示 (平成15年12月並びに16年2月及び6月、「日本企業支援窓口」実績報告書を作成し、在外公館に対し日本企業支援の一層の強化を指示)	
	平成16年 6月18日	最近の厳しいテロ情勢を受け、安全対策に係る在留邦人との情報・意見交換の場である海外邦人安全対策連絡協議会等を設けるよう、再度すべての在外公館に指示	
	平成14年10月 ～ 16年6月	安全対策の広報・啓発のためのセミナーを拡充 セミナーの開催実績は、次のとおり 平成14年度：中南米7都市、東南アジア5都市 15年度：米国5都市、中東6都市、南西アジア6都市 16年度：欧州6都市	
	(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。		
	<p>また、上記の措置の一環として、在留邦人向けのメールマガジンについて、平成14年8月で30公館であったものが、16年10月現在で74公館にまで拡充されている(119「領事業務へのITの活用」を参照)。</p>		
	<p>【当省の調査結果及び所見】 < 在外公館調査の結果 > 今回、36公館を対象として在外公館職員の在留邦人との接触の推進状況を調査したところ、「在留邦人との接触に関して改善措置を講じた」とするところが33公館(91.7%)、「改善措置を講じていない」とするところが3公館(8.3%)となっている。 このうち「改善措置を講じた」とする在外公館の措置の内容をみると、「日本人会、日本商工会等の在留邦人団体と定期的な会合を行った」、「メール等による連絡網を整備し、領事関係情報、特に安全情報等を随時連絡することとした」、「邦人系旅行会社と定期的な協議を行った」、「主要経済団体の代表の参加を得て緊急事態の際の官民協力の在り方について協議した」、「当地への進出企業を対象に警備関連セミナーを実施した」などの措置が講じられている。 なお、「改善措置を講じていない」とする3公館では、その理由について、「従前から最大の配慮をもって業務にあたってきた」(2公館)、「在留邦人数が減少傾向にあり、既存の方法できめ細かい対応が可能になりつつある」としている。</p>		

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果				判定結果																																										
	<p data-bbox="817 269 1173 296">< 在留邦人意識調査の結果 ></p> <p data-bbox="817 304 1973 472">在留邦人 540 人に対し、「平成 14 年 8 月以降（「行動計画」の策定後）、在外公館館員と在留邦人との交流は密接になったと思うか」について聴取したところ、表 9-(1)- のとおり、「密接になった」とする者が 230 人（42.5%）であるのに対し、「密接になっていない」とする者が 91 人（16.9%）となっているほか、「在外公館館員と交流したことがないので分からない」とする者が 162 人（30.0%）となっている。</p> <p data-bbox="817 512 1536 539">表 9-(1)- 在外公館職員の在留邦人との交流について</p> <p data-bbox="1760 544 1966 571" style="text-align: right;">（単位：人、%）</p> <table border="1" data-bbox="817 576 1966 855"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th colspan="2">回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">密接になった</td> <td>かなり密接になった</td> <td rowspan="2">230</td> <td>72</td> <td rowspan="2">42.5</td> <td>13.3</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば密接になった</td> <td>158</td> <td>29.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">密接になっていない</td> <td>どちらかといえば密接になっていない</td> <td rowspan="2">91</td> <td>47</td> <td rowspan="2">16.9</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td>まったく密接になっていない</td> <td>44</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">在外公館館員と交流したことがないので分からない</td> <td>162</td> <td></td> <td>30.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td>57</td> <td></td> <td>10.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>540</td> <td></td> <td>100.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="817 863 1285 890">（注）在留邦人意識調査の結果による。</p> <p data-bbox="817 927 1973 991">このうち「密接になった」とする 230 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。</p> <ul data-bbox="817 999 1973 1206" style="list-style-type: none"> ・ 日本人会、日本人学校、日本商工会などの行事に積極的に参加している。（類似意見 73 人） ・ 電話等で気軽に相談し、必要な情報等について説明してもらえようになった。（同 23 人） ・ メール配信での情報提供により新鮮な情報に接することが可能となった。（同 17 人） ・ 出張サービスのおかげで直接在外公館職員の方と話げできた。（同 15 人） ・ 大使が地方の新年会に顔を出している。公館の方から邦人社会に近付こうとしている。（同 7 人） <p data-bbox="817 1238 1973 1302">一方、「密接になっていない」とする 91 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられており、中には厳しい内容のものが含まれている。</p> <ul data-bbox="817 1310 1973 1406" style="list-style-type: none"> ・ 決まった定例会議以外では交流がないので、密接度が変わったとは思えない。（類似意見 19 人） ・ 特に変化は感じていない。（同 9 人） 				回答区分		回答者数		構成比		密接になった	かなり密接になった	230	72	42.5	13.3	どちらかといえば密接になった	158	29.3	密接になっていない	どちらかといえば密接になっていない	91	47	16.9	8.7	まったく密接になっていない	44	8.1	在外公館館員と交流したことがないので分からない		162		30.0		無回答		57		10.6		合計		540		100.0		
回答区分		回答者数		構成比																																											
密接になった	かなり密接になった	230	72	42.5	13.3																																										
	どちらかといえば密接になった		158		29.3																																										
密接になっていない	どちらかといえば密接になっていない	91	47	16.9	8.7																																										
	まったく密接になっていない		44		8.1																																										
在外公館館員と交流したことがないので分からない		162		30.0																																											
無回答		57		10.6																																											
合計		540		100.0																																											

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 大使館員は「私たちのおかげであなた達がここに住める」とでも言いたげな横柄な態度。世間の常識がまったく通用しない。夫人達も同じで「自分たちは別格」だと思っている。外交官なのにまったくプライベートな外交をしていない。(同7人) ・ 領事部は別として、それ以外の部署にも日本人職員が沢山いるが、外部との交流がまったくくない。何の目的で駐在して、どんなことをしているのかまったく内部がみえないし、みせていない気がする。(同5人) ・ いろいろな規程があり、在外公館職員と在留邦人との交流が(特に飲食において)限定されてしまう。(同5人) <p>また、今回、9か国の在留邦人46人に対して面談により「在外公館職員の在留邦人との交流」について聴取したところ、次のように在外公館の対応について評価している意見がみられる一方で、 のように在外公館の対応について改善を求める意見が出されている。</p> <p>在留邦人が評価している意見の例</p> <p>大使館から2週間に1回、経済情報メールを配信してもらっている。当地で勤務しているビジネスマンといっても全員がアラビア語を理解しているわけではないので、アラビア文字の新聞記事を日本語に訳して送付されてくる内容は、当地のビジネスマンに極めて好評</p> <p>大使館から、テロ事件等の情報に関して、)事前(事件前の)情報、)事件時の情報、)事件後の情報が随時送付されてきている。しかも、当地では、報道内容が統制されていることから現地のメディアからの情報にニュースバリューがなく、大使館が独自に現地確認を含めメディアに出ない情報を収集し、送付してもらっているのが助かっている。また、最近の事例を参考にした事前のアドバイスや、セキュリティの整備に必要な機材名やその購入場所なども記載されており、情報の密度は高い。</p> <p>日本商工会理事会の定例会議には、毎回、大使館から経済担当者等が出席しており、これが定例化している。最近、この会議の場を利用して、大使館の政務担当者から、当地の政治情勢等について解説してもらった。日本商工会の関係者は、経済情報については積極的に自ら入手しているが、当地が特殊言語地域であることもあって、新聞記事を読むことができる人も少なく、政治情勢に疎い人が多い。大使館職員からみれば、新聞に掲載されているような常識的な情報であるかもしれないが、この解説を聞いた者は極めて高い評価をしていた。</p> <p>(注)今回調査した他の2公館において、上記のように当該国の政治情勢について解説した実績を聴取したところ、いずれも、相手国との関係があり、そうしたことを検討したことがないなどの理由で、実施していない。</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果				
		<p>在留邦人から在外公館の対応について改善を求める意見の例</p> <p>在外公館の館員が日本人会に加入するようになったが、日ごろ領事窓口で見かける領事担当や定例会議で顔を合わせる経済担当を除き、他の館員がどのような業務をしているのかまったく不明。在外公館の業務について日本人会等を通じてPRすべき。これを行うだけでも、在留邦人と在外公館の距離が縮まるのではないか。</p> <p>在外公館幹部と在留邦人の団体役員とは、交流が比較的あると思うが、一般の在留邦人にとっては、まだ在外公館は敷居が高い。在外公館の幹部だけではなく、一般職員も日本人会の行事等に積極的に参加すべき。</p> <p>前大使に日本人学校補習校の入学式・卒業式に毎回出席を要請していたが、一度も出席してもらえなかった。新大使は、赴任早々出席してもらえた。これだけでも、保護者に対して大使館・大使が与える印象が大きく変わった。公館幹部は、在留邦人の行事等に積極的に出席すべき。</p> <p><所見></p> <p>在外公館館員と在留邦人との接触については、密接になったとする在留邦人が多数に上り、一部の在外公館において評価を得ている例があるものの、なお十分ではないとする意見や改善を求める意見があることから、今後も一層積極的な接触を図るよう在外公館を指導する必要がある。</p>					
110	<p>2 領事業務</p> <p>(1) 領事業務の位置づけ【直ちに着手、平成14年12月末までに結論】</p> <p>海外渡航者や在留邦人の増大に伴い、国民との直接の接点である領事業務の重要度が飛躍的に増大している。このため、新設される海外交流審議会を活用して領事業務の理念と原則を再確立するほか、領事移住部(注)の位置づけや専門性を有する領事の計画的育成の方途(研修、採用等)につき見直しを行う。</p> <p>(注)平成16年8月1日から「領事局」</p>	<p>領事業務の理念と原則の再確立、領事の計画的育成等に関して、表9-(2)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表9-(2)- 領事業務の位置付けに関する措置実績</p> <table border="1" data-bbox="815 1209 1962 1394"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 1209 1021 1251">事 項</th> <th data-bbox="1021 1209 1962 1251">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 1251 1021 1394">海外交流審議会の立ち上げと活用</td> <td data-bbox="1021 1251 1962 1394">平成14年10月に海外交流審議会を立ち上げ 同審議会の構成員は、学者、経済関係者、報道関係者、地方自治体、NGO、文化人、在日外国人等各界の有識者20名(会長:熊谷一雄 株式会社日立製作所副社長)</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	左記の事項の措置実績	海外交流審議会の立ち上げと活用	平成14年10月に海外交流審議会を立ち上げ 同審議会の構成員は、学者、経済関係者、報道関係者、地方自治体、NGO、文化人、在日外国人等各界の有識者20名(会長:熊谷一雄 株式会社日立製作所副社長)	A-c
事 項	左記の事項の措置実績						
海外交流審議会の立ち上げと活用	平成14年10月に海外交流審議会を立ち上げ 同審議会の構成員は、学者、経済関係者、報道関係者、地方自治体、NGO、文化人、在日外国人等各界の有識者20名(会長:熊谷一雄 株式会社日立製作所副社長)						

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
	に格上げ。以下同じ。)	<p>新しい領事業務の在り方及び在日外国人問題につき「領事改革部会」及び「外国人問題部会」において議論を継続中。本審議会の議事録、概要等は、ホームページに掲載 平成16年10月5日、海外交流審議会答申「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」を公表</p> <p>領事業務の理念と原則の再確立 平成14年12月12日に開催した海外交流審議会第2回総会において、領事改革及び領事業務の理念と原則等について議論。その後、15年1月28日に開催された第1回領事改革部会において、「領事業務の理念と原則」について再度議論の上、「新しい領事業務のあり方 - 領事業務の理念と原則 - 」として取りまとめ公表 「新しい領事業務のあり方 - 領事業務の理念と原則 - 」については、全在外公館に発出（ホームページにも掲載）</p> <p>領事移住部の位置づけの見直し 平成15年3月27日の「外務省機構改革（最終報告）」において、領事サービスの向上と在留邦人の安全対策強化のための領事移住部の「領事局」への格上げが提言 平成16年8月1日に外務省機構改革を実施し、領事移住部を領事局に格上げするとともに、課室の所掌事務を再編 平成16年10月5日の海外交流審議会答申を踏まえ、「国民の視点に立った領事サービスの強化」、「海外における日本人の安全確保・緊急事態対応」及び「領事担当官の能力向上と専門性の確立」を柱とした領事業務改革を今後も推進するとの考え</p> <p>専門性を有する領事の計画的育成の見直し 平成15年度の研修において受講者のレベル分けを行うとともに、講義内容を全面的に見直し。また、より一層の外部講師活用を推進 平成15年度から領事専門家育成のための年間研修プログラムの原案を領事移住部にて策定 領事広域担当官による傘下の公館領事に対する指導・相談を実施（注2） 領事担当官の定員拡充 領事サービスと邦人保護機能を強化するための体制整備の一環として、領事部門を支える「領事専門官」を平成15年度に5名認定</p> <p>（注）1 外務省の提出資料に基づき当省が作成した。 2 領事窓口における対応の向上を図るため、領事窓口担当者会議が開催されている。</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																										
		<p>その実績は、次のとおり。 研修内容：本省担当官及び民間研修会社講師を在外公館に直接派遣し、領事サービスの心構え、注意点、実際の事案を取り入れたケース・スタディによる指導を実施。</p> <table border="1" data-bbox="900 395 1966 738"> <thead> <tr> <th>地域別</th> <th>開催時期</th> <th>参加公館数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">北米地域</td> <td>平成 14 年 1 月 28 日、29 日</td> <td>9 公館</td> </tr> <tr> <td>平成 14 年 1 月 31 日～2 月 1 日</td> <td>10 公館</td> </tr> <tr> <td>中南米地域</td> <td>平成 14 年 3 月 11 日、12 日</td> <td>8 公館</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">欧州地域</td> <td>平成 14 年 9 月 23 日、24 日</td> <td>3 公館</td> </tr> <tr> <td>平成 14 年 9 月 26 日、27 日</td> <td>5 公館</td> </tr> <tr> <td>平成 14 年 9 月 30 日、10 月 1 日</td> <td>3 公館</td> </tr> <tr> <td>大洋州地域</td> <td>平成 15 年 3 月 6 日、7 日</td> <td>13 公館</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アジア地域</td> <td>平成 16 年 8 月 24 日、25 日</td> <td>6 公館</td> </tr> <tr> <td>8 月 26 日、27 日</td> <td>11 公館</td> </tr> </tbody> </table>	地域別	開催時期	参加公館数	北米地域	平成 14 年 1 月 28 日、29 日	9 公館	平成 14 年 1 月 31 日～2 月 1 日	10 公館	中南米地域	平成 14 年 3 月 11 日、12 日	8 公館	欧州地域	平成 14 年 9 月 23 日、24 日	3 公館	平成 14 年 9 月 26 日、27 日	5 公館	平成 14 年 9 月 30 日、10 月 1 日	3 公館	大洋州地域	平成 15 年 3 月 6 日、7 日	13 公館	アジア地域	平成 16 年 8 月 24 日、25 日	6 公館	8 月 26 日、27 日	11 公館	
地域別	開催時期	参加公館数																											
北米地域	平成 14 年 1 月 28 日、29 日	9 公館																											
	平成 14 年 1 月 31 日～2 月 1 日	10 公館																											
中南米地域	平成 14 年 3 月 11 日、12 日	8 公館																											
欧州地域	平成 14 年 9 月 23 日、24 日	3 公館																											
	平成 14 年 9 月 26 日、27 日	5 公館																											
	平成 14 年 9 月 30 日、10 月 1 日	3 公館																											
大洋州地域	平成 15 年 3 月 6 日、7 日	13 公館																											
アジア地域	平成 16 年 8 月 24 日、25 日	6 公館																											
	8 月 26 日、27 日	11 公館																											
111	<p>(2) 窓口サービスを中心とした領事業務の改善</p> <p>24時間在留邦人などからの照会に対応する電話対応サービスを強化する。具体的には、平成15年度中に24時間電話対応サービスを行う公館を30公館に拡大する。また、国内外からの海外渡航に関わる様々な相談に対応できるように「海外安全相談センター」の機能の拡充・強化について検討する。【直ちに検討に着手、平成15年度予算要求に反映】</p>	<p>「24時間電話対応サービス」は、在外公館の休館時（平日夜間、土、日、祭日）の際の在留邦人や旅行者からの電話連絡・照会について、外務省が委託した民間会社が日本語・英語・現地語で対応し、緊急を要する事件や事故の場合は、当該会社から直ちに在外公館館員に取り次ぎ、緊急事態に対応するというものである。</p> <p>24時間電話対応サービスについては、表9-(2)- のとおり、毎年度、その導入公館を増加させており、「行動計画」の「15年度中に30公館に拡大する」との目標を平成16年度中に達成予定となっている。</p>	A-c																										

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																																		
	<p>表9-(2)- 24時間電話対応サービスの導入公館数の推移 (単位：公館)</p> <table border="1" data-bbox="819 336 1935 560"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>導入公館累計 (新規導入公館数)</td> <td>9 (-)</td> <td>10 (1)</td> <td>12 (2)</td> <td>21 (9)</td> <td>30 (9)</td> </tr> <tr> <td>委託業者対応件数</td> <td>2,082</td> <td>2,402</td> <td>2,413</td> <td>6,323</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち領事対応援護件数</td> <td>973</td> <td>1,072</td> <td>1,111</td> <td>2,166</td> <td></td> </tr> <tr> <td>導入公館における援護総件数</td> <td>2,618</td> <td>2,277</td> <td>3,291</td> <td>8,247</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の提出資料に基づき当省が作成した。 2 平成14年度は、上記のほか試行運用の在外公館が3公館ある。</p> <p>「海外安全相談センター」は、海外渡航者、在留邦人等からの渡航情報等に関する電話照会への対応、ホームページやパンフレット等により世界180か国の渡航情報の提供を行うものであり、外務省本省に設置されている。 当該センターについては、平成14年度以降、表9-(2)- のとおり、センター機能の拡充・強化に係る体制の整備・新規予算の措置が実施されている。</p> <p>表9-(2)- 海外安全相談センターの機能の拡充・強化に係る体制の整備・新規予算の措置状況</p> <table border="1" data-bbox="819 946 1935 1203"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成14年度における体制</th> <th>15年度における体制</th> <th>16年度における体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外務省職員</td> <td>3人</td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>派遣職員</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>臨時職員</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>相談業務の拡充・強化のための中級相談員1名の派遣に係る委託費(4,435千円)を措置</td> <td>相談業務の拡充・強化のための中級相談員2名の派遣に係る委託費(9,979千円)を措置</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の提出資料に基づき当省が作成した。</p> <p>当該センターにおける電話照会件数の推移をみると、表9-(2)- のとおり、日本人が巻き込まれる可能性のある海外での事件・事故の発生、それに伴う海外旅行者数の増減等によって変動があるものの、件数はおおむね2,000件前後で推移している。</p>	区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	導入公館累計 (新規導入公館数)	9 (-)	10 (1)	12 (2)	21 (9)	30 (9)	委託業者対応件数	2,082	2,402	2,413	6,323		うち領事対応援護件数	973	1,072	1,111	2,166		導入公館における援護総件数	2,618	2,277	3,291	8,247		平成14年度における体制		15年度における体制	16年度における体制	外務省職員	3人	3人	3人	派遣職員	1人	1人	2人	臨時職員	2人	2人	2人			相談業務の拡充・強化のための中級相談員1名の派遣に係る委託費(4,435千円)を措置	相談業務の拡充・強化のための中級相談員2名の派遣に係る委託費(9,979千円)を措置	
区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																															
導入公館累計 (新規導入公館数)	9 (-)	10 (1)	12 (2)	21 (9)	30 (9)																																															
委託業者対応件数	2,082	2,402	2,413	6,323																																																
うち領事対応援護件数	973	1,072	1,111	2,166																																																
導入公館における援護総件数	2,618	2,277	3,291	8,247																																																
平成14年度における体制		15年度における体制	16年度における体制																																																	
外務省職員	3人	3人	3人																																																	
派遣職員	1人	1人	2人																																																	
臨時職員	2人	2人	2人																																																	
		相談業務の拡充・強化のための中級相談員1名の派遣に係る委託費(4,435千円)を措置	相談業務の拡充・強化のための中級相談員2名の派遣に係る委託費(9,979千円)を措置																																																	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																								
		<p>表9-(2)- 海外安全相談センターにおける電話照会件数の推移 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="824 336 1939 488"> <thead> <tr> <th>年</th> <th colspan="2">平成14年</th> <th colspan="3">15年</th> <th colspan="2">16年</th> </tr> <tr> <th>月</th> <th>10月～ 12月</th> <th>1月～ 3月</th> <th>4月～ 6月</th> <th>7月～ 9月</th> <th>10月～ 12月</th> <th>1月～ 3月</th> <th>4月～ 6月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話照会件数</td> <td>2,520</td> <td>4,701</td> <td>4,558</td> <td>1,958</td> <td>1,764</td> <td>2,366</td> <td>2,083</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の提出資料に基づき当省が作成した。 2 「15年1月～3月」及び「15年4月～6月」は、イラク開戦(15年3月)を背景に電話受付件数が多くなっている。</p>	年	平成14年		15年			16年		月	10月～ 12月	1月～ 3月	4月～ 6月	7月～ 9月	10月～ 12月	1月～ 3月	4月～ 6月	電話照会件数	2,520	4,701	4,558	1,958	1,764	2,366	2,083	
年	平成14年		15年			16年																					
月	10月～ 12月	1月～ 3月	4月～ 6月	7月～ 9月	10月～ 12月	1月～ 3月	4月～ 6月																				
電話照会件数	2,520	4,701	4,558	1,958	1,764	2,366	2,083																				
112	<p>日本語で十分意思疎通が出来る職員の領事窓口への配置を拡充する。 【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 日本語で意思疎通ができる職員の領事窓口への配置については、平成14年度の累次の「行動計画」の伝達において在外公館に伝達されているほか、15年9月に外務本省領事移住部において在外公館の領事担当者の心構えなどを取りまとめたマニュアルが作成され、領事担当者に配布された。本マニュアルには、「国民に喜ばれるようサービスを」、「窓口では来訪者の目線で」など、領事窓口におけるサービス向上のための留意点などが掲載されている。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】 < 在外公館調査の結果 > 今回、36公館における領事窓口の職員配置状況を調査したところ、34公館(94.4%)において、日本語で意思疎通ができる職員(28公館では在留邦人を現地採用、6公館では日本語ができる当該国の職員を採用)を配置しているとしており、2公館(5.6%)において、日本語で意思疎通ができる職員を配置していない。ただし、この2公館では、日本語で対応する必要がある場合には領事担当者が窓口に出て対応しているとしている。</p> <p>また、10公館を対象として領事窓口職員の配置状況、日本語の習得状況等を実際に調査したところ、次のように、他の在外公館においても参考となり得る、公館独自の領事窓口サービスの向上に取り組んでいる例がみられた。 A 大使館では、日本語での意思疎通の円滑化を図るため、当該国の採用職員の報酬に、日本語の習得状況に応じて格差を設け、日本語の習得を奨励している。この結果、窓口職員の3人のうち2人は日本語能力が極めて優秀であり、もう1人も日本語を積極的に勉強している。(他に1公館で同様の措置を実施) B 総領事館では、領事班の現地採用職員は特定の事務にしか従事してこなかったため、例</p>	A-a																								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																						
		<p>例えば旅券業務に従事していた者が査証業務に従事するなど異なる分野に従事することが困難であったが、平成 15 年 7 月からローテーション制度を導入し、領事窓口職員の全員が領事業務の全般的な知識と知見を身に着けることを奨励した。この結果、ほとんどの現地職員が領事業務に関する「オールラウンド・プレイヤー」として育てられており、窓口職員が休暇を取得した場合であっても窓口業務にまったく支障が生じない状況となっている。</p> <p><在留邦人意識調査の結果> 在留邦人 242 人に対し、「平成 14 年 8 月以前に比べ、実際に窓口サービスでの意思疎通はスムーズになったと思うか」について聴取したところ、表 2-(2)- のとおり、「スムーズになった」とする者が 171 人（70.6%）であるのに対し、「スムーズになっていない」とする者が 20 人（8.3%）となっている。</p> <p>表 2-(2)- 窓口サービスでの意思疎通がスムーズになったかについて （単位：人、%）</p> <table border="1" data-bbox="819 746 1966 1031"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th>回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スムーズになった</td> <td>かなりスムーズになった</td> <td rowspan="2">171</td> <td>81</td> <td rowspan="2">70.6</td> <td>33.5</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえばスムーズになった</td> <td>90</td> <td>37.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">スムーズになっていない</td> <td>どちらかといえばスムーズになっていない</td> <td rowspan="2">20</td> <td>12</td> <td rowspan="2">8.3</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>まったくスムーズになっていない</td> <td>8</td> <td>3.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">以前からスムーズであり、問題ない</td> <td>20</td> <td colspan="2">8.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td>31</td> <td colspan="2">12.8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>242</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）在留邦人意識調査の結果による。</p> <p>このうち「スムーズになった」とする 171 人に対し、その理由を聴取したところ、次の理由が挙げられており、在外公館における改善が進んでいる状況がみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語で対応してもらえたので、安心感をもてた。（類似意見 62 人） ・ 最近はスムーズに処理をしてもらえる。以前は業務に対して知識不足の人が多かった。（同 34 人） ・ 以前と比べて対応が官僚的ではなく、親切になった。（同 8 人） <p>一方、「スムーズになっていない」とする 20 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、日本語で意思疎通ができる職員が配置されていたとしても、その対応に問題がある場合</p>	回答区分		回答者数	構成比		スムーズになった	かなりスムーズになった	171	81	70.6	33.5	どちらかといえばスムーズになった	90	37.2	スムーズになっていない	どちらかといえばスムーズになっていない	20	12	8.3	5.0	まったくスムーズになっていない	8	3.3	以前からスムーズであり、問題ない		20	8.3		無回答		31	12.8		合計		242	100.0		
回答区分		回答者数	構成比																																						
スムーズになった	かなりスムーズになった	171	81	70.6	33.5																																				
	どちらかといえばスムーズになった		90		37.2																																				
スムーズになっていない	どちらかといえばスムーズになっていない	20	12	8.3	5.0																																				
	まったくスムーズになっていない		8		3.3																																				
以前からスムーズであり、問題ない		20	8.3																																						
無回答		31	12.8																																						
合計		242	100.0																																						

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>には厳しく評価されている状況がみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語能力があっても官僚的な対応の現地職員もいる。(類似意見4人) ・ 何も変わっていない。窓口は、必要に応じて日本人女性に対応する以外は日本語を理解していない現地人のみ。英語でコミュニケーションを図っている。(同4人) ・ 同一人物が長年窓口にいるのでスムーズにはなっていない。(同3人) <p><所見> 日本語で意思疎通ができる窓口職員の配置については、一部の在外公館において、採用した現地職員に日本語習得を奨励する仕組みを導入する、あるいは現地職員の領事業務の知識・知見を向上させるなどの方法により、成果を上げている例がみられることから、これらを参考として、それぞれの国の実情に応じた窓口サービスの一層の向上を図ることについて検討する必要がある。</p>	
113	<p>在外選挙については、投票形態の見直しを行うとともに、より合理的なシステムへの改善につき検討を進める。 【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 過去2回の在外選挙の実施を踏まえて、在留邦人の利便性の向上を図るための投票方法の改善が検討され、平成15年3月20日、「公職選挙法の一部を改正する法律案」として国会に提出された。当該法律は、15年6月4日、可決・成立した。 この改正法による在外選挙制度に係る改正事項の概要は、次のとおりである。 なお、この公職選挙法の一部改正に伴って、公職選挙法施行令等の関係法令も一部改正が行われている。</p> <p>在外公館投票と郵便投票の選択制の導入(平成16年4月1日施行) 国内の投票日当日の名簿登録地における帰国投票の実施(平成16年4月1日施行) 投票の開始は選挙の公示日の翌日から開始(平成16年4月1日施行) 在外公館投票の実施公館の拡大(法改正は行わず運用の改善) 本人以外の同居家族による登録申請手続の導入(平成16年1月1日施行) 投票用紙等を国外における住所以外の送付先に送付(平成16年1月1日施行)</p> <p>平成16年7月に行われた第20回参議院通常選挙は、この改正後の制度により実施されている。</p> <p>上記の法令改正後に行われた総選挙の在外選挙投票数は、表9-(2)- のとおり、平成15年11月の第43回衆議院議員総選挙で11,749人であるのに対し、16年7月の第20回参議院議員総選挙では20,551人(8,802人の増)に伸びており、推定投票率も9.5ポイント上昇している。</p>	A-a

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果		判定結果																								
	<p>表9-(2)- 在留邦人の投票数等の推移</p> <p style="text-align: right;">(単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="808 331 1966 831"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>第43回衆議院議員総選挙 (投票日：平成15年11月9日)</th> <th>第20回参議院議員選挙 (投票日：平成16年7月11日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在留邦人数</td> <td>873,641 (平成14年10月1日現在の統計)</td> <td>911,062 (平成15年10月1日現在の統計)</td> </tr> <tr> <td>推定有権者数</td> <td>655,231 (在留邦人の75%と推定)</td> <td>683,297 (在留邦人の75%と推定)</td> </tr> <tr> <td>登録有権者数 (a)</td> <td>73,740 (平成15年11月9日現在)</td> <td>80,885 (平成16年7月11日現在)</td> </tr> <tr> <td>在外公館投票で投票した者の数 (b)</td> <td>7,193</td> <td>16,209</td> </tr> <tr> <td>郵便・日本国内で投票を行った在留邦人の数 (c)</td> <td>4,556</td> <td>4,342</td> </tr> <tr> <td>在外選挙投票数 計 (b+c=d)</td> <td>11,749</td> <td>20,551</td> </tr> <tr> <td>投票率 (d÷a)</td> <td>15.9</td> <td>25.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料による。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>< 在外公館調査の結果 ></p> <p>在留邦人の登録有権者数は、上記の表9-(2)- のとおり、平成16年7月11日の第20回参議院議員総選挙の実施時点で80,885人となっており、前年11月9日の第43回衆議院議員総選挙の時点と比較して7,145人増加している。</p> <p>しかしながら、この登録有権者数80,885人は、推定有権者数683,297人の11.8%にとどまっており、なお登録有権者数を増加させる余地があるものと考えられる。こうした観点から、今回、10公館における在外選挙登録の受付の推進状況を調査したところ、次のように、主として在外選挙登録を受け付けるために領事出張サービスを行い、成果を上げているところがある一方で、 のように領事出張サービスをまったく行っていないところもみられた。</p> <p>A大使館では、平成14年度までは国内が狭く首都に在留邦人が集中しているとの理由で領事出張サービスを実施していなかったが、15年度から、市内近隣を含む在留邦人が多数勤務している日系企業に対し、希望があれば当該企業の事業所に領事担当者が出かけて領事出張サービスを行う旨の書面を送付するなどの活動を行い、希望があった企業に対しては、在外公館の近隣であっても個別に領事出張サービスを実施して在外選挙登録の受付を積極</p>		区 分	第43回衆議院議員総選挙 (投票日：平成15年11月9日)	第20回参議院議員選挙 (投票日：平成16年7月11日)	在留邦人数	873,641 (平成14年10月1日現在の統計)	911,062 (平成15年10月1日現在の統計)	推定有権者数	655,231 (在留邦人の75%と推定)	683,297 (在留邦人の75%と推定)	登録有権者数 (a)	73,740 (平成15年11月9日現在)	80,885 (平成16年7月11日現在)	在外公館投票で投票した者の数 (b)	7,193	16,209	郵便・日本国内で投票を行った在留邦人の数 (c)	4,556	4,342	在外選挙投票数 計 (b+c=d)	11,749	20,551	投票率 (d÷a)	15.9	25.4	
区 分	第43回衆議院議員総選挙 (投票日：平成15年11月9日)	第20回参議院議員選挙 (投票日：平成16年7月11日)																									
在留邦人数	873,641 (平成14年10月1日現在の統計)	911,062 (平成15年10月1日現在の統計)																									
推定有権者数	655,231 (在留邦人の75%と推定)	683,297 (在留邦人の75%と推定)																									
登録有権者数 (a)	73,740 (平成15年11月9日現在)	80,885 (平成16年7月11日現在)																									
在外公館投票で投票した者の数 (b)	7,193	16,209																									
郵便・日本国内で投票を行った在留邦人の数 (c)	4,556	4,342																									
在外選挙投票数 計 (b+c=d)	11,749	20,551																									
投票率 (d÷a)	15.9	25.4																									

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>的に行っている。この結果、2回の領事出張サービスにより197件を受け付けている。</p> <p>こうした活動について、当該国内の在留邦人から意見を聴取したところ、「平日に、選挙登録だけのために在外公館に出かけるのはためらいがあったが、在外公館の方から事業所に来てくれて選挙登録手続を行うことができた。当事業所に勤務する在留邦人にも非常に好評であった」との意見が出されている。</p> <p>B大使館では、「首都以外には邦人企業が少ない上に、出張先に必要な機器を携行することが困難である」との理由で、また、C大使館では、「当該国は国土面積が狭く遠隔地がない」との理由で、領事出張サービスを実施していない。しかしながら、いずれの在外公館においても市内近隣に日系企業が存在しており、上記のような領事出張サービスを実施することは可能であったとみられる。</p> <p><在留邦人意識調査及び有識者等意識調査の結果></p> <p>在留邦人及び有識者等に対し、「在外選挙を行った経験を踏まえて、どのような点を改善する必要があると思うか」について聴取したところ、在外選挙が可能となったこと、帰国投票や郵便投票が可能となったことについて評価する者が多い一方で、次のように、更に改善を進めてほしいとする意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より手続を行いやすくするため、インターネットによる在外選挙登録の実施や、在外選挙登録と在留届の同時受付を可能（注）とするようにしてほしい。 <p>（注）国内では住民票登録を行った後3か月を経過した時点で選挙資格が与えられるが、在外では在留届を行ったからといって自動的に選挙資格は与えられない。在外での選挙登録は、当該国で3か月居住したことを証明する書類を添付して在留届とは別に選挙登録を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人候補に対する投票は、候補者名簿を作成し閲覧に供することが大変であろうが、今後是非導入すべき <p>（注）在外選挙の対象は、当面の間、衆・参比例代表選出議員のみとなっている。衆議院小選挙区選挙や参議院選挙区選挙については、在留邦人の選挙資格がそれぞれ前居住地の都道府県・市町村となることから、仮に小選挙区選挙等を導入することとなれば、全国すべての個人候補者名簿を用意する必要があることになり、現状ではその準備作業や在外公館の体制から難しいとされている。</p> <p><所見></p> <p>在外選挙については、法律改正により一定の成果を上げており、これを評価する声があるものの、なお選挙有権者数が推定有権者数に比較して少ないことから、在外公館において領事出</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>張サービスを実施する等により、選挙有権者数の一層の増加を図る必要がある。</p> <p>また、国内における選挙と比較して選挙自体に制約があることから、在留邦人の選挙機会を増やす方向で、今後も在外選挙について一層合理的なシステムに改善することについて検討する必要がある。</p>	
114	<p>在外公館の領事業務を支援するために、「領事シニアボランティア」制度を発足させ、現地事情に通じたシニア世代などを公募する。【直ちに検討に着手、平成15年度予算要求に反映】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>「領事シニアボランティア」は、ボランティア精神と実務経験に富んだ人材を、領事行政サービスのサポート役として在外公館に派遣し、窓口業務その他の領事業務に従事させるというものである。</p> <p>当該制度の導入に至るまでの経緯は、次のとおりとなっている。</p> <p>平成15年度予算として、「領事シニアボランティア」制度の関連経費も併せ新規10名の派遣を念頭に3,400万円を計上</p> <p>平成15年4月30日、第1回領事シニアボランティアの募集要領の内容を決定し、外務省ホームページ等で募集を開始。受付期間は、6月15日まで</p> <p>応募者は581名。7月13日に第1次選考として筆記試験を実施、9月には第2次選考（面接試験）を行い、10名を内定</p> <p>平成15年11月に派遣予定10名のオリエンテーションを行った後、12月から次の10公館に派遣</p> <p>在タイ大使館、在韓国大使館、在上海総領事館、在香港総領事館、在フィリピン大使館、在シドニー総領事館、在ニューヨーク総領事館、在ロサンゼルス総領事館、在英国大使館、在フランス大使館</p> <p>平成16年11月1日、領事シニアボランティアからの問題提起と助言をも考慮して、在外公館事務所（領事窓口）の案内の改善、待合室における声掛けの励行、意見箱の設置などを内容とする「領事窓口改善のための基本事項」（領事サービス本部決定）を全在外公館に送付し、一層の領事サービスの強化に努めるよう指示</p> <p>なお、領事シニアボランティアの応募資格は、次のとおりとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本国籍を持ち、派遣時点で年齢が満40歳以上69歳以下の者 ・ 人格に優れ、心身ともに健康 ・ ボランティア精神が旺盛 ・ 現地の事情に精通する意欲があり現地社会にとけ込める人材（海外在留邦人を含む。） 	A-b

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>【当省の調査結果】</p> <p>36 公館を対象とした在外公館調査及び館員意識調査において、領事関係業務については、業務量に比して担当者数が少なく、極めて厳しい勤務環境となっているとの意見が出されている。その一方で、在外公館内の人事配置や業務分担について、これを大きく変えることは困難であるとの意見も出されており、館内での配置替えによる領事業務への人員増も困難な状況にある（後記の 116「領事業務実施体制の強化」及び 156「事務の合理化」を参照）。</p> <p>こうした中で、実務経験の豊かな領事シニアボランティアを領事窓口の支援のために配置することは、領事業務実施体制が強化され、在留邦人等からみた領事サービスの向上に寄与する方法の一つであると考えられるが、今回調査した在外公館の中には、領事シニアボランティアを配置している公館が少なく、しかも在外公館調査の時点では、導入されてから6か月も経過していないことから、当該制度が領事窓口サービスの向上のために有効かつ効率的な方法であるのか否かなどについては判断できなかった。</p> <p>なお、外務省は、平成16年度は新規の公募は行わず、制度の実施状況を確認し、今後の方向性につき検討を行うこととしている。</p>	
115	<p>(3) 領事出張サービスの大幅拡充【平成15年度予算要求に反映】</p> <p>遠隔地に居住する在留邦人の便益を考え、領事出張サービスを大幅に拡充し、現行の少なくとも2倍の領事出張サービス実現を目指す。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>平成14年9月30日、全在外公館に対し、一部の在外公館で実施されている次のような例を挙げて領事出張サービスを積極的に行うよう指示がなされている。</p> <p>遠隔地のみならず、近隣地・公館所在地であってもニーズのあるところを発掘し、効果的かつ積極的に実施する。</p> <p>領事本課のみによるものに限らず、広報文化、経済・経済協力関係業務等の機会を最大限活用する。</p> <p>公館長の出張、講演の機会を最大限活用する。</p> <p>さらに、平成14年10月31日、上記の指示に基づいて各在外公館で実施された領事出張サービスの拡充の例が取りまとめられ、全在外公館にフィードバックされている。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>今回、36公館を対象として領事出張サービスの実施状況等を調査したところ、表9-(2)-のとおり、平成15年度に領事出張サービスを実施しているところが25公館（69.4%）、実施していないところが11公館（30.6%）となっている。また、15年度に領事出張サービスを実施している25公館のうち、14年8月以降に領事出張サービスを拡充したとしているところが15公館</p>	A-a

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果					判定結果																		
	<p>(36公館の41.7%)となっている。</p> <p>表9-(2)- 領事出張サービスの実施状況 (単位:公館、%)</p> <table border="1" data-bbox="819 400 1973 679"> <thead> <tr> <th data-bbox="819 400 1008 603">区 分</th> <th data-bbox="1008 400 1171 603">調 査 対 象 公 館</th> <th data-bbox="1171 400 1382 603">うち平成15年度 に領事出張サー ビスを実施</th> <th data-bbox="1382 400 1592 603">平成16年8月以 降、領事出張サー ビスを拡充</th> <th data-bbox="1592 400 1803 603">平成16年8月以 降、領事出張サー ビスを特に拡充 せず</th> <th data-bbox="1803 400 1973 603">うち平成15年 度に領事サー ビスを未実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="819 603 1008 639">該当公館数</td> <td data-bbox="1008 603 1171 639">36</td> <td data-bbox="1171 603 1382 639">25</td> <td data-bbox="1382 603 1592 639">15</td> <td data-bbox="1592 603 1803 639">10</td> <td data-bbox="1803 603 1973 639">11</td> </tr> <tr> <td data-bbox="819 639 1008 679">構成比</td> <td data-bbox="1008 639 1171 679">100.0</td> <td data-bbox="1171 639 1382 679">69.4</td> <td data-bbox="1382 639 1592 679">41.7</td> <td data-bbox="1592 639 1803 679">27.8</td> <td data-bbox="1803 639 1973 679">30.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 在外公館調査の結果による。 2 「平成16年度8月以降、領事出張サービスを特に拡充せず」の10公館の中には、当省の調査に対し「拡充した」との回答がない1公館を含む。</p> <p>領事サービスを実施している25公館について、領事出張サービスの対象等を調査したところ、次のように、市内近隣であっても在留邦人が多い場所(邦人企業の事業所、スーパー・マーケット、大学等)で領事出張サービスを実施している例や、在外選挙登録の受付にとどまらず査証を除くすべての領事業務について実施している例がみられた。</p> <p>A大使館では、平成14年度までは国内が狭く首都に在留邦人が集中しているとの理由で領事出張サービスを実施していなかったが、15年度から、在留邦人が多数勤務している日系企業に対し、希望があれば当該企業の事業所に領事担当者が出かけて領事出張サービスを行う旨の書面を送付するなどの活動を行い、希望があった企業に対しては、市内近隣であっても個別に領事出張サービスを実施して選挙登録の受付等を積極的に行っている。</p> <p>これに関して、当該国内の在留邦人から当該公館が実施している領事出張サービスの評価について聴取したところ、「平日に、選挙登録だけのために在外公館に出かけるのはためらいがあったが、在外公館の方から事業所に来てくれて手続きができた。事業所に勤務する在留邦人に非常に好評であった」としている。</p> <p>B大使館では、表9-(2)- のとおり、領事出張サービスの回数を増やすとともに、平成13年度以降の領事出張サービス実施時に在外選挙登録の受付のみならず査証を除くすべての領事業務について可能な範囲内で取り扱うこととした。</p> <p>C総領事館では、総領事館が所在する市においては在留邦人が多く集まるスーパー・マー</p>					区 分	調 査 対 象 公 館	うち平成15年度 に領事出張サー ビスを実施	平成16年8月以 降、領事出張サー ビスを拡充	平成16年8月以 降、領事出張サー ビスを特に拡充 せず	うち平成15年 度に領事サー ビスを未実施	該当公館数	36	25	15	10	11	構成比	100.0	69.4	41.7	27.8	30.6	
区 分	調 査 対 象 公 館	うち平成15年度 に領事出張サー ビスを実施	平成16年8月以 降、領事出張サー ビスを拡充	平成16年8月以 降、領事出張サー ビスを特に拡充 せず	うち平成15年 度に領事サー ビスを未実施																			
該当公館数	36	25	15	10	11																			
構成比	100.0	69.4	41.7	27.8	30.6																			

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																												
	<p>ケット、日本レストラン、大学で出張サービスを拡充したほか、管轄の離島においても、大学、ホテル等で出張サービスを拡充した。その実績は、表9-(2)- のとおりである。</p> <p>表9-(2)- 領事出張サービスを拡充している2公館の実施回数・受付件数 (単位：回、件)</p> <table border="1" data-bbox="846 443 1973 632"> <thead> <tr> <th colspan="2">在外公館名</th> <th>平成12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">B 大使館</td> <td>実施回数</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>受付件数</td> <td>322</td> <td>466</td> <td>433</td> <td>722</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C 総領事館</td> <td>実施回数</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>受付件数</td> <td>155</td> <td>96</td> <td>464</td> <td>598</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 在外公館調査の結果による。</p> <p>一方、平成15年度に領事出張サービスを実施していない11公館に対し、その理由を調査したところ、次のような理由を挙げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠隔地に在留する在留邦人が少数である。(5公館) ・ 在外公館館員が地方へ出張した際に、当地の在留邦人と面会し、領事業務で不便しているところがないか聴取しており、領事出張サービスの必要性が乏しい。(2公館) ・ 首都以外には邦人企業が少ない上に、出張先に必要な機器を携行することが困難である。(1公館) ・ 当該国は国土面積が狭く、遠隔地がない。(1公館) ・ 在留邦人の大半が政府関係機関職員である。(1公館) ・ 平成16年度から実施予定(1公館) <p>しかしながら、外務本省が「遠隔地のみならず、近隣地・公館所在地であってもニーズのあるところを発掘し、効果的かつ積極的に実施する」旨を在外公館に通知していること、上記の及びの例のように、市内近隣であっても領事出張サービスを実施している例や、領事出張サービスで査証を除くすべての領事業務について実施している例があることを踏まえると、これらの在外公館の中には、領事出張サービスへの取組が不十分なところがあるとみられる。</p> <p>< 所見 > 領事出張サービスについては、その実施に伴う領事担当者の負担の増大、これを解消するための在外公館内部での適正な人事配置・業務分担の推進という課題があるものの、在外公館の</p>	在外公館名		平成12年度	13年度	14年度	15年度	B 大使館	実施回数	6	8	10	14	受付件数	322	466	433	722	C 総領事館	実施回数	7	4	11	12	受付件数	155	96	464	598	
在外公館名		平成12年度	13年度	14年度	15年度																									
B 大使館	実施回数	6	8	10	14																									
	受付件数	322	466	433	722																									
C 総領事館	実施回数	7	4	11	12																									
	受付件数	155	96	464	598																									

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
		中には、市内近隣であっても在留邦人が多い場所出張サービスを実施している例などがみられることから、在留邦人に対するサービス向上の観点から、領事出張サービスの一層の拡大を推進する必要がある。									
116	<p>(4) 領事業務実施体制の強化【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】</p> <p>各在外公館に原則として最低1名の専任領事を配置する等、領事業務実施体制の強化を図る。そのための手段として、出向者及び派遣員等の支援要員を含む在外公館内での配置状況を見直す。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置の概要】</p> <p>領事業務実施体制の強化に関して表9-(2)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表9-(2)- 領事業務実施体制の強化に関する措置状況</p> <table border="1" data-bbox="819 651 1973 1153"> <thead> <tr> <th data-bbox="819 651 1059 691">個別事項</th> <th data-bbox="1059 651 1973 691">左記の個別事項の実施状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="819 691 1059 799">専任領事の配置</td> <td data-bbox="1059 691 1973 799">平成14年度末の時点で、領事定員がゼロの在外公館が44公館。このうち、15年度において7公館、16年度において10公館の領事定員が認められ、16年度末現在で領事定員ゼロの公館は26公館となっている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="819 799 1059 1046">出向者及び派遣員等の配置見直し</td> <td data-bbox="1059 799 1973 1046">平成14年12月、これまで在外公館においては官房の業務区分ごとに会計・庶務班、通信班などの班が編成されてきたが、これを官房班にまとめ、会計・庶務業務と通信業務を兼務して人材の有効活用と業務効率化を進めるよう指示 平成15年9月、在外公館官房要員（通信・会計）の配置に関して、新電信システム導入後の業務合理化効果と通信担当官の配置基準の見直しの方針を在外公館に連絡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="819 1046 1059 1153">その他</td> <td data-bbox="1059 1046 1973 1153">領事シニアボランティア制度の導入、24時間電話対応サービスの拡充、領事専門官の認定、領事担当官会議の開催等（他の項目で記載済み）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>< 在外公館調査の結果 ></p> <p>今回、36 公館を対象として領事業務実施体制の強化のための措置状況を調査したところ、「見直した」とするところが 20 公館 (55.6%)、「見直していない」とするところが 16 公館 (44.4%) となっている。</p>	個別事項	左記の個別事項の実施状況	専任領事の配置	平成14年度末の時点で、領事定員がゼロの在外公館が44公館。このうち、15年度において7公館、16年度において10公館の領事定員が認められ、16年度末現在で領事定員ゼロの公館は26公館となっている。	出向者及び派遣員等の配置見直し	平成14年12月、これまで在外公館においては官房の業務区分ごとに会計・庶務班、通信班などの班が編成されてきたが、これを官房班にまとめ、会計・庶務業務と通信業務を兼務して人材の有効活用と業務効率化を進めるよう指示 平成15年9月、在外公館官房要員（通信・会計）の配置に関して、新電信システム導入後の業務合理化効果と通信担当官の配置基準の見直しの方針を在外公館に連絡	その他	領事シニアボランティア制度の導入、24時間電話対応サービスの拡充、領事専門官の認定、領事担当官会議の開催等（他の項目で記載済み）	A-a
個別事項	左記の個別事項の実施状況										
専任領事の配置	平成14年度末の時点で、領事定員がゼロの在外公館が44公館。このうち、15年度において7公館、16年度において10公館の領事定員が認められ、16年度末現在で領事定員ゼロの公館は26公館となっている。										
出向者及び派遣員等の配置見直し	平成14年12月、これまで在外公館においては官房の業務区分ごとに会計・庶務班、通信班などの班が編成されてきたが、これを官房班にまとめ、会計・庶務業務と通信業務を兼務して人材の有効活用と業務効率化を進めるよう指示 平成15年9月、在外公館官房要員（通信・会計）の配置に関して、新電信システム導入後の業務合理化効果と通信担当官の配置基準の見直しの方針を在外公館に連絡										
その他	領事シニアボランティア制度の導入、24時間電話対応サービスの拡充、領事専門官の認定、領事担当官会議の開催等（他の項目で記載済み）										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>しかしながら、「見直した」とする 20 公館のその内容をみると、実際に領事業務実施体制が強化されているところは、次の 7 公館にとどまっている。</p> <p>他の班の職員を領事業務担当に配置替えした。(5 公館) 領事班に新規の定員増があった。(1 公館) 領事・警備班を領事班と警備班に分離した。(1 公館)</p> <p>その他の 13 公館では、人事配置等を行っていないものの領事班への支援を行っているなどの措置を講じたところ(7 公館)があるほか、外務本省の方針として、最近急増するテロ対策の強化、邦人の安全確保の推進の観点からは望ましい措置ではないとされている(139 の「在外公館の警備体制の改善」を参照)領事班と警備班を統合したところ(3 公館)などとなっている。</p> <p>また、在外公館の中には、次のようにそれぞれの当該国内の事情や館内の体制を考慮して独自の工夫を行い、単なる人員増ではない方法で領事業務の機能を強化している例がみられた。</p> <p>平成 16 年 4 月、A 大使館では、邦人保護案件が発生したとき、現場に急行し、当該邦人に協力してくれる現地のボランティアを 6 人確保した。これは、連続して発生した邦人乗車バスの事故の経験と同大使館の管轄する駐在事務所の廃止を踏まえたものであり、大使館職員が事故現場等に急行するまでの間、あらかじめ委託していた現場の近隣に居住する現地の者に、急行してもらって邦人被害者等に対する便宜を図ってもらうというものである。大使館からは、この現地の者に「この者は日本大使館に協力してくれる人であり、便宜を図ってほしい」旨のレターを出している(費用は実費負担)。</p> <p>B 大使館では、これまで人・業務を明確に分離していた会計・庶務班と通信班を官房班に統合し、相互の業務を官房班の全員が担当することにした。その結果、官房班の各人の業務が平準化し、さらには、このうちの 1 人に領事業務を兼任させている。</p> <p>C 総領事館では、領事事務の重要性にかんがみ、「全員が領事担当」という認識を植え付けるべく、年末・年始の人手が不足するとき、他省庁出身者を含む全館員(領事班を除く。)を日替わりで「領事事務補佐」とし、領事緊急案件が発生した時に領事班の活動を補佐させた。</p> <p>D 及び E 大使館では、日曜・祝日及び夜間の留守番電話に、「緊急の際には館員が保有する携帯電話に連絡するように」とのメッセージが流されているが、この携帯電話の受付を、領事担当者だけに任せるのではなく、大使、公使及び参事官を除くすべての館員が交替で緊急時の受付用携帯電話を持ち回ることとし、当該担当者が回答できる質問に対しては回答し、例えば地元警察への対応が必要になるなど回答だけでは済まないものについては更に領</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																																							
		<p>事担当者又は邦人保護担当者に連絡するなどの対応を採ることとしている。このような受付方法を採用している理由について、当該在外公館では、「領事担当者だけに緊急連絡の受付を担当させると、領事担当者が休日・祝日、夜間の24時間の対応を行うこととなり、過大な負担を強いることになるため、また、在外公館を挙げて領事サービスに努めるとの意識を全館員に持たせるとの意味もあるため」と説明している。</p> <p>なお、上記の2公館以外の在外公館の領事担当者から、緊急連絡の際の対応や休日・祝日等の勤務時間外の対応について聴取したところ、中には、最近1か月間の休日・祝日のほとんどについて、盗難や事故に遭った邦人からの相談を受けている、あるいはその対応のために出勤しているなど、相当な負担を強いられている状況がみられた。</p> <p><外務本省調査の結果></p> <p>在外公館の定員のうち官房要員（会計・庶務担当及び通信担当の合計）が占める割合の推移をみると、表9-(2)- のとおり、官房以外的人数が増加しているのに対し官房要員的人数は新電信システムの導入等の合理化により減少又は横ばいとなっており、結果として官房要員の占める割合は若干低下している。</p> <p>表9-(2)- 在外公館館員の定員数の推移 (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="819 887 1966 1110"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成7年度</th> <th>8年度</th> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>官房</td> <td>387</td> <td>386</td> <td>369</td> <td>371</td> <td>366</td> <td>365</td> <td>355</td> <td>357</td> <td>359</td> <td>359</td> </tr> <tr> <td>構成比</td> <td>13.0</td> <td>12.6</td> <td>11.9</td> <td>11.7</td> <td>11.4</td> <td>11.3</td> <td>10.9</td> <td>11.0</td> <td>11.0</td> <td>11.0</td> </tr> <tr> <td>官房以外</td> <td>2,591</td> <td>2,668</td> <td>2,740</td> <td>2,788</td> <td>2,838</td> <td>2,859</td> <td>2,890</td> <td>2,892</td> <td>2,897</td> <td>2,912</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>2,978</td> <td>3,054</td> <td>3,109</td> <td>3,159</td> <td>3,204</td> <td>3,224</td> <td>3,245</td> <td>3,249</td> <td>3,256</td> <td>3,271</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>しかしながら、上記の B大使館のように、会計・庶務班と通信班とを統合し、相互の業務を官房班の全員が行うとしている在外公館は少なく（今回調査した10公館のうち1公館のみ）、官房要員の一層の業務分担の適正化等を推進することによって、領事業務体制の強化にもつなげる余地があると考えられる。</p>	区 分	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	官房	387	386	369	371	366	365	355	357	359	359	構成比	13.0	12.6	11.9	11.7	11.4	11.3	10.9	11.0	11.0	11.0	官房以外	2,591	2,668	2,740	2,788	2,838	2,859	2,890	2,892	2,897	2,912	合 計	2,978	3,054	3,109	3,159	3,204	3,224	3,245	3,249	3,256	3,271	
区 分	平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																																
官房	387	386	369	371	366	365	355	357	359	359																																																
構成比	13.0	12.6	11.9	11.7	11.4	11.3	10.9	11.0	11.0	11.0																																																
官房以外	2,591	2,668	2,740	2,788	2,838	2,859	2,890	2,892	2,897	2,912																																																
合 計	2,978	3,054	3,109	3,159	3,204	3,224	3,245	3,249	3,256	3,271																																																

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																											
		<p>< 所見 > 領事業務実施体制については、他省庁出身者を含め在外公館の人事配置・業務分担を見直すことにより、また、在外公館において独自の工夫を行っている例を参考に、なお一層の領事業務実施体制の強化を図る必要がある。</p>																												
117	<p>(5) 領事業務へのITの活用 インターネットによる在留届の提出受付システムを導入する。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに計画策定】</p>	<p>インターネットによる在留届の提出受付システムに関しては、表9-(2)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表9-(2)- 在留届の提出受付システムの整備状況</p> <table border="1" data-bbox="824 612 1962 880"> <thead> <tr> <th>年月日</th> <th>在留届の提出受付システムの整備状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年3月31日</td> <td>インターネットを通じて、国民・事業者等と外務省との間の行政手続が電子的に可能となる「外務省電子申請・届出システム」を整備し、一部手続について運用を開始 この一環として、「インターネットを通じた在留届の提出受付システム」についても、一部の在外公館を対象に段階的運用を開始</td> </tr> <tr> <td>15年4月15日</td> <td>「インターネットを通じた在留届の提出受付システム」を全在外公館において運用開始</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>平成15年4月以降のインターネットによる在留届の届出数は、表9-(2)- のとおり、15年4月から6月までは導入当初であったため1,556件にとどまっているが、その後徐々に増加し、3か月ごとの届出件数が3,000件から5,000件で推移しており、その累計は16年9月時点で22,100件となっている。</p> <p>表9-(2)- インターネットによる在留届数の推移 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="824 1193 1962 1378"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成15年4月～6月</th> <th>15年7月～9月</th> <th>15年10月～12月</th> <th>16年1月～3月</th> <th>16年4月～6月</th> <th>16年7月～9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネット届出数</td> <td>1,556</td> <td>4,159</td> <td>3,150</td> <td>3,672</td> <td>4,468</td> <td>5,095</td> </tr> <tr> <td>インターネット届出数累計</td> <td>1,556</td> <td>5,715</td> <td>8,865</td> <td>12,537</td> <td>17,005</td> <td>22,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	年月日	在留届の提出受付システムの整備状況	平成15年3月31日	インターネットを通じて、国民・事業者等と外務省との間の行政手続が電子的に可能となる「外務省電子申請・届出システム」を整備し、一部手続について運用を開始 この一環として、「インターネットを通じた在留届の提出受付システム」についても、一部の在外公館を対象に段階的運用を開始	15年4月15日	「インターネットを通じた在留届の提出受付システム」を全在外公館において運用開始	区分	平成15年4月～6月	15年7月～9月	15年10月～12月	16年1月～3月	16年4月～6月	16年7月～9月	インターネット届出数	1,556	4,159	3,150	3,672	4,468	5,095	インターネット届出数累計	1,556	5,715	8,865	12,537	17,005	22,100	A-c
年月日	在留届の提出受付システムの整備状況																													
平成15年3月31日	インターネットを通じて、国民・事業者等と外務省との間の行政手続が電子的に可能となる「外務省電子申請・届出システム」を整備し、一部手続について運用を開始 この一環として、「インターネットを通じた在留届の提出受付システム」についても、一部の在外公館を対象に段階的運用を開始																													
15年4月15日	「インターネットを通じた在留届の提出受付システム」を全在外公館において運用開始																													
区分	平成15年4月～6月	15年7月～9月	15年10月～12月	16年1月～3月	16年4月～6月	16年7月～9月																								
インターネット届出数	1,556	4,159	3,150	3,672	4,468	5,095																								
インターネット届出数累計	1,556	5,715	8,865	12,537	17,005	22,100																								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果															
118	<p>旅券申請のオンライン化を推進する。当面、日本国内でのオンライン化を先行させるが、在外におけるオンライン化についても検討を行う。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】</p>	<p>自宅等に置かれたパソコンからの日本国内での旅券発給申請については、システムの開発が完了し、平成16年3月、岡山県において本格運用が開始された。 今後、汎用受付システムや公的個人認証サービス等のIT基盤の準備が整った都道府県から順次実施される予定であり、そのため、表9-(2)- のとおりの関連予算が措置されている。</p> <p>表9-(2)- 旅券申請のオンライン化の推進のための予算措置の推移 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="804 512 1933 695"> <thead> <tr> <th>予算項目</th> <th>平成14年度予算</th> <th>15年度予算</th> <th>16年度予算</th> <th>17年度予算 (概算要求)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旅券関連手続の電子化</td> <td>89,790</td> <td>1,934,082</td> <td>1,245,188</td> <td>888,465</td> </tr> <tr> <td>旅券発給管理システムの整備</td> <td>4,944,170</td> <td>4,433,179</td> <td>3,424,550</td> <td>4,218,345</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 「旅券関連手続の電子化」とは、地方公共団体による公的個人認証サービス汎用受付システム等を活用した一般旅券申請等のオンライン化の実施のための予算項目である。 2 「旅券発給管理システムの整備」とは、都道府県旅券事務所及び在外公館における旅券発給事務、発給データに係る管理システムの整備拡充を図るための予算項目である。</p>	予算項目	平成14年度予算	15年度予算	16年度予算	17年度予算 (概算要求)	旅券関連手続の電子化	89,790	1,934,082	1,245,188	888,465	旅券発給管理システムの整備	4,944,170	4,433,179	3,424,550	4,218,345	A-c
予算項目	平成14年度予算	15年度予算	16年度予算	17年度予算 (概算要求)														
旅券関連手続の電子化	89,790	1,934,082	1,245,188	888,465														
旅券発給管理システムの整備	4,944,170	4,433,179	3,424,550	4,218,345														
119	<p>領事部門での在外公館メールマガジン配信サービスの拡充を図る。現在、32公館で実施されているところを、平成14年度中に62公館に拡充する。【直ちに作業に着手、平成14年度末までに達成】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 在留邦人向けの「在外公館メールマガジン」の配信サービスは、表9-(2)- のとおり、平成14年4月の時点で30公館であったものが、16年10月の時点で74公館に増加してきている。</p> <p>表9-(2)- 在外公館メールマガジンの配信サービスの実施状況</p> <table border="1" data-bbox="819 1075 1966 1423"> <thead> <tr> <th>地域別</th> <th>14年4月の時点で実施済み</th> <th>14年8月以降16年10月までに追加実施(準備中を含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アジア地域</td> <td>7公館 (インド、ムンバイ、ジャカルタ、マニラ、カンボジア、カチ)</td> <td>17公館 (コルカタ、チェンナイ、スラバヤ、マカッサル、タイ、中国、広州、瀋陽、香港、韓国、釜山、済州、バングラーイッシュ、マレーシア、コチン、パナマ)</td> </tr> <tr> <td>北米地域</td> <td>11公館 (米国、アンカレッジ、アトランタ、カンザスシティ、シアトル、シカゴ、デンバー、ニューヨーク、ボストン、マイアミ、モントリオール)</td> <td>11公館 (サンフランシスコ、デトロイト、ニューオーリンズ、ハグア、ヒューストン、ポートランド、ホノルル、ロサンゼルス、カナダ、バンクーバー、トロント)</td> </tr> </tbody> </table>	地域別	14年4月の時点で実施済み	14年8月以降16年10月までに追加実施(準備中を含む)	アジア地域	7公館 (インド、ムンバイ、ジャカルタ、マニラ、カンボジア、カチ)	17公館 (コルカタ、チェンナイ、スラバヤ、マカッサル、タイ、中国、広州、瀋陽、香港、韓国、釜山、済州、バングラーイッシュ、マレーシア、コチン、パナマ)	北米地域	11公館 (米国、アンカレッジ、アトランタ、カンザスシティ、シアトル、シカゴ、デンバー、ニューヨーク、ボストン、マイアミ、モントリオール)	11公館 (サンフランシスコ、デトロイト、ニューオーリンズ、ハグア、ヒューストン、ポートランド、ホノルル、ロサンゼルス、カナダ、バンクーバー、トロント)	A-a						
地域別	14年4月の時点で実施済み	14年8月以降16年10月までに追加実施(準備中を含む)																
アジア地域	7公館 (インド、ムンバイ、ジャカルタ、マニラ、カンボジア、カチ)	17公館 (コルカタ、チェンナイ、スラバヤ、マカッサル、タイ、中国、広州、瀋陽、香港、韓国、釜山、済州、バングラーイッシュ、マレーシア、コチン、パナマ)																
北米地域	11公館 (米国、アンカレッジ、アトランタ、カンザスシティ、シアトル、シカゴ、デンバー、ニューヨーク、ボストン、マイアミ、モントリオール)	11公館 (サンフランシスコ、デトロイト、ニューオーリンズ、ハグア、ヒューストン、ポートランド、ホノルル、ロサンゼルス、カナダ、バンクーバー、トロント)																

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果		判定結果	
	中南米地域	3 公館 (コロンビア、ホンジュラス、リベリア)	6 公館 (ブラジル、クチバ、ポルトアレグレ、マナオス、レシフェ、ハネズエラ)	
	欧州地域	6 公館 (ロンドン、フランクフルト、スウェーデン、スペイン、ハンガリー、ベルギー)	5 公館 (フランス、マルセイユ、ストラスブール、ティンバレー、デュッセルドルフ)	
	大洋州地域	0	5 公館 (豪州、シドニー、ブリスベン、メルボルン、パース)	
	中近東地域	2 公館 (カタール、イスタンブール)	0	
	アフリカ地域	1 公館 (セネガル)	0	
	合 計	30公館	追加 44公館 合計 74公館	
	<p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>< 在外公館調査の結果 ></p> <p>36 公館における在留邦人へのメールマガジンを含む電子情報の提供状況について調査したところ、次のように、外務本省がメールマガジンを配信しているとしている在外公館において実際には配信していない例がある一方で、在外公館独自で領事情報等を提供している在外公館が多数あり、結果として 36 公館のうち 26 公館 (72.2%) においてメールマガジンを含む電子メールによる情報提供が実施 (予定を含む。) されている状況がみられた。</p> <p>今回調査した 36 公館の中には、平成 16 年 3 月末時点でメールマガジンを配信していると考えられている在外公館が 9 公館、近日中に配信する予定となっているものが 6 公館含まれているが、この 9 公館の中には、メールマガジンを含め電子メールによる情報提供を自ら行っていないところが 2 公館ある。また、メールマガジンではなく、緊急連絡網を利用して治安情報等を電子メール又はファックスにより提供しているところが 1 公館ある。</p> <p>一方、その他の 21 公館 (上記の 9 公館及び 6 公館を除く。) における在留邦人への電子メールによる情報提供状況を調査したところ、このうち 13 公館において、「大使館だより」、「領事部からのお知らせ」などの名称で治安情報や経済情報等を在留邦人に提供しており、次のように、メールマガジンと内容面でも配信回数面でも実質上変わらない情報提供を行っている状況がみられた。</p>			

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>A大使館では、「メールマガジン」は配信していないとしているものの、国内で銃撃戦が頻繁に発生するなど極めて治安が悪化し、在留邦人の中での緊張感が非常に高まっている情勢を踏まえて、メールアドレスの届出があった在留邦人全員に、未確認情報、その後確認された情報などできる限り幅広く治安情報を発出している。その回数は、平成16年1月から6月21日までで28通に達している。</p> <p>B大使館では、日系企業関係者、在留邦人、日本国内の当国関係者に対し、毎週1回、経済情報を中心に「ビジネス・ニュース」を発行・送付している。これについて在留邦人から、「現地のタイムリーな情報を送付してくれている。非常に良い。今後も継続してほしい」との意見が出されている。</p> <p>メールマガジンを含め電子メールによる情報発信を行っていない10公館(27.8%)についてその理由を調査したところ、「インターネットの普及率が著しく低く、電子メールによる情報提供を行う環境がない」とするところ(1公館)や、「領事専任、広報専任の担当が配置されていないため、メールマガジン作成にまで手が回らない」(2公館)、「在留邦人が少なく、その大半が政府関係機関の職員であるため、日常的に在留邦人との接触が維持されている(1公館)」とするところがあるものの、その他の6公館においては、在外公館の規模、在留邦人数、インターネット環境が、既に電子メールによる情報提供を行っている上記のと変わりがなく、中には、当該国内の治安情勢に不安があり、危険情報の迅速かつ的確な提供が望まれている国も含まれている。</p> <p><在留邦人意識調査の結果></p> <p>今回、在留邦人540人に対して、メールマガジンのほか、「領事からのお知らせ」や「大使館だより」などを含め電子情報提供サービスなどについて利用したことがあるかについて聴取したところ、「利用したことがある」とする者が142人(26.3%)、「利用したことがない」とする者が380人(70.4%)となっており、このうち利用したことがない者にその理由を聴取したところ、そのうちの226人(59.5%)がパソコンを所有しているが配信サービスを知らなかったと回答している。</p> <p><所見></p> <p>電子メールによる在外公館からの情報提供、特に邦人の安全に係る情報(テロ関係、犯罪の手口・発生箇所に係る情報等)の迅速な提供については、在留邦人から評価されている状況がみられることから、メールマガジンという形式にとどまらず、今後も各国の実情に応じた情報提供を積極的に行うよう奨励するとともに、これを在留邦人に周知する必要がある。</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
120	<p>(6) 領事業務の限界【平成14年12月末までにガイドライン作成・公表】 領事業務の範囲についての基本的な概念と個別事項ごとの基準を策定・公表し、国民への周知徹底を図る。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 領事業務の限界の周知に関しては、表9-(2)- のとおり、主としてパンフレットの配布が行われている。</p> <p>表9-(2)- 領事業務の限界の周知に関する措置状況</p> <table border="1" data-bbox="824 512 1973 1198"> <thead> <tr> <th data-bbox="824 512 1032 549">年 月</th> <th data-bbox="1032 512 1973 549">領事業務の限界の周知に関する措置状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="824 549 1032 651">平成14年1月から15年3月まで</td> <td data-bbox="1032 549 1973 651">領事移住部長の研究会である「領事法制研究会」(座長：原山和高検事)を毎月1回程度の頻度で開催し、在外公館等から寄せられた論点を基に領事業務の法的側面について検討</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 651 1032 1129">平成15年3月</td> <td data-bbox="1032 651 1973 1129"> <p>上記の「領事法制研究会」の検討結果及び平成14年12月の海外交流審議会(会長：熊谷一雄日立製作所副社長)の議論を踏まえて、領事業務の範囲についての国民向けパンフレット(「海外で困ったら」)を発表 同パンフレットは、外務省海外安全ホームページに掲載し、在外公館や各都道府県の旅券担当窓口で配布しているほか、広報用資料として領事関係の各種イベント、セミナー等で活用</p> <p>[パンフレット配布部数]</p> <p>作成部数 : 500,000部</p> <p>配布先別配布部数</p> <p>在外公館 : 117,080部</p> <p>都道府県旅券事務所 : 346,900部</p> <p>旅行会社 : 24,900部</p> <p>外務省内関係部署等 : 11,120部</p> <p>(注)パンフレットは、海外安全ホームページ上で閲覧及びダウンロードすることも可能</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 1129 1032 1198">平成15年6月</td> <td data-bbox="1032 1129 1973 1198">領事業務の個々のケースに適切に対応すべく、在外公館の領事担当者用のガイドラインを別途作成し、全在外公館に配布</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】 パンフレットは500,000部配布され、実地調査した10公館のうち1公館において既に残部数がなく備え付けられていなかったものの、その他の9公館においては、領事窓口にて備え付けられており、広報用資料として領事関係の各種イベント、セミナー等でも活用されている。</p>	年 月	領事業務の限界の周知に関する措置状況	平成14年1月から15年3月まで	領事移住部長の研究会である「領事法制研究会」(座長：原山和高検事)を毎月1回程度の頻度で開催し、在外公館等から寄せられた論点を基に領事業務の法的側面について検討	平成15年3月	<p>上記の「領事法制研究会」の検討結果及び平成14年12月の海外交流審議会(会長：熊谷一雄日立製作所副社長)の議論を踏まえて、領事業務の範囲についての国民向けパンフレット(「海外で困ったら」)を発表 同パンフレットは、外務省海外安全ホームページに掲載し、在外公館や各都道府県の旅券担当窓口で配布しているほか、広報用資料として領事関係の各種イベント、セミナー等で活用</p> <p>[パンフレット配布部数]</p> <p>作成部数 : 500,000部</p> <p>配布先別配布部数</p> <p>在外公館 : 117,080部</p> <p>都道府県旅券事務所 : 346,900部</p> <p>旅行会社 : 24,900部</p> <p>外務省内関係部署等 : 11,120部</p> <p>(注)パンフレットは、海外安全ホームページ上で閲覧及びダウンロードすることも可能</p>	平成15年6月	領事業務の個々のケースに適切に対応すべく、在外公館の領事担当者用のガイドラインを別途作成し、全在外公館に配布	A-a
年 月	領事業務の限界の周知に関する措置状況										
平成14年1月から15年3月まで	領事移住部長の研究会である「領事法制研究会」(座長：原山和高検事)を毎月1回程度の頻度で開催し、在外公館等から寄せられた論点を基に領事業務の法的側面について検討										
平成15年3月	<p>上記の「領事法制研究会」の検討結果及び平成14年12月の海外交流審議会(会長：熊谷一雄日立製作所副社長)の議論を踏まえて、領事業務の範囲についての国民向けパンフレット(「海外で困ったら」)を発表 同パンフレットは、外務省海外安全ホームページに掲載し、在外公館や各都道府県の旅券担当窓口で配布しているほか、広報用資料として領事関係の各種イベント、セミナー等で活用</p> <p>[パンフレット配布部数]</p> <p>作成部数 : 500,000部</p> <p>配布先別配布部数</p> <p>在外公館 : 117,080部</p> <p>都道府県旅券事務所 : 346,900部</p> <p>旅行会社 : 24,900部</p> <p>外務省内関係部署等 : 11,120部</p> <p>(注)パンフレットは、海外安全ホームページ上で閲覧及びダウンロードすることも可能</p>										
平成15年6月	領事業務の個々のケースに適切に対応すべく、在外公館の領事担当者用のガイドラインを別途作成し、全在外公館に配布										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>一方、館員 404 人に対し、「在留邦人等から、領事業務の範囲では対応できない案件に関する非難や苦情を受けたことがあるか」について聴取したところ、「ある」と回答した者が 66 人（16.3%）であるのに対し、「ない」と回答した者が 338 人（83.7%）となっている。</p> <p>このうち「ある」と回答した 66 人に対し、その非難や苦情の内容を聴取したところ、次のように、自己責任で解決すべき問題が持ち込まれているとのケースが大多数を占めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大家との家賃トラブル、家庭内暴力、日本製品に対する苦情等の民事事件の相談（類似意見 10 人） ・ 永住権取得の相談、任国の司法への介入・圧力の依頼等の相手国政府に関する苦情・相談（同 9 人） ・ 邦人旅行者からの旅行費用等の貸出しの依頼（同 6 人） ・ ホテルの予約・あっせん、航空会社へのチケットの手配、旅行者の案内等（同 4 人） ・ 任国政府の盗難証明書等の日本語への翻訳、日本円の現地通貨への交換等のサービス提供（同 2 人） <p>また、館員 404 人に対し、「今後、領事業務に関してどのような改善方策を講ずる必要があると思うか」について聴取したところ、次のとおり、国民に対して更に周知徹底すべきとの意見がもっとも多く、次いで領事業務の実施体制を強化すべきとの意見となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在外公館のホームページ等を利用して更に分かりやすく国民に知らせる努力が必要（類似意見 35 人） ・ 領事業務は 24 時間対応。従来、担当者の自己犠牲によりなされていた部分が多く、負担を軽減させる人的・予算的措置が必要（同 32 人） ・ 国内の市役所、役場レベルまで領事サービスを向上させるべき。まず当方から笑顔をもって接する。（同 19 人） ・ 人生経験豊富な職員を領事窓口に配置する。（同 12 人） ・ 領事担当者のみならず館員全員に領事業務の知識、対応能力を身に付けさせる。（同 5 人） <p>< 所見 ></p> <p>国民、特に日本からの海外旅行者に対する領事業務の限界の周知徹底については、前述の「116 領事業務実施の強化」における在外公館の人事配置・業務分担の見直しなどによる一層の領事業務実施体制の強化に併せて、更に継続して行う必要がある。</p>	

項目 10 政策立案過程などの透明化

ア 調査結果の概要

本項目においては、「説明責任・透明化」など3細目について11事項の措置を講ずることとされている。

今回、これら11事項の措置状況について調査した結果、情報公開への積極的対応、情報公開制度の利用の手引の作成、外交記録文書の公開の推進、国民に対する情報発信体制の強化など、9事項について措置が講じられている。

しかしながら、これら9事項について実績や成果が上がっているかとの観点から改善状況をみると、()情報開示請求手続の処理が長期化している、()職員から意見を受け付ける「監察査察意見提案窓口」について職員への周知が不十分であるなど、4事項について一層の改善を図る必要がみられた。

また、措置が講じられていない「外務省顧問の外交アドバイザーへの改組の検討」及び「主要な外交政策の企画・立案に資するための民間有識者の意見を求めるシステムの検討」については、引き続き検討中のままとされている。

イ 総括表

(単位：事項)

No.	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの			措置が講じられていないもの
		A	A-a	A-b	
	(1) 説明責任・透明化				
121	情報公開への積極的対応				
122	開示手続の迅速化のための体制強化				
123	情報公開制度の利用の手引きの作成等				
124	「30年」を越えた外交記録文書の公開の推進				
125	外交記録公開の「30年原則」の短縮化の検討				
126	外交交渉の経緯などを文書化する仕組みの検討				

No.	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの			措置が講じられていないもの	
		A	A-a	A-b		A-c
127	国民に対して開かれた透明性の高い政策の策定体制及び情報発信体制の強化					
	(2) 外部意見の政策への反映					
128	外務省顧問の外交アドバイザーへの改組の検討					
129	主要な外交政策の企画・立案に資するための民間有識者の意見を求めるシステムの検討					
	(3) 内部通報制度の整備					
130	「監察査察意見提案窓口」の設置、当該窓口で受け付けた意見の大臣等への報告					
131	受け付けた意見等の保秘の徹底					
合 計		9	4	0	5	2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「 」は、「措置が講じられているもの」等の区分に該当することを示している。

ウ 個別事項の調査結果

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																									
121	<p>1 説明責任・透明化 (1) 情報公開への積極的対応 行政文書の開示・不開示審査に当たっては「原則開示」という情報公開法の趣旨に基づいて判断する。【直ちに実施】</p>	<p>外務省は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の趣旨に沿って、従来、公開されていなかった「昭和天皇と連合軍最高司令官マッカーサー元帥の会談記録（1945年9月27日分）」を平成14年10月に公開するなどの措置を講ずるとともに、開示手続の迅速化のための体制強化、情報公開研修の実施、国民にとって理解しやすいものとなるようにするための「利用の手引き」の作成、外務省ホームページの「情報公開ホームページ」の利便性の向上等について実施してきている（後記の122及び123参照）。</p> <p>外務省における情報公開法に基づく行政文書の開示請求受理件数及びその処理状況をみると、開示請求の内容によって開示又は不開示が決定されることから単純に比較はできないものの、表10-(1)- のとおり、開示決定件数と不開示決定件数の合計（以下「決定件数」という。）に占める不開示決定件数の割合（以下「不開示率」という。）は、平成13年度43.4%、14年度21.1%、15年度17.5%、16年度12月15日まで11.9%と減少している。</p> <p>表10-(1)- 行政文書の開示請求受理件数、開示決定件数等の推移 （単位：件、%）</p> <table border="1" data-bbox="824 991 1968 1284"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度(12月15日まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開示請求受理件数</td> <td>2,318</td> <td>1,353</td> <td>744</td> <td>717</td> </tr> <tr> <td>決定件数 a</td> <td>2,000</td> <td>1,065</td> <td>1,004</td> <td>807</td> </tr> <tr> <td>うち開示決定件数 b (b/a)</td> <td>1,133 (56.6)</td> <td>840 (78.9)</td> <td>828 (82.5)</td> <td>711 (88.1)</td> </tr> <tr> <td>うち不開示決定件数 c (不開示率 c/a)</td> <td>867 (43.4)</td> <td>225 (21.1)</td> <td>176 (17.5)</td> <td>96 (11.9)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。 2 「開示請求受理件数」には、決定済み、未決定、取下げ、全移送を含む。また、「開示決定件数」には、部分開示決定を含む。</p>	区 分	平成13年度	14年度	15年度	16年度(12月15日まで)	開示請求受理件数	2,318	1,353	744	717	決定件数 a	2,000	1,065	1,004	807	うち開示決定件数 b (b/a)	1,133 (56.6)	840 (78.9)	828 (82.5)	711 (88.1)	うち不開示決定件数 c (不開示率 c/a)	867 (43.4)	225 (21.1)	176 (17.5)	96 (11.9)	A-c
区 分	平成13年度	14年度	15年度	16年度(12月15日まで)																								
開示請求受理件数	2,318	1,353	744	717																								
決定件数 a	2,000	1,065	1,004	807																								
うち開示決定件数 b (b/a)	1,133 (56.6)	840 (78.9)	828 (82.5)	711 (88.1)																								
うち不開示決定件数 c (不開示率 c/a)	867 (43.4)	225 (21.1)	176 (17.5)	96 (11.9)																								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>なお、外務省は、上記に関して、次のとおり説明している。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>不開示となっている件数が多いように見受けられるのは、当省の所掌事務の性格上、国の安全・他国との信頼関係・交渉上の不利益にかかわる文書を多く保有しており、これらについて情報公開法第5条第3号に基づく不開示とせざるを得ない例が多いためと考えられる。</p> <p>なお、当省としては、情報公開法の趣旨を踏まえ、可能な限り文書を開示するよう努めてきており、その結果、請求のあった文書の全部を不開示とする決定の占める割合は減少傾向にある（前記表10-(1)-参照）。</p> </div>	
122	<p>1 説明責任・透明化 (1) 情報公開への積極的対応 開示手続の迅速化のため、要員面を含む体制強化を図るとともに、情報公開に関する研修等を企画・実施し、省員の情報公開制度への理解を深める。【直ちに実施】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>平成15年3月までに、情報公開手続の迅速化のため、次の措置が講じられている。</p> <p>既に全部の開示を行った行政文書に対する開示請求については、原則として主管課の事務を省略し、情報公開室において開示決定の作業を実施</p> <p>各課室に対して、情報公開室との連絡を密に行うための連絡窓口要員の再指定を指示</p> <p>平成14年12月に、4回にわたり省内の情報公開担当職員等に対し研修を実施</p> <p>情報公開室の職員について、平成15年度から当面の間2名増</p> <p>平成14年における開示手続が遅延している状況に対応するため、15年4月以降、上記の措置に加えて次の措置が講じられている。</p> <p>平成15年4月から、通常業務で繁忙を極めて各課室の情報公開関連事務の一部を暫定的に情報公開室が代行する。また、情報公開室において、15年5月1日から、とりあえず6か月間、非常勤職員（外務省OB）を採用し、開示請求対象文書の調査・特定、形式審査等を委嘱する。（平成16年7月末現在で継続採用中）</p> <p>「開示請求処理の迅速化について」（平成15年9月8日付け総回章第103号）において、平成15年10月1日以降に受け付ける開示請求に関して次の措置を講ずることとし、各課室に通知</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象文書が明確に特定され、分量も少ないと予想される案件や、類似の開示実施の前例のある案件については、ファスト・トラック案件に指定し優先的に処理を行う。 	A-a

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開法第 11 条に基づく期限延長の特例は真にやむを得ない場合にのみ適用するものとし、その際には官房総務課長の決裁を得ることとする。期限延長の特例の適用を認められた課室は、集中的・計画的に人員を投入し、延長期間を厳守する。 開示請求処理の迅速化のため、以下のとおり情報公開に係る処理手続を改正(平成15年10月) ・ 官房長及び総務課長の決裁を要する案件を重要案件のみに限定 ・ 対象文書が明確に特定され、分量も少ないと予想される案件等については、ファスト・トラック案件に指定し優先的に処理 ・ 過去に部分開示・不開示の決定を行った行政文書に対する開示請求についても、決定内容に変更のない場合は、全部開示文書と同様に情報公開室において開示決定等の作業を実施 ・ 請求受付時に、主管課室に「作業依頼」を電子メールで事前送付 ・ 開示決定期限の管理を徹底するため、期限が近い案件を情報公開室において一元的に把握し、主管課室に督促 ・ 期限超過案件に限らず、多くの未処理案件を抱える課室に対しては、情報公開室による支援をより機動的に実施 ・ 省内LAN上の情報公開室ホームページに情報公開事務手続マニュアルを掲載 <p>上記のほか、平成16年7月までの間に、次の措置を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申し立てを受けた案件につき、情報公開審査会に諮問するまでのプロセスを迅速化するため、諮問に至るまでのプロセスを明確化した上で、情報公開室から主管課室に対して期限を設けて作業を指示 ・ 従来、開示決定等通知書の発送から開示の実施までに10日間程度要していたが、同通知書の発送の翌日から開示できるようにした。 ・ 平成14年に引き続き、15年も、省内の情報公開担当職員及び情報公開に関心を持つ職員を対象とし、ケーススタディを中心とした研修を実施。さらに16年2月から4月にかけて、各課室の情報公開担当官を対象とした個別研修(特に新任担当官向け)を計14回実施 ・ 各課室における情報公開関連事業の更なる合理化と迅速化を図るため、省内用の情報公開室ホームページの内容を一新 <p>外務省は、平成15年12月及び16年7月に公表した「外務省改革の進捗状況」において、以上の措置により、表10-(1)- のとおりの成果が上がっているとしている。</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
		<p>表 10-(1)- 開示手続の迅速化に関する成果</p> <table border="1" data-bbox="831 304 1973 699"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 304 999 341">年月日</th> <th data-bbox="999 304 1973 341">開示手続の迅速化に関する成果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 341 999 485">平成 15 年 12 月</td> <td data-bbox="999 341 1973 485">前回の進捗状況発表（8月25日）時点で87件あった未処理の期限超過案件については、12月10日までに74件の処理を終えた。残り13件と、その後決定期限を超過した23件についても、早急に処理を終えるべく作業を進めている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 485 999 699">16 年 7 月</td> <td data-bbox="999 485 1973 699">平成15年12月時点で36件あった未処理の期限超過案件については、16年3月31日までにすべての処理を終えた。その後、16年1月から3月までの間に決定期限を超過した14件についても、7月20日現在、2件を除いて処理済みであり、残る2件についても早急に処理を終えるべく作業を進めている。期限超過の問題については、新たな超過案件を出さないよう、情報公開室において省内における開示決定期限の管理の徹底に努めている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の平成15年12月及び16年7月の「外務省改革の進捗状況」による。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>情報公開法第10条において、開示請求があったときは、開示請求があった日から30日以内に開示決定をしなければならない(第1項)が、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができる(第2項)とされている。</p> <p>また、同法第11条において、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定又は不開示決定(以下「開示決定等」という。)をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60日以内に行政文書の「相当の部分」につき開示決定等をし、残りの行政文書については、「相当の期間」内に開示決定等をすれば足りる、この場合、開示請求者に開示決定等をする期限を通知する(以下「法第11条に基づく期限延長適用」という。)とされている。</p> <p>外務省における開示請求受理件数等の推移をみると、表 10-(1)- のとおり、平成13年度以降、受理件数、開示決定等件数のいずれも減少しているが、法第11条に基づく期限延長適用件数は減少しておらず、法第11条に基づく期限延長適用件数が開示請求受理件数に占める割合(以下「法第11条適用率」という。)をみると、14年度以降、おおむね50%を超える状態が続いている。</p>	年月日	開示手続の迅速化に関する成果	平成 15 年 12 月	前回の進捗状況発表（8月25日）時点で87件あった未処理の期限超過案件については、12月10日までに74件の処理を終えた。残り13件と、その後決定期限を超過した23件についても、早急に処理を終えるべく作業を進めている。	16 年 7 月	平成15年12月時点で36件あった未処理の期限超過案件については、16年3月31日までにすべての処理を終えた。その後、16年1月から3月までの間に決定期限を超過した14件についても、7月20日現在、2件を除いて処理済みであり、残る2件についても早急に処理を終えるべく作業を進めている。期限超過の問題については、新たな超過案件を出さないよう、情報公開室において省内における開示決定期限の管理の徹底に努めている。	
年月日	開示手続の迅速化に関する成果								
平成 15 年 12 月	前回の進捗状況発表（8月25日）時点で87件あった未処理の期限超過案件については、12月10日までに74件の処理を終えた。残り13件と、その後決定期限を超過した23件についても、早急に処理を終えるべく作業を進めている。								
16 年 7 月	平成15年12月時点で36件あった未処理の期限超過案件については、16年3月31日までにすべての処理を終えた。その後、16年1月から3月までの間に決定期限を超過した14件についても、7月20日現在、2件を除いて処理済みであり、残る2件についても早急に処理を終えるべく作業を進めている。期限超過の問題については、新たな超過案件を出さないよう、情報公開室において省内における開示決定期限の管理の徹底に努めている。								

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果				判定結果																				
	<p>表 10-(1)- 法第 11 条に基づく期限延長適用件数等の推移 (単位：件、%)</p> <table border="1" data-bbox="824 336 1968 560"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 13 年度</th> <th>14 年度</th> <th>15 年度</th> <th>16 年度 (12 月 15 日まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開示請求受理件数 a</td> <td>2,318</td> <td>1,353</td> <td>944</td> <td>717</td> </tr> <tr> <td>開示決定及び不開示決定件数計</td> <td>2,000</td> <td>1,065</td> <td>1,004</td> <td>807</td> </tr> <tr> <td>法第 11 条に基づく期限延長適用件数 b (法第 11 条適用率 b/a)</td> <td>454 (19.6)</td> <td>882 (65.2)</td> <td>447 (47.4)</td> <td>388 (54.1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>この法第 11 条に基づく期限延長適用は、上記の のとおり、60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことができない場合に適用されるものであり、外務省の場合、大量請求、特に 30 年より前の古い時代の外交文書について、行政文書ファイル件名を指定してファイル単位で請求が行われる例が非常に多いことから、その審査に長期間を要するため、この法第 11 条に基づく期限延長を適用しているといった事情がある。</p> <p>例えば、平成 16 年 1 月から 6 月までの 688 件の開示請求をみると、このうち 365 件(53.1%) が 30 年より前の文書についての開示請求となっており、また、1 件当たりの請求文書は平均 10.9 文書となっている。さらに、365 件のうち 204 件(55.9%) が「ファイル名を指定した請求」となっており、その審査に一層時間を要するものとなっている。</p> <p>以上のような事情があることもあって、平成 15 年度における法第 11 条に基づく期限延長適用件数の処理期間をみると、表 10-(1)- のとおり、開示決定等までに「半年を超えて 1 年以内のもの」が 175 件(総件数の 29.7%)、「1 年を超えるもの」が 129 件(同 21.9%)となっているほか、「法第 11 条期限延長の期限を遵守できなかったもの」(法第 11 条に基づく期限延長適用を行う際に開示請求者に対し通知することとされている開示期限を遵守することができず、その期限を超えて開示決定等が行われたもの)が 228 件(同 48.9%)となっており、処理が長期化している状況がみられる。</p> <p>また、開示請求があった日から開示決定等までの処理期間については、「1 年を超えるもの」が 129 件と全行政機関 132 件の 97.7%を占めているなど全行政機関の中で突出して長期化しており、その一方で、1 件当たりの開示請求文書が年々増加傾向(13 年で 3.6 文書であったものが 16 年では 10.9 文書に増加)にあり、処理期間が今後更に長期化するおそれがあるものとなっている。</p>				区 分	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度 (12 月 15 日まで)	開示請求受理件数 a	2,318	1,353	944	717	開示決定及び不開示決定件数計	2,000	1,065	1,004	807	法第 11 条に基づく期限延長適用件数 b (法第 11 条適用率 b/a)	454 (19.6)	882 (65.2)	447 (47.4)	388 (54.1)	
区 分	平成 13 年度	14 年度	15 年度	16 年度 (12 月 15 日まで)																					
開示請求受理件数 a	2,318	1,353	944	717																					
開示決定及び不開示決定件数計	2,000	1,065	1,004	807																					
法第 11 条に基づく期限延長適用件数 b (法第 11 条適用率 b/a)	454 (19.6)	882 (65.2)	447 (47.4)	388 (54.1)																					

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																													
		<p>表 10-(1)- 平成 15 年度における法第 11 条に基づく期限延長適用件数の処理期間 (単位：件、%)</p> <table border="1" data-bbox="824 331 1975 635"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">法第 11 条 に基づく 期限延長 適用件数</th> <th colspan="5">期限延長の適用を行った日から開示決定等を行っ た日までの期間</th> <th rowspan="2">法第 11 条に基 づく期限延長の 期限を遵守でき なかったもの</th> </tr> <tr> <th>60 日以 内</th> <th>60日を超 えて 90 日以内</th> <th>90日を超 えて半年 以内</th> <th>半年を超 えて 1 年 以内</th> <th>1 年を超 えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外務省</td> <td>588 (100.0)</td> <td>4 (0.7)</td> <td>13 〔2.2〕</td> <td>39 (6.6)</td> <td>175 (29.7)</td> <td>129 (21.9)</td> <td>228 (48.9)</td> </tr> <tr> <td>全行政 機関</td> <td>1,200 (100.0)</td> <td>305 (25.4)</td> <td>100 (8.3)</td> <td>195 (16.3)</td> <td>239 (19.9)</td> <td>132 (11.0)</td> <td>229 (27.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「平成 15 年度における情報公開法の施行の状況について」(平成 16 年 9 月 総務省行政管理局情報公開室)に基づき当省が作成した。 2 「法第 11 条に基づく期限延長件数」は、平成 15 年度における新たな開示請求等案件数のほか、13 年度又は 14 年度における開示請求等案件数であって、15 年 3 月 31 日現在で処理中のもの含む。ただし、16 年 3 月 31 日現在処理中のものは除く。</p> <p>< 所見 > 情報開示手続の迅速化については、関係職員への研修、臨時職員の雇用など開示手続の迅速化を図るための措置が講じられてきているものの、法定期限を超えて開示決定等が行われているなどその成果が十分ではないことから、開示請求の処理体制の一層強化について検討する必要がある。</p>	区 分	法第 11 条 に基づく 期限延長 適用件数	期限延長の適用を行った日から開示決定等を行っ た日までの期間					法第 11 条に基 づく期限延長の 期限を遵守でき なかったもの	60 日以 内	60日を超 えて 90 日以内	90日を超 えて半年 以内	半年を超 えて 1 年 以内	1 年を超 えるもの	外務省	588 (100.0)	4 (0.7)	13 〔2.2〕	39 (6.6)	175 (29.7)	129 (21.9)	228 (48.9)	全行政 機関	1,200 (100.0)	305 (25.4)	100 (8.3)	195 (16.3)	239 (19.9)	132 (11.0)	229 (27.6)	
区 分	法第 11 条 に基づく 期限延長 適用件数	期限延長の適用を行った日から開示決定等を行っ た日までの期間					法第 11 条に基 づく期限延長の 期限を遵守でき なかったもの																									
		60 日以 内	60日を超 えて 90 日以内	90日を超 えて半年 以内	半年を超 えて 1 年 以内	1 年を超 えるもの																										
外務省	588 (100.0)	4 (0.7)	13 〔2.2〕	39 (6.6)	175 (29.7)	129 (21.9)	228 (48.9)																									
全行政 機関	1,200 (100.0)	305 (25.4)	100 (8.3)	195 (16.3)	239 (19.9)	132 (11.0)	229 (27.6)																									
123	<p>情報公開制度を多くの国民にとってより理解しやすいものとなるように「利用の手引き」を作成し、また、「情報公開ホームページ」を更新する。</p>	<p>情報公開制度を分かりやすいものとするため、表 10-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表 10-(1)- 情報公開制度を分かりやすいものとするための措置実績</p> <table border="1" data-bbox="824 1177 1957 1417"> <thead> <tr> <th>「事 項」</th> <th>左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「利用の手引き」の作成</td> <td>情報公開制度を多くの国民にとってより理解しやすいものとするように、開示請求の基本的な手続について説明した「利用の手引き」を作成</td> </tr> <tr> <td>「情報公開ホームページ」の更新</td> <td>従来の「情報公開ホームページ」を一新して、利便性の高いものとするため、これまで質問の多かった事項についての Q & A を大幅に拡充</td> </tr> </tbody> </table>	「事 項」	左記の事項の措置実績	「利用の手引き」の作成	情報公開制度を多くの国民にとってより理解しやすいものとするように、開示請求の基本的な手続について説明した「利用の手引き」を作成	「情報公開ホームページ」の更新	従来の「情報公開ホームページ」を一新して、利便性の高いものとするため、これまで質問の多かった事項についての Q & A を大幅に拡充	A-c																							
「事 項」	左記の事項の措置実績																															
「利用の手引き」の作成	情報公開制度を多くの国民にとってより理解しやすいものとするように、開示請求の基本的な手続について説明した「利用の手引き」を作成																															
「情報公開ホームページ」の更新	従来の「情報公開ホームページ」を一新して、利便性の高いものとするため、これまで質問の多かった事項についての Q & A を大幅に拡充																															

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果				判定結果															
		<div data-bbox="824 268 1957 501" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〔主な更新内容〕 手続の流れを説明するチャートを掲載 ダウンロードできる書式を追加 書式の記入例を掲載 決定等通知書の読み方の解説を掲載 Q & Aの拡充 用語集の掲載 等</p> </div> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>外務省の「情報公開ホームページ」のアクセス件数の推移をみると、表10-(1)- のとおり、平成14年8月以降、おおむね増加傾向にある。</p> <p>表 10-(1)- 「情報公開ホームページ」のアクセス件数の推移 (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="824 743 1975 893"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 14 年 8 月～12 月</th> <th>15 年 1 月～6 月</th> <th>15 年 7 月～12 月</th> <th>16 年 1 月～6 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計件数</td> <td>162,995</td> <td>485,123</td> <td>650,574</td> <td>538,130</td> </tr> <tr> <td>1 か月当たり件数</td> <td>32,699</td> <td>80,854</td> <td>108,429</td> <td>89,689</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>				区分	平成 14 年 8 月～12 月	15 年 1 月～6 月	15 年 7 月～12 月	16 年 1 月～6 月	合計件数	162,995	485,123	650,574	538,130	1 か月当たり件数	32,699	80,854	108,429	89,689	
区分	平成 14 年 8 月～12 月	15 年 1 月～6 月	15 年 7 月～12 月	16 年 1 月～6 月																	
合計件数	162,995	485,123	650,574	538,130																	
1 か月当たり件数	32,699	80,854	108,429	89,689																	
124	<p>(2) 外交記録文書公開の透明化・迅速化 外部の歴史家や外交専門家からなる「外交記録公開諮問委員会」を設け「30年」を越えた文書の中から、歴史的資料として価値の高いものを選定し、右について迅速な審査を行い、公開又は外交史料館に移管する(それ以外の文書については、情報公開制度を適用する。)。【直ちに作業に着手、平成14年度末までに「外交記録公開諮問委員会」を設置】</p>	<p>外交記録文書の公開については、表 10-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表 10-(1)- 外交記録文書の公開に関する措置実績</p> <table border="1" data-bbox="824 1121 1957 1374"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「外交記録公開に関する有識者諮問会議」の開催</td> <td>外交記録公開の透明化・迅速化を促進するための具体的方途につき有識者より意見を聴取することを目的として「外交記録公開に関する有識者諮問会議」を開催 第1回：平成15年7月15日 第2回： 16年2月4日 第3回： 16年7月14日</td> </tr> </tbody> </table>				事 項	左記の事項の措置実績	「外交記録公開に関する有識者諮問会議」の開催	外交記録公開の透明化・迅速化を促進するための具体的方途につき有識者より意見を聴取することを目的として「外交記録公開に関する有識者諮問会議」を開催 第1回：平成15年7月15日 第2回： 16年2月4日 第3回： 16年7月14日	A-c											
事 項	左記の事項の措置実績																				
「外交記録公開に関する有識者諮問会議」の開催	外交記録公開の透明化・迅速化を促進するための具体的方途につき有識者より意見を聴取することを目的として「外交記録公開に関する有識者諮問会議」を開催 第1回：平成15年7月15日 第2回： 16年2月4日 第3回： 16年7月14日																				

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">外交記録公開</td> <td style="padding: 5px;"> <p>主要な外交案件であって、いまだ外交記録公開が実施されていないものについては、関係国での公開状況も踏まえつつ、公開のための審査を促進</p> <p>従来の2年に1回程度の公開頻度を年1回に高めるため、平成14年12月に続き15年12月にも第18回公開を実施。公開冊数は計11,518冊</p> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">外交資料館への移管</td> <td style="padding: 5px;"> <p>情報公開法に基づき開示した文書のうち歴史的価値の高い文書を自主的に外交史料館での公開を推進（計1,535文書、約19,000頁を公開中）</p> <p>外交記録文書の公開を迅速化するため、まずは30年を経過した文書の公開を迅速化する改善策として、重要な政策判断を要しない案件につき、迅速な審査を行い公開することとした（「個別公開」と呼称）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年6月に「日本万国博覧会」案件213冊を歴史資料として外交資料館へ移管し、同年7月に公開 ・「30年」を超えた外交記録文書の中から、歴史的資料として価値が高く、直ちに外交史料館へ移管可能なファイル約9,000冊につき移管 </td> </tr> </table> <p>（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>以上のほか、省員に対する意識啓発のため、次の措置が講じられている。</p> <p>省内・在外公館に対し、外交記録公開に関する有識者諮問会議に係る啓発資料を配布</p> <p>情報公開に関して、新入省員、在外公館長として赴任する者、在外公館次席研修受講者、在外勤務予定の他省庁からの出向者に対し、ブリーフィングを実施</p> <p>省内各課室に指名している情報公開室担当職員及び関心を有する職員に、ケーススタディを中心とした研修を実施（平成14年及び15年）。また、16年には省内各課室の情報公開室担当職員に個別の研修を計14回実施</p>	外交記録公開	<p>主要な外交案件であって、いまだ外交記録公開が実施されていないものについては、関係国での公開状況も踏まえつつ、公開のための審査を促進</p> <p>従来の2年に1回程度の公開頻度を年1回に高めるため、平成14年12月に続き15年12月にも第18回公開を実施。公開冊数は計11,518冊</p>	外交資料館への移管	<p>情報公開法に基づき開示した文書のうち歴史的価値の高い文書を自主的に外交史料館での公開を推進（計1,535文書、約19,000頁を公開中）</p> <p>外交記録文書の公開を迅速化するため、まずは30年を経過した文書の公開を迅速化する改善策として、重要な政策判断を要しない案件につき、迅速な審査を行い公開することとした（「個別公開」と呼称）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年6月に「日本万国博覧会」案件213冊を歴史資料として外交資料館へ移管し、同年7月に公開 ・「30年」を超えた外交記録文書の中から、歴史的資料として価値が高く、直ちに外交史料館へ移管可能なファイル約9,000冊につき移管 	
外交記録公開	<p>主要な外交案件であって、いまだ外交記録公開が実施されていないものについては、関係国での公開状況も踏まえつつ、公開のための審査を促進</p> <p>従来の2年に1回程度の公開頻度を年1回に高めるため、平成14年12月に続き15年12月にも第18回公開を実施。公開冊数は計11,518冊</p>						
外交資料館への移管	<p>情報公開法に基づき開示した文書のうち歴史的価値の高い文書を自主的に外交史料館での公開を推進（計1,535文書、約19,000頁を公開中）</p> <p>外交記録文書の公開を迅速化するため、まずは30年を経過した文書の公開を迅速化する改善策として、重要な政策判断を要しない案件につき、迅速な審査を行い公開することとした（「個別公開」と呼称）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年6月に「日本万国博覧会」案件213冊を歴史資料として外交資料館へ移管し、同年7月に公開 ・「30年」を超えた外交記録文書の中から、歴史的資料として価値が高く、直ちに外交史料館へ移管可能なファイル約9,000冊につき移管 						
125	<p>この方法により、公開の進捗状況を見て、外交記録公開の「30年原則」をさらに短縮することを検討する。そのために審査体制を強化する。</p> <p>【直ちに検討に着手、平成15年度中</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>外務省は、外交記録公開の透明化・迅速化を促進するための具体的方途について有識者より意見を聴取することを目的として、平成15年7月15日、16年2月4日及び16年7月14日に「外交記録公開に関する有識者諮問会議」を開催しているが、16年7月時点では具体的な成果を上げていない。</p>	A-a				

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
	に結論】	<p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>外務省において、外交記録の公開を進めるため、次の措置が講じられているが、外交記録公開の「30年原則」の短縮化について検討するまでには至っておらず、また、そのための審査体制の強化についても進んでいない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な外交案件であって、いまだ外交記録公開が実施されていないものについては、関係国での公開状況も踏まえつつ、公開のための審査を促進 ・ 情報公開法に基づき開示した文書のうち歴史的価値の高い文書を自主的に外交史料館での公開を推進（計1,535文書、約19,000頁を公開中） ・ 外交記録文書の公開を迅速化するため、まずは30年を経過した文書の公開を迅速化する改善策として、重要な政策判断を要しない案件につき、迅速な審査を行い公開することとした。 <p><所見></p> <p>外交記録の透明化・迅速化を促進するため、外交記録公開の「30年原則」の更なる短縮及びそのための審査体制の強化についての検討を一層進める必要がある。</p>							
126	外交交渉の経緯などを歴史的視点に立ちながら文書化する仕組みにつき検討する。【直ちに検討に着手、平成14年度末までに結論】	<p>外交交渉の経緯などを文書化する仕組みについては、表 10-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表 10-(1)- 外交交渉の経緯などを文書化する仕組みに関する措置実績</p> <table border="1" data-bbox="817 965 1973 1396"> <thead> <tr> <th data-bbox="817 965 1025 1002">事 項</th> <th data-bbox="1025 965 1973 1002">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="817 1002 1025 1230">基本方針の策定</td> <td data-bbox="1025 1002 1973 1230">平成 15 年 5 月 20 日、特定の外交案件や対外的事件の処理などに関し、省内関係部局や在外公館の対処ぶり、経緯・背景・政策決定過程などの諸点につき関係者からの聴取により記録を作成し、将来への参考事例として省内に提供するための基本方針を策定。その上で平成 15 年度に 1 件の外交案件につき、試験的に「外交史談録」を作成 平成 16 年度より本格的に実施することとし、16 年 5 月 21 日に「平成 16 年度実施方針」を策定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="817 1230 1025 1396">外務省編の外交史料集「日本外交文書」の編纂刊行を加速化</td> <td data-bbox="1025 1230 1973 1396">平成14年から開始した戦後期の刊行に関し、15年には編纂委員会の中に戦後部門を新設し、記録に基づくシリーズを編纂中。サンフランシスコ平和条約に関する「調書」（全5巻）の復刻刊行を終え、目下、同条約関係記録に基づくシリーズを編纂中（平成16年度刊行） 戦前期についても、「日中戦争」、「三国同盟」などの特集方式を活</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	左記の事項の措置実績	基本方針の策定	平成 15 年 5 月 20 日、特定の外交案件や対外的事件の処理などに関し、省内関係部局や在外公館の対処ぶり、経緯・背景・政策決定過程などの諸点につき関係者からの聴取により記録を作成し、将来への参考事例として省内に提供するための基本方針を策定。その上で平成 15 年度に 1 件の外交案件につき、試験的に「外交史談録」を作成 平成 16 年度より本格的に実施することとし、16 年 5 月 21 日に「平成 16 年度実施方針」を策定	外務省編の外交史料集「日本外交文書」の編纂刊行を加速化	平成14年から開始した戦後期の刊行に関し、15年には編纂委員会の中に戦後部門を新設し、記録に基づくシリーズを編纂中。サンフランシスコ平和条約に関する「調書」（全5巻）の復刻刊行を終え、目下、同条約関係記録に基づくシリーズを編纂中（平成16年度刊行） 戦前期についても、「日中戦争」、「三国同盟」などの特集方式を活	A-c
事 項	左記の事項の措置実績								
基本方針の策定	平成 15 年 5 月 20 日、特定の外交案件や対外的事件の処理などに関し、省内関係部局や在外公館の対処ぶり、経緯・背景・政策決定過程などの諸点につき関係者からの聴取により記録を作成し、将来への参考事例として省内に提供するための基本方針を策定。その上で平成 15 年度に 1 件の外交案件につき、試験的に「外交史談録」を作成 平成 16 年度より本格的に実施することとし、16 年 5 月 21 日に「平成 16 年度実施方針」を策定								
外務省編の外交史料集「日本外交文書」の編纂刊行を加速化	平成14年から開始した戦後期の刊行に関し、15年には編纂委員会の中に戦後部門を新設し、記録に基づくシリーズを編纂中。サンフランシスコ平和条約に関する「調書」（全5巻）の復刻刊行を終え、目下、同条約関係記録に基づくシリーズを編纂中（平成16年度刊行） 戦前期についても、「日中戦争」、「三国同盟」などの特集方式を活								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果				
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td>用して編纂刊行を促進、平成16年3月31日には「日本外交文書 日独伊三国同盟関係調書集」を復刻刊行</td> </tr> <tr> <td>公開された外交文書を広く国民が活用できるように積極的に広報</td> <td> 外交史料館の活動内容や所蔵史料を「外交史料館ホームページ」などを通じ積極的に案内 その一環として、所蔵史料に関する省内外からの主な質問とこれに対する回答をQ & Aの形でまとめた「外交史料館レファレンス情報」(第1号)を平成15年9月1日から「外交史料館ホームページ」に掲載。同年10月20日には第2号を、16年1月30日には第3号を、同年5月31日は第4号をそれぞれ追加掲載 </td> </tr> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>		用して編纂刊行を促進、平成16年3月31日には「日本外交文書 日独伊三国同盟関係調書集」を復刻刊行	公開された外交文書を広く国民が活用できるように積極的に広報	外交史料館の活動内容や所蔵史料を「外交史料館ホームページ」などを通じ積極的に案内 その一環として、所蔵史料に関する省内外からの主な質問とこれに対する回答をQ & Aの形でまとめた「外交史料館レファレンス情報」(第1号)を平成15年9月1日から「外交史料館ホームページ」に掲載。同年10月20日には第2号を、16年1月30日には第3号を、同年5月31日は第4号をそれぞれ追加掲載	
	用して編纂刊行を促進、平成16年3月31日には「日本外交文書 日独伊三国同盟関係調書集」を復刻刊行						
公開された外交文書を広く国民が活用できるように積極的に広報	外交史料館の活動内容や所蔵史料を「外交史料館ホームページ」などを通じ積極的に案内 その一環として、所蔵史料に関する省内外からの主な質問とこれに対する回答をQ & Aの形でまとめた「外交史料館レファレンス情報」(第1号)を平成15年9月1日から「外交史料館ホームページ」に掲載。同年10月20日には第2号を、16年1月30日には第3号を、同年5月31日は第4号をそれぞれ追加掲載						
127	<p>(3) 国民への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページの活用(上記4の3参照) ・ パブリックコメントの実施(上記8の2の(3)参照) ・ 外交政策に関する重要文書の公開(上記4の3参照) ・ 在外公館で実施した政策については、政策評価の一環として評価し、結果を公表する(下記12の1参照)。 ・ 政策決定プロセスにおける政策担当部局と外務報道官組織との連携をより緊密にすることにより、より国民に対して開かれた、透明性の高い政策の策定体制及び正確かつスピーディーな情報発信体制を強化する。 【直ちに実施】 	<p>ホームページの活用(前記の「項目4 秘密保持の徹底」の「3 情報開示に向けた取組の56参照)</p> <p>パブリックコメントの実施(前記の「項目8 広報広聴体制の再構築」の「2 広聴活動の強化」の96参照)</p> <p>外交政策に関する重要文書の公開(前記の「項目4 秘密保持の徹底」の「3 情報開示に向けた取組」の57参照)</p> <p>在外公館で実施した政策については、政策評価の一環として評価し、結果を公表する(後記の「項目12 政策構想力の強化」の「1 外交戦略目標の設定及び政策評価」の142参照)。</p> <p>より国民に対して開かれた、透明性の高い政策の策定体制及び正確かつスピーディーな情報発信体制を強化することについては、次の措置が講じられている。</p> <p>各局部において報道・広報戦略担当を指名。平成16年8月時点の指名者は32人(副担当を含む。)</p> <p>報道・広報戦略担当と外務報道官組織との連携をより緊密化するため、両者が集まってプレス・スタッフミーティングを開催</p> <p>最近の開催実績は、平成16年6月に1回、7月に4回、8月に1回</p>	A-c				

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
128	2 外部意見の政策への反映【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】 外務省顧問の外交アドバイザーへの改組については、法令の改正も視野に入れ検討する。	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>平成15年8月の「外務省改革の進捗状況」においては、「外交アドバイザー構築については、「外交政策評価パネル」を活用する方向で検討」とされているが、16年7月の「外務省改革の進捗状況」においては、「外務省顧問の改組については、他省庁での慣行も参考にしながら、運営上の改善について引き続き検討していく」とされている。</p> <p>なお、外務省は、外部の知見を活用する方法について検討するに際して、平成15年8月までに、省内で設置されている私的懇談会、勉強会等の実態を調査し、その結果を取りまとめているとしている。</p> <p>【当省の調査結果】</p> <p>当該事項に関しては、「行動計画」策定後2年を経過しているにもかかわらず、検討中とされたままとなっている。</p>	B
129	主要な外交政策の企画・立案に資するため、民間有識者の意見を求めるシステムにつき、いかなる形が効果的であるか、早急に検討を進める。それまでの間、既存の勉強会などを積極的に活用し、外部意見の政策への反映を行っていく。	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>外務省は、外部の知見を活用する方法について検討するに際して、平成15年8月までに、省内で設置されている私的懇談会、勉強会等の実態を調査し、その結果を取りまとめているとしている。</p> <p>【当省の調査結果】</p> <p>省内で設置されている私的懇談会、勉強会等の実態を調査し、その結果を取りまとめているとしているが、平成16年8月現在で、この結果を活用して「民間有識者の意見を求めるシステム」の構築に関する検討は進展しておらず、また、「既存の勉強会などを積極的に活用する」ための特段の方策も講じられていない。</p>	B
130	3 内部通報制度の整備【平成14年8月1日から実施中】 省内及び在外公館の業務及び運営状況、会計処理状況、職員の服務状態等に関して職員から意見・提案を監察査	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>省内及び在外公館の業務及び運営状況、会計処理状況、職員の服務状態等に関して職員から意見・提案を監察査察官が受け付ける「監察査察意見提案窓口」が平成14年8月1日から運用</p>	A-a

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																					
<p>察官が受け付ける「監察査察意見提案窓口」を設け、運用を開始した。これに寄せられた意見等のうち、問題の認められたものについては調査を行った上で、重要なものについて、次官もしくは大臣に報告する。</p>	<p>開始された。</p> <p>また、「行動計画」に基づき、寄せられた意見等については必要に応じて調査等を行った上で、事案に応じて必要な措置を講ずることとしている。平成14年8月以降33件について大臣に報告されている。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>36公館の館員404人に対し、「監察査察意見提案窓口を利用したことがあるか」について聴取したところ、表10-(3)- のとおり、「利用したことがある」とする者が7人(1.7%)、「利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない」とする者が23人(5.7%)、「利用しようと思ったことがない」とする者が156人(38.6%)あるほか、「知らなかった」とする者が201人(49.8%)となっている。</p> <p>表10-(3)- 監察査察意見提案窓口の利用について (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="817 746 1957 994"> <thead> <tr> <th>回答区分</th> <th>回答者数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用したことがある</td> <td>7</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない</td> <td>23</td> <td>5.7</td> </tr> <tr> <td>利用しようと思ったことがない</td> <td>156</td> <td>38.6</td> </tr> <tr> <td>知らなかった</td> <td>201</td> <td>49.8</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>17</td> <td>4.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>404</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)館員意識調査の結果による。</p> <p>外務省監察査察官組織では、全職員に監察査察意見提案窓口を周知するため、省内LANインフォメーションボードにおいて提案窓口について掲載するなどの措置を講じているが、職員への周知が徹底されていない状況がみられる。</p> <p><所見></p> <p>監察査察意見提案窓口について、これを知らないとする者が調査した館員404人中201人(49.8%)みられることから、全職員に対し一層の周知徹底を図る必要がある。</p>	回答区分	回答者数	構成比	利用したことがある	7	1.7	利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない	23	5.7	利用しようと思ったことがない	156	38.6	知らなかった	201	49.8	無回答	17	4.2	合計	404	100.0	
回答区分	回答者数	構成比																					
利用したことがある	7	1.7																					
利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない	23	5.7																					
利用しようと思ったことがない	156	38.6																					
知らなかった	201	49.8																					
無回答	17	4.2																					
合計	404	100.0																					

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
131	<p>受け付けた意見等の保秘には万全を図るとともに、意見等を述べたことをもって不利益になることがないよう配慮する。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 平成 14 年 8 月、「監察査察意見提案窓口」が運用開始されている。 当該窓口で受け付けた意見等については、意見等を述べたことをもって不利益になることがないようにするため、監察査察官、監察査察室長及び監察査察官によって指定された監察査察官組織のメンバーのみアクセスできることとしている。 また、当該窓口を職員に周知するため、監察査察官組織では、省内 LAN インフォメーションボードにおいて、寄せられた意見などに対しては万全な保秘が図られること、提案者の不利益になることがないように配慮されていることを明記しつつ紹介しており、例えば、監察査察官組織が他の関係課室と対応を協議する場合には、原則として事前に提案者の了解を得るなどの措置を講じているとしている。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】 36 公館の館員 404 人に対し、「監察査察意見提案窓口を利用したことがあるか」について聴取したところ、前記の 130 の表 10-(3)- のとおり、「利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない」とする者が 23 人(5.7%)、「利用しようと思ったことがない」とする者が 156 人(38.6%)となっている。 このうち「利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない」とする 23 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。 ・ 内部事情を発言した場合、発言者が特定されるから(類似意見 1 人) ・ 名前が洩れるおそれがあると思ったから ・ 提案しても、結局、状況は変わらないのではないかと思った。 ・ 密告のような印象を拭いきれない。提案しても事態改善につながらないという諦め感</p> <p>また、「利用しようと思ったことがない」とする 156 人に対し、その理由を聴取したところ、「これまで必要がなかった」、「特に意見、提案を行うような事柄・状況がなかった」など監察査察意見提案窓口の利用が必要になる事態がなかったとする者が 83 人いるものの、次いで件数が多いものは、上記と同様に、次のような理由となっている。 ・ きちんに対応してくれるとは思えない。(類似意見 6 人) ・ 発言者が特定されることが不安(同 3 人)</p> <p>さらに、今回、面談調査した館員から、次のような意見等が出されており、この監察査察意見提案窓口については、館員が不安を感じている状況がみられた。 ・ 「監察査察室」に属する職員も所詮外務省職員であり、意見等を言うことはできない。ま</p>	A-a

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>た、意見に対する回答をみたことがない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直属の上司から不適切な事務処理をせよと命ぜられたことがあるが、これを監察査察室に連絡すると、直属の上司のことであり、誰が監察査察室に連絡したのかはどうしても分かってしまうため、上司から仕返しがあるおそれがある。意見等を述べたことで不利益となることがないようにする、と言われても連絡できなかった。 <p>< 所見 > 監察査察意見提案窓口については、その意見提案の提出に職員が不安を感じている状況がみられることから、その処理に関して明確な方針を立て、それを全職員に明確に知らせておくことにより職員の不安を取り除く必要がある。</p>	

項目 11 危機管理体制の整備

ア 調査結果の概要

本項目においては、「本省の危機管理体制の整備」など4細目について8事項の措置を講ずることとされている。

今回、これら8事項の措置状況について調査した結果、外務本省における危機管理体制の整備、危機管理外交の一層の強化、在外公館における警備体制の改善など、8事項のすべてについて措置が講じられている。

しかしながら、これら8事項について実績や成果が上がっているかとの観点から改善状況をみると、在外公館において、在留邦人の安全確保のための緊急連絡網の整備・点検が十分でないもの、警備施設・設備及び警備体制が十分でないものがみられるなど、3事項について一層の改善を図る必要がみられた。

なお、平成16年12月に発生した「スマトラ沖大地震及びインド洋津波」は、外務省改革「行動計画」で想定されていなかった事態である。今後、外務省内部の対応、関係機関との連携、緊急時の要員や施設・設備等が十分であったかどうかなどの観点から所要の分析・検証を行い、講ずべき措置について検討する必要がみられた。

イ 総括表

(単位：事項)

	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの				措置が講じられていないもの
		A	A-a	A-b	A-c	
	(1) 本省の危機管理体制の整備					
132	本省の危機管理体制の整備					
133	総合外交政策局を中心とする危機管理の強化					
134	サイバーテロを含む新たな形態のテロについての危機管理体制の強化					
135	危機管理外交の一層強化					

	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられて いるもの	うち改善する必要 があるもの	うち改善する必要 があるか否か判断 できなかったもの	うち実績や成果が 上がっており改善 が進められている もの	措置が講じられて いないもの
		A	A-a	A-b	A-c	B
136	危機管理事例についての調査報告書の作成の検討					
137	(2) 情報収集・分析能力の向上と政策への反映					
138	(3) 在外公館での情報収集能力の向上					
139	(4) 在外公館の警備体制の改善					
合 計		8	3	2	3	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「 」は、「措置が講じられているもの」等の区分に該当することを示している。

ウ 個別事項の調査結果

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
132	<p>1 本省の危機管理体制の整備 本省の危機管理体制の整備を早急に行う。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 「行動計画」及び平成15年3月に公表した「外務省機構改革最終報告」に基づき、16年8月1日の外務省機構改革を含め、表11-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表11-(1)- 本省の危機管理体制の整備実績</p> <table border="1" data-bbox="819 571 1995 1316"> <thead> <tr> <th data-bbox="819 571 987 611">事 項</th> <th data-bbox="987 571 1995 611">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="819 611 987 791">組織・体制</td> <td data-bbox="987 611 1995 791"> <p>平成14年9月30日、官房長を危機管理官に発令 平成15年1月6日、大臣官房総務課内に危機管理調整室（室長ほか7人）を新設 平成16年8月1日、大臣官房に危機管理担当参事官を新たに危機管理官として発令</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="819 791 987 1316">関係予算・設備</td> <td data-bbox="987 791 1995 1316"> <p>平成15年度政府原案にて危機管理外交に係る経費として約190万円を計上。また、在外公館危機管理体制強化費として約250万円を計上 本省において、緊急対策本部における情報共有に資するため危機管理用ビデオシステムを導入し、また、情報収集・分析・提供に係るIT化を図るために平成16年度政府予算において、危機管理システム導入調査費約1,260万円を計上。17年度予算概算要求において、本省での緊急事態参集等の連絡支援システムのために約2,900万円を計上 在外公館におけるオペレーション・ルームの整備状況を調査し、その結果を受けて平成16年度政府予算において30在外公館のオペレーション・ルームを整備するための経費約1,570万円を計上 平成17年度予算概算要求において、在外公館長公邸を在外におけるオペレーション・ルームのバックアップ施設として位置づけ、その整備のための経費約2,900万円を要求 緊急事態が同時並行して発生した場合に備え、平成16年度に本省に第2オペレーション・ルームを整備</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の提出資料に基づき当省が作成した。</p>	事 項	左記の事項の措置実績	組織・体制	<p>平成14年9月30日、官房長を危機管理官に発令 平成15年1月6日、大臣官房総務課内に危機管理調整室（室長ほか7人）を新設 平成16年8月1日、大臣官房に危機管理担当参事官を新たに危機管理官として発令</p>	関係予算・設備	<p>平成15年度政府原案にて危機管理外交に係る経費として約190万円を計上。また、在外公館危機管理体制強化費として約250万円を計上 本省において、緊急対策本部における情報共有に資するため危機管理用ビデオシステムを導入し、また、情報収集・分析・提供に係るIT化を図るために平成16年度政府予算において、危機管理システム導入調査費約1,260万円を計上。17年度予算概算要求において、本省での緊急事態参集等の連絡支援システムのために約2,900万円を計上 在外公館におけるオペレーション・ルームの整備状況を調査し、その結果を受けて平成16年度政府予算において30在外公館のオペレーション・ルームを整備するための経費約1,570万円を計上 平成17年度予算概算要求において、在外公館長公邸を在外におけるオペレーション・ルームのバックアップ施設として位置づけ、その整備のための経費約2,900万円を要求 緊急事態が同時並行して発生した場合に備え、平成16年度に本省に第2オペレーション・ルームを整備</p>	A-b
事 項	左記の事項の措置実績								
組織・体制	<p>平成14年9月30日、官房長を危機管理官に発令 平成15年1月6日、大臣官房総務課内に危機管理調整室（室長ほか7人）を新設 平成16年8月1日、大臣官房に危機管理担当参事官を新たに危機管理官として発令</p>								
関係予算・設備	<p>平成15年度政府原案にて危機管理外交に係る経費として約190万円を計上。また、在外公館危機管理体制強化費として約250万円を計上 本省において、緊急対策本部における情報共有に資するため危機管理用ビデオシステムを導入し、また、情報収集・分析・提供に係るIT化を図るために平成16年度政府予算において、危機管理システム導入調査費約1,260万円を計上。17年度予算概算要求において、本省での緊急事態参集等の連絡支援システムのために約2,900万円を計上 在外公館におけるオペレーション・ルームの整備状況を調査し、その結果を受けて平成16年度政府予算において30在外公館のオペレーション・ルームを整備するための経費約1,570万円を計上 平成17年度予算概算要求において、在外公館長公邸を在外におけるオペレーション・ルームのバックアップ施設として位置づけ、その整備のための経費約2,900万円を要求 緊急事態が同時並行して発生した場合に備え、平成16年度に本省に第2オペレーション・ルームを整備</p>								

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果										
	<p>上記の措置により、平成16年8月現在の外務本省における危機管理体制は、次のとおりとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 官房長の下に、危機管理官（危機管理担当参事官）を置く。 ・ 大臣官房（危機管理調整室）は、危機管理に関する政策の企画・立案・調整、省内での主管が不明確な危機管理事案の初動、主管の確定、危機管理事案発生の際の対策本部の立ち上げ等の初動体制整備、危機管理事案発生時の主管課・関係課の対応に関する助言・指導などを行う。 ・ 危機の事案に応じて、次のとおり各局が対処 <table border="1" data-bbox="846 547 1995 839"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>対処する主な危機事案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大臣官房</td> <td>国内における大規模災害・事件への対応やサイバーテロへの対応</td> </tr> <tr> <td>領事局</td> <td>海外において邦人が巻き込まれた場合の邦人保護案件等(邦人退避オペレーション、テロ、ハイジャック、誘拐、飛行機事故等)への対応</td> </tr> <tr> <td>地域局</td> <td>脱北者やミサイル発射、クーデター事件、地域紛争への対応</td> </tr> <tr> <td>総合外交政策局</td> <td>複数局の所掌にまたがり、国際的な政策調整を要する重大事案又は重要な政策判断を要する重大事案(湾岸戦争、米国同時多発テロ等)については、総合外交政策局が主導し各局と連携して処理</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の提出資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果】</p> <p>危機管理に関する人事発令、組織・定員要求、予算要求が順次実施されているが、外務本省の危機管理体制は、平成16年8月の外務省機構改革において一応の形が整備された段階にあり、その活動実績等について、今後の推移を見守る必要がある。</p> <p>なお、平成16年12月26日、インドネシアのスマトラ島北端沖で発生した大規模な地震とこれに伴って発生した津波・高波により、インド洋沿岸諸国において20万人を上回る死者・不明者が発生し、日本人も巻き込まれているが、こうした海外で発生した大規模な自然災害は、「行動計画」で想定されていなかった事態である。今後このような事態を想定した対応が必要であり、外務省内部の対応、関係機関との連携、緊急時の要員や施設・設備等が十分であったかどうかなどの観点から所要の分析・検証を行い、講ずべき措置について検討する必要がある。</p>	部 局	対処する主な危機事案	大臣官房	国内における大規模災害・事件への対応やサイバーテロへの対応	領事局	海外において邦人が巻き込まれた場合の邦人保護案件等(邦人退避オペレーション、テロ、ハイジャック、誘拐、飛行機事故等)への対応	地域局	脱北者やミサイル発射、クーデター事件、地域紛争への対応	総合外交政策局	複数局の所掌にまたがり、国際的な政策調整を要する重大事案又は重要な政策判断を要する重大事案(湾岸戦争、米国同時多発テロ等)については、総合外交政策局が主導し各局と連携して処理	
部 局	対処する主な危機事案											
大臣官房	国内における大規模災害・事件への対応やサイバーテロへの対応											
領事局	海外において邦人が巻き込まれた場合の邦人保護案件等(邦人退避オペレーション、テロ、ハイジャック、誘拐、飛行機事故等)への対応											
地域局	脱北者やミサイル発射、クーデター事件、地域紛争への対応											
総合外交政策局	複数局の所掌にまたがり、国際的な政策調整を要する重大事案又は重要な政策判断を要する重大事案(湾岸戦争、米国同時多発テロ等)については、総合外交政策局が主導し各局と連携して処理											

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																											
133	<p>それまでの間、危機管理については総合外交政策局を中心に強化する。具体的には、審議官レベルの者を危機管理官として指名すると共に、危機管理担当の企画官の要求を平成15年度予算要求に盛り込む。 【平成14年9月中に危機管理官を発令。危機管理担当企画官は15年度機構・定員要求に反映】</p>	<p>外務本省における危機管理体制の整備を推進する過程の中で、次の措置が講じられている。</p> <p>平成14年9月30日に官房長を危機管理官に発令 15年度機構要求において総合外交政策局に「危機管理担当の企画官」の配置を要求(査定においては見送り) 16年度機構要求において大臣官房に危機管理調整室を要求。同年度査定においては見送られたため、17年度機構要求においても要求 16年8月1日、外務省機構改革において危機管理担当参事官を新設し、同日、大臣官房に危機管理担当参事官を発令(危機管理官に指名)</p>	A-c																											
134	<p>サイバーテロを含む新たな形態のテロについての危機管理体制を強化する。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>サイバーテロを含む外務省の情報資産をあらゆる脅威から守るために必要な情報セキュリティを確保するため、平成13年2月に策定された「外務省情報セキュリティポリシー」において、次の組織・体制が整備されている。</p> <p>表11-(1)- 情報セキュリティの確保の措置実績</p> <table border="1" data-bbox="819 826 1986 1337"> <thead> <tr> <th data-bbox="819 826 1111 868">事項</th> <th colspan="2" data-bbox="1111 826 1986 868">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="819 868 1111 1011">情報セキュリティ委員会を設置</td> <td colspan="2" data-bbox="1111 868 1986 1011"> 構成員：官房長を委員会の長とし、情報セキュリティに関係する課室等の長で構成 任 務：情報セキュリティの総括、重要事項の決定、重要事項に係る関係部署との連絡及び調整 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="819 1011 1111 1337">情報セキュリティの責任者を明確化</td> <td data-bbox="1111 1011 1541 1043">最高情報セキュリティ責任者</td> <td data-bbox="1541 1011 1986 1043">官房長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1111 1043 1541 1075">情報セキュリティ管理者</td> <td data-bbox="1541 1043 1986 1075">情報通信課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1111 1075 1541 1107">情報セキュリティ監査責任者</td> <td data-bbox="1541 1075 1986 1107">官房総務課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1111 1107 1541 1139">情報セキュリティ責任者</td> <td data-bbox="1541 1107 1986 1139">課室等の文書管理責任者</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1111 1139 1541 1171">情報システム管理者</td> <td data-bbox="1541 1139 1986 1171">システムを運用する課室等の長</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1111 1171 1541 1203">情報システム担当官</td> <td data-bbox="1541 1171 1986 1203">課室等の構成員の中から指名した者</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1111 1203 1541 1235">情報集約担当官</td> <td data-bbox="1541 1203 1986 1235">官房総務課の課員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	事項	左記の事項の措置実績		情報セキュリティ委員会を設置	構成員：官房長を委員会の長とし、情報セキュリティに関係する課室等の長で構成 任 務：情報セキュリティの総括、重要事項の決定、重要事項に係る関係部署との連絡及び調整		情報セキュリティの責任者を明確化	最高情報セキュリティ責任者	官房長		情報セキュリティ管理者	情報通信課長		情報セキュリティ監査責任者	官房総務課長		情報セキュリティ責任者	課室等の文書管理責任者		情報システム管理者	システムを運用する課室等の長		情報システム担当官	課室等の構成員の中から指名した者		情報集約担当官	官房総務課の課員	A-b
事項	左記の事項の措置実績																													
情報セキュリティ委員会を設置	構成員：官房長を委員会の長とし、情報セキュリティに関係する課室等の長で構成 任 務：情報セキュリティの総括、重要事項の決定、重要事項に係る関係部署との連絡及び調整																													
情報セキュリティの責任者を明確化	最高情報セキュリティ責任者	官房長																												
	情報セキュリティ管理者	情報通信課長																												
	情報セキュリティ監査責任者	官房総務課長																												
	情報セキュリティ責任者	課室等の文書管理責任者																												
	情報システム管理者	システムを運用する課室等の長																												
	情報システム担当官	課室等の構成員の中から指名した者																												
	情報集約担当官	官房総務課の課員																												

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
		<p>この情報セキュリティポリシーについては、「行動計画」に基づき、平成15年8月、その改訂に向けた作業が開始され、16年度内での完了を目指して省内システムのリスク調査等が行われている。</p> <p>また、それまでの間、当面の優先的事項として、16年度予算により、国民に直接サービスを提供する旅券システムをサイバーテロ等から保全するための施設・設備の整備が進められているほか、17年度予算要求において、外務省の通信システムをサイバーテロ等から保全するための施設・設備が要求されている。</p> <p>【当省の調査結果】</p> <p>サイバーテロを含む新たな形態のテロについての危機管理体制の強化については、「行動計画」の策定以降（平成14年8月以降）において、新たな成果は明らかになっていないものの、現在、「外務省情報セキュリティポリシー」（平成13年2月策定）の見直し作業が行われていること、また、情報システムをサイバーテロ等から保全するための施設・設備が整備中であることから、今後の推移を見守る必要がある。</p>							
135	<p>関係国との連携を深め、危機管理外交を一層強化する。この関連で、国際テロ対策担当大使の活用を図る。</p>	<p>危機管理外交の強化に関して、表11-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表11-(1)- 危機管理外交の強化に関する措置実績</p> <table border="1" data-bbox="819 895 1986 1377"> <thead> <tr> <th data-bbox="819 895 1061 938">事 項</th> <th data-bbox="1061 895 1986 938">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="819 938 1061 1066">国際テロ対策担当大使の任命</td> <td data-bbox="1061 938 1986 1066"> <p>国際テロ対策担当大使を任命（任期は1年、これまでに平成14年3月、15年4月及び16年4月に任命）</p> <p>大使の任務は、テロ問題に関する国際協力業務全般について外務省を代表するとともに、テロ対策に関する各部局の事務を総括</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="819 1066 1061 1377">主要国とのテロ協議の実施</td> <td data-bbox="1061 1066 1986 1377"> <p>主要国との間での大使レベルのテロ協議を実施</p> <p>「行動計画」の策定後、平成16年8月までに米、豪（2回）、韓国、露（2回）との二国間テロ協議を実施したほか、15年11月に日米豪3か国のテロ協議を実施</p> <p>国際テロ対策担当大使の各国訪問</p> <p>平成14年3月以降、3人の大使は、米、英、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、アフガニスタン、インド、パキスタンを訪問し、関係機関とテロ対策等に関し意見交換。また、ARF（ASEAN地域フォーラム）テロ対策ワークショップ、G8麻薬ルート閣僚級会議、ASEM（アジア欧州会合）反テロセミナー等に出席</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	事 項	左記の事項の措置実績	国際テロ対策担当大使の任命	<p>国際テロ対策担当大使を任命（任期は1年、これまでに平成14年3月、15年4月及び16年4月に任命）</p> <p>大使の任務は、テロ問題に関する国際協力業務全般について外務省を代表するとともに、テロ対策に関する各部局の事務を総括</p>	主要国とのテロ協議の実施	<p>主要国との間での大使レベルのテロ協議を実施</p> <p>「行動計画」の策定後、平成16年8月までに米、豪（2回）、韓国、露（2回）との二国間テロ協議を実施したほか、15年11月に日米豪3か国のテロ協議を実施</p> <p>国際テロ対策担当大使の各国訪問</p> <p>平成14年3月以降、3人の大使は、米、英、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、アフガニスタン、インド、パキスタンを訪問し、関係機関とテロ対策等に関し意見交換。また、ARF（ASEAN地域フォーラム）テロ対策ワークショップ、G8麻薬ルート閣僚級会議、ASEM（アジア欧州会合）反テロセミナー等に出席</p>	A-c
事 項	左記の事項の措置実績								
国際テロ対策担当大使の任命	<p>国際テロ対策担当大使を任命（任期は1年、これまでに平成14年3月、15年4月及び16年4月に任命）</p> <p>大使の任務は、テロ問題に関する国際協力業務全般について外務省を代表するとともに、テロ対策に関する各部局の事務を総括</p>								
主要国とのテロ協議の実施	<p>主要国との間での大使レベルのテロ協議を実施</p> <p>「行動計画」の策定後、平成16年8月までに米、豪（2回）、韓国、露（2回）との二国間テロ協議を実施したほか、15年11月に日米豪3か国のテロ協議を実施</p> <p>国際テロ対策担当大使の各国訪問</p> <p>平成14年3月以降、3人の大使は、米、英、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、アフガニスタン、インド、パキスタンを訪問し、関係機関とテロ対策等に関し意見交換。また、ARF（ASEAN地域フォーラム）テロ対策ワークショップ、G8麻薬ルート閣僚級会議、ASEM（アジア欧州会合）反テロセミナー等に出席</p>								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		以上のほか、アジア太平洋地域諸国を中心としてテロ資金対策、出入国管理、航空保安等に関する研修・セミナー等を開催するなど国際テロ対策協力を行い、関係国との連携を深めるための措置が講じられている。	
136	危機管理の事例について、ケース・スタディーを充実させ、危機管理事例についての調査報告書の作成について検討する。	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>外務省は、危機管理の事例についてケース・スタディーを充実するため、関係課において次のような事例に関する情報収集・分析、検証を行っているとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> イラク開戦（平成15年3月発生） イラクにおける外務省職員殺害事件（平成15年11月発生） イラクにおける邦人3名の人質事件（平成16年4月発生） イラクにおけるジャーナリスト2名の拘束事件（平成16年4月発生） イラクにおけるフリージャーナリスト2名の襲撃事件（平成16年5月発生） イラクにおける邦人1名の人質・殺害事件（平成16年10月発生） <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>危機管理の実例について、情報収集・分析、検証を実施中であるとしているが、平成16年8月末現在では、危機管理事例についての調査結果報告書は作成されていない。</p> <p><所見></p> <p>頻発するテロ事件等の危機に適切に対処するためにも、現在行っている危機管理の実例についての調査結果報告書の作成について、一層の推進を図る必要がある。</p>	A-a
137	2 情報収集・分析能力の向上と政策への反映【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】 危機の予見能力を向上させアクションにつなげる。また、緊急情報の伝達チャンネルの点検を行う。この関連で、例えば、テロ情報については、大臣官房、総合外交政策局、国際情報局、領事移住部を恒常的メンバーとし、関係地域局を加えた「国際テロ情報収集分析委員会」を省内	外務省において、情報収集・分析能力の向上と政策への反映を図るため、表11-(2)- のとおりの措置が講じられている。	A-c

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
	<p>に立ち上げて定期的に会合を持ち、危機に結びつき得る事態を事前に察知し、取るべき措置を検討する。</p>	<p>表11-(2)- 情報収集・分析能力の向上等に関する措置実績</p> <table border="1" data-bbox="808 300 1989 1257"> <thead> <tr> <th data-bbox="808 300 1005 341">事 項</th> <th data-bbox="1005 300 1989 341">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="808 341 1005 448"> 緊急情報の伝達チャネルの点検 </td> <td data-bbox="1005 341 1989 448"> ケース別の連絡体制について検討し、整備に努力(平成16年8月のアテネ五輪における緊急事態発生の場合の情報伝達経路の整備等) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="808 448 1005 903"> 「国際テロ情報収集分析委員会」を定期的に開催 </td> <td data-bbox="1005 448 1989 903"> 平成14年9月26日、「国際テロ情報収集分析委員会」(委員長:国際テロ対策担当大使)及び「国際テロ情報センター」(センター長:国際テロ対策協力室長)を設立 「国際テロ情報収集分析委員会」は、国際テロ問題についての関係課間の情報共有及び分析能力を高めるとともに、国際テロ対策の企画・立案過程における緊急な調整をより一層推進するために設立 平成16年8月までに計7回開催。イラク情勢を受けての世界的なテロの動向、アル・カーイダ、ジュマ・イスラミーヤ等の地域的な広がりを待ち、国境を越えたテロ組織の動向等についての分析を実施 「国際情報テロセンター」は、対テロ戦略の策定、二国間協議、テロリスト等に対する資産凍結等に活用するため、警備対策室、領事移住部(平成16年8月から領事局)、地域局、国際情報局の情報を取りまとめ、これを「国際テロ情報収集分析委員会」に提出 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="808 903 1005 1257"> その他の措置 </td> <td data-bbox="1005 903 1989 1257"> 「治安情勢評価委員会」(委員長:官房長)を継続的(4月及び10月の年2回)に開催し、在外公館の直面する物理的脅威を分析・評価 テロ頻発の事態に鑑み、平成14年12月に各在外公館で開催予定の天皇誕生日レセプションについても、テロの不安の高い等の場合には、開催を中止し、開催する場合にも厳重な警戒体制を採るよう在外公館に対して指示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年度において、脅威度が高い100公館のうち、天皇誕生日レセプション開催を自主的に見合わせたところが10公館、本省が開催を不許可としたところが10公館 ・ 上記の結果、レセプション開催時に警備事案が発生した件数は0件 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	事 項	左記の事項の措置実績	緊急情報の伝達チャネルの点検	ケース別の連絡体制について検討し、整備に努力(平成16年8月のアテネ五輪における緊急事態発生の場合の情報伝達経路の整備等)	「国際テロ情報収集分析委員会」を定期的に開催	平成14年9月26日、「国際テロ情報収集分析委員会」(委員長:国際テロ対策担当大使)及び「国際テロ情報センター」(センター長:国際テロ対策協力室長)を設立 「国際テロ情報収集分析委員会」は、国際テロ問題についての関係課間の情報共有及び分析能力を高めるとともに、国際テロ対策の企画・立案過程における緊急な調整をより一層推進するために設立 平成16年8月までに計7回開催。イラク情勢を受けての世界的なテロの動向、アル・カーイダ、ジュマ・イスラミーヤ等の地域的な広がりを待ち、国境を越えたテロ組織の動向等についての分析を実施 「国際情報テロセンター」は、対テロ戦略の策定、二国間協議、テロリスト等に対する資産凍結等に活用するため、警備対策室、領事移住部(平成16年8月から領事局)、地域局、国際情報局の情報を取りまとめ、これを「国際テロ情報収集分析委員会」に提出	その他の措置	「治安情勢評価委員会」(委員長:官房長)を継続的(4月及び10月の年2回)に開催し、在外公館の直面する物理的脅威を分析・評価 テロ頻発の事態に鑑み、平成14年12月に各在外公館で開催予定の天皇誕生日レセプションについても、テロの不安の高い等の場合には、開催を中止し、開催する場合にも厳重な警戒体制を採るよう在外公館に対して指示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年度において、脅威度が高い100公館のうち、天皇誕生日レセプション開催を自主的に見合わせたところが10公館、本省が開催を不許可としたところが10公館 ・ 上記の結果、レセプション開催時に警備事案が発生した件数は0件 	
事 項	左記の事項の措置実績										
緊急情報の伝達チャネルの点検	ケース別の連絡体制について検討し、整備に努力(平成16年8月のアテネ五輪における緊急事態発生の場合の情報伝達経路の整備等)										
「国際テロ情報収集分析委員会」を定期的に開催	平成14年9月26日、「国際テロ情報収集分析委員会」(委員長:国際テロ対策担当大使)及び「国際テロ情報センター」(センター長:国際テロ対策協力室長)を設立 「国際テロ情報収集分析委員会」は、国際テロ問題についての関係課間の情報共有及び分析能力を高めるとともに、国際テロ対策の企画・立案過程における緊急な調整をより一層推進するために設立 平成16年8月までに計7回開催。イラク情勢を受けての世界的なテロの動向、アル・カーイダ、ジュマ・イスラミーヤ等の地域的な広がりを待ち、国境を越えたテロ組織の動向等についての分析を実施 「国際情報テロセンター」は、対テロ戦略の策定、二国間協議、テロリスト等に対する資産凍結等に活用するため、警備対策室、領事移住部(平成16年8月から領事局)、地域局、国際情報局の情報を取りまとめ、これを「国際テロ情報収集分析委員会」に提出										
その他の措置	「治安情勢評価委員会」(委員長:官房長)を継続的(4月及び10月の年2回)に開催し、在外公館の直面する物理的脅威を分析・評価 テロ頻発の事態に鑑み、平成14年12月に各在外公館で開催予定の天皇誕生日レセプションについても、テロの不安の高い等の場合には、開催を中止し、開催する場合にも厳重な警戒体制を採るよう在外公館に対して指示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年度において、脅威度が高い100公館のうち、天皇誕生日レセプション開催を自主的に見合わせたところが10公館、本省が開催を不許可としたところが10公館 ・ 上記の結果、レセプション開催時に警備事案が発生した件数は0件 										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
138	<p>3 在外公館での情報収集能力の向上【直ちに実施】 在外公館での情報収集能力の向上を図る。そのため、任国政府関係者や外交団、マスコミのみならず、NGO、企業、在留邦人等と幅広く接するよう努め積極的な意見交換を行う。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 在外公館における情報収集能力の向上を図るため、表11-(3)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表11-(3)- 在外公館における情報収集能力の向上を図るための措置実績</p> <table border="1" data-bbox="819 512 1989 943"> <thead> <tr> <th data-bbox="819 512 1077 552">事 項</th> <th data-bbox="1077 512 1989 552">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="819 552 1077 799">在外公館に対する指示</td> <td data-bbox="1077 552 1989 799"> 情報収集・分析を重点的に行うべき問題や問題意識を在外公館に、次の会議、公電等により伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要在外公館の政務責任者の会議を開催（平成14年度2回、15年度1回、16年度1回） ・ 特定地域の在外公館の情報収集担当者及び本省関係者による会議を開催（平成14年度4回、15年度2回、16年度1回） ・ 必要に応じて、収集すべき情報について随時訓令を発出 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="819 799 1077 943">赴任前の大使等に対する指示・説明（ブリーフ）の実施</td> <td data-bbox="1077 799 1989 943">情報収集・分析を重点的に行うべき事項等について赴任前の大使・公使、総領事、政務担当参事官・書記官等に対し、ブリーフを実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】 < 在外公館調査及び館員意識調査の結果 > 36 公館における情報収集の向上を図るための措置状況を調査したところ、1 公館において「従来から講じている情報収集の取組を継続的に励行することが当地事情に照らし適切であり、新たな措置が必要とは認められない」としているものの、35 公館において、外務本省の指示に基づき、任国関係者や外交団、マスコミ、在留邦人等の意見交換を積極的に推進したとしている。</p> <p>しかしながら、36 公館の館員 404 人のうち、専ら官房業務に従事する者（会計・庶務、文書・通信、営繕、医務官等）を除く 273 人に対し、在外公館における情報収集の取組状況について聴取したところ、次のとおり、必ずしも館員に対する指導が十分ではない状況</p>	事 項	左記の事項の措置実績	在外公館に対する指示	情報収集・分析を重点的に行うべき問題や問題意識を在外公館に、次の会議、公電等により伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要在外公館の政務責任者の会議を開催（平成14年度2回、15年度1回、16年度1回） ・ 特定地域の在外公館の情報収集担当者及び本省関係者による会議を開催（平成14年度4回、15年度2回、16年度1回） ・ 必要に応じて、収集すべき情報について随時訓令を発出 	赴任前の大使等に対する指示・説明（ブリーフ）の実施	情報収集・分析を重点的に行うべき事項等について赴任前の大使・公使、総領事、政務担当参事官・書記官等に対し、ブリーフを実施	A-a
事 項	左記の事項の措置実績								
在外公館に対する指示	情報収集・分析を重点的に行うべき問題や問題意識を在外公館に、次の会議、公電等により伝達 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要在外公館の政務責任者の会議を開催（平成14年度2回、15年度1回、16年度1回） ・ 特定地域の在外公館の情報収集担当者及び本省関係者による会議を開催（平成14年度4回、15年度2回、16年度1回） ・ 必要に応じて、収集すべき情報について随時訓令を発出 								
赴任前の大使等に対する指示・説明（ブリーフ）の実施	情報収集・分析を重点的に行うべき事項等について赴任前の大使・公使、総領事、政務担当参事官・書記官等に対し、ブリーフを実施								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																		
		<p>がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 館員 273 人に対し、『「行動計画」において、「在外公館での情報収集能力の向上を図る。そのため、任国政府関係者や外交団、マスコミのみならず、NGO、企業、在留邦人等と幅広く接するよう努め積極的な意見交換を行う。』とされているが、平成 14 年 8 月以降、在外公館における情報収集・分析の向上について、指示や研修を受けたか』について聴取したところ、表 11-(3)- のとおり、「指示を受けた」とする者が 69 人 (25.3%) であるのに対し、「指示を受けていない」とする者が 165 人 (60.4%) に上っている。 <p>表11-(3)- 情報収集・分析の向上について指示を受けたかどうかについて (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="837 651 1973 879"> <thead> <tr> <th>回答区分</th> <th>回答者数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指示を受けた</td> <td>69</td> <td>25.3</td> </tr> <tr> <td>指示を受けていない</td> <td>165</td> <td>60.4</td> </tr> <tr> <td>業務上受ける立場にない</td> <td>22</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>17</td> <td>6.2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>273</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p> <p>このうち「指示を受けた」とする69人に対し、「指示を受けて自らの業務実施方法・内容等を変更したか」について聴取したところ、「変更した」とする者が40人 (58.0%)、「変更していない」とする者が24人 (34.8%) となっている。</p> <p>また、これを在外公館別にみると、回答者のすべてが「指示を受けていない」とするところが 4 公館みられた。</p> <p>< 館員意識調査の結果 ></p> <p>在外公館における情報収集能力の向上のためには、人事異動があったとしても前任者から後任者に情報収集先や方法等についての的確に引継ぎが行われる必要がある。こうした観点から、36公館の館員404人のうち専ら官房業務に従事する者を除く273人を対象として、前任者からの引継ぎ状況を調査したところ、次のとおり、引継ぎを受けていない者、十分な引継ぎ期間がなかった者などがみられた。</p> <p>273人に対し、「現在の勤務に従事した際に、前任者から情報収集先、方法等について引継</p>	回答区分	回答者数	構成比	指示を受けた	69	25.3	指示を受けていない	165	60.4	業務上受ける立場にない	22	8.1	無回答	17	6.2	合計	273	100.0	
回答区分	回答者数	構成比																			
指示を受けた	69	25.3																			
指示を受けていない	165	60.4																			
業務上受ける立場にない	22	8.1																			
無回答	17	6.2																			
合計	273	100.0																			

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																																				
		<p>ぎを受けたか」について聴取したところ、表11-(3)- のとおり、「十分な引継ぎを受けた」とする者が44人(16.1%)、「一応引継ぎを受けた」とする者が142人(52.1%)であるのに対し、「引継ぎを受けていない」とする者が65人(23.8%)となっている。</p> <p>表11-(3)- 前任者から引継ぎを受けたかどうかについて (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="813 477 1973 703"> <thead> <tr> <th>回答区分</th> <th>回答者数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十分な引継ぎを受けた</td> <td>44</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>一応引継ぎを受けた</td> <td>142</td> <td>52.0</td> </tr> <tr> <td>引継ぎを受けていない</td> <td>65</td> <td>23.8</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>22</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>273</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p> <p>また、273人に対し、「前任者との引継ぎ期間はどの程度あったか」について聴取したところ、表11-(3)- のとおり、「十分な引継ぎを受けた」とする44人の全員が5日以上引継ぎ期間があったとしているのに対し、「一応引継ぎを受けた」とする142人の中には、1日未満の者が7人いるなど、引継ぎ期間が短い者もみられた。</p> <p>表11-(3)- 前任者との引継ぎ期間 (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="817 1019 1973 1206"> <thead> <tr> <th rowspan="2">回答区分</th> <th rowspan="2">回答者数</th> <th colspan="7">前任者からの引継ぎ期間</th> </tr> <tr> <th>1日未満</th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日以上</th> <th>無回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>十分な引継ぎを受けた</td> <td>44</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>44</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>一応引継ぎを受けた</td> <td>142</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>90</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 館員意識調査の結果による。</p> <p>「引継ぎを受けていない」とする65人に対し、その理由を聴取したところ、「着任前に前任者が転勤していた」とする者が12人、「前任者の引継ぎの意識が低かった」とする者が1人みられた。</p>	回答区分	回答者数	構成比	十分な引継ぎを受けた	44	16.1	一応引継ぎを受けた	142	52.0	引継ぎを受けていない	65	23.8	無回答	22	8.1	合計	273	100.0	回答区分	回答者数	前任者からの引継ぎ期間							1日未満	1日	2日	3日	4日	5日以上	無回答	十分な引継ぎを受けた	44	0	0	0	0	0	44	0	一応引継ぎを受けた	142	7	3	8	13	14	90	7	
回答区分	回答者数	構成比																																																					
十分な引継ぎを受けた	44	16.1																																																					
一応引継ぎを受けた	142	52.0																																																					
引継ぎを受けていない	65	23.8																																																					
無回答	22	8.1																																																					
合計	273	100.0																																																					
回答区分	回答者数	前任者からの引継ぎ期間																																																					
		1日未満	1日	2日	3日	4日	5日以上	無回答																																															
十分な引継ぎを受けた	44	0	0	0	0	0	44	0																																															
一応引継ぎを受けた	142	7	3	8	13	14	90	7																																															

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>< 所見 > 在外公館における組織的な情報収集能力の向上を図るため、人事異動の発令に当たっては十分な引継ぎ期間を確保するとともに、人事異動者に対して引継ぎを的確に行うよう指導を徹底する必要がある。</p> <hr/> <p>【在外公館での情報収集能力の向上に関連する事項に係る当省の調査結果及び所見】</p> <p>在外公館における危険情報の発信 < 在外公館調査の結果 > 在留邦人の安全を確保するため、在外公館において収集・分析した情報が在留邦人に適時・的確に発信されているかとの観点から、10 公館における在留邦人に対する緊急連絡網の整備状況等を調査したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>10 公館のうち 8 公館においては、テロ対策等の必要性を勘案して、日本人会、日本商工会、日本人学校等の組織を活用して、在留邦人に対する、主として電子メール、電話による緊急連絡網が整備されている。また、1 公館では、国内の情報通信網が整備されていないため、日本人学校等主要な在留邦人団体に無線設備を設置することにより、緊急連絡を可能とする体制を整備している。しかしながら、1 公館では、テロ、天災等が発生するおそれがほとんどないとして、緊急の際には大使館がどのような活動を行うのか、誰にどのような手段で何を連絡するのかなどについて、日本人会、日本人学校等とあらかじめ協議しておらず、連絡網も整備していない。</p> <p>緊急連絡網が整備されている 9 公館の緊急時の対応等について調査したところ、次のとおり、過去に緊急事態が発生したことがある、あるいは現在国内情勢が不安定であることから、次のとおり、当該国の事情を勘案しながら緊急連絡網の確保に努めている例がみられた。</p> <p>A 大使館では、国内で銃撃戦が頻繁に発生するなど極めて治安が悪化し、在留邦人の中での緊張感が非常に高まっている情勢を踏まえて、次の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メールアドレスの届出があった在留邦人全員に対して、未確認情報や、その後確認された情報などできる限り幅広く治安情報を発出している。その回数は、平成16年 1 月から 6 月21日までで28通に達している。 	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに在留届を行うために領事窓口に来た人には、緊急事態が発生した場合の対処方法、連絡先等を記載した「緊急事態対処マニュアル」を手交している。また、このマニュアルは、当該公館のホームページにも掲載されている。 ・ 「海外安全対策協議会」を2か月に1回定期的に開催するとともに、治安情勢等をみて臨時会合も開催する、危機管理の専門家を招へいして在留邦人を対象とする危機管理セミナーを開催するなどの措置も講じている。 <p>B大使館では、過去に暴動事件が発生した際の経験を踏まえ、「緊急事態発生時の邦人保護マニュアル」を作成し、緊急事態発生の際に、又は緊急事態が発生した際にどのような措置を講ずるのかについて定めるとともに、毎年1回、在留邦人団体等を含めて避難訓練を行っている。また、平成15年9月には、領事・警備担当が主催して、館員を対象とした危機管理のシミュレーションを作成し、分担された職務について研修を行うとともに発表を行う「危機管理シミュレーション」を行っている。</p> <p>C大使館では、通信施設に影響を与える天災の際には電子メールによる緊急連絡網が機能しなかったとの経験を生かして、電子メールによる緊急連絡網に併せて携帯電話による緊急連絡網、邦人の集中している地域での掲示板も併せて整備している。</p> <p>緊急連絡網への新規加入は、通常、在留邦人が在留届を提出する際に、併せて在外公館にメールアドレスや電話・ファックス番号を登録することにより行われる。</p> <p>しかしながら、在留邦人等に対し、在外公館における緊急の際の連絡や対応状況について聴取したところ、次のように、電子メールや携帯電話、ファックス等の緊急連絡網が整備されているとしても、その連絡先の確認と更新や新規加入の勧奨を常に行っておくことが必要となっている状況がみられた。</p> <p>E大使館では、在留届を提出する際に、併せて在外公館にメールアドレスを登録するよう勧奨し、登録した者の全員に治安情報を送付することとしている。今回、当該公館内の新規居住者にこの治安情報について聴取したところ、居住地を定め在留届を提出する時点ではメールアドレスが定まっていなかったこと（当該国では、通常、居住しプロバイダーに申し込んでから接続までに1ないし2週間必要）また、在留届の提出後に在外公館からメールアドレスを登録してほしい旨の督促もなかったことから、居住後2か月を経過しているが、治安情報を受け取っておらず、登録すれば個人あてに送付されるということも承知していなかった。</p> <p>F大使館では、日本人会、日本商工会など、在留邦人組織も活用した緊急連絡網を整備している。これについて、複数の在留邦人から、「連絡を受けると連絡網の名簿に掲載されている次の者に連絡することとされているが、中には、氏名は分かっているものの、携帯電</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果										
		<p>話も固定電話も保有していないのか、プライバシーを守るために登録していないのか、電話番号が名簿に記載されておらず、個人では連絡しようとしても連絡できない者がいる。こうした者については、在外公館の方から連絡すべきではないか」との意見が出されている。なお、これらの在留邦人は、実際にこの連絡網を活用したことがないため（訓練の実績もない）、今まで問題となったことはないとしている。</p> <p>< 館員意識調査及び在留邦人意識調査の結果 ></p> <p>在留邦人や邦人旅行者が当該国の危険性を判断する上で重要な情報となっているのが、外務本省が発信している「危険情報」である。この「危険情報」は、「渡航・滞在に当たって特に注意が必要と考えられる国・地域に発出される情報で、その国の治安情勢やその他の危険要因を総合的に判断し、それぞれの国・地域に応じた安全対策の目安をお知らせするもの」であるとされ、表11-(3)- のとおり4段階に区分されている。</p> <p>表11-(3)- 外務本省が公表している「危険情報」の内容の説明</p> <table border="1" data-bbox="824 754 1973 1257"> <thead> <tr> <th data-bbox="824 754 1137 798">危険情報（冒頭部分）</th> <th data-bbox="1137 754 1973 798">左記の情報の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="824 798 1137 868">「十分注意して下さい」</td> <td data-bbox="1137 798 1973 868">その国・地域への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けていただくよう、おすすめるものです。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 868 1137 970">「渡航の是非を検討して下さい」</td> <td data-bbox="1137 868 1973 970">その国・地域への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行っていただき、渡航される場合には、十分な安全措置を講じることをおすすめるものです。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 970 1137 1114">「渡航の延期をおすすめします」</td> <td data-bbox="1137 970 1973 1114">その国・地域への渡航は、どのような目的であれ延期されるようおすすめるものです。また、場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがあります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 1114 1137 1257">「退避を勧告します。渡航は延期して下さい」</td> <td data-bbox="1137 1114 1973 1257">その国・地域に滞在している全ての日本人の方々に対して、滞在地から、安全な国・地域への退避（日本への帰国も含む）を勧告するものです。この状況では、当然のことながら新たな渡航は延期することが望まれます。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 外務省の資料による。 2 実際の危険情報においては、上記の4段階の危険情報を冒頭に記載した上で、更に本文において、危険情報を出している地域ごとの詳細な治安情勢や具体的な安全対策などのきめ細かい情報が掲載されている。</p>	危険情報（冒頭部分）	左記の情報の説明	「十分注意して下さい」	その国・地域への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けていただくよう、おすすめるものです。	「渡航の是非を検討して下さい」	その国・地域への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行っていただき、渡航される場合には、十分な安全措置を講じることをおすすめるものです。	「渡航の延期をおすすめします」	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ延期されるようおすすめるものです。また、場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがあります。	「退避を勧告します。渡航は延期して下さい」	その国・地域に滞在している全ての日本人の方々に対して、滞在地から、安全な国・地域への退避（日本への帰国も含む）を勧告するものです。この状況では、当然のことながら新たな渡航は延期することが望まれます。	
危険情報（冒頭部分）	左記の情報の説明												
「十分注意して下さい」	その国・地域への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けていただくよう、おすすめるものです。												
「渡航の是非を検討して下さい」	その国・地域への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行っていただき、渡航される場合には、十分な安全措置を講じることをおすすめるものです。												
「渡航の延期をおすすめします」	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ延期されるようおすすめるものです。また、場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがあります。												
「退避を勧告します。渡航は延期して下さい」	その国・地域に滞在している全ての日本人の方々に対して、滞在地から、安全な国・地域への退避（日本への帰国も含む）を勧告するものです。この状況では、当然のことながら新たな渡航は延期することが望まれます。												

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>テロ等が発生し、危険度が高まっている国の在外公館館員及び在留邦人に対し、外務本省の危険情報の発出に関して意見を聴取したところ、次のような要望が出されている。</p> <p>我が国の危険情報は、個人が判断するための情報を提供するものであり、国外退避も個人の責任の上で行うものであるとされている。しかしながら、在外公館、日本人学校等の公的機関に勤務する職員の場合、危険度が高まり職員の判断でその家族を帰国させると、一般の在留邦人の家族にも波及し結果的に雪崩現象が起きるおそれがあるとして、実際にはぎりぎりまで家族の国外退去を自粛することが当然であるとする雰囲気がある。公的機関の職員の家族だからという理由で危険を甘受しなければならないということ是不合理であるが、個人ではどうしようもない。米国（注1）と同様に、危険情報の冒頭部分（注2）で、「家族」の退避の勧奨や勧告を明らかにしてほしい。</p> <p>（注1）米国では、危険情報において「家族」の国外退避命令、その後の帰国の許可（この場合の往復旅費は国が負担）を行っている。</p> <p>（注2）危険情報の冒頭部分は、表11-(3)- のとおり4つに区分され、「家族」に特定された区分はないが、外務省は、危険情報の本文においては必要に応じて「家族」に関する記載することがあるとしている。</p> <p>欧米の各国は、危険情報の危険度を迅速に上げてきているが、それに比較して、我が国の危険情報は、その危険度がなかなか上がらない。自分の身の回りで銃撃戦が事実発生しており、危険だと思ふことがあるにもかかわらず、外務省が発する危険度に変化がないのは不安。事件の発生やテロ情報の入手状況によって、迅速に危険情報を変更してほしい。</p> <p>< 所見 ></p> <p>緊急連絡網を整備していない在外公館にあっては、在留邦人の安全確保の観点からこれを速やかに整備するとともに、緊急連絡網を整備している在外公館にあっては、その点検を定期的に行い、必要な時に速やかに在留邦人の安全を確保できるように整備しておく必要がある。</p>	
139	<p>4 在外公館の警備体制の改善【直ちに検討に着手、平成 15 年度以降の概算要求に反映】</p> <p>警備官・警備員の配置拡充については、平成 14 年 7 月 4 日に発表した在外公館の警備体制の改善のための 5</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>在外公館の警備体制を改善するため、「行動計画」の策定以降、表 11-(4)- のとおりの措置（今後の予定・方針を含む。）が講じられている。</p>	A-a

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
<p>カ年計画の実施を進める。</p>	<p>表 11-(4)- 在外公館の警備体制の改善に係る措置実績</p> <table border="1" data-bbox="824 304 1989 927"> <thead> <tr> <th data-bbox="824 304 1014 339">事 項</th> <th data-bbox="1014 304 1989 339">左記の事項の措置実績（今後の予定を含む。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="824 339 1014 504">警備対策官の兼務</td> <td data-bbox="1014 339 1989 504">警備対策官の兼務状況に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、今後の対応を検討 今後、調査結果を踏まえ、各地におけるテロ事件の続発等、警備の必要性が高まる中、脅威度、危険度の高い公館につき領事との兼任を外し、公館の警備に専念できるよう努めていく方針</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 504 1014 668">警備対策室の体制強化</td> <td data-bbox="1014 504 1989 668">本省警備対策室における実員拡充と警備専門家の配置増に努力 警察庁より2名出向を得ているが、防衛庁にも1名の出向を得る方向で要請の予定 今後とも可能な限り外務省出身の警備専門家を計画的、組織的に育成する考えであり、平成16年度は新たに2名の要員を育成中</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 668 1014 927">在外公館における警備体制の充実</td> <td data-bbox="1014 668 1989 927">日本人による警備を強化するため、「警備体制の改善のための5ヶ年計画」（日本人警備要員を5か年で100名増員する等）を作成 この5カ年計画に基づき警備対策官及び警備専門員を脅威の高い公館より順次増配置 今後、警備員の増員や防弾車の増車等、人的・物的両面から可能な限りの警備強化策を実施する考えであり、平成16年度政府予算において、警備関連予算として63.7億円（前年度比27.2億円増）が認められた。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>在外公館の警備体制等については、上記の表 11-(4)- のとおり、警備体制の改善のための5カ年計画に基づき、警備対策官の兼務の廃止、本省警備対策室における実員拡充と警備専門家の増員、在外公館の警備対策官及び警備専門員の増員、防弾車の増車等の措置が講じられつつあるが、次のように十分ではない状況がみられた。</p> <p>< 在外公館調査の結果 ></p> <p>今回、7公館における警備体制等について調査したところ、すべての在外公館において、テロ等への対策として在外公館の警備員の増員、警備施設・設備の増設・改築が進められている。</p> <p>しかしながら、在外公館の警備体制、警備施設・設備として最低限何が必要であるかの基準が定められておらず、在外公館の警備担当者が毎年りん請し、認められたものから順</p>	事 項	左記の事項の措置実績（今後の予定を含む。）	警備対策官の兼務	警備対策官の兼務状況に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、今後の対応を検討 今後、調査結果を踏まえ、各地におけるテロ事件の続発等、警備の必要性が高まる中、脅威度、危険度の高い公館につき領事との兼任を外し、公館の警備に専念できるよう努めていく方針	警備対策室の体制強化	本省警備対策室における実員拡充と警備専門家の配置増に努力 警察庁より2名出向を得ているが、防衛庁にも1名の出向を得る方向で要請の予定 今後とも可能な限り外務省出身の警備専門家を計画的、組織的に育成する考えであり、平成16年度は新たに2名の要員を育成中	在外公館における警備体制の充実	日本人による警備を強化するため、「警備体制の改善のための5ヶ年計画」（日本人警備要員を5か年で100名増員する等）を作成 この5カ年計画に基づき警備対策官及び警備専門員を脅威の高い公館より順次増配置 今後、警備員の増員や防弾車の増車等、人的・物的両面から可能な限りの警備強化策を実施する考えであり、平成16年度政府予算において、警備関連予算として63.7億円（前年度比27.2億円増）が認められた。	
事 項	左記の事項の措置実績（今後の予定を含む。）									
警備対策官の兼務	警備対策官の兼務状況に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、今後の対応を検討 今後、調査結果を踏まえ、各地におけるテロ事件の続発等、警備の必要性が高まる中、脅威度、危険度の高い公館につき領事との兼任を外し、公館の警備に専念できるよう努めていく方針									
警備対策室の体制強化	本省警備対策室における実員拡充と警備専門家の配置増に努力 警察庁より2名出向を得ているが、防衛庁にも1名の出向を得る方向で要請の予定 今後とも可能な限り外務省出身の警備専門家を計画的、組織的に育成する考えであり、平成16年度は新たに2名の要員を育成中									
在外公館における警備体制の充実	日本人による警備を強化するため、「警備体制の改善のための5ヶ年計画」（日本人警備要員を5か年で100名増員する等）を作成 この5カ年計画に基づき警備対策官及び警備専門員を脅威の高い公館より順次増配置 今後、警備員の増員や防弾車の増車等、人的・物的両面から可能な限りの警備強化策を実施する考えであり、平成16年度政府予算において、警備関連予算として63.7億円（前年度比27.2億円増）が認められた。									

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																				
		<p>次整備されていく状況となっているため、危険度の低い在外公館で整備されているゲート式金属探知器や手荷物エックス線検査装置等が危険度の高い在外公館で整備されていないなど、警備体制等の進捗状況が危険度に応じたものとなっておらず、また、設置されている機器を稼働させていない例がみられた。</p> <p>< 館員意識調査の結果 > 36 公館の館員 404 人に対し、「在外公館の警備体制に変化があったか」について聴取したところ、表 11-(4)- のとおり、「変化があった」とする者が 202 人（50.0%）であるのに対し、「変化がなかった」とする者が 102 人（25.2%）となっている。</p> <p>表 11-(4)- 在外公館の警備体制について</p> <p style="text-align: right;">（単位：人、%）</p> <table border="1" data-bbox="819 687 1980 951"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th colspan="2">回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">変化があった</td> <td>大きな変化があった</td> <td rowspan="2">202</td> <td>50</td> <td rowspan="2">50.0</td> <td>12.4</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば変化があった</td> <td>152</td> <td>37.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">変化がなかった</td> <td>どちらかといえば変化がなかった</td> <td rowspan="2">102</td> <td>67</td> <td rowspan="2">25.2</td> <td>16.6</td> </tr> <tr> <td>まったく変化はなかった</td> <td>35</td> <td>8.7</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td colspan="2">100</td> <td colspan="2">24.8</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td colspan="2">404</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）館員意識調査の結果による。</p> <p>このうち「変化があった」とする 202 人に対し、「どのような点で変化があったか」について聴取したところ、次のとおり、要員面や設備面で拡充されているとの意見が多く、館員にとっても目にみえる形で警備体制等が整備されつつある状況がみられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警備員が増員された。（類似意見 48 人） ・ 監視システム等の警備機器が拡充された。（同 31 人） ・ 入館時の警備が厳しくなった。（同 17 人） ・ 24 時間警備体制の確立など警備対策が強化された。（同 15 人） ・ 警備意識が向上したと思う。（同 10 人） <p>なお、「変化がなかった」とする 102 人に対し、「変化がなかったとする理由は何か」について聴取したところ、「当館の警備体制は、以前から強力である」（類似意見 8 人）、「当</p>	回答区分		回答者数		構成比		変化があった	大きな変化があった	202	50	50.0	12.4	どちらかといえば変化があった	152	37.6	変化がなかった	どちらかといえば変化がなかった	102	67	25.2	16.6	まったく変化はなかった	35	8.7	無回答		100		24.8		合計		404		100.0		
回答区分		回答者数		構成比																																			
変化があった	大きな変化があった	202	50	50.0	12.4																																		
	どちらかといえば変化があった		152		37.6																																		
変化がなかった	どちらかといえば変化がなかった	102	67	25.2	16.6																																		
	まったく変化はなかった		35		8.7																																		
無回答		100		24.8																																			
合計		404		100.0																																			

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果															
	<p>地は比較的治安が良く、建物の警備体制もしっかりしている」(同5人)などとなっている。</p> <p>外務省は、在外公館における警備担当者の配置について、前記の表 11-(4)- のとおり、「各地におけるテロ事件の続発等、警備の必要性が高まる中、脅威度、危険度の高い公館につき領事との兼務を外し、公館の警備に専念できるよう努めていく方針」としている。</p> <p>しかしながら、今回、36 公館の警備担当者 43 人の兼務状況について調査したところ、表 11-(4)- のとおり、警備専任となっているのは 10 人 (23.3%) にとどまっているのに対し、領事や政務などの業務を兼務している者が 33 人 (76.7%) に上っている。</p> <p>表 11-(4)- 警備担当者の兼務状況 (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="817 651 1986 976"> <thead> <tr> <th rowspan="2">調査対象警備担当者数</th> <th rowspan="2">警備専任</th> <th rowspan="2">他業務と兼務</th> <th colspan="3">その他業務を兼務</th> </tr> <tr> <th>うち領事を兼務</th> <th>うち政務を兼務</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43 (100)</td> <td>10 (23.3)</td> <td>33 (76.7)</td> <td>27 (62.8)</td> <td>2 (4.7)</td> <td>4 (9.3) (領事・政務 1 経済 1 広報文化・領事 1 文書通信 1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 館員意識調査の結果による。 2 ()内の数値は、構成比である。</p> <p>こうした中で、これまで書記官 1 人が領事業務と警備業務を兼務していたが、領事業務実施体制と警備体制をそれぞれ強化するため、それぞれの業務に 1 人を配置することとしたとしているところが 1 公館みられる。</p> <p>その一方で、「行動計画」に基づき、平成 14 年 8 月以降、領事業務実施体制の強化を図るためとして、外務本省の方針にもかかわらず領事班と警備班を統合し、警備担当者に領事業務の一部(邦人保護業務)を兼務させているところが 3 公館みられる。</p> <p>これについて、面談調査した警備担当者から、「警備担当官(本官)が領事業務のうち邦人援護(警察との関わりが多いため警備担当者が兼務している場合が多い。)を兼務しているが、本来業務に手が回らないほど邦人援護(年間 400 件程度)に専念せざるを得ない状</p>	調査対象警備担当者数	警備専任	他業務と兼務	その他業務を兼務			うち領事を兼務	うち政務を兼務		43 (100)	10 (23.3)	33 (76.7)	27 (62.8)	2 (4.7)	4 (9.3) (領事・政務 1 経済 1 広報文化・領事 1 文書通信 1)	
調査対象警備担当者数	警備専任				他業務と兼務	その他業務を兼務											
		うち領事を兼務	うち政務を兼務														
43 (100)	10 (23.3)	33 (76.7)	27 (62.8)	2 (4.7)	4 (9.3) (領事・政務 1 経済 1 広報文化・領事 1 文書通信 1)												

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>況となっている。他の担当から1人でも領事業務（邦人援護）の兼務があれば、警備担当官は本来業務に専念できるが、これができていない状況にある」との意見が出されている。</p> <p>また、警備担当者から、次のような意見も出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在外公館の警備は警備班が担当しているが、それに属する者の大半が都道府県警察からの出向者となっており、これらの出向者は、在外公館で3年又は4年勤務し、都道府県警察に戻ることにしている。こうした実情から、在外公館の警備を中長期的に継続して担当している者は少ない。また、在外公館の警備班に配属された者は、在外公館で初めて警備業務に従事する者が大半となっている。 ・ 邦人誘拐や銃撃戦が発生している国においては、在外公館職員の保護にとどまらず、在外公館職員が現場に急行し、事件に巻き込まれた邦人を保護し、安全な場所に連れ出すことが必要とされる場合がある。また、日本人学校がテロ等に巻き込まれる可能性もあり、その場合には、ある程度の人数の児童・生徒を安全に移動させる手段を確保する必要がある。こうした事情を考慮すれば、ある程度の人数を移動させることができる「防弾車」が必要であるが、その数は十分なものとなっていない。 <p>< 所見 ></p> <p>当該国の危険度、テロの態様等に応じた在外公館の警備体制、施設・設備を順次計画的に整備していくための指針（又は標準モデル・基準等を含む。）を作成するなどにより、在外公館における警備体制等を一層整備していく必要がある。</p> <p>また、警備担当者の領事業務等との兼務の廃止を一層促進する必要がある。</p>	

項目 12 政策構想力の強化

ア 調査結果の概要

本項目においては、「外交戦略目標の設定及び政策評価」など7細目について14事項の措置を講ずることとされている。

今回、これら14事項の措置状況について調査した結果、外交戦略目標の設定、当該目標の概算要求への反映、総合外交政策局及び国際情報局の機能強化、政策情報の一元化、外部シンクタンクの有効活用など、14事項のすべてについて措置が講じられている。

しかしながら、これら14事項について実績や成果が上がっているかとの観点から改善状況をみると、) 在外公館の中には、館務目標を設定していないところや設定しているものの複数の館員が館務目標を知らないとするところがある、また、) 広く職員から政策提言を求める窓口を外務本省内に設定しているがこれを知らないとする者が多くみられるなど、2事項について一層の改善を図る必要がみられた。

なお、総合外交政策局の機能強化など5事項については、措置が講じられてから時間が経過しておらず実績や成果が現れていないなどから、改善する必要があるか否か判断できなかった。

イ 総括表

(単位：事項)

No.	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの			措置が講じられていないもの
		A	A-a	A-b	
	(1) 外交戦略目標の設定及び政策評価				
140	外交戦略目標の設定、当該目標の概算要求への反映、評価の実施				
141	総合外交政策局における政策評価を行う組織の設置				
142	在外公館における館務目標の設定等				
143	外部有識者からなる「外交政策評価パネル」の設置				

No.	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの A	うち改善する必要があるもの	うち改善する必要があるか否か判断できなかったもの	うち実績や成果が上がっており改善が進められているもの	措置が講じられていないもの B
			A-a	A-b	A-c	
144	政策構想力の強化のための組織の在り方の検討					
	(2) 総合外交政策局の機能強化					
145	中長期的な外交政策の企画立案機能の強化					
146	総合外交政策局と他局との連携の強化					
147	(3) 国際情報局の機能強化					
148	(4) 政策情報の一元化					
149	(5) 外部シンクタンクの有効活用					
150	(6) 省内での政策提言の促進					
	(7) 首脳外交体制の強化					
151	首脳外交戦略策定会議の定期的な開催					
152	総理を補佐する体制の強化					
153	(8) 外務大臣補佐体制の整備・強化					
合 計		14	2	5	7	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「 」は、「措置が講じられているもの」等の区分に該当することを示している。

ウ 個別事項の調査結果

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
140	<p>1 外交戦略目標の設定及び政策評価</p> <p>外務大臣を中心として、日本の外交戦略目標を設定する。そのとりまとめを総合外交政策局が担当する。各局課は、その外交戦略目標を踏まえ、各年度の重点外交施策を設定し、概算要求に反映させる。総合外交政策局において年度末にはその実績を評価し、大臣、次官に報告する。【平成14年12月末までに方針決定、15年度より実施】</p>	<p>「外交戦略目標」（外務省では「重点外交政策」と呼称）の設定に係る一連の活動に関して、例えば「平成17年度重点外交政策」については、表12-(1)- のとおりの措置が講じられている（「16年度重点外交政策」についても同様の手続で設定されている。）。</p> <p>表12-(1)- 「平成17年度重点外交政策」の設定等に関する措置実績</p> <table border="1" data-bbox="840 571 1966 1289"> <thead> <tr> <th data-bbox="840 571 1099 608">事 項</th> <th data-bbox="1099 571 1966 608">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="840 608 1099 932">日本の外交戦略目標を設定</td> <td data-bbox="1099 608 1966 932"> <p>平成16年6月、17年度の外交戦略目標としての「重点外交政策」の策定のためのヒアリングを、総合外交政策局総務課及び会計課共同で実施</p> <p>上記のヒアリングを踏まえ、平成16年7月、「平成17年度重点外交政策」を策定</p> <p>平成17年度重点外交政策の柱は次の4点</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民を守る日本外交 先頭に立つ日本外交 主張する日本外交 底力のある日本外交 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="840 932 1099 1094">外交戦略目標を踏まえ、各局課は各年度の重点外交施策を設定し、概算要求に反映させる</td> <td data-bbox="1099 932 1966 1094"> <p>「平成17年度重点外交政策」における上記の4点の柱を中心に平成17年度予算要求を実施</p> <p>17年度予算要求における「1 重点外交施策を能動的かつ戦略的に実施するための措置」は、上記の4点の柱について整理し、予算を要求</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="840 1094 1099 1289">総合外交政策局において年度末にその実績を評価し、大臣、次官に報告する</td> <td data-bbox="1099 1094 1966 1289"> <p>「平成17年度重点外交政策」に含まれる政策・施策については、17年度末に評価を実施する予定</p> <p>（「平成15年度重点外交政策」については、その政策を含めより広範な政策を対象として評価を実施し、その結果を16年6月に「平成15年度政策評価書」として公表。「平成16年度重点外交政策」については、16年度末に同様の評価を実施する予定</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	事 項	左記の事項の措置実績	日本の外交戦略目標を設定	<p>平成16年6月、17年度の外交戦略目標としての「重点外交政策」の策定のためのヒアリングを、総合外交政策局総務課及び会計課共同で実施</p> <p>上記のヒアリングを踏まえ、平成16年7月、「平成17年度重点外交政策」を策定</p> <p>平成17年度重点外交政策の柱は次の4点</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民を守る日本外交 先頭に立つ日本外交 主張する日本外交 底力のある日本外交 	外交戦略目標を踏まえ、各局課は各年度の重点外交施策を設定し、概算要求に反映させる	<p>「平成17年度重点外交政策」における上記の4点の柱を中心に平成17年度予算要求を実施</p> <p>17年度予算要求における「1 重点外交施策を能動的かつ戦略的に実施するための措置」は、上記の4点の柱について整理し、予算を要求</p>	総合外交政策局において年度末にその実績を評価し、大臣、次官に報告する	<p>「平成17年度重点外交政策」に含まれる政策・施策については、17年度末に評価を実施する予定</p> <p>（「平成15年度重点外交政策」については、その政策を含めより広範な政策を対象として評価を実施し、その結果を16年6月に「平成15年度政策評価書」として公表。「平成16年度重点外交政策」については、16年度末に同様の評価を実施する予定</p>	A-c
事 項	左記の事項の措置実績										
日本の外交戦略目標を設定	<p>平成16年6月、17年度の外交戦略目標としての「重点外交政策」の策定のためのヒアリングを、総合外交政策局総務課及び会計課共同で実施</p> <p>上記のヒアリングを踏まえ、平成16年7月、「平成17年度重点外交政策」を策定</p> <p>平成17年度重点外交政策の柱は次の4点</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民を守る日本外交 先頭に立つ日本外交 主張する日本外交 底力のある日本外交 										
外交戦略目標を踏まえ、各局課は各年度の重点外交施策を設定し、概算要求に反映させる	<p>「平成17年度重点外交政策」における上記の4点の柱を中心に平成17年度予算要求を実施</p> <p>17年度予算要求における「1 重点外交施策を能動的かつ戦略的に実施するための措置」は、上記の4点の柱について整理し、予算を要求</p>										
総合外交政策局において年度末にその実績を評価し、大臣、次官に報告する	<p>「平成17年度重点外交政策」に含まれる政策・施策については、17年度末に評価を実施する予定</p> <p>（「平成15年度重点外交政策」については、その政策を含めより広範な政策を対象として評価を実施し、その結果を16年6月に「平成15年度政策評価書」として公表。「平成16年度重点外交政策」については、16年度末に同様の評価を実施する予定</p>										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																				
141	<p>総合外交政策局内に政策評価を行う組織を設ける。【平成15年度機構要求に反映】</p>	<p>行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく政策評価を実施するため、「行動計画」策定後、新たに表12-(1)- のとおりの組織が整備されている。</p> <p>表12-(1)- 政策評価を実施する組織の概要</p> <table border="1" data-bbox="842 403 1966 608"> <thead> <tr> <th>組織の名称</th> <th>組織整備の目的等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>考査・政策評価官室</td> <td>平成15年4月1日、主として政策評価を担う組織として大臣官房総務課内に設置</td> </tr> <tr> <td>総合外交政策局総務課 政策企画室</td> <td>平成16年8月、外交戦略目標の設定の取りまとめを行うとともに、外交政策の方向性を総合的にレビューし、中長期的な外交政策の企画立案を行う機能を強化するため、「政策企画室」を設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>外務省が行う政策評価の体制については、「外務省政策評価基本計画」（平成14年5月10日公表、15年6月及び9月に一部改定）において、一次評価を個別の政策を所管する各局課が担当し、その二次評価を官房総務課、考査・政策評価官、会計課及び総合外交政策局総務課・企画課が担当すると規定されている。</p> <p>以上のほか、政策評価の適切な実施を図るため、次の措置が講じられている。</p> <p>表12-(1)- 政策評価の適切な実施のための措置実績</p> <table border="1" data-bbox="835 951 1966 1286"> <thead> <tr> <th>年 月</th> <th>政策評価の適切な実施のための措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年8月</td> <td>首席事務官研修にて政策評価に関する研修を実施</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td rowspan="3">} 政策評価研修において「入門編」及び「実践編」を実施</td> </tr> <tr> <td>10月</td> </tr> <tr> <td>11月</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>外務省の政策評価の客観性を担保するための外務省政策評価アドバイザー・グループの第1回会合を開催</td> </tr> <tr> <td>平成16年2月</td> <td>外務省政策評価アドバイザー・グループの第2回会合を開催</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>外務省政策評価アドバイザー・グループの委員全員と個別に協議を実施</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	組織の名称	組織整備の目的等	考査・政策評価官室	平成15年4月1日、主として政策評価を担う組織として大臣官房総務課内に設置	総合外交政策局総務課 政策企画室	平成16年8月、外交戦略目標の設定の取りまとめを行うとともに、外交政策の方向性を総合的にレビューし、中長期的な外交政策の企画立案を行う機能を強化するため、「政策企画室」を設置	年 月	政策評価の適切な実施のための措置実績	平成15年8月	首席事務官研修にて政策評価に関する研修を実施	9月	} 政策評価研修において「入門編」及び「実践編」を実施	10月	11月	12月	外務省の政策評価の客観性を担保するための外務省政策評価アドバイザー・グループの第1回会合を開催	平成16年2月	外務省政策評価アドバイザー・グループの第2回会合を開催	5月	外務省政策評価アドバイザー・グループの委員全員と個別に協議を実施	A-c
組織の名称	組織整備の目的等																						
考査・政策評価官室	平成15年4月1日、主として政策評価を担う組織として大臣官房総務課内に設置																						
総合外交政策局総務課 政策企画室	平成16年8月、外交戦略目標の設定の取りまとめを行うとともに、外交政策の方向性を総合的にレビューし、中長期的な外交政策の企画立案を行う機能を強化するため、「政策企画室」を設置																						
年 月	政策評価の適切な実施のための措置実績																						
平成15年8月	首席事務官研修にて政策評価に関する研修を実施																						
9月	} 政策評価研修において「入門編」及び「実践編」を実施																						
10月																							
11月																							
12月	外務省の政策評価の客観性を担保するための外務省政策評価アドバイザー・グループの第1回会合を開催																						
平成16年2月	外務省政策評価アドバイザー・グループの第2回会合を開催																						
5月	外務省政策評価アドバイザー・グループの委員全員と個別に協議を実施																						

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果												
142	<p>在外公館においても各館が果たすべき館務目標を設定するとともに、本省に政策提言を積極的に行う。【直ちに実施】</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 平成14年9月6日、全在外公館に対し、14年度末までの館務目標を作成するよう指示した公電が発出された。 また、平成15年2月17日及び16年1月30日、前年度の館務実績を回顧した上で、翌年度の館務目標を設定し、本省に館内情勢報告と併せて報告するよう指示した訓令が発出され、当該訓令に基づき、各年度、在外公館において「館務目標」が策定され、「館内情勢報告」と併せて報告されているとしている。</p> <p>【当省の調査結果及び所見】 36公館を対象として、「館務目標を設定しているか」について調査したところ、表12-(1)-のとおり、34公館において設定されているが、2公館においては設定されていない。</p> <p>表12-(1)- 在外公館における館務目標の設定状況</p> <table border="1" data-bbox="831 719 1977 1225"> <thead> <tr> <th>設定の有無</th> <th>該当公館数</th> <th>設定していない理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設定した</td> <td>34</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設定していない</td> <td>2</td> <td> <p>館務目標は、伝統的に明文化されてはいないが、邦人保護、領事サービス向上、現地情勢の情報収集、日本情報発信、日本と管轄地住民（あるいは任国国民）の友好関係増進を目標としている。</p> <p>館務目標については、紙にして全館員に説明したかということであれば、必ずしも包括的なものは行っていないという意味では行っていない。また当館においては、館内の融和を図ることが優先課題とされてきたことから、まだそういった館務目標を具体的に設定し提示できるところまで至っていないというのが正直なところである。</p> </td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>36</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果による。</p> <p>館務目標を設定している34公館のうち10公館を対象として、館務目標の設定方法等について調査したところ、次のとおり、館内で議論を集中的に実施しているところ、半年ごとに館務目標の達成状況をレビューするなどの取組を行っているところがある一方で、館</p>	設定の有無	該当公館数	設定していない理由	設定した	34		設定していない	2	<p>館務目標は、伝統的に明文化されてはいないが、邦人保護、領事サービス向上、現地情勢の情報収集、日本情報発信、日本と管轄地住民（あるいは任国国民）の友好関係増進を目標としている。</p> <p>館務目標については、紙にして全館員に説明したかということであれば、必ずしも包括的なものは行っていないという意味では行っていない。また当館においては、館内の融和を図ることが優先課題とされてきたことから、まだそういった館務目標を具体的に設定し提示できるところまで至っていないというのが正直なところである。</p>	合計	36		A-a
設定の有無	該当公館数	設定していない理由													
設定した	34														
設定していない	2	<p>館務目標は、伝統的に明文化されてはいないが、邦人保護、領事サービス向上、現地情勢の情報収集、日本情報発信、日本と管轄地住民（あるいは任国国民）の友好関係増進を目標としている。</p> <p>館務目標については、紙にして全館員に説明したかということであれば、必ずしも包括的なものは行っていないという意味では行っていない。また当館においては、館内の融和を図ることが優先課題とされてきたことから、まだそういった館務目標を具体的に設定し提示できるところまで至っていないというのが正直なところである。</p>													
合計	36														

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>務目標を設定したものの館員に周知徹底されていないため館務目標を承知していないとする者が2人以上いるところが複数館みられた。</p> <p>A大使館においては、平成15年3月から6月にかけて毎週1回、政務班、防衛班、経済班、広報文化班、領事班及び警備班が集まり、本省の指示にとどまらず在外公館として何を行うことができるか、何を重点に行うべきかについて改めて再確認・明確化する作業を行い、その議論を踏まえて平成15年度の館務目標を設定した。また、各班の館員は、それぞれの館務目標の下での「個人目標」を定めて業務を実施している。</p> <p>当該公館では、これまで、各班が前年度の館務目標をリメイクして提出し、これを取りまとめて館幹部で議論し決定していたため、班同士や館員同士で目標について議論することがなかったという反省があったこと、他省庁出身者から「外務省の仕事は何を目的としているのか分からない」との意見があったことなどから、在外公館の業務を一体的に行うためにも全員が参加して「今自分たちが何を行うべきか」について徹底的に議論してみることにしたものである。</p> <p>なお、この取組の成果として、当該公館では、館務目標設定の議論の過程の中で、我が国と相手国との外交関係樹立を記念した行事を行ってはどうかというアイデアが出され、この議論が発展し、その後、相手国をも巻き込んだ公館全体の取組に進展した例があるとされている。</p> <p>B総領事館においては、館務目標の進捗状況をよりの確に管理するため、平成16年度から各班別に上半期の目標に係る実施状況をレビューし、その結果を踏まえて各班の業務を推進している。</p> <p>C大使館では、毎年度、館務目標を設定するに当たり、各班で議論させ、その結果を取りまとめて館務目標を設定し、これを外務本省に発出した後、館員に回覧していると説明しているが、全員に供覧すべきものではないとして各業務の班長のみ供覧しているため、今回、館員意識調査の対象とした10人のうち4人が館務目標を承知していなかった。（ほか類似例が2公館）</p> <p>< 所見 ></p> <p>館務目標の設定に当たっては、担当業務ごとに前年度の実績を評価した上で、実効性のある館務目標を設定すること、また、設定した館務目標は公館内LANに掲載するなどその周知徹底を図ることについて在外公館を指導する必要がある。</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
143	外部有識者からなる外交政策評価パネルを設置し、外交政策をレビューし、議論の成果を公表する。【直ちに実施】	平成14年8月21日に「外交政策評価パネル」の第1回会合が開催され、その後、予備会合1回を含め7回の会合が、さらに総括のための会合が2回開催された。これらの成果として、平成15年9月18日、「外交政策評価パネル報告書」が外務大臣に提出されるとともに公表された。	A-c						
144	政策構想力の強化は、外交推進の最重要課題であり、上記の措置の実施状況を見つつ、組織のあり方を含め引き続き検討する。【直ちに着手】	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>政策構想力の強化のための組織の在り方に関しては、外務省機構改革最終報告及び外務省機構改革の中で、表12-(1)- のとおりの検討と措置が講じられている。</p> <p>表12-(1)- 政策構想力の強化のための組織の在り方の検討状況等</p> <table border="1" data-bbox="840 619 1966 1257"> <thead> <tr> <th data-bbox="840 619 1055 655">年月日</th> <th data-bbox="1055 619 1966 655">組織の在り方の検討状況等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="840 655 1055 906">平成15年 3月27日</td> <td data-bbox="1055 655 1966 906"> 「外務省機構改革最終報告」を公表 当該最終報告は、「日本の安全と繁栄を実現するための能動的・戦略的な外交を展開すべく、「選択と集中」をテーマに、<u>外交戦略策定機能の強化</u>、<u>日本国民の保護と危機管理</u>、<u>情報収集・分析能力の強化</u>、<u>新たな国際的枠組みの構築</u>、<u>平和構築・定着に向けてのイニシアティブの諸点について外交実施体制強化を図る</u>というもの </td> </tr> <tr> <td data-bbox="840 906 1055 1257">平成16年 8月1日</td> <td data-bbox="1055 906 1966 1257"> 外務省機構改革を実施 「外務省機構改革最終報告」を踏まえ、領事サービスの向上と在留邦人の安全対策強化のための領事移住部の「領事局」への格上げ、情報収集・分析能力の強化のための「国際情報統括官」の新設、不拡散を始めとする安全保障上の取組を強化するための「軍縮不拡散・科学部」の新設、危機管理担当参事官の新設等を実施 政策構想力の強化に関しては、上記の「<u>軍縮不拡散・科学部の新設</u>」のほか、「<u>総合外交政策局を筆頭局とし、企画立案・総合調整機能を強化</u>」、「<u>経済協力局を改編（国別アプローチの強化）</u>」するとされている。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	年月日	組織の在り方の検討状況等	平成15年 3月27日	「外務省機構改革最終報告」を公表 当該最終報告は、「日本の安全と繁栄を実現するための能動的・戦略的な外交を展開すべく、「選択と集中」をテーマに、 <u>外交戦略策定機能の強化</u> 、 <u>日本国民の保護と危機管理</u> 、 <u>情報収集・分析能力の強化</u> 、 <u>新たな国際的枠組みの構築</u> 、 <u>平和構築・定着に向けてのイニシアティブの諸点について外交実施体制強化を図る</u> というもの	平成16年 8月1日	外務省機構改革を実施 「外務省機構改革最終報告」を踏まえ、領事サービスの向上と在留邦人の安全対策強化のための領事移住部の「領事局」への格上げ、情報収集・分析能力の強化のための「国際情報統括官」の新設、不拡散を始めとする安全保障上の取組を強化するための「軍縮不拡散・科学部」の新設、危機管理担当参事官の新設等を実施 政策構想力の強化に関しては、上記の「 <u>軍縮不拡散・科学部の新設</u> 」のほか、「 <u>総合外交政策局を筆頭局とし、企画立案・総合調整機能を強化</u> 」、「 <u>経済協力局を改編（国別アプローチの強化）</u> 」するとされている。	A-b
年月日	組織の在り方の検討状況等								
平成15年 3月27日	「外務省機構改革最終報告」を公表 当該最終報告は、「日本の安全と繁栄を実現するための能動的・戦略的な外交を展開すべく、「選択と集中」をテーマに、 <u>外交戦略策定機能の強化</u> 、 <u>日本国民の保護と危機管理</u> 、 <u>情報収集・分析能力の強化</u> 、 <u>新たな国際的枠組みの構築</u> 、 <u>平和構築・定着に向けてのイニシアティブの諸点について外交実施体制強化を図る</u> というもの								
平成16年 8月1日	外務省機構改革を実施 「外務省機構改革最終報告」を踏まえ、領事サービスの向上と在留邦人の安全対策強化のための領事移住部の「領事局」への格上げ、情報収集・分析能力の強化のための「国際情報統括官」の新設、不拡散を始めとする安全保障上の取組を強化するための「軍縮不拡散・科学部」の新設、危機管理担当参事官の新設等を実施 政策構想力の強化に関しては、上記の「 <u>軍縮不拡散・科学部の新設</u> 」のほか、「 <u>総合外交政策局を筆頭局とし、企画立案・総合調整機能を強化</u> 」、「 <u>経済協力局を改編（国別アプローチの強化）</u> 」するとされている。								
145	2 総合外交政策局の機能強化【直ちに実施】 総政局を中心に外交政策の方向性を総合的にレビューし、中長期的な外交政	また、上記を踏まえた総合外交政策局の機能強化に関しては、表12-(1)- のとおりの措置が講じられている。	A-b						

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
146	<p>策の企画立案を行う機能を強化する。また、個別の具体的重要政策の立案に関与するとともに、主管局による外交方針の策定に際して、場合によっては代案の提示を行うなどの機能を発揮させる。そのため、総合外交政策局への企画官クラスの増員を含め、体制を強化する。</p> <p>また、総合外交政策局より他局の局議に参加し、各局との連携を強化する。</p>	<p>表12-(1)- 中長期的な外交政策の企画立案を行う機能の強化等の措置実績</p> <table border="1" data-bbox="840 303 1966 1289"> <thead> <tr> <th data-bbox="840 303 1128 343">事 項</th> <th data-bbox="1128 303 1966 343">左記の事項に関する措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="840 343 1128 831"> <p>中長期的な外交政策の企画立案を行う機能を強化</p> </td> <td data-bbox="1128 343 1966 831"> <p>重要政策の決裁に当たっては、総合外交政策局を決裁ラインの最後に位置付けて関係課のコメントを総括することにより総合外交政策局の総合調整機能を強化（平成14年8月に主任課長会議等の場において総合外交政策局総務課長から周知し、その後、実施）</p> <p>総合外交政策局が中心となって平成15年度、16年度及び17年度の「重要外交政策」を策定し公表。また、これに基づいて概算要求等を実施</p> <p>平成16年8月の外務省機構改革により、総合外交政策局に複数の外交政策調整官（企画官クラス）を配置してユニット制を導入し、総合的な観点からの調整を実施予定</p> <p>また、総合外交政策局企画課の行っていた外交政策の企画・立案機能を、外交政策の総括を行う総合外交政策局総務課に移管（＝総合調整機能と企画・立案機能の連携強化）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="840 831 1128 1150"> <p>個別の具体的重要政策の立案に関与するとともに、主管局による外交方針の策定に際して、場合によっては代案の提示を行うなどの機能を発揮させる</p> </td> <td data-bbox="1128 831 1966 1150"> <p>新しい方針を設定するような重要政策の立案及び政策の優先順位の変更に当たっては、総合外交政策局長が当初の企画段階から決定段階まで関与</p> <p>具体的には総合外交政策局総務課がそれぞれの部局の局議に出席</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="840 1150 1128 1289"> <p>総合外交政策局への企画官クラスの増員を含め、体制を強化</p> </td> <td data-bbox="1128 1150 1966 1289"> <p>平成16年8月の外務省機構改革により、総合外交政策局に複数の外交政策調整官を配置</p> <p>平成15年度において総合外交政策局に新規6名及び見直し解除2名の定員を増</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	事 項	左記の事項に関する措置実績	<p>中長期的な外交政策の企画立案を行う機能を強化</p>	<p>重要政策の決裁に当たっては、総合外交政策局を決裁ラインの最後に位置付けて関係課のコメントを総括することにより総合外交政策局の総合調整機能を強化（平成14年8月に主任課長会議等の場において総合外交政策局総務課長から周知し、その後、実施）</p> <p>総合外交政策局が中心となって平成15年度、16年度及び17年度の「重要外交政策」を策定し公表。また、これに基づいて概算要求等を実施</p> <p>平成16年8月の外務省機構改革により、総合外交政策局に複数の外交政策調整官（企画官クラス）を配置してユニット制を導入し、総合的な観点からの調整を実施予定</p> <p>また、総合外交政策局企画課の行っていた外交政策の企画・立案機能を、外交政策の総括を行う総合外交政策局総務課に移管（＝総合調整機能と企画・立案機能の連携強化）</p>	<p>個別の具体的重要政策の立案に関与するとともに、主管局による外交方針の策定に際して、場合によっては代案の提示を行うなどの機能を発揮させる</p>	<p>新しい方針を設定するような重要政策の立案及び政策の優先順位の変更に当たっては、総合外交政策局長が当初の企画段階から決定段階まで関与</p> <p>具体的には総合外交政策局総務課がそれぞれの部局の局議に出席</p>	<p>総合外交政策局への企画官クラスの増員を含め、体制を強化</p>	<p>平成16年8月の外務省機構改革により、総合外交政策局に複数の外交政策調整官を配置</p> <p>平成15年度において総合外交政策局に新規6名及び見直し解除2名の定員を増</p>	A-b
事 項	左記の事項に関する措置実績										
<p>中長期的な外交政策の企画立案を行う機能を強化</p>	<p>重要政策の決裁に当たっては、総合外交政策局を決裁ラインの最後に位置付けて関係課のコメントを総括することにより総合外交政策局の総合調整機能を強化（平成14年8月に主任課長会議等の場において総合外交政策局総務課長から周知し、その後、実施）</p> <p>総合外交政策局が中心となって平成15年度、16年度及び17年度の「重要外交政策」を策定し公表。また、これに基づいて概算要求等を実施</p> <p>平成16年8月の外務省機構改革により、総合外交政策局に複数の外交政策調整官（企画官クラス）を配置してユニット制を導入し、総合的な観点からの調整を実施予定</p> <p>また、総合外交政策局企画課の行っていた外交政策の企画・立案機能を、外交政策の総括を行う総合外交政策局総務課に移管（＝総合調整機能と企画・立案機能の連携強化）</p>										
<p>個別の具体的重要政策の立案に関与するとともに、主管局による外交方針の策定に際して、場合によっては代案の提示を行うなどの機能を発揮させる</p>	<p>新しい方針を設定するような重要政策の立案及び政策の優先順位の変更に当たっては、総合外交政策局長が当初の企画段階から決定段階まで関与</p> <p>具体的には総合外交政策局総務課がそれぞれの部局の局議に出席</p>										
<p>総合外交政策局への企画官クラスの増員を含め、体制を強化</p>	<p>平成16年8月の外務省機構改革により、総合外交政策局に複数の外交政策調整官を配置</p> <p>平成15年度において総合外交政策局に新規6名及び見直し解除2名の定員を増</p>										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果				
		<p>【当省の調査結果】</p> <p>政策構想力の強化のための組織の在り方に関しては、前記の表 12-(1)- のとおり、平成 16 年 8 月に実施された外務省機構改革において、軍縮不拡散・科学部を新設する、総合外交政策局を筆頭局とし、企画立案・総合調整機能を強化する、経済協力局を改編（国別アプローチの強化）するなどの措置が講じられている。</p> <p>また、総合外交政策局の機能強化に関しては、総合外交政策局を決裁ラインの最後に位置付けて関係課のコメントを総括する、平成 16 年 8 月の外務省機構改革により複数の外交政策調整官を設置する、総合外交政策局総務課がそれぞれの部局の局議に出席するなどの措置が講じられている。</p> <p>政策構想力の強化及び総合外交政策局の機能強化に関しては、こうした平成 16 年 8 月の外務省機構改革を実施した後の各組織の実績等によって判断する必要があり、これらの強化の成果等について今後の推移を見守る必要がある。</p>					
147	<p>3 国際情報局の機能強化【直ちに実施】</p> <p>(1) 国際情報局による情報分析を具体的外交政策の立案に当たり積極的に活用するシステムを構築する。具体的には、総合外交政策局が実施している各国との政策企画協議、安全保障協議などに国際情報局が準備の段階から参画する。また、政策部局（総合外交政策局及び地域局）と国際情報局との連絡・情報の共有を一層進める。</p> <p>(2) 地域局の地域調整官に対し、国際情報局との併任を発令する。（専門職員の積極的な活用）</p> <p>(3) 国際情報局は国内外有識者との意見交換等を通じて、外部有識者等の知見を一層積極的に活用し、また、国内外有識者との間でネットワークを広げ、情報・分析機能を高めるとともに、有識者に対する発信機能も強化する。</p>	<p>国際情報局の機能強化に関しては、表12-(3)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表12-(3)- 国際情報局の機能強化に関する措置実績</p> <table border="1" data-bbox="840 858 1966 1353"> <thead> <tr> <th data-bbox="840 858 1077 895">事 項</th> <th data-bbox="1077 858 1966 895">左記の事項に関する措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="840 895 1077 1353">国際情報局による情報分析を具体的外交政策の立案に当たり活用</td> <td data-bbox="1077 895 1966 1353"> <p>総合外交政策局が実施している各国との政策企画協議、安全保障協議などについては国際情報局（平成16年8月の外務省機構改革以降は国際情報統括官。以下同じ。）が準備段階から参画。また、政策部局が主催する会議等への国際情報局の参画及び国際情報局が主催する会議等への政策部局の参画を一層推進</p> <p>具体的な活動実績は、次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際情報統括官は、週1回、特定のテーマについて事務次官にブリーフを行っているが、このブリーフに政策部局も毎回参加 ・ 従来から国際情報統括官組織において国際情勢に係る分析ペーパーを作成し、省内に報告供覧を実施しているが、その情報源、情報量を一層充実 ・ 国際情報統括官組織が外部有識者（大学講師、研究者、専門家等）から入手した情報について、その概要を作成し、関係部局に提供するとともに関係在外公館に公電を発出 </td> </tr> </tbody> </table>	事 項	左記の事項に関する措置実績	国際情報局による情報分析を具体的外交政策の立案に当たり活用	<p>総合外交政策局が実施している各国との政策企画協議、安全保障協議などについては国際情報局（平成16年8月の外務省機構改革以降は国際情報統括官。以下同じ。）が準備段階から参画。また、政策部局が主催する会議等への国際情報局の参画及び国際情報局が主催する会議等への政策部局の参画を一層推進</p> <p>具体的な活動実績は、次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際情報統括官は、週1回、特定のテーマについて事務次官にブリーフを行っているが、このブリーフに政策部局も毎回参加 ・ 従来から国際情報統括官組織において国際情勢に係る分析ペーパーを作成し、省内に報告供覧を実施しているが、その情報源、情報量を一層充実 ・ 国際情報統括官組織が外部有識者（大学講師、研究者、専門家等）から入手した情報について、その概要を作成し、関係部局に提供するとともに関係在外公館に公電を発出 	A-c
事 項	左記の事項に関する措置実績						
国際情報局による情報分析を具体的外交政策の立案に当たり活用	<p>総合外交政策局が実施している各国との政策企画協議、安全保障協議などについては国際情報局（平成16年8月の外務省機構改革以降は国際情報統括官。以下同じ。）が準備段階から参画。また、政策部局が主催する会議等への国際情報局の参画及び国際情報局が主催する会議等への政策部局の参画を一層推進</p> <p>具体的な活動実績は、次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際情報統括官は、週1回、特定のテーマについて事務次官にブリーフを行っているが、このブリーフに政策部局も毎回参加 ・ 従来から国際情報統括官組織において国際情勢に係る分析ペーパーを作成し、省内に報告供覧を実施しているが、その情報源、情報量を一層充実 ・ 国際情報統括官組織が外部有識者（大学講師、研究者、専門家等）から入手した情報について、その概要を作成し、関係部局に提供するとともに関係在外公館に公電を発出 						

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="842 268 1077 496">地域局の地域調整官に対し、国際情報局との併任を発令</td> <td data-bbox="1077 268 1966 496"> <p>地域局の地域調整官（平成16年7月で7名）及び上席専門官（16年7月で3名）に対し国際情報局への併任を発令し、これらの者を国際情報局の業務に参画させている。</p> <p>併任発令された地域調整官及び専門官は、国際情報統括官組織において主催される勉強会、ブリーフ等に出席し発言する、あるいは国際情報統括官の出張の際に同行し意見交換に参加するなど、その知識及び経験を国際情報の収集・分析に当たって活用</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 496 1077 788">外部有識者等の知見を一層積極的に活用等</td> <td data-bbox="1077 496 1966 788"> <p>各種意見交換会を通じて、外部有識者とのネットワークを広げ、発信を強化。教授クラスを含む外部有識者のスタッフとしての活用を強化</p> <p>具体的な活用実績としては、NGO主催の後援会への参加、外部有識者（大学講師、研究者、専門家等）との意見交換・情報入手、定例勉強会の開催等を実施しているほか、大学院レベル以上の外部有識者を「専門分析員」として採用し、分析業務に従事させている（平成15年度までは2人×12か月であったが16年度は4人×12か月に拡充予定）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 788 1077 954">対外情報の収集・分析を組織的かつ機動的に行い得る体制の整備</td> <td data-bbox="1077 788 1966 954"> <p>刻々と変化する国際情勢に迅速かつ柔軟に対応するための情報収集・分析体制を名実ともに整えるため、平成16年8月、国際情報局を局長級分掌職である「国際情報統括官」に、その補佐体制を現行の3課体制から4名の課長級分掌職である「国際情報官」からなる体制に変更</p> </td> </tr> </table> <p>(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p>国際情報局の機能強化については、上記のとおり、平成16年7月までに既に国際情報局として様々な活動が実施されており、16年8月以降も、これを引き継ぐ形で国際情報統括官又は国際情報統括官組織によって実施されている。</p>	地域局の地域調整官に対し、国際情報局との併任を発令	<p>地域局の地域調整官（平成16年7月で7名）及び上席専門官（16年7月で3名）に対し国際情報局への併任を発令し、これらの者を国際情報局の業務に参画させている。</p> <p>併任発令された地域調整官及び専門官は、国際情報統括官組織において主催される勉強会、ブリーフ等に出席し発言する、あるいは国際情報統括官の出張の際に同行し意見交換に参加するなど、その知識及び経験を国際情報の収集・分析に当たって活用</p>	外部有識者等の知見を一層積極的に活用等	<p>各種意見交換会を通じて、外部有識者とのネットワークを広げ、発信を強化。教授クラスを含む外部有識者のスタッフとしての活用を強化</p> <p>具体的な活用実績としては、NGO主催の後援会への参加、外部有識者（大学講師、研究者、専門家等）との意見交換・情報入手、定例勉強会の開催等を実施しているほか、大学院レベル以上の外部有識者を「専門分析員」として採用し、分析業務に従事させている（平成15年度までは2人×12か月であったが16年度は4人×12か月に拡充予定）</p>	対外情報の収集・分析を組織的かつ機動的に行い得る体制の整備	<p>刻々と変化する国際情勢に迅速かつ柔軟に対応するための情報収集・分析体制を名実ともに整えるため、平成16年8月、国際情報局を局長級分掌職である「国際情報統括官」に、その補佐体制を現行の3課体制から4名の課長級分掌職である「国際情報官」からなる体制に変更</p>	
地域局の地域調整官に対し、国際情報局との併任を発令	<p>地域局の地域調整官（平成16年7月で7名）及び上席専門官（16年7月で3名）に対し国際情報局への併任を発令し、これらの者を国際情報局の業務に参画させている。</p> <p>併任発令された地域調整官及び専門官は、国際情報統括官組織において主催される勉強会、ブリーフ等に出席し発言する、あるいは国際情報統括官の出張の際に同行し意見交換に参加するなど、その知識及び経験を国際情報の収集・分析に当たって活用</p>								
外部有識者等の知見を一層積極的に活用等	<p>各種意見交換会を通じて、外部有識者とのネットワークを広げ、発信を強化。教授クラスを含む外部有識者のスタッフとしての活用を強化</p> <p>具体的な活用実績としては、NGO主催の後援会への参加、外部有識者（大学講師、研究者、専門家等）との意見交換・情報入手、定例勉強会の開催等を実施しているほか、大学院レベル以上の外部有識者を「専門分析員」として採用し、分析業務に従事させている（平成15年度までは2人×12か月であったが16年度は4人×12か月に拡充予定）</p>								
対外情報の収集・分析を組織的かつ機動的に行い得る体制の整備	<p>刻々と変化する国際情勢に迅速かつ柔軟に対応するための情報収集・分析体制を名実ともに整えるため、平成16年8月、国際情報局を局長級分掌職である「国際情報統括官」に、その補佐体制を現行の3課体制から4名の課長級分掌職である「国際情報官」からなる体制に変更</p>								
148	<p>4 政策情報の一元化【直ちに着手】</p> <p>下記の項目13の1の「外務省IT推進3ヶ年計画」の中で外交政策に関する情報を省内で広く共有するための体制作りを進める。</p>	<p>外交政策に関する情報を省内で広く共有するため、次の措置が講じられている。</p> <p>省内LANホームページにおいて、共用のデータベースに登録された「各国・地域情勢」、「内外経済データ」、「貿易統計」、「国際約束・経済コミュニケ」等の閲覧を可能とした。</p> <p>省内LANホームページの使用頻度の高い項目について並べ替えるなど画面レイアウトを改善</p>	A-c						

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
		<p>平成15年度に決定した「e-外務省構築基本構想」を、平成16年度も引き続き継続・実施し、ITを活用したより一層の業務改革を推進</p> <p>このうち省内LANホームページにおける情報の掲載状況については、表12-(4)- のような情報が掲載されている。</p> <p>表12-(4)- 省内LANホームページにおける情報の掲載状況</p> <table border="1" data-bbox="840 507 1966 874"> <thead> <tr> <th data-bbox="840 507 1037 544">区 分</th> <th data-bbox="1037 507 1966 544">省内LANホームページの主な掲載内容（平成15年9月現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="840 544 1037 675">報道関連</td> <td data-bbox="1037 544 1966 675">報道・広報戦略担当、ニュースサマリー、記事資料、会見懇談等日程、会見記録、英文プレスリリース、外国プレス会見記録、海外論調分析、その他外国プレス関連資料、報道関係機関連絡先、外務省関連報道テレビモニター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="840 675 1037 805">広報関連</td> <td data-bbox="1037 675 1966 805">海外広報課（16年8月以降は総合計画課）ホームページ（海外広報出版物リスト、海外広報ビデオリスト等）、国内広報課ホームページ、国内広報課広報利用媒体一覧、来週の外務省関係者による国内講演、広報のための注意用語集、講演・出版・寄稿等届書式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="840 805 1037 874">外務省ホームページ</td> <td data-bbox="1037 805 1966 874">英語版、日本語版、Japan Information Network、ホームページ関連情報、海外危険情報一覧</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	区 分	省内LANホームページの主な掲載内容（平成15年9月現在）	報道関連	報道・広報戦略担当、ニュースサマリー、記事資料、会見懇談等日程、会見記録、英文プレスリリース、外国プレス会見記録、海外論調分析、その他外国プレス関連資料、報道関係機関連絡先、外務省関連報道テレビモニター	広報関連	海外広報課（16年8月以降は総合計画課）ホームページ（海外広報出版物リスト、海外広報ビデオリスト等）、国内広報課ホームページ、国内広報課広報利用媒体一覧、来週の外務省関係者による国内講演、広報のための注意用語集、講演・出版・寄稿等届書式	外務省ホームページ	英語版、日本語版、Japan Information Network、ホームページ関連情報、海外危険情報一覧	
区 分	省内LANホームページの主な掲載内容（平成15年9月現在）										
報道関連	報道・広報戦略担当、ニュースサマリー、記事資料、会見懇談等日程、会見記録、英文プレスリリース、外国プレス会見記録、海外論調分析、その他外国プレス関連資料、報道関係機関連絡先、外務省関連報道テレビモニター										
広報関連	海外広報課（16年8月以降は総合計画課）ホームページ（海外広報出版物リスト、海外広報ビデオリスト等）、国内広報課ホームページ、国内広報課広報利用媒体一覧、来週の外務省関係者による国内講演、広報のための注意用語集、講演・出版・寄稿等届書式										
外務省ホームページ	英語版、日本語版、Japan Information Network、ホームページ関連情報、海外危険情報一覧										
149	<p>5 外部シンクタンクの有効活用【平成14年12月末までに方針決定、15年1月より実施】</p> <p>国際問題研究所を中心とした外部シンクタンクの一層の活用、外務省と外部研究者との交流、研究の活発化を図る。</p>	<p>日本国際問題研究所を中心とした外部シンクタンクの一層の活用等を図るため、表12-(5)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表12-(5)- 外部シンクタンクの活用に関する措置実績</p> <table border="1" data-bbox="840 1182 1966 1422"> <thead> <tr> <th data-bbox="840 1182 1037 1219">年月日</th> <th data-bbox="1037 1182 1966 1219">外部シンクタンクの一層の活用を図るための主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="840 1219 1037 1287">平成14年9月</td> <td data-bbox="1037 1219 1966 1287">国際情報局審議官を長に、研究所の役割・在り方を検討する省内チーム「日本国際問題研究所活用検討委員会」を設置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="840 1287 1037 1422">平成15年4月</td> <td data-bbox="1037 1287 1966 1422">「日本国際問題研究所活用検討委員会」における8回の検討を踏まえ、日本国際問題研究所に対し、次に沿って活動を実施するよう申入れ (1) 「外交政策シンクタンク」としての機能・役割強化 (イ) 政策提言機能の強化</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	外部シンクタンクの一層の活用を図るための主な措置	平成14年9月	国際情報局審議官を長に、研究所の役割・在り方を検討する省内チーム「日本国際問題研究所活用検討委員会」を設置	平成15年4月	「日本国際問題研究所活用検討委員会」における8回の検討を踏まえ、日本国際問題研究所に対し、次に沿って活動を実施するよう申入れ (1) 「外交政策シンクタンク」としての機能・役割強化 (イ) 政策提言機能の強化	A-c		
年月日	外部シンクタンクの一層の活用を図るための主な措置										
平成14年9月	国際情報局審議官を長に、研究所の役割・在り方を検討する省内チーム「日本国際問題研究所活用検討委員会」を設置										
平成15年4月	「日本国際問題研究所活用検討委員会」における8回の検討を踏まえ、日本国際問題研究所に対し、次に沿って活動を実施するよう申入れ (1) 「外交政策シンクタンク」としての機能・役割強化 (イ) 政策提言機能の強化										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
		<table border="1" data-bbox="842 264 1964 660"> <tr> <td data-bbox="842 264 1039 528"></td> <td data-bbox="1039 264 1964 528"> (ロ)「トラック」活動の積極的実施 (ハ) 知的コミュニティとの一層の交流、知的連携の強化 (ニ) 知名度の向上、発信機能の強化 (2) 経営基盤の改善と強化（財源の多角化、経営合理化によるコスト削減の推進等） 上記を踏まえ、平成15年4月以降、日本国際問題研究所において、研究活動の活性化、研究者等の育成支援、予算・資金面での抜本的改革を目指す諸改革案を試行中 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="842 528 1039 660">平成16年8月</td> <td data-bbox="1039 528 1964 660"> 日本国際問題研究所の業務を従来の調査研究から政策提言を始めとする外交政策シンクタンクとしての活動に重点を移すとの観点から、外務省機構改革の実施に合わせて同研究所の主管局を、国際情報局から総合外交政策局に移管 </td> </tr> </table> <p data-bbox="842 660 1964 703">(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p data-bbox="842 703 1964 799">上記の措置を踏まえた日本国際問題研究所における「外交政策シンクタンク」としての機能・役割強化に係る措置実績は、表12-(5)- のとおりとなっている。</p> <p data-bbox="842 799 1964 895">表12-(5)- 日本国際問題研究所における「外交政策シンクタンク」としての機能・役割強化の実績</p> <table border="1" data-bbox="842 895 1964 1326"> <thead> <tr> <th data-bbox="842 895 1039 967">研究所への申入れ事項</th> <th data-bbox="1039 895 1964 967">左記の事項の措置実績（平成16年8月末現在）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="842 967 1039 1326">「外交政策シンクタンク」としての機能・役割強化</td> <td data-bbox="1039 967 1964 1326"> 緊急性のないテーマを可能な限り排除し、緊急で関心の高い課題について政策提言を行うという観点の下、補助金事業を次のとおり変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年度補助金事業は申入れの時点（平成15年4月）で決定されていたが、申入れを踏まえ、4つのプロジェクトを廃止（削減額2,756万円）し、当該金額を緊急性の高いプロジェクトに追加配分 ・ 平成16年度予算要求において、政策提言を行う「外部シンクタンク」への本格的脱皮を図るため、従来からあった「外交問題研究」の項目を廃止し、代わって「政策研究及び提言」の項目を設定 メディアが主催する公開シンポジウム（平成15年10月）に参加 国連大学との共催によるシンポジウム（平成16年2月24日及び25日）を開催 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="842 1326 1964 1361">(注) 1 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p data-bbox="842 1361 1964 1391">2 日本国際問題研究所は、上記のほか、平成15年4月の外務省からの申入れを踏まえ、</p>		(ロ)「トラック」活動の積極的実施 (ハ) 知的コミュニティとの一層の交流、知的連携の強化 (ニ) 知名度の向上、発信機能の強化 (2) 経営基盤の改善と強化（財源の多角化、経営合理化によるコスト削減の推進等） 上記を踏まえ、平成15年4月以降、日本国際問題研究所において、研究活動の活性化、研究者等の育成支援、予算・資金面での抜本的改革を目指す諸改革案を試行中	平成16年8月	日本国際問題研究所の業務を従来の調査研究から政策提言を始めとする外交政策シンクタンクとしての活動に重点を移すとの観点から、外務省機構改革の実施に合わせて同研究所の主管局を、国際情報局から総合外交政策局に移管	研究所への申入れ事項	左記の事項の措置実績（平成16年8月末現在）	「外交政策シンクタンク」としての機能・役割強化	緊急性のないテーマを可能な限り排除し、緊急で関心の高い課題について政策提言を行うという観点の下、補助金事業を次のとおり変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年度補助金事業は申入れの時点（平成15年4月）で決定されていたが、申入れを踏まえ、4つのプロジェクトを廃止（削減額2,756万円）し、当該金額を緊急性の高いプロジェクトに追加配分 ・ 平成16年度予算要求において、政策提言を行う「外部シンクタンク」への本格的脱皮を図るため、従来からあった「外交問題研究」の項目を廃止し、代わって「政策研究及び提言」の項目を設定 メディアが主催する公開シンポジウム（平成15年10月）に参加 国連大学との共催によるシンポジウム（平成16年2月24日及び25日）を開催	
	(ロ)「トラック」活動の積極的実施 (ハ) 知的コミュニティとの一層の交流、知的連携の強化 (ニ) 知名度の向上、発信機能の強化 (2) 経営基盤の改善と強化（財源の多角化、経営合理化によるコスト削減の推進等） 上記を踏まえ、平成15年4月以降、日本国際問題研究所において、研究活動の活性化、研究者等の育成支援、予算・資金面での抜本的改革を目指す諸改革案を試行中										
平成16年8月	日本国際問題研究所の業務を従来の調査研究から政策提言を始めとする外交政策シンクタンクとしての活動に重点を移すとの観点から、外務省機構改革の実施に合わせて同研究所の主管局を、国際情報局から総合外交政策局に移管										
研究所への申入れ事項	左記の事項の措置実績（平成16年8月末現在）										
「外交政策シンクタンク」としての機能・役割強化	緊急性のないテーマを可能な限り排除し、緊急で関心の高い課題について政策提言を行うという観点の下、補助金事業を次のとおり変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成15年度補助金事業は申入れの時点（平成15年4月）で決定されていたが、申入れを踏まえ、4つのプロジェクトを廃止（削減額2,756万円）し、当該金額を緊急性の高いプロジェクトに追加配分 ・ 平成16年度予算要求において、政策提言を行う「外部シンクタンク」への本格的脱皮を図るため、従来からあった「外交問題研究」の項目を廃止し、代わって「政策研究及び提言」の項目を設定 メディアが主催する公開シンポジウム（平成15年10月）に参加 国連大学との共催によるシンポジウム（平成16年2月24日及び25日）を開催										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																	
		<p>次のような「経営基盤の改善と強化」のための方策を実施している。</p> <p>自主的に平成15年度予算から2,000万円強の経費支出を圧縮する案を提出し、実行（理事長車廃止（550万円）、定期昇給凍結（150万円、ボーナス削減（1,050万円、特別研究手当の支給停止（260万円、新聞購読費の削減（24万円）</p> <p>職員数削減による人件費の圧縮、不動産会社とのオフィス借料値下げ交渉による経費削減を実施</p> <p>自主財源収入を強化するため、法人会員、個人会員を拡大するためのキャンペーンを実施 等</p> <p>以上のほか、従来、国際情報局から日本国際問題研究所のみに外注されていた委託研究・調査について、他のシンクタンクを一層活用し、より多くの研究機関、研究者との連携を構築するため、平成15年度から原則としてすべての委託研究・調査を企画招へい（コンペ）によることとしており、表12-(5)- のとおり、外部シンクタンクの一層の活用が図られている状況がみられた。</p> <p>表12-(5)- 国際情報局委託研究・調査の実績</p> <table border="1" data-bbox="842 799 1966 1201"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">国際情報局委託研究・調査の実績</th> </tr> <tr> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>9件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>50,453,681円</td> <td>18,420,340円</td> </tr> <tr> <td>委託先</td> <td>9件すべてが日本国際問題研究所</td> <td>2件は日本国際問題研究所 その他の4件は、日本国際問題研究所以外の民間シンクタンク</td> </tr> <tr> <td>委託方法</td> <td>9件すべてが随意契約</td> <td>6件のすべてが企画招へい（コンペ） ・ 必要な案件について公示 ・ シンクタンク等から提出された企画書を国際情報局調査室で採点 ・ 採点の高い企画書を採用</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）外務省の資料に基づき当省が作成した。</p>	区分	国際情報局委託研究・調査の実績		平成14年度	平成15年度	件数	9件	6件	金額	50,453,681円	18,420,340円	委託先	9件すべてが日本国際問題研究所	2件は日本国際問題研究所 その他の4件は、日本国際問題研究所以外の民間シンクタンク	委託方法	9件すべてが随意契約	6件のすべてが企画招へい（コンペ） ・ 必要な案件について公示 ・ シンクタンク等から提出された企画書を国際情報局調査室で採点 ・ 採点の高い企画書を採用	
区分	国際情報局委託研究・調査の実績																			
	平成14年度	平成15年度																		
件数	9件	6件																		
金額	50,453,681円	18,420,340円																		
委託先	9件すべてが日本国際問題研究所	2件は日本国際問題研究所 その他の4件は、日本国際問題研究所以外の民間シンクタンク																		
委託方法	9件すべてが随意契約	6件のすべてが企画招へい（コンペ） ・ 必要な案件について公示 ・ シンクタンク等から提出された企画書を国際情報局調査室で採点 ・ 採点の高い企画書を採用																		

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																					
150	<p>6 省内での政策提言の促進【平成14年12月末までに方針決定、15年1月より実施】</p> <p>総合外交政策局内に省員からのメール又は書面による政策提言提出の窓口を設ける。提出された意見は、同局による政策立案、代案策定の参考とする。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>平成15年2月7日、「政策提言窓口」が総合外交政策局内に設置され、メール及び書面での提出の受付が開始されている（16年7月までに5件受付）。</p> <p>政策提言窓口は、省内LANホームページ上の回章をもって全職員に周知されており、同回章において、次の事項が明記されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出意見は、総合外交政策局総務課長及び同総務課長が指名した総務課員に限り閲覧することとし、意見提出者に不利益が生じないよう配慮する。 ・ 内容に応じ、総合外交政策局総務課長の判断により、必要に応じ、主管部局及び関連部局の局部長及び課室長に対して、提出者名を伏せた上で然るべく配布し、政策立案の参考とさせる。 <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>36公館の404人を対象として「政策提言窓口を利用したことがあるか」について調査したところ、表12-(6)- のとおり、「利用したことがある」とする者が2人（0.3%）、「利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない」とする者が15人（3.7%）、「利用しようと思ったことがない」とする者が107人（26.5%）であるのに対し、「知らなかった」とする者が253人（62.6%）に上っている。</p> <p>表12-(6)- 政策提言窓口の利用について</p> <p style="text-align: right;">（単位：人、%）</p> <table border="1" data-bbox="840 1069 1966 1337"> <thead> <tr> <th>回答区分</th> <th>回答者数</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用したことがある</td> <td>2</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない</td> <td>15</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>利用しようと思ったことがない</td> <td>107</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>知らなかった</td> <td>253</td> <td>62.6</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>27</td> <td>6.7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>404</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当省の意識調査結果による。</p>	回答区分	回答者数	構成比	利用したことがある	2	0.5	利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない	15	3.7	利用しようと思ったことがない	107	26.5	知らなかった	253	62.6	無回答	27	6.7	合計	404	100.0	A-a
回答区分	回答者数	構成比																						
利用したことがある	2	0.5																						
利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない	15	3.7																						
利用しようと思ったことがない	107	26.5																						
知らなかった	253	62.6																						
無回答	27	6.7																						
合計	404	100.0																						

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>これらのうち「利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない」とする15人及び「利用しようと思ったことがない」とする107人に対し、その理由を聴取したところ、特に提案するものがなかった、日々の業務に追われて利用することができなかったなどを挙げている者が多いが、中には、次のような理由が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送ったメールが名前と共に一人歩きしそうで不安。書面でも匿名性がどこまで保たれるのか不明（類似意見4人） <p>また、今回、館員から面談により「利用しなかった」とする理由を聴取したところ、次のような理由を挙げている者がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案をしようと思ったが、それまでに、「こんな未熟な提案が若手職員である誰それから提出されてきた」という話が広まったことがあり、提案の内容にそれほど自信があったわけではないので、結局提案はしなかった。未熟な提案を行うと名前を出されて揶揄されることになる可能性がある限り、怖くて提案などできない。 <p><所見> 「政策提言窓口」については、より多くの職員から積極的な政策提言を受け取り、これを政策の企画立案に活用することができるようにするため、改めて職員に周知を徹底するとともに、職員の積極的な参加を得る工夫を図るなど、その運営に関して一層の改善を図る必要がある。</p>	
151	<p>7 首脳外交体制の強化【直ちに実施】 G 8 サミットを含め、首脳外交を支援する体制を一層拡充する。かかる取組の一環として、総合外交政策局の主催の下、首脳外交戦略策定会議を定期的開催し、G 8 サミットを始めとする、二国間、多国間の首脳会談・会合についての戦略を議論し、策定する。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 首脳会談・会合のための戦略のアウトラインを形成するため、総合外交政策局により、地域課等とブレーストーミング会合（「首脳外交戦略会議」をいう。）が定期的開催されている。 また、平成 16 年 8 月の外務省機構改革により、総合外交政策局における全省的な外交政策の企画、立案、調整等のための体制強化の一環として同局総務課に複数の外交政策調整官が配置され、二国間・多数国間の首脳会談・会合に向け、この外交政策調整官を中心に関係各課を取り込んだブレーストーミング会合が随時開催されている。</p> <p>【当省の調査結果】 G 8 サミット関連のブレーストーミング会合の最近の実績をみると、少なくとも月 1 回程度は開催されている。</p>	A-b

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>また、外務省は、「平成16年8月の外務省機構改革により外交政策調整官が配置されたことにより、二国間・多数国間の首脳会談・会合（外相会談・会合）に向け、関係各課を取り込んだブレイク・ストーミング会合を今まで以上に頻繁に開催し、会談・会合の意義や目的についてより明確な位置づけを図るとともに、各部局との連携を図りつつ、横断的かつ総合的な見地から政策判断を行うことが可能になった。」としている。</p> <p>外交政策調整官の所掌事務をみると、その一つとして、「重要な外交行事（首脳、大臣の外国訪問、首脳会談、外相会談、次官級協議等）について、目指すべき成果を明確にし、対処方針等の内容を調整する」が挙げられている。</p> <p>首脳外交体制の強化については、外交政策調整官を中心とした外交政策局の実績等によって判断する必要があり、これらの強化の成果等について今後の推移を見守る必要がある。</p>	
152	<p>グローバリゼーションの流れが加速し、G8サミットが果たすべき役割は多岐に亘ってきている。このため、シェルパ首脳個人代表は関係省庁等とも広く連携し、日本としての提言とりまとめを行うなど、更に効果的かつ戦略的にその役割を遂行し、総理を補佐する体制を強化する。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>平成16年7月の「外務省改革の進捗状況」において、「首脳個人代表である経済担当外務審議官主催で従来行ってきた関係省庁との定例懇談会（毎週）をサミットの準備のためにもより積極的に活用しているほか、様々な分野・局面において、関係する省庁との連絡・協調関係を緊密化する等して「オール・ジャパン」でのサミット外交の推進に努めている」とされている。</p> <p>外務省は、これらの関係府省との連携に関して、次のように説明している。</p> <p>「行動計画」の策定前と比較して、各省との連絡・協調がより密接になってきていることに加え、経済担当外務審議官主催の定例懇談会が、以前は各省間の日程等に係る情報交換にとどまっていたものの、外務省改革を踏まえ同懇談会の活性化に努めた結果、徐々にG8サミット関連事項等についてより実質的な議論が行われるようになり、現在では、各省間の政策調整の場となってきている。</p> <p>【当省の調査結果】</p> <p>関係府省との連携状況について調査したところ、シェルパ首脳個人代表である経済担当外務審議官による関係府省との定例懇談会（外務省を含めて5府省で構成）が、基本的に毎週1回開催されており、また、G8サミット関連事項についてG8サミット関係省庁連絡調整会議（14府省の局長クラスで構成）が必要な都度開催されている。ただし、これらの会議は、「行動計画」の策定前から開催されているものであり、これらの会議について「行動計画」の策定前後で量的又は質的な差違は把握できなかった。</p> <p>このため、「行動計画」における「関係省庁等とも広く連携し、日本としての提言とりまとめを行うなど、更に効果的かつ戦略的にその役割を遂行し、総理を補佐する体制」が強化</p>	A-b

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		されるに至ったかどうかについては、現在のところ判断する材料がなく、関係府省との定例懇談会等の活動の実績等について、今後の推移を見守る必要がある。	
153	<p>8 外務大臣補佐体制の整備・強化【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに結論】</p> <p>外部人材の起用及び総合外交政策局を活用した外務大臣補佐体制の整備・強化を図る。</p>	<p>外部人材の起用及び総合外交政策局を活用した外務大臣補佐体制の整備・強化については、次のような措置が講じられている。</p> <p>外部人材の起用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「行動計画」の策定以降、外部から本省幹部として6人（平成16年8月現在）を起用 ・ 任期付職員採用制度の活用による外部専門家を1人採用 ・ 専門分析員の採用者数の増（これまで2人であったものを平成16年度から4人に増） ・ 「外交政策評価パネル」の設置と報告書の作成（平成15年9月公表） ・ 日本国際問題研究所の役割の見直し、外部シンクタンクのより一層の活用 <p>総合外交政策局を活用した外務大臣補佐体制の整備・強化</p> <p>総合外交政策局の機能強化については、前記「項目12 政策構想力の強化」の「2 総合外交政策局の機能強化」の145「中長期的な外交政策の企画立案機能の強化」及び146「総合外交政策局と他局との連携の強化」のとおり措置が講じられているほか、平成16年8月の外務省機構改革により、総合外交政策局に複数の外交政策調整官が配置され、ユニット制が導入されるなどの措置が講じられている。</p>	A-c

項目 13 事務の合理化

ア 調査結果の概要

本項目においては、「ITシステムの高度化の実現」など3事項の措置を講ずることとされている。

今回、これら3事項の措置状況について調査した結果、平成14年4月から業務状況の再点検が開始され、その再点検の結果を踏まえ、在外公館の一部について見直しが行われるとともに、外務本省・在外公館の通信の中心を占める電信について新電信システムの開発が進められるなど、3事項のすべてについて措置が講じられている。

しかしながら、これら3事項について実績や成果が上がっているかとの観点から改善状況をみると、調査した館員404人のうち「定型化している業務や需要の低い業務を整理・縮小し、より優先度の高い業務への人的・物的資源の再配分が進んでいない」とする者が225人(55.7%)みられるなど、2事項について一層の改善を図る必要がみられた。

イ 総括表

(単位：事項)

No.	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの			措置が講じられていないもの	
		A	A-a	A-b		A-c
154	ITシステムの高度化の実現 省内有志による「変えよう！変わろう！外務省」から提起された事務の合理化案の実現 よりプライオリティの高い業務への人的・物的リソースの再配分の推進					
155						
156						
合計		3	2	0	1	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「 」は、「措置が講じられているもの」等の区分に該当することを示している。

ウ 個別事項の調査結果

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																
154	<p>1 外務省の本格的なIT化の推進【3ヶ年計画は平成14年9月末までに策定。15年度以降の概算要求に反映】 「外務省IT推進3カ年計画」を策定し、21世紀の我が国外交のIT基盤を強化する。このため、担当課室の一本化、IT担当官400人の養成、ITシステムの高度化を外務省の優先政策として実現する。</p>	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 平成14年8月以降、IT化の推進に関して、表13-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表13-(1)- 外務省のIT化の推進のための施策の実績</p> <table border="1" data-bbox="824 608 1984 1369"> <thead> <tr> <th data-bbox="824 608 1032 644">年月日</th> <th data-bbox="1032 608 1984 644">IT化の推進のための施策の実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="824 644 1032 681">平成14年8月</td> <td data-bbox="1032 644 1984 681">「外務省IT推進3カ年計画」を策定・公表</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 681 1032 746">12月</td> <td data-bbox="1032 681 1984 746">平成15年度政府予算案にて重点事項「IT化の推進」として約142億円を計上（平成14年度予算は約117億円）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 746 1032 858">平成15年1月</td> <td data-bbox="1032 746 1984 858">「総合的文書管理システム」の試行運用開始 報告・供覧文書を含め紙のファイルから電子ファイルへと変更するもの。情報公開に備えた行政文書ファイル管理簿の作成もこのシステムを活用して実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 858 1032 1002">3月</td> <td data-bbox="1032 858 1984 1002">「外務省電子申請・届出システム」の運用開始 本システムは、外務省が所管する法令の規定に基づく申請・届出等の手続について、従来の書面での提出に加え、インターネットを通じても可能とするもの。「在留届」については、平成15年4月からすべての在外公館において手続が可能となっている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 1002 1032 1161">5月</td> <td data-bbox="1032 1002 1984 1161">「IT担当官及び通信担当官に対する情報通信技術研修計画」を策定し、これに基づき、次の研修を実施 ・ 在外通信担当官の技術水準の底上げのための「基礎研修」 ・ 本省の情報通信部門にIT化の中核となるIT担当官を確保するための「中堅研修」及び「基幹研修」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 1161 1032 1281">12月</td> <td data-bbox="1032 1161 1984 1281">「外務省電子政府構築計画」を含む「e-外務省構築基本構想」を策定・公表 「国民向けサービスの強化」、「外交政策の策定・推進」、「危機管理」及び「情報発受信」を4つの柱として、ITを活用した業務改革を推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="824 1281 1032 1369">平成16年3月</td> <td data-bbox="1032 1281 1984 1369">「外務省電子申請・届出システム」において可能な手続を拡大 「証明申請関連」、「アジア太平洋経済協力（APEC）商用渡航カードキー（ABTC）申請手続」等が新たに可能となった。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 外務省の提出資料に基づき当省が作成した。</p>	年月日	IT化の推進のための施策の実績	平成14年8月	「外務省IT推進3カ年計画」を策定・公表	12月	平成15年度政府予算案にて重点事項「IT化の推進」として約142億円を計上（平成14年度予算は約117億円）	平成15年1月	「総合的文書管理システム」の試行運用開始 報告・供覧文書を含め紙のファイルから電子ファイルへと変更するもの。情報公開に備えた行政文書ファイル管理簿の作成もこのシステムを活用して実施	3月	「外務省電子申請・届出システム」の運用開始 本システムは、外務省が所管する法令の規定に基づく申請・届出等の手続について、従来の書面での提出に加え、インターネットを通じても可能とするもの。「在留届」については、平成15年4月からすべての在外公館において手続が可能となっている。	5月	「IT担当官及び通信担当官に対する情報通信技術研修計画」を策定し、これに基づき、次の研修を実施 ・ 在外通信担当官の技術水準の底上げのための「基礎研修」 ・ 本省の情報通信部門にIT化の中核となるIT担当官を確保するための「中堅研修」及び「基幹研修」	12月	「外務省電子政府構築計画」を含む「e-外務省構築基本構想」を策定・公表 「国民向けサービスの強化」、「外交政策の策定・推進」、「危機管理」及び「情報発受信」を4つの柱として、ITを活用した業務改革を推進	平成16年3月	「外務省電子申請・届出システム」において可能な手続を拡大 「証明申請関連」、「アジア太平洋経済協力（APEC）商用渡航カードキー（ABTC）申請手続」等が新たに可能となった。	A-a
年月日	IT化の推進のための施策の実績																		
平成14年8月	「外務省IT推進3カ年計画」を策定・公表																		
12月	平成15年度政府予算案にて重点事項「IT化の推進」として約142億円を計上（平成14年度予算は約117億円）																		
平成15年1月	「総合的文書管理システム」の試行運用開始 報告・供覧文書を含め紙のファイルから電子ファイルへと変更するもの。情報公開に備えた行政文書ファイル管理簿の作成もこのシステムを活用して実施																		
3月	「外務省電子申請・届出システム」の運用開始 本システムは、外務省が所管する法令の規定に基づく申請・届出等の手続について、従来の書面での提出に加え、インターネットを通じても可能とするもの。「在留届」については、平成15年4月からすべての在外公館において手続が可能となっている。																		
5月	「IT担当官及び通信担当官に対する情報通信技術研修計画」を策定し、これに基づき、次の研修を実施 ・ 在外通信担当官の技術水準の底上げのための「基礎研修」 ・ 本省の情報通信部門にIT化の中核となるIT担当官を確保するための「中堅研修」及び「基幹研修」																		
12月	「外務省電子政府構築計画」を含む「e-外務省構築基本構想」を策定・公表 「国民向けサービスの強化」、「外交政策の策定・推進」、「危機管理」及び「情報発受信」を4つの柱として、ITを活用した業務改革を推進																		
平成16年3月	「外務省電子申請・届出システム」において可能な手続を拡大 「証明申請関連」、「アジア太平洋経済協力（APEC）商用渡航カードキー（ABTC）申請手続」等が新たに可能となった。																		

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果												
	<p>また、「外務省IT推進3カ年計画」及び「e-外務省構築基本構想」に基づく主なIT化の推進実績は、表13-(1)- のとおりとなっている。</p> <p>表13-(1)- 「外務省IT推進3カ年計画」等に基づく主なIT化の推進実績</p> <table border="1" data-bbox="826 405 1980 1287"> <thead> <tr> <th data-bbox="826 405 1099 443">具体的施策</th> <th data-bbox="1099 405 1980 443">主なIT化の推進実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="826 443 1099 799">在留邦人と在外公館を直接結ぶ領事サービスの向上</td> <td data-bbox="1099 443 1980 799"> <p>インターネットを通じた在留届の提出受付システムの開始(平成15年4月から全在外公館にて開始。16年7月までに約12,000件の届出を受付)</p> <p>日本国内での旅券発給申請のオンライン化について、システムの開発・実証実験等を経て、岡山県において運用を開始。今後も認証サービス等条件の整ったところから順次実施予定</p> <p>在留邦人向けメール配信サービス(安全対策情報等)の拡充(平成16年10月現在74公館で実施(運用開始に向け準備中のものを含む。))</p> <p>「海外安全ホームページ」の情報拡充(在留邦人向け安全対策マニュアルの掲載等)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 799 1099 959">広報広聴体制の再構築(分かりやすい外交)</td> <td data-bbox="1099 799 1980 959"> <p>外務省ホームページの利便性の向上(利用者のニーズに合わせたメニューの改善。一部情報の動画・音声での発信、バリアフリー化の推進。i-mode版ホームページ開設等)</p> <p>衛星テレビ回線を通じて、イラク等からの中継を行うなど、外務省タウンミーティングの内容の充実化を実施</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 959 1099 1091">危機管理体制の整備</td> <td data-bbox="1099 959 1980 1091"> <p>情報セキュリティ機能強化(情報セキュリティポリシーの見直し・徹底等)</p> <p>情報システム基盤の更なる機能強化(在外公館における緊急手段としての衛星電話の配備・運用体制の見直し等)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1091 1099 1187">外務省員の意識改革、研修プログラムの強化・拡充</td> <td data-bbox="1099 1091 1980 1187">ITを活用した研修プログラムの策定(平成16年度から、情報通信に関するオンライン研修の新設(在外公館職員のための研修))</td> </tr> <tr> <td data-bbox="826 1187 1099 1287">外務省予算の効率的な使用・透明性の確保</td> <td data-bbox="1099 1187 1980 1287"> <p>インターネットを通じた電子入札の実現(平成16年2月開始)</p> <p>インターネット上に入札案件等調達情報の掲載(平成13年9月開始)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	具体的施策	主なIT化の推進実績	在留邦人と在外公館を直接結ぶ領事サービスの向上	<p>インターネットを通じた在留届の提出受付システムの開始(平成15年4月から全在外公館にて開始。16年7月までに約12,000件の届出を受付)</p> <p>日本国内での旅券発給申請のオンライン化について、システムの開発・実証実験等を経て、岡山県において運用を開始。今後も認証サービス等条件の整ったところから順次実施予定</p> <p>在留邦人向けメール配信サービス(安全対策情報等)の拡充(平成16年10月現在74公館で実施(運用開始に向け準備中のものを含む。))</p> <p>「海外安全ホームページ」の情報拡充(在留邦人向け安全対策マニュアルの掲載等)</p>	広報広聴体制の再構築(分かりやすい外交)	<p>外務省ホームページの利便性の向上(利用者のニーズに合わせたメニューの改善。一部情報の動画・音声での発信、バリアフリー化の推進。i-mode版ホームページ開設等)</p> <p>衛星テレビ回線を通じて、イラク等からの中継を行うなど、外務省タウンミーティングの内容の充実化を実施</p>	危機管理体制の整備	<p>情報セキュリティ機能強化(情報セキュリティポリシーの見直し・徹底等)</p> <p>情報システム基盤の更なる機能強化(在外公館における緊急手段としての衛星電話の配備・運用体制の見直し等)</p>	外務省員の意識改革、研修プログラムの強化・拡充	ITを活用した研修プログラムの策定(平成16年度から、情報通信に関するオンライン研修の新設(在外公館職員のための研修))	外務省予算の効率的な使用・透明性の確保	<p>インターネットを通じた電子入札の実現(平成16年2月開始)</p> <p>インターネット上に入札案件等調達情報の掲載(平成13年9月開始)</p>	
具体的施策	主なIT化の推進実績													
在留邦人と在外公館を直接結ぶ領事サービスの向上	<p>インターネットを通じた在留届の提出受付システムの開始(平成15年4月から全在外公館にて開始。16年7月までに約12,000件の届出を受付)</p> <p>日本国内での旅券発給申請のオンライン化について、システムの開発・実証実験等を経て、岡山県において運用を開始。今後も認証サービス等条件の整ったところから順次実施予定</p> <p>在留邦人向けメール配信サービス(安全対策情報等)の拡充(平成16年10月現在74公館で実施(運用開始に向け準備中のものを含む。))</p> <p>「海外安全ホームページ」の情報拡充(在留邦人向け安全対策マニュアルの掲載等)</p>													
広報広聴体制の再構築(分かりやすい外交)	<p>外務省ホームページの利便性の向上(利用者のニーズに合わせたメニューの改善。一部情報の動画・音声での発信、バリアフリー化の推進。i-mode版ホームページ開設等)</p> <p>衛星テレビ回線を通じて、イラク等からの中継を行うなど、外務省タウンミーティングの内容の充実化を実施</p>													
危機管理体制の整備	<p>情報セキュリティ機能強化(情報セキュリティポリシーの見直し・徹底等)</p> <p>情報システム基盤の更なる機能強化(在外公館における緊急手段としての衛星電話の配備・運用体制の見直し等)</p>													
外務省員の意識改革、研修プログラムの強化・拡充	ITを活用した研修プログラムの策定(平成16年度から、情報通信に関するオンライン研修の新設(在外公館職員のための研修))													
外務省予算の効率的な使用・透明性の確保	<p>インターネットを通じた電子入札の実現(平成16年2月開始)</p> <p>インターネット上に入札案件等調達情報の掲載(平成13年9月開始)</p>													

「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果		判定結果
	政策構想力の強化（政策情報の一元化）、事務の合理化	省内LAN ホームページでの共用データベース（「各国・地域情勢」、「貿易統計」他）の拡充 本格的なIT化の推進、本省・在外公館の連携を可能とする情報伝達・共有の仕組みの整備・拡充（在外LANの約190在外公館への展開、公電のペーパーレス化を推進する新電信システムの運用開始（平成16年3月開始））	
政策立案過程の透明化（情報公開への積極的対応	インターネットを通じた情報公開請求、実施手続のオンライン化（各省庁と並んで検討中）		
（注）「e - 外務省構築基本構想」及び外務省の資料に基づき当省が作成した。			
【当省の調査結果及び所見】			
<p>上記のとおり、外務省におけるIT化の推進は、「外務省IT推進3カ年計画」及び「e - 外務省構築基本構想」に基づき、着実にその措置が講じられつつあるが、次のように、高度化されたITシステムの運用に関して不十分な状況がみられた。</p> <p>< 在外公館調査及び館員意識調査の結果 ></p> <p>今回、10公館におけるホームページの作成状況等を調査したところ、国内の通信事情が悪くインターネットが普及していない1公館を除き、9公館において在外公館独自のホームページが作成されている（平成16年6月時点）。</p> <p>これらの9公館において、ホームページの作成・編集に携わっている館員（主として広報文化担当者又は領事担当者）から、今後改善すべき点を聴取したところ、次のように研修の充実や技術的なアドバイスを行う支援体制の整備についての意見が出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ上の単純な文書の差し替え程度であればマニュアルを参考に行うことができるが、文書中に表形式のものがある、新たなページを作成するとなると、お手上げ状態になる。ホームページを担当しているとはいえ、これまでパーソナルコンピュータの操作やホームページ作成の研修を受けたこともなく、また、外務本省に照会しようとしてもどこに照会すればよいのか分からない。在外公館のホームページ作成・更新担当者に対しての研修を行うとともに、外務本省に専門家を置き、在外公館からの技術的な照会に対応できる体制を整備すべき。 <p>（注）ホームページ作成・更新作業は、外部発注が可能な業務であると考えられるが、これについて本意見提出者は、「当該国は発展途上国であり、ホームページ作成・更新の外部発注先が極めて少ない」と説明している。</p>			

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>・ 近年、在留邦人の安全に関わる治安情報や注意喚起を促すための参考情報等については、電子メールによる連絡に加えてホームページへの迅速な掲載も重要となっている。このためには、当該情報を担当者が自らホームページに掲載する作業を行うことが望ましいが、実際には、その作業を可能とする知識・技術を有する者は独学で習得した一部の職員に限られている。最低限の作業を行うための知識・技術を、少なくとも領事担当や警備担当に習得させるための研修を実施すべき。</p> <p>上記のほか、「現在は、ホームページの作成・編集等に関して十分な知識・技術を有している者がいることから、その運用に関して特に支障は生じていないが、この者が異動になったとき、その後の対応に苦慮することになる」との意見も出されている。</p> <p><有識者等意識調査の結果> 有識者等30人に対して、「外務省におけるIT化が進展していると思うか」について聴取したところ、「今勤務している機関と同程度に進展している」とする者が13人、「今勤務している機関より遅れている」とする者が8人、「判断できない」とする者が9人となっている。</p> <p>このうち「進展している」とする13人に対し、その理由を聴取したところ、「ホームページも充実しており、特に支障はない」（類似意見4人）が挙げられている。一方、「遅れている」とする8人に対し、その理由を聴取したところ、「メールサーバーが原因であるのか、セキュリティの維持のためにやむを得ないのか、電子メールの送受信にかなりのタイムラグが生ずる」（同2人）、「メールに添付することができるファイルの容量が少なすぎる」などが挙げられている。</p> <p><所見> 在外公館におけるホームページの充実を図り、利用者の利便に資するため、在外公館館員の意見を踏まえ、ホームページ作成・編集等の知識・技術を付与するための研修の実施、外務本省における支援体制の整備など、IT化されたシステムの運用について、一層の推進を図る必要がある。</p>	
155	「変えよう！変わろう！外務省」で提起された事務の合理化提案に関し、その実現につき早急に作業を進める。	「変えよう！変わろう！外務省」で提起された事務の合理化提案については、表13-(1)-のとりの措置が講じられている。	A-c

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果		判定結果
		表13-(1)- 「変えよう！変わろう！外務省」で提起された事務の合理化提案に対する推進実績		
		項目	提起された事務の合理化提案	平成16年8月現在の推進実績
		大使会議の在り方	大使会議や省内の各種会議の簡素化に向けた見直しを行うとともに、これら会議の内容の迅速な伝達と情報の共有を行う。	大使会議の在り方の見直しを行い、開催時期の分散化、期間短縮等を中心とした新方針の下、10回の大使会議を実施した。(平成14年度4回、15年度5回、16年度1回(ただし8月まで))
		要人の外国訪問	国際会議への同行者の削減等、在外公館と本省の双方で業務の合理化を一層進める。	国際会議への同行者の削減等を実施(前記「項目9大使館などの業務の見直し」の「在外公館全般」の103参照)
		国会質問対応	国会情報の省内LAN掲載等、外務省としてできるものは可及的速やかに改善する。	国会情報の省内LANへの掲載を実現した。
		情報通信関係	省内LANシステムやBBS、eメール等について、ユーザーからの意見を吸い上げ、改善する場を設ける。	省内LANを始めとする情報通信システム改善を検討するため、「IT化推進検討会合」を設置。平成14年度から15年度にかけて原則毎週、課長補佐クラスが会合し検討した結果を踏まえ、16年度内に省内サーバー強化措置を講ずる予定
		文書関係	決裁書の簡素化を図る。 公文書の起案要領やフォーマットについてはどのような希望があるか省員より聴取の上、簡素化できるものは速やかに実行する。	提起を受け外務大臣からの指示も得たところ、主任課長会議等で議論の上、平成16年3月、決裁対象事項の明確化、決裁期限の明示、決裁レベル・合議対象課室の範囲の合理化等、決裁の迅速化のための方策・留意点を明示した回章を发出 文書関係事務合理化案の一つとして、新電信システムの導入(平成16年5月)に伴い、電信起案要領を分かりやすいものに改訂
		会計関係	会計手続のマニュアル化・簡素化・定型化を進め、これを通じて省内決裁に要する時間を短縮する。	平成14年4月より調達一元化に着手し、平成15年7月、全局課の調達手続が会計課に一元化。物品管理システムの運用が開始され、各局部課室における消耗品調達手続が簡素化

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果		判定結果						
		勤務環境	<p>休暇制度について、改めて省員に周知する。</p> <p>現状は、月150時間以上の超過勤務を余儀なくされている若手職員が少なくなく、このような超過勤務の現状及び勤務環境の改善を目指す。</p>	<p>平成14年11月11日、年次休暇の効率的取得の促進につき、回章を发出 また、毎年、夏期年次休暇取得の奨励につき、回章を发出（16年度は6月25日付で发出）</p> <p>平成15年7月22日、遅出制度を導入し、負担の緩和を措置したほか、超過勤務抑制・負担の軽減につき、主任課長会議等を通じ、各課室管理職に指導し、縮減キャンペーンの省内周知に努力 また、育児・介護を行う職員の超過勤務制限についても請求ができる旨を明確に省員に案内し、相談窓口を指定</p>						
		庶務・その他	幹部への連絡は電話、eメール等の簡便な方法によることを奨励する。	主任課長会議等を通じ省内に指導。この結果、幹部出席会議への案内（（プレス）スタッフミ－ティング等）や、幹部海外出張の周知の回章、各種個別の報告等がeメールにより実施されている。						
156	現在の業務状況を早急に再点検し、ルーティン化している業務やニーズの低い業務は整理・縮小し、よりプライオリティーの高い業務への人的・物的リソースの再配分を進める。	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】 業務状況の再点検、ルーティン化している業務等の整理・縮小等について、表13-(1)- のとおりの措置が講じられている。</p> <p>表13-(1)- 現在の業務状況の再点検等の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="831 1098 1980 1399"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 1098 1084 1134">事 項</th> <th data-bbox="1084 1098 1980 1134">左記の事項の措置実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 1134 1084 1203">現在の業務状況を早急に再点検</td> <td data-bbox="1084 1134 1980 1203">平成14年4月から業務状況の再点検を開始し、優先的に取り組むべきシステム化等について部内での議論を推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1203 1084 1399">ルーティン化している業務やニーズの低い業務は整理・縮小</td> <td data-bbox="1084 1203 1980 1399"> 上記の再点検の結果を踏まえ、次のような整理・合理化を推進 <ul style="list-style-type: none"> 在外公館の一部について見直しを行い、在ラスパルマス総領事館の廃止（総括的業務の縮小、出張駐在官事務所に縮小することで管轄事務等に集中）等を通じ業務の整理を進めるとともに、人員の再配分（例：在東チモール大使館等の新設）を実施 本省・在外公館の通信の中心を占める電信については、ルーテ </td> </tr> </tbody> </table>		事 項	左記の事項の措置実績	現在の業務状況を早急に再点検	平成14年4月から業務状況の再点検を開始し、優先的に取り組むべきシステム化等について部内での議論を推進	ルーティン化している業務やニーズの低い業務は整理・縮小	上記の再点検の結果を踏まえ、次のような整理・合理化を推進 <ul style="list-style-type: none"> 在外公館の一部について見直しを行い、在ラスパルマス総領事館の廃止（総括的業務の縮小、出張駐在官事務所に縮小することで管轄事務等に集中）等を通じ業務の整理を進めるとともに、人員の再配分（例：在東チモール大使館等の新設）を実施 本省・在外公館の通信の中心を占める電信については、ルーテ 	A-a
事 項	左記の事項の措置実績									
現在の業務状況を早急に再点検	平成14年4月から業務状況の再点検を開始し、優先的に取り組むべきシステム化等について部内での議論を推進									
ルーティン化している業務やニーズの低い業務は整理・縮小	上記の再点検の結果を踏まえ、次のような整理・合理化を推進 <ul style="list-style-type: none"> 在外公館の一部について見直しを行い、在ラスパルマス総領事館の廃止（総括的業務の縮小、出張駐在官事務所に縮小することで管轄事務等に集中）等を通じ業務の整理を進めるとともに、人員の再配分（例：在東チモール大使館等の新設）を実施 本省・在外公館の通信の中心を占める電信については、ルーテ 									

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p data-bbox="1144 272 1973 363">イン事務の基幹をなすものであり、ペーパーレス化や迅速な発出、配布能力を実現する新電信システムの開発を進め、平成16年5月より運用を開始</p> <p data-bbox="842 368 1077 528">よりプライオリティーの高い業務への人的・物的リソースの再配分</p> <p data-bbox="1122 368 1973 464">平成16年8月の外務省機構改革において、「選択と集中」をテーマに、機能強化を図りつつ、機構はスリムなままとする次の措置を実施</p> <ul data-bbox="1122 469 1973 751" style="list-style-type: none"> ・ 総合外交政策局を筆頭局とし、企画立案・総合調整機能を強化 ・ 軍備管理・科学審議官組織を「軍縮不拡散・科学部」に改編 ・ 領事移住部を「領事局」に改編 ・ 国際情報局を「国際情報統括官」に改編 ・ 「地球規模問題戦略本部」を設置 ・ 国際社会協力部を強化・拡充 ・ 条約局を「国際法局」に改編 ・ 経済局を改編 ・ 文化交流部を「広報文化交流部」へ改編 <p data-bbox="831 794 1368 826">(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。</p> <p data-bbox="808 863 1155 895">【当省の調査結果及び所見】</p> <p data-bbox="831 900 1133 932">< 在外公館調査の結果 ></p> <p data-bbox="824 936 1991 1032">36 公館を対象として定員と実員の乖離^{かいり}状況、それによる公館業務への支障の有無等について調査したところ、次のように、現体制では公館業務の遂行に支障が生じている、あるいは館員に過重な負担を強いているなどの状況があるとする公館が 28 公館に上っている。</p> <p data-bbox="853 1037 1991 1171">36 公館における定員と現員との乖離状況について調査したところ、「乖離がある」とする公館が 31 公館（86.1%）、「乖離がない」とするところが 5 公館（13.9%）となっている。ただし、この乖離がないとする 5 公館のうち 1 公館では、領事担当及び経済協力担当が定員上も現員上も配置されておらず、公館業務の遂行に支障が生じているとしている。</p> <p data-bbox="853 1176 1991 1347">乖離があるとする 31 公館について、それによる公館業務の遂行に支障が生じているかを聴取したところ、支障が生じているとするところが 18 公館（36 公館の 50.0%）、業務遂行に支障までは生じていないが、館員に過重な負担を強いるなどによって対応しているとするところが 11 公館（30.6%）となっており、特に支障等は生じていないとするところは 2 公館（5.6%）にとどまっている。</p> <p data-bbox="824 1351 1991 1415">また、36 公館を対象として領事業務実施体制の見直し状況を調査したところ、「見直した」とするところが 20 公館（55.6%）、「見直していない」とするところが 16 公館（44.4%）</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果																																	
		<p>となっている。</p> <p>この16公館について見直しが行われていない理由を聴取したところ、10公館では既に必要人員が配置されているためとしているが、6公館では公館内の配置状況を見直そうと検討したものの他班からの配置替えは極めて困難な状況にある、あるいは領事班に配置するほどの人的余裕がなかったなどの理由を挙げている。</p> <p><館員意識調査の結果></p> <p>36公館の館員404人に対し、「ルーティン化している業務やニーズの高くない業務は整理・縮小し、よりプライオリティーの高い業務への人的・物的リソースの再配分が進んだと思うか」について聴取したところ、表13-(1)- のとおり、「進んだ」とする者が92人(22.8%)であるのに対し、「進んでいない」とする者が225人(55.7%)に上っている。</p> <p>表13-(1)- 人的・物的リソースの再配分について (単位：人、%)</p> <table border="1" data-bbox="855 746 1984 999"> <thead> <tr> <th colspan="2">回答区分</th> <th>回答者数</th> <th colspan="2">構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">進んだ</td> <td>大いに進んだ</td> <td rowspan="2">92</td> <td>13</td> <td rowspan="2">22.8</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>どちらかといえば進んだ</td> <td>79</td> <td>19.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">進んでいない</td> <td>どちらかといえば進んでいない</td> <td rowspan="2">225</td> <td>136</td> <td rowspan="2">55.7</td> <td>33.7</td> </tr> <tr> <td>まったく進んでいない</td> <td>89</td> <td>22.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無回答</td> <td>87</td> <td colspan="2">21.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>404</td> <td colspan="2">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)館員意識調査の結果による。</p> <p>このうち「進んだ」とする92人に対し、その理由を聴取したところ、次のように人員配置の適正化や業務の合理化・効率化が進んでいる面について評価している意見が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 館長のイニシアティブの下、忙しい班に職員が増員された。(類似意見11人) ・ 業務の中で合理的になった部分があるいくつかあり、歓迎している。(同6人) ・ 官房部分を統合することで、空いた時間の通信担当者に会計業務を担当させることができた。(同5人) ・ 業務のプライオリティに関する意識が強くなっている。(同3人) ・ 特定職員にルーティン化されていた業務(定期報告)を他の職員に振り分け、特定職員に業務が集中しないようにした。(同2人) 	回答区分		回答者数	構成比		進んだ	大いに進んだ	92	13	22.8	3.2	どちらかといえば進んだ	79	19.6	進んでいない	どちらかといえば進んでいない	225	136	55.7	33.7	まったく進んでいない	89	22.0	無回答		87	21.5		合計		404	100.0		
回答区分		回答者数	構成比																																	
進んだ	大いに進んだ	92	13	22.8	3.2																															
	どちらかといえば進んだ		79		19.6																															
進んでいない	どちらかといえば進んでいない	225	136	55.7	33.7																															
	まったく進んでいない		89		22.0																															
無回答		87	21.5																																	
合計		404	100.0																																	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果						
		<p>一方、「進んでいない」とする 225 人に対し、その理由を聴取したところ、次のように業務の効率化が進んでいない、むしろ業務量が拡大しているとの理由が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自分自身の日々の業務感触として、そのように感じる。(類似意見 21 人) ・ ルーティン化している業務、ニーズの低い業務の縮小が困難(同 15 人) ・ プライオリティの確定がなされないまま、業務量が拡大している。(同 13 人) ・ 業務を整理・縮小する意識が幹部にないのでニーズの低い仕事も頼まれる。(同 13 人) ・ 絶対的な人員不足、予算不足により事務の合理化がまったく進んでいない。(同 12 人) <p>また、36 公館のうち 11 公館では有効回答者数の 80%以上が「進んでいない」と回答しており、一部の在外公館で人的・物的リソースの再配分が進んでいない状況がみられる一方で、次のように在外公館独自では対応困難であるとの意見も出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本省側での業務の見直しが行われない限り、その指示を受けている在外公館で独自に見直しが行われる余地は少ない。(類似意見同 2 人) <p>さらに、実地に調査した 10 公館の官房業務、広報文化業務等に従事している者に対し、「自らの業務で更に簡素合理化や効率化を図る余地があるものがあるか」について聴取したところ、表 13-(1)- のような事務の簡素合理化や効率化についての改善意見が出されている。</p> <p>表 13-(1)- 在外公館における事務の簡素合理化や効率化に関する改善意見</p> <table border="1" data-bbox="831 932 1984 1398"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 932 1003 970">業務区分</th> <th data-bbox="1003 932 1984 970">事務の簡素合理化や効率化に関する改善意見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 970 1003 1251">会計・庶務</td> <td data-bbox="1003 970 1984 1251"> <p>庶務に関しては、昭和 63 年にマニュアルが作成され配布されているが、今回の外務省改革により多くの改正がなされたことを踏まえ、最新のマニュアルを作成し配布すべき。</p> <p>物品は、法令上、物品管理台帳に手書きで掲載する必要があるが、会計・庶務班の事務量の増大のため、台帳整備は遅れ気味。</p> <p>こうした物品については、物品管理情報をデータベース化した上で、外務本省又は在外公館で物品を購入する都度修正を行うなどの方法により、物品管理事務の効率化を図ることが可能である。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1251 1003 1398">広報文化</td> <td data-bbox="1003 1251 1984 1398"> <p>外務本省から、当該国の情報を調査し報告せよとの指示(いわゆる「調査訓令」)がくるが、この「調査票」が日本語のみで送付されてくるため、在外公館で英語等に翻訳した上で、調査を行わなければならない。1 国だけを対象とした調査であればやむを得ない面もあるが、複数の英語圏の国</p> </td> </tr> </tbody> </table>	業務区分	事務の簡素合理化や効率化に関する改善意見	会計・庶務	<p>庶務に関しては、昭和 63 年にマニュアルが作成され配布されているが、今回の外務省改革により多くの改正がなされたことを踏まえ、最新のマニュアルを作成し配布すべき。</p> <p>物品は、法令上、物品管理台帳に手書きで掲載する必要があるが、会計・庶務班の事務量の増大のため、台帳整備は遅れ気味。</p> <p>こうした物品については、物品管理情報をデータベース化した上で、外務本省又は在外公館で物品を購入する都度修正を行うなどの方法により、物品管理事務の効率化を図ることが可能である。</p>	広報文化	<p>外務本省から、当該国の情報を調査し報告せよとの指示(いわゆる「調査訓令」)がくるが、この「調査票」が日本語のみで送付されてくるため、在外公館で英語等に翻訳した上で、調査を行わなければならない。1 国だけを対象とした調査であればやむを得ない面もあるが、複数の英語圏の国</p>	
業務区分	事務の簡素合理化や効率化に関する改善意見								
会計・庶務	<p>庶務に関しては、昭和 63 年にマニュアルが作成され配布されているが、今回の外務省改革により多くの改正がなされたことを踏まえ、最新のマニュアルを作成し配布すべき。</p> <p>物品は、法令上、物品管理台帳に手書きで掲載する必要があるが、会計・庶務班の事務量の増大のため、台帳整備は遅れ気味。</p> <p>こうした物品については、物品管理情報をデータベース化した上で、外務本省又は在外公館で物品を購入する都度修正を行うなどの方法により、物品管理事務の効率化を図ることが可能である。</p>								
広報文化	<p>外務本省から、当該国の情報を調査し報告せよとの指示(いわゆる「調査訓令」)がくるが、この「調査票」が日本語のみで送付されてくるため、在外公館で英語等に翻訳した上で、調査を行わなければならない。1 国だけを対象とした調査であればやむを得ない面もあるが、複数の英語圏の国</p>								

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果		判定結果
			<p>を対象としたものでも、現状はそれぞれの在外公館が英語に翻訳するという非効率なことを行っている。外務本省で主要言語に翻訳した上で調査の指示を行うべき。</p> <p>広報文化業務の中には、外部発注することが可能なものが多い。在外公館が本来行うべき広報文化活動に専念するためにも、例えば、先進国であれば民間調査機関で対応可能な調査訓令については民間に行わせる、広報文化センターの会議室等を利用した「日本語教室」等を補助制度に変える、広報文化センター資料室の管理を民間に委託するなどの方法を検討すべき。</p> <p>国際交流基金は、本来外務省が自ら実施する必要性の乏しい業務を行わせるために設けられた組織であるが、国際交流基金の海外事務所が所在しない国においては、在外公館がその業務を代替し、しかもそれに要する経費は、在外公館から外務本省を通じて請求することとなっている。在外公館でなければ実施不可能な業務ばかりではないことから、民間に発注できるものは民間に、在外公館で実施せざるを得ないものについては、国際交流基金の業務としてではなく在外公館の業務として実施することとすべき。これにより請求事務が不要となる。</p>	
		その他	<p>外務本省から様々な訓令等が送付されてくるが、これらの文書に、責任部署名・氏名、連絡先や照会先が記載されていないため、その内容について照会したいと思っても、本省のどの課・係に照会すればよいのか、それをまず把握するのに時間がかかる。在外公館への文書には、必ず連絡先・照会先を明記すべき。</p>	
		<p>(注) 館員意識調査(面談調査)の結果による。</p> <p>< 所見 > 外務省改革及び外務省機構改革において「選択と集中」との理念が掲げられているにもかかわらず、その推進が十分になされているとは言えない状況にあり、今後、更に、外務本省及び在外公館における業務状況を再点検し、ルーティン化している業務やニーズの高くない業務は整理・縮小し、よりプライオリティーの高い業務への人的・物的リソースの再配分を進める必要がある。</p>		

項目 14 外務省改革実施体制

ア 調査結果の概要

本項目においては、『大臣を長とする「改革推進本部」の設置』など4事項の措置を講ずることとされている。

今回、これら4事項の改善状況等について調査した結果、大臣を長とする「改革推進本部」が設置され、平成16年7月まで4回にわたり、『「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況』が公表されるなど、4事項のすべてについて措置が講じられており、改善が図られている状況がみられた。

イ 総括表

(単位：事項)

No.	「行動計画」の細目・事項	措置が講じられているもの			措置が講じられていないもの	
		A	A-a	A-b		A-c
157	大臣を長とする「改革推進本部」の設置 「行動計画」の実施状況の「変える会」への報告 「変えよう！「変わろう！外務省」の外務省改革への継続的な参画 「行動計画」で指摘された諸施策を担当する部局への増員					
158						
159						
160						
合計		4	0	0	4	0

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「 」は、「措置が講じられているもの」等の区分に該当することを示している。

ウ 個別事項の調査結果

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
157	<p>外務省改革を引き続き強力に推進するため、大臣を長とする「改革推進本部」を設置し、その下に新規に設置された「改革担当審議官」を長とする事務局を置く。同事務局は、以下の任務を担う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係部局をリードし、「行動計画」の推進を確かなものとする。 ・ 改革の進捗状況につき「改革推進本部」に定期的に報告する。 ・ 本省の組織の見直し等の継続案件につき、関係部局との調整を行い、「改革推進本部」に提言する。 	<p>【外務省がこれまでに講じた措置】</p> <p>平成 14 年 8 月 14 日、「変える会」最終報告における次の記述を踏まえ、新たに「外務省改革推進本部」及び同本部の事務局を設置することが決定され、8 月 21 日（「行動計画」公表日）、第 1 回の外務省改革推進本部が開催された。</p> <p>なお、外務省改革推進本部は、平成 14 年 8 月 21 日の第 1 回開催以降、16 年 8 月末現在まで開催されていない。</p> <p>「変える会」最終報告（抜粋）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 改革推進体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 大臣を長とする「改革推進（本部仮称）」の設置【可及的速やかに実施】 改革推進体制の責任体制を明確化し強力な推進体制を構築するため「改革推進本部（仮称）」を設置する。</p> </div> <p>「外務省改革推進本部」及びその事務局の概要は、次のとおりである。</p> <p>〔外務省改革推進本部〕</p> <p>任 務 : 「変える会」最終報告等の検討を踏まえ、改革の基本方針を策定し、外務省の改革実現を強力に推進する。</p> <p>構成員 : 大臣（本部長）、副大臣（2）、政務官（3）、事務次官、儀典長、官房長等36名</p> <p>〔外務省改革推進本部事務局〕</p> <p>任 務 : 外務省改革関連の事務処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施済みの改革措置のモニタリング ・ 外務省改革「行動計画」実施の推進・モニタリング ・ 自民党改革案及び「変える会」提言の中の未処理案件（含む機構改革）の検討 <p>「変える会」の運営にかかわる事務的な側面についての調整</p>	A-c

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果
		<p>構成員 : 事務局長、事務局長代理、事務局次長(3)、事務局サブ、サブロジ・国会担当(5)、事務局庶務・ロジ担当(2)</p> <p>設置期間 : 平成14年8月21日から任務終了まで</p> <p>平成14年9月、外務省は、より機動的に改革作業を推進するため、外務省改革推進本部幹事会(以下「幹事会」という。)を立ち上げている。これ以降、平成14年12月末までに12回の幹事会が開催され、その議事録要旨が本省・在外の全省員に配布されている。</p> <p>この幹事会は、その後、主任課長会議の場を活用する形で、平成15年に9回、16年に5回開催され、外務省改革のフォローアップの進捗状況、機構要求等が議題とされている。ただし、省員への周知のための議事録要旨は作成されていない。</p> <p>〔外務省改革推進本部幹事会〕</p> <p>任 務 : 外務省改革関連作業は省員が一丸となって迅速に取り進めることが重要であるとの観点から、原課課長レベルにおける改革作業方針の議論・決定、改革作業全般の進捗状況の情報共有等を目的として開催</p> <p>構成員 : 主任課長会議のメンバー及び外務省改革推進本部事務局関係者</p> <p>設置期間 : 改革作業が主に進捗する平成14年12月末までの期間開催し、その時点で継続の適否をレビュー</p> <p>議事概要 : 事務局において議事録要旨を作成し、電子メール、公電にて本省・在外全省員に周知する。</p> <p>外務省改革の進捗状況は、平成14年8月21日の「行動計画」の策定後、次のとおり、16年8月末までに4回取りまとめられ、公表された。</p> <p>平成15年3月25日 「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況と総括</p> <p>15年8月25日 「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況</p> <p>15年12月22日 「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況</p> <p>16年7月23日 「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況</p> <p>【当省の調査結果及び所見】</p> <p>「行動計画」においては、大臣を長とする「外務省改革推進本部」を置き、その下に置かれた事務局が外務省改革を推進し、定期的に外務省改革推進本部に報告することとされており、実際の改革作業は、主任課長レベルで構成される幹事会が担っているが、上記のとおり、平成16年7月末までの4回にわたる「行動計画」を中心とした「外務省改革の進捗状況」の公表に</p>	

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果				
		<p>当たっては、大臣を長とする外務省改革推進本部の構成員に報告され承認を得ている。</p> <p>以上のとおり、外務省改革の推進については、その実施体制が「行動計画」に定められた形とはなっていないものの、推進されてきているものとみられる。</p>					
158	この「行動計画」の実施状況につき「変える会」に定期的に報告する。	<p>「変える会」は、「行動計画」の策定後、次のとおり8回の会合を開き、外務省が推進する外務省改革の進捗状況について、外務省から資料の提供を受けるとともに、外務省改革の見直しの議論を重ね、平成15年4月23日、これらの見直しの結果として、『「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況に対する変える会見直し状況』を公表した。</p> <p>第一回：平成14年 9月11日 第二回： 10月16日 第三回： 11月12日 第四回： 12月12日 第五回：平成15年 1月22日 第六回： 2月24日 第七回： 3月24日 最終回： 4月23日</p> <p>この見直し状況の概要は、表14-(1)- のとおりである。</p> <p>表14-(1)- 「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況に対する変える会見直し状況</p> <table border="1" data-bbox="835 1002 1955 1391"> <tbody> <tr> <td data-bbox="835 1002 981 1110">見直しの観点</td> <td data-bbox="981 1002 1955 1110">外務省が直面している課題の解決のために執られた諸方策について、競争原理・適材適所・透明性（説明責任）・トップマネジメント強化等の考え方の導入により人的資源・組織の再生・強化の方策が執られているか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="835 1110 981 1391">結論の概要</td> <td data-bbox="981 1110 1955 1391"> <p>厳しい状況下でありながら、着実に実施されていると認められる施策が多数あり、1年余り前に開かれた「変える会」第1回会合時における状況と比べるならば、外務省は「変わった」と言える。</p> <p>しかしながら、残された課題もあり、また今後の実施・運用状況を見守る必要があるものも数多い。その意味では、改革はいまだ緒についたばかりである。</p> <p>今後、その実施と定着を図り、国益を担う強力な外交政策を遂行できる外務省に変革することを強く希望する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	見直しの観点	外務省が直面している課題の解決のために執られた諸方策について、競争原理・適材適所・透明性（説明責任）・トップマネジメント強化等の考え方の導入により人的資源・組織の再生・強化の方策が執られているか。	結論の概要	<p>厳しい状況下でありながら、着実に実施されていると認められる施策が多数あり、1年余り前に開かれた「変える会」第1回会合時における状況と比べるならば、外務省は「変わった」と言える。</p> <p>しかしながら、残された課題もあり、また今後の実施・運用状況を見守る必要があるものも数多い。その意味では、改革はいまだ緒についたばかりである。</p> <p>今後、その実施と定着を図り、国益を担う強力な外交政策を遂行できる外務省に変革することを強く希望する。</p>	A-c
見直しの観点	外務省が直面している課題の解決のために執られた諸方策について、競争原理・適材適所・透明性（説明責任）・トップマネジメント強化等の考え方の導入により人的資源・組織の再生・強化の方策が執られているか。						
結論の概要	<p>厳しい状況下でありながら、着実に実施されていると認められる施策が多数あり、1年余り前に開かれた「変える会」第1回会合時における状況と比べるならば、外務省は「変わった」と言える。</p> <p>しかしながら、残された課題もあり、また今後の実施・運用状況を見守る必要があるものも数多い。その意味では、改革はいまだ緒についたばかりである。</p> <p>今後、その実施と定着を図り、国益を担う強力な外交政策を遂行できる外務省に変革することを強く希望する。</p>						

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果	判定結果								
		<p>(注) 外務省「変える会」が平成15年4月23日に公表した『「行動計画」を中心とする外務省改革の進捗状況に対する変える会見直し状況』の「総論」に基づき当省が作成した。</p> <p>なお、「変える会」は、当初の予定どおり平成15年4月23日の会合を最後として、それ以降開催されていない。</p>									
159	<p>また、省内有志による改革グループ「変えよう！変わろう！外務省」は、引き続き外務省改革の作業に参画していく。</p>	<p>省内有志による「変えよう！変わろう！外務省」は、表14-(1)- のとおり、当初は「変える会」の検討状況を省内で共有する会合として発足したが、省員の声を契機として自ら改革を進める会合に変更され、平成15年7月、その活動の成果と提言が公表されている。</p> <p>表14-(1)- 「変えよう！変わろう！外務省」の活動実績等</p> <table border="1" data-bbox="835 651 1957 1401"> <thead> <tr> <th data-bbox="835 651 976 687">年月日</th> <th data-bbox="976 651 1957 687">「変えよう！変わろう！外務省」の活動実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="835 687 976 783">平成14年 3月</td> <td data-bbox="976 687 1957 783"> <p>「外務省改革推進連絡会議」が発足 主目的：「変える会」の検討状況を省内に報告し意見交換を行う 構成員：年次・入省試験区分・職位にかかわらず省内各局部の職員</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="835 783 976 1203">4月</td> <td data-bbox="976 783 1957 1203"> <p>「外務省改革推進連絡会議」の名称を「変えよう！変わろう！外務省」に変更 設置理由：『「変える会」が打ち出す改革案を待つことなく省員自らが外務省を改革していこう、この会議をそのための推進機関にしよう』との声を受けて、省員による外務省改革の具体的な措置を推進するための機関として設置 主活動：「制度改革グループ」、「事務合理化グループ」、「意識改革・マナー向上グループ」、「政策立案グループ」、「広報グループ」の5つの小グループにおいて、自主的な改革のための活動を実施 出席者：採用試験区分、年次、職位等の枠を越えて外務省職員が自主的に参加。省外からの出向者の参画のほか、在外公館職員も電子メールなどを通じて参加</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="835 1203 976 1401">平成15年 7月</td> <td data-bbox="976 1203 1957 1401"> <p>これまでの活動状況をまとめた『「変えよう！変わろう！外務省」提言と報告「内からの改革」スタート』を公表 活動実績・成果 全体会合を計14回開催、参加者数は200人超 (1) 「変えよう！変わろう！外務省」では、以下の改善・改革を呼びかけ、自ら実践</p> </td> </tr> </tbody> </table>	年月日	「変えよう！変わろう！外務省」の活動実績	平成14年 3月	<p>「外務省改革推進連絡会議」が発足 主目的：「変える会」の検討状況を省内に報告し意見交換を行う 構成員：年次・入省試験区分・職位にかかわらず省内各局部の職員</p>	4月	<p>「外務省改革推進連絡会議」の名称を「変えよう！変わろう！外務省」に変更 設置理由：『「変える会」が打ち出す改革案を待つことなく省員自らが外務省を改革していこう、この会議をそのための推進機関にしよう』との声を受けて、省員による外務省改革の具体的な措置を推進するための機関として設置 主活動：「制度改革グループ」、「事務合理化グループ」、「意識改革・マナー向上グループ」、「政策立案グループ」、「広報グループ」の5つの小グループにおいて、自主的な改革のための活動を実施 出席者：採用試験区分、年次、職位等の枠を越えて外務省職員が自主的に参加。省外からの出向者の参画のほか、在外公館職員も電子メールなどを通じて参加</p>	平成15年 7月	<p>これまでの活動状況をまとめた『「変えよう！変わろう！外務省」提言と報告「内からの改革」スタート』を公表 活動実績・成果 全体会合を計14回開催、参加者数は200人超 (1) 「変えよう！変わろう！外務省」では、以下の改善・改革を呼びかけ、自ら実践</p>	A-c
年月日	「変えよう！変わろう！外務省」の活動実績										
平成14年 3月	<p>「外務省改革推進連絡会議」が発足 主目的：「変える会」の検討状況を省内に報告し意見交換を行う 構成員：年次・入省試験区分・職位にかかわらず省内各局部の職員</p>										
4月	<p>「外務省改革推進連絡会議」の名称を「変えよう！変わろう！外務省」に変更 設置理由：『「変える会」が打ち出す改革案を待つことなく省員自らが外務省を改革していこう、この会議をそのための推進機関にしよう』との声を受けて、省員による外務省改革の具体的な措置を推進するための機関として設置 主活動：「制度改革グループ」、「事務合理化グループ」、「意識改革・マナー向上グループ」、「政策立案グループ」、「広報グループ」の5つの小グループにおいて、自主的な改革のための活動を実施 出席者：採用試験区分、年次、職位等の枠を越えて外務省職員が自主的に参加。省外からの出向者の参画のほか、在外公館職員も電子メールなどを通じて参加</p>										
平成15年 7月	<p>これまでの活動状況をまとめた『「変えよう！変わろう！外務省」提言と報告「内からの改革」スタート』を公表 活動実績・成果 全体会合を計14回開催、参加者数は200人超 (1) 「変えよう！変わろう！外務省」では、以下の改善・改革を呼びかけ、自ら実践</p>										

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果		判定結果						
			<p>(イ) 電話交換台への協力の呼びかけ (ロ) 庁舎近辺における喫煙についてのマナーの呼びかけ (ハ) 会議の際の時間の厳守の呼びかけ (ニ) 小中学校への訪問ボランティア</p> <p>(2) 事務合理化 (イ) 情報通信技術の活用 (ロ) 宿直体制の見直し (ハ) 要人の外国訪問事務の合理化 (ニ) 大使会議の合理化、訓達式の廃止</p> <p>提言内容 「人事等の制度」、「政策立案」、「意識」を三位一体で改革することが必要 改革実施のための常設的な内部機構の設置が必要であり、事務の合理化についても、ここで推進することが必要</p>							
160	<p>外務省改革を強力に推進するためには、上記「外務省改革行動計画」で指摘された諸施策を担当する部局（総合外交政策局、国際情報局、人事当局、領事移住部、広聴体制等）に実員を早急に増員する必要があり、このため、省内各局課より一定数を集め、上記部局に重点的に再配分する。【直ちに検討に着手、平成14年12月末までに実施】</p>	<p>「行動計画」において早急に増員する必要があるとされている「諸施策を担当する部局」（総合外交政策局、国際情報局、人事当局、領事移住部、広聴体制等）の体制について、表14-(1)- のとおり、主として毎年度の定員要求又は平成16年8月の外務省機構改革により強化されている。</p> <p>表14-(1)- 諸施策を担当する部局の体制強化のための措置実績</p> <table border="1" data-bbox="831 1106 1977 1374"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 1106 1048 1142">組 織</th> <th data-bbox="1048 1106 1977 1142">左記の組織の強化実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 1142 1048 1209">総合外交政策局</td> <td data-bbox="1048 1142 1977 1209">平成15年度に8人増 平成16年度に複数の外交政策調整官を新設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 1209 1048 1374">国際情報局</td> <td data-bbox="1048 1209 1977 1374">名地域局の地域調整官（平成16年7月で7人）及び上席専門官（16年7月で3名）に対し国際情報局への併任を発令 平成16年8月、国際情報局を局長級分掌職である「国際情報統括官」に、その補佐体制を現行の3課体制から4人の課長級分掌職である「国際情報官」からなる体制に変更</td> </tr> </tbody> </table>		組 織	左記の組織の強化実績	総合外交政策局	平成15年度に8人増 平成16年度に複数の外交政策調整官を新設	国際情報局	名地域局の地域調整官（平成16年7月で7人）及び上席専門官（16年7月で3名）に対し国際情報局への併任を発令 平成16年8月、国際情報局を局長級分掌職である「国際情報統括官」に、その補佐体制を現行の3課体制から4人の課長級分掌職である「国際情報官」からなる体制に変更	A-c
組 織	左記の組織の強化実績									
総合外交政策局	平成15年度に8人増 平成16年度に複数の外交政策調整官を新設									
国際情報局	名地域局の地域調整官（平成16年7月で7人）及び上席専門官（16年7月で3名）に対し国際情報局への併任を発令 平成16年8月、国際情報局を局長級分掌職である「国際情報統括官」に、その補佐体制を現行の3課体制から4人の課長級分掌職である「国際情報官」からなる体制に変更									

	「行動計画」の細目・個別事項の内容	左記の個別事項の調査結果		判定 結果
		人事当局	平成 14 年 12 月から、種職員の人事担当を従前の 3 人体制から 5 人体制に強化 平成 15 年 1 月から、専門職職員の人事体制について従前の 2 人体制から 3 人体制に強化	
		領事移住部	平成 16 年 8 月、「領事移住部」を「領事局」に格上げ	
		広聴体制	平成 15 年 1 月、広聴室を設置（室長以下 10 人）	
		(注) 外務省の資料に基づき当省が作成した。		

(3) 外務省改革に関する国民への説明責任

「行動計画」の基本となった外務省改革に関する「変える会」の最終報告（平成14年7月22日）の「総括」において、「国益を担う強力な外交政策遂行のためには、国民の外交への関心と理解が必要不可欠」であり、「国民とともに歩む外交を進めていくこと」が重要であること、また、国民からの「今後の外務省改革に取り組む外務省員に対する叱咤激励」が必要であるとされている。

一連の不祥事によって失われた国民の信頼を取り戻し、外務省が「国益を担う強力な外交政策」を遂行できるようにするためには、外務省自身が「行動計画」に基づき外務省改革を不断に推し進め、これを国民に分かりやすく説明し、国民の理解を得ることが必要である。

このような観点に立って、「行動計画」及び「外務省改革の進捗状況」について、国民への説明責任が十分に果たされているかについて調査した結果、次のとおり、国民への説明責任の徹底という面に関して十分なものとはなっていない状況がみられた。

今回、36 公館の館員 404 人に対して、「外務省改革をどのように評価しているか」について聴取したところ、表7のとおり、「評価している」とする者が 282 人（69.8%）、「評価していない」とする者が 109 人（27.0%）となっている。

表7 外務省改革の評価について

（単位：人、%）

回答区分		回答者数		構成比	
評価している	高く評価している	282	30	69.8	7.4
	どちらかといえば評価している		252		62.4
評価していない	どちらかといえば評価していない	109	99	27.0	24.5
	まったく評価していない		10		2.5
無回答		13	3.2		
合計		404	100.0		

（注）館員意識調査の結果による。

このうち「評価していない」とする 109 人に対し、その理由を聴取したところ、次のように目に見える形で外務省改革が実感できないという点に集中している。

- ・ 現場職員に改革の実感がない。（類似意見 16 人）
- ・ 表面的なきれい事ばかりで中身が現場の実態に即していない。（同 15 人）
- ・ 便宜供与の簡素化等、効果が見えやすい部分でさえあまり変わったとは感じられない。（同 15 人）

有識者等 30 人に対して、在外公館館員と同様に、「外務省改革をどのように評価しているか」について聴取したところ、「評価している」とする者が 15 人、「評価していない」とする者が 12 人となっている。

このうち「評価していない」とする 12 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられており、在外公館館員と同様に、目に見える形で外務省改革が説明されていないという点に集中している。

- ・ 何がどのように改革されたのか、よく分からない。（類似意見 5 人）
- ・ 外務省改革の進捗がどのようになっているか、その状況を常に分かりやすく国民に説明しようという意識、取組が感じられない。（同 1 人）

また、有識者等 30 人に対して、「外務省改革によって外務省は変わったと思うか」について聴取したところ、「変わった」とする者が 11 人、「変わっていない」とする者が 16 人となっており、このうち「変わっていない」とする 16 人に対し、その理由を聴取したところ、次の理由が挙げられている。

- ・ 形式的に改革された部分はあっても、外務省職員の意識が変わったとはあまり感じられない。（類似意見 4 人）
- ・ 普段接する範囲で、特に変化が感じられない。（同 2 人）
- ・ 外務省改革「行動計画」を読むと多くの行動計画が実施されていることがわかるが、これらの改革の進捗状況を全体として把握することが難しく、変わったのかどうか確認できない。

さらに、上記の質問に関連して、「今後も外務省改革を継続して進める必要があるか」について聴取したところ、「進める必要がある」とする者が 25 人、「進める必要はない」とする者が 2 人となっており、「進める必要がある」理由として、次の理由が挙げられている。

- ・ 改革を進めてはいるが、まだ形式だけで終わっているものもあるため。例えば、国民参加と言いつつも、まだ国民に広く活動が知れ渡ってはいない。（類似意見 4 件）

以上のように在外公館館員からも、また、有識者等からも外務省改革が目に見える形で実感できていない、あるいは説明されていないとする意見が出されている。

これらの意見を踏まえ、「行動計画」及び 4 回にわたり公表された「外務省改革の進捗状況」について国民への説明責任が徹底されているかとの観点から調査したところ、次のような状況がみられた。

- ・ 外務省は、例えば「行動計画」の 14 項目の一つである「2 外務省職員の意識改革」の「外務省職員に対する「使命」感の付与」について、「行動計画」で表 8 の左欄のとおり 4 事項の措置を講ずることとし、平成 16 年 7 月に公表した「外務省改革の進捗状況」で右欄のと通りの措置を講じたとしている。

この表 8 をみると、「行動計画」では、外務省職員に対して「使命」感を付与するという目的を達成するために、外務省として推進する 4 つの「手段」を記載しており、「外務省改革の進捗状況」においては、その 4 つの「手段」の措置実績を記載している。

しかしながら、こうした「手段」の措置実績の記載では、外務省が目的達成のための努力を行ったという状況を伺い知ることはできるものの、実際に「外務省職員に対する「使命」感の付与」が浸透しているのかどうかについては明らかになっていない。

- ・ 国民への説明責任は、研修を何回行ったということだけで果たされるものではなく、例えば、外務省職員が事実として「使命」感を有しつつある、あるいは有した職員が増加しているという成果を説明することにより果たされるべきものである。これは、具体的には外務省職員が自らの意識を評価した結果、あるいは外務省職員に接する機会のある在留邦人等の外部の者が外務省職員を評価した結果によって説明されることになると考えられる。

表8 「外務省職員に対する「使命」感の付与」に係る「行動計画」と「外務省改革の進捗状況」における記載

「外務省職員に対する「使命」感の付与」に係る「行動計画」の記載内容	左記の事項に係る平成16年7月公表の「外務省改革の進捗状況」の記載内容
<p>外務省研修所における新入省員研修、首席事務官研修、外部からの出向者をも含む在外赴任前研修等、あらゆる研修機会を活用して、外交業務に携わるに当たっての使命感を徹底する。</p> <p>本省各部署においても、それぞれの部署が積極外交を推進し、国益を推進する上で期待される役割につき、各局長の責任で職員の指導を徹底する。</p> <p>在外公館においては、我が国の国益増進の最前線に立っているとの認識の下、館長自らが陣頭指揮に当たるとともに、館長が責任を持って館員を指導し在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制を作る。この関連で、外務省行動規範を定め、徹底する。</p>	<p>【各種研修の強化・拡充】</p> <p>各種研修の機会を活用して、職員が外交に携わる者として能力を不断に磨き、自覚と責任を持って行動するよう指導することにより、使命感の徹底を図った。</p> <p>：首席事務官研修（平成15年度は8月27日～29日実施。平成16年度も8月25日～27日実施予定。）</p> <p>：在外公館赴任前研修（平成14年以降、平成15年度末までに8回実施。平成16年度も第1回を8月9日～10日、第2回を9月15日～16日実施予定。）</p> <p>：第5部研修（各省庁からの在外公館への出向者）（平成15年9月3日～12月19日実施。平成16年度も9月6日～12月19日実施予定。）</p> <p>（以下、略）</p> <p>外務省員の意識改革に関連し、「使命感」の付与、外務省員行動規範の徹底のみならず、外務省に望まれていることを考える機会を提供すべく、新入省員研修の一環として各界民間有識者による講義を増やした。（平成16年度4講義）</p> <p>【研修以外の措置】</p> <p>省内における幹部会等の機会を活用して、外務省員に期待される役割につき周知・徹底を図るとともに、国益を守る強靱な外交を推進できるよう体制の整備に努めている。</p> <p>館長による在外公館館員の指導については、日々の在外公館との連絡の機会や在外公館長会議等を活用して、徹底するよう促している。</p> <p>【外務省員行動規範の策定・携行】</p> <p>外務省員行動規範の徹底については、省内LANインフォメーション・ボードへの掲示及び訓令等を通じて本省及び在外双方において周知している。</p> <p>更に、行動規範を記したカードを作成して、配布し、全省員に携行させている。</p>

（注）外務省の公表資料による。

外務省改革の国民への説明責任については、予算をいくら要求したか、省内会議を何回開催したか、職員に対して何回研修を行ったかなどを説明しただけで果たされるものではなく、例えば在外公館を訪れた在留邦人が領事窓口職員の対応を丁寧であると受け取ったかどうか、情報開示が速やかに行われたか、危機に際して迅速かつ的確な対応が行われたか、外務省のODAを含む外交政策が分かりやすく説明されていると国民が思っているかなどを明らかにすることによって果たされていくものである。

こうした観点に立って、改善を必要とする措置ごとに、「何を行ったか」という実績の公表にとどまらず、その措置によって「具体的に何が達成されたか」という成果を公表するなど、国民に分かりやすく目に見える形で説明していく必要がある。

(4) 在外公館館員に対する意識調査の結果

ア 調査の趣旨

本調査は、「外交・在外業務実施体制及び運営に関する行政評価・監視」の調査の一環として、外務省改革「行動計画」（平成 14 年 8 月外務省策定・公表）に基づき進められている外務省改革について、どのような点で評価しているか、今後何をどのように改善する必要があるかなどを、36 公館の館員 404 人から聴取したものである。

イ 調査方法等

次の 36 公館に勤務する館員のうち、職種、担当業務、階層を勘案して当局が選定した 404 人に対し、平成 16 年 3 月から 9 月までの間において書面により調査を実施した。書面調査は、外務省を通じて、質問票及び返信用封筒を配布し、各職員が回答を封筒に入れ封をして回収する方法により行った。

また、36 公館のうち実地調査した 10 公館については書面調査の対象とした 114 人の中から担当業務、職種、階層等を考慮して更に 74 人を選定し、他人の同席を廃して個人面談により意見等を聴取した。

(単位：人)

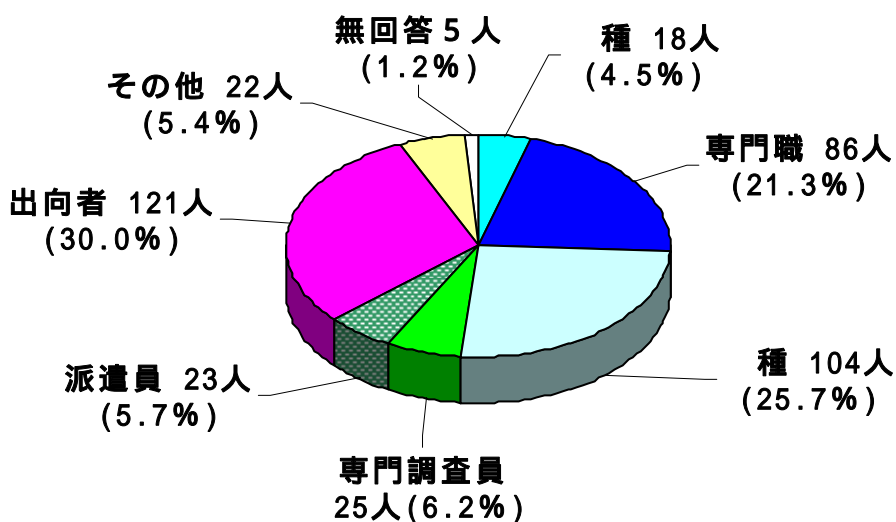
	在外公館の名称	平成 15 年度 定員数	書面調査対象者数	うち面談調査 対象者数
1	在インド大使館	34	13	
2	インドネシア在スラバヤ総領事館	9	4	
3	在シンガポール大使館	27	14	10
4	在大韓民国大使館	59	16	
5	中華人民共和国在香港総領事館	36	14	
6	在パキスタン大使館	27	8	
7	在ネパール大使館	15	8	
8	在ミャンマー大使館	23	11	6
9	アメリカ合衆国在ロサンゼルス総領事館	22	10	7
10	アメリカ合衆国在ホノルル総領事館	13	10	
11	在カナダ大使館	27	14	
12	在ペルー大使館	21	10	6
13	在コロンビア大使館	15	10	
14	在チリ大使館	12	10	
15	在メキシコ大使館	21	13	
16	在英国大使館	66	16	
17	在ウクライナ大使館	11	8	
18	在オーストリア大使館	30	11	
19	在スイス大使館	12	8	
20	在スペイン大使館	22	10	
21	在チェコ大使館	13	12	11
22	ドイツ在フランクフルト総領事館	11	7	
23	在ハンガリー大使館	14	10	
24	在フランス大使館	60	19	
25	在ベルギー大使館	20	10	6

	在外公館の名称	平成 15 年度 定員数	書面調査対象者数	うち面談調査 対象者数
26	在ポーランド大使館	17	11	
27	在ポルトガル大使館	11	8	
28	在ロシア大使館	74	22	
29	オーストラリア在シドニー総領事館	15	10	8
30	在ニュージーランド大使館	15	10	9
31	在アラブ首長国連邦大使館	13	8	
32	在サウジアラビア大使館	19	12	6
33	在エジプト大使館	28	15	5
34	在ケニア大使館	20	12	
35	在南アフリカ共和国大使館	26	11	
36	在モロッコ大使館	11	9	
	合 計	869	404	74

- (注) 1 「平成 15 年度定員数」には、専門調査員、派遣員等の人数を含まない。
2 「書面調査対象者数」及び「面談調査対象者数」には、専門調査員、派遣員等を含む。
3 「専門調査員」とは、外務省からの委嘱により在外公館に通常 2 年の任期で派遣され、在外公館の一員として当該国・地域の政治、経済、文化等の調査・研究及び館務補助等の業務を行う者である。
また、「派遣員」とは、在外公館に民間青年を派遣し、主として便宜供与などの業務を行う者である。

書面調査又は面談調査の対象者の担当業務、職種、階層別の内訳は、次のとおりである。

【調査対象 404 人の職種別人数】

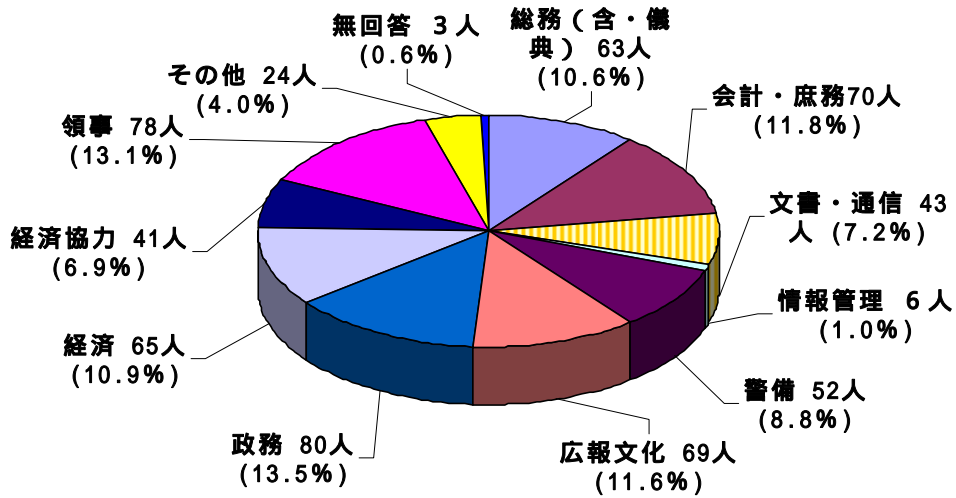


(単位：人、%)

職種	種	専門職	種	専門調査員	派遣員	出向者	その他	無回答	合計
対象者数	18	86	104	25	23	121	22	5	404
構成比	4.5	21.3	25.7	6.2	5.7	30.0	5.4	1.2	100.0

- (注) 1 「出向者」とは、外務省以外の府省、地方公共団体等からの出向者をいう。
2 「その他」は、医務官、種職員、中途採用者等である。

【調査対象（延べ人数）594人の業務別人数】



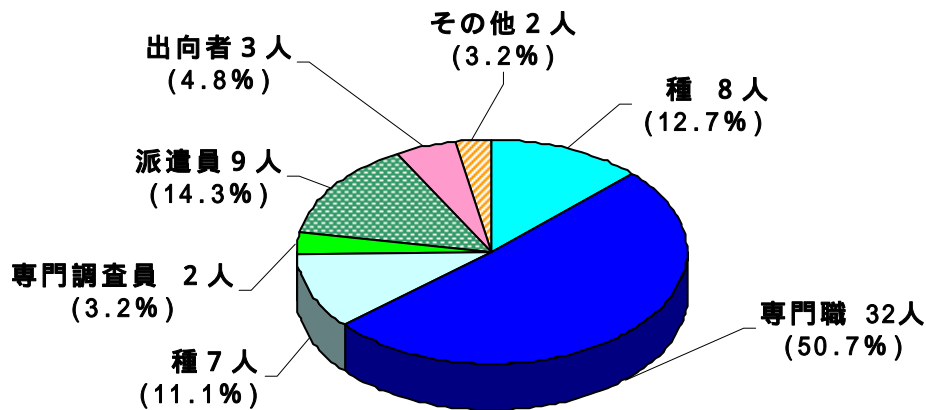
(単位：人、%)

業務別	総務	会計・庶務	文書・通信	情報管理	警備	広報文化	政務	経済	経済協力	領事	その他	無回答	合計(延べ人数)
対象者数	63	70	43	6	52	69	80	65	41	78	24	3	594
構成比	10.6	11.8	7.2	1.0	8.8	11.6	13.5	10.9	6.9	13.1	4.0	0.6	100.0

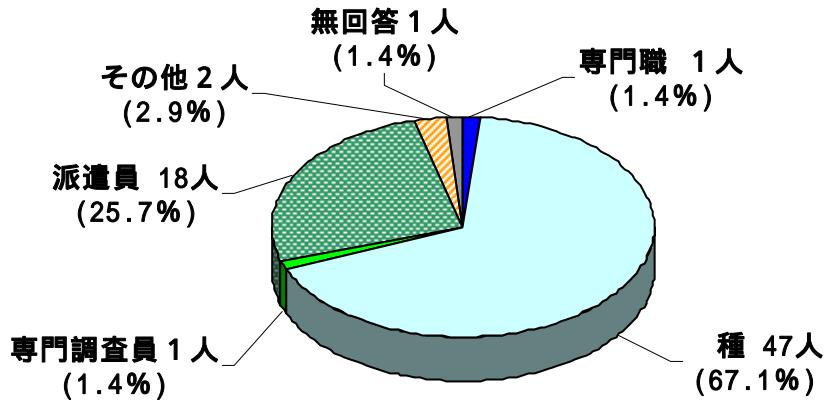
- (注) 1 複数の業務を兼務している者については、それぞれの業務に計上した。このため、「合計」は調査対象 404 人に対し、延べ人数 594 人となっている。
 2 「総務」には、儀典を含む。「その他」は、医務、便宜供与、安全保障、営繕、国連機関などである。

【調査対象者 404人の職種別・業務別人数】

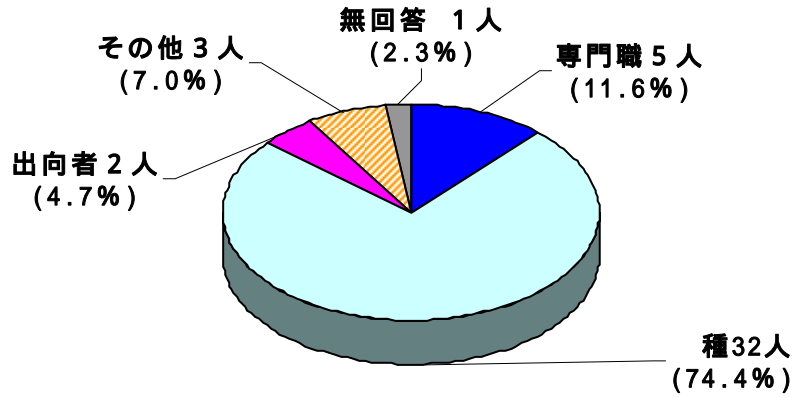
総務：延べ 63 人



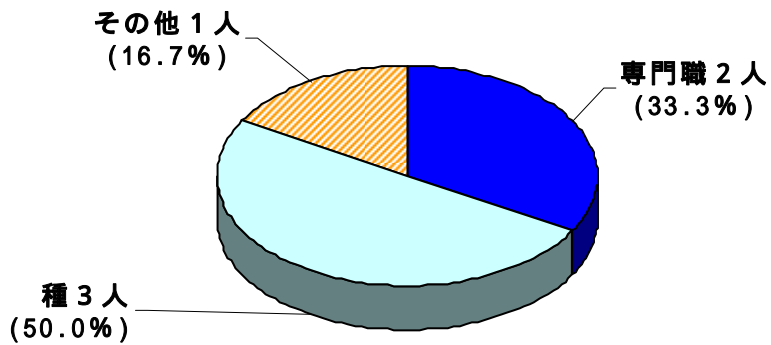
会計・庶務：延べ70人



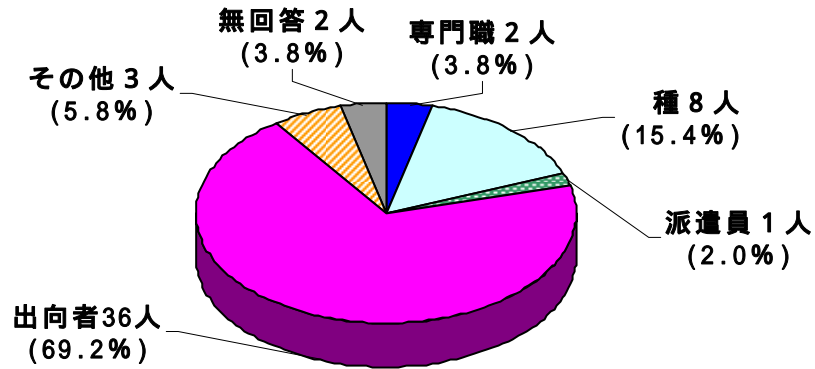
文書・通信：延べ43人



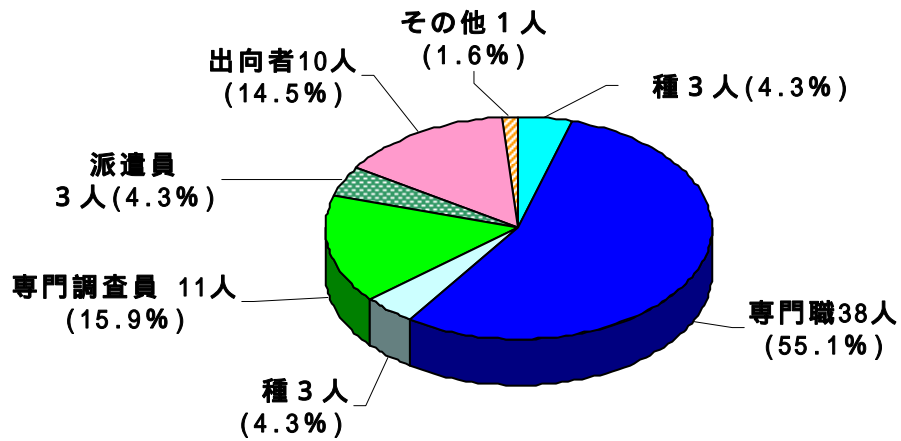
情報管理：延べ6人



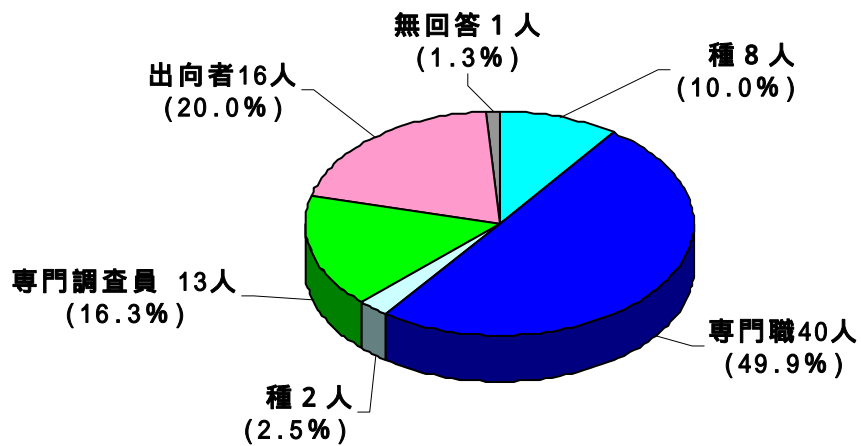
警備：延べ 52 人



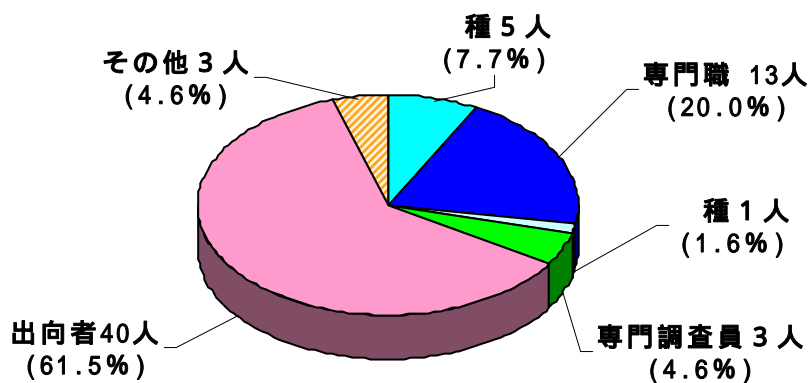
広報文化：延べ 69 人



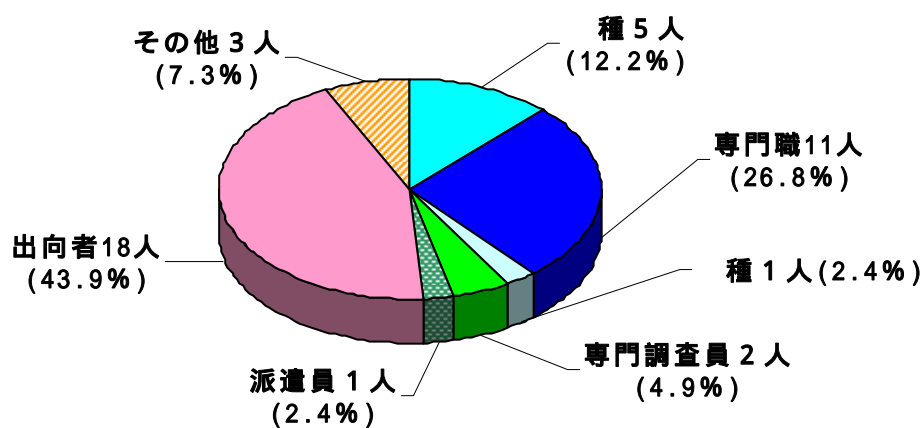
政務：延べ 80 人



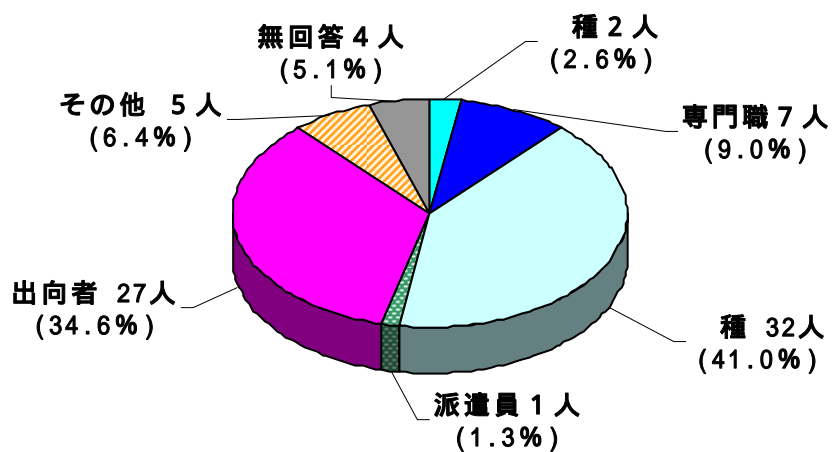
経済：延べ 65 人



経済協力：延べ 41 人



領事：延べ 78 人



(注) 各業務について、それぞれの内訳の構成比を合計した値が 100.0 となるよう補正している。
ただし、補正が不可能な項目については、構成比の合計値が 100.0 にならない。

表 調査対象 404 人の職種別・業務別人数

(単位：人、%)

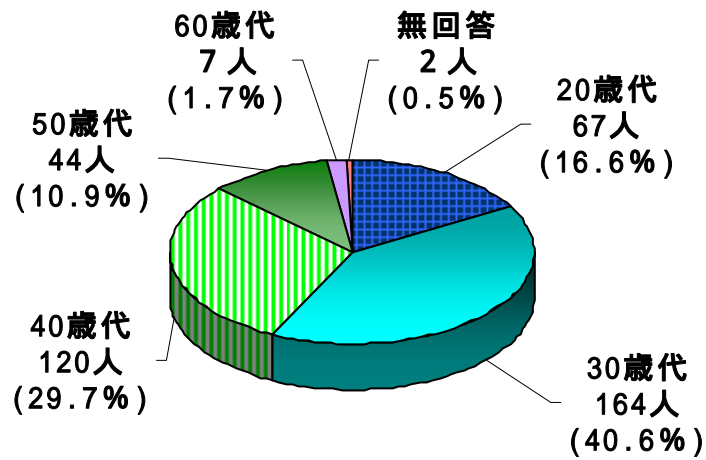
担当業務	職 種								合計 (延べ人数)
	種	専門職	種	専門 調査員	派遣員	出向者	その他	無回答	
総務 (含・儀典)	8 (1.3)	32 (5.4)	7 (1.2)	2 (0.3)	9 (1.5)	3 (0.5)	2 (0.3)	-	63 (10.6)
会計・庶務	-	1 (0.2)	47 (7.9)	1 (0.2)	18 (3.0)	-	2 (0.3)	1 (0.2)	70 (11.8)
文書・通信	-	5 (0.8)	32 (5.4)	-	-	2 (0.3)	3 (0.5)	1 (0.2)	43 (7.2)
情報管理	-	2 (0.3)	3 (0.5)	-	-	-	1 (0.2)	-	6 (1.0)
警備	-	2 (0.3)	8 (1.3)	-	1 (0.2)	36 (6.1)	3 (0.5)	2 (0.3)	52 (8.8)
広報文化	3 (0.5)	38 (6.4)	3 (0.5)	11 (1.9)	3 (0.5)	10 (1.7)	1 (0.2)	-	69 (11.6)
政務	8 (1.3)	40 (6.7)	2 (0.3)	13 (2.2)	-	16 (2.7)	-	1 (0.2)	80 (13.5)
経済	5 (0.8)	13 (2.2)	1 (0.2)	3 (0.5)	-	40 (6.7)	3 (0.5)	-	65 (10.9)
経済協力	5 (0.8)	11 (1.9)	1 (0.2)	2 (0.3)	1 (0.2)	18 (3.0)	3 (0.5)	-	41 (6.9)
領事	2 (0.3)	7 (1.2)	32 (5.4)	-	1 (0.2)	27 (4.5)	5 (0.8)	4 (0.7)	78 (13.1)
その他	-	-	3 (0.5)	1 (0.2)	6 (1.0)	7 (1.2)	7 (1.2)	-	24 (4.0)
無回答	-	-	1 (0.2)	-	-	1 (0.2)	-	1 (0.2)	3 (0.6)
									594 (100.0)

(注) 1 複数の業務を兼務している者については、それぞれの業務に計上した。このため、「合計」は調査対象者 404 人に対し延べ人数 594 人となっている。

2 担当業務の「その他」は、医務、便宜供与、安全保障、営繕、国連機関などである。また、職種の「その他」は、医務官、種職員、中途採用者等である。

3 ()内の数字は、構成比である。

【調査対象 404 人の年齢別人数】



(単位：人、%)

職種	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	無回答	合計
合計	67 (16.6)	164 (40.6)	120 (29.7)	44 (10.9)	7 (1.7)	2 (0.5)	404 (100.0)
種	2 (0.5)	12 (3.0)	3 (0.7)	1 (0.2)	-	-	18 (4.5)
専門職	16 (4.0)	27 (6.7)	37 (9.2)	6 (1.5)	-	-	86 (21.3)
種	14 (3.5)	22 (5.4)	38 (9.4)	24 (5.9)	6 (1.5)	-	104 (25.7)
専門調査員	9 (2.2)	14 (3.5)	2 (0.5)	-	-	-	25 (6.2)
派遣員	23 (5.7)	-	-	-	-	-	23 (5.7)
出向者	2 (0.5)	81 (20.0)	35 (8.7)	2 (0.5)	-	1 (0.2)	121 (30.0)
その他	1 (0.2)	7 (1.7)	3 (0.7)	10 (2.5)	1 (0.2)	-	22 (5.4)
無回答	-	1 (0.2)	2 (0.5)	1 (0.2)	-	1 (0.2)	5 (1.2)

(注) () 内の数字は、構成比である。

ウ 調査結果

調査は、外務省改革についての各個人の評価や、外務改革「行動計画」に挙げられた個別の措置予定事項の実施状況等について、それぞれ評価や意見を聴取する方法により行った。

調査結果は、以下のとおりである。

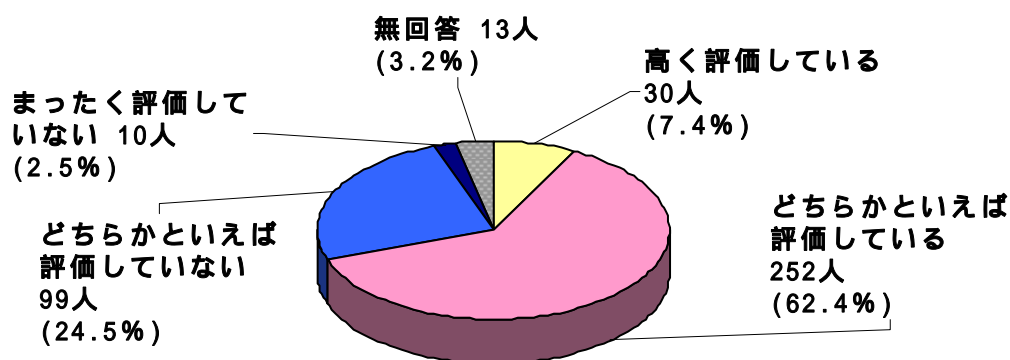
なお、同種類似意見等については、代表的な意見等を記載した上で、文末の()内に同種類似の意見等を「類似意見 人」と記載した。

(ア) 外務省改革についての全般的な評価

a 外務省改革についての評価

「外務省改革をどのように評価していますか」との質問に対し、次のとおり、「評価している」とする者が 282 人(69.8%)であるのに対し、「評価していない」とする者が 109 人(27.0%)となっている。

質問： あなたは、外務省改革をどのように評価していますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
評価している	高く評価している	282	30	7.4
	どちらかといえば評価している		252	62.4
評価していない	どちらかといえば評価していない	109	99	24.5
	まったく評価していない		10	2.5
無回答		13	3.2	
合計		404	100.0	

「評価している」とする 282 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、人事面における競争原理の導入や、公金の扱い、公私の別等の問題を指摘していることを評価しているとの意見が出されている。

< 「評価している」と回答した主な理由 >

- ・ 少なくとも、変わろうとしている点は評価できる。(類似意見 32 人)
- ・ 人事面における競争原理や公募制、部下による上司の評価が導入された。(同 32 人)
- ・ 以前より国民に対する説明責任を意識するようになった。(同 26 人)
- ・ 会計面での厳格な手続の確保、公私の区別の徹底等(同 18 人)

- ・ 上からの押しつけではない内部からの自発的な動きがみられる点（同 17 人）
- ・ 改革内容を明文化し、進捗状況を評価している点（同 15 人）
- ・ 在留邦人の立場に立ったきめ細かい対応が可能になりつつあると感じている。（同 9 人）
- ・ 今まで議論されなかった案件についても積極的に取り組んでいる。（同 6 人）
- ・ 公私混同がなくなった。（同 6 人）
- ・ これまで疑問に感じてきた点や業務の遂行方法に改善がみられる。（同 5 人）
- ・ 省員の意識改革につながった。国民との関係を考えるようになった。（同 3 人）
- ・ 何もしないよりは良い。（同 2 人）

一方、「評価していない」とする 109 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、目に見える形で外務省改革が実感できないという点に集中している。

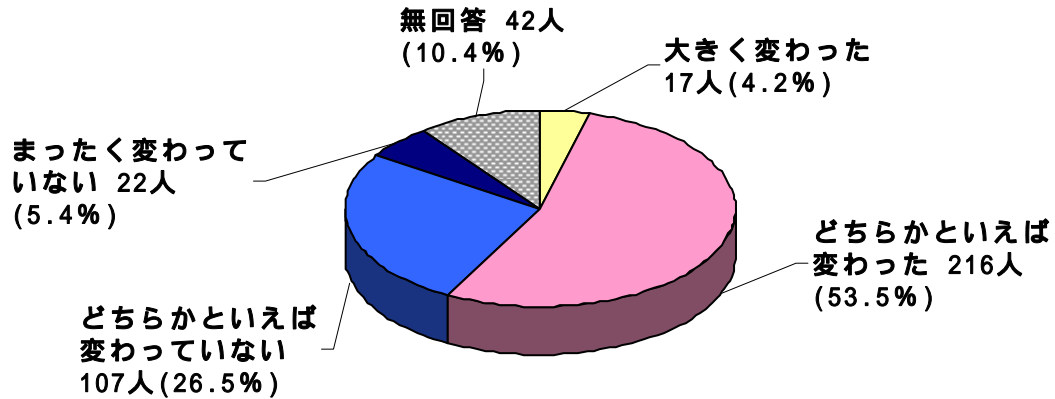
< 「評価していない」と回答した主な理由 >

- ・ 現場職員に改革の実感がない。（類似意見 16 人）
- ・ 表面的なきれいごとばかりで中身が現場の実態に即していない。（同 15 人）
- ・ 便宜供与の簡素化等、効果が見えやすい部分でさえあまり変わったとは感じられない。（同 15 人）
- ・ 外向けの形式的な改革であり、現場では業務量だけが增加している。（同 8 人）
- ・ 形式的に回覧、周知されているが真剣に取り組もうという雰囲気ではない。出向者であるせいか、そのような話題に触れる機会さえほとんどない。（同 3 人）
- ・ 改革という言葉が省内に浸透しつつあるという点で評価しているが、実際に改革が行われているかという点では疑問（同 2 人）
- ・ 改革の影響で、以前よりも仕事に対して萎縮している面がみられる。（同 2 人）

b 改革の推進による外務省の変化について

「外務省改革の推進によって、外務省は変わったと思いますか」との質問に対し、次のとおり、「変わった」とする者が233人(57.7%)であるのに対し、「変わっていない」とする者が129人(31.9%)となっている。

質問： 外務省改革の推進によって、外務省は変わったと思いますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
変わった	大きく変わった	17	57.7	4.2
	どちらかといえば変わった	216		53.5
変わっていない	どちらかといえば変わっていない	107	31.9	26.5
	まったく変わっていない	22		5.4
無回答		42	10.4	
合計		404	100.0	

「変わった」とする233人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり省員の意識が高まった、会計支出の面において厳格化されたなどの意見が出されている。

< 「変わった」と回答した主な理由 >

- ・ 少なくとも省員一人一人の意識が高められたと思う。(類似意見 32人)
- ・ 特に会計支出の面において厳格になった。(同 30人)
- ・ 国民の視点で行動する人が増えた。(同 23人)
- ・ 外部人材からの大使任用等、人事制度面の改革が進んだ。(同 15人)
- ・ 国民に対する説明責任、政策決定の透明性が向上した。(同 11人)
- ・ 便宜供与や設宴等に関し、公私の区別が定着してきている。(同 11人)
- ・ 下の者の意見であっても正論であれば尊重されるようになった。(同 6人)
- ・ 領事窓口のサービスや電話の対応が以前より良くなったと聞いている。(同 6人)
- ・ 仕事についての是非を以前より深く考えて行動するようになった。(同 4人)
- ・ 改革というお題目が徐々に浸透してきたのではないかとと思われる。(同 3人)
- ・ 世間一般のイメージと比較してずいぶん変わってきているように思う。(同 2人)

一方、「変わっていない」とする 129 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、変わったのは制度面のみで意識の変化がみられない、幹部の意識が変わっていないなどの意見が挙げられている。

< 「変わっていない」と回答した主な理由 >

- ・ 制度の変化には対応しているが、意識面ではあまり変わっていない。(類似意見 20 人)
- ・ 古い体質がいまだに浸透している。外務省を取り巻く環境が変わらないので外務省も変わらない。(同 10 人)
- ・ 幹部の考え方が変わっていない。(同 7 人)
- ・ 本省と在外との間に意識の差がある。(同 6 人)
- ・ どちらかといえば嵐が過ぎ去るのを待っているような雰囲気を感じられる。(同 5 人)
- ・ 規則と実務の間の乖離が過去の不祥事の原因となっているのに、そこが改善されておらず、実務が一層窮屈になっている。(同 5 人)
- ・ 変えようとしている流れに逆行している人が目立つ。(同 2 人)
- ・ 外務省プロパーの、改革に向けた意識が非常に乏しい。彼らは自分たちが政府の機構改革の犠牲者であると考えているようだ。(同 2 人)
- ・ 従来からきちんとしていた面もあるが、本当に変えるべき面はあまり変わっていないようだ。(同 1 人)
- ・ 職員の目線が国民から離れている。(同 1 人)

(イ) 外務省職員の意識改革

「行動計画」において、外務省職員の意識改革を図るため、次のような措置を講ずることとされている。

外務省職員に対して「使命」感を付与するための研修を行う。

在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制を確立する。

在留邦人等への対応を改善する。

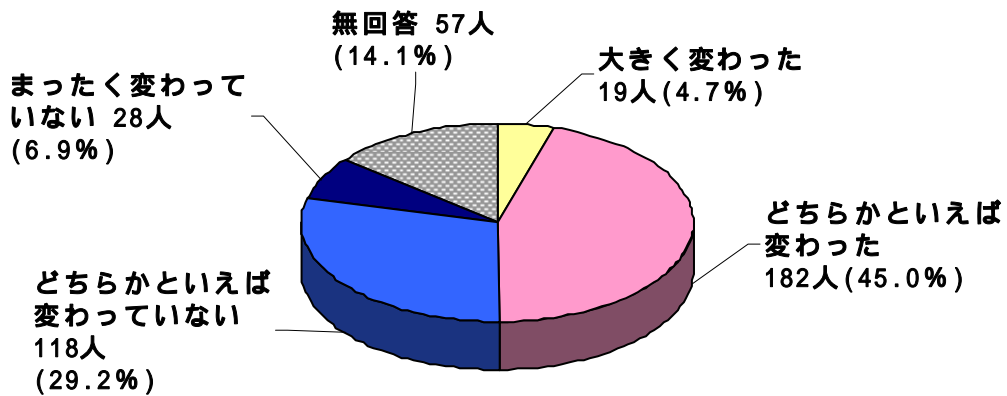
法令の尊重等（公務員倫理法・同規程及び現地法令の遵守・尊重）を徹底させる。

職員の言葉遣いの改善や、館員の配偶者間に上下関係がないことを再確認する。

a 外務省職員の意識についての評価

「平成 14 年 8 月以降、外務省職員の意識が変わったと思いますか」との質問に対し、次のとおり「変わった」とする者が 201 人(49.8%)であるのに対し、「変わっていない」とする者が 146 人(36.1%)となっている。

質問： あなたは、平成 14 年 8 月以降、外務省職員の意識が変わったと思いますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
変わった	大きく変わった	201	19	4.7
	どちらかといえば変わった		182	45.0
変わっていない	どちらかといえば変わっていない	146	118	29.2
	まったく変わっていない		28	6.9
無回答		57	14.1	
合計		404	100.0	

「変わった」とする 201 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり「外務省員行動規範」(平成 14 年 8 月 21 日)に掲げられている事項について自らが変わったとする者が多くなっている。

< 「変わった」と回答した主な理由 >

- ・ 常に世間の厳しい目にさらされていると感じるようになった。(類似意見 29 人)
- ・ 国民の税金により国民のためにサービスを行うという意識が植え付けられてきたと思う。(同 20 人)

- ・ 公私の区別を厳正にするよう心掛けている。(同 17 人)
- ・ 国民の目に見える外交を行うよう努力している。(同 12 人)
- ・ 特に会計業務は大きく変わった。裏表のない行政、国民への奉仕活動である等、原点に戻った職員が多いと思われる。(同 11 人)
- ・ 全省員とは言えないが、外務省を何とか改革しようと思って行動している省員が増えている。(同 10 人)
- ・ それぞれの個人が使命感意識を持ち始めつつある。(同 8 人)
- ・ 研修など、意識改革のための啓蒙ができる機会が増えた。(同 3 人)
- ・ 省員が「外務省員行動規範」を常に意識しながら行動していると感じられるようになった。(同 2 人)
- ・ 幹部に意見を言いやすい、幹部の下からの意見を吸い上げやすい雰囲気ができつつある。(同 2 人)
- ・ 館員の意識が変わり、目標を立てる人が増えた。(同 1 人)

一方、「変わっていない」とする 146 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、自らの周囲が変わらない(又は変わっていない)との意見が多くなっている。

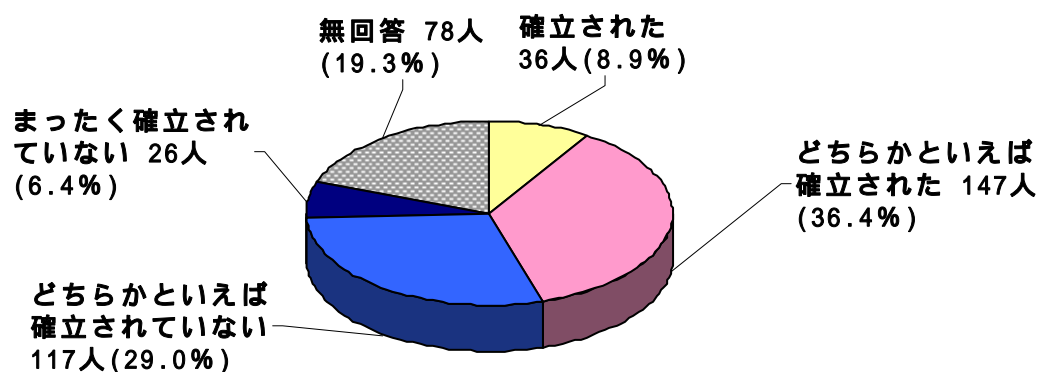
< 「変わっていない」と回答した主な理由 >

- ・ 変化が感じられない。人間の意識は簡単には変わらない。(類似意見 38 人)
- ・ きちんと仕事をしている人は以前から十分に使命感を持っているが、中には外務省改革自体を外向きのアピールぐらいにしか考えていないように見える人もいる。(同 17 人)
- ・ 若い人の意識は変わったかもしれないが、年配者(又は幹部や上層部)の意識はいまだ変わらない。(同 6 人)
- ・ 目前の案件処理に多忙で、使命感等について意識する余裕がない。(同 4 人)
- ・ 在外公館に関しては、あまり変わっていないと思う。(同 3 人)
- ・ 外務省改革が本質的な問題に取り組んでいない以上、意識の変化は進まないと思う。(同 3 人)
- ・ 多くの職員については、仕事に対してのやりがいを感じられず、使命感を持つことなく働いていると思う。(同 3 人)
- ・ 在留邦人からの批判に対して、自分自身若しくは当館全体に対するものだという意識がない。(同 1 人)

b 在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制についての評価

「在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制が確立されたと思いますか」との質問に対し、次のとおり、「確立された」とする者が183人(45.3%)であるのに対し、「確立されていない」とする者が143人(35.4%)となっている。

質問：あなたは、平成14年8月以降、在外公館が一体となって外交業務に邁進する体制が確立されたと思いますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
確立された	確立された	183	36	8.9
	どちらかといえば確立された		147	36.4
確立されていない	どちらかといえば確立されていない	143	117	29.0
	まったく確立されていない		26	6.4
無回答		78	19.3	
合計		404	100.0	

「確立された」とする183人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、館長が陣頭指揮をしている、館内での連携が進んだなどが挙げられている。

< 「確立された」と回答した主な理由 >

- ・ 当館の場合、大使が先頭に立って館務の優先度（プライオリティ）方向性について館員に意識付けしてくれるので、全館一体となって業務を進めることができる。（類似意見49人）
- ・ 館内会議等で、使命感や館員の用務等について話し合う機会が増えた。（同13人）
- ・ 各館員の意識が高まったことにより、体制が一層機能するようになった。（同13人）
- ・ 館長自らが対外的に前面に出ており、組織として現地社会との接触強化を図っている。（同8人）
- ・ 大使人事、在外公館における出向者の人員配置の見直し等により、館長が陣頭指揮に当たるための土壌が形成されたと思う。（同5人）
- ・ 大規模な案件において、館が一体となって取り組んでいる。（同3人）
- ・ 常に一体となって外交業務に邁進していることは、業務量からみて明らかである。（同3人）

- ・ 館内で共通の目標を共有し、それに向かって業務を進めている点（同1人）

一方、「確立されていない」とする143人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、業務分担が縦割りである、館長の指揮が不十分などが挙げられている。

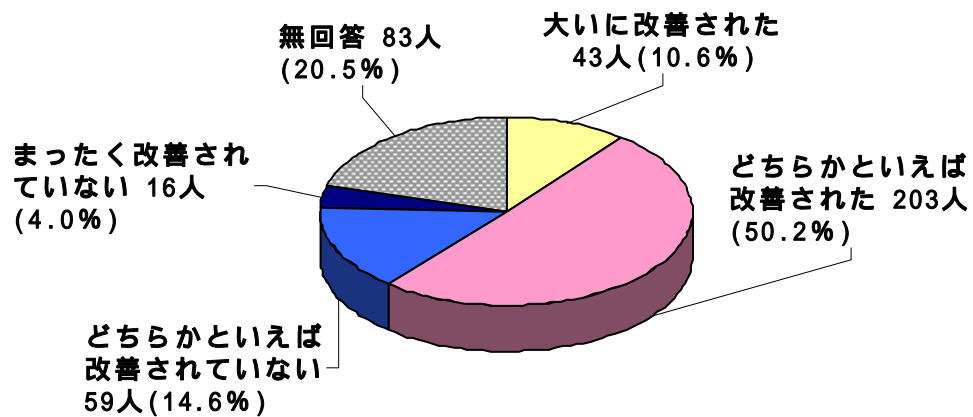
< 「確立されていない」と回答した主な理由 >

- ・ 業務分担が縦割りであり、館が一体となって外交業務に邁進する体制になっていない。（類似意見21人）
- ・ 館長は館員にすっかり任せ切りで、互いの区分内で館員は動いている。（同15人）
- ・ 当館では体制が確立されたと認識できることが何もない。（同11人）
- ・ 館長の考え方が旧態依然としており、無駄な仕事も多く館員に疲労がみられる。（同10人）
- ・ 国益増進の最前線に立っているという認識が欠如しているように感じられる。国益の本質についてまったく論議されていない。（同5人）
- ・ 大規模公館では、まだ、館長が館全体を把握できる体制にない。（同4人）
- ・ 「自分の任期中はつつがなく全うしたい」との雰囲気支配されている。（同4人）
- ・ 他府省出身者との意識の差は依然として埋まらない。（同3人）
- ・ 官房業務担当者をまとめ上げてやる気を出させるシステムがない。（同2人）
- ・ 在留邦人の目は日本国内のそれよりも厳しくないなので、良くない慣例が残っていると思う。（同1人）
- ・ 責任の所在を明確にすべき。（同1人）
- ・ 当館としての政策目標がまったくみられない。（同1人）

c 在留邦人等への対応の改善についての評価

「平成 14 年 8 月以降、公館幹部を含め、在留邦人等への対応は改善されたと思いますか」との質問に対し、次のとおり、「改善された」とする者が 246 人(60.9%)であるのに対し、「改善されていない」とする者が 75 人(18.6%)となっている。

質問： あなたは、平成 14 年 8 月以降、公館幹部を含め、在留邦人等への対応は改善されたと思いますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
改善された	大いに改善された	246	43	10.6
	どちらかといえば改善された		203	50.2
改善されていない	どちらかといえば改善されていない	75	59	14.6
	まったく改善されていない		16	4.0
無回答		83	20.5	
合計		404	100.0	

「改善された」とする 246 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、領事出張サービス等の実施、情報提供、領事窓口の改善等が挙げられている。

< 「改善された」と回答した主な理由 >

- ・ 在留邦人の行事等に積極的に参加するよう心掛けている。(類似意見 34 人)
- ・ 積極的に領事出張サービス等を実施している。(同 25 人)
- ・ 窓口時間の延長と事務処理日数の短縮を図った。(同 23 人)
- ・ 在留邦人への情報提供がきめ細かくなった。(同 20 人)
- ・ 在留邦人に対してサービス業のつもりで接することを心掛けるようになった。(同 16 人)
- ・ 以前よりも、領事業務に関心を持つ職員が増えた。(同 8 人)
- ・ 幹部職員が領事業務の重要性を理解するようになった。(同 6 人)
- ・ 在留邦人関連問題に積極的な取組がみられる。(同 4 人)
- ・ 当館では在留邦人への対応に相当気を遣っている。(同 4 人)
- ・ これまでの外務省に対する批判を肌で感じ、領事サービスも改善されつつあると思う。(同 3 人)

- ・ 在留邦人への外部アンケート結果を踏まえ、館内で議論したことで在留邦人への対応を意識するようになった。(同1人)
- ・ 専門職の若手職員が、語学研修直後に領事業務に携わっている。(同1人)
- ・ 安全対策連絡協議会、大使館N G O会議等が頻繁に行われるようになった。(同1人)
- ・ 以前よりも在留邦人等への対応が謙虚になった。(同1人)
- ・ 大使館ホームページの中に「ご意見箱」を設置し、一般の方々からの意見・提案を気軽にメールで送信してもらえる仕組みを作った。業務の繁忙度は増したが、質問に答えたメールが感謝されるなど、一定の評価を得ている。(同1人)
- ・ 現大使の指導力に依るところが大きい。(同1人)

一方、「改善されていない」とする75人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、領事業務に対する意識が低いという意見が多い。

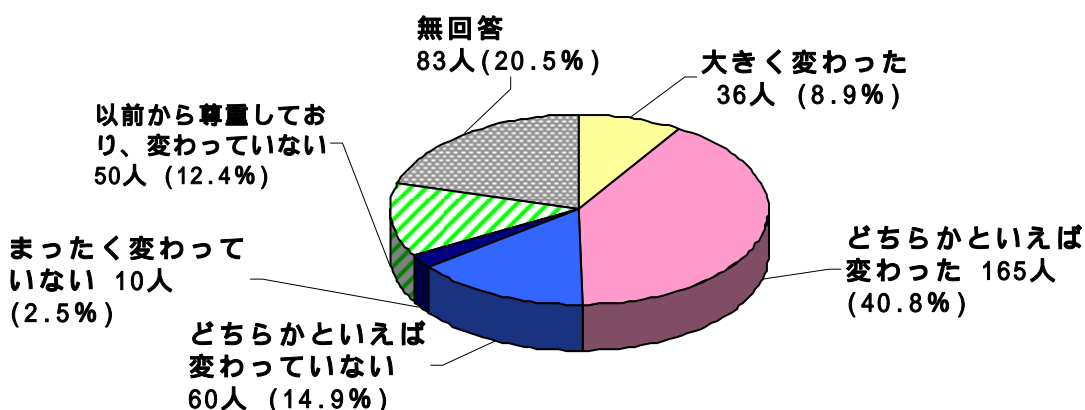
<「改善されていない」と回答した主な理由>

- ・ いまだに在留邦人からの相談を面倒くさがる雰囲気を感じられる。(類似意見7人)
- ・ 一部の幹部・種職員は領事業務の重要性に対する認識が浅い。(同4人)
- ・ 幹部が領事出張サービスに参加しているのをみたことがない。(同3人)
- ・ 一部の幹部に公私を問わず権力を誇示する言動がみられ、在留邦人からの反感を買っている。(同3人)
- ・ 領事担当者以外の意識が改善されていない。領事担当者以外は関係ないという態度(同3人)
- ・ 領事業務の実施体制などにあまり変化がみられない。(同3人)
- ・ 幹部が積極的に在留邦人と接する、又は懇談するとの意志がみられない。(同2人)
- ・ 領事出張サービスに幹部を参加させるより、領事体制の強化を図るべき。(同2人)
- ・ 現在の当館領事部は、良い風評が聞かれない。個々の資質の問題と思われる。(同2人)

d 法令の尊重等についての評価

「平成 14 年 8 月以降、在外公館における法令の尊重等についてこれまでと変わったと思いますか」との質問に対し、次のとおり、「変わった」とする者が 201 人(49.8%)であるのに対し、「変わっていない」とする者が 70 人(17.3%)となっている。

質問： あなたは、平成 14 年 8 月以降、在外公館における法令の尊重等について、これまでと変わったと思いますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
変わった	大きく変わった	201	36	8.9
	どちらかといえば変わった		165	40.8
変わっていない	どちらかといえば変わっていない	70	60	14.9
	まったく変わっていない		10	2.5
以前から尊重しており、変わっていない		50	12.4	
無回答		83	20.5	
合計		404	100.0	

このうち「変わった」とする 201 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

< 「変わった」と回答した主な理由 >

- ・ 交通法規の遵守が、より徹底されるようになった。(類似意見 44 人)
- ・ 飲食や物品の授受に関して、倫理法が徹底されるようになった。(同 28 人)
- ・ 館内会議等でも倫理規程の遵守について繰り返し注意喚起があり、実態からみても館員の意識は確実に向上している。(同 18 人)
- ・ 任国の法令を遵守しなければならないという意識が強くなってきている。(同 11 人)
- ・ 会計規則の遵守を徹底している。(同 10 人)
- ・ 公私のけじめがはっきりした。(同 2 人)
- ・ 慶弔積立金、送別記念品を廃止した。(同 1 人)
- ・ 外部からの批判によって身構えざるを得なくなっている。(同 1 人)

一方、「変わっていない」とする 70 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

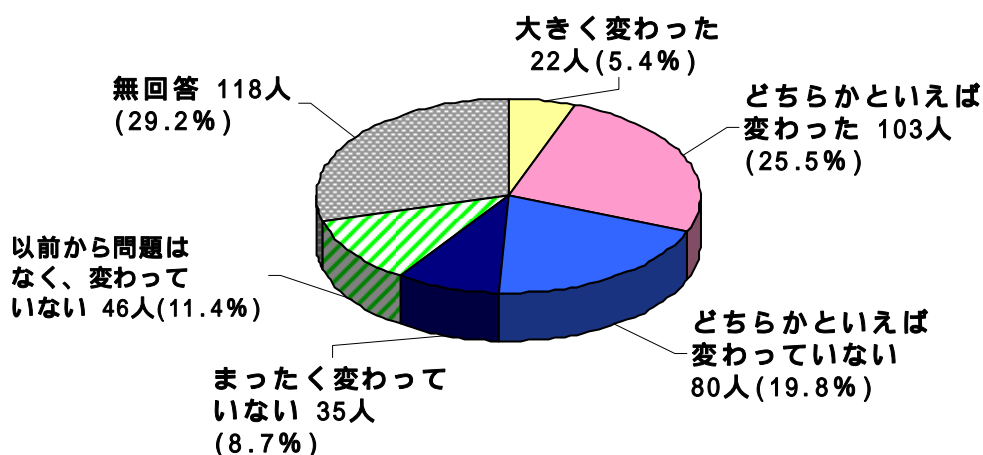
< 「変わっていない」と回答した主な理由 >

- ・ 飲酒運転は何度も注意されているにもかかわらず実際には直っていない。(類似意見 3 人)
- ・ 現地の交通法規を守らない人がいる。(同 2 人)
- ・ 必ずしも現地法令を把握しているようには思われない。(同 2 人)
- ・ 在外において、外務省員は特権を行使できるという意識が強すぎる。(同 2 人)
- ・ 「法令の遵守・尊重」という説明を受けたことがない。(同 1 人)
- ・ 一般国民の常識からすればかなりの隔たりと差異を感じられる。(同 1 人)

e 言葉遣いと夫人間の関係についての評価

「平成 14 年 8 月以降、在外公館における言葉遣い、夫人間の関係等について、これまでと変わったと思いますか」との質問に対し、次のとおり、「変わった」とする者が 125 人(30.9%)であるのに対し、「変わっていない」とする者が 115 人(28.5%)となっている。

質問： あなたは、平成 14 年 8 月以降、在外公館における言葉遣い、夫人間の関係等について、これまでと変わったと思いますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
変わった	大きく変わった	22	30.9	5.4
	どちらかといえば変わった	103		25.5
変わっていない	どちらかといえば変わっていない	80	28.5	19.8
	まったく変わっていない	35		8.7
以前から問題はなく、変わっていない		46	11.4	
無回答		118	29.2	
合計		404	100.0	

「変わった」とする 125 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

< 「変わった」と回答した主な理由 >

- ・ 「お花当番」がなくなった。(類似意見 14 人)
- ・ 以前と比べ、夫人会の運営が職員の上下関係に左右されなくなった。(同 10 人)
- ・ 夫人行事が減ってきている。(同 7 人)
- ・ みた限りでは上下関係に基づく接触はなくなった。(同 6 人)
- ・ 言葉遣いが悪い職員はいなくなってきたと思う。(同 6 人)
- ・ 時に行き過ぎるほど平等になった。(同 5 人)
- ・ 理不尽な指示がなくなった。ただし、年齢に応じた上下関係は当然あり得る。(同 3 人)
- ・ 本省より、逐次資料等が送付されてきており、館員に回覧されている。(同 3 人)

- ・ 各種当番は簡略化しつつある。(同1人)
- ・ 雰囲気や和らぎ、自由な意見が交わされるようになったのではないか。(同1人)

一方、「変わっていない」とする 115 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、いまだ上下関係が根強く残っているなどの意見が出されている。

< 「変わっていない」と回答した主な理由 >

- ・ 夫人間の上下関係が完全になくなったとは思えない。(類似意見 17 人)
- ・ 上層部の配偶者の意識が欠如している。(同 15 人)
- ・ 配偶者間に上下関係がない、という定義自体に無理がある。(同 7 人)
- ・ 現実問題として館長夫人に対して「NO」とは言えない。(同 4 人)
- ・ 意味がない又は理解できないルールがある。(同 3 人)
- ・ 上下関係はみられないものの、館員同士、夫人同士の罵り合いや陰口のたたき合いが横行している。(同 1 人)
- ・ 夫人個人の属人的な部分に大きく依存する。特に日本人の場合は、明確なルールを導入しない限り根本的には変わらない。(同 1 人)
- ・ 紙に書いてもすぐには実行できない。個人の日常の意識次第(同 1 人)

(ウ) 人事制度の再構築

「行動計画」において、競争原理の徹底・職員の淘汰を図るため、次のような措置を講ずることとされている。

積極的に外部人材の大使任用を行う。

大使の業績評価を行い、その結果をその後の人事に反映する。

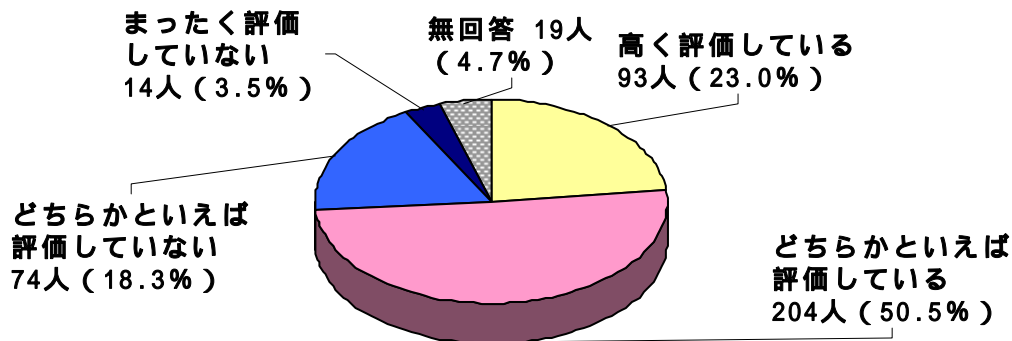
公平性、客観性、透明性、予測可能性のある人事制度を確立する。

大使館において特定語学研修職員とそれ以外の職員とをバランスよく組み合わせる。

a 外部人材からの大使任命についての評価

「外部人材からの大使任命を評価していますか」との質問に対し、次のとおり、「評価している」とする者が297人(73.5%)であるのに対し、「評価していない」とする者が88人(21.8%)となっている。

質問： あなたは、外部人材の大使任命について、どのように評価していますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
評価している	高く評価している	297	73.5	23.0
	どちらかといえば評価している		50.5	
評価していない	どちらかといえば評価していない	88	21.8	18.3
	まったく評価していない		3.5	
	無回答		4.7	
合計		404	100.0	

「評価している」とする297人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

< 「評価している」と回答した主な理由 >

- ・ 違った物の見方、管理手法が導入され、組織の活性化につながる。(類似意見59人)
- ・ より多くの有能な人材が大使に登用されることは、日本外交全体にとってプラスになる。(同59人)
- ・ キャリア職員の意識改革が期待される。(同26人)

- ・ 外部人材からの登用で競争原理が働く。(同6人)
- ・ 数値目標はナンセンスであり、有能な人材がいれば随所に配置すべき。(同4人)
- ・ いろいろな人材を任用すること自体が結構なことだと思う。(同4人)
- ・ 外部の人にも在外の役割・業務をよく理解してもらい、それを広報する機会を与えるものとなる。(同3人)
- ・ 適材適所の任用であるならば効果的(同3人)
- ・ 外務省内部に適切な人材がいなければ外部に人材を求めることはやむを得ない。(同2人)
- ・ 優秀な人材を登用することは良いが、アピールのためにやってほしくない。(同1人)

一方、「評価していない」とする88人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

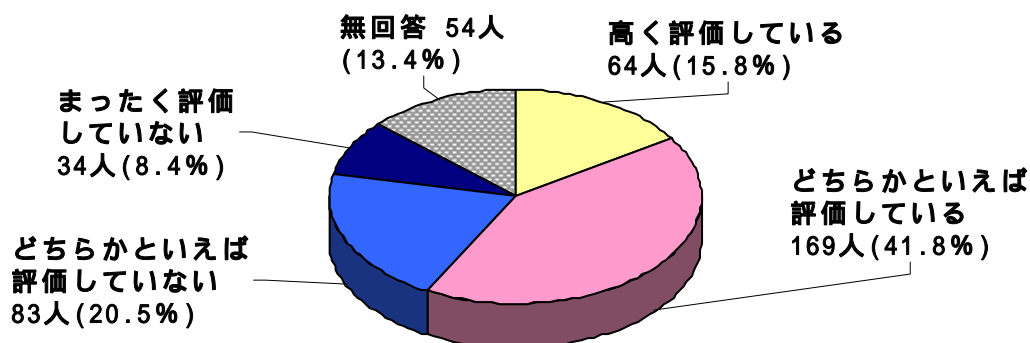
< 「評価していない」と回答した主な理由 >

- ・ 制度自体は良いと思うが、外部大使を受け入れる在外公館の体制が整備されていない面がある。外部人材の大使を支える体制を整えることが必要(類似意見16人)
- ・ 必ずしも必要とされる能力を持った人材が外部から得られていない印象がある。厳しい選考基準が必要(同12人)
- ・ ポイントは有能か否かであって、数値目標を導入することには疑問(同10人)
- ・ 外部人材は外務省の状態を理解していない。外務省内部から、人格・知性を兼ね備えた「真の大使」を育成すべき。(同5人)
- ・ 外部人材の大使が2年ないし3年という短期間の任期で大使としての成果をどの程度上げられるか疑問(同4人)
- ・ どのような基準で有能かどうかを判断するのか、その判断は外交分野にも当てはまるのか疑問(同2人)
- ・ 外部人材を登用すれば良いという問題ではない。国民への迎合に過ぎないのではないか。(同2人)
- ・ いわゆる重要な大使館にも外部人材を登用するつもりであるのか疑問。単なる数合わせに過ぎないのではないか。(同1人)
- ・ 人格及び識見に問題がなければ外部人材にこだわる必要はない。(同1人)
- ・ 大使のみに競争原理を当てはめても根本的な解決にならない。(同1人)

b 大使の業績評価等の仕組みについての評価

「あなたは、大使の業績評価等の仕組みについて、どのように評価していますか」との質問に対し、次のとおり、「評価している」とする者が 233 人(57.6%)であるのに対し、「評価していない」とする者が 117 人(29.0%)となっている。

質問： 大使の業績評価等の仕組みについて、どのように評価していますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
評価している	高く評価している	64	57.6	15.8
	どちらかといえば評価している	169		41.8
評価していない	どちらかといえば評価していない	83	29.0	20.5
	まったく評価していない	34		8.4
無回答		54	13.4	
合計		404	100.0	

「評価している」とする 233 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

< 「評価している」と回答した主な理由 >

- ・ 下からの評価ができることは画期的（類似意見 28 人）
- ・ 下からの評価を行ったことで、大使の指示が館員の立場を考えたものに変化しつつある。（同 26 人）
- ・ 上に立つ人ほど透明で公正な評価が行われるべきであり、下からの評価を行うことで公平性が確保できる。（同 21 人）
- ・ このような評価がうまく機能しているのであれば素晴らしいシステムだと思う。（同 14 人）
- ・ 閉鎖的な在外公館においてこのようなチェック機能は有効（同 13 人）
- ・ 評価する人が多くなるほど、比較的客観的になる。（同 13 人）
- ・ 大使になっても競争原理が働く点（同 3 人）
- ・ 大使に限らずいかなるポストにおいても業績評価は必要（同 3 人）

一方、「評価していない」とする 117 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

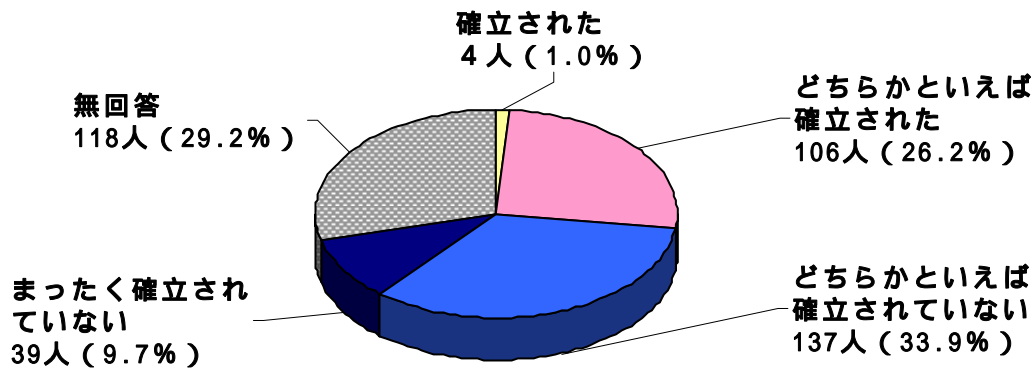
< 「評価していない」と回答した主な理由 >

- ・ 実際にどのように評価が行われて活用されているのか不明（類似意見 27 人）
- ・ そのような評価が行われていることを承知していない。（同 19 人）
- ・ 外交活動はすぐに結果を出せるものではないので、毎年客観的で厳格な評価が下せるのか疑問（同 15 人）
- ・ 評価が反映されていないように思われる。評判の悪かった館長がその後新たな大使ポストに就く例がある。（同 14 人）
- ・ 館員全員が大使等を評価する制度ではない。（同 1 人）
- ・ 評価には必ず主観や私心が入る。（同 1 人）
- ・ 下からの評価というシステムには疑問を感じる。（同 1 人）

c 人事制度の確立についての評価

「あなたは、平成 14 年 8 月以降、公平性、客観性、透明性、予測可能性のある人事制度が確立されたと思いますか」との質問に対し、次のとおり、「確立された」とする者が 110 人(27.2%)であるのに対し、「確立されていない」とする者が 176 人(43.6%)となっている。

質問： あなたは、平成 14 年 8 月以降、公平性、客観性、透明性、予測可能性のある人事制度が確立されたと思いますか。



(単位:人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
確立された	確立された	110	4	1.0
	どちらかといえば確立された		106	26.2
確立されていない	どちらかといえば確立されていない	176	137	33.9
	まったく確立されていない		39	9.7
無回答		118	29.2	
合計		404	100.0	

「確立された」とする 110 人に対し、その理由を聴取したところ、次のように公募制の導入を評価するものがもっとも多い。

< 「確立された」と回答した主な理由 >

- ・ 公募制が導入されたこと。(類似意見 38 人)
- ・ キャリアが独占していたポストに専門職、種に登用の可能性が開けたことは朗報(同 9 人)
- ・ 知る限りでは最近の人事で不公平、不透明なものはないと思われる。(同 5 人)
- ・ 1 任国 3 年間という原則が確立されてきたと思う。(同 5 人)
- ・ 制度として確立途上であると理解している。(同 5 人)
- ・ 個人の希望より全体のバランスを考慮した人事がなされていると思う。(同 3 人)

一方、「確立されていない」とする 176 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

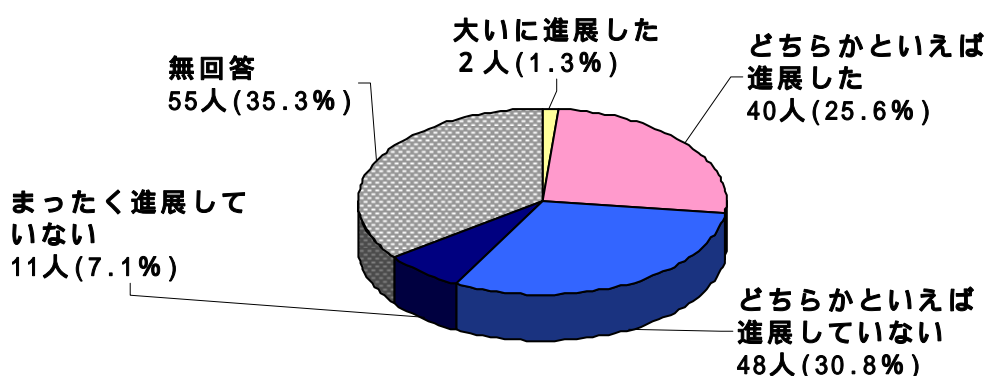
< 「確立されていない」と回答した主な理由 >

- ・ 任期面での予測可能性、透明性のいずれも高まったように思われない。(類似意見 31 人)
- ・ 公募制は望ましい制度であるが、選考過程が不透明で、従来の人事とあまり変わらないと思う。(同 12 人)
- ・ 公募制を除けば人事制度自体にあまり変化がない。(同 12 人)
- ・ 特定ポストに 3 年以上就かないとしているが、あまり守られていない。(同 5 人)
- ・ このような制度を確立することは、一朝一夕にできるものではない。(同 4 人)
- ・ 個人の希望、能力を人事担当者がすべて活用することは不可能(同 3 人)
- ・ 過去の資料を活かしていないと思われる人事が多い。不適格者が数年後に元の職に就いていたりする。(同 2 人)
- ・ 職員の語学能力や専門性に関係なく、相変わらず玉突き人事が行われている。(同 2 人)
- ・ 人事当局が、万人が納得できる措置の理由を示していない。(同 2 人)

d 人事配置の改善状況についての評価

種職員及び専門職職員 156 人に対し「大使館や地域局課の人事配置について、特定語学研修職員とそれ以外の職員とをバランス良く組み合わせるとともに、同一語学職員だけで特定ポストが固定化されることのない人事配置の改善が進展したと思いますか」と質問したところ、次のとおり、「進展した」とする者が 42 人(26.9%)であるのに対し、「進展していない」とする者が 59 人(37.8%)となっている。

質問：平成 14 年 8 月以降、大使館や地域局課の人事配置について、特定語学研修職員とそれ以外の職員とをバランス良く組み合わせるとともに、同一語学職員だけで特定ポストが固定化されることのない人事配置の改善が進展したと思いますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数		構成比	
進展した	大いに進展した	42	2	26.9	1.3
	どちらかといえば進展した		40		25.6
進展していない	どちらかといえば進展していない	59	48	37.8	30.8
	まったく進展していない		11		7.1
無回答		55		35.3	
合計		156		100.0	

「進展した」とする 42 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

< 「進展した」と回答した主な理由 >

- ・ 以前は特定語学・試験区分の人しか就かなかったポストに、他の人が就くようになった。(類似意見 4 人)
- ・ 特定語学職員だけでポストが固定される弊害が、少しは改善されてきているように思う。(同 3 人)
- ・ 特殊言語の国に英語専門職員が配置されている。(同 1 人)
- ・ 特殊言語の研修を受けた職員が別の言語地域の公館及び地域課に就くケースが増えた。(同 1 人)

一方、「進展していない」とする 59 人に対し、その理由を聴取したところ、次のように、同一語学職員だけで特定ポストが固定化されることのない人事配置を進めること自体に

否定的な意見が多い。

< 「進展していない」と回答した主な理由 >

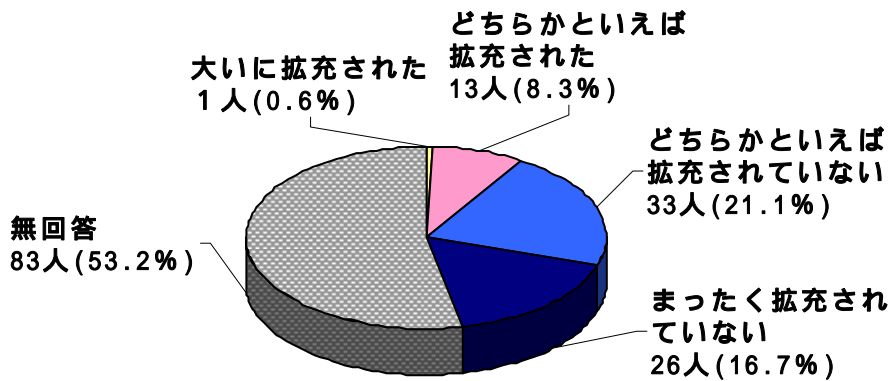
- ・ 在外公館においては、特定の言語ができる人を集めないと業務の効率的遂行が困難(類似意見3人)
- ・ 現地語ができない人間を配置しても意味がないので、そのような目標設定自体がおかしいのではないか。(同3人)
- ・ 少なくとも当館においては特定語学研修者のみが配属されている。(同2人)
- ・ 特定語学研修者のみを集めなければならない地域の特性もあり、やむを得ない。(同2人)
- ・ ポストの固定化、硬直的な仕事はまだまだ続いている。(同2人)

e 語学研修についての評価

(a) 種職員及び専門職職員の語学研修の拡充について

種職員及び専門職職員 156 人に対し「平成 14 年 8 月以降、在外赴任者が自己の習得語学以外の国に赴任する際の語学研修が拡充されたと思いますか」と質問したところ、次のとおり、「拡充された」とする者が 14 人(9.0%)であるのに対し、「拡充されていない」とする者が 59 人(37.8%)となっている。

質問： あなたは、平成 14 年 8 月以降、在外赴任者が自己の習得語学以外の国に赴任する際の語学研修が拡充されたと思いますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数		構成比	
拡充された	大いに拡充された	1	14	9.0	0.6
	どちらかといえば拡充された	13			8.3
拡充されていない	どちらかといえば拡充されていない	33	59	37.8	21.1
	まったく拡充されていない	26			16.7
無回答		83		53.2	
合計		156		100.0	

このうち「拡充された」とする 14 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

< 「拡充された」と回答した主な理由 >

- ・ 研修制度が拡充されたことを実感している。(類似意見 1 人)
- ・ 電子メールによる語学添削研修が開始された。

一方、「拡充されていない」とする 59 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

< 「拡充されていない」と回答した主な理由 >

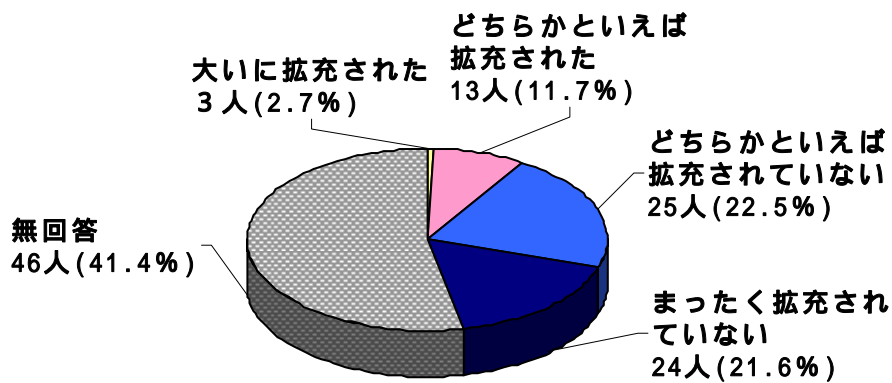
- ・ 語学研修を受ける機会がなかった。(類似意見 3 人)
- ・ 個人の努力で現地語を習得している。(同 1 人)

- ・ オンライン添削指導以外に、中堅の在外職員を対象とする研修がない。
- ・ 特殊語学研修職員は、現地職員頼りで現地語に対応しているのが現状

(b) 種職員の語学研修の拡充について

種職員 111 人に対し「平成 14 年 8 月以降、種職員の語学研修は拡充されたと思いますか」と質問したところ、「拡充された」とする者が 16 人(14.4%)であるのに対し、「拡充されていない」とする者が 49 人(44.1%)となっている。

質問： あなたは、平成 14 年 8 月以降、種職員の語学研修が拡充されたと思いますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
拡充された	大いに拡充された	3	14.5	2.7
	どちらかといえば拡充された	13		11.7
拡充されていない	どちらかといえば拡充されていない	25	44.1	22.5
	まったく拡充されていない	24		21.6
無回答		46	41.4	
合計		111	100.0	

「拡充された」とする 16 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

< 「拡充された」と回答した主な理由 >

- ・ 種職員の語学研修の機会が増えたように感じる。(類似意見 1 人)
- ・ 公募ポストが、語学研修とのセットで設定された。(同 1 人)

一方、「拡充されていない」とする 49 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

< 「拡充されていない」と回答した主な理由 >

- ・ 種職員は全世界に赴任することになるが、赴任先の語学を短期間であっても研修する機会はなく、結局自力で行わざるを得ない。(類似意見 4 人)

- ・ 語学研修の制度自体を知らなかった。(同4人)
- ・ 語学研修の強化対象者は、新規採用者又は本省勤務者であり、現在在外公館に勤務している者からみると語学力向上のための研修が強化されたとの実感がない。(同2人)
- ・ 語学の通信添削制度が設けられているが、ある程度の語学研修を終えた種・専門職職員を対象としたものであり、初級者には無理(同1人)
- ・ 等級に関係なく語学研修を受講できるようにすべき。(同1人)
- ・ 自分も周りの職員も受講していない。(同1人)

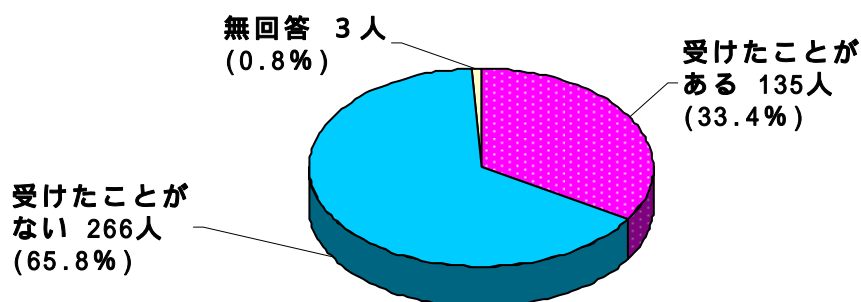
(工) 秘密保持の徹底

「行動計画」において、秘密保持の徹底を図るため、各種研修等の拡充を通じ全職員に保秘に対する指導・教育を徹底することとされている。

a 保秘に対する指導・教育についての評価

「平成 14 年 8 月以降、保秘に対する指導・教育を受けたことがありますか」との質問に対し、次のとおり、「受けたことがある」とする者が 135 人(33.4%)であるのに対し、「受けたことがない」とする者が 266 人(65.8%)となっている。

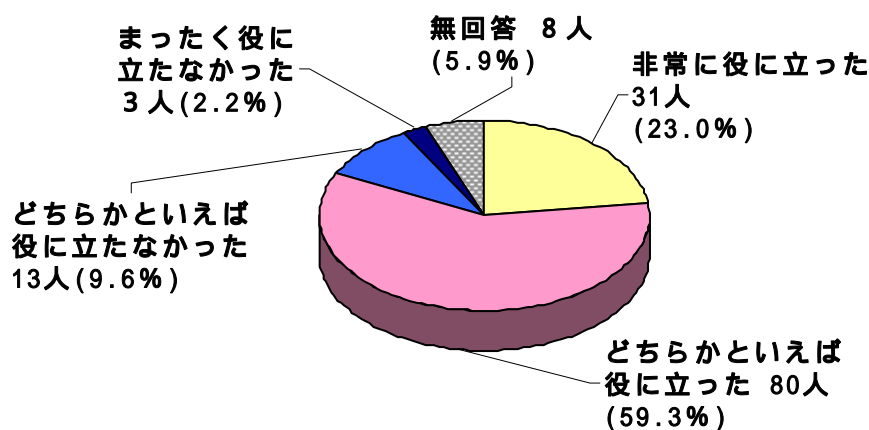
質問：平成 14 年 8 月以降、保秘に対する指導・教育を受けたことがありますか。



(単位：人、%)

回答区分	回答者数	構成比
受けたことがある	135	33.4
受けたことがない	266	65.8
無回答	3	0.8
合計	404	100.0

「受けたことがある」とする 135 人に対し「指導・教育された内容は、実際の業務に従事するに当たって、役に立ちましたか」と質問したところ、次のとおり、「役に立った」とする者が 111 人(82.2%)に上っているのに対し、「役に立たなかった」とする者は 16 人(11.9%)となっている。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数		構成比	
役に立った	非常に役に立った	111	31	82.2	23.0
	どちらかといえば役に立った		80		59.3
役に立たなかった	どちらかといえば役に立たなかった	16	13	11.9	9.6
	まったく役に立たなかった		3		2.2
無回答		8		5.9	
合計		135		100.0	

「役に立った」とする 111 人に対して、「どのような点が役に立ったのか」について質問したところ、次のとおり、保秘に関する意識の強化と保秘の実行が挙げられている。

< 「役に立った」と回答した主な理由 >

- ・ 秘文書に対する意識が深まり、保管に注意するようになった。(類似意見 35 人)
- ・ 外出の際の施錠を徹底するようになった。(同 10 人)
- ・ 保秘に関する基本的な知識が身に付いた。(同 7 人)
- ・ ファイル、フロッピーの整理・処分の際、気を付けるようになった。(同 3 人)

一方、「役に立たなかった」とする 16 人からは、次のような理由が挙げられている。

< 「役に立たなかった」と回答した主な理由 >

- ・ 一般的事項を述べたにすぎない。(類似意見 2 人)
- ・ 外務省全体としては保秘が行き過ぎている。情報公開にもっと努めるべき。
- ・ この種の紙が多すぎて読む気がしない。

また、館員 404 人に対し、「保秘に対する指導・教育に関し、今後どのような点について改善すべきと思いますか」と質問したところ、次のような意見が出されている。

- ・ 保秘に対する指導・教育の更なる徹底による意識改革の推進（類似意見 63 人）
- ・ 秘密文書の大幅な削減。そのための秘密区分の見直し（同 26 人）
- ・ 外務本省で保秘マニュアルを作成し、指導すべき。（同 17 人）
- ・ 電子媒体に関する保秘の基準を作成すべき。（同 11 人）
- ・ 抜き打ち検査を増やす等、監視を厳格にし、段階的な注意・処分等を導入する。（同 5 人）
- ・ 保秘に付随する業務量が多すぎるので、それを見直すべき。（同 1 人）
- ・ 本省における書類管理を徹底すべき。（同 1 人）
- ・ 任国の状況、業務内容により保秘のレベルは異なるので、それを踏まえた対策を講ずるべき。
- ・ セキュリティ技術の継続的な調査・研究を徹底すべき。

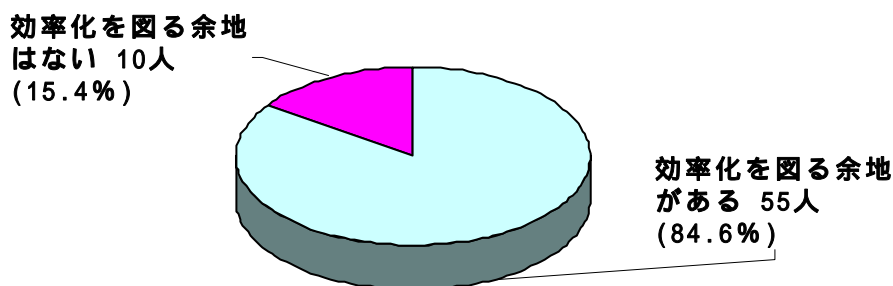
(オ) ODAの効率化・透明化

「行動計画」において、ODAの選定・実施過程の効率化を確保するための施策として、平成11年11月の閣議口頭了解により設置され定期的に開催されている政府開発援助連絡協議会のプロセスを利用するなど、関係省庁の機能・役割の調整につき意見交換を行うこととされている。

a ODAの採択・実施等について

館員404人のうちODA業務に従事している65人に対し「現場にいる者としてODAの採択、実施等に関して更に効率化を図る余地はありますか」と質問したところ、次のとおり、「効率化を図る余地がある」とする者が55人(84.6%)に上っているのに対し、「効率化を図る余地はない」とする者は10人(15.4%)にとどまっている。

質問： 現場にいる者としてODAの採択、実施等に関して更に効率化を図る余地はありますか。



(単位：人、%)

回答区分	回答者数	構成比
効率化を図る余地がある	55	84.6
効率化を図る余地はない	10	15.4
合計	65	100.0

このうち、「効率化を図る余地がある」とする55人に対し、「どのような点で効率化を図る余地があるか」について聴取したところ、次のとおり、在外公館の裁量範囲の拡大、他省庁や政府関係機関等との連携の強化、相手国へのODA広報の実施、手続の簡素化などの意見が出されている。

< 「効率化を図る余地がある」と回答した主な理由 >

- ・ 少額案件(1億円以下)については、現地在外公館の裁量範囲を広げ、ODA採択可否の判断を早めるべき。(類似意見6人)
- ・ 外務省、他省庁、在外公館、JICA等との連携を強化すべき。(同5人)
- ・ ODAは、本来経費と同程度といっても良いほどの広報予算を付けるべき。現地の国民が知らないという意味がないので、もっとアピールすべき。(同3人)

- ・ 相手国の国情、ニーズ、インパクト等と日本の国益とのバランスを考えて結果を出す又は大きい結果を生み出す案件を増加すべき。(同2人)
- ・ 相手国政府の立場によって柔軟に対応できる余地を作るようなスキームを導入すべき。(同1人)
- ・ 手続が煩雑すぎる。もっと簡素化すべき。
- ・ 草の根無償資金協力は経済協力局長が、草の根文化無償資金協力は文化交流部が行っているが、実際の違いはほとんどないので両者を統一すべき。
- ・ 調達の効率化を図るべき。
- ・ 経済協力の専門家又は研修を受けた人物によるODAの実施が必要

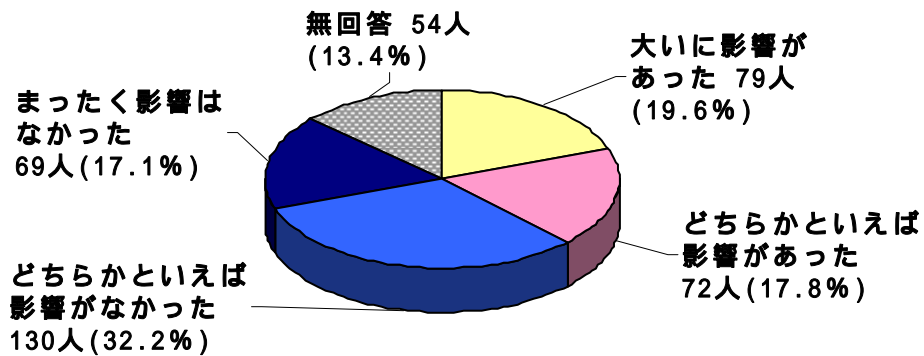
(カ) 外務省予算の効率的使用・透明性の確保

「行動計画」において、予算執行の効率性と透明性を確保するため、予算の内容が行政需要に見合うものになっているか、支出手続に改善すべき点がないか等について再点検することとされている。

a 予算に関する手続の変更について

予算執行の効率化と透明性の確保のための再点検等に伴い、「在外公館における予算の内訳、予算の執行、支出手続等が変更されたことによって、自分の従事していた業務に影響がありましたか」との質問に対し、次のとおり、「影響があった」とする者が 151 人 (37.4%) であるに対し、「影響がなかった」とする者が 199 人 (49.2%) となっている。

質問： 在外公館における予算の内訳、予算の執行、支出手続等が変更されたことによって、あなたが従事していた業務に影響がありましたか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
影響があった	大いに影響があった	79	37.4	19.6
	どちらかといえば影響があった	72		17.8
影響がなかった	どちらかといえば影響がなかった	130	49.2	32.2
	まったく影響がなかった	69		17.1
無回答		54	13.4	
合計		404	100.0	

このうち「影響があった」とする 151 人に対し、「どのような点で影響があったか」について聴取したところ、次のとおり、有効回答者 127 人のうち約 3 割の者 (39 人) が「会計事務手続が煩雑になり、業務量が増加した」を挙げている。

< 「影響があった」と回答した主な理由 >

- ・ 会計事務手続が煩雑になり、業務量が増加した。(類似意見 38 人)
- ・ 渡切費の廃止等の硬直化した予算のため、本来業務を遂行するに当たって支障が生じた。(同 17 人)

- ・ 支出手続等に時間を要するため、緊急性の高い案件の円滑な実施が困難となった。(同 15 人)
- ・ 旅費が出ず、予定していた出張が取り止めになったり、業務上必要な書籍の購入を渋られるようになった。(同 6 人)
- ・ 会計担当者が立替え払いをしたり、本来公費で支払うべきものまで自腹を切ったりすることが多くなった。(同 5 人)
- ・ 自由裁量の余地が極めて少なくなり、情報収集や人脈形成の妨げになっている。(同 3 人)
- ・ 在留邦人援護短期貸付金の運用に支障が生じた。(同 3 人)
- ・ 本省には適合しても、在外においては見合わない支出科目がある。(同 2 人)

(キ) 大使館などの業務の見直し

「行動計画」において、大使館などの業務の見直しを行うため、次のような措置を講ずることとされている。

在外公館における他省庁出身者の配置状況について適正配置を目指していく。

他省庁出身の人材の有効活用を図り、出身省庁の業務だけでなく、必要に応じ他の業務に従事させる。

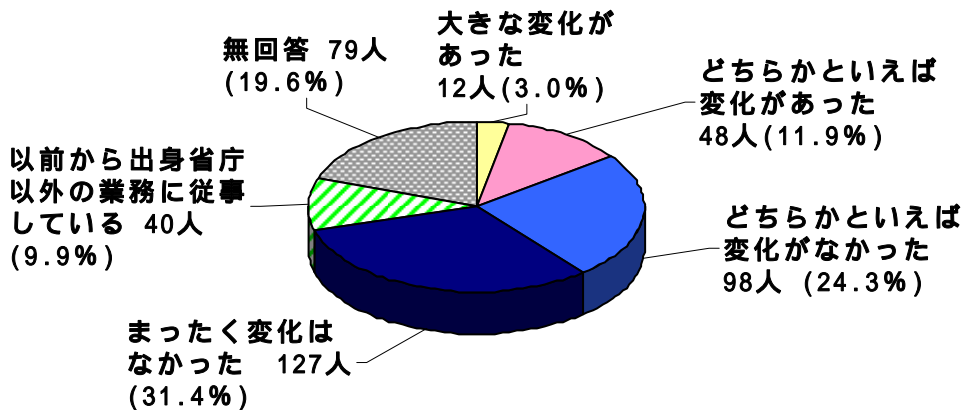
国会議員等への便宜供与については私用への支援を行わない。

領事業務の範囲についての基本的な概念と個別事項ごとの基準を策定・公表し、国民への周知徹底を図る。

a 出向者の配置・従事業務についての評価

「平成 14 年 8 月以降、在外公館において他省庁出身者の配置又は従事業務に変化がありましたか」との質問に対し、次のとおり、「変化があった」とする者が 60 人(14.9%)であるのに対し、「変化がなかった」とする者が 225 人(55.6%)となっている。

質問： 平成 14 年 8 月以降、在外公館において他省庁出身者の配置又は従事業務に変化がありましたか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
変化があった	大きな変化があった	12	14.9	3.0
	どちらかといえば変化があった	48		11.9
変化がなかった	どちらかといえば変化がなかった	98	55.6	24.3
	まったく変化はなかった	127		31.4
従前から出身省庁以外の業務を実施している		40	9.9	
無回答		79	19.6	
合計		404	100.0	

「変化があった」とする 60 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

< 「変化があった」と回答した主な理由 >

- ・ 他省庁出身者を含む業務分担の見直しが行われた。(類似意見 21 人)
- ・ 他省庁出身者を含む人事配置の変更が行われた。(同 12 人)

一方、「変化がなかった」とする 225 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

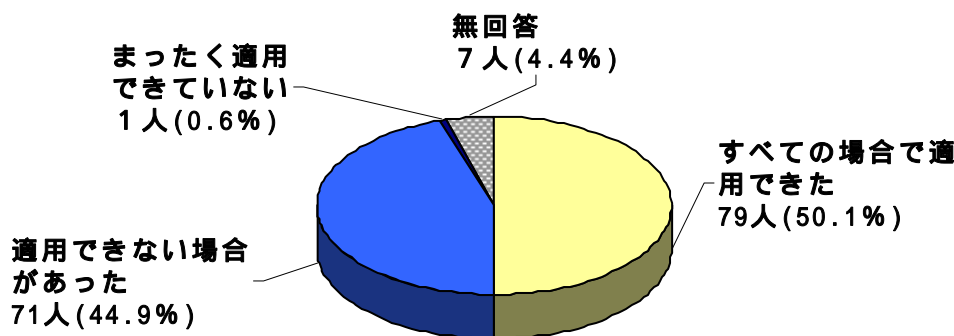
< 「変化がなかった」と回答した主な理由 >

- ・ 業務内容、人事配置にまったく変化がない。(類似意見 56 人)
- ・ 他省庁出身者は、出身官庁以外の仕事をしようとならない。(同 30 人)
- ・ ポストが固定されており、業務の変更は実際上困難(同 11 人)
- ・ 当館においては、業務分担を変更できるほどの人員がいない。(同 9 人)
- ・ 館員の配置に対して館長の配慮がみられない。(同 3 人)
- ・ 業務量、業務の性質上、出身省庁以外の業務を行うゆとりはない。(同 2 人)
- ・ いまだに警備業務と領事業務を兼任させられている。(同 1 人)

b 便宜供与基準について

館員 404 人のうち「便宜供与基準を適用する機会があった」とする 158 人に対し、「便宜供与基準は実際に適用できましたか」と質問したところ、次のとおり「すべての場合で適用できた」とする者が 79 人(50.1%)であるのに対し、「適用できない場合があった」とする者が 71 人(44.9%)、「まったく適用できていない」とする者が 1 人(0.6%)となっている。

質問： 改訂された便宜供与基準（ガイドライン）は実際に適用できましたか。



(単位：人、%)

回答区分	回答者数	構成比
すべての場合で適用できた	79	50.1
適用できない場合があった	71	44.9
まったく適用できていない	1	0.6
無回答	7	4.4
合計	158	100.0

このうち「適用できない場合があった」又は「まったく適用できていない」とする 72 人に対して、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

< 「適用できない場合があった」等と回答した主な理由 >

- ・ 議員を前にして、従来 of 慣習を急に变革することはなかなかできない。(類似意見 11 人)
- ・ 判断基準が曖昧なものも多く、結局は現場判断にゆだねられることが多かった。(同 11 人)
- ・ ガイドラインでは同行を不要としていたが、実際には本省から同行するようにとの指示が来た。(同 6 人)
- ・ 便宜供与を行う側、受ける側の意識改革ができていない。(同 5 人)
- ・ 私的な買い物等へ館員が同行せざるを得ないケースはまだ存在している。(同 4 人)
- ・ 国会議員が望んでいない過剰な対応を、慣例として当方あるいは議員の周囲の人が要求したため。(同 1 人)

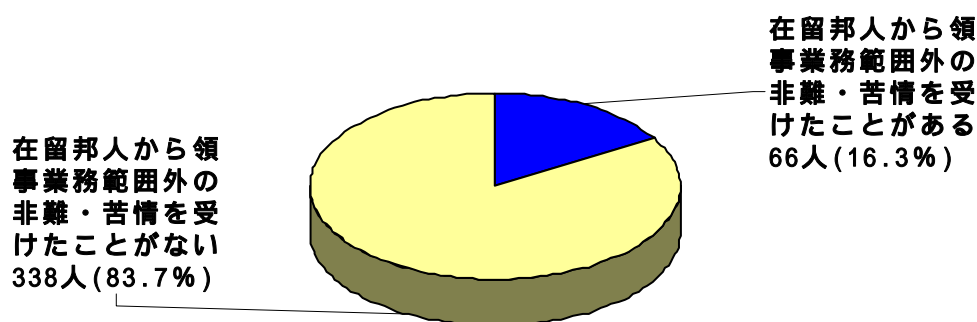
また、「便宜供与に関して、今後、改善する必要があると思う点がありますか」との質問に対して、次のような意見が出されている。

- ・ 在外公館としてできることとできないことを明確に国会議員に対して説明することが必要（類似意見 31 人）
- ・ 日本の便宜供与は他国と比べて手厚すぎる。宿の確保、配車、視察同行等については外注するなど、もっと簡素化すべき。（同 29 人）
- ・ もっと明確なガイドラインを作ってほしい。公務と私用の区別を明確にするため具体的事例を多数作成するなどにより明確化すべき。（同 12 人）
- ・ 国によってはタクシーや公共交通機関が信用できず、便宜供与対象外の職員であっても送迎が必要な場合がある。現場の裁量の余地を広げてほしい。（同 12 人）
- ・ ガイドラインには抜け穴が多い。ガイドラインで定めた便宜供与基準を厳格に運用すべき。（同 10 人）
- ・ 任国の事情を勘案していない内容の質問事項、訪問目的がみられるので、本省で精査すべき。（同 8 人）
- ・ 本省が必要以上に議員に対して支援したがる傾向にある。（同 1 人）

c 領事業務の範囲外の非難や苦情を受けた経験について

「在留邦人等から、領事業務の範囲では対応できない案件に関する苦情や非難を受けたことがありますか」との質問に対し、次のとおり「受けたことがある」とする者が 66 人 (16.3%)であるのに対し、「受けたことがない」とする者が 338 人(83.7%)となっている。

質問： 在留邦人等から、領事業務の範囲では対応できない案件に関する非難や苦情を受けたことがありますか。



(単位：人、%)

回答区分	回答者数	構成比
領事業務範囲外の非難・苦情を受けたことがある	66	16.3
領事業務範囲外の非難・苦情を受けたことがない	338	83.7
合計	404	100.0

「受けたことがある」と回答した 66 人に対し、その非難や苦情の内容を聴取したところ、次のように、自己責任で解決すべき問題が持ち込まれているとのケースが大多数を占めている。

< 受けたことがある非難や苦情の主な内容 >

- ・ 大家との家賃トラブル、家庭内暴力、日本製品に対する苦情等の民事事件の相談（類似意見 10 人）
- ・ 永住権取得の相談、任国の司法への介入・圧力の依頼等の相手国政府に関する苦情・相談（同 9 人）
- ・ 邦人旅行者からの旅行費用等の貸出しの依頼（同 6 人）
- ・ ホテルの予約・あっせん、航空会社へのチケットの手配、旅行者の案内等（同 4 人）
- ・ 任国政府の盗難証明書等の日本語への翻訳、日本円の現地通貨への交換等のサービス提供（同 2 人）

また、「領事業務に関して、今後、どのような点について改善する必要があると思いますか」との質問に対し、次のような意見が出されている。

- ・ 在外公館のホームページ等を利用して更に分かりやすく国民に知らせる努力が必要（類似意見 35 人）
- ・ 領事業務は 24 時間対応。従来、担当者の自己犠牲によりなされていた部分が多く、負担を軽減させる人的・予算的措置が必要（同 32 人）
- ・ 国内の市役所、役場レベルまで領事サービスを向上させるべき。まず当方から笑顔をもって接する。（同 19 人）
- ・ 人生経験豊富な職員を領事窓口配置する。（類似意見 12 人）
- ・ 領事担当者のみならず館員全員に領事業務の知識、対応能力を身に付けさせる。（同 5 人）
- ・ 外部委託等を活用してサービス改善を図る（例えば緊急移送等）。（同 4 人）
- ・ 戸籍、証明関係事務は IT 化する。24 時間対応は精神的に疲れる。（同 2 人）
- ・ 外務省全体の中での領事業務の格付けを上昇させ、領事担当官に誇りと使命感を持たせる。（同 2 人）
- ・ 窓口対応現地職員への研修を強化する。（同 1 人）
- ・ 本省への定期報告を簡素化する。（同 1 人）

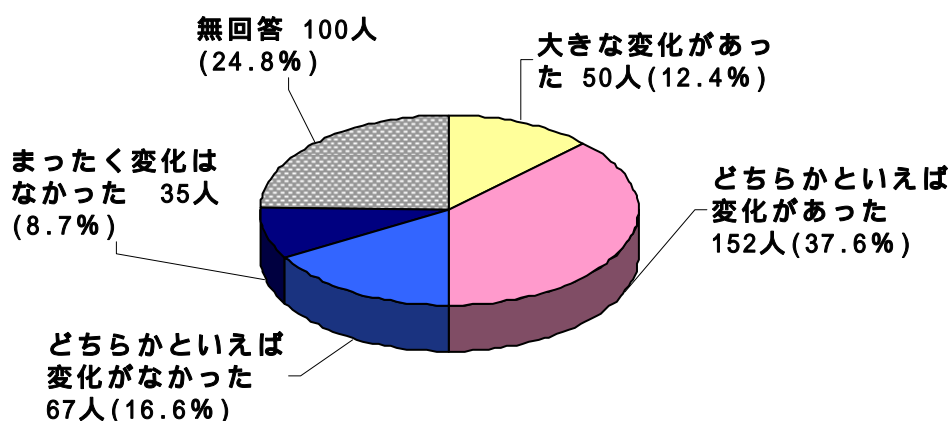
(ク) 危機管理体制の整備

「行動計画」において、警備官・警備員の配置拡充については、平成 14 年 7 月 4 日に発表した在外公館の警備体制の改善のための 5 カ年計画の実施を進めることとされている。

a 警備体制の変化について

「平成 14 年 8 月以降、あなたが勤務する在外公館の警備体制に変化がありましたか」との質問に対し、次のとおり、「変化があった」とする者が 202 人(50.0%)であるのに対し、「変化がなかった」とする者が 102 人(25.2%)となっている。

質問： 平成 14 年 8 月以降、あなたが勤務する在外公館の警備体制に変化がありましたか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数		構成比	
変化があった	大きな変化があった	202	50	50.0	12.4
	どちらかといえば変化があった		152		37.6
変化がなかった	どちらかといえば変化がなかった	102	67	25.2	16.6
	まったく変化はなかった		35		8.7
無回答		100		24.8	
合計		404		100.0	

「変化があった」とする 202 人に対し、「どのような点で変化があったか」について聴取したところ、次のとおり、要員面や設備面で拡充されているとの意見が多く、館員にとっても目にみえる形で警備体制等が整備されつつある状況がみられる。

< 「変化があった」と回答した主な理由 >

- ・ 警備員が増員された。(類似意見 48 人)
- ・ 監視システム等の警備機器が拡充された。(同 31 人)
- ・ 入館時の警備が厳しくなった。(同 17 人)
- ・ 24 時間警備体制の確立など警備対策が強化された。(同 15 人)

- ・ 警備意識が向上したと思う。(同 10 人)
- ・ 領事業務に警備対策担当官以外の者を配置するなど館内配置換えが行われた。(同 4 人)
- ・ 変化が予算措置となって反映された。(同 1 人)

なお、「変化がなかった」とする 102 人に対し、「変化がなかったとする理由は何か」について聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

- ・ 特に目に見える変化がなかった。(類似意見 25 人)
- ・ 当館の警備体制は、以前から強力である。(類似意見 8 人)
- ・ 当地は比較的治安が良く、建物の警備体制もしっかりしている。(同 5 人)
- ・ 雑居ビルでは、できることに限度がある。(同 2 人)
- ・ 一時期、予算の都合で、謝金警備員の配置時間が削減されたことがある。(同 1 人)

(ケ) その他の事項

「行動計画」において、政策立案過程の透明化、政策構想力の強化、事務の合理化を図るため、次のような措置を講ずることとされている。

省内及び在外公館の業務及び運営状況、会計処理状況、職員の服務状態等に関して職員から意見・提案を監察査察官が受け付ける「監察査察意見提案窓口」を設け、これに寄せられた意見等のうち、問題の認められたものについては調査を行った上で、重要なものについて、次官若しくは大臣に報告する。

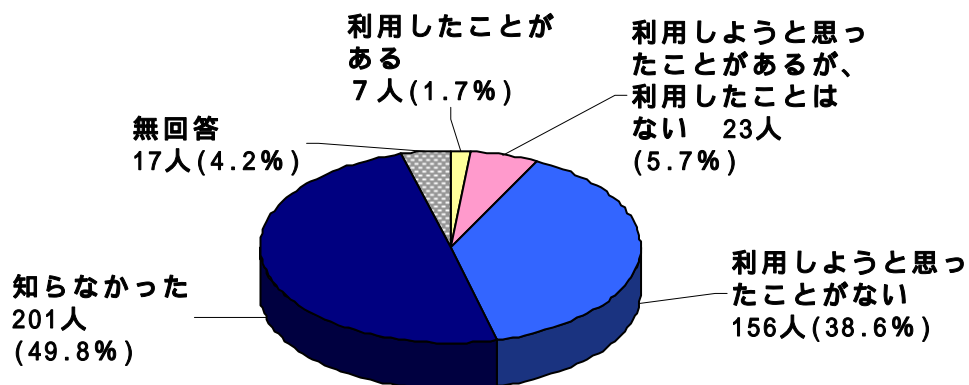
総合外交政策局内に省員からのメール又は書面による政策提言提出の窓口を設け、提出された意見は、同局による政策立案、代案策定の参考とする。

現在の業務状況を早急に再点検し、ルーティン化している業務やニーズの高くない業務は整理・縮小し、よりプライオリティの高い業務への人的・物的リソースの再配分を進める。

a 監察査察意見提案窓口について

「監察査察意見提案窓口を利用したことがありますか」との質問に対し、次のとおり「利用したことがある」とする者が7人(1.7%)、「利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない」とする者が23人(5.7%)、「利用しようと思ったことがない」とする者が156人(38.6%)となっているほか、「知らなかった」とする者が201人(49.8%)となっている。

質問： 省内及び在外公館の業務及び運営状況、会計処理状況、職員の服務状態等に関して職員から意見・提案を受け付ける「監察査察意見提案窓口」を利用したことがありますか。



(単位：人、%)

回答区分	回答者数	構成比
利用したことがある	7	1.7
利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない	23	5.7
利用しようと思ったことがない	156	38.6
知らなかった	201	49.8
無回答	17	4.2
合計	404	100.0

「利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない」とする 23 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

< 「利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない」と回答した主な理由 >

- ・ 内部事情を発言した場合、発言者が特定されるから（類似意見 1 人）
- ・ 名前が洩れるおそれがあると思ったから
- ・ 提案しても、結局、状況は変わらないのではないかと思った。
- ・ 密告のような印象を拭いきれない。提案しても事態改善につながらないという諦め感

また、「利用しようと思ったことがない」とする 156 人に対し、その理由を聴取したところ、「これまで必要がなかった」、「特に意見、提案を行うような事柄・状況がなかった」など監察査察意見提案窓口の利用が必要になる事態がなかったとする者が 83 人いるものの、次いで件数が多いものは、上記と同様に次のような理由となっている。

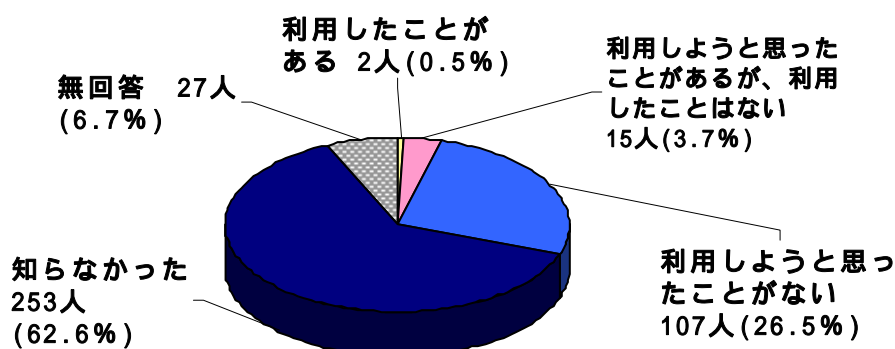
< 「利用しようと思ったことがない」と回答した主な理由 >

- ・ きちんと対応してくれるとは思えない。（類似意見 6 人）
- ・ 発言者が特定されることが不安（同 3 人）
- ・ 日々の業務が多忙で、利用する余裕がなかった。（同 2 人）
- ・ 具体的な手順が分からなかった。
- ・ 馴染みがない。気軽に利用できる感じがしない。

b 政策提言窓口について

「総合外交政策局内に設けられた政策提言窓口を利用したことがありますか」との質問に対し、次のとおり「利用したことがある」とする者が2人(0.5%)、「利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない」とする者が15人(3.7%)、「利用しようと思ったことがない」とする者が107人(26.5%)であるのに対し、「知らなかった」とする者が253人(62.6%)に上っている。

質問： あなたは、総合外交政策局内に設けられた政策提言窓口を利用したことがありますか。



(単位：人、%)

回答区分	回答者数	構成比
利用したことがある	2	0.5
利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない	15	3.7
利用しようと思ったことがない	107	26.5
知らなかった	253	62.6
無回答	27	6.7
合計	404	100.0

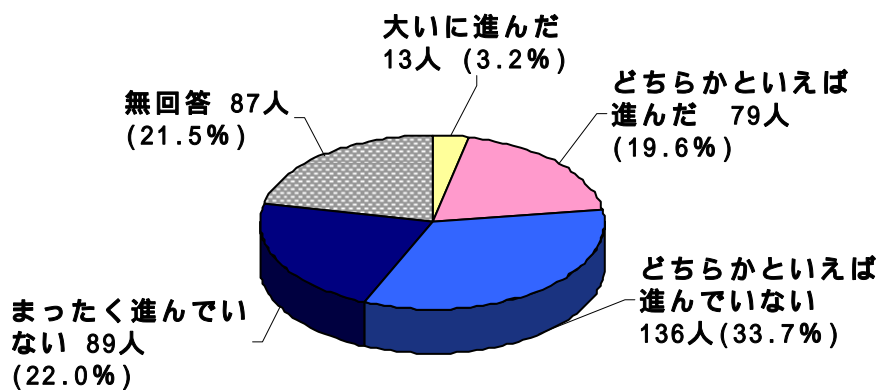
「利用しようと思ったことがあるが、利用したことはない」とする15人及び「利用しようと思ったことがない」とする107人に対し、その理由を聴取したところ、「特に提案するものがなかった」(類似意見36人)、「日々の業務に追われて利用することができなかった」(同15人)などが挙げられているが、中には次のようなものがある。

- ・ 送ったメールが名前と共に一人歩きしそうで不安。書面でも匿名性がどこまで保たれるのか不明(類似意見4人)

c 人的・物的リソースの再配分について

「平成 14 年 8 月以降、ルーティン化している業務やニーズの高くない業務は整理・縮小し、よりプライオリティの高い業務への人的・物的リソースの再配分が進んだと思われますか」との質問に対し、次のとおり、「進んだ」とする者が 92 人(22.8%)であるのに対し、「進んでいない」とする者が 225 人(55.7%)に上っている。

質問：平成 14 年 8 月以降、よりプライオリティの高い業務への人的・物的リソースの再配分が進んだと思われますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数		構成比	
進んだ	大いに進んだ	92	13	22.8	3.2
	どちらかといえば進んだ		79		19.6
進んでいない	どちらかといえば進んでいない	225	136	55.7	33.7
	まったく進んでいない		89		22.0
無回答		87	21.5		
合計		404	100.0		

「進んだ」とする 92 人に対し、その理由を聴取したところ、次のように人員配置の適正化や業務の合理化・効率化が進んでいる面について評価している意見が多い。

< 「進んだ」と回答した主な理由 >

- ・ 館長のイニシアティブの下、忙しい班に職員が増員された。(類似意見 11 人)
- ・ 業務の中で合理的になった部分があるいくつかあり、歓迎している。(同 6 人)
- ・ 官房部分を統合することで、空いた時間の通信担当者に会計業務を担当させることができた。(同 5 人)
- ・ 業務のプライオリティに関する意識が強くなっている。(同 3 人)
- ・ 特定職員にルーティン化されていた業務(定期報告)を他の職員に振り分け、特定職員に業務が集中しないようにした。(同 2 人)

一方、「進んでいない」とする 225 人に対し、その理由を聴取したところ、次のように業務の効率化が進んでいない、むしろ業務量が拡大しているとの理由が多い。

< 「進んでいない」と回答した主な理由 >

- ・ 自分自身の日々の業務感触として、そのように感じる。(類似意見 21 人)
- ・ ルーティン化している業務、ニーズの低い業務の縮小が困難(同 15 人)
- ・ プライオリティの確定がなされないまま、業務量が拡大している。(同 13 人)
- ・ 業務を整理・縮小する意識が幹部にないのでニーズの低い仕事も頼まれる。(同 13 人)
- ・ 絶対的な人員不足、予算不足により事務の合理化がまったく進んでいない。(同 12 人)
- ・ 業務の整理・縮小によって、新たな重複する業務を生み、業務量がかえって増加している。(同 12 人)
- ・ 業務量よりはるかに多い人員配置や空席ポスト等、無駄な人員配置が目につく。(同 8 人)
- ・ 業務分担が縦割りであり、人によって業務量の偏りが大きい。(同 6 人)
- ・ 領事部門の人手不足が未解決。警備担当官が領事業務を兼任することは止めるべき。(同 1 人)

(5) 在留邦人に対する意識調査の結果

ア 調査の趣旨

本調査は、「外交・在外業務実施体制及び運営に関する評価・監視」の調査の一環として、外務省改革「行動計画」（平成14年8月外務省策定・公表）に基づき進められている外務省改革について、外務省改革をどのような点で評価しているか、今後何をどのように改善する必要があるかを、35か国540人の在留邦人から聴取したものである。

イ 調査方法等

次の36公館の管内に居住する在留邦人826人に対し、平成16年3月から9月までの間において質問票を配布し、540人（回収率65.4%）の回答を得た。

配布に当たっては、36公館のうち、27公館については、在外公館を通じて関係団体に質問表と返信用封筒を配布し、各個人から直接当省に郵送する方法により、また、実地調査対象10公館のうち9公館の管内に居住する在留邦人については、原則として当省職員が関係団体を訪問し、団体ごとに1人から5人程度を対象に面談により意見等を聴取した。

（単位：人）

	在外公館の名称	在留邦人数 (平成15年度)	質問表配布数
1	在インド大使館	1,939	25
2	インドネシア在スラバヤ総領事館	(11,608)	30
3	在シンガポール大使館	21,104	3
4	在大韓民国大使館	19,685	35
5	中華人民共和国在香港総領事館	(77,184)	30
6	在パキスタン大使館	825	20
7	在ネパール大使館	412	20
8	在ミャンマー大使館	640	25
9	アメリカ合衆国在ロサンゼルス総領事館	(331,677)	3
10	アメリカ合衆国在ホノルル総領事館	(331,677)	19
11	在カナダ大使館	37,955	20
12	在ペルー大使館	1,518	2
13	在コロンビア大使館	1,015	10
14	在チリ大使館	1,077	25
15	在メキシコ大使館	4,510	40
16	在英国大使館	50,531	90
17	在ウクライナ大使館	116	10
18	在オーストリア大使館	1,715	25
19	在スイス大使館	6,564	42
20	在スペイン大使館	5,549	25
21	在チェコ大使館	1,070	8
22	ドイツ在フランクフルト総領事館	(27,081)	25
23	在ハンガリー大使館	988	15
24	在フランス大使館	32,372	80

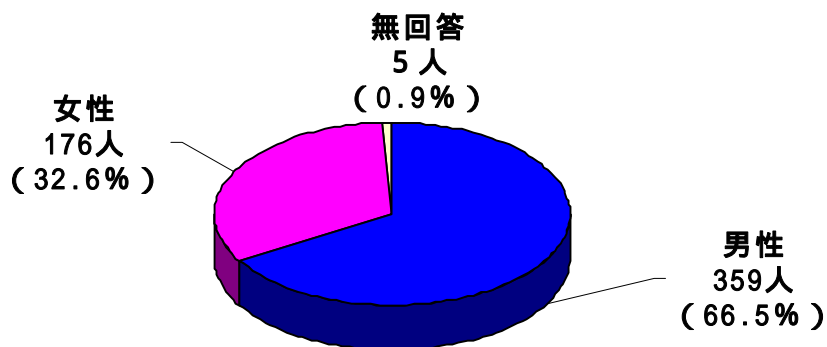
	在外公館の名称	在留邦人数 (平成15年度)	質問表配布数
25	在ベルギー大使館	5,848	9
26	在ポーランド大使館	703	15
27	在ポルトガル大使館	515	20
28	在ロシア大使館	1,702	25
29	オーストラリア在シドニー総領事館	(45,128)	1
30	在ニューージーランド大使館	11,924	3
31	在アラブ首長国連邦大使館	1,449	25
32	在サウジアラビア大使館	741	7
33	在エジプト大使館	835	14
34	在ケニア大使館	622	25
35	在南アフリカ共和国大使館	1,004	39
36	在モロッコ大使館	268	20
	合 計		826 (50人)
回収数540人(回収率65.4%)			

- (注) 1 「 」を付しているものは、面談調査によるものである。
2 「在留邦人数」とは、長期滞在者と永住者の合計である。
3 ()内の人数は、総領事館が立地する当該国の在留邦人数である。

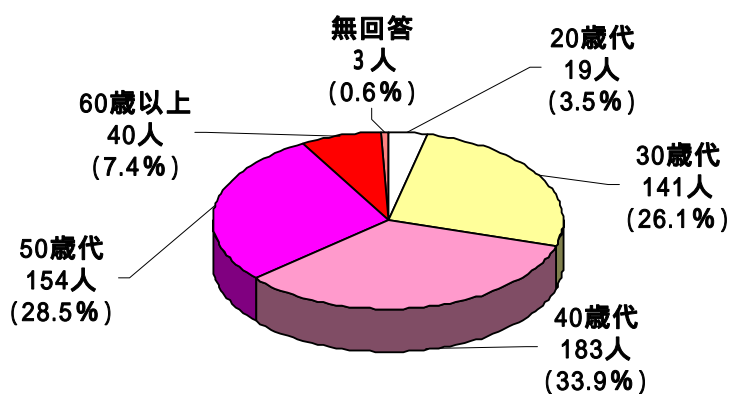
回答を得られた者の属性は、次のとおりである。

【回答者 540 人の性別・年齢構成】

性別



年齢構成



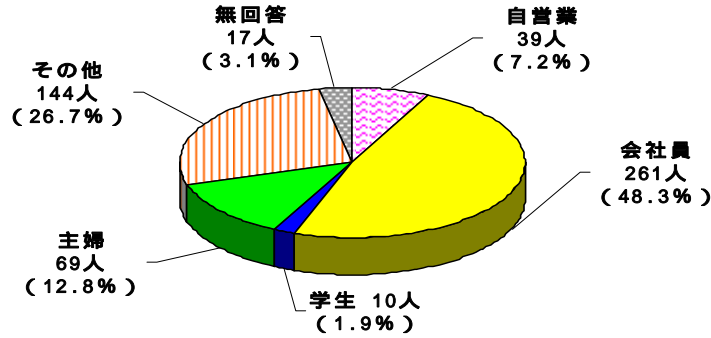
(単位：人、%)

性別	年齢構成						合計
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	無回答	
男性	7 (1.3)	71 (13.1)	136 (25.2)	114 (21.1)	31 (5.7)	-	359 (66.5)
女性	12 (2.2)	70 (13.0)	45 (8.3)	39 (7.2)	9 (1.7)	1 (0.2)	176 (32.6)
無回答	-	-	2 (0.4)	1 (0.2)	-	2 (0.4)	5 (0.9)
合計	19 (3.5)	141 (26.1)	183 (33.9)	154 (28.5)	40 (7.4)	3 (0.6)	540 (100.0)

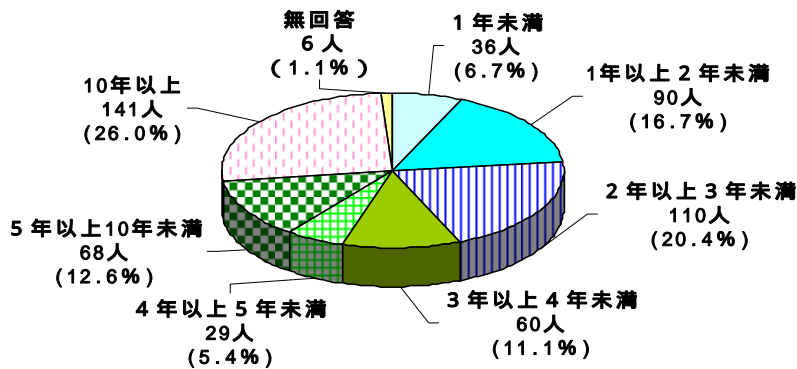
(注) ()内の数字は、構成比である。

【回答者 540 人の職業別・居住国の滞在期間別人数】

職業別



居住国での滞在期間



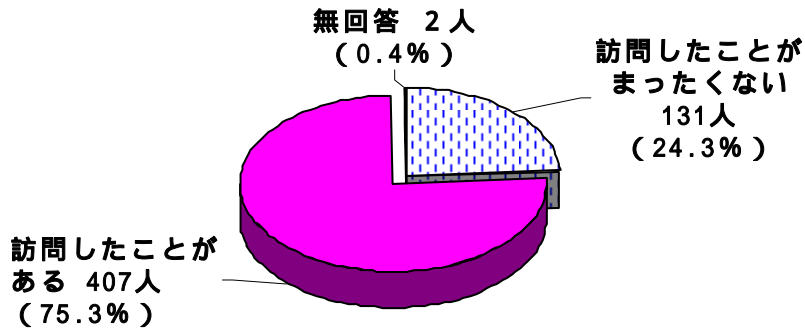
(単位:人、%)

職業	居住国での滞在期間								合計
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	無回答	
自営業	-	2 (0.4)	1 (0.2)	1 (0.2)	2 (0.4)	7 (1.3)	26 (4.8)	-	39 (7.2)
会社員	20 (3.7)	45 (8.3)	50 (9.3)	41 (7.6)	20 (3.7)	31 (5.7)	52 (9.6)	2 (0.4)	261 (48.3)
学生	4 (0.7)	3 (0.6)	1 (0.2)	1 (0.2)	1 (0.2)	-	-	-	10 (1.9)
主婦	3 (0.6)	9 (1.7)	15 (2.8)	4 (0.7)	2 (0.4)	17 (3.1)	19 (3.5)	-	69 (12.8)
その他	9 (1.7)	29 (5.4)	38 (7.0)	13 (2.4)	3 (0.6)	13 (2.4)	39 (7.2)	-	144 (26.7)
無回答	-	2 (0.4)	5 (0.9)	-	1 (0.2)	-	5 (0.9)	4 (0.7)	17 (3.1)
合計	36 (6.7)	90 (16.7)	110 (20.4)	60 (11.1)	29 (5.4)	68 (12.6)	141 (26.0)	6 (1.1)	540 (100.0)

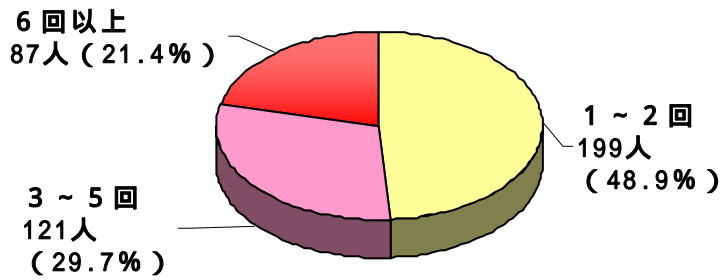
(注) ()内の数字は、構成比である。

【回答者 540 人の在外公館領事窓口への訪問回数別人数】

在外公館領事窓口への訪問の有無



訪問したことがある 407 人の在外公館領事窓口への訪問回数別人数



(単位：人、%)

訪問したことがまったくない	訪問したことがある			無回答	合計
	(訪問回数)				
	1～2回	3～5回	6回以上		
131 (24.3)	199 (36.9)	121 (22.4)	87 (16.1)	2 (0.4)	540 (100.0)
	407 (75.3)				

(注) ()内の数字は、構成比である。

ウ 調査結果

調査は、外務省改革についての各個人の評価や、外務改革「行動計画」に挙げられた個別の措置予定事項の実施状況等について、それぞれ評価や意見を聴取する方法により行った。

調査結果は、以下のとおりである。

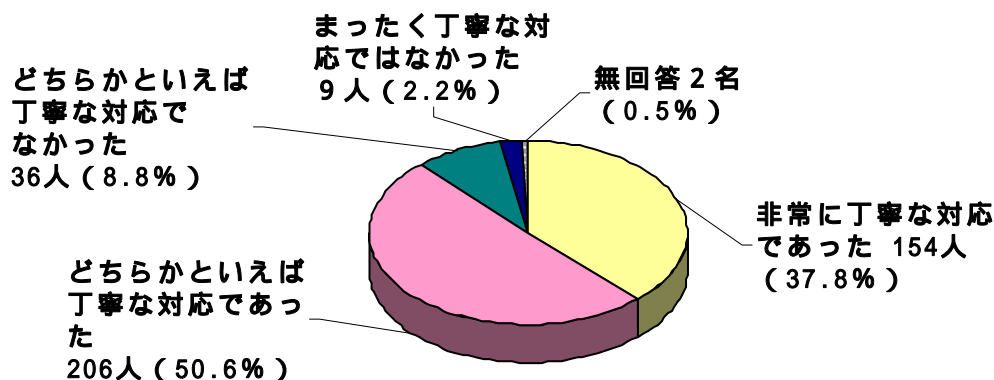
なお、同種類似意見等については、代表的な意見等を記載した上で、文末の()内に同種類似の意見等を「類似意見 人」と記載した。

(ア) 在外公館領事窓口の職員の対応

a 窓口職員の対応について

過去3年以内に居住国の在外公館領事窓口に行ったことがある407人に対し、「在外公館に行かれた際の窓口職員の対応はいかがでしたか」と質問したところ、次のとおり、「丁寧な対応であった」とする者が360人(88.4%)であるのに対し、「丁寧な対応でなかった」とする者が45人(11.1%)となっている。

質問： 在外公館に行かれた際の窓口職員の対応はいかがでしたか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
丁寧な対応であった	非常に丁寧な対応であった	360	154	37.8
	どちらかといえば丁寧な対応であった		206	50.6
丁寧な対応ではなかった	どちらかといえば丁寧な対応ではなかった	45	36	8.8
	まったく丁寧な対応ではなかった		9	2.2
無回答		2	0.5	
合計		407	100.0	

「丁寧な対応であった」とする360人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

< 「丁寧な対応であった」と回答した主な理由 >

- ・ 書類作成の説明が丁寧でよく分かるようになった。(類似意見 79人)

- ・ 言葉遣いが丁寧であった。(同 61 人)
- ・ 窓口に着いたのが午前 11 時 40 分頃で、午前の業務が終了する 12 時で窓口を閉められてしまうのかと思ったが、パスポート書類の更新手続きをすべて終えるまで丁寧に対応してもらえた。(同 21 人)
- ・ 日本語のできる職員が窓口におり、依頼したことを速やかに処理してもらえた。(同 14 人)
- ・ 言葉遣いなどは丁寧であったが、事務的な感じがして忙しい様子が伝わってきた。(同 14 人)
- ・ 依頼事項の処理が早く、長時間待たされることがなくなった。(同 12 人)
- ・ 丁寧というよりは、ごく普通の役所並みの対応であった。(同 12 人)
- ・ 窓口が混み合っている時に訪問したが、職員の方が限られた人員数で効率よく対応しようとしている様子に好感を持った。こちらの状況を配慮して、柔軟性のある対応をしてくれた。(同 10 人)
- ・ 思いがけない事故が発生して相談に訪れた際、職員の方から専門家に相談していただき、非常に適切なアドバイスをしてくれた。手続等について親切に、親身になって対応してもらえた。(同 10 人)
- ・ 窓口職員と顔見知りであり、事前に用件を伝えてから訪問しているため、特に問題はない。(同 8 人)
- ・ 館員の方々は誰に対しても明るく元気に挨拶してくれる。帰り際には常に「ご苦労様です」と言ってくれるので気持ちよく帰ることができる。(同 7 人)
- ・ 過去に訪問した時は対応が非常に悪かったが、少し改善されたような気がする。(同 6 人)
- ・ 言葉遣いが非常に丁寧。しかし待ち時間が長く、待たせることが当たり前といった感じがする。(同 1 人)

一方、「丁寧な対応ではなかった」とする 45 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられており、中には、非常に厳しいものが含まれている。

< 「丁寧な対応ではなかった」と回答した主な理由 >

- ・ 言葉のやり取りに人間らしさがなかった。冷たく感じた。(類似意見 11 人)
- ・ 口調が横柄で説明が雑(同 5 人)
- ・ 対応する職員によって回答が変わる。現地スタッフが対応した場合、必要な書類の案内が間違えていたりするので何度も足を運ばなければならなくなる。(同 4 人)
- ・ 書類申請時の説明が不十分(同 3 人)
- ・ 待ち時間が長く、なぜ待たされているのかの説明もしてもらえなかった。(同 3 人)
- ・ 面倒くさそうな横柄な態度を取る職員が多すぎる。説明がぶっきらぼうで「早く帰れ!」と言わんばかり。よほどのことがないと窓口へ行こうとは思わない。(同 1 人)
- ・ 電話で確認のため問い合わせたところ、間違った情報を与えられ、窓口では冷たい対応を取られた。そして期限に間に合わなかった。ぶっきらぼうに書類を投げるように渡された。(同 1 人)
- ・ 昼休み時間を 12 時から 14 時までと書いておきながら、14 時過ぎに行っても窓口が開いていないことがあった。奥にいる職員は暇そうで、新聞を来客から見える席で読んでおり、なかなか出てこない。(同 1 人)
- ・ 外国人査証面接の際、小部屋へ案内され、ガラス越しに話をしたが、自分が服役者にもなったような気がする。在留邦人の間で大変評判の悪いシステムだ。(同 1 人)

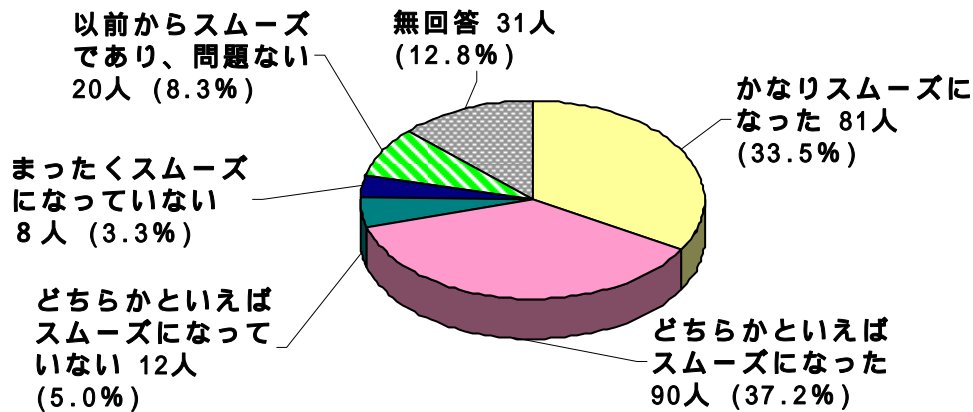
- ・ 作成すべき書類がたくさんあり、「こんなにあるんですか？」とため息をつかれてとても不愉快だった。こちらも手続用の必要経費は払っているので不満を感じる。
- ・ 乳児とともに大使館の領事窓口へ昼近くに伺って手続をしていたら、12時となった途端、窓口職員から「昼休み時間となりましたので閉めさせていただきます」と言われて、手続中であつたにもかかわらずその場を離れざるを得ず、約2時間無駄な時間を費やした経験が2度ある。

b 窓口サービスでの意思疎通について

「行動計画」において、日本語で十分意思疎通ができる職員の領事窓口への配置を拡充することを定め、現地に密着し、日本語能力を備えた人材の一層積極的な発掘等を行っている。

平成 14 年 8 月（「行動計画」策定時）以前の領事窓口を承知している在留邦人 242 人に対し、「平成 14 年 8 月以前に比べ、実際に窓口サービスでの意思疎通はスムーズになったと思いますか」と質問したところ、「スムーズになった」とする者が 171 人(70.6%)、「スムーズになっていない」とする者が 20 人(8.3%)となっている。

質問： 平成 14 年 8 月（「行動計画」策定時）以前に比べ、実際に窓口サービスでの意思疎通はスムーズになったと思いますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
スムーズになった	かなりスムーズになった	171	81	33.5
	どちらかといえばスムーズになった		90	37.2
スムーズになっていない	どちらかといえばスムーズになっていない	20	12	5.0
	まったくスムーズになっていない		8	3.3
以前からスムーズであり、問題ない		20	8.3	
無回答		31	12.8	
合計		242	100.0	

「スムーズになった」とする 171 人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、日本語での対応や、事務処理時間の短縮が挙げられている。

< 「スムーズになった」と回答した主な理由 >

- ・ 日本語で対応してもらえたので、安心感を持てた。(類似意見 62 人)
- ・ 最近ではスムーズに処理をしてもらえる。以前は業務に対して知識不足の人が多かった。(同 34 人)
- ・ 以前と比べて対応が官僚的ではなく、親切になった。(同 8 人)
- ・ 説明の仕方が分かりやすく、スムーズであった。(同 3 人)
- ・ 必ず領事担当職員が対応してくれている。(同 1 人)

- ・ 制度としてスムーズになったというよりは、担当者のセンスに依るものと思われる。(同1人)

一方、「スムーズになっていない」とする20人に対し、その理由を聴取したところ、次のとおり、窓口職員の態度に問題があるとの理由が挙げられている。

< 「スムーズになっていない」と回答した主な理由 >

- ・ 日本語能力があっても官僚的な対応の現地職員もいる。(類似意見4人)
- ・ 何も変わっていない。窓口は、必要に応じて日本人女性に対応する以外は日本語を理解していない現地人のみ。英語でコミュニケーションを図っている。(同4人)
- ・ 同一人物が長年窓口にいるのでスムーズにはなっていない。(同3人)
- ・ 窓口担当者は日本人、現地人両方採用されているにもかかわらず、窓口にいるのは現地人のみで在留届の業務に不慣れで大使館として在留のためのどんなファイルがあるのかも知らされていない様子(同1人)

c 領事業務に関する改善意見

「窓口サービスを中心とした領事業務(在留届の受付、選挙登録、証明書の発行等)について、今後、改善する必要があると思われる点がありますか」と質問したところ、次のとおり、事務手続のIT化や領事窓口時間の延長を望む意見などが出されている。

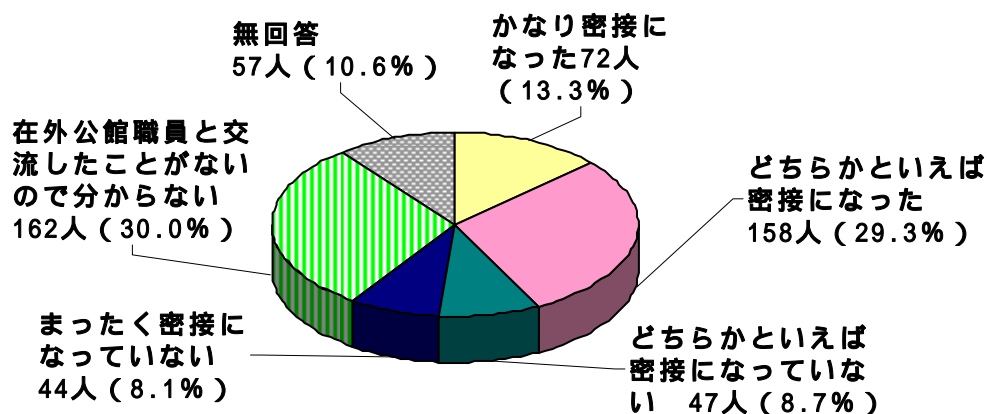
- ・ IT化を促進して、手続のために領事館へ行く回数を最小限にする工夫をしてほしい。(類似意見18人)
- ・ 昼休み時間が現地並みに長く、窓口取扱時間が非常に短い。昼休み中に電話をしても誰も出ない。(同13人)
- ・ パスポートや証明書等の発行に時間がかかりすぎる。早く受け取れるようにしてほしい。(同12人)
- ・ 個々の職員の事務処理スピードは上がっているが、人数に限りがあるため、待ち時間は長い。(同9人)
- ・ 会社を休まずに済むよう、週に1回程度は夜遅くまで窓口を開けてほしい。(同6人)
- ・ 「やってあげている」という窓口職員の姿勢が威圧的。もっと親身になってもらいたい。気軽に相談できる窓口であってほしい。(同6人)
- ・ 手続の際には、どのような書類が必要なのか正しく説明して、書類不備のために何度も窓口足運びにならないようにしてほしい。(同4人)
- ・ 窓口では丁寧に対応してもらえるが、いつも事務的で、また、職員が業務に不慣れな印象。窓口に出る前にもっと職員を指導すべき。(同4人)
- ・ 日本と当地の祝祭日の両方を休館としており非常に困る。(同3人)
- ・ 証明書等を郵送で提出できるようにしてほしい。(同3人)
- ・ 申請書の様式が、記入する側の身になって作られておらず、粗末。記入要領の説明が不親切(同2人)
- ・ あらゆる機会、機関を使って領事業務について積極的に案内してほしい。(同1人)

(イ) 在外公館職員と在留邦人との交流

a 在外公館職員と在留邦人との交流について

「一般的に在外公館職員と在留邦人の交流は、平成 14 年 8 月（「行動計画」策定時）以前に比べ、密接になったと思いますか」と質問したところ、次のとおり、「密接になった」とする者が 230 人(42.5%)であるのに対し、「密接になっていない」とする者が 91 人(16.9%)であるほか、「在外公館職員と交流したことがないので分からない」とする者が 162 人(30.0%)となっている。

質問： 一般的に在外公館職員と在留邦人の交流は、平成 14 年 8 月（「行動計画」策定時）以前に比べ、密接になったと思いますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
密接になった	かなり密接になった	72	42.5	13.3
	どちらかといえば密接になった	158		29.3
密接になっていない	どちらかといえば密接になっていない	47	16.9	8.7
	まったく密接になっていない	44		8.1
在外公館職員と交流したことがないので分からない		162	30.0	
無回答		57	10.6	
合計		540	100.0	

「密接になった」とする 230 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられている。

< 「密接になった」と回答した主な理由 >

- ・ 日本人会、日本人学校、日本商工会などの行事に積極的に参加している。(類似意見 73 人)
- ・ 電話等で気軽に相談し、必要な情報等について説明してもらえるようになった。(同 23 人)
- ・ メール配信での情報提供により新鮮な情報に接することが可能となった。(同 17 人)

- ・ 出張サービスのおかげで直接在外公館職員の方と話げできた。(同 15 人)
- ・ 大使館が主催する催し物が増え、招待されることが多くなった。(同 10 人)
- ・ 大使が地方の新年会に顔を出している。公館の方から邦人社会に近付こうとしている。(同 7 人)
- ・ 密接になったとは思うが、「行動計画」策定による影響ではなく、職員個人の人間性に依る部分が大きい。(同 6 人)
- ・ 安全関連の講演会等の企画が多くなった。(同 4 人)
- ・ 従来から比較的密接であったと思う。(同 4 人)
- ・ 一部の在留邦人にとっては密接になってきたように思うが、直接的・一般的な交流機会が増えたかどうかは疑問である。自営業者、学生、主婦にも参加できる交流機会を与えるべき。(同 3 人)
- ・ 日系のテレビ放送などで総領事が行事に出席されている姿を見て、親しみを感じる。(同 1 人)
- ・ 領事担当者は各種日本人の会合に出席し、在留邦人の中に積極的に入ってこられるが、他の職員は日本人の会合を避けているように感じる。(同 1 人)

一方、「密接になっていない」とする 93 人に対し、その理由を聴取したところ、次のような理由が挙げられており、中には厳しい内容のものが含まれている。

< 「密接になっていない」と回答した主な理由 >

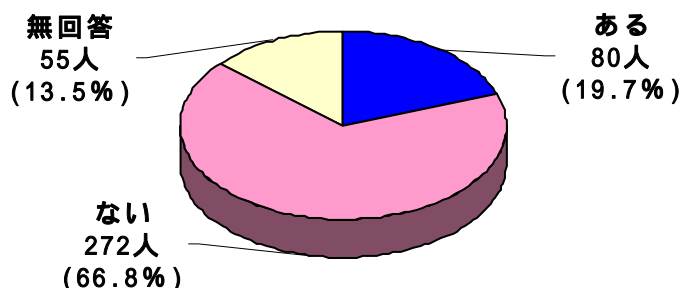
- ・ 決まった定例会議以外では交流がないので、密接度が変わったとは思えない。(類似意見 19 人)
- ・ 特に変化は感じていない。(同 9 人)
- ・ 大使館員は「私たちのおかげであなた達がここに住める」とでもいいかげんな横柄な態度。世間の常識がまったく通用しない。夫人達も同じで「自分たちは別格」だと思っている。外交官なのにまったくプライベートな外交をしていない。(同 7 人)
- ・ 領事部は別として、それ以外の部署にも日本人職員が沢山いるが、外部との交流がまったくない。何の目的で駐在して、どんなことをしているのかまったく内部がみえないし、みせていない気がする。(同 5 人)
- ・ いろいろな規程があり、在外公館職員と在留邦人との交流が(特に飲食において)限定されてしまう。(同 5 人)
- ・ 公館職員の中には大変付き合いづらい人もいる。特に上役に多い気がする。(同 2 人)
- ・ 大使館と在留邦人の居住地が地理的に離れており、密接になるのが難しい。(同 1 人)
- ・ 仕事で関係がある人以外とはまったく会わない。大使館職員でありながら日本人会にも入らない人がいる。(同 1 人)

(ウ) 在外公館の施設・設備、サービス等

a 在外公館の施設・設備について

過去3年以内に居住国の大使館に行ったことがある在留邦人407人に対し「在外公館の施設・設備の中で利用しにくいもの、分かりにくいもの、日本を代表するものとして相応しくないものなどがありますか」と質問したところ、次のとおり、「ある」とする者が80人(19.7%)であるのに対し、「ない」とする者が272人(66.8%)となっている。

質問： 在外公館の施設・設備の中で利用しにくいもの、分かりにくいもの、日本を代表するものとして相応しくないものなどがありますか。



(単位:人、%)

回答区分	回答者数	構成比
ある	80	19.7
ない	272	66.8
無回答	55	13.5
合計	407	100.0

< 「ある」と回答した人が挙げた主な施設・設備 >

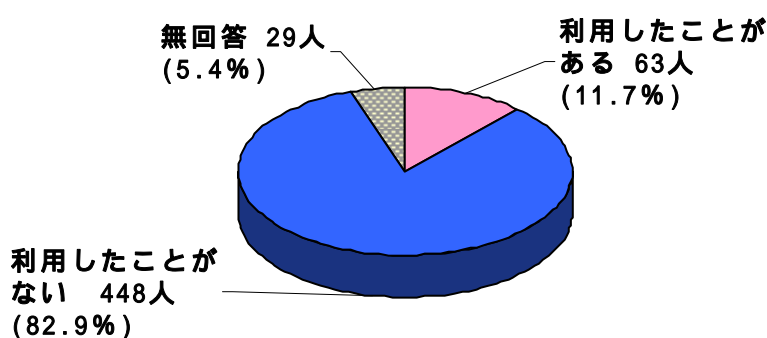
- ・ 大使館が雑居ビルに入居しており分かりにくい。(類似意見7人)
- ・ 駐車場がなくて不便を感じる。(同4人)
- ・ 大使館が、他国の大使館の集中している地域から離れている。(同3人)
- ・ 警備の都合もあるのだろうが、在外公館が閉鎖的(同3人)
- ・ どんな施設があり、どの施設が利用可能なのかわからない(同2人)
- ・ トイレの場所に問題があった。
- ・ 大使館が治安の悪い場所に立地している。
- ・ 大使館のパソコンのインターネット回線がモデムなのでADSLや光ファイバーに改善してほしい。
- ・ 公邸の和室や日本風の庭が貧相。もっと質感を高めてはどうか。

上記のほか、「図書館、多目的ホール、プール、テニスコート等の大使館施設をもっと一般開放してほしい」(類似意見5人)とする意見が出されている。

b 在外公館による電話サービスについて

「24 時間電話サービスや留守番電話サービスなど、在外公館における電話サービスを利用したことがありますか」と質問したところ、次のとおり、「利用したことがある」とする者が 63 人(11.7%)であるのに対し、「利用したことがない」とする者が 448 人(83.0%)となっている。

質問： 24 時間電話サービスや留守番電話サービスなど、在外公館における電話サービスを利用したことがありますか。

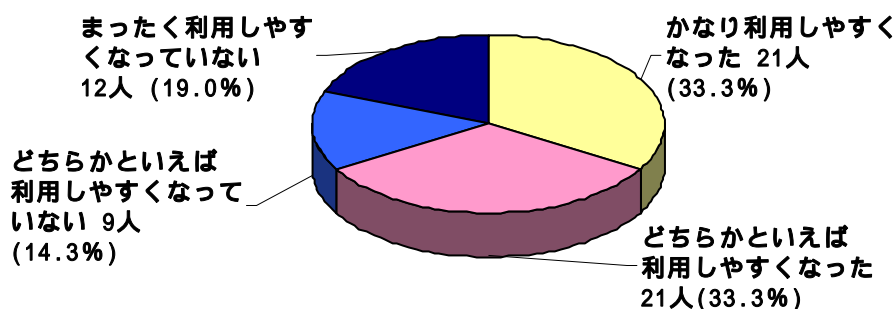


(単位:人、%)

回答区分	回答者数	構成比
利用したことがある	63	11.7
利用したことがない	448	82.9
無回答	29	5.4
合計	540	100.0

このうち「利用したことがある」とする 63 人に対し、「平成 14 年 8 月(「行動計画」策定時)以前に比べ、在外公館における電話サービスは利用しやすくなったと思いますか」と質問したところ、次のとおり、「利用しやすくなった」とする者が 42 人(66.7%)であるのに対し、「利用しやすくなっていない」とする者が 21 人(33.3%)となっている。

質問： 平成 14 年 8 月（「行動計画」策定時）以前に比べ、在外公館における電話サービスは利用しやすくなったと思いますか



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
利用しやすくなった	かなり利用しやすくなった	21	66.7	33.3
	どちらかといえば利用しやすくなった	21		33.3
利用しやすくなっていない	どちらかといえば利用しやすくなっていない	9	33.3	14.3
	まったく利用しやすくなっていない	12		19.0
合計		63	100.0	

< 「利用しやすくなった」と回答した主な理由 >

- ・ 時間外の緊急連絡が取りやすくなった。(類似意見 8 人)
- ・ 担当官の携帯電話番号を教えてもらい、かなり利用しやすくなった。(同 4 人)

< 「利用しやすくなっていない」と回答した主な理由 >

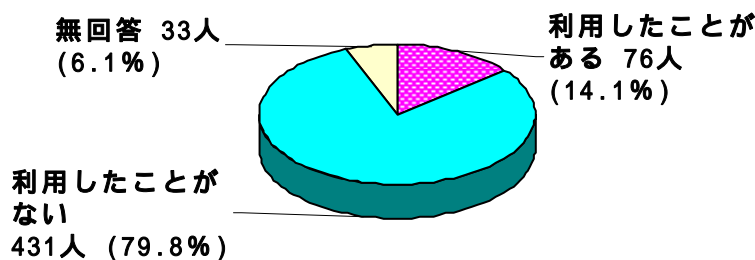
- ・ 定時を過ぎると録音アナウンスになり、どこの部署へ電話したらよいか分からない。(同 3 人)
- ・ 録音されているアナウンスが、用件によって番号を押す形式で利用しづらい。(同 1 人)
- ・ 電話サービスの存在自体を知らなかったので、遠隔地に住んでいる人にも分かるようにしてほしい。

c 領事出張サービスの利用について

「行動計画」において、在外公館では、遠隔地に居住する在留邦人の便益を考え、領事出張サービスを大幅に拡充し、現行の少なくとも2倍の領事出張サービスの実現を目指すとされている。

「領事出張サービスを利用したことがありますか」と質問したところ、次のとおり、「利用したことがある」とする者が76人(14.1%)であるのに対し、「利用したことがない」とする者が431人(79.8%)となっている。

質問： 領事出張サービスを利用したことがありますか。

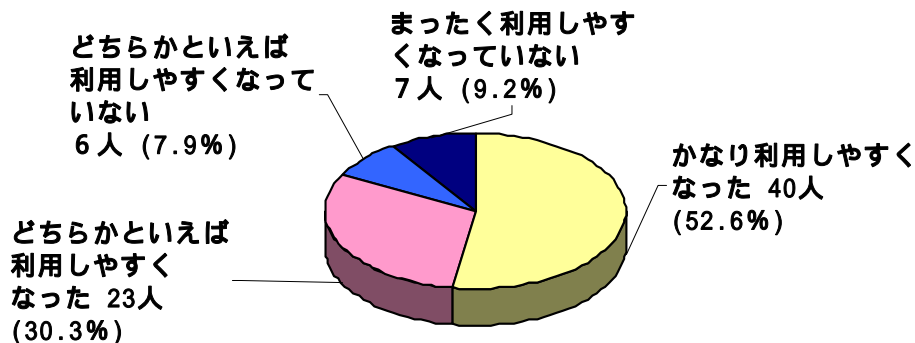


(単位:人、%)

回答区分	回答者数	構成比
利用したことがある	76	14.1
利用したことがない	431	79.8
無回答	33	6.1
合計	540	100.0

このうち「利用したことがある」とする76人に対し「平成14年8月(「行動計画」策定時)以前に比べ、領事出張サービスは利用しやすくなったと思いますか」と質問したところ、次のとおり、「利用しやすくなった」とする者が63人(82.9%)であるのに対し、「利用しやすくなっていない」とする者が13人(17.1%)となっている。

質問： 領事出張サービスについて、行動計画策定(平成14年8月)以前に比べ、利用しやすくなったと思いますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
利用しやすくなった	かなり利用しやすくなった	63	40	52.6
	どちらかといえば利用しやすくなった		23	30.3
利用しやすくなっていない	どちらかといえば利用しやすくなっていない	13	6	7.9
	まったく利用しやすくなっていない		7	9.2
合計		76	100.0	

< 「利用しやすくなった」と回答した主な理由 >

- ・ 領事出張サービスのおかげで便利になったが、もっと回数を増やしてほしい。(類似意見5人)
- ・ 領事出張サービスの際に在外選挙登録も同時にできて便利だった。(同3人)
- ・ 領事出張サービスの年間開設スケジュールを事前に知らせてほしい。

< 「利用しやすくなっていない」と回答した主な理由 >

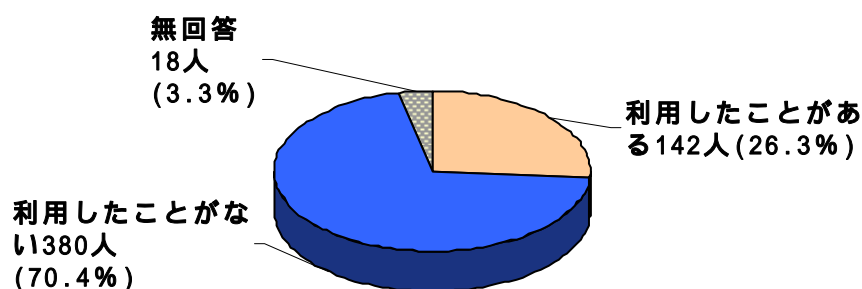
- ・ もっと領事出張サービスの開設時間や日数を増やしてほしい。(類似意見3人)
- ・ 大都市だけではなく、小さな町や村でも出張サービスを行ってほしい。

d 在外公館からの電子情報サービスの利用について

「在外公館メールマガジンを含めた在外公館からの電子情報サービスを利用したことがありますか」と質問したところ、「利用したことがある」とする者が142人(26.3%)、「利用したことがない」とする者が380人(70.4%)となっている。

質問： 在外公館メールマガジン配信サービスを含め、在外公館からの電子情報サービスを利用したことがありますか。

【電子情報サービスの利用状況について】



(単位:人、%)

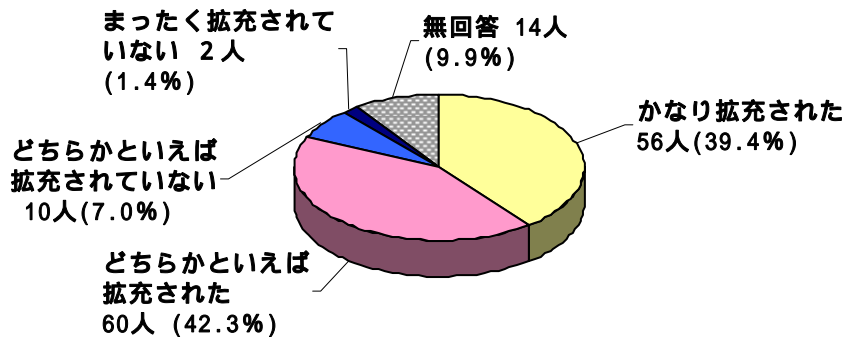
回答区分	回答者数	構成比
利用したことがある	142	26.3
利用したことがない	380	70.4
無回答	18	3.3
合計	540	100.0

(注) 平成16年10月現在、在外公館メールマガジン配信については、74公館で実施中(運用開始に向け準備中のものを含む。)

このうち、「利用したことがある」とする142人に対し「平成14年8月(「行動計画」策定時以前)に比べ、在外公館メール配信サービスを含む在外公館からの電子情報サービスは拡充されたと思いますか」と質問したところ、次のとおり、「拡充された」とする者が116人(81.6%)、「拡充されていない」とする者が12人(8.5%)となっている。

また、「利用したことがない」とする380人にその理由を聴取したところ、そのうちの226人(59.5%)が、パソコンを所有しているが配信サービスを知らなかったとしている。

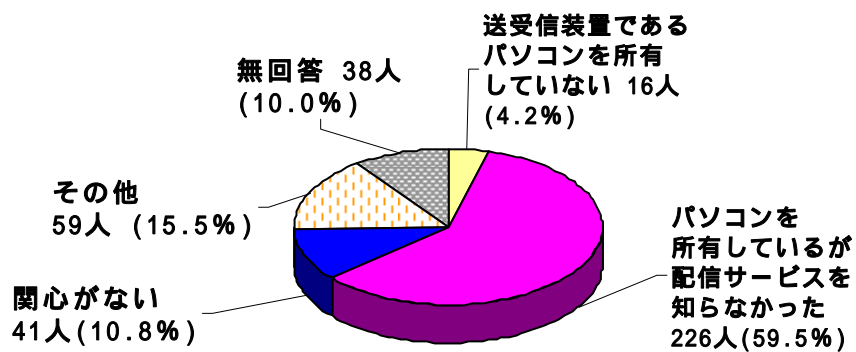
質問：平成14年8月（行動計画策定）以前に比べ、在外公館メールマガジン配信サービスを含む在外公館からの電子情報サービスは拡充されたと思いますか。



(単位：人、%)

回答区分		回答者数	構成比	
拡充された	かなり拡充された	116	56	39.4
	どちらかといえば拡充された		60	42.3
拡充されていない	どちらかといえば拡充されていない	12	10	7.0
	まったく拡充されていない		2	1.4
無回答		14	9.9	
合計		142	100.0	

質問：どのような理由で、在外公館からの電子情報サービスを利用したことがないのですか。



(単位：人、%)

回答区分	回答者数	構成比
送受信装置であるパソコンを所有していない	16	4.2
パソコンを所有しているが配信サービスを知らなかった	226	59.5
関心がない	41	10.8
その他	59	15.5
無回答	38	10.0
合計	380	100.0

< 「電子情報サービスが拡充された」と回答した主な理由 >

- ・ 安全情報がタイムリーに入手できる。(類似意見 35人)
- ・ 情報の即時性は評価できる。とても助かっている。(同7人)

- ・ 以前は特別な時のみ配信されていたが、現在では定期的に利用している。参考になる情報量も増えた。(同3人)
- ・ 関連部署のメールアドレス等が明記されており、入手可能な情報が増えた。
- ・ 以前は会社単位での配信だったが、現在は登録すれば個人に配信される。配信頻度も多くなった。

< 「電子情報サービスが拡充されていない」と回答した主な理由 >

- ・ 情報提供が遅いので、状況の変化に対応できない。(類似意見5人)
- ・ 返信機能が付いていないのは一方的な感じがする。(同2人)
- ・ 電子情報サービスに変化が感じられない。(同2人)
- ・ 情報提供量が少ない感があり、一層の拡充を望む。(同3人)

< 今後、電子情報サービスにより配信してほしい情報等 >

- ・ 治安情報(類似意見12人)
- ・ 緊急連絡事項(同1人)
- ・ どんな情報が配信されているのかすら知らないので、まずそれを知りたい。(同1人)
- ・ 開館日、各種届出、申請などに必要な書類や期間(同1人)
- ・ 日本の法律・制度などについての情報(同1人)
- ・ 英字新聞をよく理解できないこともあり、国内情報や日本との関連情報で重要なもの

(工) その他の事項

a 在外公館から提供してほしい情報について

「在外公館から提供してほしい情報(例えば居住国に関する治安情報や政治・経済の動向、日本の学校情報など)がありますか」との質問に対し、次のような意見が出されている。

<在外公館から提出してほしい情報等>(複数回答)

- ・ 治安情報(類似意見 83人)
- ・ 当国の政治・経済の動向(同 31人)
- ・ 子供の教育・学校情報(同 21人)
- ・ 医療情報(同 14人)
- ・ 法改正等、制度の変更案内(同 12人)
- ・ 居住国の文化、芸術や各種イベント情報(同 9人)
- ・ 選挙情報(同 6人)
- ・ 年金情報(同 5人)
- ・ 一般人が利用可能な施設の情報(同 4人)
- ・ アパート情報などの生活情報(同 3人)
- ・ 入国時の(関税等の)留意点(同 2人)
- ・ 現地の情報とともに日本の情報(同 2人)
- ・ 在外公館による現地活動方針(同 1人)
- ・ すべての在留邦人に情報が行き渡るよう、情報の伝達方法を考慮してほしい。(同 1人)

b 外務省改革について気付いた点、外務省に対して改善を要望したいこと等について

「外務省改革についてお気づきの点や、外務省に対して要望することがありますか」との質問に対し、次のような意見が出されている。

<在外公館及び館員全般に関する事項>

- ・ まだまだ職員の態度がお高い。もっと一般人の中に入って、孤立しないようにする方が良いと思う。(類似意見 7人)
- ・ 在留邦人同士の交流の場をもっと作ってほしい。(同 6人)
- ・ 職員のエリート意識や官僚主義的なものを感じる。また、対応の遅さは有名(同 4人)
- ・ 税金の無駄遣いをせず、日本人学校等に回してほしい。(同 4人)
- ・ 運転免許証の更新手続を改善してほしい。(同 4人)
- ・ 格段に良くなってきており、開かれた、頼りになる大使館に変わりつつある。ただし、一部には官僚的な意識の人もある。(同 3人)
- ・ 同じ政府関係職員である自分と比べて、外務省職員はかなり優遇されていると感じる。(同 2人)
- ・ 外務省改革の内容を知らないのもっとPRすべき。(同 2人)
- ・ 在留届はともかく帰国の届出は誰も知らない。在留者を正確に把握すべき。(同 2人)
- ・ 他省庁との連絡を密にして、もっと情報を提供してほしい。(同 2人)

- ・ 各公館の情報提供やホームページのレイアウトがバラバラなので、様式や掲示内容に統一性を持たせるよう検討してほしい。(同2人)
- ・ 公館には多くの日本人スタッフが駐在しているが、大半は名前すら公表されておらず、一体何をしているのか分からない。(同1人)
- ・ IT化が進む中でなぜこんなに職員がいるのだろうか。窓口職員と広報文化担当職員以外は何をやっているのか分からない。(同1人)
- ・ 緊急事態発生時の避難場所を明確にしてほしい。(同1人)
- ・ この国は治安も悪く警察も悪質なため長期滞在者は何度も嫌な目に遭っている。そんな時に内政干渉だといって何もしないのではなく、強い抗議を期待する。(同1人)
- ・ 在留邦人側の問題もあるが、公館職員をちやほやし、館員もそれを当然としているところがみられる。(同1人)

(6) NGOに対する面談調査の結果

ア 調査の趣旨

本調査は、「外交・在外業務実施体制及び運営に関する行政評価・監視」の調査の一環として、外務省改革「行動計画」（平成14年8月外務省策定・公表）に基づき進められている外務省改革について、どのように評価しているか、今後何をどのように改善する必要があるかを外務省と関連のある国際協力NGO団体から聴取したものである。

イ 調査方法等

平成16年3月から4月までの間において、外務省と関連のある国際協力NGO団体（国際協力NGOセンター、日本国際ボランティアセンター及び名古屋NGOセンター）（いずれも特定非営利活動法人）に対し、面談調査により、行動計画に掲げられている「NGOとの新しい関係」及び「ODAの効率化・透明化」を中心に外務省改革に関しての評価や意見等を聴取した。

意見等の聴取に当たっては、「どのような点で評価するのか」、「今後どのような点を改善すればよいのか」などの点に重点をおき、今後の外務省改革の推進に資する情報を得ることを主眼とした。

ウ 調査結果の概要

面談調査において提出された意見等のうち、「NGOとの新しい関係」及び「ODAの効率化・透明化」に係る外務省改革について、今後改善すべき点を中心に取りまとめた結果（意見等のポイント）は、以下のとおりである。（詳細な調査結果は、別紙「外務省改革に関するNGO団体からの意見等（詳細版）」を参照）

（ア）NGO諸団体への職員派遣

外務省職員のNGO諸団体への派遣の継続

現行の2週間から1か月程度の職員派遣期間の延長

NGOに関係する部局で、相応の経験のある職員の派遣

職員派遣による成果・効果の明確化

（イ）NGOとの連携の実施

NGO担当大使の権限の範囲の明確化

NGO連絡センターのNGO活動とNGOの社会的な認知度の向上のための広報機能の拡充

定期協議会に付議されるドラフト案等の開催前の提供

国別援助計画等の政策協議の際のタイムスケジュールの事前提示

(ウ) NGOの活動支援基盤整備

日本NGO支援無償資金協力の審査期間の短縮化、審査基準や処理期間の明確化

NGOに対する支援は事業に応じた人件費のほか、間接費（技術料等）の補助

(エ) ODAの効率化・透明化

ODAの有効性を検証するためNGOとの合同評価の継続実施

円借款の債権放棄に関して債務返済能力に係る検討結果の第三者評価を行い、その評価結果の公表

ODAの効率的実施のための関係府省間の連携効果の明確化

外務省の個別施策に関して広くパブリック・コメントを求め、その反映結果の公表

(別紙)

外務省改革に関するNGO団体からの意見等(詳細版)

「行動計画」の細目	意見等
項目7 NGOとの新しい関係	
1 NGO諸団体への職員派遣	<p>外務省職員のNGO諸団体への派遣自体は、NGO業務とはどのようなものなのかを理解してもらうため有意義なものであり、今後も継続すべき。</p> <p>この派遣制度によってNGOへの理解を深めた人が外務省内部で増えることにより、将来にわたって外務省とNGOとの関係が深まるものと考えられる。</p> <p>当団体では、外務省から2名の研修員を2週間受け入れた実績がある。この職員派遣制度は、即戦的に効果があるとは言えないものの、研修員にNGO業務とはどのようなものなのかを理解してもらうことや当団体が外務省と個人的なチャンネルを持てるという点で有意義なものである。</p> <p>しかし、この職員派遣制度が、外務省で組織的にどのように活用されているかが問題である。職員派遣による効果が見えてこない。つまり、当該制度の目的と達成度合いとの関係が不明である。外務省は、職員派遣による成果・効果をどのように活用するのか明確にすべきではないか。</p> <p>また、派遣期間は、現状では短すぎる。その期間が短いと、単純作業の手伝いしか任せることができない。これでは、NGOの実態を十分に理解できない。かつて、地方公共団体から派遣を受け入れたことがあるが、それはもう少し期間が長かった(3か月以上)ので、その程度の派遣期間は必要ではないか。</p> <p>加えて、団体の業務内容に応じて、例えば、当団体ならODA業務に関係する経済協力局又は地域局に所属する職員を派遣すべき。その方がより効果的である。NGOとしても協力しやすい。</p> <p>NGOへの職員派遣については、意見が三点ある。</p> <p>一点目は派遣期間についてであるが、どの程度の期間を「派遣」と称しているのか疑問である。2週間から1か月程度ではインターンシップではなく見学に過ぎない。ある程度まとまった仕事をして成果を出すことは職員の自信にもなるので、「お客様」ではなくスタッフとして是非来ていただきたい。そのためには、最低限、半年から1年程度の派遣期間が必要ではないか。</p> <p>二点目は派遣先についてであるが、首都圏にある大手のNGOだけに偏らないようにしていただきたい。地方もしくは小規模なところであっても優れた活動をしているNGOはたくさんある。むしろ、そういった地域の優れたNGOに優秀な外務省職員が来て一緒に仕事をすれば素晴らしい成果を出せるのではないか。加えて、外務省職員には地域のNG</p>

「行動計画」の細目	意見等
	<p>〇や小規模なNGOの現状を是非とも知っていただきたい。</p> <p>三点目は派遣される人材の種類（質）についてであるが、経済協力局等、直接NGOに携わっている部局に所属する職員の中でも、実質的に業務を動かしている経験のある中堅クラス以上の職員に来ていただきたい。入省したての職員や経験の浅い職員を派遣しても、将来的な可能性を広げるという意味では意義があるかもしれないが、あまり大きな効果は望めないのではないか。</p>
2 NGOとの連携の実施	<p>【NGO担当大使の設置関係】</p> <p>NGO担当大使の窓口が官房（国内広報課）であり、ODA施策やNGO支援の実施部局でないことから、その権限がどこまであるのか疑問である。例えば、ある案件をプレス発表しても、その案件をだれがいつ実施するのか不明確であるので、その権限の範囲を明確にすべきではないか。</p> <p>NGO担当大使を設置したことは、当団体としては非常に高く評価している。つまり、現地でのODAの実態を熟知している者を担当大使に任命した人選によるところが大きい。ただし、NGO担当大使は、当初、特命全権大使であったが、特命全権大使のポスト数に限りがあるため、途中から特命全権大使ではなくなったが、外務省内において、NGOとの連携に関して、NGO担当大使がどこまで陣頭指揮が可能なのか不明確であるので、その権限の範囲を明確にすべきではないか。極端な話、「全権」大使でなくなってしまうと、親善大使と変わらないのではないか。</p> <p>また、人選については、どうしてこのような人がという者もみられ、そもそも外務省内でどのような人選が行われているのか疑問である。</p> <p>【NGO連絡センターの拡充関係】</p> <p>今回、初めてNGO連絡センターのことを聞いた。</p> <p>NGO支援に係る窓口については、無償資金協力の窓口（経済協力局無償資金協力課）、NGOからの意見聴取の場をセットする窓口（同局民間援助支援室）、NGO連絡センター（窓口：大臣官房国内広報課）があり、それぞれが個別に活動しており、窓口の一元化が図られていないのが現状である。</p> <p>また、NGO連絡センターについては、NGO活動とNGOの社会的な認知度の向上のために広報機能の拡充を図るべきではないか。</p> <p>NGO連絡センターについては、その存在自体があまり知られておらず、活動実態についても疑問がある。NGOとかかわりが深い経済協力局民間援助支援室内に同センターを移して一本化した方が分かりやすいのではないか。</p> <p>【NGO・外務省定期協議の強化・拡充関係】</p> <p>NGO・外務省定期協議会の全体会議（ODA政策協議会と連携推進委員会との合同会議）の開催に当たって、先日、外務省事務局との事前打合せが行われたが、その際、外務省から、当日は、「シナリオからはずれた発言はやめてほしい」、「報道機関や一般の方は傍聴させない」との</p>

「行動計画」の細目	意見等
	<p>話があった。これでは、自由・活発な議論ができず、何のための会議なのか理解に苦しむ。</p> <p>また、外務省は、会議では、はっきりしたことを言わず、頻繁に、持ち帰り検討したい、あるいは財務省の意向であると回答しているが、誰がどのような権限を有しているのか示してほしい。</p> <p>NGO・外務省定期協議会の際、外務省は、情報を小出しにしか提示せず、加えて検討中のものは全く発言しないこともみられる。決定したことを通知するという姿勢では、なかなか議論が進まないのではないか。</p> <p>外務省は、NGO・外務省定期協議会（ODA政策協議会及び連携推進委員会を含む。）をどのように位置付けているのか疑問である。「外務省とNGOとの連携を図ることを目的とする」という協議会であれば、その開催趣旨も理解できるが、「ODA政策についてNGOと協議する」という協議会であれば、外務省が「NGOに対し限られた情報しか伝えないまま、それに関するNGOからの意見を聴いた」としていることは、「ODA政策についてNGOと協議した」ことにはならず、何のために協議会を開催しようとしているのか、それで何が変わるのかが分からない。</p> <p>例えば、ODAの中期政策見直しの議論に当たって、事前にドラフト案等の情報公開がなく、協議会の場でも、限られた情報、決定された事項しか知らされない。これでは、協議会で、仮に議論したとしても十分ではなく、NGOの意見がどのように反映されたのか、あるいは反映されないのかが分からないので、逆に不信だけが募る。こうしたことから、外務省は、定期協議会に付議されるドラフト案等を開催前に提供すべきではないか。</p> <p>外務省は、NGO・外務省定期協議会に当たっては、会議での質問回答のシナリオ作成に時間を費やすより、事前にNGOに情報提供を行うなどNGOと密接に連携して政策協議を行い、NGOのノウハウを生かして政策決定の効率化を図るべきである。イラク支援に関して、日本がリーダーシップを発揮しようとしても、そのための情報がNGOに知らされておらず、リーダーシップを発揮できない。外務省とNGOとがフラクナ関係になって、「ODA政策について議論することができる」ようにすべきではないか。</p> <p>また、ODA政策については、施策レベルと実施レベルがあるが、これらのうち施策レベルについては、何もかも外務省で行うのではなく、専門性が必要なところについて専門家にアウトソーシングすべきではないか。</p> <p>ODAの中期政策見直しの議論結果については、議事録で公開すべきではないか。</p> <p>NGO・外務省定期協議会の全体会議に関してはまだ見えないところがあり言明できないが、同協議会の連携推進委員会に関して言えば、会議の席上での議論が以前と比較すれば実質的になり、また、両者の話がかみ合うようになってきており、おおむね建設的な方向で議論が進んで</p>

「行動計画」の細目	意見等
	<p>いる。この意味では高く評価している。とりわけ「日本NGO支援無償資金協力改善のための11の提案」をめぐっての議論が活性化してきている。連携推進委員会は、年3回の公式な委員会とは別に、非公式な勉強会も開催しており、議論の土台がようやく出来上がってきたと言える。</p> <p>なお、上記の11の提案については、外務省からその回答をもらっているが、回答の中には疑問が残る点があり、引き続き外務省と協議中であるものの、依然として進展していない（明確な回答がない）のが現状である。</p> <p>NGO・外務省定期協議会におけるNGOの意見は一部施策に反映されているものの、予算執行に係る外務省担当者の解釈がそれぞれで異なるため、相変わらず予算は使いにくい。例えば、外務省の担当者によって、事業費の半分については、「NGOの自己資金で賄うこと」と言われる場合があるが、これでは、財政基盤が脆弱な日本のNGOは対応が困難である。</p> <p>担当者によって解釈が異なることが起きないようにガイドラインを作成し、これを公表してほしい。</p> <p>ODA政策協議会も回数を重ねるごとに良くなってきていると思う。外務省側出席者の中には課長クラスが4名おり、ODA大綱の改定の際も実効的な議論ができた。今後とも実効的な議論ができるような体制を維持してほしい。しかし、この政策協議会の時間枠が2時間と限られているので、もう少し時間枠を拡大すれば、より内容の深い議論ができるのではないかと。</p> <p>加えて、外務省職員と感覚のずれを感じることもままある。つまり、外務省職員の意識の中には、NGOとの連携の「連携」とは、対等の立場でのつながりではなく、お上から資金提供を行うという「支援」のイメージが強いと感じられることがままある。</p> <p>こうしたことから、外務省ではNGOの感覚、市民の感覚が分かる人材をスタッフとして雇用し、共に政策を立案することを通じて、連携の意味を再認識するとともに、NGOに対する意識を改革してほしい。</p> <p>【ODA大使館の開始関係】</p> <p>ODA大使館（我が国大使館におけるNGOとの定期協議会）の実績として、ベトナムの国別援助計画のように評価できる国もあるが、中には、国別援助計画のドラフト案が出来上がってから、NGOに提示され、十分な政策協議ができない国もある。国別援助計画の政策協議の際は、そのタイムスケジュールをあらかじめ示し、NGOと十分な政策協議を実施すべきではないかと。</p> <p>また、不透明さもある。意見交換は公開されているが、そもそもミッションが公開されていないところがある。</p>
3 NGOとの懇談会	<p>行動計画に定められている「NGOと関係を有する各局課において懇談会を実施し、・・・NGOの意見を聴取する機会を整える」ということについては、具体的に何のことか分からない。外務省は、意見を聴く姿</p>

「行動計画」の細目	意見等
	<p>勢はみせているが、実際は聴き入れてくれない。懇談会とは、あくまでも単に「意見を聴く会議」に過ぎないのか。</p> <p>現地で活動するNGOに聞いたところ、NGOと在外公館、JICA、JBICの協議会はきちんと定例化されていないとのことである。日本国内と同様、海外の現場においてもNGOと政府機関の協議の定期化・制度化を望む。</p> <p>また、草の根無償協力の多いところでは、外務本省よりも在外公館の方がNGOとの連携が進んでいるのではないかと。</p> <p>こうした国では、NGOの方がノウハウ（技術）を多く持っているため、外務省はそれを上手く活用すべきである。こうした関係こそが、真の意味での連携につながるのではないかと。</p>
<p>4 NGOの活動 支援基盤整備</p>	<p>【日本NGO支援無償資金協力関係】</p> <p>日本NGO支援無償資金協力については、外務省に対し、「日本NGO支援無償資金協力改善のための11の提案」をNGO・外務省定期協議会（平成15年度第1回連携推進委員会：7月25日開催）において提案した。</p> <p>このうち、特に、「提案10．審査の迅速化」については、平成14年度に制度（NGOの活動支援基盤整備：日本NGO支援無償資金協力）を立ち上げたこともあり、申請後1年が経過してもまだ目処が立っていない案件があるが、これは、財政基盤が脆弱な日本の多くのNGOにとって、決定が遅れることは、その間、自己資金でまかなう必要があるなど死活問題につながる。少なくとも年度当初の2～3か月で採択か非採択か決定してほしい。NGOにとって最も困るのは、申請し回答がないまま、それを頼りにして活動を行い、1年近くを経過して申請が却下されることであり、事実こうした例がある。</p> <p>なお、制度の導入の2年目である平成15年度であっても申請から決定まで半年かかっており、申請に係る標準処理期間はどうなっているのか疑問である。</p> <p>また、外務省は、この無償資金の審査に当たって、NGOの不祥事を引き合いに出して、例えば端数調整の関係で一円違っているだけで書類不備としてNGOがあたかも能力がないような言い方をするが、要は、プロジェクトの中身であり、これがどのような意味があるのかなどを重点的に審査すべきではないかと（外務省からは、計数ミスといった指摘は多々あるが、本来、審査に当たっては、「なぜこれが必要なのか」、「プロジェクトが終わった後に、その効果はどうであったか」の説明が必要であるはずなのに、これらを聴かれたことはない。）</p> <p>なお、申請は、随時受け付けており、担当にもよるのかもしれないが、3か月ごとにまとめて審査・決裁を行うということ聞いた。申請書の不備も、提出してからかなり時間がたってから指摘される場合がある。</p> <p>一般的に、外務省職員には、申請でも照会でも、「受け付けた」という概念がみられず、例えば、本来2～3週間で回答が行われるべきものが5～6か月もかかっている。加えて、外務省からは、この5～6か月の</p>

「行動計画」の細目	意見等
	<p>回答なら早い方と言われたことがあり、甚だスピード感に欠けている。</p> <p>「日本NGO支援無償資金協力改善のための11の提案」検討状況フォローアップの「提案11. 制度設計プロセスにおけるNGOの参加」について、外務省には、日本NGO支援無償資金協りに係る制度設計に当たっては、NGOとの対話を行って、そのスキームを作り上げるというプロセスがなく、財政基盤が脆弱なNGOが多いにもかかわらず、例えば、8千万円の資金供与の条件として3千万円の自己資金が必要というような柔軟性に欠ける条件を設定している。</p> <p>外務省は、ODA施策の議論の際、時々、本件は他課所管と回答し、横断的な議論を避けるきらいがあり、特に、一つの担当課で仕切っている「日本NGO支援無償資金協力」以外の無償協力（例えば技術協力）の場合は数課にまたがり、これらの課が関わると話が進まなくなる。</p> <p>加えて、外務省に対して説明したとしても、その担当者が異動すると、後任者に的確に引継ぎがなされず、再度一から説明が必要となる場合がみられる。その場合、前任者が前向きに了解したことで、後任者によっては解釈が異なり、後ろ向きになるケースが多い。</p> <p>日本NGO支援無償資金協力は、外務省の資金提供の決定が申請から10か月以上要しているのので、審査期間を短縮すべき。資金提供の決定を見越して事業を実施した場合は、決定まで自己負担となり、それでも決定の場合はまだよいが、そうでない場合は、不承認の目星がついた段階で、速やかに申請者に通知すべきである。そうすれば、他の補助金案件への申請も可能となるのではないか。</p> <p>また、援助内容として、建物等のハード面は早く決定される傾向があり、研修内容等のソフト面は決定までかなりの審査期間を要する傾向があると聞いているが、外務省は、日本NGO支援無償資金協りに係る標準処理期間や審査基準がどうなっているのか明確に示すべきである。</p> <p>なお、一般的に、審査に当たっては、計画が実行可能なかどうか、計画が有意義なものかどうかの視点からみれば足りるものと考えており、仮にこうした視点であれば、1年近くも審査に時間を要しないのではないか。</p> <p>日本NGO支援無償資金協力の審査等に時間を要した例として、当団体が申請した案件の中には、平成15年1月18日付け申請（代表理事の押印付き）に対して、G/C（=Grant Contract：贈与契約）締結日（承認日は、その通報が申請元である当団体（東京本部）に行われず不明）が同年12月4日と1年近く要したものがある。</p> <p>しかも、これについては、申請書類を提出してから、約9か月後の平成15年10月にもなって、外務本省から、見積書、事業計画等の申請書類の所定要件が備わっていないとして変更依頼があり、見積書については同年10月22日に、給与明細書については同年10月24日に、事業計画については同年11月13日に、それぞれ変更の上、外務本省に提出し、同年12月4日の契約締結となったものである。ただし、平成15年度日本NGO支援無償資金協力実施要領において、申請書類の所定の要件が</p>

「行動計画」の細目	意見等
	<p>確認できた時点での申請団体に対する申請書の受理日の通報が定められているにもかかわらず、当団体（東京本部）に対しては、その受理日の通報は行われなかった。</p> <p>また、現在、申請中の案件で、審査等に時間を要しているものがあるが、これは、南アフリカへの支援案件で、現地の大使館を通じて申請を行うと速やかに決定されると聞いていたので、現地の当団体 現地の大使館 外務本省（経済協力局民間援助支援室）の系統で申請したものである。</p> <p>しかし、この申請案件については、現時点においても審査中であり、その経緯を含めて状況を説明すると、以下のとおりである。</p> <p>平成 15 年 1 月 在南アフリカ大使館に申請 6 月 外務本省に本件審査状況を照会。 12 月 一時帰国した現地大使館の担当職員が外務本省に本件審査状況を照会 外務本省担当者は机に積んだままで、審査に着手しておらず、至急対応するとの回答あり。</p> <p>16 年 3 月 平成 16 年 3 月現在で、何度か、「教えてくれ」、「書類を出してくれ」と言われ、追加資料を提出。外務本省からの照会は、内容に係るものではなく、為替レートの変更に伴う積算変更といった形式的なものばかりである（本件申請案件は、その処理に時間がかかり過ぎ、事業の実施に支障を来すため、16 年 5 月に外務省に申請の取下げ依頼を行い、別機関の助成金により対応）。</p> <p>加えて、外務本省側が、申請案件をいつ受け付けて、いつ決定するのか示さないのが現状である。この点も改善してほしい。</p> <p>申請案件が決定された後であって、外務省が NGO 側に負担をかけているものとしては、「日本 NGO 支援無償資金協力事業担当者業務日報（本部担当者用）」（本業務日報は、試行的なものと考えられ、現地担当者用は現時点では作成の依頼を受けていない。）の作成が挙げられる。</p> <p>これは、資金協力の締結日から完了日まで月単位で、毎日、NGO 支援無償資金協力以外の業務を含めて 1 人の担当者の 1 日の業務について、タイムスケジュールを作成するもので、資金協力に係る中間報告（例：3 月中旬）と完了報告（例：11 月中旬）の際に、当団体の代表理事の押印の上、外務省に提出するものである。</p> <p>【草の根技術協力関係】</p> <p>草の根技術協力を継続させるために、外務省は、従来どおりの機材供与といったハード支援ではなく、NGO のノウハウを活用し、それに対し対価を支払うなどソフト支援を重視すべきではないか。また、これに当たっては、NGO はボランティアという外務省の考え方の変革も必要</p>

「行動計画」の細目	意見等
	<p>ではないか。</p> <p>JICAの草の根技術協力については、当団体としては高く評価している。その理由は、JICAの地方センターは地域のことを非常に良く考えておられて、当団体とも日頃から交流があり、密接な情報交換ができることである。当団体としては、草の根技術協力事業はまだ数件しか実績がないが、今後、こうした交流が継続的に行われることによって技術協力事業が拡充・進展していくものと考えている。</p> <p>【その他のNGOに対する支援関係】</p> <p>外務省は、頻繁に、NGOが主体的に活動し、外務省はそれに対してコスト支援を行うのが基本理念としているが、そのコスト支援であっても、事業に応じた人件費が担保されず、NGOに負担を強いているのが現状である。</p> <p>加えて、外務省に対して、事業に応じた人件費を捻出できないと答えると、外務省は、それはNGO自体の能力の問題で、経営を健全化するためにもNGO自体の能力開発が必要であり、それを通じて自己資金を担保すべきとの現実とギャップの大きい回答しか返ってこない。</p> <p>外務省は、NGOとの連絡調整や人員動員に当たって、頻繁に当団体を使うが、こうした業務に係る人件費を当団体側に支払っておらず、NGOに対しては、こうした支援から始めるべきではないか。</p> <p>また、現在は、傘下NGOが当団体を支援するという構図であり、定期協議会などの連絡調整の費用に対する外務省の支援があれば、もっと外務省とNGOとの連携は進むのではないか。</p> <p>外務省は、NGOの窓口を経済協力局民間援助支援室（ここでいう民間にはNGO、民間企業のほかに自治体も含まれる。）に置き、関係各課室でNGOを支援できるスキームを作っているが、横の連携が図られていないのが実態である。その改善のため、例えば、外務省におけるNGO支援関係窓口一覧を作成し、関係窓口の権限の明確化を図るべきではないか。</p> <p>国際機関は、ダイナミックにNGOと連携していると思う。NGOの活動の中でも、いいと思われるプロジェクトは、国際間で、もまれている。プロジェクトを行う際に事業費だけではできない。間接費をすべて出してくれと言わないまでも、技術料＝NGOのノウハウ料は出してほしい。</p> <p>また、日本のNGO支援費の大半は、ユニセフ等の国際機関が利用しているのが実態である。「国民の税金」であると言いながら、実際は国際機関が使っているというのはどうか。日本の普通のNGOが安心して使うことができる支援としてほしい。それがあって、初めてNGO支援になると考える。</p> <p>基盤整備に当たっては、外務省側がゼロから作り上げるのではなく、NGOが作り上げている基盤（ノウハウやネットワーク）を外務省が支援・活用すべきではないか。</p>

「行動計画」の細目	意見等
	<p>国際開発協力関係民間公益団体補助金について、外務省に申請してから決定が行われるまでの期間が長すぎる（決定が遅すぎる）。昨年度は5月30日に申請（280万円）して、決定（120万円）が行われたのは9月2日であった。ある程度、申請の進捗状況については教えてもらえるらしいが、申請団体は、年間を通じて中身のある事業を行いたいので、軌道修正がきくよう、はなからダメな申請については、早い段階で申請者に連絡すべきである（決定が年度後半になるとタイトなスケジュールで事業を行わざるを得なくなり、当初予定した事業の効果が期待できなくなる。）。加えて、この補助金について、公募があってからの申請の締切りが数週間と早いわりに決定が遅いので、この点も改善すべきではないか。</p> <p>また、その申請が認められ、資金提供の決定が行われた後は、NGOにおいては、毎日、業務日誌をつけないといけないことになっているが、おなじ非営利組織であるにもかかわらず、財団法人の場合は、その必要がないとのことであり、甚だ疑問である。</p> <p>なお、この点について、外務省は、業務日誌に代替できるものがあれば検討したいとしている。</p> <p>NGOの専門性向上のための研究会を平成13年度から開催していると聞くが、地方のNGOは設立時に声をかけられていない。例えば、保健分野で積極的に活動しているNGOがあるが、研究会には参加させてもらっていない。この研究会は、当団体からみれば、東京だけで閉鎖的に開催されている印象がある。地方のNGOにも参加を呼びかけ、首都圏以外の地域でも開催すべきではないか。</p> <p>また、行動計画の進捗状況では、外務省が我が国のNGOスタッフの能力・専門性向上を目的としたキャパシティー・ビルディング研修を実施しているとしているが、今まで知らなかった。外務省は広報不足ではないか。</p>
<p>項目5 ODAの効率化・透明化</p>	
<p>1 無償資金協力の選定・実施過程の透明性を確保するための施策</p>	<p>無償資金協力実施適正会議については、当団体の理事がメンバーになっていたが、理事からは「公開性に欠ける」との指摘があり、議事録をきちんと公開すべきではないか。</p> <p>JICA環境配慮ガイドラインについては評価しているが、現在、外務省が平成15年度内に公表（パブリック・コメントを16年4月に実施）を目指して作成している無償資金協力審査ガイドラインについては、当該年度末の3月にもかかわらず、当団体への協議がまだ行われておらず、NGOに対する意見聴取をどのように考えているのか疑問である。必ずNGOに協議する仕組みを構築すべきではないか。</p> <p>また、ガイドラインの協議に当たっては、ドラフト案を正式協議の前にNGOに対して提示し、NGOが何を望んでいるのかを事前に把握し、それをドラフト案に反映した上で正式協議すべきではないか。</p>

「行動計画」の細目	意見等
<p>2 ODAの評価を拡充し有効性を検証するための施策</p>	<p>NGOとの合同評価は、過去4回ほど行われており、そのうち2回について平成9年ごろから関わった。評価結果については、外務省とNGOの意見を両論併記した簡単な冊子の報告書としてまとめられ、ホームページにも公表された。</p> <p>平成15年度はNGOとの合同評価が行われていないようであるが、16年度以降は継続的に実施すべきではないか。</p> <p>被援助国政府・機関による評価は、当該政府・機関の利害がからみ、そもそも中立的な立場での評価は困難であり、評価の意味はないのではないか。</p> <p>食糧増産援助とは、現物供与を行い、それを売って得た利益を積み立て、国内で自由に使ってもよいというものであり、概して用途が不明で、不透明な援助となりがちで、ODAの問題を助長するようなスキームである。こうした援助について、外務省の見直しの結果、これまで援助を受けた国の中には、援助を受けることができなくなった国がみられるが、外務省とNGOとの意見交換の際、なぜ援助を受けることができなくなったのかとの質問があったにもかかわらず、外務省は、きちんとした説明をしておらず、援助の在り方について明確な考えを持っていないようにみられる。</p> <p>また、食糧増産援助について、途上国側から「やめないでくれ」という声があり、外務省からNGOに対して、「やめないでくれと言われたが、どうしますか」という照会があったが、つまるところ、外務省は、当該援助を復活したいと考えているのではないか。</p> <p>こうした外務省側の対応をみると、食糧増産援助の抜本的見直しをどこまで本気に考えているのか疑問である。</p> <p>新ODA中期計画の策定に当たってレビューをすることについては評価するが、NGOは発言権のないオブザーバーとしての参加しか認められなかったため、発言できるよう参加方法を見直してほしい。</p> <p>NGOとの合同評価の実施については、平成15年度は未実施であったが、今後は連携推進の一環としての役割が期待される。ただし、評価のフィードバック方法については検討する必要がある。また、合同評価を一層拡充する旨を「行動計画」に盛り込んでいる一方で、その担当である経済協力局評価室が平成15年4月に大臣官房考査・政策評価官室に移管されたのは、流れに逆行しているのではないか。</p>
<p>3 円借款の債権放棄に関し、国民への説明責任を果たすための施策</p>	<p>行動計画で定められている「債務返済能力を始めとした被援助国の経済・財政状況の検討結果」についての説明すら行われていないこともある。外務省は、米国のMELZERレポートのように第三者による評価を行い、説明責任をきちんと果たすべきではないか。</p> <p>債務返済能力審査の在り方については、説明責任を担保できるよう、なぜそうなったかについて、過去の実績を十分レビューした上で検討すべきではないか。</p>
<p>4 ODAの選定・実施過程の効</p>	<p>外務省は、国別援助計画を策定しつつあるが、その際には、当該国に最も長く居住しているNGO関係者を含めるべき。例えば、カンボジア</p>

「行動計画」の細目	意見等
<p>率化を確保するための施策</p>	<p>では、NGOネットワークがあり、援助国に対してもいろいろと提言している。こうしたNGOの意見を受け容れてほしい。</p> <p>また、JICAが国別援助計画の策定に先立って、カンボジア、スリランカなどの調査研究を行っており、これはNGOの眼からみて高く評価できるものであるが、外務省の援助計画には、これらが入っていない。外務省が独自に調査研究しているようだが、この中にもJICAの調査研究報告は入っていない。ODAの効率的実施の観点から、JICAの調査研究結果を吸い上げ、政府の国別援助計画に反映すべきではないか。</p> <p>自分が所属している団体は、国連機関とのつながりが多々あり、国連機関からは国際NGOとしてみられているのに対し、外務省との関係では、単に日本の一NGOとしかみられない。</p> <p>また、外務省は、資金協力等に関して、事業資金は出しているものの、事業の運営に必要な運営管理費（人件費）まではみていないのが現状であるが、少なくとも、NGOのノウハウ料をみるべきではないか。</p> <p>加えて、日本のODA予算、特に草の根無償は、自前の管理費もあり経営が健全な国際機関が使用できるような構図となっており、財政基盤が脆弱な日本のNGOは使えないものとなっているので、こうした構図を変えてほしい。</p> <p>予算配分面を含めたODA施策の実態からみて、開発援助庁は必要ではないか。</p> <p>ODA施策に関して外務本省と在外公館の職員の主張（考え方）が異なっている場合が多々みられ、加えて、なぜNGOと連携を図らなければならないのかという外務省職員もみられる。</p> <p>外務省は、ODAの効率的実施のために関係府省間の連携を図っているとしているが、どのような効果があったのか不明であるので、その点を明らかにすべきではないか。また、外務省は、インプット、アウトプットは説明するが、アウトカムは一切明らかにしていない。</p> <p>ODAの目的について各府省バラバラな面がみられるが、外務省は、各府省に配分されているODA予算の一元化を図るつもりがあるのか、また、ODAの効率化をどのようにして図るつもりなのか、それぞれ不明であるので、これらの点を明らかにしてほしい。そもそもODAの目的もはっきりしない。</p> <p>ODA大綱の見直し案の協議・パブリック・コメントの実施について、外務省の努力は評価する。しかし、協議に当たっては、もっと早くにドラフト案を公開し、議論を尽くすべき。また、この大綱の見直しに当たって、東京、大阪、福岡で公聴会を開催しているが、これではあまりにも少ないのではないか。さらに、この大綱の見直しに当たってパブリック・コメントを求め、コメントに対する外務省の意見も公開されたが、コメントごとに回答するのではなく、複数のコメントをまとめて回答している。</p> <p>諸外国では、こうしたODA政策について決定するときは、1年ぐらいかけて議論して決めている。これは、議論を尽くすというよりも、国</p>

「行動計画」の細目	意見等
	<p>民に説明し、国民の意見を取りまとめる、それを国民自身が確認する、というためのものである。このようにして決定された政策については、国民が納得して決めたもの、というように受け取られている。</p> <p>外務省は、ここ2年ほどの間で、ODA大綱を含めて数件程度しかパブリック・コメントを実施していない。ODA大綱に限らず、他の案件についても広くコメントを求めるべきではないか。</p> <p>ODAの選定・実施過程の効率化を確保するための施策については、ODA大綱の政府原案について、外務省は、2か月ほどパブリック・コメントを求めるとともに、東京、大阪及び福岡の3か所で公聴会を開催したが、原案を作成する前に、NGOから意見を求めるべきではないか。</p> <p>パブリック・コメントの結果については、大括りなまとめでしか公表されておらず、しかも、パブリック・コメントを踏まえて修正されたとされるODA大綱はほとんど変更点が見当たらなかった。外務省は、説明責任を全うするため、パブリック・コメントをどのように判断して、ODA大綱に反映させたのか、あるいは反映させなかったのかをホームページ等で公表すべきではないか。</p> <p>開発援助庁構想は完全に消えてしまったのか。我が国でも英国の国際開発庁（DFID：Department for International Development）のように国際開発に関する責任省庁を設置し、現在縦割りで行われている国際開発・援助について政府全体として一体的に取り組む必要があるのではないか。また、国際開発・援助を円滑かつ効果的に行うため、所要の法整備を図ってほしい。</p>

(7) 外交・在外業務に知見を有する者（有識者等）に対する意識調査の結果

ア 調査の趣旨

本調査は、「外交・在外業務実施体制及び運営に関する評価・監視」の調査の一環として、外務省改革「行動計画」（平成14年8月外務省策定・公表）に基づき進められている外務省改革について、現状をどのような点で評価しているか又は評価していないか、今後どのような点を改善する必要があるのかを中心として、外交・在外業務に関して知見のある外務省職員以外の者（学識経験者、政府関係機関や公益法人の在外事務所の勤務者又は勤務経験者、在外公館での勤務経験者等。以下「有識者等」という。）から意見等を聴取したものである。

イ 調査方法等

平成15年10月から16年6月までの間において、有識者等55人に対して、書面又は面談により外務省改革全般に関しての意見等を聴取した。

意見等の聴取に当たっては、「どのような点で(又は理由で)評価する又はしないのか」、あるいは「今後どのような点を改善すればよいのか」などの点を重点的に調査し、今後の外務省改革の推進に資する情報を得ることを主眼とした。

また、面談調査において提出された意見等については、例えば「情報公開については評価するが、サービスの質の向上については評価していない」などのように、「評価する」又は「評価していない」のいずれか二者択一で区分整理することが困難なものがあるため、書面調査の集計とは別に、「その他有識者の意見等」として意見等のみを記載した。

書面による調査（以下「書面調査」という。）及び面談による調査（以下「面談調査」という。）の方法等は、次表のとおりである。

区 分	書面調査	面談調査
調査の方法	外務省改革に関する16事項の質問を掲載した調査表を各調査対象者に送付し、これに対する回答を記載して返送	外務省改革「行動計画」に掲載されている事項全般について、当省職員が面談により意見を聴取 面談は、一部を除いて調査の効率性を確保する観点から一度に複数人（2人から5人まで）を対象に実施
回答者	30人 当省が調査した在外公館が所在する36か国のうち22か国に居住する有識者等	25人 国内に居住する有識者等（15人） 当省が実地に調査した3か国に居住する有識者等（10人）
調査実施時期	平成16年1月から5月まで	平成15年12月から16年6月まで

ウ 調査結果

書面調査及び面談調査において提出された意見等は、以下のとおりである。

なお、同種類似意見等については、代表的な意見等を掲載した上で、文末の（ ）内に同種類似の意見等を「類似意見 人」と記載した。

(ア) 外務省改革について

質問： 外務省改革についてどのように評価していますか

【書面調査における意見等】

回答区分	回答者数
評価している	15
評価していない	12
判断できない又は無回答	3

< 「評価している」とする者の主な意見等 >

- ・ 問題の発生を受け、改革しようとした試み自体は評価できる。（類似意見 3 人）
- ・ 開かれた公館ということで努力している印象を受ける。（同 3 人）
- ・ 顧客志向の動きが感じられる点を評価する。（同 2 人）
- ・ 全般的にみて、以前とは様変わりしているのは確か。最も好ましいのは、配偶者間の序列の排除。また、業務上もかなり柔軟に対応してもらえるようになってきた。
- ・ 外務省「行動計画」を読み、これを念頭に総領事館の最近の活動をみると、改善された点がいくつかみられる（在留届の電子化、メールマガジンの配信、領事窓口の対応の改善等）。

< 「評価していない」とする者の主な意見等 >

- ・ 何がどのように改革されたのか、よく分からない。（類似意見 5 人）
- ・ 外務省改革の進捗がどのようになっているか、その状況を常に分かりやすく国民に説明しようという意識、取組が感じられない。（同 1 人）
- ・ 在外公館のサービスの質及びスピードに目立った改善がみられていない。運営面で非効率な面が散見される。海外にありながら、日本の祝日の多くを休館日とすることは評価できない。当地の営業日に問い合わせても休館の日がある。
- ・ 昼休み、夕方など対応不能な時間帯が多く、問合せ時に不便。当番制で対応してほしい。
- ・ 今回の外務省の問題はおおむね倫理、道德、コンプライアンスの問題が多く、そもそも「改革」という言葉にそぐわない点が多いのではないかと。一方で今回の問題とは関係なく外交政策の在り方については依然として課題が多い。
- ・ 職員各個人レベルでのモラル向上は改善がみられると思うが、省全体としては、相変わらず縦割りや職員間のコミュニケーション不足などが原因で、現場業務に支障のあるケースもまだ散見される。

【その他有識者の意見等】 回答者数3人

- ・ 当該国の大使館の場合、公務員倫理規程もあり、官民の一線を画するよう気を付けていたようだ。また、商工会議所などの集まりで、これまでだと「大使」が出席していたが、今は、政治班、経済班の人たちが出席して、情報発信に努めている様子がかえる。例えば、当該国の警察から、治安情報を入手して、それを説明するなど。公館職員が、こちらの方に近づいてこようとする意識がみられる。(類似意見2人)
- ・ 個人的に以前から知っている公館職員の話をお聴いたところ、相手のことを考える必要があるなどと話しており、自分で変えようとする意識が出てきている。職員のサービス精神は向上したという印象がある。

質問： 外務省改革の推進によって、外務省は変わったと思いますか

【書面調査における意見等】

回答区分	回答者数
変わった	11
変わっていない	16
判断できない又は無回答	3

< 「変わった」とする者の主な意見等 >

- ・ 大使館員が総じて「外務省改革」意識を持つことを努力しようとしているように見える。特に領事部において、ビザ発給手続等において「顧客意識」が出てきたように見える。(類似意見4人)
- ・ 多少情報開示が進んだと思う。(同1人)
- ・ 危機管理網の構築等、在留邦人対応面で大使館職員の意識が高くなった点を評価する。
- ・ 国際協力事業について説明責任の意識が強化された。

< 「変わっていない」とする者の主な意見等 >

- ・ 形式的に改革された部分はあっても、外務省職員の意識が変わったとはあまり感じられない。(類似意見4人)
- ・ 普段接する範囲で、特に変化が感じられない。(同2人)
- ・ 省の中で下の者が上の者に自由に意見を言えるような雰囲気が醸成されるには至っていないと思われる。
- ・ 現地の事情が無視され、利用者サイドの視点に立っていない。
- ・ 外務省改革「行動計画」を読むと多くの行動計画が実施されていることが分かるが、これらの改革の進捗状況を全体として把握することが難しく、変わったのかどうか確認できない。
- ・ 外務省改革というよりは、個人により差があるという印象。変わっていない人は変わっていないように見受けられる。

- ・ 外交政策の課題という観点からは大きな変化はない。倫理上の問題については職員が常識的であるか否かの問題であり、論評に値しない。

質問： 外務省改革を今後も継続して進める必要があると思いますか

【書面調査における意見等】

回答区分	回答者数
進める必要がある	25
進める必要はない	2
判断できない又は無回答	3

< 「進める必要がある」とする者の主な意見等 >

- ・ 改革を進めてはいるが、まだ形式だけで終わっているものもあるため。例えば、国民参加といいつつも、まだ国民に広く活動が知れ渡ってはいない。（類似意見4人）
- ・ 変化の激しいグローバル化時代に合った外交を展開するには、不断の改革が必須（同2人）
- ・ 領事窓口サービスの向上等外務省改革で提言された事項は、今後も継続して進めるのは当然のことと考える。（同1人）
- ・ 省員一人一人の外務省至上主義という意識はまだあまり変わっていないと思われる。（同1人）
- ・ 省全体がひとつの組織としてより統一感をもち、機能的に働くべきだと思うため。
- ・ 外務省改革の方向性自体は間違っていないと思うが、より実効的に進められるべき。
- ・ 明確な外交戦略、特に地域別戦略を持つべき。とりわけ日本との経済関係が薄い地域についての戦略を明確にすべき。

< 「進める必要がない」とする者の主な意見等 >

- ・ 外務省が行っている変革の実態が伝わってこないため。
- ・ 外交政策上これ以上必要としないのではないか。

質問： 外務省は、今後どのような点について改革を進める必要があると思いますか

【書面調査における意見等】 回答者数8人

- ・ 組織の大胆な再編。単純な整理・再編にとどまらず、場合により縮小・廃止（類似意見1人）
- ・ 納税者である国民に開かれた、国民の納得を得られる外務省としての改革が必要（同1人）
- ・ 他の先進諸国や地域大国の外務省に負けない強い外務省作り。このために必要となる情報収集、分析、外交的影響力の確保のための組織・人員・予算・制度の拡充

- ・ より実際的な緊急時の邦人保護体制の確立。邦人サービス機関としての意識のより一層の確立
- ・ 本省、在外公館において、下の者が上の者に自由に意見が言える、本省内の課や在外公館において下の者がトップに対して意見具申ができる組織風土の構築
- ・ ODA実施体制の抜本的改革。つまり、援助庁の設立と単年度予算制度の柔軟化

【その他有識者の意見等】 回答者数 1人

- ・ 行動計画が着実に実施され、例えば在外公館の窓口対応が改善されても、日本の外交政策が変わらなければ、意味がないのではないか。

(イ) 外務省職員の意識改革について

質問：平成14年8月以降、外務省職員の意識は変わったと思いますか

【書面調査における意見等】

回答区分	回答者数
変わった	15
変わっていない	11
判断できない又は無回答	4

< 「変わった」とする者の主な意見等 >

- ・ 以前は、尊大であったり社会一般の常識からかい離したような態度・対応がときにみられたが、そのようなことはみられなくなった。(類似意見5人)
- ・ 世論から厳しくみられているのだという自意識は高まったと思う。ただし、倫理の問題が大きいとすれば、ようやく常識に戻りつつあるということであり、それを持って評価すること自体が低次元(同1人)
- ・ 公金流用など明らかにモラルの低下を示すような事件は聞かなくなった。
- ・ 危機管理網の構築等、在留邦人対応面で大使館職員の意識が高くなった。
- ・ 他の機関の意見に耳を傾けるようになった。

< 「変わっていない」とする者の主な意見等 >

- ・ 在外公館では何も変わっていない。(類似意見3人)
- ・ 人により差はあるが、外務省至上主義という意識はまだあまり変わっておらず、他者の意見を聞こうとする意識に乏しい点もあまり変わっていないと思う。(同2人)
- ・ 使命感の欠如。公僕としての認識が薄い。また外交の最前線で日本の国益を実現しようとする気概も感じられない。(同1人)
- ・ 本当に意識を変えてほしい人は、従来のまま。長年染み込んでいる体質は、そう簡単には変わらないと思う。
- ・ 途上国政府に対して傲慢。国内で傲慢なのはまだ良いが、途上国政府のことを少しは思いやってもらいたい。

【その他有識者の意見等】 回答者数2人

- ・ 外務省職員の意識は、少しずつ変わってきていると思う。これまで一方通行であったが、対話できるようになった。東京(本省)でも理不尽なことは少なくなっている。
- ・ 外交は外務省だけが担っているのではなく、農林水産省、経済産業省、国土交通省などの他の官庁、更にNGO、民間企業などの「省外の機関」も大きな役割を担っている。外務省職員の守備範囲はどこまでなのか、どのような機能・役割を果たすべきなのか、それを外務省職員は理解すべき。

質問： 外務省職員の意識改革に関して、今後、どのような点を変える必要があると思いますか

【書面調査における意見等】 回答者数 20 人

- ・ まず在留邦人や国内の日本人と共通の感覚をもつことが基本。そのためにも広い見識を養い、健全な常識を身に付けることが重要ではないか。（類似意見 10 人）
- ・ サービスの質の確保及び徹底したコスト削減(同 2 人)
- ・ 外からの批判への対応という消極的動機でなく、日本の外交の強化及び組織の活性化が必要だという内発的な動機に基づいて行動が変わるべき。（同 1 人）
- ・ 公人であることの意義を業務についても考慮し、常に透明性があり、国民のどのレベルにも分かりやすい説明ができるような意識を持つべきと思われる。
- ・ 本省での意思決定の遅さと縦割り意識の解消が必要
- ・ 幹部は別として一般館員においては、民間その他外部の日本人との交流について自己規制・控える傾向が強いように思う。相手の外国人とは親しく付き合い気心も良く知っているが、同胞については知らないということになりかねない。在留邦人は「顧客」であるはず。もう少しオープンに交流しないと顧客ニーズが分からなくなるのではないか。
- ・ 日本が外交を通して実現すべきこと、すなわち外務省のミッションを職員それぞれが共有すべき。今は目的もなく、場当たりに権力を行使して個人レベルで満足しているだけ。日々の大使館と先方政府との信頼関係こそが相手国との信頼関係の基礎だと認識していただきたい。

質問： 平成14年8月以降、在外公館が一体となって外交業務に推進する体制が確立されたと思いますか

【書面調査における意見等】

回答区分	回答者数
確立された	12
確立されていない	12
判断できない又は無回答	6

< 「確立された」とする者の主な意見等 >

- ・ 当該国の総領事館の活動をみると、外交業務を推進する体制が強化されてきていることを感じる。（類似意見 3 人）
- ・ 大使はメールを最大限活用し、館内の情報共有に努めている。館員はそれぞれ外交業務を真摯に推進している。（同 1 人）
- ・ 当該国の大使館職員をみると、どちらかといえば、縄張り意識もなく、問題意識の共有化を図って、危機管理網の構築へ向けての連絡調整、2 国間経済協力等の外交業務に邁進しているものと思慮
- ・ 現地 ODA タスクフォースの形成及び活動により、一担当官の判断により左右されることが少なくなったと思う。在外公館が組織として判断を下しているという実感が出てきた。

< 「確立されていない」とする者の主な意見等 >

- ・ 館長のイニシアティブが在外公館において実務に携わる末端にまで届いていない。(類似意見4人)
- ・ 在外公館において省庁別の縦割り意識があり、機能的な組織という意味での一体化は感じられない。(同3人)
- ・ 外部から見る限り大きな変化はない。(同2人)

質問 : 平成14年8月以降、公館幹部を含め、在留邦人等への対応は改善されたと思いますか

【書面調査における意見等】

回答区分	回答者数
改善された	18
改善されていない	6
判断できない又は無回答	6

< 「改善された」とする者の主な意見等 >

- ・ 在留邦人の会報及びメール等を活用して治安などの関係情報の発信が頻繁に行われている。(類似意見5人)
- ・ お客様志向が強化されてきていると思われる。領事部での窓口や電話での対応にこれを感じる。(同4人)
- ・ 日本人会や商工会など在外留邦人組織の会合によく参加するなど交流を図っているように思われる。(同3人)

< 「改善されていない点がある」とする者の主な意見等 >

- ・ 大きな変化は感じられない。(類似意見1人)
- ・ 領事の対応は不適切なため、ビザ申請に時間がかかりすぎる。
- ・ 領事業務の位置付けは一般的に低いままにおかれているのではないか。例えば、大使館は異国の駆け込み寺的位置付けであるが、緊急事態の中、電話するとお昼休みで留守電対応だったりする。民間ではお昼休みであっても電話当番なり輪番対応なり行うのが通常ではないか。
- ・ 確かに献身的な対応される大使館員もおられる。しかし旅行者として一番困るのは旅先でトラブルに巻き込まれた時に迅速な対応をしてもらえるかという点。例えば民間銀行であれば、窓口の待ち時間を0にする運動などを行っているが、パスポートを失っても再発行までに1週間もかかるというのは怠慢以外の何者でもない。

【その他有識者の意見等】 回答者数7人

- ・ 領事業務の対応については、改善されてきている、少なくとも改善しようとする意識はあると思う。(類似意見2人)
- ・ 職員の意識改革は進んでいるにしても、書類手続は依然として煩雑。例えばオース

トラリアではインターネットで各種申請や在留届ができるし、マレーシアでは入国の際にパスポートを提示する必要がない。我が国の場合、在留届は、記載する欄が多く、分かりづらい。

- ・ 改革の成果と言えるのかもしれないが、外交官特権を抑制しようとする努力も感じられた。
- ・ どれだけ人から見られているかによって職員の意識は左右される。一般的に、国会、マスコミ、一般市民から目に付きにくい組織の職員ほど気が緩みがちになることから、外務省職員も注視されることによって、自制するようになっていると思われる。
- ・ 外交を行うという使命感・熱意が必要。しかし、公館の経済班には各府省から来ている者が数人いるが、一体的に業務を行っているようにはみえない。こうした人は、海外勤務は1回限りであり、継続して業務を行うわけではない。そうした熱意に欠けているような人が海外に来て、今の配置にしておくことが適当かどうかは疑問

質問： 在外公館の在留邦人等への対応に関して、今後、どのような点について改善する必要があると思いますか

【書面調査における意見等】 回答者数 12 人

- ・ 領事事務の更なる迅速、丁寧な対応が望まれる。(類似意見 5 人)
- ・ 現地の日本商工会議所や日本人会等の日系関連機関の活動のオブザーバーとしての立場から、メンバーとして積極的に参画し、在留邦人等の問題点の吸い上げとこれの解決に協力願いたい。(同 1 人)
- ・ 在外選挙について、在留届を提出した在留邦人に一律認めるべきである。(同 1 人)
- ・ 努力されていることは感じるが、当地は在留邦人が多く、大半はふだん在外公館と接触がないため、情報の不足感は否めない。大使館活動について遠慮せずもっとアピールしてよいと思う。それには情報の発信を片手間でない主要業務に位置付け、また邦人からのインプットのメカニズムを強化する必要がある。例えば、ホームページは、まだまだ工夫の余地があるのではないか。
- ・ 現在、安全情報、注意喚起などの邦人(個人)への情報伝達は日本人会の連絡網に基づいて主要法人が実施している。だが、メールやファックスがない個人に対し、各企業が勤務時間内に連絡することは困難が多い。重要な連絡は領事部より直接、各個人あて実施していただくようご検討願いたい。
- ・ 在留届や各種届出関連、翻訳関連などの申込みの電子化やインターネットなどの活用を行う。

【その他有識者の意見等】 回答者数 3 人

- ・ 海外にありながら、日本の祝日の多くを休館日とし、当地の営業日に問い合わせても休館の日があり、また、昼休み、夕方など対応不能な時間帯が多く、問合せ時に不便であり、見直し(当番制で対応等)を行ってほしい。(類似意見 2 人)

質問：平成14年8月以降、在外公館における法令の尊重等について変わったと思いますか

【書面調査における意見等】

回答区分	回答者数
変わった	16
変わっていない	6
判断できない又は無回答	8

< 「変わった」とする者の主な意見等 >

- ・ 特に公費支出の点において倫理規定遵守の姿勢が以前よりも厳格になったと感じられる。(類似意見5人)
- ・ 館員の人たちが業務上のみならず日常の行動等にも注意していることが感じられる。ただ、倫理規定等により民間邦人との交流自体がごく制限されており、今のままで民間ニーズや情報の収集に支障が生じないのか心配になる。(同3人)
- ・ 在外公館職員との会合等において、会費制が採られるようになった点を評価する。(同3人)

< 「変わっていない」とする者の主な意見等 >

- ・ 以前から遵守されており、特に変化がない。(類似意見3人)
- ・ 指摘されているような目立った不祥事や不快感を与える行動はその後は起こっていないように思える。と言って平成14年8月以降においても特に大きく意識が変わった点はみられない。(同1人)

【その他有識者の意見等】 回答者数3人

- ・ 外務省改革の成果も出てきているが、倫理規程によって会食が制限されている。特に途上国においては、リジットにしているように感じる。待遇がやりにくくなった。今まできっちりとやってきた人は、今も行っている。悪い人が表にでてきたということ。
- ・ 相手国のカウンターパートの立場からみると、外務省改革によって、日本大使館員とは付き合いにくい、と思っているのではないか。この国では個人同士の付き合いを重要視しており、一緒に食事をする、ということが仕事を円滑に進める上で非常に重要になる。日本大使館員は本省からの指示に忠実に従って、この一緒に食事をするを断ったり、割勘にしたりしているが、この国では割勘の風習がない。国によって慣習や方法論が異なるので、柔軟な対応が望まれる。
- ・ 倫理規程が厳しすぎる。接触の機会が少ない(アフターファイブの時間が少ない)。それでは、採ることができる情報が少なくなる。どうやって情報を採ってくるのだろうかと思う。

質問：平成14年8月以降、在外公館における職員の言葉遣い、夫人間の関係等について変わったと思いますか

【書面調査における意見等】

回答区分	回答者数
変わった	7
変わっていない	8
判断できない又は無回答	15

< 「変わった」とする者の主な意見等 >

- ・ 領事窓口での対応が丁寧になった。言葉遣い等に不快感はない。(類似意見3人)
- ・ 最近、大使館員配偶者間および在留邦人配偶者間での「格差」を感じない(平成14年8月よりずっと前の経験では、厳然と存在していた)。これは非常に好ましい。
- ・ 意識したことはないが、知る限りでは特に問題があったとは聞いていない。

< 「変わっていない」とする者の主な意見等 >

- ・ 赴任当初は日本人会の行事を通じて在外公館夫人の高圧的な態度に違和感を感じたことがあるが、それを除けば、特に言葉遣い等を気にしたことはない。日常業務の中で変化を感じる機会がそれほどない。(類似意見1人)
- ・ 館内にはもともとそれほど厳格な上下関係が存在していなかった。大使を含め、単身者、独身者が多いため、夫人の存在がそれほど目立たない。他の公館でみられるような「お花当番」もなく、夫人は他の在留邦人の夫人と同様、ごく普通の日常生活、社会生活を送っている。(同1人)
- ・ 個々の館員により異なり、全体として改善されたようには思えない。(ほか1人)
- ・ 仄聞^{そくぶん}するところでは、館員の職位通りの順列が依然として夫人間にも残っているとのことである。

【その他有識者の意見等】 回答者数3人

- ・ 昔は、新年会などの際、大使館員の夫人は、生け花等の労務提供を強制させられたりしていたが、今はこうしたことはない、と聞いている。公邸で新年の名刺交換会が開催されるが、その際の労務提供も、希望者を募るという方法で行われていた。(類似意見1人)
- ・ 外交とは関係がないが、やはり大使夫人を頂点とする夫人間の序列の話や、いじめについては耳にしたことがある。

(ウ) 人事制度の再構築について

質問：平成14年8月以降、在外公館職員の語学力は向上していると思いますか

【書面調査における意見等】

回答区分	回答者数
向上している	2
向上していない	16
判断できない又は無回答	12

< 「向上している」とする者の主な意見等 >

- ・ 各省アタッシェの語学力が向上した。

< 「向上していない」とする者の主な意見等 >

- ・ 公館職員には出向者が多く、彼らの語学力はそれほど高いものとは思えない。(類似意見6人)
- ・ 館員の多くが他省庁からの出向である現状を踏まえれば、多少の赴任前研修で語学力が大きく向上する可能性はない。(同2人)
- ・ 任地が多言語国家であるにもかかわらず、自己の習得語学以外の語学を習得しようという意欲がみられない。最も基本的な英語の能力が不足している館員が多く見受けられる。(同1人)
- ・ 各省庁からの出向者を厳選するとともに、外国語+専門性を有する若い人材を一般公募・期限付きで活用する比重をもっと高めてはどうか。

質問：外務省の人事制度等についてどのような点を改善する必要があると思いますか

【その他有識者の意見等】 回答者数5人

- ・ 他の府省では、組織として徹底された指導を行い、それぞれ専門家を養成しているが、外務省にはそのような慣行もなく、キャリアアップの仕組みもこれまでなかった。専門職の中には、業務に対する意欲を持ち優れた人材がいるが、そうした専門職の職員を、その専門に関係がない業務に就かせている。また、優秀な人材を官房に集めて、結局ジェネラリストにしている状況もみられる。(類似意見1人)
- ・ 大使の外部人材登用が進められており、実際に各府省からも大使に出向しているが、なぜその国かという疑問はある。外部人材の専門性等を活用した任用が必要ではないかと思うが、その選定基準は不明。外部人材の登用人数だけ増加させるのはあまり意味がない。(同1人)
- ・ 国によっては、組織ではなく、個人で動くので、カウンターパートの引継ぎは非常に重要。当社の場合、後任者とはおおむね1週間程度の引継ぎ期間があり、人脈を含めて引継ぎを行うこととしている。

(エ) ODAの効率化・透明化について

質問：現場にいる者としてODAの採択、実施等に関して更に効率化を図る余地はありますか

【書面調査における意見等】

回答区分	回答者数
余地がある	23
余地がない	1
判断できない又は無回答	6

< 「効率化を図る余地がある」とする者の主な意見等 >

- ・ JICA及びJBICの在外事務所が存在する国については、各実施機関に案件の採択・実施に係る権限を委譲すべき。(類似意見4人)
- ・ ODAの検討に際してスケジュール管理がまったく行われていない。(同4人)
- ・ 有償資金協力と無償資金協力の連携不足のほか、在外公館と外務省本省との間の連携不足に加えて、日本における外務省、JICA、JBICとの間の連携不足がみられるので、これらの点を強化すべき。(同2人)
- ・ 援助対象国の絞り込みを行うとともに、コストを削減すべき。(同1人)
- ・ 依然として、東京の体制が非効率。特に外務省経協局内での縦割りが依然として存在し、障害となっている。(同1人)
- ・ 日本の各実施官庁の出先的な行動様式が、ODAの効率化の阻害要因となる面がある。(同1人)
- ・ 外務本省における採択過程において現地の意向が必ずしも全面的に反映されていない。
- ・ ODAタスクフォースを立ち上げ、早急に援助方針を決定する必要がある。
- ・ 案件形成プロセス(政治的案件にとらわれない仕組み)の充実
- ・ 要望調査への回答が遅れることがしばしばで専門家会合の度に専門家からクレームがある。

【その他有識者の意見等】 回答者数24人

- ・ 中南米は、アジアとは異なる。同じことはできない。ODA金額も違う。関心も違う。アジアでは大使館も下手なことはできない。
一方、中南米、アフリカでは、ODAタスクフォース(研究会)の維持だけのために大変な労力をかけている。全世界で一律に同じことをやれというのは無茶(類似意見6人)
- ・ ODAの内容に関してアイデア不足。外務省、JICA、JBICがアイデアを出し合って、真剣に議論する必要がある。(同3人)
- ・ JICAが独立行政法人化されたが、外務省とJICAとの関係はほとんど変わっていないように見受けられる。意識を変えるべき。(同3人)
- ・ 在外公館のODA担当者は、ODA業務の関心が薄いとされる他府省出身の職員で

なく、外務省職員のうちODA畑出身の者で、かつ熱意のある者を配置してほしい。その上で、そうした人が関係機関と十分な連携を図ってODAタスクフォースを効果的に運用していくべき。(同1人)

- ・ ODAタスクフォースは、対処方針を現場で議論するというものであるが、決裁権限は外務本省にある。協力内容を具体的に記述した対処方針を作成し、大使の決裁を受けて本省に送付したところ、「具体的に記述することはやめろ。抽象的に記述せよ。」という指示がきた。大使がOKを出しているにもかかわらず、在外公館の意見を聴こうとしない。(同1人)
- ・ 東南アジアの国に所在する在外公館の中には、ODAに関する現地の要望を吸い上げるスタンスがない例がみられる。(同1人)
- ・ 中南米、アフリカでは、ODAタスクフォースは無理。関心を持っていない公館職員がいる。ODAについて説明しても「はいそうですか。」で終わり。また、ODAタスクフォースを立ち上げてみたけれど、何をやればよいのか分からないので、関係者を集めて、形だけタスクフォースを作って終わりというケースがある。
- ・ ODAの実施体制が縦割りとなっており、地域間との連携(横割り)ができていない。
- ・ 外務省以外の省が、大使館以外の様々な団体を通じて技術協力や事前調査などを直接行うようになってきている。外務省がどこまでこのような各省の活動をグリップできるか、という問題がある。霞が関の論理が大使館でもそのまま適用されている。他府省出身者の大使館員の中には、これしか行わない(外務省の仕事は行わない)と宣言している人もあると聞いている。

質問：現場にいる者としてODAの採択、実施等に関して更に透明化を図る余地はありますか

【書面調査における意見等】

回答区分	回答者数
余地がある	13
余地がない	10
判断できない又は無回答	7

<「透明化を図る余地がある」とする者の主な意見等>

- ・ 無償資金協力の配分・決定の基準と理由の説明が十分ではなく、分かりにくい。このことは一般の「ODAばら撒き」といったイメージ形成に大きく影響しているように思う。(類似意見4人)
- ・ 案件採択決定の理由、実施に関する様々な指示の理由が明らかにされていないことが少なくないと思われる。特に一般国民に対しては、案件採択理由及び実施に関し、どのような指示が外務省から実施機関に出されているかまったく明らかにされていないと思われる。(同3人)
- ・ 無償資金協力案件の採択については、折角要請を出してきた途上国側に採択の根拠が伝わらず、途上国側が困惑している事例あり。(同1人)
- ・ 特に草の根無償の採択と評価の透明化が必要
- ・ 現場レベルでは情報公開法などを含め、援助内容や結果の公表などの公開自体は限

界に達した感はあるが、一般国民からみると、まだ「なんだかよく判らない」という面があるのではないか。次の段階として、分かりやすさに配慮する、ある程度整理したものを問うなど、工夫の余地はある。

< 「透明化を図る余地はない」とする者の主な意見等 >

- ・ 透明化をつき進めると効率は非常に悪くなる。タイミングは案件実施において非常に重要なポイントであり、透明性と効率のバランスを考えた場合、現状でもやむを得ない状況にあると思われる。
- ・ 会計検査で十分ではないか。

【その他有識者の意見等】 回答者数 5 人

- ・ 草の根無償は、機動性が必要であり、現地のニーズをみて大使が判断することとしてもよいのではないか。大らかさも必要。コストベネフィットを算出する、システムティックにするなどの必要性はないのではないか。(類似意見 1 人)
- ・ 草の根に係る無償資金協力において、効果と開発目的がかい離している在外公館がみられる。
- ・ 外務省のODAの透明性の確保に関しては、外からみてまだ不十分と言われるが、これがPRの問題であるのか、メカニズムの問題であるのかは不明
- ・ 政策評価法で 150 億円以上の案件について評価を行うこととされたことから、透明性は向上したと言える。草の根無償については分からない。

(オ) NGOとの新しい関係について

質問：在外公館と、JICAやJBICの駐在員事務所、NGOとの連携が十分に図られていると思いますか

【書面調査における意見等】

回答区分	回答者数
連携が図られている	22
連携が図られていない	4
判断できない又は無回答	4

< 「連携は図られている」とする者の主な意見等 >

- ・ JICA、JBIC、NGOとの定期協議会は開催されており、関係者間のフランクな意見交換や情報共有が図られている。(類似意見16人)
- ・ 累次の会議開催等意見交換が割りと頻繁に行われている。ただし、それが効率的なものか、結論・方針を導き出せているか、といった観点からは疑問なしとしない。(同1人)
- ・ ODA現地タスクの活用が図られているが、他方、NGO活用は十分でない。

< 「連携は図られていない」とする者の主な意見等 >

- ・ NGOの案件について、大使館、JICA、JBICがお互いに確認することはあるが、定期協議会は持たれたことはない。(類似意見3人)

質問：NGOとの新しい関係の形成、関係機関の間での連携強化に関して、今後、どのような点について改善する必要があると思いますか

【書面調査における意見等】 回答者数13人

- ・ ドナー連携体制を整備すべき。特にNGO活動を十分に理解した現場援助関係者を増強すべき(類似意見6人)
- ・ NGOからの政策提言を実際にODA事業の効果発現に生かすことが必要(同1人)
- ・ NGO支援スキームを一本化すべき(現在、大使館とJICAに分かれている。)(同1人)
- ・ NGOについては、情報提供や意見交換だけでなく、実際の調査やプロジェクトでの協力・連携につなげる必要がある。(同1人)

(カ) 大使館などの業務の見直しについて

質問： 在外公館の施設・設備に関して、利用しにくいもの、分かりにくいもの、不便なもの、日本を代表するものとして相応しくないものなどがありましたか

【書面調査における意見等】 回答者数 2 人

- ・ 公邸。現地の比較的規模が大きい民家を借り上げているため、「日本らしさ」を表現することができていない。古い。狭い。間取りが不合理
- ・ 設備全般。一般のビルに入居しており、他の諸国の公館に比べて見劣りがする。警備体制も他国に比べて簡単すぎる。緊急事態が発生したときに、邦人を保護する保護収容するスペースがないように見受けられる。

【その他有識者の意見等】 回答者数 1 人

- ・ 公邸は比較的新しい。華美であるとかないとかは判断できないが、相手国の祝賀会に対する答礼を公邸で行おうにもそのスペースがなく、相手国の祝賀会の後に時間をずらして開催するというを行っていた。

質問： 受益者・利用者の立場からみて、領事サービスの向上は図られていると思えますか

【書面調査における意見等】

回答区分	回答者数	意見等人数
向上している	19	18
向上していない	4	3
判断できない又は無回答	7	

< 「向上している」とする者の主な意見等 >

- ・ 言葉遣いを含め窓口での対応は懇親、丁寧であり、また迅速であると思われる。(類似意見 7 人)
- ・ 旅券発給、ビザ取得サポーター、レター発行時などの対応が良くなった。(同 2 人)
- ・ 在留邦人に対してきめ細かいお知らせが流されている。(同 1 人)
- ・ 従来よりきめ細かな来訪者への対応、待ち時間の縮小化、遠隔地への対応
- ・ インターネットで在留届が提出できるようになった。

< 「向上していない」とする者の主な意見等 >

- ・ 向上はしていないが、以前から問題なし。(類似意見 1 人)
- ・ 手続に時間がかかっている点は変わっていない。

【その他有識者の意見等】 回答者数 8 人

- ・ 日本人会の総会には大使が、理事会には公使が毎回出席していた。また、日本商工会にも大使館職員が出席している。そのほか、日本人学校の体育祭などにも出席していた。(類似意見 4 人)
- ・ 通学バス(借り上げ)の運転手を解雇した際に、その運転手から日本人学校に対し脅迫電話があったが、その際には、警察庁出身の大使館館員がアドバイスに来てくれた、ということもあった。
- ・ 日本人会に入ると、ODAにより建設した病院で保証金なしに診療を受けることができることとなった。これには大使館の力添えがあった。
- ・ 領事業務の日本人用窓口は良くないという印象。ローカルスタッフが窓口で対応し、日本人職員は出てこない。窓口対応者に氏名を聞かせてくれといっても、共通して「名前は言わないことになっている。」との回答がある。

質問 : 領事サービスに関して、今後、どのような点を改善する必要があると思いますか

【書面調査における意見等】 回答者数 11 人

- ・ 領事サービスに対する対価の縮小化・廃止 (類似意見 2 人)
- ・ 在外選挙についても、インターネット等で簡単に登録できるシステムにした方がよい。(同 1 人)
- ・ 更なる迅速、丁寧な対応が望まれる。(同 1 人)
- ・ 現在、安全情報、注意喚起などの邦人(個人)への情報伝達は日本人会の連絡網に基づいて主要法人が実施している。しかし、メールやファックスのない個人に対し、各企業が勤務時間内に連絡をすることは困難なことが多い。重要な連絡は領事部より直接、各個人あて実施いただくようご検討願いたい。(同 1 人)
- ・ 在留邦人が入りやすい領事窓口にする。
- ・ 祝日の現地化

【その他有識者の意見等】 回答者数 4 人

- ・ 領事業務の強化のためにも、業務のアウトソーシングを検討すべき(選択と集中)。
- ・ 日本大使館本館内に投票所が設けられているが、次のような状況にあり、手続の簡素化や選挙内容の改善が望まれる。
投票所は、領事窓口の近辺ではなく、大使館本館内に設けられている。この投票所までたどり着くためには、三重のチェックが必要であり、しかも、そのチェックが非常に厳しい。
投票を行うための手続、例えば旧住所を記載するなどの手続が非常に面倒及び を行った上で投票を行うことができるが、現行の在外選挙(国政選挙)は、比例代表(拘束名簿方式)のみが実施されており、政党名による投票のみとなる。候補者の氏名による投票はできない。
- ・ 選挙の実施方法に関して、次のような課題があると思う。

選挙用に政党名簿が置かれているが、これが都道府県ごとに、政党名の順序を変えたものとなっており、相当分厚いものとなっている。投票が記載順序に影響を受けるとい理由によるものらしいが、無駄なことを行っているという感じがする。

個人候補に対する投票は、候補者名簿を作成し閲覧に供することが大変であろうが、今後是非導入すべき。これを導入するだけでも、投票率は上がると思う。

- ・ 日本商工会の人たちから、大使館の人たちが何を行っているのかよく分からない、という声を聞く。大使館は、その業務をもっとPRすべき。

(キ) 危機管理体制の整備について

質問 : 平成 14 年 8 月以降、在外公館における情報収集・分析の能力が向上していると思えますか

【書面調査における意見等】

回答区分	回答者数
向上している	15
向上していない	4
判断できない又は無回答	11

< 「向上している」とする者の主な意見等 >

- ・ E-mail 等での危険情報の通知等を含め在留邦人への情報提供が詳細かつタイムリーとなった。(類似意見 8 人)
- ・ 担当館員に、積極的に情報をシェアしようとしている姿勢が伺える。(同 1 人)
- ・ 定期協議会、説明会などが開催されている。(同 1 人)

< 「向上していない」とする者の主な意見等 >

- ・ 事件が起こった際、任国政府が公的に発表する内容以上の情報が収集できていない。
- ・ マスコミからの情報収集が主で、任国政府及び関係者からの情報収集は少ないと感じる。
- ・ 特に向上はしていないものの、特段の問題もない。
- ・ 倫理規程を意識しすぎるせいか、民間邦人とのコンタクトが減っており、十分な情報収集ができないのではないかと危惧する。

質問 : 在外公館における情報収集・分析能力に関して、今後、どのような点について改善する必要がありますか

【書面調査における意見等】 回答者数 14 人

- ・ S A R S やテロなど未経験の危機が発生した時に、十分な情報の収集と分析、発信・公開が望まれる。(類似意見 5 人)
- ・ 特に経済情報収集に関し、民間や任国商工会議所との連携により、更なる情報量の増加と情報提供の機会増加を希望する。(同 5 人)
- ・ もっと積極的に民間邦人とコンタクトして、情報収集及び要望聴取を行い、その実現に努力してほしい。(同 1 人)

【その他有識者の意見等】 回答者数 21 人

- ・ O D A を行っている大使館では、その館員の 7 割から 8 割が他府省出身者 (アタシ

エ)となっている。こういう大使館員が、任国政府や現地報道機関等から情報収集等を行うことは困難(類似意見3人)

- ・ 数年前に、領事部を大使館本館から切り離し、民間ビルに移設した。入館時に、安全対策として金属探知器を使用しているものの、この使用による入館対応の遅れはみられず、むしろ、ものものしい大使館本館よりも行きやすいのではないか。(同3人)
- ・ 在外公館における警備を強化すべき。(同2人)
- ・ 大使館は、極論すれば日頃は何もしなくても良い。何かあったときに、頼りになる大使館であってほしい。(同1人)
- ・ 簡単に情報を送付できる時代に、何でもかんでもマル秘を押しつけて大使から外務大臣あてに公電を送付するというのはどうかと思う。
- ・ 安全情報は、連絡してもらいたい。何時何処でデモがあるかということは、大使館の情報が頼り
- ・ 任国の新聞記事等については、大使館が翻訳して本省に大量に送付されているようだが、それを在外邦人にも流してもらうということができないのか。
- ・ 在外公館における情報収集を徹底すべき。新聞情報のみを収集するのでは在外公館は不要。足で、人脈で、情報を稼いでほしい。最近はアフターファイブで情報収集する例が少なくなっている。特に若い人に少ない。
- ・ 外務省は、危機対策として5段階の危険情報を流しているが、これは命令形式となっていない。外務省は、欧米と同じように責任を持って、命令形式で避難勧告等を出すべき
- ・ S A R Sの際には、外務省から渡航の安全に関して勧告があり、日本企業を含め在留邦人が日本に帰国し、その後、事態が沈静化してから中国に再渡航した。しかし、米国や韓国に比べて、日本企業の社員等が最も遅くまで中国に残り、また、中国への再渡航も最も遅くなった。外務省・大使館が、企業側で安全性を判断できるような情報を発信するということも考えられるのではないか。
- ・ 大使を含め、事務の引継ぎとカウンターパートの紹介は、絶対必要
- ・ 警備に関しては、先進国は、治安の悪い国ではすべて自国の軍隊を置いている。日本も自衛隊を派遣すべき。

(ク) 事務の合理化について

質問： 外務省における IT 化が進展していると思えますか

【書面調査における意見等】

回答区分	回答者数
今勤務している機関と同程度に進展している	13
今勤務している機関より遅れている	8
判断できない又は無回答	9

< 「今勤務している機関と同程度に進展している」とする者の主な意見等 >

- ・ 在外公館の IT 化については進展も遅れもなく、同程度に進展していると思う。ホームページも充実し特に支障はない。(類似意見 4 人)

< 「今勤務している機関より遅れている」とする者の主な意見等 >

- ・ メールサーバが原因であるのか、セキュリティの維持のためにやむを得ないのか、電子メールの送受信にかなりのタイムラグが生ずる。(類似意見 1 人)
- ・ メールに添付することができるファイルの容量が少なすぎる。

【その他有識者の意見等】 回答者 1 人

- ・ 公館職員の中には、メールアドレスを有していないとしている者やメールを使用しないと明言している者がみられる。長期間、日本に戻らずに、例えばネットワークが普及していない中南米を回ってきた人だと、そのようなことになるようだ。意識改革の研修が必要ではないか。

質問： 外務省・在外公館における IT 化に関して、今後、改善すべきと思われる点がありますか

【書面調査における意見等】 回答者数 6 人

- ・ 文書を作成する際に使うソフトウェアの標準化
- ・ 在外公館から外務本省に電子メールを送信すると丸 1 日要すると聞いているので、情報伝達の迅速化の観点から改善すべき。
- ・ 在留邦人を相手にしている部分では、IT 化が必ずしもいいとは限らない。
- ・ IT 化の専門家を館内に置く、若しくは定期メンテナンス契約を結ぶ等。IT 化の前に、業務の簡素化を推進するべき。
- ・ ビデオ会議システムの導入
- ・ 外務省だけでなく日本国政府関係の IT 化には、情報が外国政府に漏洩する危険があるシステムの利用を避けて専用にカスタマイズしたシステムを開発すべき

(ケ) その他外務省改革についての意見等

外務省予算の効率的使用・透明性の確保について

- ・ 在外公館の中には、専任領事が配置されていない領事館があるが、こうした領事館では、厳格化された会計業務に人手をとられ、本来強化すべき領事業務にまで手がまわらず弱体化している例がみられ、会計業務については、無駄を省き、相互チェックの仕組みを一層充実させる必要がある。(類似意見1人)
- ・ 現在は、会計規則が厳しすぎる。これでは、萎縮してしまい、情報収集能力が弱体化してしまうので、人脈づくり、情報収集に柔軟に対応できるようにすべき。

在外における広報について

- ・ オールジャパンとしての広報活動が不足している。もっと主体的かつ積極的に、大使館が中心になって、日本の援助活動等を取り上げて、当国及び日本の国民に訴えるべき。
- ・ 発展途上国においては、ODAが広報の中心となるが、それだけでよいのか疑問。日本の広報は顔が見えない。日頃から現地報道機関との関係を良くしておく、情報を流すといった努力をしておくべき。

政策構想力の強化について

- ・ 外交政策の目標を明らかにして、これを国民に説明するとともに、これに基づく業務について説明していくことが必要。「外交政策評価パネル」が機能していないのも問題
- ・ 外務省が一元外交を行うというのであれば、各府省から一流を集めるべき。そして、外務省はコーディネイト役に徹し、各府省が各専門分野を担う。こうした役割分担をした方がよい。

事務の合理化

- ・ 最終的には東京(本省、各機関本部)での合理化、効率化が残る。大使館レベルで効率化・迅速化が図られても、本省で時間がかかっているは何にもならない。
- ・ 職員の超過勤務がひどすぎる。業務のアウトソーシングが必要(選択と集中)。また、民間人を活用すべき(シニアボランティア制度の導入)。何を専権事項とするのかを考えて、必要な業務に集中すべき。

その他

- ・ 在外公館の体制は、欧米先進諸国と比べて少ないというデータを見たことがある。外務省は、もっとそのことをPRすべき。ただ、人が多い少ないは、どのような仕事を行うかによる。
- ・ 外務省・在外公館は、地方自治体に対する支援を強化してほしい。

